

平成30年9月 4日 開会

平成30年9月26日 閉会

平成30年9月定例会

# 美作市議会会議録

平成30年第5回9月定例会目次

◎ 第1日（9月4日開会）

1. 議事日程	21
2. 出席議員	22
3. 欠席議員	22
4. 会議録署名議員	22
5. 出席説明員	22
6. 出席事務局職員	22
開 会	23
散 会	58

◎ 第2日（9月6日再開）

1. 議事日程	59
2. 出席議員	59
3. 欠席議員	59
4. 出席説明員	59
5. 出席事務局職員	59
開 議	60
延 会	116

◎ 第3日（9月7日再開）

1. 議事日程	117
2. 出席議員	117
3. 欠席議員	117
4. 出席説明員	117
5. 出席事務局職員	117
開 議	118
延 会	184

◎ 第4日（9月10日再開）

1. 議事日程	185
2. 出席議員	185
3. 欠席議員	185
4. 出席説明員	185
5. 出席事務局職員	185
開 議	186
延 会	250

◎ 第5日（9月11日再開）

1. 議事日程	251
2. 出席議員	251
3. 欠席議員	251
4. 出席説明員	251
5. 出席事務局職員	251
開議	252
延会	326

◎ 第6日（9月12日再開）

1. 議事日程	327
2. 出席議員	327
3. 欠席議員	327
4. 出席説明員	327
5. 出席事務局職員	327
開議	328
散会	374

◎ 第7日（9月26日再開）

1. 議事日程	375
2. 出席議員	375
3. 欠席議員	375
4. 出席説明員	375
5. 出席事務局職員	375
開議	376
閉会	419

◎ その他資料

一般質問	421
------	-----

平成30年9月4日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成30年第5回美作市議会9月定例会)

平成30年9月4日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議会改革特別委員会委員長の中間報告について
- 日程第6 発議第3号 決算特別委員会設置について
- 日程第7 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 報告第7号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)
- 報告第8号 出資法人等の経営状況について
- ・美作市土地開発公社
  - ・(株)特産館みまさか
  - ・(有)大原農業振興センター
  - ・(株)作東バレンタインホテル
  - ・(株)雲海
  - ・(株)みまちゃんネル
- 報告第9号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第9 認定第1号 平成29年度美作市一般会計決算の認定について
- 認定第2号 平成29年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第3号 平成29年度美作市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第4号 平成29年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について
- 認定第5号 平成29年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 認定第6号 平成29年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について
- 認定第7号 平成29年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について
- 認定第8号 平成29年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 認定第9号 平成29年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について
- 認定第10号 平成29年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第11号 平成29年度美作市水道事業決算の認定について
- 認定第12号 平成29年度美作市病院事業決算の認定について
- 認定第13号 平成29年度美作市下水道事業決算の認定について
- 日程第10 議案第66号 美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の制定について
- 議案第67号 美作市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第69号 美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビン設置及び管理運営に関する条例の廃止について

議案第70号 平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）

議案第71号 平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣
----	---	---	---	----	---	---	---	---

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市	長	萩	原	誠	司	教	育	長	大	川	泰	栄							
政	策	参	与	山	下	亨	総	務	部	長	岡	本	和	之					
市	民	部	長	角	南	良	雄	環	境	部	長	宿	野	豊	彦				
経	済	部	長	遠	藤	宏	一	保	健	福	祉	部	長	江	見	勉			
建	設	部	長	真	野	弘	紀	教	育	次	長	山	名	浩	二				
消	防	長	皆	木	佳	久	会	計	管	理	者	山	本	和	毅				
企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	平	田	幸	春				
社	会	教	育	課	長	船	曳	敬	吾	代	表	監	査	委	員	東	内	義	典

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	坂	元	省	吾				
係	長	金	谷	裕	子				

**議長（鈴木 悦子君）**

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。

今定例会中、報道機関より取材のため録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたしております。

なお、携帯電話、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより平成30年第5回9月美作市議会定例会を開会いたします。

本日は台風21号の接近に伴い、暴風警報が発令されている中で議会を開会いたしますが、今後の状況に注視しながら本日の議事を進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、台風対応のため横山副市長、春名政策審議監、藤原危機管理監が欠席をしております。

議員は全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

議長からお許いただきましたので、冒頭少しお話をさせていただきますが、議長の冒頭の御発言にもありましたように強い台風21号が接近をいたしております。当市としましても昨日から告知放送、あるいはみまさかオンライン、その他の媒体を通じまして暴風あるいは大雨による災害に対する注意喚起を行ってまいりました。他市の動向等も勘案しながら本日午前10時に避難準備情報を発令をさせていただきましたが、それに伴いまして、市内の全域8カ所において自主避難、早期避難の受け入れのための避難所を開設をさせていただいているところでございます。今回警報がきょうの朝4時22分、暴風警報が発令され、大雨等については注意報にとどまっておりますけれども、突然の風が強くなる、そのことが一番現時点においては心配でございますし、また台風21号は非常に強い勢力を保っているということでございまして、突風、竜巻ということにも注意が必要かというふうに言われておるわけでありまして、本日の昼過ぎが当市への最接近時点ということでございます。市民の皆様におかれましては突風等による飛散のおそれがあるものについてのお片づけ、その他の事前準備をお願いをいたしますとともに、いわゆる不要不急の外出は避けていただき、自宅を含めて安全なところにおとどまりになられることを切望をいたします。

また、先ほど議長からもございましたように当市としては警戒態勢をとっておりまして、情報収集、分析等のため横山副市長、春名政策審議監、そして藤原危機管理監が残念ながら議会に出れないという状況でございます。どうぞ御容赦を賜りますとともに、またひょっと暴風等が本当に起こった場合においては、他の幹部が途中で退席を余儀なくされる場合もあり得ると思っておりますので、この点念のためお許しを賜りますようお願いをさせていただきたいと思っております。

もう一度申し上げますと、今回は暴風警報が出ておるわけでございまして、安全なところにいらしていただきたい、不要不急の外出を避けていただきたい、そのように考えておりますので、よろしくをお願いをいた

します。

以上でございます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により1番青山慶議員、2番和田広宣議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（鈴木 悦子君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

尾高議会運営委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る8月28日及び本日、議長、委員、市長、副市長、政策参与、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、9月定例会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日9月4日から9月26日までの23日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりです。

次に、市長より送付されました議案は、諮問1件、報告3件、決算の認定13件、条例の制定案並びに一部改正案4件、補正予算案2件の以上23件の議案であります。

議員からの議案は、決算特別委員会の設置発議の1件で、議会運営委員会から発議いたします。

本日の第1日目は、諸般の報告として、4月、5月、6月の例月出納検査結果と、勝英農業共済組合議会の報告、議会改革特別委員会の委員長からの中間報告を受け、その後、議員からの発議、議案の上程、提案説明を受けます。

続いて、2日目の9月6日から9月12日までの5日間は一般質問、議案質疑を予定しております。なお、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

最終日は9月26日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行います。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行っていただきます。一般質問では、発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分です。

議案質疑については、決算認定議案も含めて通告期限を9月6日午後5時までといたします。

なお、通告をしない者の質疑は、通告をした者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いいたします。

次に、請願・陳情については、8月28日までに受理した請願1件、陳情1件について、委員会付託とし、審議いたします。

予備日は、9月5日、13日、20日、休会日は、9月21日、25日としております。

なお、議長のお話にもありましたように台風21号接近しておりますので、災害対応の状況により諸般の報告以降の日程は変更を行う場合があることを御了承いただきたいと思います。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期は本日4日から26日までの23日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日4日から26日までの23日間と決定いたしました。

なお、お手元に会議日程予定表を配付いたしております。委員会の開催日の変更がございましたので、御確認をしてください。

### 日程第3 諸般の報告

**議長（鈴木 悦子君）**

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告はお手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、勝英農業共済事務組合議会からお手元に配付いたしております資料をもとに報告を行います。

山本重行議員より報告をいたします。

山本議員。

**13番（山本 重行君）**

それでは、ただいまから去る8月8日、午後1時30分より勝央町役場、3階議場におきまして開催されました平成30年勝英農業共済事務組合議会第1回臨時会について報告をいたします。

今臨時会への出席議員は16名全員の出席であり、上程された議案は2件でありました。

主な審議内容といたしまして、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて、勝英農業共済事務組合損害評価会委員の委嘱」は、損害評価委員の任期満了に伴い、調整中であった6名について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分されており、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

次に、議案第9号「勝英農業共済事務組合農業共済条例の全部を改正する条例」については、昨年6月に農業災害補償法の一部を改正する法律が成立し、農業災害補償法を農業保険法に改称し、内容を大幅に見直しをしたことに基づき、改正を行うものでございます。

主な見直しとしては、米、麦の共済は、強制加入から任意加入へ変更したこと、家畜共済では、死亡や廃業の死廃共済と、獣医の診察を受ける病傷共済がセット加入から選択加入となったこと、共済掛金では、一律の掛金から共済金の受け取りの少ない農家から掛金を段階的に引き下げる危険段階別掛金率が全てに導入されたことなどでございました。

上程されました2議案は全て原案のとおり同意、可決されました。

以上で平成30年勝英農業共済事務組合議会第1回臨時会の報告といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付をしておりますので、ごらんください。

## 日程第4 行政報告

**議長（鈴木 悦子君）**

日程第4、「行政報告」を行います。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それでは、恒例によりまして美作市の行政の状況について報告を申し上げます。

初めに、去る7月5日から7日にかけての西日本豪雨についてでございますけれども、御承知のとおり岡山県内においても倉敷市の真備町を初めとしまして、各地で甚大な被害が発生をしております。当市におきましては幸いにして人命等にかかわる被害というものはなかったわけでございますけれども、一方で降り始めからの累積雨量という意味では、右手地域、東粟倉地域で500ミリ近くに達するというようなことで、記録的なものになり、結果として店舗や倉庫などの非住居の建物を含んだ上での床上浸水が50件、そして床下浸水が108件、さらには公共土木施設の災害が148件、農地農林業施設災害、150件を含んで相当の被害が発生をいたしました。これを受けまして、市民の皆様方の生活に多大な影響が発生をしたというようなことでございます。このたびの豪雨災害から一日も早い復旧、あるいは日常生活の回復を求めて7月9日から開始をした災害ごみの無料引き取りにつきましては、8月3日で終了をいたしましたけれども、その間車両台数という意味では135台、総受け入れ量が約41トンにも上っておりますが、これらはクリーンセンターにおきまして適切に処理が完了いたしております。

また、地域交通網の核の一つでございますが、JRの各線、特に私どもという意味では姫新線でございますけれども、これらも相当な被害が発生をいたしまして、運休ということになったわけでございます。これを受けて、当時まだ学期中でございます。高校生たちの足の便ということもございましたので、7月17日から市独自で姫新線の代替バスを朝夕1便ずつ運行をさせていただきました。

同時に、姫新線のような赤字ローカル線について市民の方々から復旧が後回しにされるんじゃないかと、あるいは災害を機に廃線へ向けての動きが発生するんじゃないかと、こういった不安の声が寄せられたこと、これは議員皆さんも御承知のとおりだというふうに思いますけれども、こうした状況は放置できないということで、私のほうから呼びかけさせていただきまして、沿線自治体及び、沿線ではないんだけど関連するところ、例えば奈義であるとか西粟倉村も含めて、そして岡山県内だけではなくて、兵庫県の佐用であるとか、鳥取県の智頭にもお声がけをさせていただきまして、その早期の運転再開へ向けて、JRの各関係路線を支援する会というものを立ち上げさせていただきました。非常に各自自治体とも同じような気持ちで、反応も迅速に行われて、さらにはJRのほうもこの支援ということについて恐縮をされたのか、年内までかかると言われていたわけでありまして、まずは代替バスの運行がたしか21日から始まったと、そして復旧についても皆さん御案内のとおり、上月津山間が8月10日、そして津山中国勝山が8月27日と、想定よりも相当早い改善、運転再開が実現をいたしました。この協議会につきましては、今後さまざまな議論

をしていきますが、14自治体が参加をしております、長期的にJRの路線を守るための活動をしていきたい、そのことを報告をさせていただきます。

次に、特別支援学校の進捗状況についてでございますけれども、岡山県教育長から特別支援学校の認可の内諾というものを得なければなりません、そのための整備計画の案などについて2次協議をこれから行おうというような状況になっております。今後議会からの注意深い御指摘などを踏まえながら、丁寧に議会の皆さんに御説明をする中で御理解を確実に得るための努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ところで、メガソーラーの話になるんですが、当然再生可能エネルギーの開発というのが重要ということ、資源が乏しいということだけじゃなくて、エネルギーの消費というものが地球温暖化等にどういふような影響を及ぼすかということであって、大変重要な課題ではありますけれども、一方で太陽光発電、これにつきましては、一気に全国的に広がっている、これはFITという値段を変えたその法律があります。通常のいわゆる我々消費者が使う電力価格よりも高い価格で買うと、結果として消費者に若干の負担が後からついてくるという形になってまして、これにつきましては、すごいスピードで全国に展開をしているわけがあります。地球温暖化対策ということで、プラスの面もありますけれども、類似の議会でもありますように住環境、あるいは安全面、さまざまな問題、あるいは将来のごみの撤去などについても、いろんな議論があるわけがあります。これにつきましては、さまざまな自治体で今後どうするかということについて考え、既に全国で4つか5つかの自治体で、条例でどう対応できるかという議論がなされております。私どもとしては、今後のものについて特に、例えば現にそのゴルフ場がまだ動いているといったものについて言えば、雇用に与える影響も非常に大きい、あるいはゴルフ場利用税といったものがなくなるといった面もある、さらにいろんなところで安全の面というのは常に議論をされなきゃいけないということで、市独自の条例の制定、特に環境だけじゃなくて、経済的な面についての影響も事前に評価をして、本市として本当にそれがいいのかどうかと、よくない場合においては事業者に対して適切な指導、勧告を行うなどの内容になってございます。よろしく御審議をいただきたいと思っております。

なお、先般の豪雨との関係でございますが、作東メガソーラー関係でございますけれども、現場事務所に設置をされた雨量計によりますと、積算雨量が294ということでございます。平成21年災害時の230ミリという記録ございましたけれども、これを上回っておりますが、調整池においておおむね4割から6割滞水をしたということでございまして、結果として幸い被害が出てはいないということは、あわせて報告を申し上げます。

続いて、ふるさと納税でございますけれども、8月31日現在で本市に関しましては1,133件、2,330万円余と、昨年の同期に比べまして、十五、六%の増加となっております。県内で比較しますと、必ずしも多いとは言えませんが、過去5年間で言うと、300万円ぐらいなやつが10倍ぐらいになっているという意味ではそれなりの増加になっております。直近の動向としましては、一つには、いわゆる自治体版のクラウドファンディングとしてふるさと納税を活用する、そして特定の事業を推進すると、動きがこの県内でも増えております。本市におきましては、先日本市出身の方が障がい児の支援に役立ててもらいたいというようなことも含めて多額のふるさと納税をされました。このように社会的な関心が高まっている事業があるとすれば、その社会的関心により適切に対応したふるさと納税の活用方法がクラウドファンディングを含めて、あるのではないかとというようなことも念頭に置きながら今研究をさせているところでございます。この研究成果につきましては、適宜の場でまた報告をさせていただくことになると思います。

次に、水害の後には本当に暑かった、これはもう皆さん御記憶のとおりと思うんです。若干数字を申し上げ

ますと、今岡に観測所ございますけれども、平成30年、ことしの7月の猛暑日、つまり35度以上の最高気温記録した日というのが7月で10日ございました。ちなみに昨年の7月は今岡において猛暑日はゼロだったんです。これは余りにも激しい気温の変化ということで、本当に当市としても異常な夏であったことは間違いないというふうに思っております。これにつきましては、全国でやはり今まで割合慎重であった学校園についてのエアコンディショナーの導入について議論が活発になったわけでありまして……。済みません、相当の議論になっております。したがって、部活などについてのやり方についても文部省からもいろんな注意事項が出て、水泳指導などにおいても環境省が示している暑さ指数、運動に関する指針を参考として実施の可否を検討しろというぐらいいいことになっております。そこで、私どもとしましては、中学校については、普通教室のエアコン設置を完了し、2学期から使用できる状況なんです、小学校においてはこれがまだできてなかった。7月の臨時議会のときにこの方向について申し上げましたが、年度内にこの始末をして、来年夏には小学校でも使えるというふうな形でやりたい。そこで、今回も予算の中に若干設計費など織り込んでお願いをしているということでございます。

結びに当たりまして一言申し上げますが、冒頭に申し上げました災害に伴う予算措置でございますけれども、7月の臨時議会では1億円の予備費を議決をいただき、対応を進めさせていただきました。現在の予備費の執行状況でございますけれども、市道に崩落した土砂撤去及び倒木の処理費が4,000万円、応急復旧工事が2,700万円、あるいは農林業施設復旧のための重機借り上げが1,200万円、その他に災害見舞金であるとか、JR姫新線運休に伴う臨時バスの運行経費、あるいは災害ごみの受け入れ処分費用などで、総額9,500万円を既に執行している。これは本当に早急なる対応ができたという意味で議会の皆様方の迅速な対応ということにこの場をかりて心から敬意と感謝を申し上げなければいけない。県内で一番最初に議会を開いて対応していただいたかと、心から御礼を申し上げなければなりません。

そして、今回の補正でございますけれども、本格的な復旧工事というものを進めるために設計並びに工事費を中心として7億7,400万円、これが計上されてございます。これにおきましても御審議をよろしくお願いを申し上げまして、行政報告を終わります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

以上で行政報告を終了いたします。

議員の皆さんにお伝えしておきますが、突然エリアメールが配信されることがございますので、御承知おきください。先ほどの音楽です。

## 日程第5 議会改革特別委員会委員長の間接報告について

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、日程第5、「議会改革特別委員会委員長の間接報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員長の間接報告を受けることに決定いたしました。

日笠委員長。

**16番（日笠 一成君）〔登壇〕**

これより議会改革特別委員会委員長の中間報告を行います。

去る8月28日、議員控室におきまして、委員18名全員の出席のもと、議会改革特別委員会を開催し、これまでの協議で継続協議となっておりました議題について協議いたしましたので、中間報告をいたします。

主なものについて、まず1つ目は、議会報告会につきましては、開催方法など研究することとし、引き続き、協議することとしました。

2つ目に、議会だよりにつきましては、発行にかかわる事務量の増加も予測されることから、必要な人員の配置を執行部に求めながら引き続き検討を行うこととしています。

3つ目、議員定数の削減については、市民の意思を代弁する機関としての役割を踏まえつつ、人口や市域の広さなど、本市の状況と他の自治体議会の状況を調査するなど、継続して協議することとしました。

4つ目として、議員報酬の改定については、美作市議員報酬及び特別職給料等審議会において御審議をいただくよう執行部に申し入れを行うこととしました。

このほか、議場の照明のLED化など、議場の照度の改善やタブレット端末の導入について執行部に要望することとしました。

なお、執行部に改善を求めていた議場のカメラにつきましては、高画質のカメラへの交換が完了し、今議会の中継から利用することとなっていますので、あわせて報告いたします。

以上で議会改革特別委員会委員長の中間報告といたします。

なお、今後も議会閉会中に引き続き調査が必要ですので、御承認をいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

議会改革特別委員会委員長の中間報告が終わりました。

ただいまの議会改革特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

## **日程第6 発議第3号「決算特別委員会設置について」**

**議長（鈴木 悦子君）**

日程第6、発議第3号「決算特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

尾高委員長。

**14番（尾高 誉久君）〔登壇〕**

発議第3号「決算特別委員会設置について」、朗読をもって説明にかえます。

〔以下朗読〕

以上でございます。審議のほうよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、質疑を終了いたします。  
本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。  
これより討論を行います。  
討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
発議第3号「決算特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。  
ただいま設置されました決算特別委員会につきましては、委員の定数が18名となっておりますので、議員全員となります。  
続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということでございますので、本会議終了後、決算特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。それでは、決算特別委員会の委員長、副委員長につきましては、後日報告することといたします。

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第 7 | 諮問第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦について」         |
| 日程第 8 | 報告第 7 号「専決処分報告について（和解及び損害賠償額の決定）」 |
|       | 報告第 8 号「出資法人等の経営状況について」           |
|       | ・美作市土地開発公社                        |
|       | ・（有）特産館みまさか                       |

- ・ (有) 大原農業振興センター
- ・ (株) 作東バレンタインホテル
- ・ (株) 雲海
- ・ (株) みまちゃんネル

報告第 9 号「平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」

日程第 9

認定第 1 号「平成 29 年度美作市一般会計決算の認定について」

認定第 2 号「平成 29 年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」

認定第 3 号「平成 29 年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」

認定第 4 号「平成 29 年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」

認定第 5 号「平成 29 年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」

認定第 6 号「平成 29 年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」

認定第 7 号「平成 29 年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」

認定第 8 号「平成 29 年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」

認定第 9 号「平成 29 年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」

認定第 10 号「平成 29 年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」

認定第 11 号「平成 29 年度美作市水道事業決算の認定について」

認定第 12 号「平成 29 年度美作市病院事業決算の認定について」

認定第 13 号「平成 29 年度美作市下水道事業決算の認定について」

日程第 10

議案第 66 号「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の制定について」

議案第 67 号「美作市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 68 号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美作市指

定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第69号「美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビン設置及び管理運営に関する条例の廃止について」

議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」

議案第71号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第7、諮問1件、日程第8、報告3件、日程第9、認定13件、日程第10、議案6件、諮問第4号、報告第7号から9号、認定第1号から13号、議案第66号から71号を一括議題といたします。

日程第7、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ただいま御上程になりました諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、御説明をいたします。

平成30年12月31日に任期満了の英田地域人権擁護委員につきまして、小川善史氏を人権擁護委員の候補者として再任、推薦したく、議会の御意見を求めるものであります。

同氏は岡山県人権擁護委員連合会の総務企画委員を務めておられ、人権啓発活動にも御尽力をされ、ここに再任をお願いするものであります。

どうぞ御同意賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、諮問第4号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、諮問第4号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、諮問第4号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、日程第8、報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

ただいま御上程になりました報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」でございますが、まず専決処分の内容でございます。

1件目は、専決処分の日として平成30年8月13日、損害賠償の額として15万479円、事案の概要及び和解の要旨でございますけれども、平成30年7月22日の午後5時30分ごろでございますが、美作市の市内長内の87番地先で、市道長内宮山線というのがございますが、ここにおきまして、相手方が市道を自家用車で走行をしておられましたんですが、市道に設置されておりました横断溝の上を通過する際にその横断溝にあったグレーチングがはね上がって、当該車両の底の部分に接触をして、それによって車両が損傷したものでございます。この事故で損傷した車両の修理に要する経費を責任割合、この場合には当市の責任が10割でございますけれども、その割合によって賠償して、和解をするというものでございます。

2件目につきましては、まず専決処分の日として平成30年8月24日、損害賠償の額といたしましては30万2,500円、そして事案の概要、和解の要旨でありますけれども、平成30年7月6日の午後9時ですが、市内入田の201番地-3の先に駐車場がございます、そこで豪雨災害によって出勤しておりました美作方面隊第3分団第7部の所属の消防団員が当該団の消防自動車を方向転換させようとして後退、つまりバックをしたんですけれども、駐車場の中に駐車をしてございました相手方の車両に接触をいたしまして、その相手方車両のフロントバンパーなどが損傷いたしました。この事故で損傷した相手方車両の修理費を責任割合、この場合市10割でございますけれども、この割合によって賠償をいたして、和解をさせていただきたいというものでございます。

以上、報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号「出資法人等の経営状況について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

ただいま御上程になりました報告第8号「出資法人等の経営状況について」でございますが、この報告の根拠は地方自治法の第243条の3第2項の規定でございます、市が出資する法人、あるいは借入金の元本もしくは利子の支払いを保証している、または損失補償を行う等、市が債務を負担している法人がある場合につきましては、その経営状況を説明する書類を作成をして、議会に提出するよう義務づけられているとい

うこととございます。幾つかの法人でございます。

それぞれの内容につきましては、担当部長から報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当部長の補足説明を求めます。

美作市土地開発公社、特産館みまさか、大原農業振興センター、作東バレンタインホテル、雲海について、遠藤経済部長、みまちゃんネルについては、春名企画振興部長心得。

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

それでは、順に報告をさせていただきます。

まず、美作市土地開発公社の平成29年度決算概要について御報告申し上げます。

美作市土地開発公社は、公有地の先行取得及び合併前に英田土地開発公社が造成した作東産業団地などの分譲を行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、株式会社特産館みまさかについて御報告を申し上げます。

同社は有限会社でございましたが、5月31日開催の株主総会において定款を変更し、6月11日から取締役会と監査役を置いた株式会社となっております。決算報告書につきましては、株主総会に提出された有限会社の社名のもので、事業計画書は株式会社に改めたもので報告をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

同社は、道の駅彩菜茶屋と彩菜みまさか箕面彩都店を運営しておりまして、主に市内及び近隣市町村で生産、加工された農林産物などを販売をしております。

〔以下朗読〕

続きまして、有限会社大原農業振興センターの平成29年度決算概要について御報告申し上げます。

大原農業振興センターは、農作業の受託、育苗、ライスセンター、黒大豆乾燥施設の管理運営、野菜苗、農業資材、肥料、農薬の販売などを行っております。

〔以下朗読〕

続いて、株式会社作東バレンタインホテルの平成29年度決算概要について御報告を申し上げます。

〔以下朗読〕

続きまして、株式会社雲海の平成29年度決算概要について御報告いたします。

株式会社雲海は、平成25年4月2日に設立され、同年7月1日から指定管理者として大芦高原国際交流村の運営を始めましたが、経営難に陥り、平成26年2月20日の株主総会で解散を決議してまいりました。その後、清算手続が中断をしております。

〔以下朗読〕

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

これより10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

ここで東内代表監査委員が出席をされております。

続きまして、みまちゃんネルについて、春名企画振興部長心得より説明をお願いいたします。

どうぞ。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

失礼します。

それでは、株式会社みまちゃんネルの経営状況につきまして御報告申し上げます。

みまちゃんネルは美作市内と西粟倉村内の視聴者の方を対象としたケーブルテレビ番組やテレビコマーシャルの制作、放送を行っております。また、27年度からは美作市情報化推進に伴う管理支援業務を受託をしております。ケーブルテレビの障害対応や光ケーブルのサポートも行っているところでございます。平成25年3月に株式会社を設立しまして、同年4月から業務を開始しております。今回は本年2月28日までの第5期の決算概要報告を行うものでございます。

〔以下朗読〕

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

以上で補足説明が終了いたしました。

報告第8号「出資法人等の経営状況について」、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

全部続けて質問したらいいんですね。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい。

**4番（岡野 鉄舟君）**

まず、土地開発公社について三、四点質問させていただきます。

貸借対照表の流動資産の中、見ていただきたいんですが、事業未収金670万6,490円というのがありますが、現時点でのつまりきょう時点での状況どうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

質問の2つ目でございます。

流動負債のところ短期借入れとして5億260万2,986円、内訳はこの一連の書類を見ますと、3億9,000万円が美作市地域振興基金からの平成29年6月1日からことしの5月31日までの借入れ、そしてもう一つは、1億1,260万2,000円で、昨年6月28日からことしの6月27日まで美作市土地開発基金、トータルで5億円ちょっとなんですが、この29年度の事業を見て、どうしてこれをこれだけ短期借入れをしなければいけなかったかというのが疑問を持ちますので、教えていただきたいと思います。

それから、損益計算書、4ページのそこの雑収益、事業外収益で当年度は770万7,600円あるんですが、これがどういう内容かということでございます。

続きまして、特産館みまさかでございます。3ページ、損益計算書のところからさせていただきますが、

まず第1点は、平成28年度の決算のときに出されました平成29年度の収支計画では、2,908万4,000円の経常利益があるだろうと、こういう予算でありましたが、決算では1,973万9,000円と、約1,000万円ぐらい少なくなっておりますが、これをどういうふうに分析をされておりますか。

質問の2つ目でございます。

平成28年度は経常利益が2,026万5,000円、そして平成29年度は、先ほど申し上げましたように1,973万9,000円です。問題は平成30年度予算でその見込みとして1,804万8,000円と、こういうふうに売上高がだんだん少なくなると、先ほど部長言われましたように6月11日の株主総会で有限会社から株式会社に商号変更されているわけですが、社長にはあて職として経済部長がなっております。本来であれば、株式会社となれば、いろいろと利益を上げていくという経営努力をしなければいけないんですが、部長がここの社長になっておられる中で、こういった予算が非常に不合理だろうと思いますが、この辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかということでございます。

そして最後に、雲海について質問をさせていただきます。

1ページの貸借対照表でございます。現金預金のところを見ていただきたいんですが、現金及び預金として334万4,757円となっております。これを平成28年度の同じ現金及び預金と比較してみますと、その数値は368万3,511円となっております。つまり貸借対照表というのは1年度の最終の年度末の1年間の営業活動中の集約した形になるわけですが、ここの差が平成28年度の期末と、それから29年度の期末、先ほど申し上げました数字が33万8,754円に今ちょっと計算をしますとなるんですが、2ページの損益計算書の1年間の動きを見てまいりますと、当期純損失として30万6,354円と、こういう数値になっております。ここの1年間の損益計算書の動きと貸借対照表の28と29の期末を比較したときに数字が10万円弱ほど合わないんですが、これをどういうふうに考えたらいいかということをお教えいただきたいと思っております。

以上、3つの法人につきまして質問をさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、美作市土地開発公社の未収金の収入でございますが、これは収入済みでございます。

それから、短期借入金、これにつきましては、既に土地を取得する際に原価として費用が必要になつたということで、済みません、ちょっと待ってください。現金預金ですね、美作市土地開発公社の現金預金について……。基金から短期借入金をしとるということだったと思っております。これについては、先ほど申しましたように事業原価、土地の取得に費用を要しておりますので、その借入金で賄つたということで、地域振興基金のものが作東産業団地であったり、ほかの桃山、宮原とか、〔聴取不能〕の住宅団地がございますが、そういったほうの取得に要したほうの借入れ、それから土地開発基金のほうを融通していただいとは美作市からの委託によりまして先行取得をしております。もうもう工場の跡地などのものに充てているものでございます。

それから、損益計算書の雑収益770万7,600円につきましては、山城残土処理場を岡山県に仮置き場として賃貸をしております。その収入でございます。

それから、特産館みまさかについてお尋ねだったと思っております。売り上げというか、利益が減少しとるということでして、その要因でございますけど、主なものでは彩葉ブランドとして取り扱っておる寒締めハウレンソウなどの売り上げの数量が減ったということで、売上高それぞれで言いますと、道の駅彩葉茶屋が212万8,300円の減、彩葉みまさか箕面彩都店が498万7,356円の減というふうになっております。その寒締め

ハウレンソウなどのブランド野菜の売り上げの減が要因でございます。

それから、その売り上げと、その利益の計上ということでございますけど、当然登録生産者から出荷を増やしていただいて、手数料を増やすということも大事ですし、それから仕入れ販売もございまして、これについては利益率の改善とか、会社にとってはそういった売り上げが伸びなくても利益を確保して、そういった体質に改善していくことも必要かなというふうに、事業計画にのっとって会社の運営を役員のほうはしていくということになると思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

それから、雲海につきましては、現金預金の減る数字が損失の額と違うということですが、これは貸借対照表の流動負債の未払金などに変更が、数字が変わっておりますので、差が生じているものというふうに思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

まず、土地開発公社の関係なんですけど、流動負債ですから、ワンイヤー・ルールで当然1年以内に返すんですけど、要は私がお聞きしたのは、美作市の地域振興基金とか、土地開発基金借りてるというのは、ここへ書類を出されているんでわかるんですけど、何に充当する必要があるかということなんです。それを具体的にこの決算書類の中でお示しをいただきたいという思いで質問をいたしました。

それから次に、特産館みまさかの関係ですが、今申し上げましたように株式会社は無理に変える必要はないわけですよ。有限会社のままでしていても会社法上何も問題ないわけで、会社法にのっとって株式会社にしたということは何か目的があるはずなので、今部長が、何かよくわからなかったんですけど、結果的に利益が上がればいいんじゃないかと、そういう趣旨で言われたと思うんですけど、やはり売り上げを地産地消の中で出荷をされる方がどんどん利益も上がるし、そうして売上高、総額が伸びるというものがやはりあそこにできたその施設の目的だろうと思っておりますから、若干後に下がった意見だろうと思います。私が危惧するのは、市の出資比率が九十五、六%と非常に多いんですけど、株式会社の社長となる以上はもっと予算書もプラス思考でいかないと、それはいけないと思いますよ。この辺を改めて2回目、いずれ後日の一般質問で岡本議員が厳しくされると思いますが、決算ベースにした話での今回お答えをいただきたいと思います。

さらに、今度は次の雲海ですが、未払金のどうのこうのと言われましたが、それは貸借対照表上は、部長、そういうふうになってませんよ。あくまで流動資産というのは、ここで言えば、未収金は当然年度が改まれば入ってくるはずですから、ところが、大事なことは現ナマとして普通預金であるかどうかは別にして、これは要するに28年度の期末と、当該年度の動いた金の増減と、それからその期末は当然数値は合わなきゃいけないと思いますよ。これが複式簿記の性格です。今未払金でどうのこうのと言われましたが、私の雑駁な知識の中では理解ができません。これを改めて御説明ください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

後者については、先ほど申し上げたとおりだと思います。

それから、特産館みまさかについていただきましたが、もちろん会社の利益を確保するのが当然ですし、出荷いただいている農家の皆さんの収入が増えるように取り組んでいくというのは当然のことと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、雲海の現金預金につきましては、当然損益計算書の数字で上下してくるわけですが、現金預金の動きというのは未払金であったり、未収金の増減、それから雲海の場合はございませんが、減価償却などによって影響を受けますので、御理解をいただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4 番（岡野 鉄舟君）**

これ以上、はい、わかりましたというわけにいかないんで、答弁は要りませんが、それは複式簿記の性格上、部長、そういうふうになってませんで。未払金もその未収金であったとしても、未収金は流動資産というのがありますけど、未払金は債務ですからね。債務ですから、しかも貸借対照表というのは期末の姿を、331の姿をあらわすわけですから、それは間違ってると思いますよ。答弁は要りません。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑はございますか。

岩江議員。

**15 番（岩江 正行君）**

ちょっとまた遠藤部長にお尋ねするんじゃないけども、彩葉茶屋の関係、今度あんたが社長じゃということを開いとんじゃないけども、それは29年度から30年度の決算よりか、30年度の事業計画、株式会社にした途端どれくらいほど売り上げが増えとんです。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員、済みません、質問中、マイクをもう少し近くをお願いします。

**15 番（岩江 正行君）**

30年度の事業計画のほうが売り上げがどれくらい増えとん。今私もよう彩葉茶屋利用するんじゃないけども、前と比べたら物すごく品薄になつとる。

それと、この間も生産者の方がもうあんな高いような経費だったら我々はかなわんというて言ようような、加工品じゃな、これも高過ぎると、22%ぐらい取りよんか。高いというようなことも言よりました。

それと、これ何で給与が29年度決算の報告では2,590万8,989円が30年の計画では2,940万円になつとんじゃ、増えとんじゃ。それと、賞与というのは売り上げに応じてもうかったり、少ない、その年に決めるんじゃないんかと思うんじゃないけども、もうかりようるやらもうからんやらわからんものを賞与が前年度と同じようにして、また増えたからたくさん出してあげたというんだつたらわかるで、売り上げが頑張ったから。これを753万600円だったんじゃない、29年度は。それが30年になったら893万5,000円になつとんじゃ。こがいな理屈、あんた割合自信があるんじゃないな。先が見えてこういうふうな数字を出したんか、思いつきでこの数字を出したんか、ちょっとその辺のどこ聞かせてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

彩葉茶屋の品薄対策とかについては、当然事業計画にもありますように取り組んでいくことだと思いますし、それから収支計画書では確かに役員賞与とか役員報酬の計上がなく、そのものについて幾分人件費を確保する意味からも給与、手当に予算としては計画として計上しておったものと思いますが、執行に当たっては十分注意してまいりたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

あなたになってから、賞与というのは、よう頑張ったなというて、ほんならことしはちょっと、社長、役員会の中で1%ほど皆に還元してあげようかというのが賞与の出し方じゃないか。それをあんたは、はやもうあんたが社長になった途端、これ100万円の上多いんじゃない。140万円ぐらい多い、1年間に、賞与がで。この根拠をちょっと教えてくれ。どがいな形の中でこの数字になったんか、そのことを問いよんじゃ。要らんこと言わいでもええんじゃ、あんた。

それから、給与の関係も、なぜこんだけ、格差があるから、わしも頑張るし、給与は格差社会のうせないけんことで、あんた方の給料と近いほど出してあげにやいけんというて頑張つとんだったら、そういうような形の中でやったというんだったらわかるん。ほじゃけど、賞与の関係よ、これわからん、これ。

それから、この給与の関係についても、それは虫眼鏡見るようなことせえでも大きな字で書いとるやつじゃけん、あなたが書いたやつじゃけん、わかるでしょうがな。このとこはつきりちょっと説明してくれ。根拠が要るんじゃ、根拠が、数字の。そうでしょう。とりあえずあんたの役員会の中で、今監査委員もこの役員に入つとらしいんじゃないけども、経理にしっかりされとる人じゃけん、それは自信持って、こういうのはすぐようやつとんじゃろうけど、もう少し頑張った形の中でやってもらわんと、こがんこっちゃ困るど。責任持ってくれ、頑張りますじゃいけんのんじゃ、これ。頑張りますじゃ通らんぞ。数字というのはいつも結果についてくるんじゃから。こがなこしょうたら会社何ぼあつても足りやあせん。そのことのちょっと答弁。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

給料、手当、賞与の詳細については、今手元に資料がございませんので。

[15番岩江正行君「詳細じゃないがな、誰が詳細の話しょんなら」と呼ぶ]

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

今回有限会社から株式会社になったことよつての変化ではなくて、実は人事の関係で特産館みまさかの職員だった優秀な者をこれを役員にさせたわけでありすが、その職員から役員への変更の際して当該本人の受け取りが減るといふことになつたもんですから、願いがあつて、その分を悪いけど賞与の形で補填をさせてほしいといふことで、それを株主総会として認めることにしたのであるといふのが今回の変更の基本的な論点であります。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

もう一つ、結果がついてきて賞与を払うんじゃないやとんじゃけども、売り上げが何ぼになるやら、このお彼岸、夏のときキクを買いに行つたんじゃ。キクが物すご薄いんじゃ。それと、中でも品物が物すご薄うなつとる、前と比べたら。なぜ品物が薄うなつたんか、薄うなつたら、人が寄りやあせんのか、品物があつこ行つたつて何もそろわんといふことになつたら。それが何でこの賞与は、結果がついてくる賞与が何でこれ高うなつとんならといふ話。これについちゃ説明できんようなこと書いたんか。あんたが書いた数字じ

やろうがな、社長が判を押しとんでしょうがな、これ。社長がわからいで、ほれでどがいするん、こがなもん。あんた農業問題がころくそここの議会でできんようなもんがまたよう彩菜茶屋の社長受けたんじゃな。もうとんでもない話じゃ、これはもう。

**議長（鈴木 悦子君）**

今の岩江議員の発言を一部取り消していただきたいと思います。

[15番岩江正行君「何を取り消しすんな。どこを取り消しすんな」と呼ぶ]

農業問題もころくにろくすできない者がという部分を取り消してください。

[15番岩江正行君「できるわけがないがな、当たり前じゃがな」と呼ぶ]

ここで言うべき言葉じゃございません。

[15番岩江正行君「ここは議会じゃろ、議会で議論する」と呼ぶ]

議会ですけど、個人的なこういうことは。

[15番岩江正行君「つけときんさい。消す必要ない」と呼ぶ]

お諮りします。

今の文言を取り消す私は必要があると思います。

お諮りします。

取り消す必要があると思われる方の起立をお願いいたします。

諮れません。じゃ、議長権限で。

じゃ、岩江議員、取り消してください。

[15番岩江正行君「取り消すわけがないと言うとるがな。当たりの話じゃがな。耕作放棄地何遍やっとな、わしが」と呼ぶ]

不適切な言葉だと思います。

[15番岩江正行君「あんたが議を抑えることが、それが議長してて、ようない。勝手なことを言うな、そがなものを」と呼ぶ]

議場では一応とりあえずたとえ鈴木悦子でもこの議会の議場の中を仕切る権限がございますので、取り消してください。

[15番岩江正行君「仕切ってみんさい、あんたが」と呼ぶ]

[「休憩しよう」と呼ぶ者あり]

じゃあ、1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

午前中の岩江議員の発言について再度休憩中に議員に確認をいたしました。取り消す意思はないということでしたので、このまま議事を続けます。

ほかに質疑はございませんか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

まず、特産館みまさかのことでお伺いします。

ページ数は損益計算書なんですけど、ここのところに雑収入として1,000万円余りが上がってるんですけど、この内訳を教えてください。雑収入は何がこれだけ入ってるのかということですね。

それから、特産館みまさかの事業計画についてお伺いします。

計画事項1番として、計画事項として上がっております黒丸印でずらっと並んだらんですけど、上からちょっと聞いていきます。直売所価格の適正化を推進させるということですけど、この意味がよくわかりません。適正化という意味もわからないし、推進させるという意味もわからないんですけど、ちょっとこれどういうことを指してこういうことを書いてあるんか、説明してください。

それから2番目、お客様対応技術の向上を図るということになっております。そして、この右側の3ページを見ると、研究費のところを見ると、研修費は0円でお客様対応技術の向上を図る、これ一体何をして、自分たちで研修するという意味でしょうか、その辺のことを教えてください。

それから、計画事項の3番目、その他で手数料改定のためのシステムの更新作業ということを書いております。手数料改定をするためにシステムを更新するんですか。今まで手数料は何度か引き上げておりますが、別に今までのシステムで対応してきたと思うんですけど、手数料改定のためにシステムを更新するという意味が私にはよくわかりません。今のままでも手数料改定はできるんじゃないか、引き上げるときはできて、引き下げたんだらできないというようなシステムになってるんですか、その辺のことを教えてください。

それから、その次の次の近隣店舗と協力し、本店テントのにぎわい創出に取り組む、この近隣という意味はどういう意味か、ちょっとわからないです。隣のAコープのことを言っているのか、美作市内にあるいろんな店のことを言っているのか、この近隣の意味、どういうことを指してこの近隣店舗と協力するということになってるんですか、それをちょっと教えてください。

それから、先ほど岩江議員が給料と賞与のことで質問されました。そのとき市長は、従業員が役員になって云々という言葉が言われたんですけど、ちょっと市長の説明が私ちょっと理解できなかったもので、どういったことで給料手当が400万円増えて、賞与が140万円増えるのか、従業員と役員との関連でどういうことが生じるのか、ちょっとその内容を教えてください。

特産館は以上です。

それから、大原農業振興センターですけども、貸借対照表に減価償却累計額△で738万円となっております。これはどういったことを意味されてるのか、この△はどういったことを意味してるのか、教えてください。

それから、事業計画の中で営業外収益が1,700万円上がってるとですね。これ先ほど国の補助がどうのこうのというようなことも言われとったんですけど、この内訳はどういったものが1,700万円上がってくるのか、これをちょっと教えてください。

それから、みまちゃんネルです、今度は。みまちゃんネルでちょっとお聞かせください。

みまちゃんネルの事業計画の中の2ページで、11番、12番でMVNO事業の検討とか、12番でI S T事業の検討と、これちょっと私も調べてみたんですが、よくわからないので、この2つの件をどういったことを意味してこういうことを書かれてるのか、この中身を教えてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、特産館みまさかの雑収入1,016万4,950円、こちらは一番大きいのは箕面彩都店の第2駐車場、こち

らを約半分隣の病院に貸し付けております。こちらの収入が、済いません、600何万円だったと思います。

それから、同じ第2駐車場を隣にありますK J WORKSというところに一部貸し付けております。それとこちらの彩葉茶屋、美作店のほうの旧パチンコ店の裏の駐車場がございますが、こちらを貸し付けておまして、農協に借りていただいておりますけど、そちらの貸付料が主なものでございます。

〔10番岡本泰介君「ちょっと金額わからんの」と呼ぶ〕

金額は少しちょっと時間を……。

済みません、箕面駐車場です。医療法人への貸し付けが645万5,228円でございます。それから、K J WORKSというところへ、これ店舗の隣で会社を運営されとる会社でございますが、こちらに100万8円でございます。それから、美作のほうですけど、道の駅のほうですが、勝英農協に対して78万7,038円、こちらが主なものでして、ほかには箕面の社員用の住宅ですけど、個人負担分として84万800円を収入しております。

それから、事業計画でございます。直売所価格の適正化ということで、こちらは特に道の駅のほうになってくるわけですけど、一般的に流通をされる製品というか、キュウリでしたら真っすぐ普通にスーパーなんかにもあります流通規格品、それから曲がったりした農産物がありますけど、やはり曲がったものはそれなりの価格をつけていただくということで、適正な流通規格になってないものについて誤って高過ぎる価格をつけてお客様の信頼を損なうことがないように進めていこうということでございます。

それから、お客様対応技術の向上を図るということについては、もちろん商品説明とか農産物の説明、それから調理の関係の説明とか、もちろんそういった技術の向上へ向けてということでございまして、研修費は御指摘のように上がっておりませんが、こちら研修費というのは従業員を対象としたものばかりではないと考えますけど、必要に応じて取り組んでまいります。

それから、システム更新、これは箕面店を開設時にシステムを導入してます。それを今1,000人を超える登録があるんですけど、それをずっと継ぎ足すような形で使っていたわけですけど、こちらを更新すると。それで、手数料改定ということで書いておりますけど、その前に1つ大きな理由は消費税の税率の軽減税率の導入に対応したシステムにする必要がまずどうしてもあります。そのことがこちら書いてありませんが、そういうこと。それから、手数料改定につきましては、全体の手数料率を上げたり下げたりということに対応できたんでございますけど、例えば市内の方について手数料を市外と差をつけると、そういったことのためにはシステムの改修が必要で、この更新にあわせて対応できるようにするというところでございます。

近隣店舗につきましては、隣のAコープ、道の駅で間の正面にトイレがあったりしますけど、そちらと協力して店頭のにぎわいを何とかつくっていきたいということで、上げております。

給料につきましては、前に代表取締役について役員報酬で支払いをしておりましたが、職員給料役員兼務ということで職員給料で支払うので、給料のほうへ上げているということで御理解いただきたいと思ます。

それから、大原農業振興センターの営業外収益、主なものは先ほど申し上げた米粉用米ということですけど、そのほかにもいわゆる転作作物、白大豆の作付であったりということで、多面的機能の交付金を確保していこうとしています。

大原農業振興センターの減価償却の資産計上の仕方になってまいりますけど、済みません。大原農業振興センターの貸借対照表でございますが、こちらの固定資産の計上の方法が、バレンタインホテルなんかですと、この残価だけの計上になっておりますけど、機械装置のところ取得価格である価格を載せて、減価償却の累計額、こちらが年々増えていくわけですけど、そしてこの取得価格と減価償却の累計額の差額が固定

資産の今の残額であるという形で、この大原農業振興センターの場合はそういった表記の仕方をさせていただいておるところです。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）

失礼します。

議員お尋ねのみまちゃんネル30年度事業計画の計画事項の(11)のMVNO事業の検討のMVNOと申しますのは、仮想移動体通信事業者のことでありまして、みまちゃんネルを電気通信事業者としてインターネットを使った電話ですとか、加入者無料の電話のシステムの構築を検討するというところでございます。

それから、(12)のISPはインターネットサービスプロバイダーの略でございまして、これはインターネットを接続して電気通信業務を提供する組織のことでありまして、これもみまちゃんネルを電気通信事業者、業者としましてインターネットサービスを構築するという意味でこの事業の検討を行うという事業計画になっております。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

大分わかってきました。

まず、特産館のほうですけど、計画事項のお客対応技術の向上を図るということは、従業員研修だと思うんですよ。従業員の研修しなくてはいけない。そのためにはいろいろ今言われましたね、そういったことをするのに誰が講師で誰がどういうふうなどういった時間をとってやるんかわからんけど、研修費0円でやれるんですか。やっぱり会社というのは有限会社にかかわらず、どんな会社でも研修費というのは大切でして、ですからそれはやっぱり研修費を幾らか上げて、交代で休みをとるとか、全休の日があっても私はいいと思うんです、365日営業せなきゃいけないということはないんですから。1日や2日は研修の日にちをとってやるというふうにしていくのが私は当たり前のことだろうと思います。そういったことを一生懸命やらんと、販売は伸びないと私は思います。商品だけではない、サービスが大事ですから、そこら辺をよく考えてください。

それから、近隣店舗と協力しての近隣店舗はAコープのことだと言われたんですけど、具体的にはどういうことを想定をされとんでしょうか。今見てみるのは間に果物屋さんがあつて、別に何の提携もされとるようには私は一切思いません。私もよく彩菜には買い物行くんですけど、Aコープと今彩菜茶屋とが何か仲よくして提携しとるようには全然思えないんですけど、具体的にはどういうことを念頭にこういうことを書かれるんかなど。何か一緒に祭りでもやるんですか、催し物でも一緒にやるんですか、そういったことをちょっと、どういったことを念頭にこういうことを書かれたんか、教えてください。

手数料改定のためのシステム更新作業というのは、手数料改定のためだけではないということを言われたんで、それは理解しました。

それから、大原農業振興センターの738万円の減価償却累計額の△のところですけど、これはほんなら上の機械装置とか、車両運搬具とかをこれだけ減額しとる、減価償却した累計を計上したということですか。ほんなら、この△の738万円というのはこの下の2,500万円には響いてないということですか。括弧書きのようなもんですか、これはほんなら。ここへ数字として△で上げとるということは何か意味があるんでしょう。減価償却してないとか、そういう意味ではないんですか。私はちょっと上から数字を足したり引いたり

する間がなかったんで、計算をしてないんですけど、これは後ろへ監査役がおられるんで、その辺のことはよく御存じじゃないかと思うんで、監査役のほうから御説明いただいても結構です。減価償却累計額を△にするという意味です。これをもう一度よく教えてください。

それから、先ほどのみまちゃんネルですけど、11番のことはちょっとよくわからなかったんですが、12番のISP事業の検討という、これはプロバイダーのことだと言われたんで、これは私はいいことだなと思います。検討じゃなしに、いつするんかよくわからないんですけど、いつまでも検討するんですか、それともこれはプロバイダーをみまちゃんネルがやると、来年はやるんだと、今は検討じゃけど来年度はやるんだとか、その目標というものはどうなってるのか、検討だけでは私たちはよくわからないんで、これ市内はプロバイダーを求めているんじゃないかと私は思います。ですから、検討じゃなしに、検討して下さって結構なんじゃけど、いついつやるか、もう俎上に上げとんだ、計画的にはこういう来年からやるとか、1年、2年後には実施するんだとか、そういったもし目標が定まっているんなら、それをおっしゃってください。定まっていないなら定まってないで結構ですから。私の希望としてはこれはやったらいいんじゃないかなと、こう思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

従業員研修のことで御指摘をいただきました。御意見を参考に組みんでまいります。

それから、近隣店舗との協力ということでございますけど、昨年農産物の直売所の一番正面のところ、Aコープへ入るとられる方が果物なんかを売とられるところと、それから道の駅の一番正面の花なんかを売っているところがあると思うんですけど、その間を仕切るような形でAコープ側から見ると、直売所の内部が見えないという形で仕切りが、いつからかあれなんですけど、設けられていまして、その道の駅の正面の直売所についても、向かって一番左側には資材を置いたりするというようなことで、とても有効に使えているようにはない状況がありました。それで、今年度になりまして、今見ていただくと変わっていると思うんですけど、Aコープ側から見るとガラスが入ったサッシが入れてありまして、中もよく見えますし、中でどういったものが販売してあるといったことがわかる状況に改修をしております。そういったことを初め、お客様の動線をどのように確保していくかということが課題だということで取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、有限会社大原農業振興センター、こちらは機械装置と車両ということで、機械装置、それから車両運搬具が固定資産の該当として上がっておりますけど、それぞれの残存価格がここは表示がない、これ見てもわからないわけですけど、両方合わせて減価償却、今までに、平成29年度までに減価償却した額が738万82円ということで、残価が機械装置、車両運搬具、合わせて224万1,408円ということになっております。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

ISP事業、インターネットサービスプロバイダーの事業につきましては、みまちゃんネルとしてもやると、事業者としてやるとお聞きしております。時期につきましては、はっきりこの場ではお答えすることはできませんけれども、インターネットのプロバイダー事業者としてやるという方向で検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

ほかには質疑ございませんか。

内海議員。

17番（内海 健次君）

経済部長ばかり質問したらかわいそうなんじゃけど。

農業振興センター、10年前に私もかかわったことがあるが、少しだけ聞かせてやってくださいね。

29年度の決算では売り上げが5,894万3,000円、本年度の収支計算書を見ると、売り上げが4,700万円、1,100万円ぐらい下がるとるわな。左のページ、2ページ、この育苗、ライスセンター、作業受託、農業物の生産、それから資材の販売等、この事業計画でもってがこちらの4,700万円になるというふうに解釈すればえんじやけれども、先ほど岡本議員が質問した営業外収益1,760万円、この事業計画をすることによって何年かはこういった交付金が得られるのかどうか、1年限りじゃ困るからね。そうしないと、この振興センターの店舗が非常に危惧される、この辺の問題を展望を踏まえて、答えてください。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、総売り上げについては、これは自営田で直接作付をします米粉用の米であったり、麦、大豆などの販売の収入と、そのほかに農薬であったり、作業受託であったり、ライスセンターの乾燥調整費用、それから育苗などの売り上げがこの事業計画によって4,705万5,200円と見込んでおるということで、その営業外収益のほうはこの米の直接支払の交付金というのが29年度までございまして、反当7,500円と思うんですけど、そういう支給がありましたけど、30年からはなくなりまして、今度は米粉用米、こちらの反当たりの交付金の額がかなり見込めることから、そのほかには麦であったり白大豆の作付を予定しておりますけど、交付金の算入を見込んどるということで、今後につきましては、やはり有利な交付金が確保できるような作付を常に計画していくということが必要になっておりまして、当面はこの米粉用米であったり、麦、白大豆ということで、制度の動向を見ながら、毎年取り組んでいくことになるというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

内海議員、マイクを近づけてください。

17番（内海 健次君）

1,100万円のダウンでしょ。この状況が続いたら、非常に危惧されるので、今言ったように作付の問題で確保されるんじやな。問題ないんじやな、今のところ。それだけ言っちゃってください。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

常に直接の事業収益といいますか、総売り上げの減をずっと心配してきておりました。それをこの交付金によって確保できるような形で作付をして運営をしていこうということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

内海議員。

17番（内海 健次君）

見通しが甘かったとか言わんように、ぜひこの数字を来年の決算では計上するように頼みますよ。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

特産館みまさかとバレンタインホテルについて質問させていただきます。

まず、特産館みまさかの29年度の事業計画の中に農協さんと特産館みまさかの仕切りのところを壁をつくってしまわれていたんですが、それはどのような計画でされていたのか。それで、農協側から見ましたら、まるで特産館みまさかが閉まってるかのように見えました。一時期、昨年4月以降は改善されたようなんですが、それはどのような計画でしていたのか。そして、それは皆さんから不評があったがために取り除かれて、ガラスに恐らく4月以降新しい運営の母体になってからされたことだと思うんですが、それはすごく経費の無駄遣いということになりますので、事業計画の中でどういったことがあったのかというところの質問と、それから私が議員になってからすぐに市民の皆様から組合長と社長が同じ人がするのはどうかなということがあったんですが、その辺の改善はもうなされていて、現在は組合長という立場の人がいて、社長さんではない、社長と兼務ということはしてないのかどうか。その2点について、特産館みまさかについてはお伺いします。

それと、バレンタインホテルはすばらしく今回黒を出されておりました、評価させていただいて、皆さんの努力がすばしかったと思います。28年度はマイナスでした。それで大変心配しました。その中で28年度は結婚式の数が減ったということで、人口も少なくなっていく中で、今後そういうことがずっと続いていくのかという思いがありましたが、29年度は結婚式の数が10件増えて、それで黒に持っていかれたというところが従業員皆さんの連帯、それから本当に危機感を持ってされたということに対して感謝したいという思いで、どういうふうに会社全体が動いたのかなというところについて教えていただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、道の駅彩菜茶屋のスーパーとの仕切りでございますが、先ほども答弁いたしました、その仕切りが設けられた経緯というのはどういったことかというのは私答弁できないんですが、好評ではないと、不評というんか、中がやはり見えないんで、店舗としてどうかという御意見があって、30年度の事業計画でその辺を見直すということにして、あそこを取り外してガラスのものを入れたということでございます。

それから、生産者の方の販売組合ですが、こちらは運営委員の方がことしの4月6日だったと思いますけど、役員が全員辞任をされまして、業務を会社に一括委任しますといった文書が出ており、会社のほうで現金通帳などをお預かりしとるというような状況でして、新しい組合長という方は現在いらっしゃいません。

それから、バレンタインホテルにつきまして、済みません、特別な営業をしたということはお聞きしてないんですけど、地道な営業努力、そういったことかなというふうに思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

バレンタインホテルの事業計画を見させていただきまして、基本的な考え方とかというところが大変しっかりしたものを書かれております。お客様の立場に立ったもの、そして従業員の立場に立ったもの、そういうものをしっかりとつくり上げて、そして経営をしていくということが1年間で改善できたというところにあるのではないかなというふうに私もこれを読ませていただいて、思いました。それで、先ほどほかの議

員もその他のところで従業員の資質を高めるため外部研修等積極的に参加することで意識改革を行うとともに、顧客満足の向上に努めますというようなところもしっかりとされているのではないかなと思いますし、この事業計画を参考にして美作市のほかの事業をされてるところもこのようにしていけばいいんじゃないかなというふうに思わせていただきました。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

ちょっと補足的なお話をバレンタインについて言いますと、たまたま私が社長をしてるんで、いろんなことは聞き及んでおります。従業員、そして取締役である支配人、本当に一生懸命に頑張ってくれまして、売り上げの面でも、あるいはコスト削減の面でもぎりぎりの努力をした結果、平成29年度はプラスに転じております。一方で、寄る年波というか、このままだともう体力の限界という話もございまして、経営のあり方について見直さざるを得ないという状況、つまりこの会社の実態的な運営をしていただく方か、あるいは指定管理かというようなことで、来年度へ向けて新しい地でやらざるを得ない状況になっておりますことをこの場で補足をさせていただきます。

また、議員の今のお褒めの言葉につきましては、今までの従業員、支配人の方々の努力があったということを確認していただいたということで、現場にもさように伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号「平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程になりました報告第9号についてお話をします。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのがあって、その第3条第1項及び第22条の第1項の規定によって、毎年度でございますが、今回は平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査を受け、その意見をつけて議会に報告するという性質のものであります。

まず、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに資金不足比率は、各会計が現金収支において黒字決算のため該当がございません。そして、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれもこの数年間改善を継続をしております、5年と言えば一番よい、全国に比較してもそう悪くないという状況になっております。健全化判断比率の4指標全てが基準以下、つまりセーフということでございまして、また公営企業会計の資金不足についても発生がなく、健全な状態にあるというのがその報告の骨子であります。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

ちょっとお尋ねするんですが、努力されとるような数字出とんじゃけども、ここに資料には載ってないんですが、1人当たりの潜在債務の金額、これ美作市はどのぐらいあるんか、それわかる範囲でええから教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

お尋ねについてよくわからないんですが、純債務ですか、それともグロスなのかで全然変わってくるんですが、どちらかについてまず御質問の趣旨をお答えをいただければと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

最近このようなネットで出したんじゃろうと思うんじゃけども、潜在債務ワーストランキングというような、1番が夕張、美作市が3位ぐらいに書いた資料がずっとこれネットで出とるらしいです。ほじゃから、やっぱしこの辺のところも、あんた方がよう頑張るとんのはこっちのほうだったらわかるんじゃけども、この辺のところもしっかり押さえとかなんだら、少子・高齢化社会の中で年金生活者が増える、子どもさんは増えないような中で、これはどんどん過疎になりやあなるほどこの数字が大きゅうなると思いますんで、その辺のところについてのわかる範囲で教えてくださいというて言うん。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

お手元の資料で言いますと、将来負担比率というのがあります。これが今22.3になっております。このことから粗っぽい計算をしますと、これが100でありますと、大体1年間の予算でもって払えるということになります。22でありますんで、0.22年、200億円としますと、40億円ぐらいの将来負担がまだ残っているということであります。40億円を1万人で割ると40万円、それをさらに3で割りますと、13万円か14万円ぐらいの負担があつて、これは全国的に見て、その負担として多い水準ではなくて、ネットのほうはどう書いてあるかは我々が責任持てる話でありませんで、お答えできませんけれども、まず問題ない数字ではあるうと思いますので、頭の中を御訂正願います。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

夕張1番ということで510万円というて書いておりますけど、この数字が確かかどうかというのは、これ見る限りでは510万円もあるんかなと。夕張も財政破綻してから公共料金もどんどん高うなつてきて。そういう中で努力されて、若い市長さんになられて、頑張っておられるんで、これが確かじゃろうかどうかというのはまた何なんですけども、こういうような資料が、美作市が260万円ぐらいの数字を書いております。ですから、このようなことがあるんだつたら、ネットの社会じゃからこういうなもんが出るということきはきちとした美作市の財政状況というのはしっかりとしたものホームページに載せていかなんだ

ら、ありゃ、これは美作市大変じゃなということになりますんで、やっぱしホームページに出すときにはその辺のとも大丈夫ですよというような数字を出していただきたい、かように思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第9号を終わります。

続きまして、日程第9、認定13件、日程第10、議案第6件について市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

失礼します。

それでは、ただいま御上程になりました認定第1号から認定第13号、そして議案で申し上げますと、第66号から第71号までの13件の認定並びに議案について御説明をいたします。

まず、認定第1号から認定第13号、「平成29年度美作市一般会計決算の認定について」外12会計でございますけれども、例年のとおり決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づいて平成29年度美作市一般会計及び国民健康保険特別会計等の12の特別会計等について、監査委員の方々の意見を付して議会の認定に付するという性質のものであります。

次に、議案第66号「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の制定について」でございます。大規模太陽光発電事業の実施に当たりあらかじめ地域社会に及ぼす影響の評価を行うことが地域住民の方々の生活環境等を保護する上で極めて重要であり、当該事業について地域社会に対する影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その他所要の事項を定めることによりまして地域住民の方々にもたらす悪影響を未然に防止をし、安全・安心で豊かな地域社会の発展に寄与するために制定をさせていただくものであります。

次に、議案第67号「美作市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、地域再生法及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴いまして、固定資産税の特例措置について所要の改正を行います。その主な内容は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る課税の特例に関し、減収補填措置の対象となる地域再生計画同意日の延長に伴い、特例適用の範囲を改めるものであります。その他、法令改正に伴う語句や引用条項の整備を行いたいと考えております。

次に、議案第68号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、介護保険法の改正によりまして国の定める指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に新たなサービスが追加をされたところでございまして、主な追加サービスの内容につきましては、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくなる共生型サービスや、医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設でございます。これらに伴いまして、当市の条例の一部を全国に倣って改正するものであります。

次に議案第69号「美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビン設置及び管理運営に関する条例の廃止について」でございますが、美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビンは、郷土の資源、技術等を活用し、地

場産業の振興を図り、農、林、商業を営む地域住民の活性化に寄与することを目的に平成5年に現在の岡山国際サーキット敷地内に設置をされ、運営してきましたが、施設の老朽化及び譲り受けの希望があることにより本条例を廃止をするものであります。

次に、議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」を御説明いたします。

平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ8億233万6,000円を追加をし、予算総額を221億340万円とするものでありまして、あわせて地方債の変更も行っております。

今回の補正予算はこの7月に発生した梅雨前線による豪雨災害の復旧費7億7,489万5,000円、その後の猛暑への今後の対応策として小学校普通教室にエアコンを設置するための設計監理費413万円、小・中学校、放課後児童クラブの不要なブロック塀の撤去、補強工事費188万2,000円などとなっております。

なお、今回の補正予算の主な財源は、災害復旧費国庫負担金2億1,143万9,000円、災害復旧費県補助金1億1,608万5,000円、災害復旧事業債2億2,840万円、普通交付税1億9,282万4,000円などとなっております。

次に、議案第71号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳出につきましては、高額介護サービス費及び利用者負担割合の見直しに伴いまして必要になっておりますシステム改修委託料143万6,000円の増額補正となり、歳入につきましては、それに該当する国庫補助金、繰入金をそれぞれ71万8,000円増額するものであります。

以上、議案並びに認定につきまして御説明申し上げます。

なお、認定に関する詳細につきましては、会計管理者、担当部長等より説明をいたしますので、よろしくお聞き届けのことをお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当部長の補足説明を求めます。

認定第1号から認定第10号について、会計管理者。

**会計管理者（山本 和毅君）**〔登壇〕

ただいま上程されました認定第1号「平成29年度美作市一般会計決算の認定について」から認定第10号「平成29年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」までの説明をさせていただきます。

なお、決算数値は1,000円単位で四捨五入を原則として申し上げますので、よろしくお願ひします。

それでは、一般会計から御説明申し上げます。

〔以下朗読〕

一般会計は以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

これより10分間休憩します。

午後2時11分 休憩

午後2時24分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、会計管理者。

**会計管理者（山本 和毅君）**〔登壇〕

それでは続きまして、156ページからの認定第2号「平成29年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

〔以下朗読〕

以上で平成29年度美作市一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。342ページ以降に主要事業成果説明書をつけてございますので、お目通しをいただきたいと思います。まことに粗雑な御説明となりましたが、御審議のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

御苦労さまでした。

続きまして、認定第11号、13号について、宿野環境部長よりお願いします。

環境部長。

**環境部長（宿野 豊彦君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました認定第11号「平成29年度美作市水道事業決算の認定について」の補足説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、18ページをお開きください。

平成29年度末の給水人口は2万441人で、前年度より303人減少し、給水戸数は9,893戸で、36戸減少しました。年間総配水量は323万1,324立方メートルで、前年度比13万5,508立方メートルの増でございます。年間総有収水量は248万4,612立方メートルで、前年度比2万3,260立方メートル増であり、有収率については76.89%で、前年度より2.62ポイント下がりました。

給水人口が減少しているのにもかかわらず、総配水量と総有収水量が増加しているのは、1月末から2月上旬にかけて発生した大寒波の影響で、宅内給水設備の破裂等が多発したことが主な要因でございます。

工事関係では、13ページ以降の老朽管、ポンプ制御盤などの水道施設の更新工事、道路改良などに伴う受託工事を実施いたしました。

水道事業は、地域住民の方のライフラインとして市民の皆様々に低廉で清浄な水道水を常時安定供給していくことが使命であります。給水人口、給水戸数、ともに減少傾向にある中、今後とも漏水調査の強化や施設の統廃合を含めた老朽施設の更新など、効果的な計画を検討し、経費の削減を図り、経営の効率化を推進する所存であります。

〔以下朗読〕

続きまして、認定第13号「平成29年度美作市下水道事業決算の認定について」の説明をさせていただきます。

美作市の整備状況は、昭和52年に美作地域で着手してから毎年整備を進め、現在の処理区面積は1,516ヘクタール、市内全ての整備が完了しています。

概要でございますが、27ページをお開きください。

平成29年度末の水洗化人口は2万4,185人、前年度比281人減で、水洗化率は87.68%、前年度比0.29ポイント増となりました。年間総処理水は314万4,534立方メートル、年間総有収水量は290万8,087立方メートルとなっております。

工事関係では、23ページ以降、美作浄化センター最終沈殿池の修繕工事、豊田処理区公共下水道接続工事、道路改良などに伴う受託工事等を実施いたしました。

下水道事業は公共水域の水質保全と市民の皆様々に快適な生活環境を提供することが目的ですが、今後は耐用年数の経過した施設の維持管理が増加傾向にあります。今後も未水洗化世帯に対する啓発推進を行

い、水洗化率と収納の向上及び施設の統廃合をさらに検討し、下水道施設の効率的な維持管理を行うことにより経費節減を図り、健全経営に近づけるよう努めてまいります。

〔以下朗読〕

以上で簡単な説明ではございますが、平成29年度美作市水道事業会計及び平成29年度美作市下水道事業会計の認定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、認定第12号について、江見保健福祉部長より補足説明をお願いいたします。

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

それでは、上程となりました認定第12号「平成29年度美作市病院事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

まず、概要についてでございますが、決算書13ページ、事業報告書をごらんください。

平成29年度の患者数は前年度と比較し、入院が17.0%の増加で、外来は0.8%の減となりました。収益的収支は、収益決算額が10億4,926万2,000円、前年比9,325万2,000円の増となりました。費用決算額は9億1,083万5,000円、前年比4,155万4,000円の増となっております。当年度は延べ外来患者数が249人の減少となる一方、延べ入院患者数は3,967人の増となり、収益的収支では、1億3,842万8,000円の純利益となりました。

資本的収支では、850万1,000円で、尿化学分析装置の更新を行いました。また、企業債償還金は3,507万6,000円となっております。

〔以下朗読〕

平成29年度は地域医療の臨床研修協力病院としまして研修医を17名、また医学部学生を3名を受け入れました。今後も継続可能な地域医療サービスの提供の主体としての役割を十分認識し、サービスの向上、健全経営を心がけてまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

これより10分間休憩します。

午後2時58分 休憩

午後3時08分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

日程第9の補足説明が終わりましたので、ここで東内代表監査員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**〔登壇〕

ただいまお呼びがありまして、議長のお許しを得まして、代表監査といたしまして、市長から審査に付されました平成29年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、公営企業会計決算審査、そして財政健全化関係に対する意見書について御説明を申し上げます。台風もかなり接近しております。手短な報告とさせていただきますので、御協力よろしく申し上げます。

まず最初に、一般会計及び特別会計決算及び基金の運用につきまして御説明いたしますので、お手元の資

料をごらんいただきたいと思います。

目次をめくっていただき、1ページから説明させていただきます。

平成29年度美作市一般会計及び特別会計決算審査意見書でございます。

審査の対象は、ここに書いてありますとおり平成29年度美作市一般会計決算以下、美作市基金の運用状況まででございます。

審査の期間は、7月17日から8月27日まで行いました。

審査の方法につきましては、ここに書いてありますが、審査に当たっては、当市監査基準に準拠し、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に適合して作成されているかどうかを確認をさせていただきました。これらの計数の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適について、関係帳票及び関係書類を照査し、かつ関係職員から内容を聴取いたしました。

審査の結果につきましては後ほどお話をさせていただきますが、全般的に見て、一部支払い遅延が見られました。ただ、それ以外は全体的におおむね適正であるというふうに認められました。

決算審査の概要と決算額に対する意見につきましては後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、資料の2ページをお開きをいただきます。

総括でございます。決算の状況を1番に書いてありますが、記載のとおり歳入歳出差額が12億3,868万円でございます。

3ページをお開きください。

一般、特別会計決算収支の推移でございますが、上段の表に記載のとおり歳入決算額が322億円と、歳出決算額が310億円、一昨年の平成27年度とほぼ同額となっております。

市債の状況でございますが、借入金が前年より約14億円増えておりますが、ほぼ同額の償還を行っておりますので、年度末の現在高は前年比100.4%と、ほぼ同額となっております。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

一番下のところに財政の指標比較表がございます。冒頭に市長からもお話がございましたが、左から財政力の指数、1つあげまして、実質公債費比率、将来負担比率、これは前年より好転はしておりますが、経常収支比率のみが悪化して、少し財政に余裕がない状態というふうになっております。ただ、地方交付税が毎年減少している現状にあることから、ここ二、三年はこの数値が上がってくるのではないかと考えられます。

9ページはまだいいんですけども、9ページに記載がありますけども、固定資産税の市税や分担金負担金等の自主財源が前年より9億円余り増加したことは、今後も地方交付税が減額されることを考慮すると、非常に好ましいことではないかと思っております。

12ページから29ページまでは歳入と歳出についての明細を記載しておりますので、参考としていただければありがたいと思います。

ここで1つお断りをしておきたいんですが、資料をごらんいただいておりますが、1ページから11ページまでは金額単位を1,000円、もしくは100万円としております。ところが、12ページから43ページまでは大半を円単位としておりまして、非常に見苦しい表となっておりますことをおわびを申し上げます。資料として作成する場合、金額単位を統一すべきだというふうに考えましたが、市税や寄附金、諸収入などは金額を四捨五入して1,000円単位にするといったものではないという結論に達しまして、全体を円単位とさせていただきます。この件につきましては、次年度の検討事項とさせていただきます。

30ページから43ページまでは国民健康保険、ほかの特別会計についての推移や内訳を記載しておりますの

で、一部説明を省略させていただきます。

それでは、30ページをおあげいただきたいと思います。

特別会計の決算概要でございますが、先ほど会計管理者からも御説明がありましたが、歳入から歳出を差し引いた額は3億1,162万円でございます。各特別会計の内訳は中ほどから下の表に記載のとおりでございます。

33ページをおあげください。

各特別会計の概要を33ページから43ページに記載をしておりますので、後ほどごらんいただけたらと思います。

44ページをおあげいただきたいと思います。

財産に関する調書でございますが、アとしまして公有財産、イで物品、ウで債権、それぞれ美作市の財産を記載をしております。年度末の現在高について記載をしておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

続いて、45ページをお願いいたします。

基金の運用状況でございますが、公共施設整備基金以外は今年度の基金積み立てはしておりません。前年度よりも増減額が抑えられまして、残高の前年対比が101%と、ほぼ前年と同額になっております。また、基金積み立て及び運用状況に問題はなく、適正に処理をされておりました。

一般会計決算審査関係の最後になりますが、46ページの結びの説明をさせていただきますので、46ページをおあげください。

結びといたしまして、決算審査の概要と決算額に対する意見でございますが、ここに今記載のとおりでございますが、その中で注目していただきたい事項の一部を読み上げますと、46ページの上から6行目の右端のところですが、読み上げますと、単年度収支は一般会計では1億1,044万円の赤字となっているが、その主な要因は地方交付税が6億9,191万円減額となったことにあります。これが先ほども申しましたが、地方交付税が年々減ってきているというところで、単年度収支についても赤字になると、大きな要因はそういうことでございます。このことは2ページの決算規模の推移で御説明をいたしました。歳入決算額から歳出決算額を控除した額が前年よりも減少した大きな理由ということでございます。

また、不納欠損処理につきましても、関係法令に基づき適正に実施されているものと認められました。

一方、収入未済額は8億7,481万円であり、昨年度からは減少はしているものの、このような多額の収入未済額は市民に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲を低下させることにもなりかねないことから、早期に個々の情報を十分調査の上、差し押さえ等の債権保全策を講じるなどにより対処するとともに、不納欠損処理に当たっては今後も引き続き法令の趣旨に沿って厳正に対処していただきたいと思っております。

歳出については、極めて厳しい財政状況であることを踏まえ、適正な予算措置を講じ、多額の不用額が発生することなく、計画性のある効率的な予算執行に努めていただきたい。また、地方債の5億4,014万円の繰上償還に当たりましては、将来負担の軽減につながるということで高く評価をさせていただきました。

次に、47ページをごらんください。

予算執行状況及び事務処理に対する意見及び指導事項については記載のとおりでございますが、予備費の予算計上に当たっては、近年の災害等に迅速に対応するため年度当初から十分な予算を確保することを努めていただきたいと思っております。今年度3,000万円の予算を計上していただいて、補正で3,000万円、合計6,000万円を予算措置をしていただいておりますが、こういった災害がいつ起こるかわからないというところで、予備費には十分な予算を確保していただくということでお願いをしたいと思います。

指導事項につきましては、47ページから51ページに記載のとおりですが、内容について少しばかり触れさせていただきます。

47ページの中段から始まっておりますが、1番の歳入歳出予算の状況でございますが、いずれも適正な処理と認められました。歳出予算につきましては、効率的執行に努め、歳入事務の進行管理を適切に行い、引き続き厳正かつ確かな予算執行に努めていただきたいと思います。

次に、②の内部統制の確立についての事項ですが、この事項につきましては、昨年も掲載させていただきましたが、48ページをごらんいただきたいと思います。中ほどから文章を読ませさせていただきます。上から13行目ですか、職員が取り組む業務の内容を再認識し、職員個々の責任の所在を明確にすることによりモチベーションを高め、積極的に職務に精励できるようにするためにも今から内部統制とはどのようなものか、またそれを強化するためにはどのような点を改善したらいいのかなどを幹部はもとより職員全員で広く理解し、実践することということでございます。冒頭にも申し上げましたが、支払の遅延が認められたということをお知らせしましたが、こういった内部統制をしっかりやることによってそういう遅延というものもなくしていただきたいと思います。

次に、3の随意契約でございますが、この随意契約は皆様方御存じのとおり競争入札を原則とする契約方法の例外規定でございます。任意に特定の相手方を選択して、締結する契約方法を言い、むやみに利用できるものではありません。各課の契約内容を見ますと、安易に随意契約を締結している事例をたくさん見かけました。随意契約する場合はその理由を個々について具体的に記載していただくようお願いをいたしましたと思います。

④の不用額についてですが、内容を見ますと、経費の節約によるもの、競争入札の結果、削減できたもの、あるいは事業の未実施によるもの、いろいろございましたが、ほかにも予算の過大計上によるものではないかと思われるものも散見されました。予算計上の際には前年の実績や正確な事業計画に基づき、必要最小限の金額とすることとし、経費削減を意識した適正な予算の執行管理を行い、限られた財源を有効に活用するように努めていただきたいと思います。

49ページをごらんください。

⑤の支出命令等の作成遅延に伴う支払遅延につきましてでございますが、これも先ほど申しましたとおりでございますが、支払事務担当者の不注意と決裁権者のチェック漏れによるところが多であると思われま。今後は日常の支払事務において個々の職員がそれぞれの立場で責任感を持ち、支払業務を遂行することは無論のこと、決裁権者におかれましても再発防止に努めていただきたいと思います。

⑤の電気料金、電話料金支払事務の適正な運用についてですが、現在旧年度の使用料を新年度で支払っているといった不合理な処理となっております。市全体での適正な処理に改めていただきたいと思います。

次に、7の不納欠損につきましては、処理に当たっては公正で適正な慎重な事務処理に努められたいということでございます。これは今年度も十分されておりますが、今後も引き続き慎重な事務処理を努めていただきたいと思います。

8の各団体への補助金につきましては、公正で効率的な執行に努めるとともに、多額の繰越金が生じている団体に対する補助金支出に当たっては、その適宜について十分検討の上、支出されたい。繰越金が非常に多いところがございます。これについても、内容をよく見ていただいて、安易に補助金を出すことなく、検討していただきたいと思います。

続きまして、個別事項というところでございますが、1番のふるさと応援事業でございます。冒頭の市長

の御挨拶にもございましたが、30年度の同期比率で15から16%増えてるというお話がございました。非常に好ましいことでございます。ちなみに29年度は27年度の約3倍となっております。ただ、近隣の市町と比較しますと、寄附額がまだまだ少ないとも考えております。美作市でないとできない体験型、例えば英田町にある岡山国際サーキットの利用券であったり、そこで指導を受ける券とか、観戦券とか、そういったものを取り入れる、実態型を取り入れることにより返礼品を充実させて、寄附金の増額に努めていただきたいと思います。

続きまして、50ページに行きます。

②の税金の滞納についてですが、現年度分の滞納整理に当たりましては、早期の電話による納付勧奨を実施していただいたその成果が非常に高く評価されると思います。今後も引き続き御努力をいただいて、滞納額の減少に努めていただきたいと思います。

③のマイナンバーカードの取得でございますが、これも昨年度も取得のお願いをさせていただきましたが、ほとんど進展はございませんでした。ことしも指摘事項として記載をいたしました。現在市職員の中でカードを取得されてる方は40名余り、パーセンテージでいくと8%ちょっとということでございます。国全体の普及率はことしの頭ですけれども、9.6%、約10%と言われておりますので、まだまだ不足をしております。広く市民に周知し、取得を促す立場にある方ばかりです。市の職員全員が取得するように努めていただきたいと思います。

4番目が金婚式表彰後の表彰制度の構築でございますが、現在は金婚式という表彰制度がございますが、それを過ぎた後の60年、70年、60年がダイヤモンド婚、70年がプラチナ婚でございますけれども、そういった高齢者の慰労策となるかどうかわかりませんが、表彰制度を設けていただいて、明るい美作市、高齢者に温かい美作市ということで、何とか考えていただけたらということで記載をしております。

5番から51ページの8番までは市の事業での赤字経営についての経営改善のお願いでございます。いずれも同じことでございますが、前年度から掲載をしておりますが、余り前進、進展がございませんので、次年度には同じ指摘がないように改善をしていただきたいと思います。

次、51ページ、9番の空き家対策でございますけれども、空き家が年々増加している現状にありまして、現在の補助金申請件数が昨年は4件と非常に少ないものでありました。制度の周知を含めて、補助金が30万円と10万円ということでございますが、もう少し金額を上げていただくということ、増額なども考慮していただいて、実効性のある施策としていただけたらと思います。

最後に、決算審査で指摘した事項につきましては、十分に検討を行っていただき、早急に改善をしていただきたいと思います。また、幹部はもとより、職員全員で内部統制の重要性を認識していただいて、体制を整備し、行財政の健全運営に鋭意努力をしていただきたいと思います。

以上、一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書についての説明を終わります。

次に、公営企業会計決算審査意見書について御説明をいたしますので、資料をごらんいただきたいと思います。

目次の次、1ページをあけていただきたいと思います。審査の対象、方法につきましては、一般会計と同じでございます。

審査の結果は、計数につきましては符合し、正確であり、予算の執行は適正であると認めました。

2ページからは上水道事業について記載しておりますので、2ページをおあげください。

2ページの事業概要でございますが、給水人口、先ほどの宿野部長からもお話がございましたが、給水人口及び戸数、ともに前年を下回りましたが、総配水量、有収水量は前年を上回りました。

4ページをお開きください。

損益計算書でございますが、収益は前年を上回りましたが、費用も前年を大きく上回りましたので、純利益は3,101万7,000円と、前年から約1,000万円下回っております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

②に未収金の状況について記載をしております。未収金が昨年に比べまして136万6,000円上回っております。

6ページをごらんください。

財政状況の前年対比でございます。資産の合計で前年から5,200万円ほど減少しております。

8ページをおあけください。

結びでございますが、ちょっと1番の業務実績についての文章を読まさせていただきます。

水道は生活及び社会経済活動を支える基盤施設であるとともに、安全で安心な水道水の安定的な供給が快適な生活の実現及び社会の経済の維持、発展に不可欠なものとなっております。また、地域住民のライフラインとして低廉で清浄な水道水を常時安定供給していくことが使命である。水需要は次のとおり減少傾向にあります。本年度末における給水人口は2万441人、ずっとこの文章でございますが、少しあけまして、これは先ほどの宿野部長のお話もございましたが、寒波の影響により配水管の破裂等が増加したため減ったということでございます。このような状況下ではあるが、本年度においても電気設備の制御盤及び水道管等の基幹設備の更新等を実施し、安心、安定、安全な給水の確保に努めてください。一方、本年度における経常収支比率は105.9%で、純利益3,111万円が計上されておりました。

続きまして、これで上水道を終わらせていただいて、次に病院事業でございます。

9ページをおあけください。

美作市の病院事業会計でございます。これも先ほど江見部長からのお話もございましたが、特筆すべきところはごらんいただいたように入院患者の増でございます。3,967人上回っております。このため収益的収入の決算額は初めて10億円を超えました。

11ページをごらんいただきたいと思います。

損益計算書でございますが、この表の下から3行目に当年度純利益（損失）がございます。前年を5,169万8,000円上回りました。このことは病院長初め、医師や看護師の皆さん、事務所の担当者の方たちの御努力の結果と認識をしております。今後も引き続き経営改善に努めていただきたいと思います。

15ページをお開きください。

病院会計の結びでございます。美作市唯一の公立病院としてこの病院に課せられた重大な使命を十分認識し、予防及び福祉医療を含めた包括医療も実践しながら、医師不足、看護師、看護技師不足の中で、精いっぱい運営努力をしていかれておる結果、ことしは非常に収益が上がったということで、私たちも高く評価をさせていただきました。

続きまして、下水道のところですが、16ページをお開きいただきたいと思います。

美作市下水道事業会計でございます。事業概況に記載の業務実績は当該表のとおりでございます。先ほどの部長のお話の中にもございましたので、省略をさせていただきます。

17ページは予算の執行状況、18ページはその支出、20ページが資本的収入と支出を計上しております。22ページは経営成績、飛ばしていただいて、27ページの結びをお願いしたいと思います。

結びでございます。本年度末における水洗化人口は2万4,185人、水洗化世帯数は1万227世帯、年間総処理水量は前年と比較すると、年間処理水量は減少しておりますが、年間有収水量は増加しております。一般

会計からの繰入金は15億7,819万円であり、収益合計の58.9%を占めております。上水道と同様に施設の経年による老朽化が進んでおり、施設の統廃合を推進し、未水洗世帯に対する水洗化の推進に努めていただくようお願いをいたしたいと思えます。

下水道は以上で終わります。

最後に、美作市財政健全化及び経営健全化審査意見ですが、お手元の資料に記載のとおりいずれの事項におきましても健全な財政の範囲で推移していると認めます。

以上で監査委員を代表しての意見書に関する説明とさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ありがとうございました。

東内代表監査委員、高田監査委員、山本雅彦監査委員には平成29年度決算を長期にわたり審査をしていただき、心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

ここで市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

議長からお許しをいただきましたので、台風21号の状況等について手短かに報告申し上げますが、本市において議会劈頭に申し上げたとおり10時時点をもって自主避難を受け入れるための避難所を開設し、そして避難準備情報を発令をいたしました。全市で10名程度の方々が自主避難をされたということ、さらには消防への緊急通報とかというものについては、今のところ聞いていないということ、そして台風も現在は先ほど聞いたところによりますと、福知山あたりにいるということで、もうそろそろ日本海に抜けるころではないかというふうに思っております、恐らくはこういう状況で大きな問題なくこの台風をやり過ごせることができるのではないかと考えております。議会終了後直ちに警戒体制をひいている職員ともども再検討し、できれば日のあるうちに避難情報の解除ができればと考えております。

以上でございます。御苦労さまでございました。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は9月6日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後3時37分 散会

平成30年9月6日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日日）

（平成30年第5回美作市議会9月定例会）

平成30年9月6日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
16番	日	笠	一	成	17番	内	海	健	次	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

15番 岩江正行

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	横	山	博	光									
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	参	与	山	下	亨								
政	策	審	議	監	春	名	利	亮	総	務	部	長	岡	本	和	之					
危	機	管	理	監	藤	原	陽	二	市	民	部	長	角	南	良	雄					
環	境	部	長	宿	野	豊	彦	経	済	部	長	遠	藤	宏	一						
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀					
教	育	次	長	山	名	浩	二	消	防	長	皆	木	佳	久							
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	
企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春	商	工	観	光	課	長	中	島	浩	一
市	民	課	長	藤	井	千	枝	営	業	課	長	枅	岡	雅	之						
上	水	道	課	長	景	山	一	美													

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	坂	元	省	吾				
係	長	金	谷	裕	子				

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

4日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号15番岩江正行議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に御報告をいたします。

4日、議会終了後に決算特別委員会を開催し、委員長に青山慶議員、副委員長に和田広宣議員を選任いたしましたので、御報告いたします。

## 日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号17番内海健次議員の発言を許可いたします。

17番（内海 健次君）〔質問席〕

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、9月定例議会における一般質問をさせていただきます。

9月を迎え、早生の稲穂が黄金色に染まり風になびく景色に、長い酷暑が去り待ち焦がれていた秋の訪れを感じるころとなるや、非常に強い台風21号が一昨日神戸付近に上陸、日本海へ抜けましたが、関西空港は孤島と化したようです。一日も早い復旧、復興を願うものです。また、本日9月6日3時8分、北海道でも震度6強の大きな地震が発生したようです。きょうの山陽新聞の滴一滴に災害は忘れたころと、こう書いておりましたけれども、忘れんうちにどんどん押し寄せてくる。余り歓迎するものじゃございません。しっかり自然と対峙する必要があるんじゃないかと思います。

ところで、ことしの夏は、今回の質問の項目にもありますが、岡山県を初め西日本で発生した豪雨災害の、もう一つ私の心に深く刻まれた出来事があります。それは、甲子園球場で開催された第100回全国高校野球選手権大会において秋田県代表の金足農業高校が次々と強豪校に勝利し決勝まで進んだことでした。残念ながら準優勝に終わりましたが、秋田県民はもとより東日本大震災からの復興に向けて取り組まれている東北地方の皆様、そして秋田県で育った高校生が雑草軍団を旗印にひたむきに強い相手に立ち向かう心意気と球児たちが起こす奇跡の展開に多くの国民が共鳴し感動を受けたと思っております。私も農業高校の卒業生であり、孫も野球に明け暮れているという共通点もあり、校歌を歌う姿勢など高校生とはこうあるべきと思いつつ、若者がスポーツを通じて地域に活力が生まれ、秋田県全体のアピールとPRに貢献し、観光を初め農業の重要性などさまざまな分野に好影響を与えたとテレビを見ながら感じた夏でもありました。

それでは、本題の一般質問を行います。

今回の質問は4項目あります。1項目めは、7月6日に発生した西日本豪雨における災害について。2項目めは、もうもう工場の建物が全て解体され更地になりましたが、今後どのように活用されるのか。3項目めは、住宅民泊事業法が今年6月15日に施行されたことを受けて何点か伺いたいと思います。4項目めは、成人年齢等民法の一部を改正する法律施行に向けて幾つかお尋ねをいたします。

9月定例議会が実りのある議会となることを願ってあえて先陣を切って質問をさせていただきますので、執行部におかれましては、みまちゃんネルを見られてる市民の皆様が納得、理解されるような答弁を期待していることを要望して質問に入ります。

まず、倉敷市真備町を初め広島県、愛媛県を中心に大きな豪雨災害が発生しました。当然、美作市においても水害に遭われた家屋、田畑、あるいは土砂崩れが起こった地域があると伺っており、被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧が速やかに進行していくことを含んで、1項目めの7月6日に発生した豪雨災害について幾つかお尋ねをいたします。

市長を初め執行部の職員には、私が説明するまでもなく、今回の西日本豪雨の原因については理解されていると思いますが、再度申し上げますと、6月28日から7月8日ごろにかけて西日本を中心に広い範囲で記録された集中豪雨は台風7号及び梅雨前線等の影響が要因であると発表されております。私の記憶に残っている大規模な水害は、昭和38年災害と平成21年8月の水害です。近年の豪雨による災害傾向を注視してみると、テレビから聞こえてくる言葉は、今まで経験したことのない雨が降ったとか、こんなに降ったことは聞いたことがない、経験したことがないという発言です。この発言のポイントは、自分のところは大丈夫、報道されているようなことはこの地域では起こらないという慢心的な安心感が命を危険にさらす原因ではないかと感じております。

近年の気象庁は、国民に対して50年に1度の大雨が降るとか、命にかかわる雨が降るおそれがあるという表現で呼びかけております。地球規模の環境破壊は、気象においても温暖化が進み、生物、食物に限らず、さまざまな分野に影響を与えております。その一つが異常気象として顕著にあらわれていると思っております。台風による豪雨に限らず、夏に発生する豪雨においても、私たちが知ってる雷雨とは大きく異なり、ゲリラ豪雨と名称を変えて、1時間に想像を超える雨量が降ることがたびたびあり、河川の氾濫、道路の浸水、土砂災害、あるいは電車、バスなどの交通機関にまで多大な影響を及ぼす事態となっております。

執行部の皆さんもよく御存じのとおり、岡山県は降雨量も少なく、晴れの国おかやまをキャッチフレーズにアピールしております。温暖で災害、水害の発生率が少ないという意味も含まれていると思います。地震も少なく、過去にも大規模な災害が発生していないことも歴史が証明をしておりますが、反面、大規模な災害、風水害が起こっていないということは、大雨による水害に見舞われると弱いという一面も持っている指摘されております。美作市においても危機管理には最善の対応で取り組まれているとは思いますが、ことしの県下で発生した大水害や、市内の地域においても少なからず水害の被害に遭ったことを踏まえて、今後どのように大小問わず対処されるのかお尋ねをいたします。

まず1点目は、岡山県下に大規模な被害をもたらした西日本豪雨は、美作市においてはどの程度の被害状況が発生したのか。2点目は、現時点で今回の水害をどのように捉えているのか。また、少なからず課題や反省すべき点もあったと思います。どのようなことがありましたか。そして、今後課題や経験をどのように生かすべきかと考えていますか。3点目は、災害復旧事業を推進するに当たり、これからどのような計画を構築し、工程に基づいて取り組むのか、建設部長、危機管理監、福祉部長に市の考えをお伺いいたします。

1回目の答弁といたします。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕

御質問の1番と2番を答弁させていただきます。

美作市におきましては、死者、負傷者などの人的被害はなかったものの、浸水被害は店舗、倉庫など非住居を含め床上浸水50件、床下浸水108件など、市民の皆様の生活に影響する被害を受けております。平成10年、平成21年の過去の災害と同等以上の雨量にもかかわらず最小限の被害にとどまったと考えています。

平成30年豪雨災害につきましては、死者が200人を超え、平成最悪の豪雨災害と言われております。休みの日に倉敷市真備町に視察に行きましたが、豪雨災害でこのような悲惨な現場は見たことがありませんでした。

今回のような規模の災害がまたいつ来るかわかりません。危機管理室といたしましても、市民の皆様の安全・安心のために何ができるか、市民の皆様、消防団の皆様、市職員の御意見を吸い上げ、被害が大きかった他の市町村がどのような対策をとるか参考にして、よりよい防災体制を構築していきます。市民の皆様には早い避難をしていただきたくお願いいたします。そのためには、みまちゃんネル、告知放送、講習会等で広報していこうと思っております。豪雨が降り続いたことにより、済いません、ここ「と」が抜けておりました。「と」を入れといてください、申しわけございません。美作市職員約20人は3日間わずかな休憩だけで災害対応させていただきました。今後は、長期戦になると判断したら、災害の規模によりケース・バイ・ケースになりますが、シフトを組み仮眠等を与えていきたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

おはようございます。内海議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

冒頭、議員より御挨拶の言葉の中で50年に1度というような表現をされましたが、よく我々は50分の1とかという表現をしますが、それは50年に1回しか起こらない災害、雨ではないということです。つまり確率の話ですので、ことしも2%ある、来年も2%、毎年その確率はあるということです。気を引き締めてやってみようというふうには思っております。

それでは、岡山県に大規模な被災をもたらしたこの災害についての状況でございます。最初に岡山県の状況でございますけれども、岡山県が8月15日現在で公表しております公共土木施設災害は、件数は道路9件、河川が66件、うち砂防施設、これは河川ですけれども13件を含みます。被害額が約5億5,000万円余りとなっております。

美作市では、報道でもたびたび取り上げられた倉敷市で発生したような堤防の決壊や越流による大規模な家屋への被害はなかったものの、河川の水位上昇により低地部が排水不能となり、冠水により床下や床上の浸水被害が発生いたしました。県では、これら被害の大きかった地域を優先的に、流れを阻害するおそれのある樹木の伐採やしゅんせつに取りかかっているところでございます。

次に、美作市の公共土木施設災害では、8月末現在で、道路、市道ですが48件、河川が25件、被害額約3億5,000万円となっております。現在、公共土木施設災害復旧事業の申請作業を進めているところでございます。加えて、起債対象として約30件の単独災害復旧事業の申請準備もあわせて行う予定にしております。これら以外にも、災害当初やりました、崩土や谷からの土砂の流出、倒木などの被害が市内各地域で発生しておりまして、被災直後から早期の道路啓開、啓開といいますのは切り開くという意味ですが、のための措置

として、倒木や崩土除去、通行の確保や被害拡大防止のための大型土のうの設置、緊急修繕など応急措置をとっております。今回の災害に伴う市道の通行どめは8月末現在で13路線となっており、これらは災害復旧事業の申請箇所でございます。

次に、農林業の災害についてでございます。農地につきましては130件、252カ所、農業用施設が17件、林道が3件を確認しており、被害額を約3億円余りと見込んでいます。起債対象として小災害を35件余り申請の予定をしてるところでございます。緊急を要する用水路、農道等の土砂撤去などにつきましては、受益者及び関係者などが主体となって、市の支援事業であります重機借り上げ、原材料支給などを活用いただき、復旧も行われております。

次に、久賀ダムの7月5日から7日にわたる豪雨に伴う洪水調整につきましては、5日の午後からの降雨により流入量の増加を確認いたしまして、15時30分よりダムの放流を開始いたしました。20時に流入量のピークを記録した後小康状態が続きましたが、翌日に豪雨が予想されていたことから、引き続き放流を継続いたしまして、貯留容量の確保を行い、降雨に備えました。6日15時ごろ再び降雨により流入量の増加が始まりまして、7日の午前0時には最大放流量の2倍強に当たる最大流入量毎秒240トン記録いたしました。小康状態時に継続をしておりました放流により貯留容量が功を奏し、大事には至りませんでした。今回のような予想を超える豪雨時のダム管理の難しさも学んだところでございます。

また、ダムの管理規程についても早急に改正をする必要があるというふうに思っております。岡山県でも7月豪雨のダム管理について改正の準備が進められておりまして、今回の経験を生かすとともに、豪雨に対する臨機の対応等、災害に備える管理や操作について、岡山県と十分協議を行いながら、下流域の防災・減災につながるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、現時点での、この災害をどのように捉えているか、課題はどのようなものがあつたか、課題や経験を今後どのように生かすかということでございますけれども、このたびの豪雨では、土砂崩れや冠水、一定雨量を超えた場合の事前通行規制などで一時的なものを含めて、国・県道及び市道で約60カ所の通行どめが発生しました。このため、遠距離の迂回や集落の孤立が生じるなど、市民生活に大きな影響が出ました。通行どめに伴う課題の一例として、豪雪時のときの通行どめでも言えることではございますが、急病や定期的な治療を要する方への配慮が挙げられます。これには、雨量の予測や道路事情などの状況を早く把握し、高齢者などの社会的弱者がおられる、特に孤立が想定される地区では避難体制の充実など初期対応が重要であり、地域と行政の連携が必要というふうに考えております。

続きまして、農林関係では、災害復旧事業の要件を満たさない小規模な被災が多数確認されました。受益者や地域が主体となり重機借り上げなどの支援事業を活用してもらっているところではございますけれども、地域によっては高齢化等により対応ができないところもあり、支援事業の課題と認識し、効果的な支援について今後検討していく必要があるというふうに考えております。

次に、災害復旧事業の復旧に向けてのスケジュールでございます。

現在、公共、農林災害ともに、補助事業の採択を受けるべく災害査定に向けて測量、設計を行っております。公共災害のうち規模の大きい箇所や特殊工法で復旧する箇所については、災害発生のメカニズムの判定や工法を選定するため、ボーリングなどの調査もあわせて進めております。災害査定は9月上旬から、実を言いますと今週から入っておりますけれども、11月末にかけて実施される予定で、件数も多く、調査や工法決定に時間を要するものもあることから、数回に分けて順次申請をしていきたいと思っております。災害復旧事業は原則3カ年で完了するというふうになっておりますけれども、安全の確保や市民生活の利便性の回復が早期に図られるよう、また二次災害を防ぐためにも、年度内の工事の発注を目指していきたいというふうに

思っております。

冒頭議員より表現がございましたけれども、天災は忘れたころにやってくると言われてきましたが、ことしの台風は次から次へと間をおかず発生し日本列島に接近を繰り返す状況でございます。今後もこの傾向が続くのではないかと危惧されるところです。防災・減災が図られるよう緊張感を持って備えるとともに、被災箇所の早期復旧に取り組んでまいります。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

保健福祉部長の代理という点も含めてお答えをしたいと思います。

今回の災害のときに避難所を開設をして状況を拝見をしたわけでございますけれども、なかなか寝れないとか肩が凝るとか、いろんな話をされました。我々の世代であればそれはしょうがない、我慢すりゃあいいんですけども、日ごろから要介護になってる方とか、あるいは障がいをお持ちの方、あるいは継続的に治療をしておられる方について一体どうしたらいいんだということが相当疑問になったというのがあります。

これ実は災害のときに避難について支援をするべき人を個別に約200人ばかり計画で持っておるわけですが、実際のところ本当にその支援の要る方々、例えば要介護の一定レベル以上であるとか障がいがあるとか、そういう方々は総数的にいうと1,000名程度であります。これは平成27年でしたか、計画をつくっておるわけでございますけれども、当然でありますけど毎年毎年新たに要介護になられる方もいたりするわけでございますので、まずその計画というものをしっかりとしたものにもう一回見直しておく必要があるかというふうに思っております。ぜひ、テレビをごらんの方々におかれても、これは個人情報の提供ということが条件になるんで同意が必要なんですけども、前向きにお考えをいただきたいというふうに思っております。

次に、その上で今度はそういう方々は一体どこに避難していただくんだという問題がありまして、その市民センターのところへ行っていたきたいという話も、ちょっとこれは無理がある。したがって、もともと福祉避難所という構想があって市内の介護施設等を念頭に置いてやってるんですが、介護施設に行ったときに、じゃあ介護施設が十分な人員的な配慮でできるか、現在入所されてる方々へのケアもしながらということになりますので、これはなかなか難しい問題があります。

そこで、いろいろ我々も試行錯誤しているわけでございますけれども、全国の事例を申し上げますと、災害における命の問題というのは、もちろん真備で起こったように、あっという間に水没をして水死をされたということもあるんですが、災害関連死といまして、避難所に行ってきたけれど、避難所に行って体調が悪化したということが原因でたつと命を落とされる方もおられるわけでありまして、この辺は東日本大震災以降、随分研究が進んでまいりました。そういうふうな研究も含めて申し上げますと、当市においては、災害がある、雨が降るとホテルに客が来なくなるんですね。そこに物すごく大きなスペースがあるわけでありまして、市としては、個別計画、避難計画がある方々の中で、例えばホテル旅館に避難をされたりということが案内できるようにしなきゃいけない。あるいは、そのときに、例えば警報があつて我々が避難指示や避難勧告をした場合においてはその費用の相当額を担保すると、支出するということですか、我々が、いったような積極的な対策をとらないとこれは間に合わないかなということを今真面目に考えさせていただいてる状況でありまして、それが、どう具体的にやるかについては結構詳しい問題分析も要るんでありますけども、まずその制度要綱を近いうちにつくっていきたいと思います。

もう一つは、その関連もございまして、2年に1度行っております当市の総合防災訓練であります。来年は旧美作町分で行うこととしておりますけれども、その焦点を災害における弱者対策ということで、北山の保健センターあたりを中心としていろんなことを展開をしていこうと、これは2番目であります。

以上が福祉関係の大きなところなんです。福祉以外について若干お話し申し上げますと、私も岡山県の市長会の代表として小此木防災大臣のところにも行って岡山県としての要望を申し上げたんですが、その一番大きなポイントは、議員の御指摘にもあったように、今回の災害、これはたくさんの反省点と学ぶべき点があるはずだということでありまして、国におかれても自己点検を徹底的にやって将来の教訓を出していただくようお願いしたい。その中の筆頭典型として各地域における国、県あるいは市町村管理のダムの管理の問題というのがあると思っておりますし、またダム管理を洪水管理と関連させるためには、ネットワーク的に推移が把握できなければならないということでもあります。

ちなみに、当市の状況を言いますと、先ほど真野部長は余り自分のことなんて言いませんでしたけれども、大変に立派な管理を現行の規定にもかかわらずやったというふうに思っております。これは称賛に値すると思っておりますが、今度は逆にそれがゆえに現行の管理規定については不備を発見しておりますので、これの見直しをすることが必要であると思えます。

もう一つは、水位計が非常に役に立ったんですが、足りなかつたり問題があつたりします。例えば、議員の近くでいうと火の神というところがありまして、そこに水位計があるんですが、これがオンオフ状態というか、欠測するんですね、はかれないと。データが来ないことがたびたびありまして、ちょっと不安が残りました。それから、湯郷にも水位計があるんですが、これは国管理か何かということの中で、情報が県の総合ポータルサイトに載ってこないといったこともある。あるいは、ほかのところでいいますと、主要な、吉野川あるいは梶並川の支川、つまり支流のところなんですけれども、我々としては奈義町の水位が見たいんですね。奈義町がどうなってるかというのが影響があるんで、これがない。それから、市内でいうと、後山川の水位計が欲しいけど、まだない。あるいは、山家川の水位計が欲しいけど、まだないと。これについては国、県にしっかりと今お話をしてお話をさせていただいと、こういうような状況であります。

私どもとしましては、県全体そうなんです。各市の意見を聞きました。真備町を抱える倉敷市も、あるいは総社市もそうでしたけれども、とりあえず今後災害が起こらないように、あるいはその災害が起きたとき、雨が降ることはとめられませんけれども、それが人的被害に結びつかないために一体どうするんだということを一番の論点として、岡山県市長会としては国、県に対して意見も提出をしてる現状であることもあわせて報告を申し上げます。それに加えて、当市では災害弱者対策、災害時における福祉対策というものを真っ正面から取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

内海議員、2回目です。

**17番（内海 健次君）**

再質問をさせていただきますね。

危機管理監、大体当時の状況がよくわかりました。御苦労さまでした。それから、建設部におかれましては、しっかりと状況を把握して、復旧に向けて、それぞれの箇所申請をされ、11月末をもって以後復旧工事が進むような段階を今聞きました。改めて御苦労さまでと申し上げたいと思えます。ただ、今市長のほうから新しいことが出ました。避難された方に対して福祉的なお考えを聞きましたが、慎重にやっていただきたい。ありがたいことですが、慎重にぜひお願いしたい。ほんで、市長会の件は、これは新聞等で見ましたから熟知しております。それと、もう一点は、市長会というよりも、姫新線沿線、新見市、真庭市、津山

市、それから美作市において、美作の市長である萩原市長が中心的役割で姫新線の開設を早めていただいた。これはそれぞれ、特に子どもさんから学生から評価をいただいておりますから、この場をおかりしてお礼を申し上げておきます。

それじゃあ、ほぼ建設部長がおっしゃったので聞くことはないようですけども、何点かお尋ねをいたします。ハードについてはお聞きしました。産業の被災についてが出てこなかったもんですから。

政府が8月に入って中小企業支援の柱となる施策を決定しましたですね。工場や店舗を初め機械類といった設備機器の復旧費用を最大で4分の3補助するグループ補助金を岡山にも適用してきた。これは東日本大震災、そして熊本地震に続いて3例目です。実は、市民より、制度の周知や事務の簡素化、迅速化にしっかりと努めてくださいと。また、市としては、言いにくいんじゃないけど、国、県だけじゃなくて、少し上乘せの考えはないかと、こういう電話をいただきましたので、無理なことは申し上げませんが、少し考え方をおっしゃってください。

それから、河川について。実は、真備の災害は、決壊が起きたときに、15年になりますか、十五、六年、昔の部下から電話がありました、小田川の決壊は人災じゃと。これはもう前々から県議員を通じて直すように言うのだったらしいですわ。僕らはわかりません。そういうことが起きておりますので、河川についてはしっかりと、本流と支流の接点というてええんか、そういったメカニズムを日ごろから調査して欲しいのと。それから、樹木の伐採、これはもうされてます。私も拝見しました。流れを阻害する全てのものを取り除いていただきたいと思います。

ため池について。これはたまたま昔のブックを見よったらメモがあったんです。西暦じゃ、これは。2013年2月9日の新聞に載ってる。ため池老朽化対策強化。これは、東日本大震災ではため池決壊による犠牲者も出ており、老朽化対策を進めて集落の防災強化を図ると、こううたっております。多分、このまま続いているんじゃないかと思えますんで、この辺もお聞きしたいと思えます。

それから、ダム管理の改正というものが今説明の中にありましたけど、これの要点がわかれば。

それから、通行どめ13路線の町名を教えてください。

それから、危機管理監に申し上げる。避難については、これは日ごろから命の尊さをずっと地域と一緒に啓蒙してください。それから、復旧については、これはもう言わずと知れた、一日でも早いほうがいいですから、ぜひそのようにしていただきたいと。

以上です。お願いします。再質問。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

産業の被災はどうであったかと、それとその復旧への対策について御質問でございます。

商工観光関係の被害については、みまさか商工会のまとめでは、一部被害額が不明なものや農産物被害と重複したものがございますが、花卉生産販売業で花の苗とポイラーなど設備機器の浸水被害が2件で被害額が1,100万円、小売業、建設業、サービス業など店舗や機械機器などの浸水被害が24件で被害額が1,000万円、旅館業で浸水による宴会場、設備機器などの被害が2件で被害額1,500万円などが報告をされております。

被災された中小企業への対策でございますが、議員のおっしゃいました中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、略して中小企業等「グループ補助金」というものが設けられました。東日本大震災、熊本地震に続いて、今回の7月豪雨が3例目となる国の制度でございます。被災された中小企業等がグループを組んで復

興に向けた計画を策定するもので、施設復旧等の費用の4分の3、国が2分の1で県が4分の1、合わせて4分の3の補助制度であります。

美作市内でのこの動向でございますが、8月29日に岡山県産業労働部主催の事業者向けの被災事業支援制度の説明会が津山市内で開催されました。美作市内からは6つの事業者の方が出席されたというふうにお聞きしております。また、8月31日には、被災農業者向け経営体育成支援事業の、補助事業でございますが、こちらの説明会が美作県民局で開催されました。こちらは農業者向けということでございました。被災された農業事業者の方の中には、この先に申しあげました中小企業等「グループ補助金」の対象になる方もありますので、この農業者向けのほうは原則10分の7の補助でございますが、両方の事業を紹介しているところでございます。

また、市としましては、中小企業等「グループ補助金」を初めとする支援制度について、市のホームページでお知らせするとともに、市内の金融機関に融資の相談などがあった際こういった補助制度が紹介できるようにお願いをしているところでございます。被災された方々がこういった補助制度を活用できるように支援をしております。また、かさ上げについては検討させていただきたいというふうに思っております。

続いて、風評被害への対策ということでございますが、湯郷温泉の7月の宿泊客数は、正式な数値は集中でございますが、前年に比べ1,600人減少し、1万1,000人ということで推計値が出ております。このため、美作市から補助金を受けて事業実施をしている美作市観光振興協議会というのがございますが、今年度の事業内容の見直しを行いまして、本年9月1日から9月30日までの期間、市内の宿泊施設に宿泊された方を対象に、1人1泊につき2,000円、これは1回限りで小学生以上の方が対象でございますが、1人1泊につき2,000円を補助する美作市宿泊割引補助事業を実施しており、1,500人分の宿泊を見込んでおります。この制度は、国及び県が実施している事業がありますが、それと併用を可能としております。それで、風評被害につきましては、この対策に続きまして引き続き検討していくことが必要だというふうに思っております。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

#### 建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

内海議員の2回目の御質問です。

まず合流部のメカニズムということですが、これにつきましては現在、県南の真備のほうで大きな被害をもたらしたということでやがて明らかになってくると思っておりますが、高梁川の支流の小田川がございまして、小田川にも支流がございまして、たしか2つの川だったと思っておりますが、そこから浸水が始まったというようなこともテレビで申しておりました。いろいろなことが明らかになってくると思っておりますので、今後、私どもの吉野川、山家川、それから梶並川、滝川等いろいろあるわけですけど、そういう合流部についての検証も進めていかなくてはならないというふうに思っております。

それから、樹木の伐採でございますけれども、岡山県では7月豪雨災害を受けまして、緊急の対応として美作市中心部を重点的に8カ所で樹木の伐採が進んでおります。引き続き、市内20カ所でしゅんせつが実施されることとなっております。岡山県からは、今回は非常事態であることから、河川の堆積した土砂や樹木の撤去についてできる限りの対応を行っていきたいというふうに言われております。市におきましても、地区からの要望を県に伝えながら、防災・減災効果が早急に発現されるよう強くお願いをしております。うふうに思います。

それから、ため池でございます。先ほど2013年というふうに申されましたが、ちょうど年度が合うわけで

すが、平成25年度よりため池の調査を実施しております。市内に多くのため池がありますが、基準によって調査をし、それから防災重点ため池というのもございまして、その中でハザードマップというのも作成をするというふうになっておりますので、それを、作成するだけではいけませんので、十分生かしていきたいというふうに思っております。

それから、ダム管理の改正の要点でございますけれども、ダム管理につきましては、豪雨が予想される事前の準備を、ダムの柔軟な操作、事前の放流といいたいまいしょうか、によりダム機能を最大限に活用し備える管理、操作を行うことが下流域の減災に重要であるというふうに思っております。一方で、このダムはかんがい排水機能も備えておまして、関係者との意見も聞きながら、防災はもとより営農などダム施設の適切な操作や管理が行えるよう、今回の経験を生かして岡山県と協議を進めてまいりたいというふうに思います。

最後に、通行どめ13路線でございます。勝田地域で7路線、それから東粟倉地域で1路線、大原地域で4路線、美作地域で1路線となっております。市内の北部で多く見受けられております。通行どめの要因は、山側ののり面崩壊、路肩の崩落に加え、隣接町村の通行どめに係るものでございます。これらの箇所は、9月3日から、今週から入っておりますが、始まり11月末まで実施される災害査定に数回に分けて申請をしてまいりたいと思います。

それから、もう一つ、漏れておりましたが、復旧のことでございます。先ほど答弁したとおり、災害査定は始まったばかりでありますけど、あわせて起債を充当する単独災害復旧や市の単独の修繕工事の早期実施に努めまして、地域の安全や生活環境がもとどおりになるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

内海議員の2回目の日ごろから避難の徹底をについてでございますが、災害時においてまずは生命を守ることが一番の肝要と考えますことから、市民の皆様には早い避難をしていただくことをお願いいたします。そのためには、みまちゃんネル、告知放送、講習会等で広報していこうと思っております。災害時においても、气象台から発信される気象情報、みまちゃんネル、告知放送等でお知らせする災害情報等を聞いていただくのが大事だと考えております。危険を感じたら、迷わず安全な場所へ早目の避難に心がけてください。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

内海議員、3回目です。

**17番（内海 健次君）**

ありがとうございました。

危機管理監、危険を感じたら迷わず安全な場所へ、こういうふうにとんとんじゃけど、その前に、最近の気象の言葉が市民の方がそれぞれ区別がつかないので、これらもしっかりわかるようにしてあげてください。そうしないとなかなか避難もしませんから、ぜひそれを徹底をお願いします。

それから、樹木の伐採とか河川について、これは市長にお願いしたいと。公約の中で、梶並川、吉野川のしゅんせつを強く県に要望すると、こういうふう聞いております、当時ですね。残土処分場の確保も急ぎますと、こういうふうにとんとんますから、ぜひこれは公約どおり早期に実現をお願いします。

以上で1項目めの質問を終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、続けて2項目めに入ってください。

17番（内海 健次君）

〔発言の削除〕

議長（鈴木 悦子君）

内海議員、ちょっと落ちついて、一旦座ってください。時間が……。

17番（内海 健次君）

もったいないわな。

議長（鈴木 悦子君）

これより10分間休憩します。

午前10時53分 休憩

---

午前11時04分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

まず、みまちゃんネルをごらんの皆様に御報告いたします。

議会開会時より、議場内に設置しているカメラのふぐあいにより画面が見づらい状況がございましたが、現在は復旧しております。大変御迷惑をおかけいたしました。

それでは、一般質問を続けます。

内海議員。

17番（内海 健次君）〔質問席〕

先ほど休憩前にもうもう工房の2点目の話をしかけたんですが、これを取り消すようお願いしたい。お願いします。よろしいでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、内海議員より取り消しの発言がありました。これを許可してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

よろしいということでございます。

それでは、2項目めに入ってください。

17番（内海 健次君）

大変失礼いたしました。改めて申し上げます。

2項目め、もうもう工房に関する件について幾つかお尋ねをいたします。

今回のもうもう工房については、昨年6月定例議会一般質問においてもお尋ねをしております。そのときは、地域内経済好循環に取り組む上で、旧もうもう工房を速やかに撤去し、美作インターと大型商業店舗などが隣接し利用者が多い好条件の立地を活用して市の発展につなげるべきではないかと質問をいたしております。そして、総括の中でも、再利用については私を含む市民も大いに興味を抱いており、よい提案があれば取り組みに協力したいと言ったように記憶をしております。

そして、昨年6月に質問して以来、ついに全ての建物が取り除かれ更地になりました。風景も大きく変わり、朽ちた建物や雑草やカズラで覆われたコンクリートの円形建造物が視界から消えたことで、周辺の環境にも好印象を与えていると感じております。実際に、私の耳にも市民から同様な意見が届いております。

旧もうもう工房が営業を中止してから既に長い年月が過ぎております。営業をやめた後、萩原市長もさまざまな事業を提案され取り組まれたことは承知しておりますが、私は旧もうもう工房を再利用する一步は全て解体して更地にすることから始めるべきと考えておりました。更地となった現在は、副市長に御尽力いただき、マルナカ駐車場の一部分を高速バス利用者のために借りていただいた経緯がありましたが、更地となったことで駐車場が確保できたことを感謝していると市民の声が届いております。

これも視点を変えれば、広大な更地となった土地を将来の市の発展に生かすためには、市民はもとより市外、県外は言うに及ばず、周囲に点在している美作インターや大型商業施設、病院などを訪れる利用者を見据えた施策が必要であると認識しております。そこで、昨年6月に質問した項目と少し視点を変えてお尋ねをいたします。

1点目、現在の更地周辺には水路や農道がつくられておりますが、いろいろなことを想定して更地を有効活用するには水路と農道が問題となることが予想されますが、例えば廃止するのか移動の手続をとるのか、市の考えをお聞きしたいと思います。

2点目、市長は旧もうもう工房の再利用については、さまざまな構想がある中の一つに現在の高速バス停を移設する計画があると話されたことがありますが、バスの進入路については現段階でどのように思われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目、旧作東町は高速バスを利用する乗客あるいは送迎者のために専用駐車場と本格的なトイレを設置しておりますが、バス停を移設するに当たり、利用者に限らずトイレは将来展望を考えると必要不可欠であると認識しておりますが、どのようにお考えでしょうか。

4点目、中国縦貫道を初め、有料、無料を問わず、高速道路、自動車専用道路は全国を網の目のように走り糸のようにつながっています。そして、現在も各地で建設が進行しております。地方と大都市を結ぶ大動脈としての役割を担う高速道路は日本の経済から国民の社会生活まで幅広くかかわっていると云っても過言ではないと思っております。中国縦貫道のインターは美作インター、作東インター、鳥取自動車道は大原インターが設置されており、最大限に活用して、市はもとよりインターチェンジ周辺の地域の発展につなげるべきと考えております。それも、そのうちというような対応でなく、遅くても東京オリンピック・パラリンピックが開催され世界中から日本が一層注目される2020年までには実施するべく一步を踏み出すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、この質問以外でも構想、意見がありましたら市長、経済部長の答弁をお聞かせください。

答弁の前に一つお願いしたいことがあります。実は私の後援会事務所へ行きました。そしたら、たまたま古い掲示がありました。これは私もまだ議員のときかな、ここに岩崎さんもいらっしゃいますけど、バスターミナル、債務負担行為で土地を買ったときのもんですね。これはもう破棄してもいいですね、バツです

ね、これ、市長のほうからおっしゃってください。これ、公地を購入してそのままなんですよ。公の場でバツとかそういったものをまだ言われていませんので、バツならバツと、こういうふうにきょうおっしゃってください、公に。これはないんですよ。ないわね、建物がないんですから。これも市民の皆さんにしっかり届けてください。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

もうもう工場の跡地についてでございます。

この跡地につきましては、美作市土地開発公社が先行取得をしております。道の駅として整備するために、平成29年の9月議会で債務負担行為の予算議決をいただいております。旧もうもう工場の建物などの解体工事は8月に完了いたしました。現在は、高速バス利用者などの駐車場として御利用いただいております。今後のもうもう工場跡地の整備事業については、市の一般会計でこの用地を再取得して整備することになります。その際は、国の補助金あるいは過疎対策事業債など有利な財源を活用して整備をしたいというふうに考えております。

まず、現在の水路、農道の廃止または移動、それから高速バス停までの進入路についてでございますが、もうもう工場跡地の中央を東西に横断する水路があります。また、この跡地と美作インターチェンジの間には農道がございます。もうもう工場跡地を活用するために各方面と協議中でございますが、農道と水路につきましては、その機能を敷地内のいずれかの場所に移動させることで、農道部分を含めた敷地全体の有効活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

高速バス停留所をもうもう工場跡地側に移設することについては、西日本高速道路株式会社などと協議をしております。このバス停の移設につきましても、有利な財源を活用して整備するため、道の駅整備事業と一体的に行いたいというふうに考えております。また、水路の農道側接続部分の安全対策といたしまして、この跡地北東部から農道を横断して、県道横にありますが美作インターチェンジ進入路の道路沿いに横断歩道がありますが、このちょうど横断歩道の南側に通じる連絡道の整備を検討しております。完成しますと、高速バス停への近道となるものでございます。

次に、トイレの設置の考え方と美作インターを含めたロケーションを美作市の発展にどう展開していくのかといったことでございますが、この用地取得につきましては、交通結節点整備事業、これは平成24年12月議会でございますが、この交通結節点整備事業として、もうもう工場の解体につきましては道の駅整備事業ということで議決をいただいております。現在、公衆トイレ機能、それから駐車場機能、バスの乗降場機能、そしてレンタカー、レンタサイクルなどの二次交通機能、そして情報発信機能などを備えた施設整備を国土交通省と協議をしております。道の駅整備事業では、施設等の整備について国または県の補助が期待できるところであります。

また、この用地につきましては、現在多くの方に駐車場として御利用をいただいております。8月の週末には40台近い駐車がございます。こういった駐車場の利用を考慮しながら整備内容を検討してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

遠藤部長からの答弁にございましたように、その平成24年、交通結節点整備事業ということで始まっておりますが、まずその交通結節点事業について申し上げますと、私が着任させていただいたときにはもう断念をされていたというような状況だったというふうに思っております。ですから、一体どうするんだという声が市民の方々から上がってきて、改めて立地の状況であるとか国・県の助成のあり方ということも考えた上で、道の駅の整備事業ということに切りかえさせていただきました。

また、図面的にいうと、当然、駐車場があるとかバスの関係があるとかということについてはある程度参酌をさせていただきますけれども、建物の利用ということについては、もう現になくなっておりまして、議員のおっしゃられるとおり、その図面によって今後整備を行うことは一切ないということでありまして。

なお、お尋ねの中にあつた地域経済との関係でいいますと、高速バスで来られる方が二次交通として、レンタカーとかそういうものをやることについては、国交省としても、非常に地域経済に対するよいインパクトがあるのであろうから、いい方向性だというふうな評価もいただいていることをこの場でお話をさせていただいて答弁といたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

内海議員。

**17番（内海 健次君）**

2回目。

市長もおっしゃったし部長もおっしゃったんだけど、二次交通機能整備、これは非常に私も賛成です。ぜひレンタカー、レンタサイクルなどの二次交通機能に向けて完備していただくようお願いいたします。

それから、トイレについてですね。御存じかな、遠藤部長、愛知県の刈谷市っていうサービスエリアがあるな、あそこなんじゃ。これは議長から知恵をもらったんじゃないけど、デラックストイレというん、これ。こういうこともぜひ参考にさせていただきたい。

それから、神戸のフラワーパーク大沢、この道の駅も非常にお客さんが多いですね。それから、高知県、日高村オムライスロード、これはトマトをもとにしてつくっている。これも非常ににぎわっていると。それから、兵庫県の多可郡多可町八千代、巻きずしが毎日1,500本出ると、こういうことも聞いておりますから、これらも参考にさせていただきたいと思います。それから、あるところ、朝市で詰め放題。これは品数を定めてな。毎日したらこれはあきがるんや、案外。時にすると人間というのは欲なから行くわけよ。

こういうことも参考に、ぜひこの場所を商業地域の一丁目一番地、去年も言いましたけど、一丁目一番地としてにぎやかさが出るようにひとつお願いしたいと思います。

以上です。

次に移ります。3項目めかな、これは。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、3項目めに進んでください。

**17番（内海 健次君）**

3項目めと4項目めは、市町村の気持ちとか考え方を度外視して政府が決めたことですから、一応施行されたということで読み上げるだけですから、そう深く考えないでください。

ことし6月15日に施行された住宅宿泊事業法について調べたところ、現在は都会で起こっている問題ではありますが、急速に増加する一般住宅にお客様を泊めるいわゆる民泊について、安全面、衛生面の確保がなされていないこと、騒音やごみ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、そして最大の要因は訪日外国人が増えたことから宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するために、一定のルールを

設けて安全な民泊サービスの復旧と向上を図ることを目的として新たに制定された法律であると明記されていきました。特に近年の訪日外国人は、国が積極的にかかわり推進していることから、ことし上期には前年同期比15.6%増の約1,590万人となり、過去最高を更新し、このまま推移すれば3,000万人が現実味を帯びてきていると言われております。これが日本経済に大きく貢献してる、俗に言うインバウンド効果であると認識しております。

当然、美作市も外国人を初め一般観光客をターゲットに、旅館組合を中心に旅行会社等と連携を図り宿泊誘致に取り組みられてきたことは理解しております。その上に、新たに一般住宅に民泊が可能となった民泊新法が施行されたことに対してどのように取り組み、観光振興に結びつけ市の将来展望を構築されるのか、3点お尋ねいたします。

1点目、新聞記事では、訪日外国人の増加を見越し都会で横行する無許可営業を規制するために施行されたことから、営業日数が短く制限され、採算面の不安などもあり、届け先である都道府県が合計は2,700件、岡山県内は9件という状況を踏まえて、美作市の現状を把握されていますか。

2点目、質問の中でも少し触れましたが、観光振興の中心的な役割を担っている湯郷温泉には宿泊施設が営業しており、住宅宿泊事業法を有効に活用し促進するのであればややバランスをとるのが難しいと感じておりますが、理解を得ながらどのように対応されますか。

3点目、都会と異なり、里山の民泊には、郷土料理を食し地酒を味わい、時には地域住民と語り歴史と伝統文化に触れる機会が期待できます。美しい農村景観、季節の移り変わりを感じる豊かな自然を眺めながら、誰にも気兼ねすることなく、時のたつのを忘れて心身の疲れを癒やしながらかつ過ごすことができるのが民泊の特徴であろうと考えておりますが、果たして営業日数を制限され採算面が不安視される中で民泊は美作市に根づいていくのでしょうか。市長と担当部長にお伺いをいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法でございますが、これについて美作市の届け出のまじり状況でございます。平成29年6月9日に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が成立し、本年6月15日から施行をされております。この新法に基づく市内での届け出は、この8月29日の時点でございますが1件で、ほかに申請中のものが1件あるというふうにお聞きしております。

民泊という言葉については法令上の明確な定義はございませんが、住宅の全部または一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供するというを指して民泊といっているのが一般的でございます。住宅宿泊事業法の施行以降、国内で民泊を行うには、同法による届け出のほかに旅館業法の許可を得る方法があります。別に国家戦略特区法の認定を得る方法がございますが、美作市はこの特区には指定されておられません。

美作市における旅館業法、これによる許可は、休業中のものも含まれておりますが、分類別に、旅館、ホテル営業が39件、簡易宿所営業、簡易宿所といわれる営業のものが19件となっております。この簡易宿所営業は、民宿、ペンション、ゲストハウス、コテージなど、民泊に当たるものも含まれているというふうに思いますが、分類はできておりません。

今後の市の考え方ということでございますが、民泊は、急激に訪日外国人観光客が増えたことをきっかけに大阪、京都、広島など人気の観光地や首都圏におきまして宿泊施設が不足したために、観光客のニーズに対応するため台頭してきたものでございます。民泊施設の多くが無許可で運営していると言われ、騒音やごみの不法投棄など周辺住民とのトラブルが増加しました。このため、民泊という新しい宿泊形態に対応する

ため法規制が求められてきました。この民泊新法の施行によりまして民泊について法律に基づいて営業することになりましたので、住宅宿泊事業法に基づく届け出、もしくは旅館業法に基づく許可をとって営業していただきたいというふうに思います。また、この新法には都道府県が条例を制定した場合は区域や期間が制限されると、そういった規定がありますが、現時点では制限するというような情報はいただいております。

次に、新法についての考え方と指導ということでございますが、住宅宿泊事業法による営業は、年間180日という制限がありますし、届け出には消防法令適合通知書、こういったものの添付が必要でございます。

また、農山漁村に宿泊し、地域の伝統的な生活体験や、そこで暮らす人々との交流を味わう滞在型の旅行のことを農泊と、農業の農に泊まるでございますが、農泊とっております。市内には、旅館業法に基づく簡易宿所営業のうち農家民宿が1件ございます。この施設では体験メニューとして、地元の農家で野菜の収穫や畑の草取り、季節に応じて魚のつかみ取り、そうめん流し、もみじ狩りなどを用意しております。1日1組限定ということで営業をされております。

簡易宿所営業には、そのほかにも、農林水産省の農泊推進補助金による支援を受けておられる例がございます。農泊の推進によりまして、農家所得の向上、移住者の増加、空き家や遊休農地の活用といった効果が期待をされております。農泊につきましては、宿泊営業の許可の分類にかかわらず、地域住民とつながりをもって自然体験や農村の生活体験といったことができるように支援をしていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

内海議員。

#### 17番（内海 健次君）

先ほど申し上げました、3項目めと4項目めの質問はあくまでも市町村には余りなじまない項目だけども一応施行されたから質問したんじゃないというふうに申し上げたとおりで、ただ、部長のまとめのところで、農泊については宿泊営業の許可の分類にかかわらず地域住民とつながりを持って自然体験や農村の生活体験といったことができるよう支援していきたいと、これは私も大いに賛成ですから、その方向はぜひ進めてやってください。

ちょうど民泊が施行されたときに、これは山陽新聞の滴一滴に載っとんじゃけど、イタリアの農村には大抵農家の営む宿がある。丘に広がるブドウやオリーブの畑を眺め自家製ハムやワインをいただく、そうした宿が2万件に上がると建築学者の誰々さんが言っております。その歴史は意外に浅い。工業化の陰で地方の過疎が進んだ1960年代、農村の生き残り策として始まった。古い空き家の外観を壊さぬよう改装し、食材や酒は地元産、昔ながらの農村の姿がおしゃれだと受けた。今、農家民泊の経済規模は年間1兆4,000億円と。雇用も生み、80年代に地方の人口は増加へ転じる一因となった。

こういうふうに、イタリアではこういう成果があらわれてるけども、最初冒頭で申し上げたように、美作市でなじむのかなじまないのかといったら疑問なので、その辺はしっかりバランスを考えながら進めていただきたいと思います。

市内の宿泊施設の状況を見ると、不足している状況には見えないと、私がですよ、そう思います。したがって、この民泊を喜んで進めるべきではないと私はそう思いますので、しっかり考えながら、湯郷温泉と考えながら、そういう方向の定めをしてやってください。

この件はこれで終わります。

4項目めに入ります。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい、どうぞ。お話しください。

**17番（内海 健次君）**

これも政府がまだ答申がしっかりできてるかどうかわからんときに、これができたんですね。成人年齢等民法の一部を改正する法律施行に向けてについてをお尋ねいたします。

この質問については、国会において可決成立いたしました。4年後の2022年4月1日をもって、1876年、明治9年の太政官布告と1896年の民法制定から146年と126年間も続いた大人の定義が大きく変わり、歴史的な改正であり、18歳の若者が人生を歩む上でさまざまな影響を及ぼすものだと考えております。

国によると、成人年齢の引き下げの目的は、選挙権年齢とあわせて、少子化高齢化が進む中で若者を積極的な社会参加を促す狙いがあるようですが、懸念される問題についても多く指摘されております。昨年6月には、若年層保護を明確にした改正消費者契約法が施行されるとのことですが、親の同意なしにクレジットカードや契約やローンを組むことも可能となることから、悪徳商法に狙い撃ちにされて消費者被害が拡大するおそれがあるという懸念を抱いております。

そこで、3点についてお伺いをいたします。

まず1点目。報道によりますと、法務大臣は国民に理解がしっかり浸透するように施策の充実と啓発活動に取り組むと発言をされていますが、そうすると国から県へ、そして市町村に業務指示がおりてくることは明らかです。では、美作市として、2022年4月1日に施行されるまでの4年間の中で市民に対して18歳成人改正民法が理解されて広く浸透していくための啓発の計画や対応策があるでしょうか。

2点目、成人年齢引き下げに伴い、飲酒と喫煙のほか競馬など公営ギャンブルは現行の20歳未満禁止を維持することになりますが、10年有効パスポートは18歳から取得可能となるなど関連22法も改正されることが、業務を進めるに当たりこの関連22法の改正が与える影響はあるでしょうか。

3点目は、その他に成人年齢の引き下げに伴い現時点で想定されるメリット、デメリットがあるのかないのかお聞かせをください。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

政策審議監。

**政策審議監（春名 利亮君）〔登壇〕**

失礼いたします。それでは、内海議員の4項目めの成人年齢等民法の一部改正についてお答えさせていただきたいと思っております。

議員の発言でもございましたが、成人年齢の引き下げについては、近年の憲法改正国民投票の投票権の年齢や公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して18歳、19歳の方を大人として取り扱うという政策が進み、市民生活に関する基本法であります民法においても18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという論議が広まってまいりました。世界的にも成人年齢は18歳が主流となっていることもございまして、議員がおっしゃるように、明治以来長く続いた大人の定義でありますところの成人年齢を引き下げて、18歳、19歳の若者の自己決定権の尊重と積極的な社会参加を促すものでございます。

御質問の4年先までの啓発活動でございますが、法成立の過程で国民に対する広報、啓発のあり方や年齢を引き下げる場合の条件、また環境整備などが大きな論点となったため、御質問にもございましたように、

政府にあつては法務大臣から政策の充実と啓発活動に取り組むとの発言があり、その法務大臣を議長とする、成人年齢下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議が設置されております。この連絡会議では、未来を担う若者の自立への期待と新たな支援対策の必要性という観点から、そのための環境整備に対して関係行政機関相互の密接な連携、協力を確保し、総合的かつ効果的な取り組みを推進するとともに、対応が必要とされる個別の施策につきましては、目標に向けた進捗状況を適正に把握、管理し、特に省庁横断での対応が必要な個別の論点については重点的に検討することとしております。

市といたしましては、それらの動きや発せられる情報を注視しながら、市民、特に対象となる若年者に対して適切な啓発活動に努めてまいりたいと存じます。なお、その際、義務教育、特に中学校レベルでの意識づけが重要であると考えております。その点につきましては、市教育委員会にもお願いしたいと存じます。

次に、関連22法でございますが、民法の成人年齢引き下げに関連して22の法律が改正されておりますが、改正の内容は、議員御指摘のとおり、対象年齢を18歳に引き下げると20歳を維持するものに大別されております。18歳に引き下げるとしましては、民法の成年年齢には、1人で有効な契約ができる年齢という意味と、父母の親権に服さなくなる年齢という意味がございます。18歳、19歳の方が親の同意を得ずにさまざまな契約をすることができるようになります。御質問にもありましたように、クレジットカードの契約や自動車等のローン購入、またアパートの賃貸契約といったようなことが自分でできるようになります。

このような契約には、御指摘のとおり悪徳商法による消費者被害事案の発生が懸念されることから、周知を徹底することが肝要かと思われまふ。このため、先ほど申し上げました政府の連絡会議においては、若年者の消費者教育、消費者保護といたしまして、学習指導要綱での徹底、消費者教育教材の開発、また手法の高度化、実務経験者の教育現場での活用などを重点としております。

また、親権に服することのなくなる結果、自分の意思で自分の住む場所や進学、就職などの進路決定においても決めることができるようになりますが、進路決定においては、親や学校の先生などと十分話し合い、お互いの理解のもとで決定することが大切であることは変わりないと存じます。

なお、20歳を維持するものにつきましては、飲酒、喫煙、競馬や競輪などの公営ギャンブルなどの年齢制限でございます。これらは、健康への被害への懸念やまたギャンブル依存症対策などの観点から、従来の年齢を維持することとされております。

これら関連22法に関する市の行政事務につきましても、啓発活動と同様に、法が施行される2022年4月1日までの4年間で市民の方々に18歳成人改正民法が十分に理解されるよう精査が必要であると考えております。また、混乱や影響が生じないよう努めてまいりたいと存じます。

次に、その他に考えられることでございますが、現時点でまず思い浮かぶのは成人式でございます。成人式の時期やあり方に関しましては、現在法律による決まりはございませんが、各自治体の判断で実施されております。多くの自治体では1月の成人式の前後に20歳を対象にして実施されており、当美作市でも同様でございます。成人年齢が18歳に引き下げられても、そもそも18歳の方を成人式の対象とするのか、高校3年生の1月という受験シーズンに実施するのが妥当なのか、また2022年度には3学年分、18歳、19歳、20歳の方を同時に実施するのかといった問題が指摘されております。

現在、先ほど申し上げました政府の連絡会議では、関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめた上で情報発信し、各自治体はその実情に応じた対応をすることをできるよう取り組むというような状況になっております。

しかしながら、法施行後最初の成人式である2023年1月に20歳で成人式になるのは平成14年4月2日から

平成15年4月1日までに出生された方で、その数は全国で約110万人が見込まれております。これに18歳、また19歳の方々が含まれるとなりますと、その3倍、約330万人もの方に達することとなります。このような場合ですと大きな混乱の発生が懸念されるところでございます。単に各自治体に任せるというのではなく、混乱を避けるためには統一的な見解も必要であるのかと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。最後のその他考えられることといたしまして、先ほど春名政策審議監の御答弁にもございましたけれども、学校教育におきましては、先般文部科学省より通知も参っておりますけれども、発達段階に応じたキャリア教育、自分の生き方や将来を考える主権者教育、投票権の引き下げでございますね。そしてまた、御懸念をいただきました消費者教育、若年層、若者が詐欺の被害に遭うというような例も近年急増いたしておりますので、そうしたものの充実を図るようということが参っております。教育委員会といたしましては、通知の内容を念頭に置き教育活動を進めてまいりたいと考えております。

また、成人式につきましては、今までは就職もしくは進学等で日常生活が比較的落ちついて過ごしている20歳、この方たちが対象でございましたが、18歳に引き下げられれば、もうまさに受験や就職活動等さまざまな面で多忙な時期と重なってしまいます。この時期に成人式を実施しても出席いただける新成人も限られるのではないかとということが懸念されます。また、遠方に出た若者が地元のよさを再認識する機会として、20歳を対象とした成人式にこだわるべきとの意見もございます。

本市においても、今後、他自治体の動向、新成人の方の若い方たちの意見、そうしたものも参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

内海議員。

**17番（内海 健次君）**

審議監から大川教育長、ありがとうございました。いずれにしても非常に難しい問題だと思います。2022年じゃなくて、少なくとも2021年ぐらい、オリンピックの後1年ぐらいでは周知徹底がなされるようなのがいいんじゃないのかなと思います。

以上で私の今回の一般質問は終わります。

たまたま、またメモを見ましたらいい言葉が出ておりますので、私自身か他の議員もそうすべきかと、わかりませんが、ある政治家が言った言葉があります。昔の政治家は時代と一緒に寝ることができたと言うんです。時代と一緒に寝ることができた。そして、エネルギーを持ちメッセージを発信してきたと。ぜひ、そういうふうな議員活動を進めたいと思います。

終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

自席へお戻りください。

以上をもちまして通告順番1番、議席番号17番内海健次議員の一般質問を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午後0時52分 休憩

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番 2 番、議席番号 16 番日笠一成議員の発言を許可いたします。

日笠議員。

16 番（日笠 一成君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、日笠がこれより一般質問を始めさせていただきます。

今回は 1 番目にみまちゃんネル告知端末機の利活用について、2 番目に水害予測時における市指定避難所について、3、観光事業の支援についてを質問させていただきます。

項目 1、みまちゃんネル告知端末機の利活用について。

質問の要旨、設置場所についてでございます。告知放送を聞く最適な場所は、各家庭の事情により異なると思います。例えばダイニングキッチン、居間、庭等、屋外からでも聞ける玄関付近が多いのではと思います。前機種はそうした各家庭の要望に対応できていましたが、今回の機種はテレビのそばでなければならぬとのこと。テレビを見聞する場合、異常がある、やかましいとの苦情、苦言をお聞きします。次に、直接そういったクレーム、問い合わせなどがあるのかないのかをお尋ねします。移動して利用する場合には常時端末機に乾電池を入れておく煩わしさの観点からもお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。日笠議員お尋ねのみまちゃんネル告知端末機の利活用についてでございます。

設置場所につきましては、新しい告知放送はケーブルテレビ線を使用しまして FM 波を配信する FM の告知放送となりますが、今回の告知端末は必ずしもテレビの近くに設置する必要はありません。設置する際には、加入者と設置業者の方が相談の上、設置場所を決めて取りつけています。また、加入者が希望する設置場所にテレビの線がない場合も、新たに配線工事等を行い設置をさせていただいております。

議員のおっしゃるとおり、各家庭により告知放送を聞く最適な場所は異なると思われまので、加入者の方には、テレビの近くに必ず設置しなければいけないという誤解を与えないように説明を行い、加入者と相談の上設置場所を決めるように設置業者を指導してまいります。

また、設置場所へのクレームやお問い合わせの質問ですが、実際設置後に場所の変更を依頼されることもありますが、その都度無償で対応しております。

次に、常時告知端末に乾電池を入れておくのかという御質問ですが、通常時はコンセントで電力が供給されますので乾電池は必要ありません。停電時または屋外などで利用される場合は、乾電池を入れて利用していただくことになります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員。

16 番（日笠 一成君）

設置場所はテレビの近くにとの誤認識をされておられる方々はかなりの数だと思います。未交換の世帯で

これから設置される場合は、誤解を与えないように十分な説明をして、要望に応じた場所に設置してあげてください。未理解の上、設置後の場所変更の要望については、みまちゃんネル、電話086877の0301へ直接申し込んでいただければよろしいか。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

失礼します。2回目の御質問でございますが、議員御指摘のとおり、告知端末機器未交換の世帯でこれから設置される場合は、誤解を与えないように十分な説明をして、希望に応じた場所に設置いたします。また、設置後の場所変更の要望につきましては、みまちゃんネルに直接お申し込みくださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

日笠議員、3回目です。

**16番（日笠 一成君）**

設置場所の変更申し込みがあった場合は、親切で迅速に対応されるように申し添えて、この項目の質問は終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

じゃあ、2項目めに進んでください。

**16番（日笠 一成君）**

それでは、項目2、水害予報時における市指定避難場所について。

質問の要旨は、気象庁等信頼性の高い情報に基づく迅速、的確な避難行動について。避難指示等が発令された場合は速やかな避難行動をとる必要性は誰もが認識していると思います。その場合の避難場所等についてお尋ねします。

さきの平成30年7月豪雨災害時に避難されたある集落の行動を事例として提案をさせていただきます。その集落の方々は、土砂災害の危険を感じて、あらかじめ定めていた避難場所、地区の公民館への避難を検討をしましたが、豪雨が持続したため建物の裏側の山の崩落を心配、予測して、市の指定避難場所、農村環境改善センターへ避難されました。翌朝、地区の避難場所の状況を確認したところ、裏側のり面の崩落により土砂等が流入していました。もしも地区民が地元の指定避難場所にとどまっていた場合、パニック、混乱して人身事故を誘発したかもわかりません。各員地区民の連携により、適切な避難行動により難を避けることができた見本だと思います。

そこで、至急検討していただきたい事項を提案させていただきます。アとしては、避難場所について第1、第2避難所の安全性の再確認、避難経路を含むを行うこと。イとして、地区民への避難行動の〔聴取不能〕の再確認を行うこと。ウとして、自力での避難行動ができない人の介助方法の再確認を行うこと。その他があると思います。これらの対策を市内全域で一斉に行うことは至難だと思いますので、このたび被災された地区を優先して順次対策を至急講じるべきと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

日笠議員の実例での説明、大変ありがとうございます。

その集落の方々がとった行動はベストの行動と思います。指定避難場所の作東農村環境改善センターは水害、土砂災害、地震に適応しています。今回のような豪雨災害の場合は、水害、土砂災害に適応している避難場所に避難していただきたいと思います。避難所がどのような災害に適応しているかは、全戸に配布しています防災マップで御確認ください。また、美作市のホームページでも防災マップは見えるようになっております。

避難場所の安全性の再確認は実施していこうと思っております。自宅から避難場所に行くまでの避難経路で土砂災害警戒区域、浸水実績箇所等危険な場所がある場合は、他の通路があるなら他の通路を選択してください。他の通路がない場合は、できるだけ危険な場所から離れて通過してください。そして、自宅から避難場所に行くまでの避難経路に危険箇所がある方はできるだけ早く避難をお願いいたします。

市民の皆様への避難情報の周知は、告知放送、美作市一斉メール、美作市公式アプリみまさかオンライン、ケーブルテレビのデータ放送、NHK等のテレビのデータ放送、エリアメール等を活用しているのを再確認いたしました。要配慮者の避難場所への搬送は、個別支援計画に基づき親戚の方、地区住民、御家族の方あるいは施設の職員が行うとされていますが、必要に応じて消防団や市職員で対応させていただきます。今後、要支援者の避難所として市内のホテル等の宿泊施設の活用、あわせて訓練等の実施、また現在指定の福祉避難所の運営等の構築に努めてまいりたいと考えております。

災害への対策ですが、新聞などでもたびたび取り上げられている早い避難、これが命を守る一番の方法だと思います。そのためには、みまちゃんネル、告知放送、講習会等で広報していこうと思っております。豪雨災害が発生後、作東地区では原地区と江見地区で講習会を開き、早期の避難を含め災害対応をお願いいたしました。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

早速、安全な避難行動についての講習会の開催等を行ったとのこと、機敏な対応は危機対応時の信頼性を感じます。どんな災害がいつ発生するかは予測不能です。備えあれば憂いなしのことわざがあります。そのためには万全を期した対策が必要です。避難所の主な検討課題は、避難された方々は自宅の状況、家族の安否が最も気になり、落ちつかれない気持ちで避難されていると思います。そんなお気持ちに配慮した居住空間の確保のためにも、トイレの質、量についての配慮が必要だと思いますので、市指定避難所の状況を調査し、その結果による対策を講じる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕**

日笠議員御質問の指定避難所におけるトイレの対策でございますが、議員の御指摘のとおり、トイレの課題は避難者の方の健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被災者を増やすことにもなりかねません。市といたしましても、指定避難所になるトイレにつきまして、本年度まずは武蔵武道館とみまさかアリーナの障がい者用トイレについて、オストメイトにも対応できるよう改修いたします。その他の指定避難所につきましては、状況を調査し、関係部局と調整しながら検討していきたいと考えています。

〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

日笠議員、3回目です。

**16番（日笠 一成君）**

災害のない安心・安全なまちづくり対策が大事です。

次に、自身の安全ために避難された方々のお気持ちをしんしゃくした避難所の運営が大切だと思いますので、万全な体制を整える必要があると申し上げて、この項目の質問は終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

続けて、3項目めに入ってください。

**16番（日笠 一成君）**

3項目めは観光事業の支援について。

質問の要旨は、西日本豪雨の影響で観光客が減少していると言われる観光事業者の支援について。観光事業は当市の主要産業であり活力のバロメーターでもありますので、支援の必要性を感じます。現在してる支援の内容をお知らせください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

西日本豪雨の影響で観光客が減少していると言われる観光事業者の支援についてでございます。

西日本豪雨災害において美作市での被害状況は、浸水被害が1件あり、営業を一時休業された旅館がございました。その他に大きな被害の報告は受けてはおりませんが、倉敷市での大きな被害の報道などがあり、市内の状況についても問い合わせが多くあり、キャンセルをされた方がございました。

湯郷温泉の7月の状況でございますが、湯郷温泉の入り込み客数は前年と比べ2,634人減の1万831人ということで、前年度比80.4%と大きく減少しております。湯郷温泉の宿泊客数は、正式な数値は集計中でございますが、前年に比べ約1,600人減少し1万1,000人ということで、前年度比約87.3%ということで推計をしております。

また、市営の施設の状況ですが、雲海の入湯客数は1,039人減、これは24.1%の減、また作東バレンタインホテルの宿泊者数は205人の減で26.6%の減、市営露天風呂の利用者数は159人の減、13.8%の減というような状況になっております。

現在実施している支援ということでございますが、美作市観光振興協議会で例年実施しております、みまさか周遊観光バスツアーというものを今年度も実施しております。この事業は、宿泊バスツアーの場合、市内の宿泊施設に1泊し、なおかつ市内2カ所以上に立寄りバス1台当たり2万円、それから日帰りバスツアーの場合は、市内2カ所以上に立寄りバス1台当たり1万円、1事業者5台まで補助するものでございます。前期は6月1日から11月30日まで、予算100万円の範囲内で実施しております。

また、この美作市観光振興協議会では今年度の事業内容の見直しを行いまして、9月1日から9月30日までの期間、市内の宿泊施設に宿泊された方を対象に、1人1泊につき2,000円、1回限りで小学生以上の方が対象でございますが、これを補助する美作市宿泊割引補助事業を実施しており、1,500人分の宿泊を見込んでおります。また、国及び県が実施している事業との併用も可能ということにいたしております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

工夫を凝らした支援策に対して、よい施策だと高い評価をさせていただきます。

支援策について、〔聴取不能〕に質問、提案をさせていただきます。

質問としては、委託金補助金の交付に伴うプロセスについては観光振興協議会へ経由する理由をお知らせください。

提案としては、宿泊客に対して当地の特産品を差し上げる、高価な品物は格安販売する、このことは販売促進に貢献することにつながり、地場産業の支援にもなると思います。

それから、リピーターを増やすのに効果のある宿泊料割引特典つき宿泊証明書、仮称ではありますが、その発行を検討してはと思いますが、いかがですか。そして、現時点での追加の支援策があればお知らせください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

この支援につきまして観光振興協議会をまず経由している理由でございますが、美作市では、美作市と湯郷温泉旅館協同組合や勝田観光振興会など旧町村単位の観光振興団体、それからみまさかボランティアガイドの会を会員とする美作市観光振興協議会というものを組織しておりまして、この協議会に補助金を支出しまして観光事業の振興と地域の活性化などに取り組んでいるところでございます。

次に、提案についてでございますが、美作市においていただくために、市内の特産品を活用すること、リピーターを増やすための割引制度については検討させていただきたいというふうに思います。

そして、追加の支援策についてでございますが、観光事業について予定している支援でございますが、美作市観光振興協議会では、前期に引き続き、みまさか周遊観光バスツアーの後期を12月1日から来年3月31日まで実施する予定としております。

また、今年度の事業内容の見直しを行い、9月に美作市宿泊割引補助事業を実施しておりますが、これに引き続きまして、10月から平成31年2月までの期間に、市内の同一宿泊施設に10名以上の団体で連続して2泊以上、かつ美作市内の体育、文化施設の利用ということを条件に、1人1泊につき1,000円、1団体1申請当たり5万円を限度といたしまして合宿補助金というものを予定しております。

そして、今後の取り組みでございますが、台湾などからの誘客を目的としまして、岡山空港から美作市までの直行バスの運行を計画しておるところでございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

観光事業は、人口減少、景気の動向等の影響で〔聴取不能〕傾向にあると言われております。当初に申し上げましたが、観光事業は当市の主要産業であり活力のパロメーターでもありますので、間断のない支援が必要です。その事態に迅速、適切な対応が行われるように申し上げて、私の質問は終わります。ありがとうございました。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告番号2番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番3番、議席番号4番岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

議長の許可をいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

私は、本日は大きい項目で4項目。一つは人口減少化を見据えた上水道事業について、そして2つ目は特別支援教室の学校制度について、そして3つ目はもうもう工房跡地について、4番目は教育行政について、この中では、外国語科の教育についてとエアコンの設置について質問をさせていただきます。

まず、人口減少化を見据えた上水道事業についてでございますが、私は去る6月議会において、人口減少化を見据えた場合にどういった行政課題があるかということをお聞きしました。御承知のように、岡山弁といいますか、美作弁かわかりませんが、すんげのない答弁をいただきました。あっさりとした答弁をいただきました。そのときの約束として、順次私は次回議会以降、各部の人口減少化を見据えた行政課題について質問させていただくと申し上げましたが、本日ここに第1番目に、人口減少化を見据えた上水道事業について今合併後の美作市が抱える課題等を宿野部長といろいろと勉強してまいりたいと思います。数字が非常に細かいあれになりますが、傍聴されてる方、そしてみまちゃんネルを見ていらっしゃる方にわかりやすいように質問をしてまいりたいと思いますので御協力をいただきたいと思います。

まず質問の1でございますが、水道施設の内容についてということで、平成29年度の施設の種類と数、管路の種類と総延長。

そして、2つ目でございますが、過去5年間の、平成25年から29年度までの各年度の決算状況について質問いたします。項目といたしましては、留保資金の年度末累計、資本的支出の額の年度末累計を平成25年度から29年度まで。細かい数字は非常に見て聞いていらっしゃる方に聞き苦しいので、何億何千万という形で四捨五入でお答えいただければいいかと思っております。そして、3つ目ですが、計画給水人口、平成29年の。そして、4番目は現在給水人口、平成29年をお願いいたします。そして、5つ目は年間総配水量と総有収水量、平成29年度。

3つ目の大きい項目でございますが、将来的給水人口をどのように見るべきかということですが、2020年、2025年、2030年、2035年、2040年についてお願いいたします。

質問の4番目でございますが、平成25年から平成29年度の収益的収支と資本的収支の推移をどのように分析をされてるかということでございます。

そして最後に、これが本題でございますが、将来的に水道事業経営に予想される課題は何か。また、この課題にどのように対処するのか。

大きい項目5つお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

環境部長。

**環境部長（宿野 豊彦君）〔登壇〕**

失礼します。御質問の人口減少化を見据えた上水道についてということで、まず水道施設の内容でございますが、施設の種類の数につきましては、浄水場が3施設、加圧ポンプ室が36施設、配水池が54施設、調整池が15施設でございます。

次に、管路の種類と延長でございますが、導水管が1.12キロメートル、送水管が79.36キロメートル、配水管が356.45キロメートルで、管路の総延長は436.93キロメートルでございます。

次に、過去5年間、平成25年度から平成29年度の各年度の決算状況についての御質問でございますが、まず留保資金の年度末累計でございますが、先ほど1,000万円単位でって言われましたんで、100万円のところを四捨五入をさせていただきます。平成25年度が12億円でございます。平成26年度が9億円、平成27年度が8億9,000万円、平成28年度が8億8,000万円、平成29年度が8億7,000万円でございます。

次に、資本的支出の額でございますが、平成25年度が2億5,000万円、平成26年度が5億6,000万円、平成

27年度が2億5,000万円、平成28年度が2億2,000万円、平成29年度が2億4,000万円でございます。

次に、計画給水人口は3万5,000人で認可を受けております。平成29年度末の給水人口は2万441人で、平成29年度の年間総配水量は323万1,324立米でございます。総有収水量は248万4,612立米でございます。

次に、将来的給水人口をどのように見るべきかとの御質問でございますが、給水人口は平成24年度末で2万2,039人、5年後の平成29年度末で2万441人と5年間で1,598人減少しており、将来給水人口が減少することは避けられませんが、将来給水人口減少の推計につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口と美作市人口ビジョン目標値と開きがあるものの、2020年までは美作市人口ビジョンの戦略期間のため、その結果を踏まえて総合的に検討したいと考えております。

次に、平成25年度から29年度の収益的収支と資本的収支の推移をどのように分析するかとの御質問ですが、まず資本的収支でございますが、平成26年度は異臭対策のため活性炭投入装置の整備に4,100万円ほど使っており、また集中監視装置の機械設備の更新に2億4,400万円ほど使っております。そのため資本的収支の不足額が5億3,000万円と多額になっておりますが、その他の年度については不足額が2億3,000万円前後で推移しております。計画的な老朽管更新等投資額の平準化ができているものと考えております。

次に、収益的収支でございますが、損益計算書の分析で、企業にとっては最も重要な指標である経常収支比率は106%前後で推移をしており、この数値が100%を超える場合は単年度黒字となります。公営企業会計は独立採算を前提としているため、この比率が100%以上になるよう、今後も収益と費用の内容分析を行い、徹底した経営の効率化や健全化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、将来的に水道事業経営に予想される課題は何か、またこの課題にどのように対処するかとの御質問ですが、将来的に水道事業経営に予想される課題は、経営面では、人口減少や節水機器の普及など水需要の減少に伴う収入減の傾向が続いてる一方で、高度成長期に整備した基幹施設の老朽化が進んでおり、施設の更新や長寿命化など一体的な整備が必要なため多大な費用が必要となります。今後の経営状況はますます厳しいものとなることを見込まれると考えられます。

この課題に対処するには、公営企業が料金収入をもって経営を行う独立採算を基本原則としていることや、経営戦略の目的が将来にわたり安定的に必要な住民サービスの提供を維持させるために、料金回収率の向上、一般会計からの繰出金の適正化など、欠損金が生じないよう収支均衡を図ってまいります。

また、サービスの向上を継続するために必要な施設、設備に対する投資を見込んだ上で、純損益が黒字となるよう、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直しなど、経営基盤の強化を図り、中・長期的な視点で事業経営に取り組んでいくことが重要と考えております。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問として3点質問させていただきます。

先ほど大きい項目で水道施設の内容と過去5年間の決算の状況ということで丁寧にお答えいただいたんですが、この数値を見られてどのように感じられたかというのが私の第1回目の質問でございます。

そして、2つ目の質問ですが、給水人口をどう見るかということで今お答えになったのは、今の人口ビジョンが2020年までなのでそれを踏まえてやりたいということなんですが、私から考えたときに、そのんびりできないと思います。それはそれとして、部長なりにこの2020、2025、2030、2035、2040の給水人口がどうなるかということ試算をされたのかどうかということが2つ目でございます。

そして、3つ目でございますが、確かに収益的収支、つまり1年間の入りと出、そして1年間の建設改良等の、そういった資本収支などの分析、将来的な課題を言われたんですが、それは確かにおっしゃられるとおりだと思います。要は、原価割れをしないように、100%を割らないようにということは誰も思うことなんですけど、具体的にそれをやろうとしたときにどういったことがポイントになるかということを経験をさせていただきます。

以上、3点お願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

環境部長。

**環境部長（宿野 豊彦君）〔登壇〕**

まず、2回目の御質問で5年間の数字をどのように感じたかということでございますが、収益につきまして、平成25年度の料金収入が5億2,000万円ほどありまして、それが29年度で5億1,100万円ぐらいに落ちております。それは当然、人口の減少に伴うものもありますし、それから特に大きかったのが、学校の関係の、プールとかその辺の水量の和がかなり減っております、統計的に。それで、水道の使用量が減る中でそれをどういうふうを増やす方法があるかということで、さっきの人口ビジョンのことなんですけども、その辺の、人口が社人研のあれで徐々に5年ごとに減っていく数字が出とんですけども、社人研のその数字の減少と同じようにならないために人口ビジョンをもって美作市としていろいろと対策をとっているわけで、その辺で人口が何ぼかでも減りが少なければ収入減も減ると思います。

それと、あとゴルフ場とか、今の観光施設ですね。その点の水道の使用量が大体27%ぐらい全体であるんですけども、もう大口の使用の関係は、そこらが年間の水量が多いんですけども、今の商工観光なんかいろいろとあれして、市全体の話にはなるんですけども、流入人口を増やすことの対策の一つは考えるべきではないかと思っております。それで、いずれにしても、岡野議員の指摘のとおり厳しい状態であるのは間違いないと認識しております。

それから次に、給水人口の試算はされているかということですけども、きちっとした試算はいたしておりません。

それから、入りと出のポイントですけども、先ほども言いましたけども、入りを増やす、出を減らすことですけども、水道課として今年度できることといたしまして、余裕資金の運用を、2億円ほど電力債を買って、これの利子が0.43%、5年間預けるようにしておりますけども、それで年間86万円利子がありまして、5年間で430万円一応増えます。それから、出のほうでは、今年度、電力料金を入札いたしまして、高圧電力の入札をいたしまして、この間、中電にその入札率で試算をしていただきましたら、おおむね1,000万円ぐらい電力料が安くなるという数字をいただいております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員、3回目です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目といいますか、総括にかえますが、時間配分をしておりますので、私なりに、宿野部長と大分違うんですが、私が勉強したことをかえさせていただきたいと思っております。これ、非常に危機的な状況ですが、よく知ってもらいたいと思っております。

私は公営企業決算状況を調べ、5年間の決算の状況を開示して、このことは部長にもお話をしているつもりなんですけど、まず水道施設の状況なんですけど、導水管、送水管、配水管、3つがあります。導水管というの

は取水口から浄水場まで、そして送水管というのは浄水場から配水池まで、配水管というのは配水池から各家庭に至るところなんです、平成28年度の送水管については、法定耐用年数を超えてるのが29.1%なんです。それが平成29年度では36.7%なんです。これは決算統計に出てるわけです。そして、配水管なんです、平成28年度が法定耐用年数を超えてるのが39.3%。それが29年度は幾らだと思われませんか。52.8%になってるんです。つまり、管路はもう高齢化に入っただけで考えなきゃいけないんです。

次に、過去5年間の決算状況なんです、一部今部長は言われましたが、留保資金、つまり減価償却見合いの現ナマという貯金が、平成25年度は11億円ぐらいだったんですが、あと26年度以降は今言われたように8億円ちょっとで推移をしております。ただ、細かい数値を見ていただくと1,000万円ぐらいで減っていつてるんですね。それはなぜかといいますと、資本的支出のところで行われていたんですが、約2億四、五千万円ぐらいの建設改良をやってるんですが、消えていくものと入ってくるものでこれがあるんですが、比較的順当な推移でいっていると思います。

それから、計画給水人口ですが、いつ認可されたんか知りませんが3万5,000人、これは非常に不合理的な数字だと思われませんか。美作市の人口ビジョンにおいてさえも、2040年に2万5,000人に抑えると言ってるわけです。本当は2万人を切るんですけどね。そこまで無理をしてやってるんです。認可の都合もありましょうが、それはおかしいじゃないかと思っただけでほしいと思いますね。

それから、現在給水人口、部長が言われましたよね、5年間で大体1,500人ぐらい。すると、1年300人ぐらいですよ。単純に2020年から40年まで大体1万五、六千人を引いていけば、ちゃんと数字が出るじゃないですか、給水人口がね。つまり、2020年であれば、単純にその部長が言われた数字を入れてみたんですが、1万9,800人ぐらいです。それが2040年には、びっくりされますよ、1万3,400人なんです。実際の美作市の人口は、社会増減を加味したとしても1万5,000人になると社人研の数値は言っているわけです。このところをびしっと押さえられないと、今いろいろと見込みを言われましたが、到底健全な水道経営はできないと思います。

最後に、将来的な課題なんです、私なりに申し上げますと、手順がこうじゃないかというのを総括として言わせていただきますが、今申し上げました、給水人口に合わせた料金収入をまず計算するという事です。そして、2つ目、老朽化している施設、管路を計画的にどうやって整備をするかという建設改良の計画ですよ。そして、3つ目、建設改良に見合っただけで減価償却するわけですが、その貯金がたまりません。その利用資金の不足額をどうやって算定するかということが次に必要なんじゃないでしょうか。

それを考えていただくと、おのずから料金を上げていかなければいけないんです。美作市は高料金団体です。るる言われてるように年金生活をされてる方々が公共料金が高いと言われてる中で、ほっとけばほっとくほど将来的に水道料金を上げないと、あなたの言うとおられる独立採算制を保たれないですよ。そして、もう一つ大事なことは、これは独立採算制ですから一般会計からの繰り出しはできないです。2040年ぐらいには、私の推測では屋台骨はもう骨が折れていると思います、つまり一般会計は。これはこの場では述べませんが、この1番目の同事業についてはこれだけの課題があるというふうに申し上げて私の総括にさせていただきます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

それじゃあ、続けて2項目めに入ってください。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

2項目め、特別支援教育の学校制度についてということで3点お尋ねをいたします。

1点目は小・中学校における特別支援教育の現状。2つ目、日本体育大学は何ゆえ特別支援学校の美作市

誘致をやめたのか。私ども議会に相談がある前に、行政懇談会とか、ちまたのほうでは作東に特別支援学校が来るんだという話がある伝わった中で、そういう話があり現在に至っております。そして、3つ目の質問です。美作市立特別支援学校という話が出ておりますが、5点お聞きします。一つは、規模と内容、そして2つ目は美作市のニーズ、そして3つ目は設置の必要性。なぜ美作市が設置する必要があるかということでございます。そして、4番目、設置場所でございます。そして、5番目は今構想されている財源をどのように考えているかということについて、大きい項目3点をお答えいただきたいと思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

ただいまより10分間休憩いたします。

午後1時52分 休憩

---

午後2時02分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

先ほど総括をされたんですが、若干その議論を市民の方々が誤解をされてはならないので、議長に発言を求めまして許可をされましたんでお話をさせていただきます。

まず、水道の問題、これは大きな問題であることについては論をまちません、そのとおりなんです、その関係で、美作市のみならず中小の水道部局については、いろんな問題があるかということ、国のほうがこれをだんだん議論を始めています。水道についての統合合併の推進を図るべきじゃないかとか、あるいは民間への包括委託を活用すべきじゃないかというようなことが今ようやく議論に出つつあるわけでありませう。

まだ不十分でございますけど、まず第1点として、この水道環境の維持の問題は1自治体だけでできる問題ではないだろうという議論が国においてされてるということを申し上げさせていただきます。そういった議論を促進する観点から、市長会等におけるさまざまな提言活動がこれから行われるであろうというふうに考えております。そして、その中で私どもとしては、全国に散在するさまざまな中小水道の中で、少なくとも一番悪い水準じゃないと、真ん中ぐらいの水準をキープすることによって、今後の国がとろうとしている方策の中で有効な地位を占めていくという、こういう対応戦略をとることが根幹であるというふうに思っております。

それから2番目に、水道の特に配水管の老朽化問題についてはさまざまにあるんですが、大都市、例えば京都なんかを含めて大きな都市でも実は耐用年数とかの問題っていうのは当然でございます。一方で、耐用年数とかにつきましては、耐用年数そのものがもともと割と短目に設定されてるという状況もございまして、漏水の防止を丹念にし必要な改修をすることによって実は耐用年数を大幅に超えて使用できるという事実が既に明らかになってるというふうに考えておりますので、議員がおっしゃるように、何割が過ぎとるからもう潰れるとかというようなことをおっしゃると、市民の方々が不安になってくると。

もう一個、料金問題でございますけども、確かに料金を上げることができればそれはそれで出資状況は改善するわけでありませうけども、一見、そのことが、都会から来られた方々の声を聞きますと、美作市においては上下水道料金が安いという言葉がありまして、簡単に申し上げますと、水道はもっても人口がいなくなるという悪循環を惹起する可能性があります。したがって、このあたりについては、一般会計も含めて、

住みよい町をどうつくるかという観点からも、水道について今後考えなきゃいけないというふうに思っております。

3番目に、部長は言いませんでしたけども、ちょうど平成26年に策定をした3カ年の中期経営計画、これは上下水道ありますけども、それが切れるというようなことの中で、今回新たな実は中期経営計画というものの策定を求めて、ほぼでき上がっているわけでございますけども、その中で、先ほどの部長からの答弁があった幾つかの改善項目もありますけども、加えてもう少し抜本的な対策、例えば給水のところ、取水のところについて近隣の水道との連携ができないかというふうなことも含めて、相当の大きな〔聴取不能〕というものも狙った動きもございますし、また料金体系においても、当然でございますけども、水道というのは平均コストと限界コストがありますが、限界コストは結構安いわけですので、大量に使っていただくことによって水道全体の財政が好転するといった観点から、割引あるいは電力でいう需給調整契約といったような考え方がとれないかといったことも含めて検討するように方向づけはさせていただいてるところであります。それはトータル、合わせまして、私どもとしては、少なくとも県北の水道企業体の中で、びりではなくて、できればトップの位置を占めることによって、国が抜本的な対策を講じる際に正々堂々と対応できる、そういうことにしていくということによって全体としての安定を図ると、これを基本としておりますので、御心配をいただくことについては〔聴取不能〕しますが、心配し過ぎはお体に悪うございますんでお控えいただければと思っております。

以上であります。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「質問できんの。反論できんのじゃ」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

2項目めの議事に入ります。

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。2項目め、美作市での特別支援教育ということで、小・中学校での特別支援教育の現状につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

市内では9つ小学校がございますけれども、全てで通常学級は57学級ございます。特別支援学級は19学級。5つの中学校におきましては、通常学級23学級に対しまして、特別支援学級は11学級が設置されております。その中で、一人一人の子どもに応じた学習や支援の計画のもとで授業や生活支援などの教育活動を行っております。また、校内での安全な生活の支援ということを中心に学習支援も行う特別支援教育支援員を小学校16名、中学校7名、計23名配置をいたしまして、子どもたちの支援を進めているというところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

失礼いたします。2項目めの2点目と3点目のことについて答弁させていただきます。

まず最初に、日体大との関係でございます。

現在までの学校法人日本体育大学との経緯につきましては、平成26年から学校法人日本体育大学の松浪健四郎理事長や今村常務理事と協議を行っており、平成29年4月に網走市に設立した日本体育大学附属高等支援学校と連携した特別支援学校の誘致を目指すこととして、市、大学及び文部科学省との間で検討を進めて

きたところでございます。

また、制度面では、平成29年度からは、私立の支援学校に対しても公立と同等の国の財政支援が可能となるよう、国家戦略特区を当市に活用してはとの文部科学省からの提案があり準備を進めておりましたが、加計学園をめぐる問題によってこの方向は不可能となってまいりました。

こうした中で、日体大のノウハウを活用しつつも、私立の特別支援学校として誘致するよりも美作市立の特別支援学校として整備していくことのほうが、整備費は過疎債の対象となり、かつ運営費についても交付税の対象となるなど、財源として有利となる可能性を探るほうが得策であるとの指摘が文部科学省よりございました。このような経緯を踏まえまして日体大と協議をしておりましたが、日体大としての適切な支援をいただくことで現在に至っているところでございます。

次に、3点目の美作市立特別支援学校の質問でございます。

規模、内容、美作市のニーズ、設置の必要性、設置場所、財源についての御質問ですが、まず1点目の設置する学科につきましては、発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障がい者で卒業後の就労や進学に向けて社会への参加、生活自立を目指す者を対象にした社会貢献コースと、学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障がい者で卒業後就労や進学を目指す者を対象にした物づくりコースの2学科を考えております。定員につきましては、社会貢献コースが1学年2クラス16人、物づくりコースが1学年1クラス8名で検討しております。

次に、2点目の美作市のニーズについてですが、市内の小・中学校の特別支援学級の児童・生徒数の状況につきましては増加傾向にあります。学校基本調査や情報を分析し、現在検討を行っているところでございます。

次に、3点目の設置の必要性についてですが、美作市内の特別支援学級に在籍する児童・生徒の数は増加傾向にあり、岡山県立誕生寺支援学校の高等部へ入学する生徒も数名おられます。また、誕生寺支援学校高等部は自力通学または寮に入ることになり、本市から自力通学する場合は公共交通等を利用することになります。なお、誕生寺支援学校に入学する生徒の数は年々増加しており、平成30年度の生徒数は、定員72名に対し入学希望により入学している生徒の実員は148名となっております。

次に、4点目の設置場所につきましては、本年6月議会の日笠議員の一般質問で答弁させていただいておりますが、教育委員会の事務局がごさいます作東総合支所、作東バレンタインパークで検討を進めております。

次に、財源についてですが、施設整備につきましては国の交付金である学校施設環境改善交付金、過疎債の充当を考えております。また、管理運営経費につきましては、普通交付税、給食費、寮寄宿舎費等生徒負担金を考えております。

なお、開校後の初年度、2年度は赤字を見込んでおり、実質市費の負担を軽減するよう、一般寄附、ふるさと納税等の制度を活用するよう現在検討いたしております。現在は宿舎を含む整備計画を立てておりますが、議員の皆様、作東地域を中心とした市民の皆様の御意見をお聞きしながら慎重に進めてまいります。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

2回目の質問4点させていただきます。

まず1点は、第1番目の問題なんですけど、私も私なりに勉強してみたんですけど、特別支援教育の学校制度

の中には特別支援学校と、それから特別支援学級があると、そしてもう一つは通級による指導があるんですが、当美作市における通級による指導というのはどういうふうなものかというのを教えていただきたいというのが1点目でございます。

それから、2点目、日体大は何ゆえ誘致をやめたのかという質問に対しての丁寧にお答えをされたんですが、要はこれまでいろいろと、現在もそうですが、物議を醸してきた文科省により振り回されたということをお願いのかなという思いもありますが、もっと自主性を持ってもらいたいものだという感銘を受けました。文科省がこう言ったからああそうですねということじゃないと思います。

そこで、質問なんですが、これは私の推測なんですが、いろいろとアドバイスをしたという答弁をされたんですが、日体大はそれなりに、美作市誘致に私立の学校を誘致するということはどうも無理かなと、そういう判断をされたんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなのかということをお答えいただきたいと思います。

そして、3つ目でございます。設置の必要性和設置場所に絡めてあえて質問させていただきますと、今作東総合支所や教育委員会を中心に検討しとるということなんですが、もしそれを移すということになればその総合支所と教育委員会はどこに行くんですかというのが質問の3つ目でございます。

そして、質問の4点、最後の財源でございますが、箱物をつくる時には過疎債を使ったりするわけなんですが、問題は、箱物をつくるのも大変ですが、ランニングコストです。運営費についてどのような市の負担とそうでない部分があるかというのを研究されてると思うんですが、その辺をお聞かせいただきたいと思っています。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

まず、私のほうからは、日体大の関係について自分で全部折衝したところがございますのでお話をしておきますが。

日体大につきましては、平成25年度から網走に支援学校をつくらうという動きがあつて、これは29年度に開校しております、文科省が非常に注目をした。つまり、今までの支援学校制度というのが基本的に都道府県立、プラス若干の市立。市立というのはいちりつですね。そういう形で動いている中で、私学の持っているノウハウが提供できるということは、これは支援教育が日本においてとっても大切であつて、加えてその支援教育の必要性の背景になっている知的障がいあるいは発達障がいの状況が年々変わってきてることから、非常に大きな期待を持って文科省としてはそれをできる限りの後押しをしたということがありますが、そういう中で日体大としては、網走は日本の北の外れであります。もう一個どこか西日本にという観点からの議論については大賛成であると。しかしながら、日体大として、網走は実験校でもあるんで多少の赤字はやむを得んということと、あるいは日本財団からの支援が多少あるんで何とかできるのかなということではあるんだけど、ぜひ次に至るときにはその運営経費まで含めてある程度公立の支援学校と同じような支援をもらいたいと、これは強い要望でありました。そこで、その点については、市だけではとてもできる話ではないので、その支援学校の運営についての元締めをやってらっしゃる文科省の方々にいろいろな意見を私ども及び日体大からお話をしたところ、例えばこういう方法があるんじゃないかということが出てきたのがその戦略特区を活用してはどうかという話でありました。

ところが、それがたまたま国会において別の戦略特区が大問題になって戦略特区自身が機能不全に陥る、そういうことになったもんですから、この案件については戦略特区を使うことは無理だなということになっ

た。一方で、文科省のほうから、日体大のノウハウを活用しながら新しい支援教育を行う必要性は高いし、その社会的意義は大きいのであるから、いろんなやり方があるけれども、ここはひとつ市立という形でやって、それにノウハウ提供、アドバイザーという形、あるいは人的協力という形で日体大のものをつけ加えるという方式を考えてはどうかという提案があつて、これは計算してみるとそんなに悪い話じゃないというようなことで、その方向を今度は県との相談の中で始めておつた。県のほうも、じゃあ協議に応じましょうということで、今の段階に達しているわけでありませう。

短くいいますと、日体大としては、私立の学校として、ある程度の財源的な保障がなければできないというところが一番の大きな問題点であり、その問題点をどう解消するかということで我々としても四苦八苦苦勞をしてきたと、こういう状況であります。

なお、その財源につきましては、後で答えがあるとは思いますが、基本的に公立の場合にはなんですかね。いろんなことを新しくしなければ、大体、いわゆる通常の年度になつても、3学年そろつてくれば、ツープイというか、損がない水準の交付税が市にダイレクトに、そして県を通じて県配置の教職員には充てられるという形になっているということでございます。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。通級による指導ということについてのお尋ねでございます。

通級による指導と申しますのは、いろいろな子どもたちの障がいがございますが、情緒の障がい、あるいは耳や目が不自由な場合、学習障がい等がございますけれども、通常の学級に在籍をする子どもで軽度の障がいがある子ども、ほとんどの授業はこの通常の学級で受けているわけですけれども、週に一、二時間、多い子ではもう少し多くなつたりしますけれども、その通級の学級で、これはもう専任の担当の教員がおりますけれども、そこでいろいろな自立に向けての訓練、例えばよく我々はソーシャルスキルトレーニングというふうに申しますけれども、ほかの人とうまくコミュニケーションをするにはどうしたらよいのかというようなトレーニング、それを中心といたしました特別な指導を受けていると。市内では北小学校にございますので、北小学校で実施をしております。

以上でございます。

済みません、もう一件。北小学校では、全市を対象として通級指導の教室をしております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

失礼します。ランニングコスト、運営費の部分での財源についてでございますが、まず収入のほうにつきましては、国の交付税であります普通交付税がございます。生徒1人当たりに対する支援でございます。また、設置するクラス1クラスにつきましても普通交付税というのがあります。そちらのほうも財源と考えております。また、授業料、それから生徒の負担金のほうになってまいりますけれども給食代、それから宿舎等の寮費を考えております。また、先ほど市長がちょっと言いましたけれども、教職員のほうにつきましては、国の財政支援によりまして県費負担の職員がございます。そちらのほうにつきましては、交付税の財源をもとに県費負担で算定されます。美作市の特色のある教育を進めたいという思いがございまして、市費の

負担の教職員を考えておまして、そちらのほうにつきましては、先ほど言いました普通交付税等を活用しながら財源を考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

もう一つ、支所、教育委員会。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

現在、支所が入ってるじゃないかと、こういうことですね、教育委員会が入ってるじゃないかと。これら問題については、大まかに申し上げますと、新しいところに場所を探さざるを得なくなります。教育委員会については、別にあそこ、作東にある必要性はないわけでありますが、作東総合支所が本庁にあったんじゃないか、これは作東の方々にとっては何のことかわからんわけでありまして。作東の総合支所が作東になれば作東支所にはならんということ。したがって、今私どもが地域の方々と相談しながら案を練ってることと申し上げますと、作東の旧中央公民館、今の作東公民館を建てかえも含む改修をして、その一角に支所機能を持っていくことによって住民の方々の利便性の拡大もできるんじゃないかという方向で考えさせていただいてるのが実情であります。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目。通級の指導、確かに小学校はお答えいただいたんですが、中学校の場合は当市はどうなっているんでしょうかというのが3回目の質問の1回目です。

それから、2つ目ですが、部長心得に聞きたいんですが、県職員の配置は生徒数の人数にかかわらず配置されるんでしょうかということでございます。

そして、最後に市長にお尋ねいたします。例えがいいかどうかわかりません。三角形の2辺を足すと他の一辺よりも長いという数学の定理がありますが、今の構想のお話を聞いてまいりますと、お金を使うように遠回りをしているように思えてなりません。私は、行政施策としては、これはやるべきだろうと思っておりますが、市民の方々にその構想が納得がいくんだろうかという思いがございます。先ほどの設置の必要性を部長心得が言われましたが、どうも本市が設置する理由になってないんじゃないかと思っております。広域的な観点から考える必要もあると思うんですが、例えば私の提案ですが、近隣団体といろいろ話をする中で、誕生寺の弓削分校ならぬ江見分校として県に働きかけていく必要があるんじゃないかなと。まず、今る県と協議をされてるということだろうと思うんですが、その3点をお聞きいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

どうも、三角形の話とどう関連があったのかわかりませんが。

まず、ほかの場面でもお話をさせていただきましたが、美作市はかつて、平成19年ぐらいから二十二、三年にかけて、誕生小学校の分校の設置の要望を強くいたしました。そのときにも場所として江見の議論があり、その後、水害があったからかどうかはわかりませんが、後半の議論、21年を越えた日の議論は、ちょうど栗井小学校の廃校という議論があったので、栗井でどうかという議論があった。これは議会の報告

にも若干載っておりますので、そのとおりだと思っております。

そして、この議論が始まったときに、つまりこの支援学校の議論が始まったときに、私どもとしても県に対して、そもそもそういう話があったけども、栗井も廃校になるのであるからもう一回その話ができますかということは当然確認をいたしております、そのときには、それはもうなかった話だと、忘れてくれということで返答をいただいたという経緯がございます。

一方で、その後のさまざまな議論を2つ整理しますと、一つは、その平成二十何年当時に比べて、あるいは平成19年当時に比べて、市内における支援教育の重要性に対する認識はさらに高まり、必要性である支援教育を小・中学校で行ってる子どもたちの数も増え、近隣でもそれが増加をしているということが1点あります。

それから、2点目に、これは地方創生にかかわる問題でございますけども、支援学校というのはとつても生徒対職員比率が職員の側に高い形になっておりまして、つまり地元で雇用、それも質の高い雇用を呼ぶ、働き場所がある。あるいは、私どもの子弟が、工場に帰ってくることもあるし市役所に帰ってくることもあるんだけど、こういった教育の場に岡大の教育学部や兵庫の教育大学を卒業して帰ってきてくれることというのは、大きな、この町として起爆剤になってくるわけですし、また我々の町の特徴が明確に出ていく。スポーツ医療、あるいは障がい者福祉に厚い町であるという、その町のイメージというのが確定することによって将来大きな発展につながると、こういうことでありまして、どの辺が三角形なのかよくわかりませんが、割合直線的な話として私どもとしては理解をし、これを設置したいということでもあります。

まず、お尋ねの一部にあったと思いますが、近隣の町との相談というのは当然させていただこうとは思っておりますけれども、近隣の町のいわゆる地域創生総合戦略、私どもはこのことをしっかりと明記をしておりますけれども、近隣の町において障がい者福祉あるいは障がい者教育のところで町の方向性を考えていくんだというところはちょっと見当たらないわけでございまして、あえていうと総社などはその方向性を明確にしておりますけれども、総社と一緒にということにもなかなかなりにくいという面もあるということから、アイデアとして今後温めながら検討を進めていきたいと思っておりますけども、そのことが何かメリットがあるともなかなか思えないというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。中学校での通級ということについてのお尋ねでございます。

この通級という制度は、当初小学校、それからまた就学前、これを対象に始められた制度でございます。しかしながら、この通級を受けた子どもたちが次第に成長するにつれ、現在では中学校に対するニーズも高まっておりますが、中学校における通級を設置しているのはごくわずかでございます。残念ながら当市にはございませんので、今後の検討課題かと認識しております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

失礼します。県費の配置、教職員の基準でございますけども、国の法律でございます公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律がございまして、その中に公立の特別支援学校の高等部の教職員を定める基準がございまして、そちらの基づきまして教職員は配置されるということで考えてる。例えばです

けども、校長は当然1人、それから教職員につきましては、設置するクラスによって配置される教員の数が変わってしまう。以上のようなことで教員の配置は決まっています。

以上でございます〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

総括。

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

4番（岡野 鉄舟君）

重箱の隅をほじくるつもりではありませんが、今のまず心得が言われた、もう少し踏み込んだ、例えば80人ぐらいでどのぐらいの先生かという基準は県教委は持っているはずです。だから、それが今後、今協議をキャッチボールしてるようですが、もう腹は決まってるんじゃないかと思えますよ。あえて、質問はできないんで総括のついでに言えばそういうことなんです。いずれにしても、やらなきゃいけない行政施策であります、検討すべき課題が非常に多いです。

まず、市長にお話ししておきたいのは、公共施設等総合管理計画、これが現在326億円をどうするかという問題が、総論がまだ十分できてないし、各論はこれからです。それは恐らく二、三年かかると思います。本学は33年4月というふうに代表質問で答弁をされておりますので、ぜひ、これを検討されておらないと私も議会としても判断のしようがない。第1段階がクリアになったとしても、当市であるかということ判断をする基準がないということですから、総務部長におかれては、これはもうしかとお考えいただきたいと思えます。そして、財政シミュレーションをやっていただきたい。この授業費をオンする前に、財政シミュレーションがこうなっていて、載せるとどうなるかという2段階でぜひやっていただき、議会に提示をしていただきたいと思えます。

3番目の問題、いいですか。

議長（鈴木 悦子君）

はい、3項目めに入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

問題じゃなくて、質問よろしいですか。

大体、時間配分がうまくいっておりますので安心しております。いつもきゅうきゅうで竜頭蛇尾に終わるんですが、安心してゆっくりしゃべります。

3番目、もうもう工房跡地についてでございます。落語じゃありませんが、もうもう工房、一言でいえばどうなるかと言えば、ずさんな遊休管理の遊休土地であると私は総括をいたします。なぜかと申しますと、4年前から監査委員が指摘があったと聞いておりますが、要望のあった駐車場にすることもなく、漫然と遊ばせ続け何の活用策も講じてこなかった遊休の土地であります。これと似た表現を監査委員がなさっていらっしますが、質問のほうは2点させていただきます。

一つは土地開発公社の整備の現状と見通しでございます。2つ目は市の今後の施設整備とスケジュールについて、小さい質問は4点でございます。一つは土地の取得時期でございます。2つ目は施設の整備内容の決定手続をどう考えるか。そして、3点目は整備の内容でございます。そして、4点目は財源。私はいつも最後に財源と言うんですが、この4点について、2問目についてはお答えいただきたいと思えます。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

もうもう工場の跡地についてでございます。

まず、公社による整備の現状と見通しということでございますが、このもうもう工場跡地につきましては、美作市土地開発公社が平成24年度に土地と建物を先行取得しておりました。平成29年度に予算の議決でございますが、債務負担行為限度額5,000万円ということで、これは道の駅整備事業ということで議決をいただきまして、旧もうもう工場の建物などの解体工事を行い、8月に完了いたしました。追加で、中央部を横断する水路の安全対策などのための工事を追加として行いたいというふうを考えております。

今後の施設等整備のスケジュールなどについてお尋ねでございますが、今後のもうもう工場跡地の整備事業については、美作市の一般会計でこの用地を再取得して整備するということになります。その際は、国や県の補助金、あるいは過疎対策事業債など、有利な財源を活用して整備していきたいというふう考えております。

そして、整備内容ということでございますけど、現在、公衆トイレ機能、それから駐車場の機能、バスの乗降場の機能、そしてレンタカー、レンタサイクルなどの二次交通機能、そして情報発信機能、これを持った施設整備を国土交通省と協議をしております。

また、この用地は現在も多くの方に駐車場として御利用をいただいております、8月の週末には40台近い駐車がございました。こういった駐車場としての利用を考慮しながらその整備内容を具体的に検討してまいりたいというふうに思います。

〔4番岡野鉄舟君「ちょっと答弁漏れがあると思いますね。土地の取得時期を、私はあえて質問を小出ししてるんですが、もう一つは整備内容の決定手続ですから、これが全然お答えがないと思いますよ」と呼ぶ〕

土地の取得は、平成29年度に公社が取得をしておりますが。

〔市長萩原誠司君「違おう。何を言よんなら」と呼ぶ〕

済いません、24年です。24年に取得をしておりますが。

〔4番岡野鉄舟君「いや、いや、美作市がいつ取得するんですかということですよ」と呼ぶ〕

先ほど先にその整備内容の決定手続ということがありましたが、道の駅として整備するということで議決をいただいております、建物の撤去を行いまして、その方向で、先ほど申し上げましたいろいろな機能を持った施設の整備をするということで国土交通省と協議をしております。

そして、取得時期につきましては、一般会計でこの整備を行うこととなりますが、当然、公社で先行取得しておいたものを一般会計で再取得ということですので、もともと有利な財源を活用するということを念頭にしております。ですから、これからこの道の駅としての整備の内容を検討しながら、有利な財源を充てられるように整備をしていくということになると思います。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「決定手続はなしということでもいいんですか」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

〔4番岡野鉄舟君「内容の決定手続ですよ」と呼ぶ〕

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

整備内容の決定手続については、2段階、3段階になってまして、1番目に概案をつくって、これはもう議会にもお話ししますけども、こういうことで国土交通省の道の駅の正式認定に持ち込みたいんだということであらかたの方向性を示し、そして合意をしたいと思っております。2番目に今度は設計がありますんで設計をして、3番目に今度は予算化をして議会に諮る。

きょうの午前中の質問にもございましたように、内海議員ですか、オリンピックが来るまでにちゃんとやれよという話、市民の方からも随分言われておりますので、そのタイミングを失しないようになるべく早目にやりたいというふうに思っております。

更地になりました。そして、国交省との正式協議をする前に必要であるところの水路並びに農道、そしてもう一個前提条件があります。これは何かというと、西日本高速道路会社が持っているバス停の移設の問題に、誰がどの費用とするかは、これは国との相談になるんですけども、それが可能であるという条件をまずつくった上で、今度は道の駅としてのプランにしてそれをお認めいただくということについては、できれば今年度中にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問を3点ほどさせていただきます。

取得時期を聞いてるわけじゃない。時期といえば、例えば来年の7月とか具体的なもんだと思います。そういう抽象的なもんじゃないと思います。わからないんならわからないと言われればいいわけで。これはお答えはよろしいですわ。

答弁漏れと言って、今市長が議会、それから設計、予算化と言うんですが、私の質問の意図は、私もだけじゃなくて皆さんもいろいろと聞かれてると思います。あそこは一体何になるんですか、岡野さんとか何々さんとか、いろいろと聞かれてると思うんです。その意見の中で多かったのは、駐車場にしてほしいと、こういう意見が多いわけです。

したがって、その内容の決定手続というのは当然今市長が言われたとおりですよ、事務的な話。私が意図してるのは、例えば住民投票条例、あるいは大変だったらパブリックコメントをするか、そして市民の声を聞くことによって、最大限あそこにやれば。ずっと前から懸案の土地です。少なくとも、そうして市民の皆様方の意見を聞くべきですよという問題の意図です。

オリンピックまでという話もありましたが、場合によると、ここまでおくれにおくれているわけですよ。そう拙速に急ぐ必要はないです。念に念を入れて、市民の方々の意見を聞いて、その集約をしたものをすべきだという、私は感じを持っております。お答えは要りませんが。

次の質問があるんですけど。終わってから、次に行きますよ。2回目の質問。

**議長（鈴木 悦子君）**

2回目の質問で、今1つ目の質問を今されましたけど、その答えは要らないんですか。

**4番（岡野 鉄舟君）**

要りますよ。だから、質問を一通り。

**議長（鈴木 悦子君）**

全部言ってください。

**4番（岡野 鉄舟君）**

だから、言おうとしたら市長が手を挙げられたからあれなんですけど。

〔市長萩原誠司君「答えは要りませんが言うたから」と呼ぶ〕

何を言おうか忘れましたが、要らんこと言われて。そう、思い出しました。

〔市長萩原誠司君「答えは要りません言われたら質問が終わったことになるから」と呼ぶ〕

駐車場の内容です。駐車場としての利用を考慮するとありました。私の自分の経験からも申し上げるんですが、隣に商業施設があります。年末年始には、海外旅行に行く人が物すごくとまって大変なんです。あそこに大型のトラックが搬入されるんですが、要するに車が入らないということがあるんです。

その整備内容、これから、今進行結果、固まってんかわかりませんが、あそこに一つの箱物ができて駐車場をするといっても、お客さんがとまるところに、海外旅行に行くために年末年始ほったらかしになるわけですよ。そしたら、車もできませんよと。例えば、そういうことも心配しなければいけないんです。ですから、あえて老婆心ながらいえば、考えとして甘い部分があるんじゃないですかということです。これはよろしいです。

質問の、その次なんですけど、国及び県補助金の内容とありますが、具体的には補助金名は何を考えていらっしゃるのかということをお教えいただきたいと思えます。

以上、2回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

議員、念のため申し上げますけども、答える必要がないとおっしゃったらそれで質問が終わっちゃうもんですから、ぜひその辺は、質問するんなら質問するという事です。

2問目も、何かこれよろしいとおっしゃったんで、何がよろしいかわからんのじゃけど、せつかくのお時間でございますんで、市民の方々に質問として聞いていただき、それに対して答えをおとりになるというのが適正、妥当な方向ではなかろうかというふうに思います。

本件につきましては、午前中の議論にもありましたように、もともと交通結節点事業ということで取得をされました。ところが、その交通結節点事業について、議会にどこまでお話をされたかというのがはっきりしないうちに、予算化もずっと二、三年されなくて、結局引き継いだときには断念形態になっていた。こういう生い立ちのものというのは非常に難しいんです。もともとの取得意図がはっきりわからない。はっきりわからないものを取得してあったものというのは、非常に実は、議員もお役所におられたことがおありになると思うんですけども、難しい問題がそもそもあるからなかなか動かないんじゃないかということも含めて、これを再度起動するというのは相当な至難のわざでありまして、それを無為に放置したというふうにおっしゃいましたけども、それは行政の実態からいうといかがなものかなと私は思う次第であります。

次に、したがってどうしたかという、豊国地区を含めて周辺の方々の行政懇談会で3カ年連続しているんな議論を聞いた上で、そしてこれはまず駐車場としての活用が必要だということが、最初はそうでもなかったんですけども非常に強くなってまいりました。その背景には、あそこの近くにあるある大手スーパーの方々が駐車場の利用について、かつて美作町と、Mというスーパーですけども、との間の約束によって、どうぞお使いくださいということになっていたやつが、そのMというスーパーの経営権がIのほうに移って、しばらくしてからだんだんその利用は制限をされ、そして利用された方のフロントガラスに撤去しないと何だかんだというような紙が張られるようになってまいったんですね。これがおととしぐらいですかね、こ

れ。そのころから急激に、これは駐車場としての整備がということが声がそろってまいりました。これはもう御案内のとおりですね。現にそういうことがありました。そういう声がそろってきた。行政懇談会に行っても、そのとおりだと、こういう話がだんだん出てくる。こういうプロセスを経て、よし、そういうことであれば、まずはきちっと撤去して、駐車場として提供しながら、もともとあった財源としての有利性があるところの道の駅にしよう。

駐車場を単体で整備しますと、これは議員は御案内かと思えますけれども、完全に市負担です、これ。当然ありますよ。起債において過疎債を使うとかということはできますけれども、道の駅で駐車場を整備しますと、そこにまさに国・県からの、これは隣接道路の拡幅によるんですが、一桁国道であればこれは国が出します。あそこは県道でございますんで県を通じて支援がありますけれども、土地の取得及び駐車場の整備についての支援があることはこれは間違いないわけですから、そちらに持っていかざるを得ない。ところが、その道の駅といったときに、一時でありますけれども、彩葉茶屋の方々が自分たちと混乱しちゃったりして、店を移転するのにかみたいな〔聴取不能〕が起きたりなんかしまして、そうじゃないんだよというようなことで、実は、ここで考えてることは非常に、二次交通を念頭に置いた道の駅であって、先ほども午前中もありましたけれども、駐車場がある。そして、できればすばらしいトイレ。これは最近トイレと言わずにパウダールームと言うらしいんですけども、それぐらいのものがあ、それを目掛けて女性の方が来られるぐらいのものにする。加えて、情報発信機能というのは観光案内があるということです。観光案内があるというようなことなんですが、二次交通のためにレンタカー屋さんとか、それから貸自転車屋があって、その方々が駐車場の見張りもしてくれるというのが今のシステムなんです。

タイムズというのは、御存じだと思いますけれども、駐車場をやりながらレンタカーをして、そして先ほど御懸念があったと思うんですけども、長期間のパーキングに対して、料金を取るかどうかはまた検討しますが、見張りをしてくれると、こういうことになるから、これは非常にひょうそくのそろった話になると私どもは思っておりますけれども、議員はどうお考えになってるか、また折があったら教えていただければと思います。

以上でお答えにいたします。

財源の名前については建設部長のほうからお答えいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

済いません、私のほうから答弁させていただきます。

道の駅の整備方法というのは2つの種類がございます。一つは一体型、もう一つは単独型と申します。一体型といいますのは、道路管理者と市町村で整備するパターンでございます。この一体型ですと、道路管理者、この場合は県道ですので岡山県になりますけど、駐車場や休憩施設、トイレ、情報提供施設、そういったものを道路管理者が整備する。そして、市町村のほうは地域振興施設。この場合は今レンタカーとかレンタサイクルの施設というのが地域振興施設として想定しておりますけど、そういったものを市町村が整備する。この一体型という方法と単独型という方法がございます。単独型というのは、今申し上げたものを全て市町村で整備するというので、この場合は地方創生推進交付金、この国の交付金を財源とするということになります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問をさせていただきます。

最近年のせいか神経性難聴とこう言われてるのかなと思うんですが、ちょっと市長の声が聞き取りにくい部分があったんですが、要するに市民の意見を聞く、例えば住民投票条例とかパブリックコメントはどうされるんですかというのは答弁されましたかね。されてないんであればお答えいただきたいというのが3回目の質問の1回目です。今度はやめませんからね。

それから、今度は6月11日の株主総会で選ばれた彩菜茶屋の社長である経済部長にお聞きします。ちまたでいろいろと私も尋ねられるんです、岡野さん1回聞いてみてくれんかと、はっきりと。彩菜茶屋がこれから今考えている道の駅に移ることは事実なのかどうかということを質問いたします。

#### 議長（鈴木 悦子君）

市長。

#### 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

先ほど丁寧にお答えしたつもりなんですけども。

今回、意思決定プロセスにおいては、本当に多くの方々の意見を聞かせていただきました。そのことをまず申し上げたわけでありまして。そして、今後もいろんな形で聞きますし、また〔聴取不能〕のことなんですけども、地域の方々の声というものについて、きょうの朝の質問もそうですけれども、地元の活動に根差した市議会の議員の方々の声というのは、本件においてはとても重要な声として、ことしの6月議会もそうでしたし、その前の議会もそうでありましたし、私どもとしては拝聴しながら民主的に問題の解決をしていこうというふうに思っております。

以上であります。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

#### 経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

道の駅の整備には、先ほどから申し上げております地域振興施設というものが必要でして、何かと全国的には農産物の直売所などを整備された道の駅が多いので、かどうかわかりませんが、彩菜茶屋、直売所がもうもう工房のほうへ移転するんじゃないかといった声を私もお聞きしたことはございますが、今までそういったことを市のほうで申し上げたこともございませんし、会社のほうで検討している事実もありません。

〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

総括。最初の1回目の質問から、私の疑問といえますか、思いの部分はずっとお聞きしたつもりです。

1点だけお話をしたいと思うことが。議会の声をということは言われました。当然、じゃあ私どもは、市長と同じように市民の方々に選んでいただいた代表でもあります。ただ、一方で、とは言いながらも、それと並行しながら住民の皆様意見を聞くということは、御承知のようにこの前は私は議会に出ておりませんが、城山公園と庁舎設置の議員提案の住民投票条例が出たことを記憶しておりますが、ああいった形というのは、市長が今言ったように、議会で話すということで、もちろんそれから行政懇談会でもということもあるんですが、フォーマルな形として市民の方々の意見を聞いておけばもろ手を振ってできるわけです。そうじゃなくて、一旦物ができた後、ああではないこうではない、こういったふぐあいが出ることを行政として

も私も議会としても避けるべきであろうという思いが持っております。そういうことで総括にかえさせていただきます。

最後の。

**議長（鈴木 悦子君）**

これより10分間休憩して、その後に4項目めに。

午後3時01分 休憩

---

午後3時14分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

岡野議員、4項目めに入ってください。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

今休憩中に萬代議員と話をしております、ちょっと気にしながら質問をしてるんですが、できるだけ早く終わるようにさせていただきたいと思います。

冗談はさておきまして、4番の教育行政についてでございますが、実は私、7月の下旬、美作第一小学校の6年の外国語学科の授業を新田校長と一緒に参観をさせていただきました。そのときの感想を踏まえて、2つの質問をさせていただきます。

一つは、新学習指導要領の移行期間中における小学校の外国語科教育について、その現状と課題、今後の取り組みでございます。始まりまして三、四カ月というところなんです、初めが肝心でございますので、その辺をさせていただきたいと思います。質問の2つ目でございますが、小・中学校のエアコン設置についてということで、今議会で質問するというのも遅きに失したという思いがございますが、違った思いがございますのでさせていただきます。第1番目は小・中学校のエアコン設置の現状、そして今後の取り組みについてお答えいただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。御質問の小学校での外国語教育についてお答えをいたします。

議員は実際に第一小での外国語の授業というのを見ていただいたわけでございますが、現在小学校では、外国語活動として外国語への興味や関心を高め、聞く活動、話す活動に取り組んでおります。これ、多くの日本の学校では外国語というのが英語になっているわけでございます。

今回の学習指導要領の改訂では、5、6年生では新しく教科としての外国語科となります。したがって、段階的に文字を読むこと、書くことの指導も入り、授業時間も増えることから、指導方法や内容の工夫が課題となっております。

こうした中で、本市におきましては、まずは小・中学校の外国語指導助手を4名から5名に増員をいたしました。また、教育委員会が推進する保幼小中一貫教育によりまして、中学校の外国語科の教員が小学生に授業を行い、指導効果の向上を図っております。さらに、本年度は、各小学校に外国語教育に精通した退職校長である授業改革指導員を派遣をいたしまして、これはお一人でございますが各小学校に派遣をいたしまして、授業の進め方や外国語指導助手との打ち合わせ及び中学校との外国語教育の連携について助言し、指導の充実を図っているところでございます。

続きまして、御質問の2つ目、小・中学校でのエアコン設置でございます。

平成26年度からエアコンの設置を進めておりますが、本年8月末現在における設置状況につきましては、小学校では、特別支援教室、特別教室の一部及び管理諸室のほか、一部の小学校の普通教室へエアコンを設置しております。また、中学校では、特別支援教室、特別教室の一部及び管理諸室に設置しているほか、夏休みの期間を利用し、普通教室へエアコンの設置を行ったところでございます。

今後におきましては、エアコン整備の時期を早め、本定例会に小学校の普通教室へのエアコン設置に向けた設計監理委託料の補正予算を提案しております。予算をお認めいただきまして、来年度に間に合いますように小学校の普通教室へのエアコン設置を進めていきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

まず、外国語科教育について3点質問させていただきます。

3、4年生の外国語活動と5、6年の外国語科の年間の学習こまは幾らかということでございます。そして、課題のところの答弁いただいたことについて指導方法、内容の工夫が課題とのことですが、具体的にはどのようなことを課題と感じていらっしゃるかということでございます。

そして、今後の取り組みについてでございますが、私も授業改革指導員の方にお会いをしました。立派な御経験を生かされ、そして退職後の、私もそういう経験があるんですが、そういった制度の再雇用という点ではすばらしい制度かなというふうに感じを持っておりますが、その中で中学校の英語教員の小学校への派遣をやっているという答弁でございましたが、5校の中での派遣の実態はどうだったかということをお聞きいたします。英語の関係は3点です。

そして、次、エアコンでございます。

冒頭に申し上げましたように、7月の初め、美作第一小学校の1校時めでございますが、朝日が照つてるところで非常に暑いという感じをしました。そのときの様子をちょっと申し上げますと、1校時目でございますので、しかも暑い猛暑が、35度を超えたぐらいのときかなと思うんですが、女子生徒がハンカチを首の後ろに当て、中にはタオルを首の後ろからやっていた生徒もいたかと思えます。申し上げにくいことなんですが、今教育長が言われたように、最初、平成26年に英田小学校で普通教室が整備されております。その後、27、28、一切小・中学校の整備がなされておられません。これは私が感じているだけでなく、余りにも不公平な教育行政であったかなという実感を持っております。

私どもは去る8月26日、5会派8人の議会報告会を実施いたしました。いろんな意見が出て私どもはたじたじであったわけですが、その報告会の中では出なかったんですが、私が自宅に帰りまして御婦人の方から、質問したかったけどその機会がなかったと。その言われた内容が、小学校のエアコンがないのはなぜかと、こういったことがございました。

そこで質問です。先ほど教育長が答弁されました。今回の補正予算で残り8校の設計委託料を、財源は起債ですが整備しておるといふことなんですが、私は非常に疑問を持ちます。したことに疑問を持つのではなくて、なぜ工事費もあわせて計上していないかということでございます。ちょうど8月の終わりから、よその他市では保冷剤を買ってやっているという、読んだ記事がございます。私なりに思えば、どうして、臨時会も終わっていたわけですが、専決やってもいいし、場合によるとそれこそ、菅官房長官も言っていたように生徒の安全・安心ということであれば、なぜ保冷剤をすることもしなかったのかなという疑問もあります。

が、質問を戻せば、なぜその工事費を今回補正予算に出されなかったのかということ質問をいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。まず、外国語科、英語学習につきましてですが、年間の学習こま、これは普通に聞いている方には難しいわけですが、今32年度からは正式実施となりますが、そういたしますと小学校3、4年生は週1時間の外国語活動。一応、年間35週が平均的な授業回数とされておりますので、いわゆるこれは35こま、35時間ということになります。それから、5、6年生につきましては週に2時間。したがって、70時間をこの外国語活動に取り組んでいくということになります。現状では、これを完全実施ということは非常に時間的に難しい。次の内容の工夫の具体的なことは何かということですが、現在でも小学校は、今基礎学力の充実ということで、授業時数以外に、基礎学力の充実とか朝学習であったりとか、さまざまなことで時間をかけて授業以外の活動もしております。そうした中で、この外国語の時間が増えるわけですので、その時間をどう生み出していくか、これが非常に大きな課題、そして工夫すべき点かと思っております。

なお、現状では、今移行措置ということで、3、4年生は35時間の中を15時間を実施して。5、6年生は70時間の中50時間を実施するという形で進めております。来年につきましては、ほぼ移行後の時間と同じような時間帯で進めてまいりたいと考えております。

それから、ほかに内容の工夫と指導方法でございますが、それ以外に、小学校ではことしから英語専科の教員、小学校の教員で英語科、英語の免許を持っている者がおりますので、専科の教員を1人配置いたしまして、授業内容の工夫やそれぞれの授業の研修の指導等に当たっております。

それから、小学校への中学校教員の指導の実態でございますが、これは中学校の側にとってはかなりの負担になるということから、実際には勝田中学校区と3中学校区では実際に時間をとってやっております。しかしながら、大規模の学校ではなかなか時間がとれないと、今後のこれが一つの課題であろうと考えております。

小学校のエアコンにつきましては、岡野議員はまだ議員になられてないときでございますが、私はここでの、ぜひ教育委員会としてはつけていただきたいということを何回も答弁をさせていただいております。

なお、今回工事費をということでございますが、これは予算の仕組みを御存じであれば当然おわかりかと思っております。御説明はしなかったんですが、まずは工事監理ということで設計監理委託料を上げ、これによって正確な工事費というものが出されると。これについては、ここでお認めいただければ次の議会へまた改めて提案させていただければと考えておりますので、何とぞお認めいただきまして御理解賜るようお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員、3回目。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目、第1点の現状についてなんですが、今回の新学習指導要領は、私なりに感じますのは、量を減らさずに質を高くするという、先生方にとっては非常にハードなものだと思っております。先般の議会で質問いたしました、美作市の教員の過労死ラインはどうかということで答弁をいただいたのは、小学校については5人に1人が、中学校については2人に1人がということでございますが、実際、4カ月ほどしか過ぎて

おりませんが、そういったオーバーワークの状況はどうかということをお答えいただきたいと思っております。

それから、課題のところなんです、私なりに授業参観をさせていただきながら思った課題は2つあります。一つは、先生が外国人指導助手とどういった意思疎通をするかということが、ALTには日本語を話すレベルが温度差があるんですが、これがどうかという疑問を感じました。これをどうやってすればいいかなと私なりに思ったのは、先生御本人が意欲を何らかのところに持たれば一つは負担が軽減されるのかなという感じを持ちました。それから、もう一点感じたのはハードの設備です。ちょうど私が見た、窓際のところにテレビがあるんですが、画面も悪く非常に小さい、画面が。英語というのは、聞くことも大事ですが、見ることも視覚からすることも大事です。ですから、テレビの画面を少し大きいものに導入したらどうかという思いがあります。それから、教材、コピーなんです、恐らく白黒ではないかなと思うんですが、英語の教材の中でも漫画を書き、色で区分するということが非常に有効なので、プリントに気兼ねをされてる部分があるのかなということです。

そこで、質問なんです、未来への投資をするということで、今申し上げましたように、テレビ画面をもう少し大きいものを導入することと教材への工夫をすべきだと思いますが、教育長のお考えをお聞きをいたします。

最後に、3つ目の質問ですが、私も財政の仕組みがそうわかってるわけじゃありませんが、私なりに感じましたことは、感じましたことというよりも、県教委の財務課のほうへいろいろ、ちょうど8月の初めに、官房長官が補正予算を組むという記事を見まして、県の財務課のほうへ行っております。当市のほうからも要望を出されているということは承知をしておりますが、そこで相談なんです、今は、きょう時点は実施設計だけです。しかし、要望を出されているということは、一定以上の額がわかっているはずなんです。そこで、今議会に最終議会までに追加上程をされたいかがかなと。それはなぜかと申しますと、次の議会に出せば年が明けて1月からいざスタートすることとなります。果たして今年度中に間に合うかといったら非常に疑問があります。そして、財源なんです、今回は菅官房長官もこの猛暑を災害と捉えて補正予算まで出しとるわけですから財源は3分の1です。そして、起債についてなんです、県の枠配分との絡みがありましようが、これは市の財政当局とよく相談をしながら、県の枠配分の可能性を探りながら、ぜひ今議会の最終日までに追加上程をされたいかがかということをお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

教員の働き方改革ということで御心配をいただきましてありがとうございます。

教員の時間数、勤務時間につきましては、これは毎月のように今把握をいたしまして、増えないようにということで校長会等でもるお話をしてるところでございます。昨年度も一応報告をさせていただきましたが、今年度も同じ時期に全校一斉に調査をいたしました、ほとんど変わっておりませんでした。6月時点では、働き方についてはほぼ同じということでございます。

なお、皆さん御存じかと思いますが、話がちょっとずれますけれども、私はチョコちゃんに叱られるという番組がなかなか楽しくて好きなんです、その中で先日、夏休みは何のためにあるという課題をしておりましたが、そのときの答えは夏休みは先生が勉強するためにあるということでございました。これは、皆様余り御存じないかもしれませんが、夏休みにそういうさまざまな研修、あるいはそれぞれの県の教育セ

ンターなり、全国的にいろいろな大きな研究大会なりへ出かけていきましてさまざまな研修をし、そしてまたそれを交互に伝え合うという貴重な時間になっております。

それから、ハード面ということで、テレビの画面ということでございましたが、これは5年ほど前だったと思いますけれども、このテレビとか画面の、教材提示装置ですね。これを教室の中で写すのに50インチのテレビをということで、全て新しいものをずっと計画的に設置をしているところでございます。これから、また学校等の意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、工事の設計でございます、また県への補助申請でございますが、これは概算、中学校でも実際に設置をしておりますので、大体一応お願いはしてございます。これからどうなるかは県との折衝でございますが、まずは設計監理のことが済んでからというふうに考えておりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

総括をさせていただきます。

中学校でも校長さんとも話をしたんですが、中学校での英語、数学というのは、理科と異なって、小学校の補習がないとなかなかついていけないということのようです。私の何十年前とは違って、そうかなと思うんですが。加えて、中学校では、高校進学を控えていることから、しゃべるのみではだめというのが現実にあると思います。つまり、テストの点も大事だということでございます。その点、先生方には大変プレッシャーがかかってくると思います。親御さんの関心も出てくることだと思います。

授業を参観して感じたことなんですが、要は以前私は担任力という言葉を言いましたが、生徒を知ってるのは担任の先生が一番よく知っていると思います。ALTには、なかなか楽しい授業をされてるんですが、わかりにくい面があると思います。教育委員会としても、このあたりのことを各小学校と連絡をとりながら、先生方が負担を感じない、そういった教育環境をつくっていく必要があるんじゃないかなと感じました。

それから、今のエアコンの財源の仕方については、私の考えを言いますと、私がもし教育長であれば、一緒に上げて、もしつかなかったら一般財源に全部振り替えます。それだけ生徒の安心・安全が大事ということです。教育長がそこまで言われたわけですから、それはだめじゃないかとは言いませんが。

以上、あと6分しかありませんが、萬代議員には申しわけなく思っておりますが、これで私の質問を終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番3番、議席番号4番岡野鉄舟議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番4番、議席番号12番萬代師一議員の発言を許可いたします。

萬代議員。

**12番（萬代 師一君）〔質問席〕**

それでは、本定例議会の一般質問、議長の許可をいただきましたので入らせていただきます。

私は今回は、大きい項目といたしまして2項目のほうを通告させていただいています。1点目につきましては、NODAレーシングアカデミーについてでございます。2点目につきましては、通学路の安全確保ということでございます。

それでは、1項目めのNODAレーシングアカデミーについて質問に入らせていただきます。

平成26年秋ごろから、岡山国際サーキット場を練習会場とする、そして誘致の協議が行われまして、旧美作市の消防本部庁舎を拠点といたしまして27年5月18日に開校式が行われ、現在に至っております。

当時の事業目標といたしましては、生徒数は30人規模とし、若年層の人口増加、そして地元雇用による地域の活性化に資するとして、新たな補助金交付要綱を定められまして、誘致に伴う移転補助及び施設運営補助を行ってきております。

事業運営の根幹をなすものは当然生徒数でございますけれども、当初の目標と比べまして開校当時から大きな隔たりとなっております。これまでも多くの議員の方が、定例議会ごとにこの件につきましては一般質問をされております。私もこの件につきましては初めての一般質問ということでございますので、お聞き取りをいただきたいと思っております。

まず、1点目といたしましてですけれども、開校時からの運営状況といたしましての事業計画、生徒数、スタッフ体制等の推移を開校時から時系列でお尋ねをいたします。

次に、2点目といたしましては、今後の安定運営を図るために協議をしていると考えますが、協議の内容につきまして授業内容及び生徒の見込み等についてお尋ねをいたします。

次に、3点目といたしまして、当初からの補助金について、総支給額、年度ごとの補助金の種類別の額、そして今後の年度ごとの見込み額についてお尋ねをいたします。

次に、4点目といたしまして、上記の補助金を交付するに当たりまして、平成27年3月25日付で告示第25号といたしまして美作市教育施設等誘致促進補助金交付要綱を定められております。同要綱第4条第1項は補助金の種類、補助対象経費、補助金の額等は別表のとおりとすると定め、この別表では、市単独の補助金となります施設運営補助金の補助対象経費及び補助金の額については、交付の申請については1年度に1回限りとする、設置後5回目、通算でございます、までの補助金の交付に当たっては、施設運営に要する経費、別記とするとあります。そして、その別記には補助対象経費の内訳が定められております。年度ごと、補助対象経費の内訳及び額についてお尋ねをいたします。次に、同要綱同条第2項の美作市スポーツアカデミー支援事業補助金につきまして、この実績をお尋ねをいたします。

次に、5点目といたしまして、平成27年3月25日付告示第24号の美作市認定技能教育施設登録要綱第4条第1項及び第3項に規定する業務の実施状況についてお尋ねをいたします。

次に、第6点目といたしまして、業務の拠点であります旧美作市消防本部施設につきましては、NODAレーシングアカデミーの母体でございます特定非営利活動法人青少年少女モータースポーツ振興会と無償貸し付けの契約が取り交わされておりますが、その貸付料につきましては、普通財産の貸付料は美作市公共財産管理規定第35条第1項の算式によると規定をされております。算式及び算式で求められるその年額の貸付料についてお尋ねをいたします。

また、貸付料を先ほど申しました無償とした根拠についてお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

失礼します。萬代議員のNODAレーシングアカデミーにつきまして6項目の御質問でございます。

まず、開校時からの運営状況の推移につきましては、平成27年5月の開校時には生徒6名、従業員10名のうち5名は地元雇用でスタートし、翌28年度は生徒数5名、従業員9名のうち地元雇用5名、29年度には生

徒数1名、従業員8名のうち地元雇用4名でした。また、平成29年度から、短期間で集中的にレーステクニックを学ぶことができるプログラムを導入しまして、平成29年度には小学6年生から24歳までの男子8名、女子2名が履修し、岡山国際サーキット等で行われたレースに参戦しております。

次に、今後の運営方針につきましては、現時点におきましては、全寮制による保護者の不安、フリースクールに対する理解不足、学費の経済的負担といった外的な要因が通年生徒の確保を妨げているという現状を最小限にとどめ、NODAレーシングスクールとしても、計画どおりの運営体制及び経営環境を確保するために、本年度は短期、中期のトレーニングプログラムの周知と受講生の勧誘、それから通年受講生への編入促進、レーシングドライバー体験コースの積極的な展開によりまして、通年の生徒の確保に取り組むとこのこととでございます。さらに、レーシングドライバー養成のみではなく、車両整備実習によるプロのメカニック育成にも力を入れていきたいとお聞きしております。

岡山国際サーキットでの走行実習やレースの実体験ができるという特徴を生かしまして、実技を中心とした短期、中期のトレーニングのプログラムの充実を目指すことは、通年生徒の確保につながり、ひいては岡山国際サーキットへの来場者の増加にもつながることから、スポーツを通じた地域振興や体験型スポーツ観光などの地域経済の好循環にもなり得るものであり、近い将来には美作市からプロのレーサーやメカニックが世界に巣立つことを期待しているところでございます。

3の、次の補助金につきましては、平成26年度に国の地方創生の予算であります地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し新設奨励金を500万円、平成27年度には同交付金を活用しまして施設移転新設補助金を1,189万4,000円、同じく国の地域経済循環創造事業交付金を活用しまして校舎の改修、整備等に2,494万2,000円、施設運営補助金を平成27年度及び平成28年度に各1,000万円、平成29年度に700万円交付しております。これまでの総額は6,883万6,000円となりまして、うち市の単独補助金は2,700万円となっております。

次に、教育施設等誘致促進補助金交付要綱の補助対象経費の内訳及び額についてでございますが、内訳につきましては、人件費、需用費、役務費などが主なものでございまして、対象経費の総額は平成27年度が4,934万円、28年度が3,214万円、29年度が764万円であります。

また、御質問の美作市スポーツアカデミー支援事業補助金につきましては、NODAレーシングアカデミーに対しては同補助金の交付実績はございません。が、平成29年度と同補助金事業の実績としましては、就学前の子どもたちにサッカー教室を全7回開催しておりまして、延べ300人の子どもたちがサッカー教室を受講しているところでございます。補助金の額としましては151万2,944円というものでございます。

次の認定技能教育施設登録要綱の第4条第1項及び第3項に基づく業務の実施状況につきましては、同要綱第2条の各号のいずれかの要件を満たさない項目があった場合において、期限を定めて改善指導を行うものとする規定されております。現在までのところ、第2条の第3項目を満たさない場合はございませんでした。

次に、施設の貸付料につきましては、土地、建物の評価額に1000分の25を掛けて算出し、年額の貸付料は土地、建物の合計で294万2,665円でございます。貸付料を無償とした根拠につきましては、美作市財産条例第11条第3号に該当することから、これを無償貸し付けの根拠としております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

一通り、6項目にわたっての質問について説明をしていただきました。

2回目の質問とさせていただきますけれども、2点目の運営状況、それから今後の運営方針については、計画どおりの運営体制及び経営環境を確保するために、サーキット場の実体験を特徴として、中短期のプログラムを積極的に展開することによって通年の生徒確保に取り組むということでございます。また、3点目の補助金についてでございますけれども、国の地方創生予算の交付金等を活用して、これは3件で4,183万6,000円となります。市単独の補助金といたしましては、施設の運営補助金が3年間で2,700万円、総額として6,883万6,000円との内訳の説明をいたしました。

国の交付金事業、当然のことでございますけれども、事業主体は美作市でございます。NODAレーシングアカデミーが美作市に開校するに当たりまして、目標とされておった、先ほど申しました生徒数30名、また地元の雇用等で地域の活性化につながるということ、それを参考にされまして、美作市として国に対して地方創生の事業採択の申請をされたということだろうというふうに考えます。

であるならば、現状といたしましては、通年生徒の確保に向けて、先ほど申しました新たなプログラム等で努力はされてると説明ではございましたけれども、現実といたしましては当初と余りにも大幅な乖離をしていると思います。運営及び経営環境の改善がなされずに、国のほうに事業申請をした効果が得られない状態となった場合には、国、これは地方創生ですから、担当とすれば総務省だろうと思いますし。内閣府ですか。市長のほうから訂正をいただきました。内閣府のようでございます。それから、全般の会計検査院、そちらのほうから何らかの指導が来るのではないかというふうに思います。このことについて、市は事業主体でございますので、これを課題として取り組んでいかなければならないのではないかと考えます。そこで、どのような指導、またそのような補助金返還というようなことになり得ないのかどうか、どのようにお考えなのかを1点目としてお尋ねをいたします。

それから、施設運営補助金についてでございますけれども、主な補助対象経費としては、先ほども人件費、事業費や役務費の説明でございました。そして、29年度につきましては、その対象経費が764万円であったから700万円を補助したと。これは上限が1,000万円と定められとるうちその700万円を補助としたということでございますので、このことについてはおおむね理解をいたしましたが、本年度分の施設運営補助金、これがいまだに予算計上をされておられません。その理由をお尋ねをいたします。

次に、スポーツアカデミーの支援事業、それから5点目でお尋ねした認定技能教育施設登録要綱につきましては理解をさせていただきました。

6点目の施設の借り上げ料についてお尋ねをいたします。

算出額は年額で294万2,665円ということで、おおむね300万円近い数字でございます。貸付料を無償とした根拠といたしましては、説明では美作市の財産条例第11条第3号に該当するとの答弁でございました。これでは、みまちゃんネルを見てる皆さん方は何のことやらさっぱりわからんと思いますので、私のほうからその美作市財産条例第11条のほうを朗読をしてみます。

普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償または時価より低い価格で貸し付けることができることとされております。そして、同条第3号に、収益的な活用が困難な普通財産について、過疎対策、定住促進対策、高齢者対策、子育て対策等、本市の重要施策の遂行上特に必要と認めるときというふうに定められております。

その中の、今回のNODAレーシングアカデミーにつきましては、冒頭申しました若者の増加、地域の活性化ということでございましょうけれども、定住促進に該当するということで無償貸し付けの根拠とされておるようでございますが、こちらにつきましても、先ほど申しました、当初の目標としては生徒数が30人、そ

してそれに伴った従業員の方が20人、また地元雇用もありますよというような説明であったと思います。

当然、このとおりであるならば定住促進につながるものでございます。先ほどの条文のとおりが考えられますが、現状では通年生徒はゼロ人ですね。これ、現状でも要件を満たして無償とされておられるのか、条件を満たしているのか否か、2回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

地方創生に関する交付金についての国の運用を見ますと、地方創生が実験的なことというか、いろいろ各自治体で取り組みが千差万別になってますんで、狙いをしっかり明確にすることは当然求められ、その狙いにおいて国として妥当であるかどうかについての判断をするというところが基礎になっております。そういうことを含めて、私が今まで国と接触してきた限りにおいては、当市に対する交付についての問題を指摘する考えは今のとこないようであります。

ただ、言いたいことは、これは国が言うからというんじゃなくて、お尋ねの中にありましたように、私どもとしては、少しでもこの事業効果を発揮してほしい、それがゆえに地方創生戦略の中に載せているわけでございますんで、国が言うかどうかというよりも、私どもとしてはNODAレーシングさんに対していろんな形で事業効果を上げてくれるように強くお願いをし、その精神で日々をやっているということでもあります。

端的に言いますと、国の問題は余りないんだけど、こちらとしては、市民の方々の期待にどう応えるかということについて、我々も協力しますけども、一緒になっていい方向に持っていかなきゃいけないということ強く思っているところに力点を置いて説明をさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

それでは、萬代議員の2回目の質問でございます。

国の交付金につきましては先ほど市長のほうで答弁いたしましたので、私のほうからは施設運営補助金につきまして本年度補助金を計上していない理由との御質問にお答えいたします。

これまでの実績につきましては、当初計画からは御指摘のとおり大変厳しい状況となっております。このため、学校としての運営の方向性が見え公益性が確保されると判断するために、本年度の事業計画、生徒数、成果などの経営状況の詳細を確認しているところでございます。そのため、運営補助金の支出については、その結果をもとに検討してまいりたいと考えております。なお、生徒の募集につきましては、ホームページ上には年間を通じて常時連絡、相談により学校のほうで募集を行っていると状態でございます。

次に、施設貸付料についてでございますが、貸付料を無償とした要件を現状でも満たしているのかとの御質問ですが、現在、今年度につきましても、昨年に引き続き短期、中期のトレーニングプログラムの生徒11名が受講しているとお聞きしております。これは、夏休みを利用してレーシングドライバー体験コースとしてカートを利用した走行体験や、野田校長によります講演会等を通じて、モータースポーツの普及とともにNODAレーシングスクールの知名度向上に精力的に取り組んでいると伺っております。市としましても、現在のところ、補助金の対象である学校として、先ほど議員もおっしゃられたとおり定住促進対策等の重要施策の遂行上特に必要と認めるものと位置づけておまして、さらなる効果の出るものとなるよう最大限の努力がなされることを期待するものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員、3回目です。

12番（萬代 師一君）

3回目ですね。

議長（鈴木 悦子君）

はい。

12番（萬代 師一君）

施設運営補助金につきましては、本年度計上していない理由としては、学校としての運営の方向性が見え、公共性が確保される判断をするような取り組みをするということでございますけども、もう少し、市民の皆さんは、何で生徒がいないのになぜという疑問符を我々に投げかけるんですよ。であるならば、このことにつきましてもう少し詳しく、市民の方もそういうことなのかというような御理解を得られるような、具体的な取り組みをお考えであるならば、そのことを答弁いただきたいと思います。

まず、それを1点。それから、市長のほうでモデル的な意味合いもあるということでございますけれども、私は、私も行政には携わっておりました。会計検査院は、当たり前のことをしときゃあ何ら怖いことはないんですね。で、先ほども申されました、補助金の使途については、もう移転補償という、それから整備保障というようなことで、きちっと目的も書かれて支払いをなされておるんで何ら問題はないと思うんですが、尋ねてくるのは効果なんですよ。そして、どういう効果が美作市に生まれたんですか、地方創生にどのようにつながったんですかということ必ず尋ねてくるのは、内閣府じゃのうて会計検査院なんですよ。そういうところについて、私も、このことについても配慮して事業に取り組みまれていかなければならないのではないですかという意味合いで質問をさせていただいております。

それと、もう一点、施設の使用料についてでございますけども。先ほども、市民の方に納得していただく説明をしていただきたいということでございます。施設の貸付料につきましては、定住対策との重要性の遂行のためということで5年間の無償貸し付けの契約が取り交わされておるようでございます。その中でも、その後双方の申し出がなければこれを毎年継続するとなっているというのが、過去の議事録を見させていただきまして、そのことまではわかりました。

であるならば、一般的には、疑義が生じた場合には双方協議するというような文言も大体契約書の中には入っておると思うんですよ。でありますから、本年度の施設運営補助金についても、今のところゼロということで、今後の取り組みによって検討するということでございます。であるならば、施設の使用料についても、これと同様の考え方であって、所期の目的に近づいてきたならばそのときから無償にするというようなこともお考えになられたらいかかなと考えております。

以上、3回目の質問とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私は、さっき申し上げましたように、国のほうについていうと、会計検査院も含めて、多分そんなに指摘をされることはないとは思ってんですが、ただ逆に議員がおっしゃるように、市民の方々の目から見てどうかと、あるいは市役所の目から見てどうかというところがあるもんですから、そのまま去年、若干の補助金の交付要綱改正をして、成果にやや結びつきやすい形をとらせていただいたわけでありまして、成果が、

単純にいわゆる通年生徒だけじゃないと思いますよ。現に声は出ているわけですから。声は出ていて、観光客にも効果がある。この間も韓国の人に来て、あれにぜひ入学したいんじゃないかと。韓国は今芸能人がプロドライバーを目指してて、それが物すごく効果があるんだみたいなことがあって、韓国から一番近いレース場がここだっていうようなことではあったんですが、いろんな意味を含めて、前向きな話をしていく。樹潤さんの件については、市民の方々が随分大きな期待と理解をしておられまして、あれならわかるよという話なんですね。だから、あれならわかるよという話をもう少したくさん我々としても見たいし、議員と同じ気持ちを持っていらっしゃる方は多いと思うんで、そのこの観点を、市役所としては、今後丁寧に、説明するだけじゃなく、丁寧に協力をしながら、実現をするように尽力をさせていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。私のほうからは、貸付料の関係につきましてお答えさせていただきます。

先ほどもお答えしましたが、現在のところ、補助金の対象である学校としまして目的に沿っております、定住促進対策の重要施策の遂行上特に必要と認めるものと市としても位置づけておりまして、さらなる効果が出るということを期待しておりまして、学校としまして学校の特徴を生かした最大限の努力がなされることを期待しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員、総括ありますか。

12番（萬代 師一君）

よろしいです。

議長（鈴木 悦子君）

いいですか。

それじゃあ、ただいまより10分間休憩します。

午後4時09分 休憩

午後4時19分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

萬代議員、2項目めから始めてください。

12番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。

2項目めは通学路の安全確保でございます。

本年6月18日に発生いたしました最大震度が6弱の大阪北部地震によりまして、高槻市で登校中の女兒が学校のブロック塀の倒壊に巻き込まれて犠牲になるという痛ましい事故を受けまして、全国の学校で敷地内及び通学路におけるブロック塀の緊急点検が行われました。

美作市におきましても、学校敷地内においては緊急点検を行い、通学路におきましては今後は文部科学省及び県教育委員会の指導に基づき実施するとの早々の報告でございました。その後、全国の取り組みが紙面で再三紹介をされている中で、学校が、ことしの場合は20日か21日から夏休みになったと思うんですけど

も、この早々の7月25日に岡山市の取り組みがテレビで放映されました。たまたまですけど見させていただきました。内容につきましては、市内にあります125校の小・中学校のうち26校でブロック塀を撤去しフェンスに改修する工事に着手したとの内容でございました。

夏休みを利用した迅速な対処に感心しつつ、岡山市の教育委員会のほうに電話をさせていただきました。ブロック塀の点検及び設計については、市の職員が直接やったので経費は発生していない、改修工事については、緊急度を考慮いたしまして、当初予算に計上されておりました一般の修繕費を充当して工事を発注したと。当初予算で予定した修繕費については、この9月議会の補正に向けて今財政課と協議をしておるところですという内容でございました。まさに臨機応変な対処であったと思います。

また次には、さきの8月11日の紙面には、文科省が実施いたしました、国公立の幼稚園、小・中学校など全国の5万1,085校を対象としたブロック塀の緊急点検の結果が紙面に記載をされておりました。内容といたしましては、皆さんもお読みになったと思いますけれども、敷地内にブロック塀がある学校のうち3分の2に当たる1万2,640校で安全性に問題がある塀を確認。また、岡山県教育委員会の点検結果といたしましては、県内505校のうち275校、実に54.4%で問題が確認され、うち264校では建築基準法の施行令に適合していなかったほか、122校では劣化や損傷が見つかったとの内容でございました。

そこで、1点目といたしまして、この緊急点検調査での美作市の状況をお尋ねをいたします。この緊急点検は、学校敷地内を市職員、学校関係者らが外観を目視で調査したものであると考えますが、通学路等については今後、文科省及び岡山県教育委員会の指導に基づき実施するとの報告でございました。その後には文科省等の指導内容も明らかになっておろうと思いますので、この件についてお尋ねをいたします。

次に、2点目の文科省及び県教委からの指導への美作市の取り組み状況といたしまして、調査、改修工事の実施状況及び今後どのような予定となっているのかをお尋ねをいたします。

次に、3点目といたしまして、平時より美作市の場合は、美作市立小学校及び中学校の通学路の設定等に関する要綱に基づき通学路の設定及び安全確保に取り組んでおられますが、通学路にある民間のブロック塀の調査及び補修工事等への対応をどのように考えておられるのかをお尋ねをいたします。

個人のブロック塀につきましては、1960年代以降、高度経済成長期に自宅等の内部を見通すことのできないコンクリート製の高いブロック塀が普及したとのことで、築後50年から60年が経過をしております。そして、自分のところの自分のブロック塀には鉄筋が入っているのか、建築基準法施行令を満たしているのか、経年劣化はしていないのか、診断は誰に、そしてその経費はどのくらいかかるのか、ましてや改修工事が必要となったときの費用は、このまま放置をしたことによりましてもし子どもたちにけがをさせた場合の賠償はなどなど、このたびの大阪北部地震をきっかけに多くの皆さんが不安を抱いておると思います。ましてや、毎日子どもたちが登下校をしていればなおさらのことでございます。通学路の安全対策を推進するためにも、ブロック塀の調査、診断も含めてでございますが、及び補修工事等の費用負担の軽減を図る補助制度の創設についてのお考えをお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

ブロック塀の安全対策及び本市の取り組み状況についてお答えをいたします。

本年6月18日に発生をいたしました大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊による児童死亡事故に関連し、地震発生の翌日19日に文部科学省から県を通じ学校施設におけるブロック塀の緊急点検の要請があり点

検を行った結果、ブロック塀があることを確認をいたしました。21日には再度、安全点検に係る建築部局との連携についての通知があり、建設部の建築士とともに改めて点検を実施しましたが、その点検において特に問題となるブロック塀はなかったものの、一定年数が経過しているため、安全・安心な教育環境の観点から、小学校1校、中学校2校においてブロック塀の撤去、補強を行う必要があると判断をいたしまして、本定例会にその補正予算を提案をさせていただいております。

また、通学路においても同様に文部科学省から県を通じ安全確保及び通学路の安全点検の要請がありましたが、例年各学校が夏季休業期間を利用し通学路の危険箇所点検を実施していることから、その点検にあわせ危険なブロック塀も含めた通学路の点検を実施するよう各学校長に指示をいたしました。その結果をもとに、美作市立小学校及び中学校の通学路の設定等に関する要綱に定める通学路安全推進会議による通学路の合同点検を実施し、今後の対策について関係部署との協議検討を行っていきたくと考えております。

ただ、通学路周辺におきまして、支障を来すおそれのあるブロック塀のチェックを行うにいたしても、民間所有がほとんどであることから、強制力を持って対策を行うということは法的にも課題があると考えられます。

今後は、市として市長会等を通じまして国等関係機関に働きかけ、改めて対策についての制度設計を行う必要があるというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

萬代議員の通学路の安全確保ということで、民間ブロック塀の対応についてでお答えをさせていただきます。

文部省の調査では、構造基準に適合しないブロック塀が公立学校でも多く確認をされました。ブロック塀の構造基準は建築基準法に規定をされておりますが、認知度は低く、デザイン性や施工性が優先された結果、基準を満たしていない物件が多く存在することがわかってきました。

基準を満たしているかどうかは、塀の高さ、ブロックの厚み、控え壁の有無など外観から判断できる項目が多いため、まずは所有者御自身でできる点検方法をホームページやみまちゃんネルを通じて啓発を始めたところでございます。さらに、内部の配筋や、鉄筋ですね、の劣化ぐあいなどの専門的な相談先としては、建築士や、公益社団法人日本エクステリア建設業協会が認定したブロック塀診断士、民間資格でございますが市内には6名の方がおられますが、などが考えられます。ブロック塀の調査や撤去に対する補助事業については現在設けておりませんが、岡山県と県内市町村が共同で現在行っております、建築物の耐震化事業に取り組んでおりまして、社会資本総合整備交付金、おかやま快適安全まちづくり整備計画の活用が考えられることから、県内市町村と調整をし、実態調査と補助制度について検討を行っていきたくというふうに考えております。

ただし、先ほど教育長からもありましたが、民間所有の物件については、強制的な工事を実施することができないという問題があり、国において制度の展開をお願いしたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

萬代議員。

**12番（萬代 師一君）**

答弁の中でも、民間の所有物であるからということが非常にひっかかっておるといふような答弁でござい

ました。

まず、教育長の答弁の中で、文科省からの通学路については、要請を受けて、例年各学校でこの時期、夏休みだろうと思うんですけど、に実施してると。通学路の危険箇所等については、ブロック塀も含めて指示をしていただいたように聞いておりますけども、その結果を踏まえまして、今合同会議等で再度合同点検をするという答弁でございました。通学路に、もしこの安全性に危険のあるブロック塀があった場合、教育委員会としてどのような対応をされるのかをお尋ねをしておきます。

次に、建設部長のほうよりも、構造基準を満たしていないブロック塀が多く存在することは認識をしているということでございますし、また、それだけ多くのものが存在しとることになれば、行政としては、これは放置しておく問題ではないと、何らかの対処をしなければならない問題であるということを別の意味で言いかけてくれとるんだろうと思います。そして、風雨にさらしたブロック塀についてはもう既に劣化が始まっただと。耐用年数は30年と言われておるということでございますので、私が1回目に申しました1960年からブロック塀というものが普及したということとなると、もう大部分のブロック塀については、目視でわからない部分でも劣化が非常に進んでおるんじゃないかなというふうに思います。

そして、その啓発につきましても始めたところであるということでございますし、ホームページのほうをわからんなりに一生懸命探してみました。自分一人の力じゃよう行き着かなんだんです。既設ブロック塀の所有者様、管理者様へのお知らせというところがございます、そのチェックリストというものへ行き着いたところがございます。

こちらにつきましては、ブロック塀については、まず1としては、塀が高過ぎないかと。塀というものは地上から2.2メートル以下でないだめですよということでございます。塀の厚さは十分ですか。最低でも10センチ以上の厚みがなければだめですよ。控え壁はあるんですか、塀の高さが1.2メートルを超えた場合は3.4メートル間隔で控え壁が必要なんです。そして、基礎はあるんですか、コンクリートの基礎があるかどうか。塀は頑丈なんかということで、ひびとかなんかが入っていないかと。また、塀が傾いてはいないんですかと。塀には鉄筋が入っているんですか。これがホームページのほうで示されております。まず、市民の方が目視で自分とこのブロック塀の安全性を見てくださいということでございます。

非常に、ここへ行き着くまでが大変でございました。でありますから、今後については、市民の方にわかりやすく、どのような啓発を予定されているのかを、まず1点お尋ねをさせていただけたらと思います。

次に、このチェックリストでございますけども、もしこれでも、こちら書いてんですけど、1点でも不備があれば危険なので改善しましょうというようなこともこちらのほうへ記載しておりますけども、そうした場合、相談窓口についてどのように、またこれは当然、担当課となれば都市計画課だろうと思いますし、総合支所のほうでも対応はしていただけるかどうかというようなこともお尋ねをしておきたいと思いません。

次に、こちらについては、まず担当者の人が、目視で自分でわからない場合は相談に乗りますということをお願いいたします。それでもまだ詳細な診断等が必要になった場合は当然費用が発生すると思うんですね。でありますから、私のほうは、発生するその費用についても、補助金等を新たに設けてこの危険ブロックの対処というものを推進すべきではないかということでお尋ねしておりましたところ、今建設部長のほうからは、答弁とすれば、社会資本総合整備交付金、おかやま快適安全まちづくり整備計画も活用すると。これも、美作市だけではできないので、全県的な動き方をするとお尋ねをしております。私らはこの整備計画について全く承知しておりません。このブロック塀の改修工事等への補助金というものが、これ実効性があるかないか、再度お尋ねをいたします。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

2回目の御質問にお答えをいたします。

子どもたち通学路の安全確保という部分は、これは当然教育委員会のみではできないものではございません。いろいろな関係部局、また地域の方とも連携をしなければならないということから、こうした組織、通学路安全推進会議等で実施しているわけですが、合同点検を実施後のブロック塀への対応でございますが、先ほど1回目の答弁でもお答えしたとおり、通学路におけるブロック塀はほとんどの場合が民間所有であるということから、強制力を持った対応ということは法的にも課題がございますので、点検結果の周知を行い、所有者の皆様にご協力を仰ぐ形で進めていきたいというふうに考えております。この場でもこうして申し上げるわけですが、ぜひ御協力をいただきますようお願いしたいと考えております。

また、場合によっては、学校長と協議をして、学校長も地域の方や保護者の方とも協議をするわけですが、通学路の変更も含め、より安全な通学路の設定を行う必要があるというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

萬代議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどホームページから検索をしたのだけれどもなかなかとり着かなかったということで、私も実を言いますと担当のほうから聞いてみました。大変わかりづらいところございました。今後、改善をして、わかりやすくホームページに出るようにしたいというふうに思います。

それから、既存ブロック塀の所有者による安全点検の啓発についてでございますけれど、今後広報紙などでも掲載をするとともに、自身で判断しにくい方については、都市住宅課を窓口にも、支所とも連絡をとりますが、相談をお受けして指導させていただきたいというふうに思います。

次に、撤去費用でございますが、他の自治体の状況を見ていますと、補助制度の創設の状況については、6月末に国交省による全国調査が行われておりますが、結果はまだ公表されておられません。岡山県内では実施している市町村はないと聞いておりますが、他の都道府県の一部では撤去費に対する補助制度を設けているところがございます。県ごとにバラツキがございますが、制度の標準的な例では、公道に面した高さ1メートル以上のブロック塀の除却に要する費用、1メートル当たり1万円以内というのを限度にしてありますが、の2分の1を補助し限度額を10万円とするというのが多く見られます。

次に、診断費用でございますけれど、ブロック塀の外観目視から多くの項目が判断できますが、目視でできない部分を確認するとなると、鉄筋探査、はつり調査、基礎の掘削等が必要になり、数十万円かかるものもあるというふうに思われます。また、風雨にさらされるブロック塀は、20年目ごろから劣化が始まり、耐用年数は30年程度と言われておりますので、調査に費用をかけるよりもまず改修と考えるケースも多いと思われます。そのため、点検、診断に対する補助制度は全国的にも余り例がございませんが、公道に面した1メートル以上のブロック塀を対象に延長10メートルの場合、診断費4万8,000円のうち2分の1を補助するという自治体がありました。

次に、補助制度の実効性ということでございます。

これらの補助制度は、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び社会資本総合整備交付金を活用した国、県の補助制度をベースにしておりまして、これがパッケージというのがありまして、耐震の事業を国の補助事業でやっている場合には、効果促進事業といいまして、その効果をより高めるための事業を使ってやっとなる例があるんですけど、私ども美作市は橋梁の関係で耐震のほうをやっておりますけれど、岡山県のパッケージに入れ込んでもらってやっておりますんで、ほとんどが岡山県が実効性を持ってやっていただければ補助制度が生まれるかなというふうに思っております。したがって、関係市町村と統一した取り組みが必要となることから、県と調整を図りながら検討していきたいというふうに思っております。

済みません、補助率でございますけれど、国のほうが50%ぐらいありまして、あとは県補助が上乗せになります。したがって、残りを市と地元の方と持つというのがありますので、補助の基準を見ながら判断して、事故があっては遅いわけですから、進む方向で検討していきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

これ、教育長のほうにお願いしておきます。もうこの夏休みでもって通学路については危険箇所の点検を済まされたら、ブロック塀についても目視でやったという答弁をいただいておりますけれども、先ほど建設部長とのやりとりの中でお聞きになったとおり、もう20年たったものは劣化が進んどんですよ。ですから、御面倒でも、再度そういう視点で点検をしていただけたらと思っております。

それと、先ほど答弁の中で、場合によってはということで、これは最終手段ということで答弁されたんですけども、通学路の見直しということでございましょうけど、このことをやるということは、あなたのこのブロック塀が危険なんですということをレッテルを貼るのと一緒なんですよね。でありますので、そのときには細心の注意を払っていただけてやっていただきたい。その前にはもう補助制度を確立して、早う直していただくようなことを、教育委員会の立場からも、子どもの安全・安心の立場でも、強く幹部会等で申し込ませていただけたらと思っております。

それから、建設部長のほうへは、当然、担当部とすれば財源のことを考えにやいけんと、そのことは当然だろうと思えます。先ほども、2分の1持ち、それに県の県費上乗せと、それに市の上乗せということで、少しでも個人の負担が少なくなるように、これは市長会の会長さん、よろしく願いをしておきます。

とあわせて、もう既に美作市の場合は2つの要綱を定めて実施されてますよね。まず1点目が美作市建築物耐震化促進事業、そしてもう一点が美作市空家等除却事業でございます。それぞれの趣旨といたしましては、市民の生命、財産を守る、また地域の住環境の向上を図るというものでございます。

このブロック塀につきましても、同様に、市民の生命、財産を守り、また地域の住環境を整備するものでございます。早急な対応をしていただきまして、先ほどもおっしゃっていただきました、事故が遭ってからじゃあ遅いんです。どうぞよろしく願いを申し上げまして、私の本定例会の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号12番萬代師一議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日 7 日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後 4 時49分 延会

平成30年9月7日

(第 3 号)

1. 議事日程(3日)

(平成30年第5回美作市議会9月定例会)

平成30年9月7日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	5番	中	山	忠	明	
6番	倉	地	重	夫	7番	重	平	直	樹	
8番	安	藤	功		9番	金	谷	の	り	子
10番	岡	本	泰	介	11番	山	本	雅	彦	
12番	萬	代	師	一	13番	山	本	重	行	
14番	尾	高	誉	久	15番	岩	江	正	行	
16番	日	笠	一	成	17番	内	海	健	次	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである(1名)

4番 岡野鉄舟

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	萩	原	誠	司	副市長	横	山	博	光	
教育長	大	川	泰	栄	政策参与	山	下	亨		
政策審議監	春	名	利	亮	総務部長	岡	本	和	之	
危機管理監	藤	原	陽	二	市民部長	角	南	良	雄	
環境部長	宿	野	豊	彦	経済部長	遠	藤	宏	一	
保健福祉部長	江	見	勉		建設部長	真	野	弘	紀	
教育次長	山	名	浩	二	消防長	皆	木	佳	久	
会計管理者	山	本	和	毅	企画振興部長心得	春	名	信	明	
企画振興部長心得	平	田	幸	春	建設課長	春	名	隆	広	
農村整備課長	菊	池	広	幸	学校教育課長	竹	内	龍	一	郎

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	尾	崎	功	三
課長	坂	元	省	吾
係長	金	谷	裕	子

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

岡野議員が通院のため午前中欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番5番、議席番号11番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

山本議員。

11番（山本 雅彦君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

まず最初に、本年7月の西日本豪雨災害、そしてその後起きました大阪北部地震、先般の台風21号による災害、そして昨日の北海道胆振東部地震、これらの災害でお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い被災地の復興を念願をするものでございます。

さて、きょうは、長月7日でございます。早いもので、本年もはや3分の2が経過をいたしました。暦では、秋でございます。秋の夜長といいますが、特段時間が伸びるわけではありませんけれども、秋の夜長というのは風情のある日本古来の過ごし方ではないかというふうに思うわけでありましてけれども、この秋の夜長に毎日、私たちは、あるいはここにいらっしゃる皆さん方は、大変忙しくしていらっしゃるわけでございます。その秋の夜長に縁側で名月を眺めてみたり、あるいは星を眺めてみたりしながらそれぞれの思いをめぐらせながら心の洗濯、命の洗濯をされる時間があってもいいんじゃないかなというふうに思うんです。市長、いかがですかね。教育長、どうですか。そういうときを今迎えているわけでございます。ともかくも、実りの秋を迎えました。それぞれの収穫までこれ以上大きな災害が起きないことを、そして豊作であることを心より祈るものでございます。

さて、本定例会では、私は6項目の通告をいたしております。この6項目の通告を順に従って質問をしてみたいと思いますが、内容は多岐にわたるわけでございます。そういうことでよろしくお願ひしたいと思うわけでありまして。しかしながら、昨日から一般質問が始まっております、この中で既に17番議員、16番議員あるいは4番議員から幾つか重複した質問もございましたので、そのところはできるだけ外して質問をしていきたいなというふうに思っております。しかし、成り行きでもし重複したことを発言したといたしましても、そこは笑って許していただいて、気持ちよい答弁をいただきたいと、このように思うわけでございます。

まず、第1点目でございます。特別支援学校設立準備についてをお尋ねをしたいと思います。

これについては、既に私たち議員にもいろんな説明をしていただいているわけでありますけれども、まだ全体像がよくつかめないといいますか、県との協議ということもありましょうし、ある程度のところまでは説明をいただいているわけでありますけれども、もう少し一歩進んだ説明をお聞きしていかないと、なかなか我々も判断がつきにくいところがあります。そこをきょうはできる範囲で、今お答えできるところで御答弁をいただけたらというふうに思うわけでございます。

そこで、特別支援学校の設立準備について、1点目にお聞きしますけれども、まず岡山県との協議はどこまで今進んでいるのか。たしか、以前説明を受けたときは、ことしの夏ぐらいまでには県の内諾を得られるのではないかなというような説明もあったわけでありますけれども、そう簡単にはいかないだろうというふうに思っておりましたけれども、その協議が今どの程度進んでいるのか、現在のところの見通し、そして状況、これをお聞きしておきたいというふうに思います。

次に、高等支援学校の概要でございますけれども、概要については、現在の計画ということであります。

1つ目として普通科社会貢献コースというのを設置される。これは、1学年定員が16名、1クラス8名で2クラスということ。これは、学校教育基本法施行令第22条の3に規定する知的障がい者、また発達障がい者の方が対象であるという説明を今までは受けております。

2点目が、普通科ものづくりコースでは、1学年定員が8名、これは1クラス8名で計画をしていると。これも施行令に該当される方ということでありますけれども、このほか支援学校の全体像というものを示していただきたいわけであります。このことが、第2点目でございます。

第3点目が、支援学校の設置場所でございます。支援学校設置場所については、どこに計画をしているかということでありますけれども、これは以前の説明では、作東地域の作東総合支所を中心にお考えになっているという説明でございました。

これは、私は、作東の出身だからということで申し上げるわけではございませんけれども、作東総合支所というのは少し高台にありまして、非常にかたい岩盤の上にあるんです。したがって、地震でもその下の地域とその山の上では、約1ぐらい違うんです、震度が、そういう頑丈な場所にあるということがあります。また、水害等にも遭いにくい場所でもあります。私は、作東総合支所が美作市の本庁舎にふさわしいだろうというふうにずっと思っておりまして、総合的に考えてどうかということは別として、本庁機能を作東総合支所に持ってくることは、これは普通考えると自然な話なんです。ただ、市の全体の計画がおありなので、どうなるかということでしょうけれども。そういうことで、私は、あつこに、あの場所に本庁舎を持ってくるということがふさわしいだろうというふうに思っております。これは今でも変わりません。

そこで、旧江見商業高校の跡地の問題が出てくるわけであります。たまたまこの学校については、私も役員等をしておりまして、あのままにしておくのは忍びないというのをずっと思っておりまして。江見商業高校の跡地をどう活用するのかということは、ずっと懸案事項であったわけであります。1つの説明によると、山家川の氾濫のときが平成21年にありましたから、そういったことも含めてそこでは難しいのかなというお考えの方もありませんけれども、その後、改修工事もありましたし、そこを盛り土してマウンドアップすれば十分使えるわけでありまして、高校の跡地が、私は支援学校をするなら適地であるというふうに思います。そこんところも考えて、私としては特別支援学校の設置場所についても、その場所が適地であるというふうに思います。

そういったことで、特別支援学校の設立準備について、以上3点まずお尋ねをしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

改めまして、皆様おはようございます。

山本雅彦議員の質問に御答弁させていただきます。

まず、1点目の支援学校の県との進捗状況についてでございますが、平成30年4月に岡山県教育庁に美作市立知的障害特別支援学校高等部整備計画案を提出して以来、岡山県教育庁の担当課と協議を行っておりまして、担当課と相談した上で、当初提出いたしました整備計画案の修正案、教育カリキュラム案の修正案ができ上がってきているところでございます。この修正案をもとに再度の協議を行いたく、日程の調整を行っているところでございます。早期に内諾が得られるよう、岡山県教育庁と協議を行ってまいります。

次に、支援学校の教職員の数についてでございますが、整備計画案に基づきまして、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の公立の特別支援学校の高等部の教職員定数の標準などによりまして教職員の数を算定しておりまして、現時点では、教職員の数は68名と見込んでおります。

次に、2点目の高等支援学校の概要についてでございます。

まず、設置する学科につきましては、先ほど山本雅彦議員が言われましたように、発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい者のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障がい者で、卒業後の就労や進学に向けて社会への参加、生活自立を目指す者を対象にした社会貢献コースと学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障がい者で、卒業後、就労や進学を目指す者を対象にしたものづくりコースの2学科を考えております。

定員につきましても、先ほど山本議員がおっしゃられたとおり、社会貢献コースが、1学年2クラスで16人、ものづくりコースが、1学年1クラスで8名で検討しております。現在の計画は、就労による社会参加を目指す社会貢献コースのための寄宿舎を含む整備計画を立てております。自立を目指して利用される方々の御意見をお聞きしながら慎重に進めてまいります。

次に、3点目の設置場所につきましては、本年6月議会の日笠議員の一般質問で答弁させていただいておりますけれども、作東総合支所、教育委員会の事務所がございませ作東総合支所、作東バレンタインパークで検討を進めております。旧江見商業高校跡地につきましても候補地の一つとして検討を行ったところでございますが、平成21年災害で江見全域が冠水し、旧江見商業高校跡地のグラウンドや体育館、校舎等が土砂、ヘドロに覆われ、復旧に時間を要した事態となったことは、記憶に新しいところでございます。その後、山家川の川幅拡幅、井堰改修工事がなされており、平成30年7月豪雨では浸水の被害はございませんでしたが、大環橋下の井堰改修工事を見据えて、跡地利用を検討する必要があります。

このような経緯を踏まえまして、美作市立知的障害特別支援学校高等部の設置場所につきましては、作東総合支所、教育委員会の事務所がございませ作東総合支所、作東バレンタインパークで検討しているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

私が若干の補足を申し上げますと、県との関係では、せんだつても教育長と私もお話をいたしました。教育長にもこの件については、なかなかこう新しい話でもあるし、失敗を許せない、一方でしっかりとした教育内容にしたいと思っているので、慎重の上に慎重にやりたいからその慎重な議論につきあってほしいん

だということは申し上げておきました。

また、住民の方々の御理解がとても大切であります、このことにつきましては。そしてまた、それを拝見をして、議員の方々の御理解というものも非常に重要ということで、議会の場のみならず、住民に対しても丁寧にかつ具体的な説明を継続をしたいと思っておりますが、具体的には先ほど次長から、心得からもありましたように、2次協議にもうすぐなりますので、その状況等について議会開会中であればまた説明いたしますけれども、それが無い場合においても全員協議会などをお願いをして、報告をしながら丁寧に進めてまいりたいと思っておりますので、そのことを付言をさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

まずは、御答弁いただきました。

これは、従来からの説明がほとんどでございましたが、若干今市長のほうから少し今まで聞いてなかった話も聞いたわけでありまして、これについては市長も、そして教育長も含めてしっかり議論もしていただく必要があるというふうに思っておりますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。どちらになりにましても、しっかり協議をするということが必要でありまして、私たち議会のほうでもしっかり協議には応じるわけでございますので、よろしくお願ひしたい。

それでは、2回目の質問をさせていただきますが、今、平田次長の御答弁では、県との協議がまだそれ以上進んでないということでございます。県も協議をする姿勢はあるんでしょうけれども、なかなか進んでないということございまして、そこまでまだわかりにくいわけでありまして、私、その中で教職員の数は68名を予定しているということございまして、そこで、資料を見てみると、岡山県の費用負担の職員数は現在のところ45名の計画であると、そして美作市負担の費用負担、人件費がほとんどでありますけれども、23名で合わせて68名ということでございます。説明どおりの人数であるわけでありまして、このとき、県としての配置の職員数45名、これは県としては今美作市に現在配置の職員がいらっしゃいます。これは加配も含めてですけども、県が今美作市に配置していただいている職員数プラス45名という認識でいいのかどうかというのが、まず第1点です。

といいますのも、私たちは、先般、議員十数名で兵庫県加西市の加西市立特別支援学校へ視察に行ってきたわけでありまして、兵庫県では、特別支援学校がたくさんございまして、特別支援学校と名がつく学校が30校以上ございまして、これら全てに県として職員を配置しているということございまして、岡山県とはかなり差があるなというふうに感じましたけれども、積極的な政策をしていらっしゃるというふうに感じたわけでありまして、したがって、岡山県としても、現在美作市に配置されている先ほど言いました加配を含めた教職員数とは別に配置されなければ困るわけでありまして、このあたりがどう協議に反映されるのかということが少し関心事であるわけでありまして、これについて2回目の御答弁をいただきたい。

また、支援学校の概要については、先般資料をいただいたときに、施設整備には総額で9億2,000万円程度かかるだろうというふうなお話でございました。財源内訳は、学校施設環境改善交付金が3億9,200万円余り、過疎債として用意する費用が4億4,800万円程度、そして一般財源が8,000万円程度ということで、総額で言うと9億2,000万円程度になるんですけども、そのうちの美作市の実質負担分が約1億4,000万円程度ということございまして、そういうことで今予算の計画をされているわけでございますけれども、私が心配するのは、これで本当におさまるのかどうかということ。これより安くできるのか、高くなるのか、そこ

らあたりも今後注視していきたいと思うんですけども、ここがどうなるかということ、定員どおり生徒が集まれば、3年後には黒字経営となるという計画が示されております。いただいた資料によれば、美作市の近隣の市町村、また3県境の自治体、つまり兵庫県の大栗市や佐用町、鳥取県の智頭町、あるいは県内でいうと西粟倉の関係で3県境自治体、上郡町も入ってます、そういうところを総合すると、定員数だけの対象者はあるわけでありまして、果たしてどれだけ希望があるかどうかということも、これからの関心事であります。これについては、アンケートなども活用してしっかり調査をしていく必要があるというふうに考えますので、そのことについての答弁をお願いしたい。

3番目に設置場所についてですが、先ほど答弁ございましたように、検討はしたんですけども、旧江見商業高等学校の跡地は少し心配があるんだというような話でございまして、今、そこを想定はしていないという御答弁でございました。平成21年度の災害で江見地域も土居地域も大きな浸水被害があったわけでございます。その後、山家川の改修等も行われて、今、川幅は1.5メートル以上に広がっておりまして、江見商業高校については、新築というか、私が記憶してる限り新しい体育館を潰してまで川を広げたいんです。あれを撤去して川を広げた。それで1.5メートル以上の川幅になったわけです。そういうことまでやって川を広げたわけですけども、そのことによって先般の豪雨災害では何とか浸水を免れたということもあります。ただ、そこまで改修工事をやってもまだ浸水の心配があるんだということであれば、これもまた抜本的にまた考え直さなきゃいけないということになってくるわけでありまして。

そこで、課題としては、大還橋下の井堰のことは当然あるわけでありまして、こういったことはまた別の考えとして持っていただきながら、先ほど言いました工事をさらに整備をすることで浸水被害を防ぐということも考えられるわけでありまして、このところをよくお考えいただきたいと。

そして、地元からも要望が出ておると思いますが、作東中央公民館の件は、ここはかなり老朽化してますので、できるだけ早い改築が望ましいと思っております。支所機能と公民館機能をあわせ持つという、そういったことで新しく予定をされる、地元からの要望もかなりあったというふうに思っていますので、そういったことはそれはそれとしてしっかり検討をしていただく。また、その準備をしていただくというのをさせていただいたらというふうに思います。

ただ、私が先ほど少し触れましたが、美作市全体を見ていって、美作市は庁舎も必要だと、文化施設も必要だ、あるいは今計画しようとしている支援学校もやりたいんだというような、いろんなものをこれからまだつくっていく必要がありますね、保育園にしてもそうでもありますけども。そういう全体像というものをしっかりと見据えていただきながら、ここにはこれをつくりたい、ここにはこれをつくりたいというものを示していただくことによって、一つ一つ物事が解決していくんだろうというふうに思うわけでありまして。そのあたりをどうお考えになるか、2回目の質問でございまして。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

広範囲な質問でございまして。

まず、作東地域の論点から申し上げますと、おっしゃるように山家川の改修は済んだ、ほぼ済んだということですが、これを吉野川から見ると、上流が済んで、中流が済んでないという、逆に負担が大還橋あたりで増える可能性があって、それもあってか、今回の災害についても、被害、僅少ではございましたけども、小学校あたりもほぼ冠水をしておりまして、グラウンドも大変な状況になっておりました。さらに言うと、南のほうに行きますと、南というか下流に行きますと、林野高校のグラウンドは完全冠水というよう

なことになっておりまして、吉野川本流についてはまだまだ課題が残っていて、その一番筆頭に出てるのが、当時、岡山県も改修を基としたところである大還井堰の転倒ないしは除去ということでありまして、これができるかどうか、江見地域のみならず、江見商業高等学校跡地を有効に活用できるかどうかのポイントになってます。従いまして、私どもとしては、大還橋の改修については、かつて改修案が成立しなかった原因についても相当綿密に調査した上で、その原因について市としても積極的に財政的対応する中で、その原因を除去しようというぐらいのセンスで今考えているところであります。

そういうことの中で、私どもとしましては、学校の問題は、1つには高等部の今後の拡大の可能性をにらむあるいは初等、中等部の問題も考えながら、そこに1つの活用の道があるのではないかとすることは、前回の議会でも申し上げた経緯もございます。

一方で、場所につきましては、なぜバレンタインの丘なのかというと、今のところの計画で考えている全人教育であるとか、あるいは運動を一生懸命することによって内的な強さをつくっていくとか、山での作業とか、そんなことも含めて教育内容として考えていることから見て、バレンタインの丘が適性であろうというようなことが背景にあるということで、6月のときにもお話をさせていただきました。

それは1点目ですが、2点目として市全体としてどうかということになりますけれども、市全体としてどうかということについては、まず今大きな案件として残っているものを申し上げますと、1つには、庁舎をどうするんだと。この件については、前提となっていた合併特例債について使用期限を延長する運動を展開をさせていただきましたけど、これは5年間延長できるとなりましたので、財政面で大きな障害が今何とか取り除かれているということでもあります。

それから、もう一つは、もともと勝田町から引き継いできた文化センターみたいなものがあるということになっておりますが、まず庁舎については庁舎の検討委員会というものがあって、この意見はいまだに生きてる。つまり、なるべくなら旧美作町内にそれを設置をすべきであると。場合によってはということ、既存の他の庁舎についての活用の可能性も排除はしないという基本方針になっておりますので、これを相当注意深く尊重しなきゃいけないというふうに思っております。

それから、文化センターにつきましては、これはまた別の機会に御答弁をさせていただくことになるかもしれないけれども、大ざっぱに言いますと、場所決めについてのまだしっかりとした住民合意ができていないと思っております。住民合意のありようを今後何らかの形で探っていこうというふうに思っておりますが、この点についても大変、まあ簡単に言いますと、勝田なのか美作なのかぐらいの選択肢になってくるのではないかと、私も実は考えているところであります。

それから、もう一つ余談で申し上げるような案件であっても重要な案件でございますけれども、今、湯郷地域において、これも御案内かと思えますけれども、温泉施設であるところの熱供給システムが経年劣化を相当しているということに加えて、熱効率がとても悪いので、42度で送ったものが20度になって出てくるとい、温泉が冷泉になって出てくるといようなことも含めて、熱効率を上げる必要があり、それに対して環境省から湯郷地区の温泉組合を主たる相手として、当市が助成の案内をしたわけですが、大規模な改修をするだけではなくて、バイオマスを使った環境に適合した熱源を入れる等の議論が進んでおりまして、これが湯郷地域全体の公共的な施設にどう影響を及ぼすかということも、また今後念頭に置かなければならないというふうに考えているところであります。それらを合わせながら、市全体としてのパワーを上げていく。

私どもとしては、これにあと加えるとすれば、今、一生懸命に議論を進めておりますし、せんだつてもまた来ていただきましたが、防衛省との関係がございます。防衛省との関係では、体育学校について、全国の

3市から要望があったんですが、他の2市についてはもう既に手がおろされていて、合宿を通じてまず美作を体育学校の皆さんをよく知っていかうということ。そして、場合によってはオリンピックが終了した後お願いするかもしれないので、決して美作市として諦めないでほしいということも次官も言われましたけれども、そこが勝田の地域における最大の今後の活性化策になってまいります。

それをつなぐ動線として、我々としては、美作岡山道路の北部延伸ということも考えている。これが今のところ案件として皆さん方とも御相談しながら検討をしている主な内容でありまして、その中に本件であるところの支援学校の問題もある。支援学校につきましては、支援学校と連動して、先ほど議員もおっしゃった公民館の改築、増床です、これ、いう議論があり、そして、先ほどの大還橋その他、大還橋の拡張も必要ですし、大還井堰の安全化も必要ということで、作東地域総合開発ということに多分なるような気がいたします。

以上のようなことを全体の構想の中で考えながら、それをそれぞれの地域の住民の方ともより綿密に相談をしながら一步一步進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

では、2回目の質問に御答弁させていただきます。

特別支援学校に対して県が配置する教職員の数、45名と見込んでおりますが、この人数は美作市立の特別支援学校に新たに配置される職員の数でございます。

次に、2点目の費用の部分につきまして、先般お示しいたしました標準工事費などの算定に当たりましては、公共工事の標準単価によりまして算定しております。詳細な設計を行うことによりまして、今後金額が変わることを前提に施設整備の事業費を説明させていただいているところでございます。この計画によりまして財源も説明させていただいております。今後、岡山県教育庁との協議などによりまして、内諾を得ました整備計画をもとにいたしまして詳細な設計を行ってまいることになります。設計監理委託料、工事費、備品購入費などの金額が決まっております。岡山県教育庁との協議の状況は議員の皆様へ御報告させていただき、御理解いただきながら慎重に進めてまいります。

次に、アンケートの件でございます。

利用される可能性のある方のアンケートは必要と考えております。岡山県教育庁からの内諾を得られないまま行うことにつきましてはリスクがあると考えておりますので、実施する時期につきましては、内諾を得てから行いたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

失礼いたします。

済みません。企画部の部長心得は、少し教員のことは余り詳しく御存じないので、定数について御説明いたします。

通常は、高等学校からは、これは高等学校等は設置者が教員の給与を負担しなければならない。しかしながら、特別支援学校については、給与負担は県で行うということが定められております。しかしながら、そ

これは定数分ではありますが、人数が配置されるかどうかというのは、今ここで申し上げられることではございません。未確定の部分がたくさんございますし、その年の教員数どうかということです。ただ人数が決まれば、その部分の教員給与は県のほうで持ってくれるということが正確な言い方でございます。

また、小・中学校もあわせてでございますけれども、確かに県費負担教員という言い方をお聞きになったこともあると思いますが、それ以外に本市でも、例えば特別支援教育支援員とか、あるいは学校の支援員とか、さまざまに市費でそういう必要な方をお願いをしている部分もございます。また、給与は負担されても、それらのどういう方を集めてくるか、お願いするかという部分は、じゃあ、県がその45人なり、10人なりをはいどうぞということではなくて、現在でも教員は今不足しているということでございますので、教育委員会でしっかり探さなければならない、また県にいろいろをお願いをしていかなければならないという煩雑な事務が加わってくるということは、御理解賜りたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

2回目に答弁いただいたことでおおよそわかるわけでございますが、3回目についてはあえてお聞きするかどうか今考えておりますけれども、時間も余りございませんので、お願いをしておきたいと思っております。

これは、ひとつ慎重に丁寧にやっていただきたいということ。そして、教員の配置の問題も先ほど教育長からも御答弁ございましたが、単純に県が右から左へ持ってきてくれるということでもないようでございます。私が一番心配しているのはそこでございますので、そのあたりはしっかりと市長と教育長も協議をしていただきながらこの話を進めていただきたいというふうに思います。それができないと、このことは厳しくなってくるというふうに考えておりますので、今後進展を注意深く私たちも見ながら、また議論を重ねていきながら進めていくべきは進めていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

続けて2項目めに入りますが、よろしいですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

どうぞ、2項目めに進んでください。

**11番（山本 雅彦君）**

2項目めは、災害対策でございます。

これにつきましては、昨日の一般質問の答弁にも出まして、先ほど申し上げたように議員からの質問において答弁がございました。そういうことで、西日本豪雨災害についての本市の被害状況と復興状況についてということのこの項目の1番目の答弁はあえて要りません。結構でございます。ただ、確認として申し上げますけれども、岡山県が道路、河川、農地の被害額が約5億5,000万円、美作市の公共土木災害が、道路、河川で約3億5,000万円、合わせて美作市の農林災害が農地、施設、これは林道も含むわけでありましてけれども、約3億円ということで、合計すると約12億円ということでございます。これについて、私の認識がこれでよければ、ここは割愛して次に行きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、1については結構でございます。

2番目に参ります。

このたびの豪雨災害で特に被害の大きかった地域では、河川のしゅんせつや架線柱の流木などによる被害が大きかったと言われております。私も真備町へ行きまして、小田川も見えてまいりましたが、少しお手

伝いも2回ほどやりましたけれども、この中で川の中の立木がすごかったんです、あそこも。今はもうないです、撤去してますけれども、そういうことで本市でも早急な対策が望まれておりますが、いかがでございましょうかということ。

そして、3番目というか2番目です。

かねてから懸案である江見地区の大還橋下の井堰について、これは先ほど市長から支援学校のことにあわせて答弁いただきましたけれども、このことについて、これは早急に何とかしなきゃいけないということでございますので、この可動堰が有効であると言われておりますけれども、どう思っているかということは今度は建設部の立場からお聞きしたいというふうに思います。

3番目です。

6月議会で、私は、安藤功議員とでそれぞれドローンの導入についてということを要望いたしました。検討するというごさいましたので検討はされたんだろうというふうに思います。そういうことで、平成31年度に向けてどのように取り組んでいかれるのか、改めてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

次に、食料の備蓄等についてでございますけれども、大規模災害において食料品、その他の備蓄品は十分であるのかどうかと、これは本市の話です。また、液体ミルクなどは従来は難しかったですけれども、厚労省の改正省令で、保存性のある容器に入れて120度で4分間加熱殺菌すれば大丈夫ということで、製造基準を設けられました。そこで、我が美作市でも備蓄品の中にこういった液体ミルクなどを含めていくということが必要ではないかというふうに思うわけでありまして。備蓄品全て、全般にわたって十分であるかどうかということもあわせてお尋ねをしておきたい。

次に、本市で行ってきた耐震診断補助金の支給実績及び今後の政策についてどのようにお考えであるか。

豪雨災害もございまして、地震に対する備えも必要であるということで、災害に強い家づくり、まちづくりを目指していくという観点から、お尋ねをしておきたいと思っております。

まずは、1回目でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

それでは、山本議員の西日本災害についての河川のしゅんせつや立木対策について、それから井堰について、それから耐震診断について、御説明を申し上げます。

まず、河川のしゅんせつや立木対策でございます。

県内地方紙の7月豪雨災害の特集の中でも、中州等の立木が洪水の流れを阻害し、被害の増大につながっているといった記事が掲載をされておりましたが、県では、このたびの災害を受け、市内で浸水災害の大きかった美作地域の吉野川、梶並川で河川内にある立木の伐採が実施をされております。また、しゅんせつについても、要望のございました箇所など約20カ所を今年度において順次進めていくというふうに聞いております。

一方、市が対応します普通河川等でございますが、これにつきましても、堆積物の量や流れの阻害の程度、保全対象物の状況を見ながら対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、大還橋井堰の転倒化の件でございます。

井堰の転倒化などによる洪水対策上での有効性は、堰高分の河床が下がること、川底が下がること、通水断面の増加、流れる面積の増加、河床勾配が大きくなること、つまり勾配がついて流速が出るというこ

とになりますが、それにより堆積土砂の低減などにつながると考えられ、江見地区など周辺地域の安全性向上に寄与することが期待できます。

一方、この井堰は、利用者の方がおられます。つまり、この井堰を利用して稲作をされておられる、地域で言えば原地域、山口地域の方がおられます。大事な施設でもありますので、十分御意見を聞きながら地元のことを尊重して慎重に進めていくということが必要であるというふうに思っております。6月に質問ございまして、早速進めておる予定ではございましたが、7月頭に災害が来たもんで、若干地元との調整がおかれているというところではございますが、これからしっかりと調整を進めていきたいと思っております。また、進展を見ながら、事業化に向け加速化を図っていきたいというふうにも思っております。県との協議により優位な事業選定も必要ではないかというふうに思っております。事業費については、今後地元との協議をしていく中で、効率的で効果的な工法選定の検討を進めていきたいと思っております。それにより事業費などの規模が明らかになってくるというふうに思っております。

〔「もう一つないか」「耐震」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

耐震。

**建設部長（真野 弘紀君）**

済みません。漏れておりました。

耐震診断の補助事業は、昭和56年以前の旧基準で建てられた木造住宅を対象にしており、200㎡未満の場合の例では、7万円の診断費のうち6万円を補助しております。平成17年度に創設して以来、104棟の補助実績があり、うち9棟が50万円の耐震改修補助金を利用されております。

また、ことからは、自治会が管理をする木造集会所の耐震診断も補助対象に加え、避難施設としての耐震化に取り組んでおるところでございます。昨日もお話ございましたけど、今後は、ブロック塀の耐震化に対する不安が高まっておりまして、実態調査と補助制度について検討し、取り組んでいく必要があると思っております。まさに、一昨日北海道が大きな地震がありました。これを受けまして、地元、市民の皆さんに啓発を一層進めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

藤原危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

危機管理室が管理している主な災害備蓄品は、毛布1,117枚で440枚使用し、未使用が677枚、使用した毛布はクリーニングに出しております。土のう袋3万5,500枚で1万400枚使用し、残りが2万5,100枚、クラッカー26枚入りが336袋で109袋消費し、残りが227袋、保存飲料水2リットル472本で132本消費し、残りは340本です。使用したものは、本年度購入予定です。あとは、今回使用していませんが、紙おむつ乳幼児76枚、大人用77枚、炊き込みやピラフ等2,636食などです。

厚生労働省は、乳等省令を改正し、乳幼児に必要な栄養素を加え液状にしたものを調製液状乳として定義し、成分規格として発育し得る微生物陰性を規定し、製造基準として保存性のある容器に入れ、かつ摂氏120度で4分間加熱殺菌する方法を規定しました。これは主に真空パックなどの密封食品でも、常温で放置しておくとボツリヌス菌が増殖し、命にかかわる食中毒の原因になるのを防ぐためだと思われま。

備蓄品の中に液体ミルクなども含めていくべきではないかという御質問、大変ありがとうございます。備蓄品につきましては、市民の皆様の要望をお聞きしながら検討していきたいと思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

皆木消防長。

**消防長（皆木 佳久君）**〔登壇〕

それでは、ドローンの導入計画につきまして御答弁させていただきます。

この件につきましては、先ほど山本雅彦議員も言われたとおり、6月議会におきまして代表質問あるいは安藤議員からの一般質問に対しまして御答弁をしたところでございます。

現在、導入に向けて、まず業者委託がいいのか、あるいは購入するのがいいのかということで、他消防本部の運用状況を参考に研究、検討を行っているところでございます。

さきの7月豪雨災害に伴う市内の災害調査では、建設部におかれまして、勝田地域、東栗倉地域におきまして土砂の流出等により通行が不可能な場所においてドローンによる空撮を行ったことで、災害全体像の把握や災害箇所の特定に大きな威力を発揮したとお聞きしております。いずれにいたしましても、ドローンが幅広い活用ができるということは、十分承知しているところでございます。検討はしっかりしております。

その中でまず考えなければいけないことがございます。それが、災害時の消防隊員の出動態勢でございます。少ない人員の中でどのように体制を組んでいくか、ドローンを操縦するに当たりましても、少なくとも2名あるいは3名の職員をドローンを飛ばすことについて配置をしなければいけないというふうに思っております。その体制づくりがまずしっかりしていかなければいけないというふうに考えている中で、市長さんのほうからも提案がございました。そこで、消防団員の利活用ということはどうかということで、今、まさにオペレーター、それから航空法に基づくバッテリーを含めた本体重量が200グラム以上のドローンをお持ちの方について調査をいたしておるところでございます。この件につきまして、新年度に向けて何らかのアクションができますように進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。

私のほうからは、先ほど危機管理監のほうから説明をさせていただきました備蓄品の危機管理課が管理されているもの以外のものについて御報告をさせていただきます。

保健福祉部所管の備蓄品につきましては、日本赤十字社からの毛布、バスタオル、また懐中電灯、携帯ラジオ、軍手、ウェットティッシュ、歯ブラシ、その他のものをセットとした日常生活セットがあり、美作保健センターを初め各総合支所に配置をしております。

8月22日現在の市内の残数ですが、毛布が124枚、バスタオルが218枚、日常生活セットが109セットとなっております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

これより10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

山本議員、2回目の質問から始めてください。

**11番（山本 雅彦君）〔質問席〕**

災害関係については、今度2回目の質問になりますけれども、余りたくさんございませんので、簡潔にお答えください。

少し難しい質問が終わりましたので、リラックスしていただけたらいいかなと思います。

まず、河川のしゅんせつや立木対策ということでございますけれども、特にこれは大きな課題でございますので、この中で予定されております県管理の河川の20カ所でしたか、主な場所を地域別にできる範囲でお答えいただきたい。また、河川中の立木については、これについても今現在計画のあるものについて御答弁できましたらお願いをしたいと思います。また、この処分が常に課題になっておりますので、処分場についてできるだけ広く市民の皆さんにお願いをしながら適地を求めて、今後さらに検討していただけたらどうかというふうに思いますので、あわせて提案をしておきたいと思っております。

そして、〔聴取不能〕でございますけれども、大遷橋下の井堰については、先ほどございましたように、長年からの懸案事項ということでございます。ただ、こういう時代でございますので、災害対策におきましても重要な井堰でございますから、できるだけスピーディーな対応で地元の方々と丁寧に協議を進めていただきまして、これを要望しておきたいし、私たちもできる限りのことはしていきたいというふうに思っております。これは、真野部長にぜひやっていただきたいということをお願いしておきたいと思っておりますが、よろしいですかね。ということ。

それから、ドローンについては、今、消防長から非常に力強い御答弁をいただきまして、もう既にあしたからと言うんじゃないかという気がするんですけども。そこまではいかないでしょうけれども、しっかりと検討をいただきまして、救急現場あるいは災害現場等に素早い対応ができるようお願いをしておきたい。導入の方法、先ほど御答弁がございましたように、消防団ともしっかりと協議をしていただき、これは私と安藤議員ともどもよく要望しておきます。よろしく願いいたします。

災害に対する備蓄品についてでございますけれども、1通りの物はあるわけでございます。ただ、液体ミルクは是非加えていただきたいということ。これ、各地域の自主防災組織がございまして。その備蓄はそれほどたくさんないんです。そういうことになると、例えば災害が起きると道路が分断されたりして、結局、例えば市が保管しておるところから運べない場合もあるわけです。そういったことを防ぐために、各自主防災組織の中で一定の量だけは確保しておく必要があるというふうに思うので、このあたりは今後検討していただきながらしっかりと自主防災の要望に合わせた取り組みをしていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

耐震診断の補助金については、今、説明がございましたが、地震等に備えるためにも、素早い対応、またあらかじめこういったことでしっかりと準備をしておく必要があるということでございます。今現在、今までのこの補助金の概要といいますか、近く、近年の状況についてわかる範囲でお答えいただくということ。それから、耐震改修の補助金についても、もう少し金額を上げていただけるような取り組みを要望しておきたいと思っております。これらについてももう一度、2回目の答弁をお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

山本議員の2回目の質問です。

まず、災害対策についてということで、河川のしゅんせつや立木でございます。

このたびの災害を受け、岡山県が実施する樹木伐採8カ所としゅんせつ20カ所でございますけれども、樹木伐採は市内の中心部を重点的に実施しておりまして、吉野川では湯郷で2カ所、林野から三倉田の1カ所、朽木1カ所の4カ所、梶並川では林野で1カ所、檜原下2カ所の3カ所、滝川では明見の1カ所、計8カ所で行われております。既に機械が入って伐採が済んだところもございます。

次に、しゅんせつでございますけれども、これは東粟倉地域で後山川、大原地域で吉野川や川上川を、勝田地域では梶並川を4カ所、作東地域では吉野川など1カ所、美作地域では吉野川、梶並川など4つの河川で、それから英田地域では尾谷の尾谷川をそれぞれ施工業者も決まりまして、準備が進められております。

このように、岡山県では積極的な対応がとられておりまして、完了後には、防災・減災につながるというふうに期待されるところでございます。

次に、住宅の耐震でございます。

最近の傾向でございますけれども、平成26年に診断のほうは30件が最高でございます。昨年度は3件、28年度は12件と非常に少なくなってきておりますので、一層の啓発をしていきたいというふうに思っております。

それから、補助金の割合のお話です。きのう、萬代議員の中で御答弁をさせてもらいましたけれども、岡山県と市町村が一体となって国の補助をいただきながら、その中で活用しております。今後、そういう機会があったら、補助金の上乗せが図れるよう努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

藤原危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕**

御質問ありがとうございます。

備蓄品につきましては、自主防災組織の要望に応えられるように検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

消防長。

**消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕**

ドローンの導入につきましては、今先ほど御答弁をさせていただきましたとおり、消防団の調査を踏まえまして、真摯に、前向きに進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

2項目めにつきましては、質問を終わります。

続けて3項目めに入らせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

どうぞ、続けて入ってください。

**11番（山本 雅彦君）**

3項目め、観光振興についてでございます。これも昨日答弁等がございましたので、幾らか割愛したいと

思いますが。

まず、3項目めの1番の項目です。

西日本豪雨災害による市内の事業者への影響というの、これは昨日報告がございましたので、これは結構でございます。

続いて、2番目の市内でも風評被害が出ているということで、その支援策ということをお尋ねしております。

これにつきましては、岡山県内の周遊ルートでございますが、岡山県の観光については、後樂園とか、あるいは倉敷美観地区とか、その他ありますけれども、そのあたりから県北や鳥取、島根のほうに足を伸ばしていかれるという方が非常に多いわけです。そういう意味で、観光庁の発行する周遊券は確かに有効であろうというふうに思います。加えて、県の補助金、美作市の補助金が実施をされるわけでありまして、県の発行するクーポン券と観光庁の発行する周遊券との併用は不可とのことでございますので、美作市の発行する宿泊割引補助については、この両方が、つまり観光庁と県、両方が使えるということで大変有効であるというふうに思っております。

しかしながら、これ私の考えでございますけれども、これは恐らく10月以降はもともと旅行シーズンでございますので、こういったクーポン券がなくても人が来るだろうというふうにお考えでこのようにされてるんだと思うんですけども、つまり9月30日までというのはそういう意味だろうと思うわけでありまして、もともと、この制度が今の9月30日というのは、私は期間の上でいうと余り有効ではないだろうというふうに思います。旅行シーズン、つまり10月以降になれば、自然と人は動くわけでありまして、そこはもう従来どおり旅行シーズンということでたくさんの方が来られる。その中にその政策が乗っかれば、さらに人が増えるということの考え方が私は正しいだろうというふうに思ってるんです。そういう考え方でこれをやっていただきたい。だから、期間については、少し不満があるということでございます。不満があるからどうなのだという困るんですけど、つまりそういう期間を伸ばしていただくということも考えていただきたい。

あわせて、市の合宿補助金については、これは従来からこういう制度があったんですか、これ、なかったんですかね。あったんだね。ですから、これを少し活用しているんですけども、これも私に言わせれば、9月から翌年の3月までというふうに伸ばしていただきたい。そうすることによって、学生さんなんかがたくさんお見えになりやすいと、そういうことになりますので、意図的に短くするんじゃなくて、この期間を長くするという、つまり9月から3月までというふうにするほうがより効果的であるというふうに思いますので、御一考いただきたい。使い勝手がよくないものではないかなというふうに思います。

また、美作市の補助制度ですが、市内には日帰り入浴の施設も何軒かあります。市営のものもございまして、きのうの答弁でも、実績、つまり対前月比どうだったかというような話は発表ございましたけれども、日帰り入浴施設にもそういった支援が必要ではないかというふうに思うわけでありまして、先ほどありましたいろんな補助制度と重複は難しいでしょうけれども、単に市内の施設へ入浴に来ていただくだけでも人が増えるわけでありまして、そういったところにも少し手を入れていくべきではないかということで、日帰り入浴についても割引券などの支援を検討する必要があるのではないかというふうに思うわけでありまして、このあたりの答弁をお願いしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

観光振興につきまして、風評被害への支援策ということでございます。

まず、国のほうの制度を御紹介しますと、国は周遊観光の促進に重点を置きまして、被災しました対象11府県において、2府県連続、2泊以上で旅行した場合、宿泊料金の一定額を支援する「11府県ふっこう周遊割」というものを発行しております。岡山県で宿泊される場合は、6,000円の割引ということになっております。旅行者が企画旅行に参加して、宿泊施設に申請する場合と企画旅行以外で旅行者が申請するパターンと2パターンがございます。兵庫や鳥取県、島根県などが被災しておりますが、こちらへ宿泊される場合は4,000円の割引といった制度になっております。

岡山県では、主要観光施設の7月の利用者数が対前年比で7割以下と大幅に減少したことから、風評被害対策の第一弾として、8月3日から9月29日まで宿泊クーポンとして大人2人以上で1万円以上の利用の場合に5,000円の割引を1回限りで2,000枚というのを実施しましたが、既に終了いたしております。第二弾として、8月20日から9月29日まで宿泊クーポンとして、大人2人以上、取扱業者によりましては大人と子どもでも利用可となっておりますが、1万円以上の利用の場合、4,000円の割引を1万枚ということで発行しております。ただ、国の発行している周遊券とこの県の制度とは併用は不可ということになっております。

美作市におきましては、補助金を得て事業実施をしております美作市観光振興協議会が、平成30年度の事業内容の見直しを行いまして、9月1日から9月30日までの期間、市内の宿泊施設に宿泊された方を対象に、1人1泊につき2,000円、1回限りでございますが、補助する美作市宿泊割引事業を実施しており、1,500人分の宿泊を見込んでおります。この事業につきましては、国及び県が実施している事業との併用も可能ということにしております。

そして、実施時期につきましては、議員御指摘のとおり観光の動きがよくなるのは10月からということがございます。7月の豪雨災害によりまして入り込み客の減少対策として企画したものであり、湯郷の旅館事業者の声として7月、8月は予約のキャンセルが相次いだり、9月以降は新規の予約が入らないということで、9月以降からの実施としていたしておるものでございます。

そして、この割引事業に引き続きまして、10月から31年2月までの期間に市内の同一宿泊施設に10名以上の団体に連続して2泊以上かつ美作市内の体育、文化施設の利用を条件としまして、1人1泊につき1,000円、1団体1申請当たり5万円を限度に合宿補助金というのを予定しております。実施時期につきましては、現場の旅館、ホテルの事業者の方々などと協議をしながら、有効的な制度となるように進めてまいります。

また、日帰り入浴といったことに対する割引とございますか、補助制度について御提案でございますが、現在、具体的な施策はございませんが、単独で日帰り入浴を補助する、あるいはほかの施設の立ち寄りセットで日帰り入浴の割引制度を考えるといったことがあると思います。美作市観光振興協議会において検討してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

経済部長、時間が余らないのでまとめて質問しましたので、御了承いただきたい。

この中で今答弁いただきましたけれども、美作市が1万円の補助ができるようになったら、4,000円でしたかね、県のほうで宿泊施設が1万円の補助ができるというふうになってきたけれども、大体平日の宿泊が多分湯郷温泉でも1万円以下のところが結構あるんじゃないかなと思うんです。そうするとほとんどお金が要らないということにもなりますので、そういうところもしっかりアピールをされたらどうかというふう

うに思います。

いずれにしても、インバウンドがかなりたくさん日本に今来られてるわけです。日本もいろんな災害がありますので、どうかと思いますけれども。美作市としても、台湾とか、あるいは香港だとか、韓国、中国とか、あるいは東南アジアとか、そういったところにも今しっかり誘客のアピールをしているということも聞いておりますので、人口減少の中で少しでもお客さんを増やすということは、これはインバウンド観光をしっかりやっていくということにもつながってきます。これをしっかりやっつけていかなきゃいけない。そういうことも、観光振興協議会等もそのことはよく御存じだろうと思いますので、協議をしていただく中で進めていただきたい。

先ほども申し上げましたように、日帰り入浴についても、市内の市営施設もあれば、民間施設もある。そこらあたりもしっかりと手を入れていただいて、日帰り入浴に来て美作市に来るお客さんはお客さんですし、またお土産等も買っていただけることもありますから、そういったところもしっかり手当てをするということをさらに考えていただきたい、このように思いますので、要望に変えておきますので、よろしく願います。

それでは、次に入ります。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい。

**11番（山本 雅彦君）**

次に、産業団地の関係でございますけれども、南部工業団地の構想の発表があつて、測量設計の予算等もついてるわけでありまして、このことについての今の状況はどうかということでもあります。

そして、市内にはほかにも産業団地用の用地があるんです、何カ所か売れ残ってますけど。ここらあたりがまだ販売できてないということで、これらも積極的に販売活動をしていく必要もあるというふうに思いますので、産業団地のことについてお尋ねをしておきたいと思います。

まずは、1回目です。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

まず、南部産業団地構想の状況はどうかということでございます。

現在、岡山美作道路の湯郷温泉インターチェンジから、これ仮称でございますが、英田インターチェンジまでの事業、約2.5キロが認可をされており、岡山県が用地買収中でございます。また、吉井インターチェンジから佐伯インターチェンジまでの約6.9キロの区間の整備は、平成30年度に完成する予定となっております。南部産業団地でございますが、美作市土地開発公社が英田インターチェンジ周辺及び三保原地内での適地選定に取り組んでいるところでございます。

その他の産業用地の状況でございますが、作東産業団地で残された区画は1号地のみとなっております。先日、岡山県を通じて3,000平方メートル程度の用地を探しているという問い合わせがあり、大阪府の企業でございますが、現地を見ていただくようお願いし、あわせて桃山産業団地、宮原産業団地についても紹介をいたしました。また、民間の真加部工業団地を含め具体的な引き合いがありますが、現在、条件の調整中ということで、成約には至っていません。引き続き積極的に販売に取り組んでまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

産業団地についての1回目の答弁をいただきました。

現在、そういったことで選定に取り組んでいるということでございますけれども、改めてお尋ねしますけれども、規模はどの程度をお考えなのか、また用地を取得されるという、そういう予定の方、あるいは目星がついているかどうかという、このあたりがあればそれで結構なんですけど、そういったところを確認をしておきたい。

それから、先ほど部長からの答弁ありました桃山産業団地、宮原もどちらも作東地域にあるんですけども、これについては、随分と前から整備はされてるけれども販売できない。維持管理だけでも随分手間がかかってるということもありますので、何らかの形で早く処分するということを考えていただきたい。別にただであげなさいというわけではありませんけれども、しっかりと活用する方を探していただきたいし、また活用の仕方を検討するということも必要であるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと。

5項目めの2番目は結構ですので、1番目だけ御答弁願ひます。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

南部産業団地について、面積についてお尋ねでございますが、まず三保原地内につきましては、今7,000平方メートル程度の買収ということで計画をしております。英田インターチェンジ周辺につきましては、引き続き計画を進めてまいりたいと考えております。3ヘクタールという程度で検討するというところでございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

4項目めの産業団地について、今答弁をいただきましたが、英田地域で2カ所今検討中であるということでございます。先ほど言いましたように取得される予定があるのかどうか、あるいはそういった引き合いがあつて計画しているのかどうかという答弁までは至りませんが、そういうことがあつてやるんだろうというふうに認識をしておりますので、これについては過大な投資にならないようにしっかりと十分注意しながらやっていただきたい。ということで、4項目めを終わります。

続いて、5項目めに入ります。

**議長（鈴木 悦子君）**

続けて5項目めに入ってください。

**11番（山本 雅彦君）**

安定した人口を目指してということでございますが、これについては、国として今働き方改革関連法案というもの、これもできまして、積極的に政策を今後進めていくというふうに思っております。このことに対して美作市としては今後どのように取り組んでいかれるのが、まず第1点。

2点目が、住んでみたい美作市へ今何が必要かと、大変大きな命題でございますけれども、本市の今後の政策を改めて確認の意味でお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

失礼いたします。

美作市における働き方改革という御質問ですが、私からは、市の職員の働き方ということでお答えをさせていただきます。

市職員の働き方改革につきましては、平成28年4月に策定をいたしました特定事業主行動計画に基づき、国に先駆けて年次休暇や育児支援関係の休業及び休暇の取得促進、そして時間外勤務の縮減に向けた取り組み等を推進するとともに、定年後の再任用制度の活用による再雇用、退職者や育児休業職員への対応として非常勤職員の計画的な雇用によりまして、職員一人一人の仕事と家庭生活の両立の実現と多様な働き方を可能とする職場づくりを進めております。将来にわたりよりよい市民サービスを安定的に提供していくことを目指しているというものでございます。

地域社会での働き方改革の実現には、まず私ども行政が率先して取り組むことが必要であると考えます。特定事業主行動計画における具体的目標であります男性職員の育児休業取得率の向上、年次休暇の取得促進、時間外勤務の縮減の各項目につきましては、引き続き目標達成に向けた取り組みが必要であるということ認識をいたしております。今後につきましても、特定事業主行動計画に基づく取り組み等に加えまして、国や他の自治体の取り組み事例も参考といたしまして、市職員の働き方改革を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。

私からは、教育委員会所管部分について御答弁いたします。

まず、学校現場におきましては、岡山県教育委員会が示すプランに沿って、最終退庁時刻、学校を早く出なさいということです。それから、定時退庁日の設定、また部活動休養日、完全に休養する日を週2日設けるということ、これを徹底を指示しております。盆休みを中心とした学校閉庁日の設定につきましては、県に先駆け平成26年度から実施しておりまして、ことしも8月13日月曜日から15日水曜日を学校閉庁といたしております。

また、働き方につきましては、パソコン上で出勤、退勤管理、勤務時間の管理ができるようにシステムを導入いたしまして、働き方改革の一層の推進を図っております。

また、保育現場におきましては、保育に対するニーズの多様化、複雑化によりまして、保育現場の負担も増えてきております。そのような中、本市においては、保育の質を向上させるというための働き方改革といたしましては、県内で最も早く、他自治体に先駆け、平成28年度から保育支援員11人を配置しております。また、各幼稚園、保育園に係る事務処理で光熱水費、修繕、そうしたいろいろな管理部門があるわけですが、統一管理できる事務につきましては、教育委員会において処理をすることで保育現場の負担軽減に努めており、多くの方に美作市に勤めたいと思っていただけるように今努めているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

春名企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

失礼します。

それでは、2項目めの住みたい美作市への取り組みについてということでございます。

本市では、若い世代をターゲットとしまして、育、職、住の各分野において複合的に効果の高い施策を積極的に打ち出すことによりまして、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立していく必要があると考えております。

さらに、国が新しい在留資格の創設を検討しております。来年4月より外国人労働者向けに特定技能という新たな在留資格をつくる方向で、現在の最長5年間の技能実習を修了した外国人に、さらに最長で5年間就労できる資格を与えるというものでございます。今後、市内企業が必要とする外国人労働者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、U I J ターン者等につきましても、昨年から取り組んでおります定住促進住宅の北山団地では、60戸中54戸、真加部団地では60戸中39戸の入居となっております。また、新たに入田団地では、160戸中、改修が既に終了しております80戸につきましては、49戸の入居となっております。残りの80戸につきましても10月をめどに改修が終了次第、順次募集を行ってまいります。

これらを踏まえまして、引き続き美作市に住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるよう、子育て支援施策や空き家バンク制度などの情報をみまさか暮らしの質改善プラン、美作市子育て若者支援プランを通じまして積極的に紹介し、市内へのU I J 孫ターン等を進めるとともに、子育てがしやすい環境づくりや婚活イベントなどを引き続き実施しまして、子育て世代の増加、移住・定住の促進に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

大変難しいテーマでございまして、これからしっかりやっつけていかなきゃいけないわけでありましてけれども、これは特に働き方改革というのは、これからの時代、ますますこうなっていくだろうと。というのは、特にヨーロッパ、先進国を見ると、そういうふうにとどんどん変わってきているので、日本も従来の働き方が変わってくるだろうというふうに思います。

そこで、美作市を初め公共機関などがまず始めていかないと、なかなか民間ではすぐに取り組めることではないというふうに思いますので、このあたりをお聞きしているわけでありまして。国が一生懸命旗を振っても、なかなか難しいわけでありまして。

先般、あるテレビ番組を見ておりましたら、ちょうど、これ、働き方改革先進国のオランダのことをやっつけてまして、ちょうどインタビュー受けてる中学生か高校生ぐらいの子どもがインタビュアーに聞かれて、君のところは何人兄弟とかと聞いてるんです。何人兄弟と聞いてるから、私は、普通日本的な感覚でいうと、二、三人だろうというふうに思ったんですけども、僕は7番目ですとか、8番目なんですという、そんな答えをしてるんです。そこで、早速気になって調べてみたんです。そうすると、やっぱりオランダというのは、今から二、三十年前はすごく、40年前かな、不況に苦しんだ時代があって、それから働き方改革、特に女性の力をかりななきゃいけないということでどんどん進んでいったという、そういう歴史があるわけです。

そこで、今、先進国オランダでは、3勤1休とか4勤1休という、そういうもう働き方が定着して、3勤1休の場合はパートタイマー的な働きになりますけれども、そういう中でもしっかりと収入はそれなりには得られてるといような、社会構造が既にそうなっているわけです。日本は、これからそういうふうになっ

大変なんです、日本もそうですけども、世界中どこでも大変ですけども。その中で、しっかりと夫婦で子育てをしながら進めていくということが、働きやすい環境でないとできない。そのことが、先進国では既にでき上がっているということでもあります。

今回の働き方改革で特に時間外労働について規定がさらに厳しくなりまして、月45時間で、年間360時間を限度としておる。また、特別な事情の場合も、年間702時間で月100時間、これは休日労働含むわけですけども、そういったふうに、あるいは複数月の月平均80時間、休日労働を含むという、こういうふうに限度を設定しているわけです。市役所の職員さんあるいは教育現場の先生方も、ともすれば勤務時間が延びてしまって、過重労働になってるということがよく見受けられます。そういったことをしっかりと今後は正していかなければならないので、まずは、美作市の関連施設から始めていくということで申し上げております。

さらに言えば、同一労働、同一賃金というふうによく言われておりますけれども、非正規雇用等の処遇改善も非常に重要であります。例えばフルタイムの労働者の賃金を100とした場合、フランスでは87、ドイツやイギリスでは72となっております。つまり、パートタイマーでも非正規雇用の方に近いだけの収入を得られていると、そういうのが今先進国では進んでいるわけでありまして。日本では大変難しいことでもありますけれども、それに近づけていかなきゃいけないということをこれからやっていく必要があると思うわけでありまして。美作市では、正規職員と嘱託職員、あるいは臨時職員との給与格差、時間当たりの給与格差というものも、今後どのようにやっていくのかということが、私も気になっているわけでありまして。そういったところをまず考えていただく中で、これを進めていただきたい。これは、一般企業ではもっと難しいんです。そういうことで、美作市の今後の取り組みをお尋ねしておきたいということ、これが第1です。

それから、住みたい美作市へということですが、これはいろいろあるんですけども、この中で時間がありませんので言いますけども、今回、条例の関係でも総合戦略会議というものが出てまいりますけれども、総合戦略会議なんかで住みたい美作市へ、住んでいただく美作市へどのようなことが必要なのかということ、これを広く知恵をおかりしながら今後もやっていただきたいということを申し上げたいわけでありまして。ここについては、また別の機会に申し上げますけれども、このことについては、そういった取り組みをお願いしたいということでございます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

岡本総務部長。

#### 総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼します。

山本議員の働き方改革2回目の御質問でございます。

先ほど申しておりました特定事業主行動計画というものは、各自治体で作成をいたしておりまして、美作市では、職員の勤務環境の整備に関する事項、そして次世代育成支援対策に関する事項、それから女性の活躍促進に向けた取り組みに関する事項を大きな3本の柱として位置づけまして、作成をいたしております。その中の職員の勤務環境の整備ということでございますが、現在、育児短時間勤務、つまり週に3日あるいは4日働くという勤務でございますけども、この勤務形態をとっておる職員が現在2名おります。昨年は1名でございましたが、今年度から2名ということでございます。このほかにも、時間外勤務の縮減など多くの目標を掲げた計画でございます。一層の周知を図って、休暇等の取得に努めていきたいというふうに思っています。

また、同一労働同一賃金という御質問でございますけども、現在雇用いたしております一般職の非常勤職員、これにつきましては、職務の内容、それから職責の程度でございますけども、これによりまして常勤職員

員とは異なるということもございますので、常勤職員と非常勤職員は同一労働、それから同一賃金ということにはなっておりません。

なお、職員の欠員を補充する場合、常勤職員と同様の職務職責を行わせる場合は、当然一般職の常勤職員あるいは任期付職員、そして定年退職後の再任用職員として採用いたしまして、職務の内容に応じた給与を支給しているというところでございます。

また、議員の御質問にもございましたように、働き方改革ということにつきましては、行政が率先して取り組むことで地域に浸透するものであるというふうに思っております。このことから、今後も引き続き職員の働き方の改善、そして意識改革ということに努めてまいりたいと思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

先ほども申し上げましたが、教職員は県費でございますので、県がそうしたことを率先して今考えておりますが、先ほど岡本部長からもありましたが、育児短時間勤務、美作市内の学校におきましても1名が取得し、子育てをしながら勤務に励んでいるところでございます。

また、保育現場におきましては、今、育休は3年までとれますが、育休を取得しております保育士も6人おまして、しっかりまずは家庭で子育てをしてから現場に復帰するという状況でございます。

なお、市の理解もいただきまして、とにかくできるだけ正規の保育士を多くしたいということで、毎年多目の正規の保育士を採用していただいて、正規化を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

このことについては、また別の機会に質問をさせていただきますので、それまで次長、よろしく願います。

それでは、6項目めに入りまして、幼児教育の無償化に対する本市の考え方ということでございますけれども。

幼児教育の無償化が明年10月から始まるわけでありまして、ゼロ歳児から2歳児未満で住民税非課税世帯の方については対象になります。また、3歳から5歳の全世帯が対象になるわけでありまして、国として約7,900億円という費用を見込んでいらっしゃるということでございます。これは、消費税が10%になるということでこういうのを考えたんだろうといううわさもありますけれども、そういったことも当たっているだろうと思っております。ただ、これは現場のほうでは複雑な思いもあるということも聞いております。そこで、本市の受けとめ方、考え方をお尋ねしたいと思います。

2点目が、スクールロイヤーの導入ということでございますけれども、全国的には随分と導入が進められておまして、美作市では今どのような状況になっているのかお尋ねをしておきたいというふうに思っております。まずは、答弁をよろしく願います。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

まずは、幼児教育の無償化に対する本市の考え方でございます。

先ほど山本議員がおっしゃったように、2019年10月からの全面実施ということになっております。それを目指すということになっておりますが、本市におきましては、もう既に幼児教育、保育の実施に当たりまして、経済的な理由により就園できないということがないように、国が定めている利用者負担上限基準額の所得や年齢制限を完全に撤廃し、第3子につきましては、もう既に無償化を行っております。子育て世代の経済的な負担を軽減するための施策を実施しているところでございます。

一方、県内においても県南等の自治体からは、費用面、市が負担するほうの費用でございます、その負担が増えるということ、また待機児童が増加するのではないかと、保育士不足等制度面の問題に対する不安の声も大きく、本市においても国の動向を見守りたいと考えております。

2番目の質問でございます。

スクールロイヤー、議員御質問のスクールロイヤーというのは、学校内でさまざまな問題が起きた際に学校に弁護士が派遣されて法的な相談を受けるという制度でございますが、これ、現在は岡山県教育委員会におきまして、平成26年度から弁護士による法律相談の事業が開始されておまして、各学校、教育委員会から相談することができます。本市からも相談の実績がございます。

また、本市の顧問弁護士にも相談することが可能でございまして、学校だけで判断や対応が難しい問題については、御意見をいただいております。今後も必要に応じてこれらの事業を活用していきたいと考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

あと2分30秒となりましたので、簡単に申し上げますけども。

これ、賛否両論があるんです、無償化というのは。しかしながら、私は個人的には、公教育というのは無償化にすべきだというふうに思います。そういった意味で、日本の教育費というのは非常に費用がかさむわけでありまして、親としても大変なわけでありまして。そうした意味では、無償化というのは歓迎するべきではないかというふうに思います。

一方、教育現場とかそういったところでは、少し当惑するという部分もあろうかと思っておりますけれども、しっかりとこれは取り組んでいただきたいというふうに思います。確かに、無償化になるとたくさんの児童が入所を申し込んでくるとか、何かとこう大変な部分があろうかと思うんですけども、美作市においては、そこまではいかないんじゃないかという気はするんですけど、行きますかね、これちょっと心配なところがありますけども、しっかりと対応をしていかないといけないので、改めてここで申し上げておきたいというふうに思います。

スクールロイヤーについては、今教育長の答弁でもございましたが、学校関係でそういった問題が発生しないように、しっかりと立場に立って助言を求めるということでもありますけども、これは一方では、保護者のほうもそういった制度を活用する必要もあるわけでありまして、弁護士が学校側と保護者の間に立った公平な物の見方をしていただきながら、双方の問題を一緒に解決していくと、これが非常に重要だろうというふうに思いますので、制度の運用の仕方、それをしっかりと心得ていただいて、片方に学校側に偏らないように、あるいは保護者に偏らないように、そういった方向でしっかりとこれを運用していただきたいと思うわけでございます。美作市においても、こういった制度がどんどん浸透していく中で、住みやすい、子育て環境のしやすい美作市になっていくということにもつながっていくように思うわけでありまして、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、これで本9月定例会の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番5番、議席番号11番山本雅彦議員の一般質問を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

4番岡野議員は体調不良により本日は欠席となりました。

続きまして、通告順番6番、議席番号8番安藤功議員の発言を許可いたします。

安藤議員。

**8番（安藤 功君）〔質問席〕**

それでは、失礼をいたします。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、平成30年度9月定例議会における8番安藤の一般質問をさせていただきます。

まず、先日来よりさまざまな議員からもお話が出ておりますけれども、西日本豪雨、また台風21号、また一昨日の北海道におけます大地震の大きな被害が出たというふうな報道がございました。被害に遭われました皆様方にはお見舞いを申し上げますし、亡くなられた方々には御冥福をお祈りしたいというふうに思います。一日も早い復旧復興、そして被災された方々の心と体が一日も早く癒やされることを心より御祈念を申し上げます。

本日の質問でございますが、通告のとおり、1番、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校における暑さ対策について、2番目として災害に強いまちづくりについて、3番目として美作市の人口減少対策について、4項目めとしてNHKのど自慢についてということで、順次質問をさせていただきたいと思います。

まず、冒頭でございますが、1項目めと2項目めに関係する少しお話から始めたいというふうに思います。6番目ということで、多少今までの質問された内容と重複する部分がございますけれども、しばしおつき合いをいただきたいというふうに思います。

皆さん、恐らく朝の挨拶なんですけど、朝の挨拶はおはようございます、基本的にそこから始まって、お昼から午後にかけては、こんにちはというような御挨拶をされているんじゃないかというふうに思います。そして、1日の最後でございます。お別れの際には、さようならというふうなことを言っておられるのではないかと。子どもたちにも挨拶運動とか、おはようございます、こんにちは、さようならというようなことを恐らく教育長のほうも学校を通じて指導されているんだと思いますけれども。

まず、おはようございますというのは、多分皆さん御存じだと思うんですけど、太陽、お日様が上がるか上らないかという時間帯に、これ昔の話なんですけど、時間帯にある方、AさんとBさんが相手に向かって、まだこんな夜明けにお早いですねということの意味合いを込めて言った言葉がおはようございますという言葉になったというふうに言われております。それから、こんにちはは、今まさに温かいお日様からの光が降り注いでいますねということで、今、日、こんにちはというふうになったという意味を込めているそうでございます。そして、最後のさようならは、きょうも1日お日様のおかげで無事にお互い過ごせてよかったねという感謝を込めて、さようであれば、さようならば結構な1日でしたねとの意味合いを込めているそうで

ございます。太古より、人々、そして生きとして生きるもの、全ての万物は、太陽という壮大な星から光と熱など大きな恩恵を受けて営みを続けております。

しかしながら、イギリスで始まった産業革命以来、人間は目覚ましい発展を遂げましたけれども、その反面、人間は膨大な量の二酸化炭素を大気中にばらまき始め、それが温室効果ガスと呼ばれ、地球の温暖化が始まったと言われております。それがさまざまな形で我々の生活に大きな影響、そして悪影響を及ぼしているというふうに言えます。

1項目目の質問にもございますけれども、まずは市内の小学校へのエアコン設置について。市内の小学校のエアコン設置についての検討はその後どうなっておりますか。また、体育、部活動その他の活動について、暑さ対策に関してのことでございますけれども、質問をさせていただきたいと思っております。エアコンに関しましては、たくさんの議員も質問されておられましたし、今議会の冒頭の市長の御報告の中にもございましたので、お答えの内容は皆さん御存じかもしれませんけれども、あえてもう一度エアコンの設置についての質問をさせていただきます。重複するので申しわけないんですけど、それだけ強い思いがあるということで、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、ことしの猛暑は災害級と言われるほどの酷暑であり、全国各地で過去の最高気温のデータが塗りかえられる異常とも言える暑さの毎日でございました。ニュースや新聞を見ていると、熱中症や熱射病で病院に搬送される事案を毎日多く見聞きいたしました。そうした中にも、不幸にもお亡くなりになられる方々も多数おられまして、胸の痛くなる思いをされた方々も多くいらっしゃると思っております。

そうした中で、市内の中学校の普通教室において、エアコンの設置がこの夏休みで完了したと思っておりますけれども、工事のほうが2学期に間に合うように順調に完了いたしましたでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

また、小学校については、この議会まで、以前の段階では、執行部の御答弁や説明をお聞きいたしまして、私なりの解釈ではございますけれども、来年度もしくは再来年度のエアコン設置があるのかなというふうに、今まではそういうふう感じとったんですけれども、昨日からの御答弁、また市長の報告で設計の段階に入るであろうというふうなことでございますけれども、お尋ねをさせていただきます。現実には、どういうふうな形で進められていくのか、お尋ねをいたします。確認の意味も含めております。過去の記録と照らし合わせたわけではございませんので、私の記憶と体験になるので確たる証拠はございませんけれども、私たちが子どものころには、特に暑い日でも30度を少し超えるぐらいで、現在のような人間の体温もしくはそれを超えるようなことはなかったように思います。現在の暑さは、生命の危機すら感じる場合がございます。

また、体育とか、部活動、中学生になると部活動もありますけれども、その他の活動についてでございますけれども、少し余談になるんですけど、私が中学生のころ、もうかなり前、40年以上前になります。体育とか部活動では、運動している途中で喉が渇いてきたり、暑さで気分が悪くなるというようなこともままあったわけですけど、そうしたときに水分補給とか休憩を先輩や指導の先生にお願いしても、運動中や練習中によほどのことがない限り、正直水分補給や休憩を許されたということは経験はございません。恐らく、同年代もしくは同年代以上の方はそういう経験がおありではないかというふうに思います。そのようなことをお願いしたら、もう即座に先輩とか先生からおまえは根性がないなと、集中力が足りんなというふうな、逆にお叱りを受けた記憶しか正直言って残っておりません。

余談になるかもしれませんが、私、勝田中学校の卒業生なんですけど、当時は生徒数もかなり多くて、剣道部とか卓球部は体育館で、そのとき体育館で実ではなくて、ショウメイ館という講堂だったんですけ

ど、新しい中学校ができておりましたんで、部活動なんかで、例えば運動会の練習なんかでちょっとしたいはずじゃないんですけど、指導を受けるようなことをしたら、皆さん、勝田中学校のグラウンドって、恐らく御存じですよ、この外周、距離ははかったことないんでよくわかんないんですけど、1キロ、もうちょっとあるのかな、多分あの外周を、私も記憶に残ってるのが、指導を受けたときには、ウサギ跳びである外周を1周するか、外周を10周しなさいと。私もまだ中学1年生で、純真無垢な好青年とか好少年のころでございますので、1周のウサギ跳びをとったんです。正直、部活動が終わってもまだウサギ跳びが終わっておりませんでしたけど。そういうふうな、今で考えたら体罰というか虐待というか、すごいそういうこともあったわけですけど、恨んでいるわけではございません。それと、正しい指導がよくわかんないんですけど、厳しい指導を受けたのが幸いして、中学2年生で身長がとまってしまったんですけど、そのせいではないかとは思いますが。そういうようなこともあったかなと思いつつ、きょうに至るわけですけど。まさか、現在では、そのような指導をしている方は万が一にもおられないと思うんですけども、教育委員会としては適正な指導を十分にされておられるかどうか、お尋ねをいたします。

また、今夏、課外授業後であったかもしれませんが、小学1年生のおさんが熱射病と見られる症状でお亡くなりになられるという、本当に悲しい、痛ましい事故が起きました。特に低年齢のおさんは、自分の状況を訴えにくいですし、表現しにくいというふうに感じます。先生や周りにいる大人が早目、早目に対応をして、また気づいて、適正な判断のもとに対処しなければなりません、そのあたりのところも教育委員会としてのそのあたりの指導なり、またマニュアルなどの作成はされておられますでしょうか。1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

失礼いたします。

小・中学校の暑さ対策、そしてまた運動部、部活動中、運動中でのいろいろな指導についてということについてのお尋ねでございます。

まず、エアコン設置につきましては、昨日もお答えしたとおり、小学校への普通教室へのエアコン設置につきましては、整備時期を早め、来年度には間に合うように設計監理委託料の補正予算を提案しております。よろしくお願いたします。

中学校での工事でございますが、中学校での工事は順調に終わりました、一番早い学区では8月27日に始業式を行っておりますが、この日から早速使い始め、校長会では、これによって、普通ならば午前中体育会の練習をして、昼からの授業ということになると、もう暑いのと疲れるのとでなかなか授業にならないというか、生徒がぐったりしてしまうんだけれども、校内を見回してみると、涼しい教室の中でみんな落ちついて授業に向かっているというような報告もいただいております。

当然、保育園、幼稚園はもう既に設置済みでございますので、御安心ください。

それから、ことしの暑さは本当にもう記録的でございます、市長も冒頭の行政報告で申し上げていると思いますが、今岡では昨年35度を超えた日はゼロだったのに対し、ことしは12日というような状況でございます。

そうした状況の中で体育及び部活動については、水分補給や休憩の必要性について、これはもう医学、科学、両面から理解が進みまして、私も学生時代は結構そういう点は厳しかったと思いますが、教員になって指導するようになってからは理解が進みまして、水分や休憩をとらせないことは誤った指導であるという理

解が浸透してきたことから、そういった水を飲むとか、休憩をするなどというような指導は行ってはおりません。特に、部活動におきましては、ここ数年、熱中症の危険性というのを考慮いたしまして、気温の状況に伴い、運動量、活動時間、活動場所を考慮した活動計画を作成し、生徒の健康状態を把握しながら実施をしております。また、養護教諭を中心に熱中症対応を学ぶ研修も行っております。

私も実際に中学校で校長をしておりますときに、熱中症になった子どもの対応いたしましたけれど、暑いという意識がもうなくなるんです。手足が冷たくなって、過呼吸になったりしますので、一刻も早い対応が必要になってくるということがございます。そうした対応はしっかりと学校現場で研修を行っております。

ことは、先ほど申し上げたように、暑いと、酷暑と言えほどの猛暑でございますので、室内でも熱中症の危険性というものも考えられるので、児童・生徒の十分な健康管理を確実にを行うために、環境省の暑さ指数、運動に関する指針というのがございまして、これによって、もうこの指数以上は運動は危険であると、一切するなどというような数値がございまして。そうしたものを参考として実施の可否を判断し、健康状態の観察、水分補給、休憩時間を多くとること、エアコンのある教室、小学校ないではないかとおっしゃいますが、特別教室や図書館にはございますので、そうしたエアコンがある教室を少しでも活用して授業をしてくださいということもお願いをしております。また、今、運動会シーズン、今天気が悪いんですが、暑いときにはミストシャワー等も設置しておりますので、そうしたものも活用することで安全管理に努め、運動会そのものに対しても、先日少し申し上げたように、開催時間を早めるとか、種目を少し減らすとかというような対策を指示しているところでございます。

昨今の極端な気象状況の変化によりまして、県下においても春に運動会を開催するという学校も増えております。今後、運動会の実施時期についても検討が必要な時期に来ているのではないかとこのふうにも考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

それでは、御答弁をいただきました。2回目の質問をさせていただきます。

中学校のエアコンに関しては、御答弁にもありましたように、2学期からは、温度の高い日や時間帯によって使用されて、快適に子どもたちが勉学に励んでいるというふうなことでお聞きをいたしました。また、中学に通う生徒たちからも喜びの声を実際に聞いております。ありがとうございました。

ことは特別であったかもしれませんが、1学期のかなり暑い日には、教室内の温度が40度、45度を超えるような、軽く超えるような日もあったふうに聞いております。エアコン設置はされたわけではございますけれども、今後は適正な使用ルール、生徒たちにも周知をしていただいて、健康管理や暑い日でも子どもも先生も授業に集中できるような御配慮をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

また、小学校へのエアコン設置に関しては、来年度には間に合うように今議会でも設計に関する補正予算が提出されているようでございますので、引き続き対応していただくように強くお願いをしておきたいというふうに思います。

教室内の熱中症に限らず、私の子どもの話になって申しわけないんですけど、下校の時間が、部活終わってかなり蒸し暑い時間なんかには、自転車で帰るときなんかは、自転車で帰るんですけど、3キロ弱なんですけど、そのときにも軽い、軽いというか熱中症になりまして、本人も周りもですけど、十分に気をつけないと、いつ何どき熱中症というものに襲われるのかなというふうに怖く感じたんですけども、いろんな熱中

症に対しての知識とか、そういうことも子どもたちに伝えてほしいなというふうに思いました。

また、将来的な話になってしまうかもしれませんが、既設の校舎は、恐らく、恐らくですけども、遮熱がありますとか断熱効率は余りよくないつくりのものが多いんじゃないかというふうに推察いたしますけれども、現在は簡単に、そして比較的安価に遮熱、断熱工事も可能になってきております。夏の暑さ対策だけではなく、冬場の寒さ対策にもつながりますし、光熱費等のランニングコスト減にもつながります。また、市内の小・中学で、建築年数がかなり経過をして、老朽化している校舎もあるというふうに聞き及んでおります。もしそれらの小・中学校の建てかえ等の御検討をいただけるような時期が来ましたら、そのあたりの遮熱、断熱、いろんな意味での配慮もぜひ今後していただきたいなというふうにお問い合わせをしたいと思います。

そして、こうした学習環境整備の最大の効果としてあらわれるのが子どもたちの健康、もちろんそうなんですけれども、美作市内の子どもたちの、授業に集中するという点で、学力アップにも大きく寄与してくれるのではないかと期待をしております。

今回の質問の趣旨と若干ずれるかもしれませんが、多くは申しませんが、最近特に岡山県の子どもたちの学力が気になっているところでございます。子どもたちの学習する環境を整えてやるのも、我々大人の責任でございます。今後も暑さ寒さ対策だけではなく、さまざまな観点から子どもたちの環境整備を図っていただけるように再度よろしくお問い合わせをすると同時に、質問をさせていただきたいというふうに思います。

また、体育、部活動、運動会等の指導に関しても、決して子どもたち、また先生もですけども、命に危険が及ぶことがないように、養護の先生だけでなく、それぞれの指導に当たる先生方や中学校では部活の先輩に当たる生徒などにも、安全な運動、そして活動ができるように教育委員会としても学校を通じて指導や取り組みを徹底していただきたいと思っております。2回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

議員御自身もPTAの会長というお立場もあるかと思っておりますので、子どもたちの健康面、そうしたことはとても気になられることと思っております。御質問ありがとうございます。

エアコンにつきましては、先ほど申し上げたとおり、とにかく来年度にはどの小学校においてもエアコンを使用できるよう設置を進め、子どもたちの学習環境の整備充実を図ってまいりたいと考えております。あわせて、子どもたちの健康管理、そして何よりも学力に大切な落ちついた学習環境の構築、そしてまたエアコンとしてはランニングコスト削減のため、空調設備の運転基準を定めるほか、学校施設の遮熱、断熱につきましても考えてまいりたいと思っております。

一例といたしましては、2年前に美作中学校体育館の屋根を全面塗りかえをいたしました。その屋根と総修繕においては、遮熱塗料というものを導入いたしまして、使用してございまして、エコロジー、省エネルギーの視点も取り入れながら、学校施設の長寿命化を含め、施設整備のあり方は今後も研究いたしたいと考えております。

また、熱中症につきましては、命にかかわるという面もございまして、実は小学校での体育科、そして中学校での保健体育科では、もう既に授業中に熱中症については学習をしております。しっかりとこういうことも学びながら子どもたちに対する日々の注意喚起、そして体育、部活動及び学校行事での指導を繰り返すように学校には指示しているところでございます。

今後におきましては、エアコン整備などの施設面のみならず、ソフト面も含めて教育環境をしっかりと整えていきたいというふうに考えておりますので、皆様の御理解もいただきながら、子どもたちの自立につながる学習活動の充実、学力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員、3回目です。

**8番（安藤 功君）**

それでは、3回目、総括にさせていただきます。

教育長からいろいろと御答弁いただきまして、エアコンに関してはいろいろな質問もございましたので、それはよろしく申し上げますとしか申し上げられないんですけど、くれぐれも子どもたちの、本当に生命の危険にさらされることが決してないようお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほどの答弁にもありましたけど、これから運動会シーズンということで、あす、あさっての運動会も天気の関係で危惧されますけど。ちなみに、勝田中学校はもうかなり前から5月の開催となっております。ことしも、本年も5月に開催したんですけど、さまざまな意見はあるんですけども、いろんな意見はあるんですけども、暑さに関してといいますか、子どもたちの健康面から考えると、5月開催もいいんじゃないかなと、その当時の判断は。実は、暑さ対策で5月にしたわけじゃないんですけど、耐震補強工事が入った関係で5月というようなことになったんですけども、その後いろいろと議論もあったんですけど、5月の開催ということで結局は根づいております。そういったことも、教育長の御答弁にもありましたけれども、今後総合的に考えていただいて、子どもたちの暑さからの生命の危険を回避していただきますようによろしく願いをしまして、1項目めの質問を終わらせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

じゃあ、続けて2項目めに入ってください。

**8番（安藤 功君）**

それでは、2項目め、通告いたしております。災害に強いまちづくりについてということで、この項の質問も、昨日、また本日の山本議員からも質問がございましたので、かなりの部分で重複いたすところもございますけれども、再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

まず、災害に強いまちづくりにつきまして、まず細目でございますが、西日本を中心に襲った今回の7月豪雨の被害状況、美作市内においての状況で被災時から現時点での市内の住居、また公共施設、道路、河川、橋梁、農地、山林、ため池、上下水道等さまざまな分野になりますけれども、被害状況はどのようになっているかということをお尋ねをしておきたいと、確認の意味も含めてお尋ねをさせていただきます。

それから、細目の2つ目として、被害を最小限に食いとめるための現在の課題と今後の対応についてということをお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

今回のような豪雨や水害は、異常気象がもたらす脅威ではありますが、昨今の地球温暖化等を鑑みたと、何十年に1回の豪雨であったと言では片づけられず、昨日、真野部長さんのほうから50年に1回と、50分の1というようなことも申されておりましたけれども、これが来年も襲ってくる可能性はゼロではないわけでございます。異常事態、異常気象が通常になる、常態化するかもしれない気候の大きな変動が、実際に起こっているわけでございます。したがって、行政のほうも、市としても早目、早目の対応をあらゆる場面を想定し、練っていく必要があると考えますが、いかがでございましょうか。

それから、3つ目として、これは若干具体的な場面を想定しての質問になるんですけど、麓に集落や主要

道路、主要建物等がある山の斜面や土砂災害などを誘発するおそれのある耕作放棄地等に対して今後の整備や対策をどのように考えておられるかをお尋ねしたいというふうに思います。

今回の豪雨以前より、もう随分前から市民の方々からさまざまな御要望や御意見をたくさん承っております。急傾斜地やそれ以外でも過去に田畑などに利用されていましたが、現在では後継者不足や農業離れが加速し、荒れ放題の特に山の斜面を見かけることが多々ございます。市内でも多々ございます。昔利用されていたであろう細いあぜ道や農道、水路がほぼ崩壊し、大量の雨が降ればそこを滝のように水が集落や住居目がけて容赦なく流れて落ちてきております。実際に私も現場を見させていただいたんですけども、これによく今まで土石流とか土砂崩れなんか起きてないなというふうに恐怖を感じる場所もございますし、現実には土砂災害が今回の豪雨で発生した場所もございます。美作市としてこのような場所の把握はできているかどうかということもお尋ねをしたいと思います。

また、最後に、これは県の工事というか、県の対象のことになるんでしょうけれども、急傾斜地崩壊対策事業というのがございますけれども、現在は美作市内でどのような状況になっているかをお尋ねをして1回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

安藤議員の災害に強いまちづくりということで、西日本を中心に襲った今回の7月豪雨の被害の状況、それから被害を最小限に食いとめるための課題と今後の対応、それから麓に集落や道路、建物等がある場合の山の斜面の対応などについてお答えをさせていただきます。

まず、7月豪雨の被害の状況につきましては、これまでの答弁の中で説明をさせていただいておりますが、市が所管する公共土木施設の被害状況は、現時点で件数は、道路が48件、河川が25件、被害額は3億5,000万円となっております。公共土木施設災害復旧事業の災害査定に向け申請作業を行っております。また、起債対象となる復旧事業箇所、約30カ所についても準備中でございます。

次に、美作市内の岡山県の土木災害の状況でございますけれども、8月15日現在で道路と河川で75件、被害額が約5億5,000万円余りとなっております。災害査定が市と一緒に同時に行われているというところでございます。

次に、農林業災害につきましては、農地が130件、252カ所、農業用施設が17件、林道が3件を確認しております。また、緊急を要する用水路、農道等の土砂撤去については、受益者及び地域が主体となって市の支援事業を活用していただき、復旧も行われております。

次に、被害を最小限に食いとめるということでございますけれども、被害を最小限に食いとめるには、要望の多い河川改修やしゅんせつなどが上げられ、当然ながら積極的な事業推進が必要ですが、これには時間と経費もかかります。一方、道路に目を向ければ、側溝に堆積した土砂や落ち葉を除去することで、排水不良が起因した被災を防ぐことができ、施設の適正な維持管理によっても減災効果が得られます。市道延長は約980キロと長大ではありますが、道路パトロールや道路愛護事業などを活用した地域の協力を得ながら、維持管理を行っていくことも一つの減災対策というふうに考えております。

農地とか農業施設では、地域で高齢化、耕作意欲の低下により耕作放棄地となり、水路の閉塞、農道の陥没等が課題となっていることから、日常的な農道、水路、ため池などの農業用施設については、維持管理を市の支援事業を活用していただきながら行うことが必要かと思っております。また、農地については、耕作をまずしていただくことが災害防止に有効だというふうに考えております。

3番目に、山の斜面でございます。建設部関係ですけど、建設部関係からは、急傾斜地崩壊対策事業についてお答えをさせていただきたいと思っております。

急傾斜地崩壊対策事業は、崖崩れによる土砂災害から崖の上下部の、上と下です、居住者の人命を守るために、崖からの崩壊土砂を人家の手前で食い止める擁壁工や崖の風化や侵食を防ぐのり砕工などを実施する事業でございます。この事業は、基本的には崖の所有者や被害を受けるおそれがある住民の方において実施するものですが、多額の費用と高度な技術が必要なため、一定の条件、崖の勾配が30度以上、高さが5メートル以上、人家が5戸以上を満たす場合に県が実施をするものでございます。このため、この事業では地元負担が必要となり、対象戸数、崖の高さ、規模などにより事業メニューごとで負担割合が異なってまいります。現在、美作市では、勝田地域の山元地区で実施されており、その他では、大原地域で事業実施に向け調整中の地区がございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

藤原危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

安藤議員御質問の1番と2番の危機管理担当箇所を答弁させていただきます。

浸水被害は、店舗、倉庫など非住居を含め床上浸水50件、床下浸水108件です。美作市激甚災害による被災建物土砂等処理費補助金申請が14件で完結し、補助金をお支払いしているのが4件で約80万円です。補助率は補助対象額の2分の1で、50万円以下です。

危機管理室といたしましても、市民の皆様の安心・安全のため何ができるか、市民の皆様、消防団の皆様、市職員の御意見を聞きながら、あらゆる災害を想定し、早目に対策を考えていきます。また、被害が大きかった他の市町村がどのような対策をとるか参考にして、よりよい防災体制を構築していきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

宿野環境部長。

**環境部長（宿野 豊彦君）**〔登壇〕

失礼いたします。

私のほうからは、1番の西日本を中心に襲った今回の7月豪雨の上下水道の被害状況について、御答弁させていただきます。

まず、上水道では、7月6日の夜、大原浄水場において吉野川が増水したことにより第1取水施設が冠水し、取水ポンプが目詰まりを起こして取水ができなかった状態になりましたが、翌朝、堆積した土砂の撤去を行い、正常に取水ができるようになりました。

また、古町地内の市道寺元線崩壊により、配水管が破損して漏水が発生しました。これにつきましては、仮設配管により復旧して給水を行っており、今後、市道の復旧に合わせ本工事を行う予定でございます。

次に、下水道の被害状況ですが、吉野浄化センターで吉野川の堤防を水が越流したことにより、管理道路の張りコンクリートが数メートル破損しただけで、そのほかに被害はありませんでした。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

土砂災害などを誘発するおそれのある耕作放棄地等に対する今後の対策をどう考えるかということでございます。

耕作放棄地が及ぼす周辺地域への影響は、病虫害の発生や鳥獣被害の拡大、雑草の繁茂などによる水管理の支障などがございます。また、農地の保水機能を低下させる原因にもなっております。

耕作放棄地の増加を防ぐために、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金により、地域で取り組む農地維持活動について支援をしております。また、耕作できなくなった農地については、農地中間管理機構を通じて担い手に農地の集積を勧めております。さらに、耕作放棄地を引き受けて作付を再開する農業者が行う再生作業や土壌改良などについても、荒廃農地等利活用促進交付金により支援をしております。

しかし、耕作放棄地の発生原因は、耕作者の高齢化、獣害などによるものが増えております。地域の自主防災組織などで危険な場所を点検して確認をしていただきまして、危険と思われる耕作放棄地につきましては、再生作業などを検討していただきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

いろいろ御答弁いただきまして、先ほど真野部長、建設部長からも特にありました勝田地域での山元地区での急傾斜地の工事、一部完成してますよね。あそこにお住まいの方から、今回の西日本豪雨の直後なんですけど、お話を伺ったんですけど。その方の裏にはもう擁壁とか壁ができてまして、山からの多量というか、大きな立木が土砂と一緒に流れてきて、それでそこにとまったんで、家屋の被害も何もなかったんですけど、非常に感謝されておりました。こういった事業は今後も続けていかないとはいけませんし、いろんな市民の皆さんからのお声を真摯に受けていただいて、進めていただきたいなというふうに思います。

それではまず、8月31日になりますけれども、岡山県が今回の西日本豪雨で被害を受けた美作市、津山市、和気町に災害救助法を追加適用したとの報道がございましたけれども、追加適用ということに関しまして、そのことによって具体的に美作市にとってどのようなメリットと申しますか、よい点があるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

また、適用が他の市町村と比べてなぜ遅くなったのかといった、そのあたりのことも教えていただきたいと思っております。

それから、今回の豪雨で久賀ダムが果たした役割をどういうふうに評価をしておられるかお尋ねをしたいというふうに思います。昨日からの御答弁の中にも少し出ていた部分もございますけれども、改めて久賀ダムが果たした役割をどういうふうに評価をされているかお尋ねします。

また、久賀ダムにも河川カメラ、監視カメラというのか、防犯カメラというのか、そういったカメラを設置したらどうかというような声も聞かれるわけですが、対応は市のほうとしてはどういうふうに考えておられるかをお尋ねをしたいと思っております。

また、今回の豪雨で幸いにも美作市において人的被害がなかったことは、せめてもの救いでございますけれども、今後の美作市として、過日これも報道があったわけですが、愛媛県大洲市の避難カードというのがクローズアップをされております。詳しくは御存じかと思うんですけども、住民が地域の危険度や逃げるタイミング、逃げ場所を記入して事前に把握しておくことで、逃げおくれを防いだそうでございます。そうした、取り組みは美作市としてはどういうふうに考えておられるかということで、これは新聞記事

の切り抜きなんですけれども、愛媛県大洲市のある地区では犠牲者がいなかったのが、決め手の一つが、災害避難カードだったと。地域住民が危険度や逃げるタイミング、逃げ場所を記入して、事前に把握しておくことで、逃げおくれを防いだと。カードは住民がみずから名前や住所などの個人情報、緊急避難場所、移動手段などをまとめる個別の行動マニュアルであり、周囲で声かけが必要な障がい者や高齢者らの名前も記入できる。内閣府が2015年から17年度にモデル事業を行い、全国8つの住民組織が地域の点検や話し合いなどのワークショップを通じてそれぞれのカードを完成させたと。岡山県の危機管理課は、住民が地域の災害リスクを知り、慌てず避難できるよう、あらかじめ準備しておく必要がある、今回の豪雨を教訓に各地で積極的にカードづくりに取り組んでほしいというふうな報道もございましたので、そのあたりの美作市としての考えをお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、先ほどの答弁で、建設部長でしたか、答えられました。農地については耕作をしていただくことが災害防止に有効であるというふうにございました。おっしゃるとおりなんですけど、現実問題としてそれがなかなかもうできない、できていけない、継続していけない、維持できないというようなことが、正直美作地域では多く見られております。

そうした時代になったからこそ、1回目でも申し上げました危険であろう耕作放棄地問題が起きているわけでございます。抜本的な対策というのはなかなか難しいとは思いますが、これからも前に進めていただきたいということで、2回目の質問をさせていただきます。

市内にそうした場所は数多く見られると思うんですけれども、私が今回質問した内容に該当するのが、該当するというか、いろんなお話を伺った地域なんですけど、例えばですけど右手地内の塩木の一部地区でございます。多分、この中にも塩木の方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですが塩木の地区でございます。多くの雨が降った場合などは、その場所を濁流が袴ヶ仙を背にして滝のようになって流れ落ちていました。危険だなというような強い気持ちで感じました。また、同じく右手地区になりますけど、美野坂というところが地区があるんですけれども、そこには避難所に指定されている集会所に土砂が流れ込んでおりまして、そこに逃げてたら大変なことになってたんじゃないかなというような場所も見させていただきました。そういった場所を、真野部長、また経済部長、いつでも御案内いたしますので、一緒に現地を見ていただければというふうに思います。2回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

安藤議員の2回目の質問です。

まず、久賀ダムの評価でございますけれども、久賀ダムは、御承知のとおり、利水と治水の機能を両方備えたダムでございます。灌漑期には用水の供給のため一定の水位を保つ必要があり、降雨時には洪水調節をするという防災上重要な役割がございます。一方で、洪水調整は無限にできるというものではありません。つまり、きのう、内海議員のときに答弁をさせていただきましたけれども、流入量が240トン入っていて、放流のほうは100トンということですので、百数十トンはたまるということになります。したがって、流入量イコール放流量ということになれば、今回もそういう措置をしたところがたくさんあるようなんですけど、そういうことも必要になってくる場合もあるかもしれませんが、事前の対応をしっかりして、そういうことのないように心がけていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、地球の温暖化や保水機能の低下による洪水の可能性が危惧されます。今回の経験を生かしまして、持ち主であります岡山県ともしっかりとダムの機能を最大限発揮できるよう協議をして努め

てまいりたいと思います。

次に、カメラ設置でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、岡山県の施設でございますので、関係部署との協議をしながら進めていく必要があるというふうに思っております。

それから、塩木の土地でございますけれども、先ほどから答弁をする中で、耕作放棄地が増えているということで、昔は耕作をして保水機能があつて、災害の防除に役立っていたけれど、今は荒れ果てていて、そのまま山からの水が流れ出て、家の裏に突っかけるというようなことだと思います。限度がございますけれども、一緒に現場のほうを確認をさせていただきたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

藤原危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

安藤議員の御質問の災害救助法の適用についてでございますが、平成30年7月豪雨による災害では、県内18市町村に災害救助法が適用されておりましたが、罹災証明発行の進捗につれ、新たに住家被害が判明し、県内の住家滅失世帯の数が一定数以上、岡山県では7,000世帯以上となり、美作市で5世帯以上の被害基準を満たすことになり、このたび美作市、津山市及び和気町が災害救助法の適用となったものです。なお、適用は災害が発生した7月5日にさかのぼって適用されます。

この救助の種類としましては、避難所及び応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供与、被災した住宅の応急修理などが対象となり、これらの救助費については国、県の負担となります。今後、救助費などについては、岡山県と協議することとなっております。

避難者カードへの取り組みについてでございますが、災害時において、まずは生命を守ることが一番の肝要であると考えます。議員御指摘のとおり、避難すべき場所や緊急連絡先等を平時から十分に認識しておくためにも、災害避難カードを作成しておくことにより、災害時に慌てることなく、あらかじめ定めた避難行動がとれることにつながるものと考えます。今後、取り組みについて、調査研究し、検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

災害救助法の効果について若干補足を申し上げておきますけれども、国・県の支出においていろんなことができる。その中に被災を、床上ですけど、床上以上の被災をされた方々が国保に入ってらっしゃる場合に、国保の税の2分の1減免であるとか、あるいは介護保険料にも同様の制度がありまして、それが減免をされたときに補填をそれぞれの会計が受けることができるというものが当市の場合には適用されますので、お話を申し上げておきます。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員、3回目です。

**8番（安藤 功君）**

それでは、ありがとうございました。御答弁いただきました。

3回目の質問をさせていただきます。

災害に強いまちづくりについてということで、質問なんですけれども、まず、これからのことになるんですけれども、美作市内には自主防災組織というものが組織されていると思うんですけれども、今回、この災

害におきまして、自主防災組織がうまく機能したのかどうか。どういった対応、活動されたというような事例なり、報告なり把握されている部分がありましたらお答えいただきたいというふうに思います。

また、みまちゃんネルとか告知放送とか、美作オンラインとか、一般のテレビ局の報道とかでもよく出るので、避難準備とか避難勧告、避難指示とか、高齢者に準備を始めなさいとか、いろんな告知がされるわけですが、わかりにくいというような声が結構聞かれます。避難準備っていうの、どういうふうな準備でどうすればいいのかとか、避難勧告と避難指示、じゃあ、私はいつどの段階でどこに、どこに行けばいいかわかってられるかもわからないですけど、そういう報道で迷われた、わかりにくいというようなお声もお聞きしました。そういった避難指示とか準備とか勧告とか、そういった定義といますか、内容、ここで教えていただければありがたいなというふうに思います。これを言うのは、市民の皆様方にもいろんな形でお知らせいただきたいというふうに思っております。

また、今順次取りかえを行われている最中だと思うんですけど、告知放送で区内放送というのか、地域内放送といますか、区長放送というのでしょうか、その地域だけを区長さんなり、どなたかそういった立場におありの方が放送ができますよね。我々の地区では、どこどこ公民館、どこどこ集会所、どこどこコミュニティハウス、どこどこ小学校に何時ぐらいに避難しましょうとか、そういうふうな放送をされた地域もあったというふうにお聞きしております。今回、そういうふうな告知放送を利用して、そういう地域内放送というのが、ある1カ所有効に利用されたというふうに聞いておりますけれども、今後の課題として告知放送、地域内放送がこういうふうにして、こういうふうな使い方がありますというような市民に対しての周知を願いたいというふうに思いますけれども、そのあたりのことも含めて3回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

藤原危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

まず、自主防災組織の組織率ですが、平成30年7月現在で市内に140組織されており、組織率は79.59%でございます。災害発生時には、生命を守ることが一番である、みずからの安全はみずから守るという自助と同じように、自分たちの地域は自分たちで守るという共助が重要であろうと考えます。7月豪雨災害における自主防災組織の避難行動等について、積極的に地域を守ろうと声かけなどの行動により避難所へ避難された組織もあり、今後の自主防災組織の活動につながるよう、進めてまいりたいと考えております。

災害時における避難情報の市民の方々への周知でございますが、告知放送、美作市一斉メール、美作市公式アプリみまさかオンライン、ケーブルテレビのデータ放送、NHK等テレビのデータ放送、エリアメール等を活用し、情報を発信させていただいているところでございます。

避難情報につきましては、まず避難の準備として、避難に時間を要する方とその支援者の方などに避難を開始していただくための避難準備・高齢者等避難開始を発令させていただきます。次に、災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に、避難勧告を発令させていただきます。その後、災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に、避難指示を発令させていただきます。美作市といたしましても、さきに御答弁させていただきましたが、生命を守ることが一番の肝要であることを考えますことから、早目の対応に努めてまいりたいと考えております。また、危険を感じたら迷わず安全な場所へ早目の避難に心がけていただきたいと思います。

それと、地区の放送ですが、作東の消防団などが避難等の放送をしていただいております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

この問題、特に避難の指示であるとか、あるいは勧告、準備情報というのは、自治体の首長としては最も頭を痛める問題であります。例えば、市としての安全、責任回避という言葉は変ですけども、そういうことを考えると、とりあえず勧告を全市的に出すとか何か言えば、警報来たら出すというので済むんですけども、これはほとんど誰も実は聞いていただけない状況になります。したがって、私どもとしては、災害の対応に応じて、特に水害の場合若干時間がありますので、いろんな情報を整理をしながら、今回の7月の災害のときについては、例えば吉野川ではかつての浸水地域を念頭に置いて、かなり具体的な場所を指示しながら勧告のお願いをさせていただきました。ただ、日進月歩というところがありまして、こういった問題についても、おっしゃるように、住民の方々の受けとめ方が必ずしもまだ均一化されてないというところもありますし、それから、NHK等でも随分放送流れてますけども、夕方以降避難して、そのときに逆に災害に巻き込まれるというようなことを避ける観点から、なるべく家の高いところにいたほうがいいとかという言葉もありますように、避難の対応というものが、必ずしも避難所へ逃げということでもないという状況出てまいっております、その辺、私どもとしても頭を痛めております。

実は、ちょうど9月の半ばごろから行政懇談会が始まります。そこで市内全ての行政懇談会の場で、私としては今回の災害についてのいろんな教訓を学びたいので、御意見がありますかということ積極的に聞いてみて、市民の方々の大方の思いというものを把握をさせていただきたいというふうに考えておりますが、それを踏まえながらまた防災計画の改定であるとか、進化につなげていければというふうに思っております。

以上であります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、総括です。

8番（安藤 功君）

それでは、総括させていただきます。

さまざまな御答弁をいただきましてありがとうございます。

今回の災害、いろいろと教わることも多かった災害ではなかったかなと、教訓とすべき災害だったかなというふうな気持ちがございます。

久賀ダムのこと先ほどお尋ねしたんですけど、今回の議会の冒頭で市長もおっしゃっておられたんですけど、久賀ダムの洪水調整というか、水の管理といいますか、調整というんですか、それを担った職員の皆様方のかみわざと言ってしまうかもしれませんが、すばらしいコントロールをされたんじゃないかなというふうに私も感じますし、そういうふうに聞いております。

私も、現地、久賀ダムのほうへ行っただけですけど、長年久賀ダムを見てますけど、一番上の赤いゲートが上に上がって、水がこう出てるという場面を初めて見ました。下から見ると、大変な恐怖を感じるぐらいの水の量であり、担った職員さん、皆様方、関係者の皆様方、大変だったろうなというふうな思いで、感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、久賀ダムを放流するに当たりまして、いち早く情報提供してくださった方もいらっしゃいます。それを私も久賀の住民の方にお伝えしたことによって、早目、早目の避難もできたというふうにも聞いております。ありがとうございます。感謝をいたします。

私の答弁ではなかったんですけど、昨日、真野部長のほうが50年に1度ということは、50分の1の確率の話なんだというふうなお話をされておりました。最後になります。50年に1度は50分の1ということであれば、確率の話になりますけど、えっと私も感じまして、確率のこと調べてみたんですが、サマージャンボとか年末ジャンボとかありますね。1等に当たる確率、幾らぐらいだと思います。これ1000万分の1だそうですね。私、買ってないんでゼロなんですけど、1000万分の1だそうですね。それから、裁判員裁判とかありますけど、裁判員に選ばれる確率も5000分の1、雷に打たれる確率も1000万分の1だそうですね。何が言いたいかというと、この50分の1という確率が非常に高いんですよということが言いたいですけど。最後に、ラッキーな四つ葉のクローバーを発見する確率も1万分の1だそうですね。50分の1というのは、すごい高い確率だなというふうなことも感じました。ただ、恐ろしい確率はたくさん、たくさんあるんですけど、本日やめときますけど。ちなみに、パチンコで大当たりする確率聞きたい人いらっしゃいますかね。パチンコで大当たりする確率は、400分の1だそうですね。もし、趣味でされている方は御参考にしていただきたいと思います。

では、この項の質問は終わらせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

これより10分間休憩します。

午後2時04分 休憩

---

午後2時14分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

安藤議員、3項目めから進めてください。

**8番（安藤 功君）**〔質問席〕

それでは、3項目めの質問をさせていただきます。

美作市の人口減少対策についてということで、まず①としてIターン、Jターン、Oターン、孫ターンについてということで質問をさせていただきます。

美作市の人口を適正に保っていく上でも、今やらなければならないことというのは、たくさん、多岐にわたってあるように感じております。市のほうもいろいろと手を尽くされていることは十分承知をいたしておりますけれども、今回の一般質問では、上記の先ほど申し上げた4点についてお尋ねをさせていただきます。

皆様十分御承知のこととは思いますが、一通り、Iターン、Jターン、Oターン、孫ターンについての説明をさせていただきながら質問をさせていただきます。

Iターンはもう皆さんよく御存じのことだと思うんですが、都市部で生まれ育った人が地方の企業に転職し、移住すること、または直線的に都会から地方へ転居することをいうというふうになっております、定義では、Jターンは、地方から大都市へ移住したが、生まれ故郷の近くのもとの移住先よりも規模の小さい地方の町や中規模な都市に戻り、定住する現象と、皆さん御存じですね。Uターン、これはたくさんUターンの方がいらっしゃいます、市内にも。進学、就職などの理由で現在の居住地に移った後、生まれ育った出身地に戻って就職なり、転職なりをすることを指すということでございます。Oターンなんですけど、これは決して美作市では起こってほしくない現象でございまして、一旦JとかUで来るんですけど、またもとへ、そちらに戻ってしまうという、恐ろしい現象をOターンというそうなんですけども、これは避けたいなというふう

に思います。

最後になんですけれども、時間がないのではしよりにながら行きますが、最後に孫ターンなんですけれども、ニュースにもなった記事を少し御紹介をさせていただきたいと思います。ここ最近、新しい形の若者の移住パターンがあるようです。今までは、UターンもしくはIターンというのが多かったのですが、最近では孫の世代が祖父母のもとで住むという新しい現象が起こっているとニュースに出ておりました。Iターン等で問題になったのが、よそ者対地元という葛藤があり、Iターン者等は特にどこまで行ってもよそものという目で見られてしまう。それゆえに、新しいアイデアを出してきても排除されてしまうということも少なくないのではないのでしょうか。JターンやIターンなどの場合、一番問題になるのが地元になじめないということがありと考えられます。外国人が日本文化になじめず、地域住民とトラブルを起こす例があると聞きますけれども、これと同じ例が地方で都市部からの移住者との間で起こっているというふうなことが出ておりました。それは、こうした言い方は語弊があることは承知でございますけれども、そして一概には言えないかもしれませんが、よそものを受け入れようとしない風土というふうに言われております。もちろん、そうした閉鎖性の強くない地域もありますけれども、残念ながら衰退している地域というのは概ねして閉鎖性が強い傾向があるとのことでございます。以上、これ私が言った言葉ではございませんので、そういったニュースが出てたということでございます。そんな中に全く違った地域から来た人が、その地域の習慣などになじめないという悪循環が生じているというようなことでございました。

このような現象が美作市にもないとは言いきれず、移住・定住の難しさを感じてしまいますけれども、そうした中で孫ターンという考え方が発想が生まれてきたというふう聞いております。都会で暮らしていても、お孫さんが都会、美作市ではない大阪であり、東京であったりとかそういう都会で暮らしておられて、田舎に帰ったときには〇〇さんちのお孫さんですね、夏休みはよく田舎に帰って水遊びや昆虫採集をしてみましたね、随分大きくなったね、などなどとすぐに地元で溶け込めるそうです。孫ターンを成功させるために必要なことは、地域で、もしくは居住地域から近隣で働ける環境をつくることではないのでしょうか。こうした環境がないと、幾ら地元で愛着を持ってもらったとしても、現実にそこで生活ができる環境でないと定着はしないと云えます。企業誘致などの働く場所や環境づくりは大変重要になるかというふうに思います。

そこで、製造業やそれに類する企業もちろん重要ですが、田舎ならではの澄んだ空気と清らかな水を生かして、IT関連企業誘致なども積極的に行い、孫ターンだけではなく、地元の若い人たちにここの地域のメリットを最大限に生かした自然の中で伸び伸びと仕事をしてもらいたいというふうなことも考えられます。

また、今後も農業関連の6次産業化の推進であるとか、ベンチャー企業への支援強化等を図ることも必要であろうというふうに考えます。行政としてできることはたくさんあると思います。もちろん、この地域に住む我々の努力と協力、理解、そして互恵関係の構築も必要であるのは、言うまでもございません。何としても、この先、美作市を消滅させるわけにはいきません。私たちの愛すべきふるさとをなくすわけにはいかないわけでございます。

以上、1回目の質問とさせていただきますので、そっこのほうの御答弁よろしくお願いを申し上げます。

**議長（鈴木 悦子君）**

春名企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

失礼します。

それでは、安藤議員の3項目め、美作市の人口減少対策についてという御質問でございます。

これまでの当市の社会動態としましては、平成17年度から平成28年度までを平均しまして、約170人のマイナスとなっております。しかしながら、平成29年度には、社会増減の減少に歯どめをかけるべく、専門学校等の誘致、定住促進住宅の整備などに取り組みによりまして、マイナス86人となり、これまでの数値からは初めて100人を切る結果となりました。ちなみに、今年度に入りまして、8月末現在の社会動態は、マイナスの9人となっている状況でございます。

現在、さまざまな自治体におきまして、若者を中心とした移住奨励金制度や奨学金貸与制度、お試し移住や空き家の利活用など、U I ターン支援を含めた定住促進施策を進めているほか、新たな定住促進制度として、議員が今回の質問にも取り上げられております孫世代が祖父母の住む地域へ移住することを支援する、いわゆる孫ターン支援等の施策も進められていると我々も認識しております。

市といたしましても、現在、若者世代、子育て世代を中心としたU I ターン支援等の定住促進施策を推進しておりますが、美作市の人口減少対策の取り組みにつきましては、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年8月に策定しておりまして、4つの基本目標を掲げながら、それぞれに目標値を掲げ、施策ごとにさまざまな取り組みを行っているところでございます。

その成果としまして、総合戦略推進会議でもお示しておりますが、例えば、移住・定住対策では、行政が窓口となりました平成27年度以降の5年間の移住・定住者の目標値875人に対しまして、平成27年度から29年度の3年間で533人の方が補助制度を活用して移住・定住者となっているほか、お試し住宅を利用後の移住者が、これまでに8世帯14人、また、空き家バンクを利用して移住者となった方が13世帯25人と、徐々に成果が出てきているものと思っております。今後も地方創生関係の交付金なども活用しながら、美作市への人の流れを加速していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

企業誘致等について答弁をさせていただきます。

企業誘致対策につきましては、作東産業団地も残された区画は1号地のみとなっております。また、桃山産業団地、宮原産業団地、民間の真加部工業団地などに具体的な引き合いがありますが、現在条件の調整があり、成約には至っておりません。また、南部産業団地については、美作市土地開発公社が、英田インターチェンジ周辺及び三保原地内での適地選定に取り組んでいるところでございます。

このように市内での企業誘致を目指して取り組んでおりますが、労働者不足が企業誘致を進める上での課題となっております。外国人技能実習生の雇用を前提に市内への立地を検討されたり、また障がいのある方の雇用に対する関心も高まっております。また、移住して就農する、地域資源を生かして起業するなどの例がありまして、就農については農業振興課のほうで支援しているところでございます。

企業誘致をIターンやUターンに結びつけるには、議員の御指摘のとおり、I T 関連企業の誘致など単純労働の繰り返しではない業務の働き場所、工場以外の働き場所を確保する取り組みが必要になっているというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

それでは、2回目です。2回目、時間が刻々と迫っておりますので、手短かに。

美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略で4つの基本目標とそれぞれの目標値を掲げ、施策ごとにさまざまに取り組みを行っているとのことでございますけれども、いま一度、大まかでもよろしいので、それぞれの内容と達成の度合いなどをお尋ねをしておきます。

また、移住・定住関係で専門の課があるとは思いますが、移住・定住、そのことだけに専念して、いわゆるエキスパートとして活躍している職員さんがいらっしゃるのでしょうか。専門職として職員の配置をするだけのこのことに関しては価値がある取り組みだと思いますので、そのあたりのことを2回目の質問とさせていただきます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

春名企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

安藤議員の2回目の御質問でございます。

総合戦略での4つの基本目標につきましては、その目標に向かって努力をさせていただいているところでございます。昨年度までの施策ごとの主な成果等をお答えさせていただきたいと思っております。

まず、安全で安心して暮らせる福祉の充実の目標につきましては、平成28年4月より保健センター内に発達支援センターが設置され、障がいがあっても暮らしやすい地域づくりのための重要な拠点になっていると認識しております。また、ニートやひきこもり対策や自立支援組織の創設につきましても、支援団体が立ち上がり、市内の若者の社会参加への支援が行われているところでございます。看護、介護等専門職の確保につきましては、今年度、新たに滋慶学園が開校し、専門職の確保につきましても、今後大いに期待しているところでございます。

次に、個性を伸ばす教育・文化・芸術の充実の目標につきましては、小・中連携、さらには美作塾による連携によりまして、不登校児童及び生徒への支援を行い、不登校解消に効果が見られているものと思っております。また、平成28年度よりALT2名を採用し、体制整備を行い、英語教育の充実を図っているところでございます。また、自衛隊体育学校誘致におきましては、今年度も女子ラグビー班が8月28日より9月3日まで合宿を行っておりまして、9月1日、2日には、第3回となります女子ラグビーセブンズ交流会In美作を開催されておるところでございます。また、自衛隊陸上班の中長距離、それから競歩の合宿が今月28日から10月7日までの予定で行われることとなっております。

次に、地域産業の活性化と観光振興の充実という目標につきましては、農林業者への支援や有害鳥獣を地域資源として活用するようにジビエ肉を特産品として売り出し、販路の拡大、確保につなげており、外国人技能実習生の受け入れに関しましては、1位にベトナムの技能実習生の方が8月末で126人となっております。また、全体では315人の方々が登録されているところでございます。また、新規の就農者につきましては、平成29年度では7名の方々が新たに農業従事者となっていただいております。

次に、最後の自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくりの目標につきましては、移住・定住の促進につきましては、先ほどの答弁でもお答えしておりますけれども、北山団地、真加部団地、さらに入田団地のリノベーションによりまして、新たに定住促進住宅整備戸数が増えております。今後は入居者が増えまして、人口増につながるものと思っております。また、里山整備では、平成29年度末までに372ヘクタールを整備しているところでございます。

以上が総合戦略に掲げた目標値の達成に向けての懸命に取り組んでいる状況でございまして、将来の若者世代、子育て世代を中心とした定住促進や雇用の創出、さらには人口減少の克服につなげてまいりたいと思っております。

それから、専門職としての職員の配置についてでございますが、移住・定住関係につきましては、担当課の企画情報課に担当職員を配置しております。移住・定住促進補助金、空き家バンク、お試し住宅等の業務を担当し、移住希望者から相談を受けた場合には、現地案内を行うなどの対応をしております。また、移住希望者の受け入れには、地域住民の方々の理解が必要だと思われ、梶並地区では梶並地区活性化推進委員会と地域おこし協力隊が連携し、積極的に移住者の受け入れを行っていただいております。これまでに8世帯15人の方々が、市内に移住されているところでございます。

なお、議員のおっしゃるとおり専門職員の配置も必要と考えておりますので、みずから移住を経験した、例えば地域おこし協力隊OBなど、市嘱託職員として雇用し、移住希望者に寄り添った対応を行うなどの方策を今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

それでは、総括させていただきます。時間もございませんので。

ただいまの企業誘致に関しましてなんですけど、以前、教育長が今後5年後、10年後と言われたかどうかよく覚えてないんですけど、今では聞いたこともないような職種がそのうち出てきますよと。例えば、一昔前にシステムエンジニアとかウェブデザイナーとか、そういった職業ってなかったんですけど、これから5年後、10年後、どんな職業があるのかわかんないんですけど、美作市の自然とすばらしい環境を生かして、こういったことを取り組んでいるような企業の誘致というの、若い世代の仕事を探す上での選択肢に大きく寄与するだろうなというふうにも思います。また、孫世代の方が孫ターンとして帰ってこられたときにも、製造業もちろん大事なことでありますけれども、そういった近未来というか、時代の流れに乗った職種も選べるんだよというふうな地域をつくっていくというのも大事なことであろうかというふうに思いますので、市のほうでも力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

孫ターンなんですけど、先日ほほ笑ましいお話をお伺いしたんで御紹介しますと、某議会の某議長さん宅の東京におられるお孫さんが、中学生の女の子さんらしいんですけど、1人で東京から帰ってこられて、大好きな大好きなおじいちゃんとお旅行をされたというふうなことも聞きました。そういったお孫さんを大事に、太い綱でぐっとう美作市のほうへたぐり寄せていただいて孫ターンが成功しますようにお祈りをしまして総括いたします。

議長（鈴木 悦子君）

4項目めに入ってください。

8番（安藤 功君）

4項目めです。済みません。

NHKのど自慢についてなんですけれども、ずっと質問に出てますこのたびの豪雨によりまして、予定されておりましたNHKのど自慢が予選ないし本選、中止となりました。市民の皆様方から、災害なんで中止はやむを得ないというのは、重々皆さんもよくわかっておられるんですけど、いろんな準備をできて楽しみにしていたのど自慢がなくなったというのを非常に残念がってる方々の声を多数お聞きしておりますし、寄せられております。恐らく市当局のほうにもそういうような声が届いているのではないかというふうに思いますけれども。のど自慢、たかがのど自慢とお思いの方もおられると思いますけれども、多くの市民の中には、されどのど自慢とお考えの方も多数いらっしゃると思います。多くの市民の皆様が歌って、笑って、時には

涙して、美作市民の一体感の醸成にも一役買ってくれるのではないかと期待をするところでございます。い  
かんせん予算を伴う事業でございますので、ここで直ちにお答えをいただけないとは思いますが、市として  
はどのようにお考えになられているか御答弁をお願いいたします。1回目です。

**議長（鈴木 悦子君）**

春名政策審議監。

**政策審議監（春名 利亮君）〔登壇〕**

失礼いたします。

安藤議員、4項目め、NHKのど自慢について御答弁させていただきます。

NHKのど自慢は、今回、予選の出場予定者が250組、また当日の観覧予定者は約1,200人と、大変に多く  
の方が楽しみにされておられました。また、その大部分は美作市内の方だと拝察いたします。NHK側のほ  
うも大変悩まれましたことと存じますが、参加者等の生命の安全確保の面から、やむなく休止となりました。

もう一度美作市でも開催できるように誘致してほしいとの市民の声は、当然であると思います。私も、当  
初からNHKの誘致申請にかかわったこともありまして、楽しみにしておりました。また、たくさんの方々  
が出場や観覧に応募され、議員のおっしゃるように、市民の一体感の醸成や、また地域の活性化につながる  
ものと期待をしておりましたが、中止となって非常に残念な思いでございます。

再誘致につきましては、御質問のとおり予算も伴うことからここでの即答はできませんが、多くの市民の  
皆様の御要望であり、また議員の方々にも御賛同が得られるならば、再誘致の検討が必要であると思っ  
ております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

総括します。

御答弁ありがとうございました。

それで、ここでは御答弁いただけないというのは、わかっておるわけですけど。このたびののど自慢でい  
ろんな方から声をいただきました。還暦の祝いとその記念に数名の方でグループで出ようとしておられた方  
からの残念がるお声もききました。また、90歳を過ぎたおばあちゃんが書類選考に受かって、予選に出るん  
だという喜びの声も、間接的ではございますが、お聞きしました。それから、歌うことが生きがいとして  
日々暮らしていらっしゃる方もおられて、しばらく寝込んだんじゃないかと、中止が決まって寝込んだん  
じゃないかというふうな話も、実際どうかかわからないですよ、というような話も聞きました。それだけ大きな期  
待があったのかなあと。700名を超す書類の応募で、その後250名に絞って、書類というか、はがきの通過だ  
けでもすごい、先ほどの確率じゃないですけど、なかなか通らないとこで、一家で4人も通過したというふ  
うな、御家庭があったという事もお聞きしております。美作市にのど自慢の誘致が決まって、そして書類選  
考で受かって、予選出て、予選を通過して、そして本選に出て優勝するという確率は幾らぐらいあるか、ま  
た計算してみたいなというふうに思いますけれども、副議長さんもよく言われます。わくわくするようなこ  
とを市のほうでも考えてほしいと、ため息ばかりじゃいけないがなというふうなことをよく副議長さんか  
らもお聞きしております。わくわくするような事業を考えてほしいというのと、それから今回の災害、また山  
口県で子どもさんが行方不明になった件で尾島さんという方が一躍ときの人になりました。すばらしいお人

柄といいますか、素晴らしい方で、その方の座右の銘が、かけた情けは水に流せ、受けた恩は石に刻めということだそうでございます。私もこういった言葉を胸に刻んで、今後の議員活動の参考に、糧にしていきたいというふうに思います。

以上をもちまして30年度9月定例議会の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番6番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番7番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）〔質問席〕**

6番倉地、ただいまより9月議会の一般質問を始めさせていただきます。

私も、今回の豪雨災害のことについて幾つかの質問を出しているわけではありますが、前議員が繰り返し質問されて重複するような質問が多々あるというか、そういった中からある程度整理して質問をしたいと思いますが、何分私の頭のほうもなかなかそのように整理できるような構造にできておりませんので、多少重複したり、聞き苦しいことがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

今回、1項目めとして今回の豪雨災害について、当市の豪雨災害の対応についてということでお尋ねしております。また、2項目めとして市民の暮らしている身近な地域の危険箇所について、3項目めとして避難指示などの告知について、そして4番目として防災訓練、教育について、それから5番目として危険箇所の改修、改善についてとしております。それから、6項目めとしてふるさと納税、これもせんだって新聞で報道されておりましたが、ふるさと納税について、それから7項目めとして、これも再三質問が上がっておりましたが、小学校の普通教室のエアコンの設置を求める、この項目についてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

まず、1項目めの市民の被災状況としてということそれぞれの件数などについてお尋ねしておるわけですが、この件につきましては繰り返し答弁をいただいております。重複しないようなところを選んでお尋ねしたいと思います。

当市の災害見舞金条例によると、床上浸水について1世帯につき3万円というふうになっておりますが、これらに見舞金などは適正かつ迅速に対応されていますかということ、まず1つです。

それから、今回の災害に対応した職員の皆さんの感想、経験を参考に対応の充実を今後どのように図っていくかということ。

それから、情報収集の担当の方、この方がどのような感想を持たれたか。あるいは、避難所担当、各地域にたくさん避難所が設けられておりますが、避難所を担当された方の避難者の声など、こういったものをどのように担当者が聞かれているのか。

それから、被災調査担当、床上浸水の被災状況のデータ化、どの地域がどういう形でどの程度の被災があったか、こういったもののデータ化はされているのかどうか。

それから、これも環境部長のほうからも答弁がりましたが、汚染物質の処理担当の方から状況について。

それから、災害弱者担当、消防団等の水防対策担当の方、それから、これも答弁がりましたが、ダム管理担当。そして最後に、被災した市民の皆さんの声をこれをどのように集約されておられるか、このことについて、きちっと文書化して保存して、次のそういう災害の対策に生かしていかなければならないとの思い

から、このことについてお尋ねします。

以上です。1回目。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。

私のほうからは、災害見舞金の支給についての答弁をさせていただきます。

このたびの豪雨災害による見舞金の対象につきましては、住宅が床上浸水した場合となっております。その対応につきましては、区長様からの情報をもとに、7月9日の月曜日から対象と思われるお宅を1軒ずつ職員が訪問し、被災者からの聞き取りなどをもとに床上の水位が確認できる写真を撮影し、対象者の把握を行いました。見舞金につきましては、翌々日、7月11日の水曜日からは、順次確認のとれました被災者の方に対しまして再度訪問を行い、直接手渡しをしております。なお、件数につきましては、27件ということになっております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

藤原危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

今回の豪雨災害について、当市の対応ですが、このたびの西日本豪雨災害では大雨特別警報が発令されるなど、大雨により各地に未曾有の災害をもたらしました。本市におきましても、市の北部におきましては降り始めから雨量が500ミリ近い地域も発生しております。

この豪雨から市民の安全確保対応に360名余りの職員を災害関係情報の収集、市内9カ所に開設した避難所の運営、非常用物資の配備、現場への即時対応のため各総合支所に配置対処しております。

また、豪雨後には、各担当部署において被災状況の調査、震災ごみの収集に対応したところです。

本市におきましても、このたびの豪雨により浸水被害が店舗、倉庫など非住居を含め、床上浸水50件、床下浸水108件発生し、担当部署においてデータ化するとともに、消毒用の石灰の配布を行っております。

このたびの豪雨によって各所で道路の通行どめ等も発生したことから、避難所の開設についてはネットワークを構築し、行政区を越えた対応、また避難所としてホテル等の宿泊施設の活用を構築していくとともに、市民の方々からの御意見をいただき、安心・安全なまちづくりに努めていきたいと考えております。

〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

それでは、建設部のほうからダム管理、担当者の声ということと、それから地元からの声をどういうふう  
に把握しておるかということについてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、ダム管理でございます。

美作市の管理いたしますダムは、川上ダム、柿ヶ原ダム、滝宮ダム、久賀ダムの4カ所でございます。そのうち洪水調整機能を有し、ゲート操作によって管理を行っているのは久賀ダムのみで、あわせてかんがい排水機能も有しております。

久賀ダムの放流でございますけれども、放流するところといたしましては、ハウエルバルブというのと放流ゲートというのと洪水吐ゲート、3つございます。通常、かんがいで使用しますのは、ハウエルバルブと

いうのをあけて水を供給するということになります。洪水時に雨が増えるということで、一定の水位になるとゲートをあけるのが放流ゲートと申します。当然、このゲートをあけるときには、サイレンを鳴らして告知をして、ゲートをあけるということになります。それから、洪水吐ゲートにつきましては、先ほど安藤議員があいてるのを少し見たと、初めて見たというのがありますけれど、3つのゲートがございます。

今回、我々が実施いたしましたのは、放流ゲートとハウエルゲートを少しだけあけたということでございます。今までの答弁の中で申し上げましたけれども、放流ゲートから放流できる水の量が約100トンでございます。したがって、最大で流入で入ってきとんの240トン入ってきておりますので、当然追いつかないということになるわけですが、ポケット、水をためるところをいかにつくっておいて、そこに水を貯留して洪水吐ゲートをいかにあけずに済ませるかというのが一番大事なことかと思えます。

しかしながら、このダムはかんがい用のダムでございます。一定の水位を保っておかないと、事前に放流ゲートで放流してしまって、水位が低くなって思ったほど雨が降らなかったということになると、水の供給ができないということもあります。いろいろなことを今回考えながらやらせていただきましたし、洪水吐ゲートも少しあけた。少しあけたことでどの程度水が出るかというようなことも学ばせていただけたというふうに思っております。

今後、このようなことがないようにしなければいけません、このような経験を生かして取り組んでまいりたいというふうに思っています。

それから、地元の声でございますけど、特にございましたのは、高齢者、お年寄りの方が、農地に土砂が入ったという例がございました。それから、用水路に土砂が入ったという例もございました。市で補助できますのが重機借り上げとか、原材料支給とかということになるわけですが、重機借り上げということになると、業者の方に依頼をして土砂を撤去するというところでございます。我々からいいますと、業者の方も当然日ごろの事務の中で会話をしておりますので話是可以するんですけど、高齢者の方からいうと、なかなかそこまで話が進まない、面倒だというようなことでできてないという例もあったように感じておりますので、その辺のところを今後考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

宿野環境部長。

**環境部長（宿野 豊彦君）**〔登壇〕

失礼いたします。

私のほうからは、汚染物質、ごみ処理について御答弁させていただきます。

市長の行政報告にもありましたが、クリーンセンターで7月豪雨により被災した家屋から排出された災害廃棄物の受け入れを7月9日から8月3日まで行い、延べ受け入れ車両台数は135台で、災害廃棄物は総量で約41トンの受け入れを行いました。

災害廃棄物の処理につきましては、クリーンセンターの業務が停滞することなく、通常ごみと並行して処理を行うことができました。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

皆木消防長。

**消防長（皆木 佳久君）**〔登壇〕

それでは、⑩の消防団等の水防対策担当ということで御答弁をさせていただきます。

当市におきましては、消防組織法及び水防法並びに美作市地域防災計画に基づきまして、水防の任務を行っているところでございます。

7月5日から8日の豪雨災害では、7月5日、美作市が特別警戒態勢を発表から団幹部が対策本部へ待機されまして、また避難準備情報が発信された後、各方面隊の団員に各詰所待機の依頼を行い、災害発生の対応を行ったところでございます。

災害対応といたしましては、地元での要請に対しまして、現地の確認、土のう積み、また避難困難者の救出活動を実施いたしております。この救出活動を行った吉野分団でございまして、団員2名の方に8月7日、美作警察署長から感謝状が贈られております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

---

午後3時08分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、倉地議員、2回目の質問から始めてください。

**6番（倉地 重夫君）**〔質問席〕

担当部署のそれぞれからの答弁をお聞きしたんですが、私がお尋ねしてなかったのかな、水道料金の減免のことについて、何か答弁書にはあるんだけど、答弁がなかったように思います。私が聞き忘れた。

**議長（鈴木 悦子君）**

言うてない。なかったです。

**6番（倉地 重夫君）**

尋ねてない。

〔「聞かなんだ、聞かなんだ」と呼ぶ者あり〕

済みません。

**議長（鈴木 悦子君）**

質問は1回目ですべて済みです。

**6番（倉地 重夫君）**

わかりました。

見舞金などが江見部長から27件ですか、それぞれ調査して手渡しているという答弁だったんですが、私がかこのうちは床上浸水だなどと思ってお尋ねしたところが、4,000円は受け取りましたということだったんですが、3万円と4,000円との違いというんですか、これどういうふうに区別されておるのか。この件を1つお尋ねします。

それから、先ほど市長の答弁から美作市も災害救助法が適用になって、国保料とか、あるいは後期高齢者ですか、保険料の減免が10月までですか、適用になっているというふうなお話がありましたが、これは医療費の窓口負担は無料という適用にはなっていないんですか。そのこと1つ、私のほうが知識が確実でないのでお尋ねします。

それから、答弁、私が尋ねて書かなかったかな、ほかの質問の中でお答えになってたんですけども、小

売業、建設業、サービス業などで機械、機器などの浸水被害あるいは旅館業の浸水で宴会場の復旧にも対応するというふうな形で、これ小企業の救済制度ですか、こういったものの適用で、これ援助そのものは県のお金が出るのは、県、国の対応になってるんですか、みまさか商工会のほうにお訪ねして、今の取り組みについてお尋ねしたんですが、暫時そういう受け付けをしながら対応しているという返事がありました。

それから、農地の被害、これも建設部長からいろいろ答弁がありました。越流によって土砂が農地に流入し、機械の借り上げ料などを援助しますということで、借り上げ料は援助してもらっても、農地の所有者あるいは耕作者が別人であるとか、いろんな高齢で農業されてる方の問題、なかなか対応でき切れないということで、専門的な知識のある建設部のほうでしっかりその辺の対応をしていただきたいと思ひますし、また、査定の見積もりですか、こういうものをするのに、建設部の方が現地へ、この一番暑いときに調査、測量をされて、見積もりをされていると思うんですが、その方たちが現場で感じられたこと、それから被災者との間でちゃんとそこの話のすり合いができてたのかどうか、そういったこと、もし何か感じとられた方があれば、お答えいただきたいと思ひます。美作市は農業を基幹産業としていますので、農業再生なくして美作市はありません。受益者負担を考えると、再生が難しい状況にもあります。高齢の方が年金で農業を続けている人、農産物の価格が再生産費を生み出していない状況下で負担を求めると、復旧を放棄し、ひいては耕作放棄につながりかねない状況であると思ひられます。しっかりと査定をして、受益者負担が軽くて済むように取り組んでいただきたいと思ひます。

また、これは例の山家川のほうの堰のゴムの風船で膨らませる、これ結構電気代がようけかかるということなんです。それで、結構負担になるというふうな、何回もこれを膨らませるために電気を払うとその電気代がばかにならないんだというような声を聞いています。この辺のこともしっかりと実際に当事者の方に相談を聞きながら対応していただければと思ひます。

それから、私は、要望書ということで、今回水道料金の減免を要望しております。環境部にお尋ねしたところ、市民からの問い合わせは一件だけだということで、義援金等を総合的に判断し、今回は減免の措置の対応をとってないということでありましたが、被災した市民の立場からすると、せいぜい数百円のことだからと諦めておられるという声を聞いております。逆の意味からいうと、市政は冷たいととられかねないと思ひます。また、公共下水が普及しているんで、便槽、くみ取り式の便所は少ないんかと思ひますが、浸水で便槽が満杯になって、これらのくみ取り料、こういったものも、結局被災者にとってみれば思わぬ出費じゃないかと思ひます。そういったものをきめ細かく少しでも援助してあげるような、市民の立場に立った政策が必要じゃないかと思ひます。

また、これも宿野部長のほうにお尋ねしたんですが、家電リサイクル法に基づくリサイクル料金の徴収についてであります。これは本来市が徴収するお金ではないのでというお話でありました。21災のときには、作東の産業団地のほうにどおとみんなが持って寄ったものが1,198台、どんどんどんどんこ持ち込まれるんで、当然誰が持ち込んだかというようなチェックはできていません。ということで、リサイクル料金については、被災者から取るのではなく市のほうで負担したというふうな状況だとお聞きしました。災害によって、さっきの水道料金の減免も、安蘇の竜巻被害のときですか、このときには市のほうで対応したというふうなことも聞いております。災害によって数が多ければ援助するけども、小さい、少ない災害であれば、市民がめいめいで負担してくださいというふうな、こういう災害によって負担の仕方を分けるというか、市の対応が違うというの、何かちょっと首をかしげるようなことと思ひます。

それから、またダムの放流についてですが、先ほどの適正に放流されて被害が少なかったというようなことでみんなが評価されておりました。それで、一部、サイレンというふうなことを部長が言われましたけれ

ども、放流が危険だということに関係する地域にそれぞれサイレンがあるのか。というのが、告知放送でたしか久賀ダムの放流しますという報道があったと思うんですが、これが雨が激しい中でなかなか市民に徹底されてない。流域で放流することによって危険が予測される場所には、何か所かそういう川の近くにサイレンのようなものがあつたらいいなというふうな声も出ております。久賀ダムの場合は、発電ダムとかそういうのでないんで、一気に大量に放流するというようなことはないのかもわかりませんが、これもいつそういう大量に放流して下流に危険が及ぶということもないとは言えません。こういったときに、流域の危険なところにおられる方にきちんと危険なことが届くようなことも検討していただきたいと思います。

それからあと、避難所です。避難所の開設についてであります。私は地域のコミュニティ集会所、コミュニティハウスと英田の保健センターを訪ねましたが、地域の集会所には畳の部屋、毛布などが準備されておりましたが、保健センターはロビーのソファーに横になるなど、またかたい床の上に横になられる方などもおられました。畳の部屋もありながら適切な誘導ができてなかったように思われます。また、この前の報告会の中で、みまさかアリーナに避難された方などからも、かたい床の上で十分体を休めるということができなかったというふうな声も上がっております。水が引くまでの短時間ということでもなかなかそこまでは手が行き届かないのかとも思いますが、市民の皆さんがこういう感じておられること、避難所の対応などもしっかり今後対応していただきたいなと思います。

以上、2回目です。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。

私のほうから、先ほどの3万円と4,000円の違いということですが、先ほど私が答弁のほうでさせていただきましたのは、市のほうの災害見舞金条例に基づきまして床上浸水をされた御家庭に対しまして3万円の見舞金を支給した内容について御説明をさせていただきました。

4,000円についてですが、これにつきましては、全国からの義援金のほうが岡山県の豪雨水害ということで岡山県に寄せられておまして岡山県のほうから被災地の市町村への義援金の交付があります。いただいた県からの配分が床上、床下がそれぞれ件数に応じまして配分がございまして、第1次の配分ということで床上の世帯につきましては2万8,000円、それから床下の浸水の家庭につきましては4,000円ということで、8月2日に美作市の配分委員会を開催して、額の決定をいただいた中で、床下の浸水の家庭につきまして義援金を4,000円配付させて、支給させていただいたということでございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

失礼いたします。

後期高齢者医療のことについて質問があったかと思えます。

被保険者の方で居住家屋が床上浸水の被害に遭われた方、保険料及び一部負担金、すなわち医療機関で払う一部負担金のことですが、減免について御案内をさせていただいております。

保険料につきましては、被災日以降に納期限が到来する平成30年度の後期高齢者医療保険の保険料が全額免除になります。一部負担金につきましては、原則、被災日から12月31日までの医療機関窓口で支払う医療費の自己負担分が全額免除になります。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

建設部では、特に農林関係で地元へ出向いたわけでございますけれど、その中での反省点がございます。

まず、1点目ですけれど、今回災害がかなり大きいものであったわけです。したがって、被害の詳細を探るために職員が翌日から出向いて被災場所の確認をしております。

農地とか農業用施設につきましては、特に申請事業でありますので、負担金を伴うことから、地元からの申請書が必要となります。したがって、申請書を出してくださいという広報をしたわけですが、広報の仕方について、若干時間が短かったかなと、それから広報の対象になる方がどうであったか、例えば個々に発信したりとか、区長さんに発信したりとか、漏れのないようにするためにはどうしたらいいかというようなことが、今後課題になるかというふうに思っております。

それから、災害の内容につきましても、例えば田んぼでしたらどうですと、水路でしたらどういうものが災害になりますよというようなことが事前に市民の方が周知しておられれば、自分で判断できるというようなこともあると思いますので、そういうようなことの広報活動をしっかりしていく必要はあるというふうに思いました。

それから、これも反省でございますけれど、地元へ出向いて、地元の農家の方、お年寄りの方とお話をするわけですが、災害にはかからないというようなものがあるときに、言葉のあやで災害にはかかりませんと言った言葉が、すごく高齢者の方の心に突き刺さって、冷たい言い方をされたとかというようなこともございました。人の言いようと、受け取り方といろいろありますので、これからそういうところを勉強していかなければいけませんし、当然、経験のある職員もおれば、若い職員もおりますので、これをよい経験として生かして、組織力の向上に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野部長、サイレン。

**建設部長（真野 弘紀君）**

答弁漏れがございました。

ダムのサイレンでございますけれど、これにつきましては、雨降り時ですのでなかなか聞こえないというようなこともございます。したがって、どうやったら聞こえるかというようなことも今後検討をしてみたいというふうに思っております。

山家川の転倒堰の費用につきましては、地元で管理をされておるわけです。井堰をしたときに、岡山県のほうと補償契約を結ばれて、その中でやっておられるというのがございまして、我々としてはその中でやっていただきたいというふうに思っております。災害等で壊れた場合は、当然災害復旧事業で対応ができるというふうに思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

商工事業者の方などに対する補助制度でございますけど、まず農業者向けには、被害農業者向け経営体育成支援事業というのがありまして、これ原則7割補助ですけど、こちらを御紹介をしております。そして、商工会が窓口になってまいりますけど、中小企業体グループ補助金、これは4分の3補助、それから、その

ほかに小規模事業者持続化補助金、こちらは3分の2補助、こういった補助制度がありまして、それぞれ活用できるように取り組んでいるところでございます。

そして、被害に遭われた方は、それぞれ御自分の復旧なり整備する内容で有利な補助事業の選択を今されておきまして、自分に有利な補助金を選択して活用していくということで準備をされているところです。

それから、被災農業者向け経営体育成支援事業、原則7割補助につきましては、2割の上乗せをする方向で検討いたしております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

宿野環境部長。

**環境部長（宿野 豊彦君）**〔登壇〕

公共料金の負担の軽減につきましては、先ほど倉地議員が申されたとおり、上下水道料金及びし尿の運搬手数料について、市保健福祉部が調査、把握した床下浸水以上の被災者を対象に減免を検討いたしました。義援金等総合的に判断して、今回は減免措置を行っていません。

それとリサイクル料でございますが、リサイクル料につきましても、今回の家電4品目の処理の台数でございますが、テレビが4台、洗濯機が6台、エアコン1台、冷蔵庫8台の計19台で、21災のときに処理をしていますのがテレビが517台、洗濯機が230台、エアコンが99台、冷蔵庫352台で1,198台でございました。今回は、規模的なものも総合的に判断して、リサイクル料は個人でお支払いをしていただいております。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

くみ取り。

**環境部長（宿野 豊彦君）**

くみ取りの運搬費についても、先ほど言いましたが、減免措置は行っておりません。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

藤原危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

避難所につきましては、いろいろ御意見をいただいております。畳の部屋に行けなかった、板場で我慢した、ほかにも避難所の床が冷たくて毛布の数が足りない、避難所にテレビが欲しかったなど、いろいろ御意見をいただいております。検討し、できることから実施してまいります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

一応答弁は終わりました。

倉地議員、3回目です。

**6番（倉地 重夫君）**

市民の要望に対して必ずしもそれに要望が届くという答弁になってないので、残念なんです。例えば水道の減免に関しても、私が思うには、水道料金というのは、下水使用料と上水の料金と2段になっておりますよね。要は、水道の減免を求められてる方というのは、結局、床をだだだだだだあ泥が入ったのを洗い流したり、あるいは家具なんかを洗い流すのに大量の水道水を使ったということで、かなり水道代がかかったという思いがあることから、こういう要望を出されてるということでもあります。

それから、さっきも言いましたように、洗い流しただけの水道というのは、側溝というか外に流れるんであって、下水道のほうには流れていかないわけですから、それを水道料金に下水道が皆乗っかってるわけで

すから、余分に平生の月に使った料金より水道代だけが余分に使ってるなというふうなことが、水道料金の検針すれば、月の平均を使用前の二、三カ月と、それからその月だけとを比較することで2トンを余分に要っとなか、3トンを余分に要っとなかということがわかるわけですから、わずかな料金ではありますが、市民に温かい施策ということでこういう要望が出ております。

それから、家電リサイクル法に基づく家電のリサイクル料金の件ですが、これも先ほど言いましたように、災害の規模によって2,000件近い持ち込みがあった場合には、やむを得ず市のほうで負担したけれども、わずか19件ほどの場合には、それぞれの市民の対応でお願いしたいというのも、市民にとっては災害の規模というのは関係ないというか、結局、普通は、自分の故障とか、あるいは買いかえのために今まで使ってた電気器具をリサイクルしてもらおうというのと、天災などによって不可抗力というか、やむを得ずごみになってしまったというのとは、市民にとっては違うというか。それで結局使えなくなったために新たなものを購入しなければならない、それをごみとして出すのにお金がかかるということについて、理不尽な思いをされてる方がそのように私に訴えられたというふうに思っております。一律的に、このように今回はということで対応しないということになしに、もう少し検討していただきたいと思います。これ、答弁は要りません。総括を含めて。

次、行きます。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、続けて2項目めに進んでください。

**6番（倉地 重夫君）**

2項目めは、家庭に地域の防災マップが配付されていますが、自分の住んでいる地域における危険箇所などが十分に市民の皆さんと共有できているかということでお尋ねします。

美作市の地域防災計画によりますと、全域にわたり河川の重要水防箇所、土石流危険区域箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地の崩壊、急傾斜地崩壊危険区域など豪雨に関する危険箇所が市内全域にリストアップされています。自分の居住している地域にどのような重要危険箇所があるのか、防災マップなどがわかりやすく表示されているのか、日常的に危険箇所を把握しておくことが人的災害を予防する上では大変重要であると思われませんが、これらの取り組みはどのようにされておられますか。自分の住んでいる地域の危険箇所をしっかりとつかんでいることが災害時の自主避難にもつながり、人的災害を防ぐことにもなるのではないかと思います。

以上。

**議長（鈴木 悦子君）**

藤原危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕**

美作市防災マップには、危険な場所として土砂災害警戒区域の地すべり、土石流、急傾斜、平成21年浸水実績場所、大原・東粟倉地域の美作市防災マップには、大原断層帯を記載しております。

防災マップにつきましては、わかりやすいのが重要で、本市の場合は、限られた紙面の中で必要な情報を簡潔かつ市民の皆様にはわかりやすくするため、最も必要な項目のみとしています。現在、岡山県が平成27年度から土砂災害特別警戒区域の見直しを始めています。公表されれば、地域の重要危険箇所なども含め、記載する内容を検討していきたいと思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員。

## 6番（倉地 重夫君）

2回目。

防災マップについて、改良の余地があると判断されているということでもあります。これ、一斉に恐らく全市に配られているんだと思うんですけども、家庭によっては、そんなもんがあったんかなど、見たこともないというふうな声はしっかりあるんです。これ、こういうものなんですけれども、小さいですからいいですけど、実際自分の住んでいる地域がこの地図でどの地域に当たるのか、また地域にどういう危険なところがあるのか、こういうことが必ずしもこの1枚の地図ではわかりにくいというのが現実ではないかと思いません。常襲浸水地域などその地域を別に記載した、全地域でなしに、特に重点的にこの地区はこういう危険がありますよというのを少し拡大したような図面も一緒に添付してもらったらいんじゃないかと思えます。

また、自分たち、住んどる人たちが日ごろから認識を持って、避難経路や避難箇所についてわかりやすく記載する方法も工夫が必要であるのではないかと思います。自治会ごとに自分たちで防災マップをこしらえて、そういったものに役立ってるというようなこともあるみたいです。そして、避難の呼びかけ、誘導される組織には、住宅地図など個人情報の漏えいにつながらないように配慮した上で、自力で避難できない人の住人の家などしっかりサポートできる情報を集約する、このようなことも防災マップでちゃんと管理する必要があるんじゃないかと思われま。

今回の倉敷の災害の反省記事は連日報道されております。自分はまだ大丈夫であると、そこまでは水が来るとは思わなかったなど、人間の本能として自分は大丈夫、避難指示などに従わないという事例で多数の方が不幸な災害に遭っておられます。市民の安全、命を守るのだとの立場で市民の皆さんとこれらのことを共有する努力、先ほど自助、共助ということが言われましたが、日常的にこういう努力をして最悪の事態を避ける努力が求められると思います。これからますます高齢化が進み、援助を受ける側も、また援助する側もマンパワーが大変になってくることが予測されます。これらのこともしっかり検討課題に入れていく必要がありますが、これらのことにどのように対応されて、解決していかれますか、お尋ねいたします。

## 議長（鈴木 悦子君）

藤原危機管理監。

## 危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕

防災マップは、美作市のホームページでも見れるようになっております。そして、先ほど倉地議員が言われました自治会での防災マップの作成、大変ありがとうございます。市民の皆様の共助、大変ありがとうございます。それにより大切な命が救われることとなります。今後ともよろしく願います。

美作市といたしましては、講習会などを開き、地域住民の皆様と一緒に危険箇所の共有をしていこうと思っております。〔降壇〕

## 議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、3回目です。

## 6番（倉地 重夫君）

防災マップについては、先ほど言いましたように、これを配られていること自体市民が知らないと、配られたものをしまい込んでしもうてどこへあるかわからんというふうなおうちがたくさんあります。そういった意味では、特に危険箇所に、指定箇所に住んでおられるところには、そういったあなたが住んでおられるところにはこういう危険な箇所があるんですよと、そういうことを個別に知らせるようなことも必要じゃないかと思われま。こういったようなことをしっかり考慮して、防災マップのことも対応していただきたいと思えます。この項目はこれで終わります。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、続けて3項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

3項目め、避難指示の告知についてであります。先ほど安藤議員のほうも言われましたが、文言が避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示というふうな形で漢字でずらずらと並べたこういった文書があるんですが、これが内容がしっかり当事者に伝わってるかどうかということです。各地の消防の方がそういう避難誘導などに当たっておられるわけですが、災害時に消防車を回して、危険箇所を巡回して、これらの段階をしっかり把握して、対象者の誘導、また高齢者、障がいで見ずから移動できない人たちの適切な避難所への搬送などがなされていると思いますが、市内全域をカバーできる体制が整っているのか。逃げおくれで被害者が出るようなことはないのか、情報弱者にしっかり情報が適切に伝わるシステムができていくのかということについてお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

藤原危機管理監。

危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕

要配慮者の避難場所への搬送は、個別支援計画に基づき、親戚の方、地区住民、御近所の方あるいは施設の職員が行うとされていますが、必要に応じて消防団や市職員で対応させていただきます。

今後、要支援者の避難所として市内のホテル等の宿泊施設の活用、あわせて訓練等を実施、また現在指定の福祉避難所の運営等の構築に努めてまいりたいと考えます。

情報弱者の方を含めまして市民の皆様への避難情報の周知は、告知放送、美作市一斉メール、美作市公式アプリみまさかオンライン、ケーブルテレビのデータ放送、NHK等テレビのデータ放送、エリアメール等を活用しております。そして、市民の皆様には早い避難をしていただきたくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目。

人命救助の意味から、危険な情報をそれぞれの対象者にいかに早く知らせ避難していただくか、独居老人や訪問介護を受けている人たち、聴力や視力が低下してこれらの情報が伝わりにくい人々をしっかりとサポートしていく、データ放送やメールなどとは無縁な人々を日ごろからしっかりと把握していく必要があると思われまます。個別の支援計画、親戚の方、地区住民あるいは施設の職員や消防団、市職員で対応することです。災害発生頻度が多くなっています。日ごろからいろんな状況を想定した対応方法なども検討が必要かと思われまます。これらについてどのように対応されますでしょうか。避難情報というか、避難してくださいという情報がかなり広域に告知放送にしてもエリアメールにしても出るわけですが、結局該当する、本当に避難しなければいけないところに住んでおられる方というのは、恐らく非常に狭い範囲の方だと思うんです。だから、情報が出たり、告知放送でそういう避難指示が出ても、あまた言ようなあと、いわゆるおおかみ少年みたいな、そういうことになるのが危惧されるわけでありまます。そういった、本当にあなたのところは避難してもらわなければならないんだということをそういう対象者に的確に知らせる、こういう方法をしっかりと検討していただきたいと思われまます。これらのことについてはどのように考えておられまますでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

7月豪雨出災においては、私ども、そこの市民センターで防災活動を指揮させていただきましたが、そのときも何名かの議員も防災服で御参集をいただきましてありがとうございました。

そこでごらんになった方はおられると思うんですが、もちろん我々としてもメールとかあるいは告知放送をしますけども、最終的には消防及び消防団の方々をお願いをして、特に浸水可能区域については個別に放送したり、あるいはドアノックして避難を要請をしておりますので、1度、また災害対策の現場にも足を運んでごらんになっていただければと思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

3回目です。

私も、美作の市民センターまではよう来なかったんですけど、途中、道路冠水なんかで英田の保健センターに行く途中も車で行こうとしたら、ひょっとしたらこれ帰れんようになるんじゃないかというような道路冠水の部分もあったりして、英田だけで済ませたんですけども。そういうことで、しっかり個人をサポートする体制ができていくということで、引き続きお願いしたいと思います。

その件で、林野の地域の方がちょっと言っておられたんですが、市民センターのほうへ避難を誘導してただけで、出るときにはおったんだけど、着いてみたら誰かいないんだということで大騒ぎになったということがあったみたいです。それで、後からわかったんですが、結局、自分の知り合いのところに避難して、何か長大寺の高いところのほうに避難してて私は大丈夫なんだよというようなことが後からわかって大騒ぎをしたというふうな情報も聞いています。こういったことで現場の人たちが混乱するようなことがないように、しっかり対応していただきたいなと思います。

以上でこの件終わりにします。

**議長（鈴木 悦子君）**

じゃあ、続けて4項目めに進んでください。

**6番（倉地 重夫君）**

先般、8月4日、第一小学校で防災教育講座、いきなりこれ言っていていいですか、開催され、私も参加いたしました。市民の参加の方が非常に少なく、講座内容も実習、起震車体験、煙体験、消火器操作など普通には体験しにくいことを体験するという企画であったと思われるが、これらも大切であるが、多数の市民が災害が発生したときにどのような行動が求められるのか、今回の豪雨災害のような事態が起きたとき、みずからの命を守るための手段、避難訓練のようなものをできるだけ多く市民の皆さんが参加できる方法で取り組むことが求められているのではないかと思います。ハザードマップ、危険箇所に住んでいる市民の皆さんのより多くの参加が可能な方法で取り組む必要があると思うが、どのように取り組まれるのですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

美作第一小学校で実施いたしました防災教育講座、教育委員会が所管をしておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

防災キャンプ並びに防災教育講座は、平成25年度から市内の全地域で順次実施をしております。児童の

みでなく、地域の方々の協力により防災意識の向上と学習を深めてまいりました。

今年度は、議員がおっしゃったとおり、8月4日土曜日に美作第一小学校で第一小学校の小学校4年生から6年生とその保護者、地域住民の方、約80人が参加し、美作第一小学校区防災教育講座として実施をいたしました。

この防災教育講座では、通学路や学校周辺地域の危険箇所を再確認をするため、児童と地域の方が一緒になってハザードマップ、防災マップの作成について学習をしております。今年度は、さらに起震車体験、震度7とか6とか、私も実際震度7のに乗ると、机の床下へ潜れというのもちょっと怖くてできなかったような状態でしたが、起震車体験であったり、煙体験、煙が充満している部屋の中でこう歩いていくというような経験、消火器の取扱訓練といった実習を通じ、火災、地震等の災害についても学んでおります。

先ほど御質問の中に、参加者が少なかつたとの御感想もありましたが、7月の豪雨災害を受け、私もずっとこれには参加しておりますが、地域からの参加というのが予想外に多かつたなというふうに感じております。新聞やテレビの報道で見る被災地の状況は、本当に痛ましいものでございます。猛暑の中これだけ多くの方が学校へ足を運んでくださったことは、市民の防災意識にも影響があつたものと考えております。

今回の講座では、被災したときにまずどうするかということを中心に、子どもたちが体験を通じながら学ぶことができました。教育委員会といたしましては、今後も学校と地域の方々がともに防災について学習する機会というのを設けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

2回目。

私は、第一小学校へは初めて参加したわけですが、校舎は下から何度も見ておりましたが、車で行こうとしましたら、道がわかりませんでした。地元の方は地域の避難場所にもなっているので熟知しておられるのかと思いますが、これは1つ途中で案内看板のようなものが必要かなというふうなことを感じました。

80人の参加が多いと見るかどうかは判断の分かれるところですが、学校のある地域は高台で水害とは縁のないところかもしれません。各地で消防署の方などを招いてAEDの操作方法などを取り入れた防災教育、訓練が行われています。私も、地元のそういった訓練には何度か参加しております。いざというときに自分の体は自分で守られなければならないということをできるだけ多くの方と市民の皆さんの参加が得られる方法で実施をして、その共有をしていく、そういった告知の仕方もぜひとも研究していただき、たくさんの方の皆さんが参加できるように企画をしていただくよう求めておきます。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

やや、お伺いをしておりまして、これ私のほうから答えたほうが良いと思いますので、お答えしますけれども。

市民の方々に広く御参加をいただくのは、総合防災訓練でございます。これにつきましては、当市におきましては、やったり、やらなかつたりという状況でございましたけれども、このところ、隔年、2年に1回必ず実施をするということで、手始めに英田の水防訓練から始めまして、去年大原までいって、来年に美作

で、先ほど御質問のあった災害弱者対策を主軸にしながらやっていこうというふうに考えております。

一方で、学校の場合には、主に子どもたちの防災についての認識を高めるということで、これは学校をめぐるんです、たしか、ずっといろんな学校をめくりながら毎年やらせていただきまして、主たる目的は子どもたちであります。そして、子どもたちのときに、今回に限っては、地域の方や議員の方も含めて、災害直後ということで関心が高まったので、たくさんいらしたというふうに私も感じさせていただいたところでございます。私もあそこの場所はよく知っておりますので、車で自分でとめましたけども、聞けば、案内がなかったと言って怒った議員がいたという話もありましたけども、地元の流儀というのは地元の流儀としてあれで十分でなかったかとは、思っております。

ただ、第一小学校につきましては、アクセスのルートをもう少ししっかりしたものにする、つまり車が1台通りますと、もうすれ違いができないところが多い地域でございますので、そういう意味でのアクセスの改善というのが前から課題になっているということについては、この場で認識をさせていただきたいと存じます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員、3回目です。

**6番（倉地 重夫君）**

総括で。

市長から答弁いただきまして、アクセス面、道路の進入路というんか、登校の道路が狭いということでもわかりにくいというようなことは確かに感じておられるということで、これも解消に向けての課題があるというふうに認識しておられるということですが、土地とか工事代とかいろいろお金もかかることですが、こういったことは適切に対応していただきたいと思えます。

この項を終わります、次に。

**議長（鈴木 悦子君）**

ここで10分間休憩しますので、5項目めは休憩の後にしてください。

午後3時57分 休憩

午後4時07分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

倉地議員、5項目めから始めてください。

**6番（倉地 重夫君）**〔質問席〕

5項目め、危険箇所改修や改善について、昭和38年水害、21災害など集中豪雨による災害の発生頻度が増えています。水害が起こるたびに浸水被害の発生する地域に対する対策は十分行われているのかということで、先ほど来、真野部長のほうから河床の立木の伐採ですか、それとか20カ所に及ぶしゅんせつ、これも始まっているということなんで、こういった点を割愛しながらの質問にさせていただこうと思えます。

河川しゅんせつなどは、何回もこれほかの議員も要望を出しておられますけれども、まずとにかく流域に住んでおられた方が目に見えるわけです。あそこへよけえ堆積しとると、あれをとつときゃあ今回の水害はなかったんじゃないだろうかというふうに、もう実際は河床のほうの堆積土砂はそんなに影響がないんだというふうなことを言われる方もありますけど、そういう市民が目を見て、明らかに水の流れを阻害しとる

と思われるようなものは、どんどん、特に今回の水害で県のほうも神経をとがらせていると思いますので、これを機会にしっかり要望を県のほうに出して。

それから、要望の都度言われるのが、結局、堆積土砂の持っていき場所、堆積することはすぐできるんだけど、どこへ持っていったらええんかという形が再三、その都度問題になっております。こういったものをしっかり交わし場所というんか、持っていき場所を災害が起きてから慌てて探すのではなく、ここへはずっと何年分か持っていけるんだという場所を確保して、こういうことが災害が起きたときでなしに、日常的にたまったものは余りたまらないうちに排除していくような、そういうこともしっかり検討していかなければいけないんじゃないかと思います。そのことに対して答弁いただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

倉地議員の危険箇所改修や改善についてという御質問でございます。

近年の豪雨は、予想が難しく、局地的で突発的な集中的な降り方をするゲリラ豪雨や同じ場所で積乱雲が次々と発生して帯状に重なり、連なり、数時間にわたり同じ場所に停滞をして大雨をもたらす線状降水帯の発生など、各地で想定外の豪雨により甚大な被害が発生する傾向となっております。7月に西日本を襲った豪雨も、梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生により、長時間の豪雨で多くの人命が奪われ、また家屋の浸水や交通網の寸断により住民生活や経済活動に多大の影響が出ているのは、御承知のとおりでございます。現在、地元の方から訴訟が起こされているというような情報も聞いております。

美作市では、倉敷市で発生したような大規模な堤防の決壊や越流による家屋への被害は少なかったものの、水位上昇による低地部での排水が不能となり、敷地内で冠水し、床下や床上に被害が発生をしております。県では、先ほど倉地議員が申されましたけれども、立木の伐採、それからしゅんせつ20カ所が既に行われているというようなことであります。今後につきましても、しっかりと要望してまいりたいと思います。

それから、残土処理場でございますけれども、6月か3月議会だったと思いますけれど、とりあえず岡山県のほうで民間の残土処理場を確保したということで、今回もその残土処理場へ持っていくというふうにお聞きをしております。しかしながら、民間の残土処理場ですので、いつ何ときどういふことがあるかわかりません。したがって、公共の残土処理場というのは必要であると思っておりますので、今後も検討してまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

美作市を流れる河川、梶並川と吉野川、国や県から指摘されている堤防の高さあるいは断面積が足りないとされてる箇所が39カ所ですか、防災計画書という、この前配付してもらった黄色なあれの中にちゃんとそういうこと、それから土砂災害の場所とか、そういったものがきちっと文書で書き込まれているんですけども、こういったものが文書で書かれてるんで、それじゃ実際にどここの左岸とかというて書いてあるけれども、地域ではどこの位置になるかという地図落とすというんですか、こういうものがしてあればいいかなというふうに思います。

それから、今回の倉敷市の水害、50年に1度とか100年に1度、先ほど真野部長が言われた2%とか1%とかという発生率というんですか、こういうことで対応しているのが現状だと思います。今回、倉敷の小田川堤防決壊箇所にも、こういった先ほど言いました河川の堤防の高さが足りないとか、あるいは堤防の容積

というんか、面積というんか、断面積が足りないとかということで国、県が指定されている、まさにその場所が決壊しているわけです。

美作市においても、地形的に言えば、吉野川とそれから梶並川の合流地点、上水浸水地域にも指定になっておりますが、入田とか林野、この地域、全く同じようなところへ住宅密集、市民がたくさん住んでおられるわけです。今回もそういったところで床上浸水が多く発生しているということで、真備でもハザードマップで指摘されているとおりのところが浸水したというふうなことが報道されております。こういったことをしっかり指摘されておりながら予算がつかなくて改修ができてない、それが次の災害を引き起こすんだということをしっかり念頭に置いて対応していただきたいと思います。

それから、それぞれ谷川の水が大川に流れる出口に今ゲートがついているんです。それで、これが、結局、ゲートを閉めると内水が浸水してくる、あけると、結局内水が流れていき切らない、いろんなことが起こっております。きょうも新聞に出ておりましたが、ゲートに排水ポンプをつけるというふうなことが津山市が取り組まれているんだということが記事になっておりました。大量の水を川に押し出すためのポンプというのは、予算もかかるのかもわかりませんが、これは内水を排水するための工事というのは、市の予算になるんですかね。これも、先ほどからも何度も出てる上水浸水区域、内水による浸水区域の被災をなくするという意味で、これ予算化して、そういったところの安全・安心を確保していくということには取り組んでいただきたいと思いますが、このことについてお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

倉地議員の御質問で重要水防箇所でございます。

岡山県でございますけれども、岡山県によりますと、河川法に基づく年1回の堤防点検を行うとともに、河川管理の一環として月2回以上の巡視を行い、日常的に異常の発見に努めておるということでございます。堤防の高さや断面が不足している箇所につきましては、優先度の高い箇所から順次改修工事を進めているところであります。

現在、県が取りかかっておりますのは、英田地域の青野のところを計画をしておるわけですが、河川事業といいますのは大変事業費もかかりますし、それから事業期間も長うございます。県のほうもなかなか大変な予算がかかりますので、一挙に進むということはありませんけれども、河川の原則的な改修の仕方としては、下流からやっていくというのが大原則でございますので、少しでも早くやってもらいたいというふうに思いますし、それから、特に危険な箇所については、要望をしっかりとって、そこだけでも局所改良していただきたいというふうに思っております。現在、県では、先ほど申し上げましたけれども、被害が発生した洪水箇所の対応を行うなど、河川全体の整備水準を高める、すなわち土砂の撤去、立木の伐採をしておるというところであります。

場所の特定をすべしということで、地域防災計画に反映をしなければならないということでございます。当然、防災計画には、どこどこ地域というふうなことしか書いておりませんので、しっかりと図面でわかるようなことを今後すべきであるというふうに考えております。

それから、排水のことでございます。

これは、雨水排水でございますので、内水排除につきましては、担当部局は環境部になろうかと思っておりますけれども、今回、林野地区、入田地区で特に浸水があって、ほかにもまだありました。新聞でもありますように、移動式の排水ポンプとか、いろいろなことが言われておりますので、検討してまいりたいというふうに

思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

宿野環境部長。

**環境部長（宿野 豊彦君）**〔登壇〕

失礼します。

先ほど真野部長のほうからありましたが、内水のことについては下水道課の担当になりますので、一言〔聴取不能〕。

まず、下水道課で平成21年災の後、22年にかけて雨水計画の見直しの検討を行っております。それで、雨水ポンプの検討もしましたが、林野の場合に概算で3億8,000万円ぐらい、それから入田で2億1,000万円、6億円近くかかることで、建設費や維持管理コストを総合的に判断して、そのときは対策を行っておりません。それで、きょうの新聞で津山のほうで、先ほど倉地議員のほうからありましたが、ゲートにポンプがついたものを何か設置するようなのが載っておりましたので、きょう、下水道課長にどのようなものか、金額的にどのくらいつくものなのかということ調べるように指示をしております。今後、その辺の対策についても検討していきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員、3回目です。

**6番（倉地 重夫君）**

3回目と総括と一緒に。

市民の暮らしの安心・安全、災害に対する防災ということでもありますので、こういった、先ほど指摘したようなことは、しっかり、予算もかかることではありますが、対応して、市民の安心を守っていただきたいと、このように思います。

では、次に。

**議長（鈴木 悦子君）**

続けて、6項目めに入ってください。

**6番（倉地 重夫君）**

6項目めで、昨年も私、6月議会で、ちょうど新聞でふるさと納税の岡山県下の納税額が公表されるのがこの時期だからということだと思んですが、ふるさと納税の増加については、22%美作市では増えているんだと、3,000万円を目指して今後取り組むんだというふうなことを途中でほかの議員の方の答弁あるいは市長の所信でこういうことを聞いておりますが、美作市の人口1人当たりの納税額を単純に人口で割りますと、1人当たりについては992円と、少ないほうから10番目となっております。これらのデータについて何を感じられるかお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ちょうど先週から今週にかけて、総務省が方針を発表しましたけれども、全国のふるさと納税について、返礼品の額がちょっと多過ぎるという問題があります。これにつきましては、前々から問題を指摘はしておったんですが、今般、そういうことで、直らない場合においては、税額控除の対象から外すという方針を決めたということでありまして、私どもとしては、今まで真面目にやってきてよかったというか、一方で、も

つとつ返礼品の質や量が増えれば、同じ3割でもできるという気はしております。私どもとしたら、無理をしないけれども、できるだけたくさんに頂戴できるための努力をする。そういう意味では、かつては600万円ぐらいでした。それをよくここまで職員の努力でもってやってこれたなと思っております。加えて、有効に御篤志を活用させていただきたい。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

先日のふるさと納税の記事の中にもあるんですが、昨年、高額な家電品とか、あるいは高級ワインなどを返礼品に取り上げ問題を指摘されたのが去年で、それはことしは是正されているのではないかという記事にはなっておりました。にもかかわらず、昨年多かったところがそのまま高額が載っておりました。今後、その記事の中に、返礼品は地元というか、受ける側の特産物、そういったものに限定した形で対応するようにというふうなこともあわせて書かれてたと思います。

冒頭、市長が所信で述べられましたが、美作市の障がい者支援のために使ってくださいという指定でふるさと納税が多額の納税が寄せられたというふうなことを言っておられました。市によっては、市のホームページのトップに、私たちの市は子育て支援にしっかり力を入れておりますと、これは私の質問にかこつけて言うようなことになるんですが、給食費は小・中学生無料ですと、あるいは医療費は高校卒業まで無料ですというようなことをホームページのトップにちゃんとタイトルで表示しているような市もあるんです。美作市は、そういう意味では支援者教育に取り組もうということのをこれからうたっていかれるのかもわかりませんが、美作市は返礼品で豪華なものというんか、例えば隣の牛肉とか、そういうものが桃とかブドウとかもあります。そういう果物に関しては近隣の町村のほうがネームバリューが高いというふうなこともあります。だから、結局美作市のこういった返礼品がいいよということを訴えるためにも、美作市のそういった農産物なり、そういった果物なり、そういったものをしっかり応援する政策、農業なり、そういった果物をつくっておられる方の生産を応援する、そういう政策もあわせて必要になるものと思います。

それとあわせて、先ほど言いました市の政策、障がい者支援であるのか、あるいは子育て支援であるのか、こういったことを大概美作市のふるさと納税の対象に考えてみようかなと思われる、そういう訴えというんですか、これもやっていかなければならないんじゃないかなと思います。何よりも返礼品で美作市の魅力を出すのであれば、そういった先ほどのそういった返礼品を育てるというんか、そういう施策が必要と思われる。その辺について御答弁をお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

経済部のほうで及ばずながら、その手の努力はさせていただいております。

また、市の政策のアピールということにつきましては、大変貴重な意見として前向きに検討させていただきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

この項目もこれで終わります。

議長（鈴木 悦子君）

次、7項目めに進んでください。

6番（倉地 重夫君）

7項目めは、ほかの議員が何度も取り上げられた小学校へのエアコンの導入についてであります。昨日も岡野議員からしっかり予算づけのことについて質問があって、詳しい説明を受けております。そういうことで、重複することは避けます。

それで、私が思ったのは、今回、政府のほうの援助対象の中に普通教室とあわせて特別教室、児童及び教職員が使用する全ての部屋、理科室等の特別教室や屋内運動場なども含むというふうな通達が出ております。今度の美作市の小学校のエアコンの設置について、どの範囲で予定をされているのか、お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

小学校の今回は、今まで既に、先ほどからずっと昨日からお答えさせていただいているとおり、管理諸室、それから特別支援教室、また特別教室の一部にはもう既に設置しておりますので、来年は普通教室へのエアコン設置ということでございます。

また、補助のことをおっしゃいましたけれど、今回、文部科学省も子どもの死亡事故を受け、補助金も考えているようですが、この補助がつくのは来年でございます。皆様からは一刻も早くということもいただき、今回、補正で設計監理を出させていただいておりますので、その辺を御理解賜りたく存じます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

以上で私の9月の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号6番倉地重夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで春名企画振興部長心得より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

春名企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。

議長の発言の許可を得まして、私のほうから先ほどの安藤議員の御質問に対して答弁した中で、2点訂正をお願い申し上げます。

議員のほうから御質問のありました3項目めの美作市の人口減少対策についての中で、今年度に入りまして、8月末現在の社会動態はマイナスの9人となっている状況ですと御説明申し上げましたところですが、この9人と申しますのは、8月一月份がマイナス9人でございまして、8月末現在の累計の社会動態の人数はマイナス20人というものでございます。訂正をお願いいたします。

済みませんが、もう一カ所ございまして、同じく3項目めの美作市の人口減少対策の中でALTの関係をお説明したかと思えます。平成28年度よりALT2名を採用し、体制整備を行いと申し上げましたけれども、ALTの採用につきましては、現在のところ、2名ではなく3名採用になっておりますので、2から3

に訂正をお願いいたします。

〔教育長大川泰栄君「ALTの人数を訂正します」と呼ぶ〕

以上、おわび申し上げまして、訂正とさせていただきます。〔降壇〕

〔「訂正の訂正かな」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

ALTの人数につきましては、29年度からはALTを3人、JETプログラムによる中学校のALTを2人で、合計5人の方がいらっしゃいますので、訂正させていただきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、続きまして、通告順番8番、議席番号7番重平直樹議員の発言を許可いたします。

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**〔質問席〕

議長の許可を得ましたので、平成30年度9月議会一般質問をたぐいまよりさせていただきます。

最初に、西日本豪雨、台風21号、先日の北海道の地震で被災された方にお見舞いを申すとともに、お亡くなりになられた方に御冥福を申し上げます。一日も早い復興を願っております。

今回の私の質問は、1番目が暑さ対策、2番目が市道の維持管理、3番目が河川水位カメラでございます。

それでは、1番目から読ませてまいります。

1、①エアコン整備について。

これは、先ほども、きのうからもずっとエアコン整備については皆さん質問されて、重複するとは思いますが、皆さん、辛抱して聞いてください。

今年度は、市内全中学校のエアコン設置となったようですが、小学校への設置はどのようにお考えなのかお聞かせくださいというのが、これは早く書いたのでこういう質問になります。お許してください。

温暖化がますます進み、ことしのような猛暑、それ以上の猛暑日が最新予測研究（AFP）時事のヤフーニュースでは、世界の異常高温2022年まで続くというような記事が出ておりました。この温暖期は、少なくとも5年間は続く予想されております。国会などでも、ことしの猛暑を受け検討されるようですが、美作市としてはそれまで待たないでエアコン設置をする機会は考えられておるのでしょうか。考えをお聞きいたします。

②の運動会時期について。

地球温暖化で厳しい残暑が続いている昨今、運動会を今の9月でなく、来年からは5月に実施してはどうかと。既に勝田中学校では10年余り前から5月末に運動会をしている。今年度は、5月26日に行っているようです。

少しそれますが、夏休み中のプールでは、気温31度以上になると中止になっていたみたいですが、2学期

になり、運動会の練習にしても、31度以上になることが多々あると思われませんが、どうでしょうか。教育委員会としても、学校長やPTAとの協議をしなくてはいけないのかわかりませんが、検討をしてみてもどうでしょうか。県内でも、既に県南を中心に5月の運動会を実施している小学校、中学校があると聞いております。

以上、2点についてお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

エアコンの整備につきましては、昨日からお答えしておるとおり、今回の議会、補正で設計監理料をお願いしております。今後も、随時お願いしてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

運動会の時期につきましては、安藤議員の御質問でも触れましたとおり、5月実施と、春に実施ということも検討課題かと思っております。

県内で既に実施している学校があるということですが、実は小学校は、春開催が58%、中学校では39%が県内でも既に春に開催をいたしております。

それから、小学校でのプール、31度ということですが、これは議員の認識のお間違いで、これは実は熱中症の危険指数というものがございまして。これは、実は熱中症というのは気温だけではなくて、気温と湿度と、それから太陽からの輻射熱、そうしたものをあわせて判断をいたします。この指数というものが31になると運動はやめましょうということで、こうした場合には小学校のプール開放の日にも危ないので、これ実際には、プールに入っている、皆さん水の中で思われるかもしれませんが、プールでも熱中症は発生いたします。したがって、そういう場合には、運動は原則禁止ということでさせていただいておりますので、気温が31度ではございませんので、正しく御認識いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

2回目でございます。

エアコン整備については、英田地域に4年前整備して以来、何人かの議員がエアコン整備について質問されていましたが、やっと設計監理委託料が補正予算として計上されているが、国の方針として今後2年間をかけてエアコン整備について検討、報道されてからの補正予算に思える。市民に一番密着している市行政がおくれている計画、声なき声が4年かけてやっと届いたと思うし、来年夏までには必ず整備をしてもらいものです。

次に、運動会については、検討が必要であると答弁されていますが、来年以降、2022年までこの異常な暑さが続くと予想されている人がいますので、前向きに検討をしてもらいたいです。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

答弁要りますか。

**7番（重平 直樹君）**

あったらお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

英田地域にエアコンを設置して以降、教育委員会としてお願いをしまいいりまして、特に温度に敏感な特別支援教室に設置するなど順次整備を続けてまいりました。教育委員会としても、来年度中には小学校の普通教室に設置をいたしたいと考えております。

以上でございます。

今年度中ではなくて、来年度の初めにはということです。

〔「今年度中。今年度予算についてある」と呼ぶ者あり〕

今年度予算。ただそれはまだこれからのことでございますので。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

誤解がないようにこちらの方針を申し上げますと、来年の夏、6月、7月あたりから暑くなっても大丈夫なようにしにゃいかんということで。基本はたしか、春休みに工事ができるような予算編成をする方向で今回設計監理を上げて、できれば12月補正でというのが今の当局としての基本方針であります。

ちなみに、それから、議員、7月臨時議会のとき覚えてらっしゃいますか。

〔7番重平直樹君「7月の議会」と呼ぶ〕

議会。

〔7番重平直樹君「6月」と呼ぶ〕

7月。

〔7番重平直樹君「臨時議会」と呼ぶ〕

うん。実は、そこでエアコン設置方針を表明させていただきましたので、御記憶願います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

3回目で総括とします。

子どもは国の宝と言われております。エアコンの設置は一刻も早く検討していただき、運動会については、5月に運動会をするには小学校1年生になったばかりのお子さんが大変とは聞いておりますが、検討をお願いします。

市長が今言われた春休みに工事をするというのは、大変願ってもないことなんで、よろしくお願ひしまして、この項を終わりにします。

議長（鈴木 悦子君）

続けて2項目めに進んでください。

7番（重平 直樹君）

2項目めの市道維持管理、道路パトロールについて。

美作市の道路パトロールカーでの業務内容は、どのようになっているのか。私も道路を通行してますと、パトロールカーを見ていたが、県のパトロールカーと市のパトロールカーがよくわからず、調べると、県はわかりませんが、市のパトロールカーは1台で囑託職員が2名で市内全域を5日かけて市道のパトロールを

しているということですが、道路に穴がある場合に使用されている袋入りのレミコンで応急処置をされているが、転圧をしているのかしていないのか、すぐに道路に散乱し、穴埋めの効果がないことがよくあります。これをどう対処いただけますか。

②の水路掃除等の状況について。

市内の各地で道路愛護として草刈りや水路掃除を春1回、秋1回、年に2回されているところが多いと思いますが、掃除後に出た草木あるいは土砂などたまったごみは市が撤去処分していただけないかと市民からよく言われますが、どうでしょうか。

③パトロール中に異常があったときの対処について。

市道が物や庭木で狭いところが出てきているが、パトロール車で気がつけば報告を受けていると思いますが、担当課としては、撤去や木の剪定をしてもらう努力はされていないのでしょうか。せつかくの市道を有効に利用できていないと思います。

以上、3点についてお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

重平議員の市道の維持管理についてということでお答えをさせていただきます。

まず、道路パトロールでございます。

道路パトロールの業務につきましては、先ほど議員言われましたように、市で定めている道路パトロール要項に基づき、2名のパトロール員が主要な市道を中心にその他の市道も含め、毎日パトロールを行っているところでございます。市道の路線といたしましては、全体で言えば2,130路線、距離で言いますと989キロ、約1,000キロでございます。その中で主要な道路を回っているところでございます。おおむね5日で市内を一巡し、路面やのり面、側溝などの状況を点検し、異常や損傷を発見した場合で軽微なものについては、補修や清掃、通行の支障となる枝葉の除去、危険箇所の明示など即時対応をしておるところでございます。パトロールの結果や作業内容は日報で毎日報告してもらっておりまして、後に実施する修繕などに引き継いでやっております。

路面にあいた穴の補修で転圧ができていないのではないかという御指摘です。転圧は、穴の大きさなどの状態により振動コンパクターや、あるいはパトロール車のタイヤで行い、所定の締めがためはできていると考えております。しかし、新設の舗装のように一体的に施行したものと比べ、既存のアスファルトとのなじみという点では劣ることは否めません。材料や施工上の限界はあるものの、より入念に施工するよう心がけますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、水路掃除等の状況でございます。

自治会等で実施していただいている草刈りや清掃など、市道の維持管理では大変お世話になっているところでございます。

道路愛護などの作業で発生した刈りとった草やごみの集積、処分は、現在のところ実施をされておられる団体等で自主的に対応していただいております。今後も原則この方針でお願いしたいと考えております。しかし、地区内で処分先の確保が難しいなど作業の実施に支障があるようであれば、担当課、建設課のほうへ御相談をいただければというふうに思っております。地区内の安全な通行や良好な生活環境の維持が図られますよう、地区と行政が協働の観点に立って、円滑に事業が実施できればというふうに思っております。

次に、パトロール中の異常があったときの対処でございます。

パトロールにおいて、倒木や枝葉の張り出しにより通行に支障が発見され、緊急を要する場合は、随時、伐採、撤去を行っております。支障物が民地内のものであれば、原則、管理者である所有者にお願いをすることになります。市内に張りめぐらされている市道の状況をいち早く把握し、車両や人が安全に通行するために、地域の皆さんからの情報提供は大変重要でございます。気づくことがあれば、何なりと御連絡いただき、それに対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

2回目です。

補修や清掃、通行の支障となる枝葉の除去、危険箇所名称などを即時に対応していると答弁されていますが、実際に対応されているのか疑問であります。2名の方は、1週間かけて市道を回る、5日かけて回るとのことですが、これ僕の意見ばかりじゃなしに市民の方から何もしてないのではないかと、走らせているだけではないのかと指摘も聞きますので、この2回目の質問としております。市で定められている道路パトロールの要領のコピーを後で提出してもらえればありがたいです。

水路から水があふれ、路肩が崩れるなどのおそれがあるので、水路にたまった枯れ葉などの撤去もやってもらいたいと思います。これはいかがでしょうか。

パトロールカーが市内をパトロールしているなら、市道にはみ出した通行の妨げになっている庭木や市道を占拠している個人のもはよくわかると思うのですが、作業内容の報告に書くように職員が現地確認し、対応すべきではないかと、それが安全に通行できると思いますが、どう思われますか、お聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

2回目の御質問の道路パトロールでございます。

今、お二方来ていただいておりますけど、お一人の方は土木をずっとやってこられたという現場経験のある方でございますし、もう一人の方は教習所の先生として指導されたという経験がある方でございます。お二人誠実に現場のほうは回っていただいておりますということはあるんですけど、しかしながら、市民の方から見てもう一歩だということがあれば、十分その辺は伝えておきたいし、我々としてもそういう声を直接届けていただければ、適切なことができるのではないかとこのように思っております。

それから、要領のコピーの提出についてはさせていただきます。

それから、水路の清掃でございます。

これは、重要だと思っております。すなわち水路が詰まっておれば、水がオーバーフローして路肩へ流れて、路肩が壊れて、結局は災害復旧なり道路の修繕費がかさむということが課題でありまして、このことについては以前から各支所へも指導しておるところですけれど、量もたくさんありまして、行き届いていないところがございます。今後、一層それには取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、庭木等のことでございます。

具体的なことがありましたら、言っていただければ、我々としても対処していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

3回目です。

建設部長からいただきました。3回目は総括とします。

市民が見て、ただパトロールが回るだけだと思われぬよう報告を上げてもらい、それに対して早く対処をお願いしまして、この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、続けて3項目めに進んでください。

7番（重平 直樹君）

3項目めの河川水位カメラの改善についてでございます。

昨年の議会で皆木危機管理監に質問したのを覚えておりますが、同じような質問になるとは思いますが、市民の声として見にくいので何とかならないかと言われます。といいますのが、7月の西日本豪雨のときに、私も、消防団まだ現役でございます。そして、詰所待機をしているときに、他の消防団員に美作市公式アプリをダウンロードするようにお勧めし、河川水位カメラを見たり、スマホなどで小さいのは小さいんですけど、タブレットもありましたけど、よく見て、五、六人でやっぱしわからんな、暗いなという声があったので、今回、再度同じような質問をさせていただきます。誰が見てもわかるような目印がないために、何を基準に避難の参考にするかよくわからないと聞いています。誰が見ても参考になるよう、見やすい目印と目印を照らす照明などの改善余地はないのでしょうか。また、このままでよいとお考えなのかお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

藤原危機管理監。

危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕

河川監視カメラについては、市内各地で変更や新設の要望があり、全体の見直しを検討しております。御意見を参考とさせていただきます。市民の皆様からも同様の指摘があり改良をしていますが、見やすくするには微調整などの丁寧な配慮が必要です。河川監視カメラ及び水位計も含めてどのようなものを設置すれば災害に強くなるか検討いたします。

また、岡山県が平成30年度水位計設置予定箇所が2カ所あり、後山川で後山地区と山家川で土居地区になっております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

2回目です。

河川監視カメラ及び水位計も含め、どのようなものを設置すれば災害に強くなるか検討していただきたい。早急に検討対応すべきではないかと思えます。市民の安心・安全を確保するべきと思えます。避難指示を出す場合の基準にもなるのでないかと思うので、早急にやっていただきたい。ということで、消防の水防で出ていた仲間とも話したんですが、早急にやってもらえたらなと思えますので、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

要望でいいんですか。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

今お尋ねの中に避難情報発令の根拠になるんじゃないかという話がありましたが、まことにそのとおりでありまして、特に水位計の情報はとっても正確に出てくるということでありました。岡山県の総合防災ポータルサイトというのはそこで全ての接続して水位計が見えるんです。これが非常に助かりました。そこで、災害直後から国及び県に対してこういう水位計の増設について、大至急やってくれというお願いをいたしましたところ、うちのほうは、先ほど危機管理監からもあったように、去年から申し上げている山家川と後山川への増設、ほぼ確定をいたしました。加えて、本市としては、奈義町の何川か忘れましたが、余野のほうへ流れてくる川がございまして、それについても、我々の町を守る観点から必要だということも申し上げ、加えて火の神の井堰のカメラがどうもオン・オフになって見えなくなったり、見えたりするんで、これは調整してくれと。湯郷にもあるんですが、これが情報が載ってないんで、載ってくれというようなことを県にもお願いをいたしております。

一方で、監視カメラのほうは、私も防災対策のときにこうやって見たんですけども、確かにようわかりませんでした。これが有効性についてはどんなものかなということも若干疑問が今出ておまして、私の個人の考えとしては、水位計をもう少しきちっと増設するほうが、水防対策としては具体的な効果が高いかなということと、水位計情報がポータルサイトでも見えるように何とか接続できないかと、この2点を今私は考えているところであります。終わります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

総括とします。

昨年の12月議会では、美作市には19カ所の監視カメラが設置されており、県下では一番多いということでした。このときに多いからええというもんじゃないでと言わせてもらいましたけど。そして、1台200万円もかかるカメラなので、これは大事に、市民の安全・安心につながりますので、水位計もですが、照明の改善もしていただき、市長も今さっき言われたように、数を増やすばかりじゃなしに、水位計とか見やすいようにしていただきたいと思ひましてこの項を終わり、私の平成30年度9月議会の一般質問を終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番8番、議席番号7番重平直樹議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は10日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後5時06分 延会

平成30年9月10日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日日）

（平成30年第5回美作市議会9月定例会）

平成30年9月10日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	13番	山	本	重	行	
14番	尾	高	誉	久	15番	岩	江	正	行	
16番	日	笠	一	成	17番	内	海	健	次	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

12番 萬代師一

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	萩	原	誠	司	副市長	横	山	博	光
教育長	大	川	泰	栄	政策参与	山	下	亨	
政策審議監	春	名	利	亮	総務部長	岡	本	和	之
危機管理監	藤	原	陽	二	市民部長	角	南	良	雄
環境部長	宿	野	豊	彦	経済部長	遠	藤	宏	一
保健福祉部長	江	見	勉		建設部長	真	野	弘	紀
教育次長	山	名	浩	二	消防長	皆	木	佳	久
会計管理者	山	本	和	毅	企画振興部長心得	春	名	信	明
企画振興部長心得	平	田	幸	春	企画情報課長	小	林	健	一
農業振興課長	安	東	栄	作	危機管理室長	皆	木	敏	治
スポーツ振興課長	中	村	伸	介					

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
課長	坂	元	省	吾
係長	金	谷	裕	子

**議長（鈴木 悦子君）**

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

7日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号12番萬代師一議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

**議長（鈴木 悦子君）**

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番9番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）〔質問席〕**

おはようございます。

一般質問の許可をいただきましたので、9月定例議会の私の一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、3点にわたっての質問をさせていただきます。

その前に、7月7日、降り続いた西日本集中豪雨によって各地に甚大な被害をもたらしました。水害に遭った、水害に見舞われた豪雨災害、大きな爪跡を残して自然災害の怖さを十分見せつけられました。また、続いて台風21号、北海道地震、相次ぐ大災害によって犠牲になられた多くの皆様に御冥福をお祈り、また被災された皆様にもお見舞いを申し上げます。

では、1項目めからの質問をさせていただきます。

この間の災害の今日でございますけど、また皆さんこの災害問題をずっと質問しとるようでございますけれども、重複することがあるかもわかりませんが、お聞きいただきたいと思っております。

西日本を中心に、7月7日ごろから降り続いた集中豪雨により各地に甚大な被害をもたらし、自然災害が起きました。今回の豪雨災害の教訓と、皆様の市民の安全・安心についての質問をさせていただきますと思っております。

質問なんですが、被害実態、河川の氾濫、越水、浸水、堤防の決壊、これらについてどのような状況なのか、ほいで今後はどのような対策をしようとしているのかということについての御質問をいたします。それから、山の崩落、それから農林業被害、これ越水によって大変な、ここのところに来とんですよ、これ載っていない、これ大原なんですが、これ古町の集落の真裏、これ私が写真を撮ったのは11時前ですわ、もう雨がやんで大分してからをやつ、それでもこのくらい水が出とる。これは赤田というところ、赤田のところのこれも、これが今岡の神社の下のところの橋、これらでも全部飛び越えてきとる。それから、私のところの入り口の立石の橋が物すごく水が上がってしもうて、そこのそばに人家があるんですが、土のうを積んだりして大変だったようでございます。これが下町やな、ここらも越水で被害をこうむって、水が少のうなりかけ

た時分でもこのくらいの水が出ると。そやから、このような形の中で、最近の異常気象、いつ何がどこの市で、自然災害がいつどういふうな形の中で起きるやらからないのが今日の現状でございます。それで、北海道やこうでもほんまに、まだ水道が全然いってないところがありますし、そういう中で、農業被害の問題、越水によって。

これで、この前、国の補助金で90%ほど補助しちゃうと、国が負担しちゃうというようなことなんじゃけども、ドローンを飛ばして5センチ以上泥が入るところについては国の補助対象になるというに、こういうに報道を聞いてんですよ。

それで、美作市は今どういふうな形の中でやられとんのか。それから、1年つくった米がじゃねえ、米から野菜、一瞬のうちに流されてしもたわけでございます。その辺のところの、やっぱり痛みのわかる市政を、この辺のところできちっとした形の中で説明をしていただきたいと思います。

それから、道路の通行どめが何カ所ぐらいで、どのような状況なんか、復旧はいつごろなんか、それから復旧、復興の取り組みについて、このことについてのお尋ねをいたします。

3番目が、市内全域の危険箇所、どのくらいあるのか。

広島は災害なんかでは、真砂土のところ物がすごく多いわけですね。ほいで、今回でも梶並の右手のほう、知社それから塩谷、それから後山、大規模林道のところ、これらは全部真砂土なんじゃ、あつこら辺は。ほいで、こういうなところはどのくらいあるのか。

ほじゃけん、山崩れによって人命が奪われないうちじゃね、とりあえず安全・安心が市民の一番の願いじゃから、いろんな箱物も、それは大事なものは大事なんじゃけども、やっぱり人の命を守ることを優先した美作市の市議会であってほしいと思うんです。

そういう意味において、この前、県内を流れる小田川や吉井川の4つの河川については、県は大雨の想定を見直したというて、これが平成27年の水防法が改正されたのを受けて、県が調査したわけじゃな、ほいたら氾濫の危険性のあるところが小田川じゃあいうて言うとなんよ、3月5日ぐらいに、高梁川水系の小田川じゃあと。それから、吉野川水系の吉野川、吉野川いうて言うたらこらじゃ、これみんな吉野川じゃ。危ないですよというて言いよんよ。それと、梶並川、それから私のところの西側の大滝川、このような市内の中においても、ここの美作市の市役所の辺のところだったら7.1メートルいうて言うとなんよ。7.1メートル、とんでもない被害が出てくると思いますよ。

やから、県は、ほいで6月のときにも質問させてもらたんじゃけども、今言うたのは5月11日か、ほいで6月のときにも国土交通省の担当が明らかにしたがというて、5月11日、これ発表した、この質問をした後で、7月にはや、そういう大きな大災害が起きたんでしょ。ですから、やっぱり災害というのは、事前にはやそういうような予兆があるわけじゃから、いろんな形の中で、それをきっちりあなた方が市民の安全・安心を守るために、行政の中でその辺を取り組んでいただきたいと思います。

ほいで、とりあえず災害のときに弱者と言われる人たちの対応について、自然災害、被害を想定した調査を行っているかということ、このこともお尋ねするんですが、災害のときにあっちゃこっちゃ、きょうびのこっちゃからテレビで再々出ります。避難の支援が必要な世帯はどういふうな世帯なんか、それから事前に確認しとかないけないのは何なのかということ。

それと、大原の場合は大原断層があるわな。今回この後に空き家対策の問題質問させてもらうんですけど、やっぱり住環境を整備をする、市民の命を暮らしを守るということを、古町のこの近所は物すごい古い住宅がたくさんある。中町東やこうでも105戸あったんよ、平成9年に。今60切れとんよ。行ってみなさいよ、どがいな状況か。

それと、この被災によって、もし県が調査したような、北海道と同じようなマグニチュード7.2が起きることを想定して調査しとるわけですか。調査した結果、そういうような調査結果が出とるんですよ。そうなたらどのくらいな被害が出るんか。

法の中じゃあね、法というのは人の命と暮らしを守らにやいけんということを言うとするわけじゃから、平和な社会をつくらないけんいうて、日本の憲法があるわけじゃから。それをやっぱし十分いかしてくれんなら、何ぼええ法があってもいけないわけですから、とりあえず法というのはやっぱし常識を言うとするわけじゃから、常識というのは何なっていうたら人間性に尽きるわけじゃから。やっぱしあんた方も、一人の人間じゃと自分の人権を訴えるんだったら、人も一人の人間じゃというふうな形の中での行政をやってもらなしたら、国が言うてくるけん待とるとというような、そういうな行政というのはよくない。やっぱし地域に一番住民とも密着しとんのはあんた方ですから、その辺のところについてはきちっとした答弁をしていただきたいと思います。

ほいで、山崎断層の危険性が指摘されてるが、備えは万全なんかと。今の4項目についての質問でございます。

1回目。

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

おはようございます。

それでは、岩江議員の西日本豪雨災害の教訓と、災害に強いまちづくりについてということで、被害の実態、それから復旧、復興の取り組み、それから市内全域の危険箇所ということで、建設部のほうから答弁をさせていただきます。

まず初めに、被害の実態という中で、河川の氾濫、越水、浸水、堤防の決壊ということの御質問です。

このたびの豪雨では、市内を流れる吉野川や梶並川、その支流沿川で氾濫や越水が起り、農地などで冠水被害が発生をいたしました。当市では、倉敷市真備町で発生したような大規模な堤防の決壊や越流による住宅地への甚大な被害はなかったものの、一部では越水による床上、床下浸水も発生をしております。他方、市内で発生した床下や床上の被害は、主要河川の水位上昇により低地部の排水が不能になり、浸水による被害が多くなっております。

この災害を受け、岡山県では、これら被害の大きかった地域を優先的に、流れを阻害するおそれのある樹木の伐採やしゅんせつに現在取りかかっておられるところでございます。

次に、山の崩落の件でございます。

このたびの災害を含め、近年の災害では山地崩壊が多発し、下流域に大きな被害をもたらした状況が報道でも多く取り上げられております。これらの要因といたしましては、温暖化がもたらしたとされる短時間での集中豪雨、山林の管理不足による保水力の低下などが言われているところでございます。

山林に囲まれた当市においても例外ではなく、土石流など危険箇所、土砂災害警戒区域など、危険区域の選定が岡山県において指定されているところで、関係住民への周知をさらに徹底し、安全の確保をする必要があるというふうに思っております。

現在、山林関係での被災状況につきましては、地権者、地域住民などからの情報提供により6カ所の崩落を確認しております。山地災害復旧事業への申請のため岡山県と現地確認を行っておりますが、いずれの箇所も採択に難しいという状況でございます。今後、通常事業などでの対応の可能性を探っていきたいという

ふうに思っております。

次に、農林業災害でございます。

農林業の災害につきましては、土砂の流入、耕土流出、畦畔崩壊などによる農地130件、252カ所、路肩崩壊、水路埋塞、頭首工の流出などによる農業用施設17件、路肩崩壊による林道の3件を確認しておるところでございます。また、緊急を要する用水路、農道、林道などの土砂撤去につきましては、受益者及び地域が主体となって市の支援事業を活用し、復旧も行われているというところでございます。

次に、道路の通行どめでございます。

昨日の雨で1カ所大原で通行どめが発生しておりますけれども、道路の通行どめにつきましては、土砂崩れや冠水、一定雨量を超えた場合の事前通行規制などで、一時的なものを含めて国・県道、市道で約60カ所の通行どめが発生をいたしました。このため、遠距離の迂回や集落の孤立が生じるなど、市民生活に大きな影響が出ております。8月末現在の市内の状況でございますが、今回の災害に伴う道路の通行どめは、県道が1路線、市道が13路線となっております。災害復旧事業で早期の復旧が図られるよう申請の手続を急ぎたいというふうに思います。

次に、復旧、復興の取り組みでございます。

これまでも議会の中で答弁をさせていただいておりますが、被害発生直後からは、倒木や崩土の除去、大型の土のうの設置など、応急対策をとり、道路の早期啓開や河川の安全確保に努めてまいりました。被災が一定箇所を超える道路や、河川などの公共土木施設では、現時点で岡山県が75件、河川が66件と道路が9件、市が73件で、河川が25件と道路が47件、公共土木施設補助災害復旧事業の採択に向けて、9月上旬から11月末まで実施をされる災害査定に臨んでいるところでございます。補助災害以外にも、起債を充当した災害復旧事業への申請準備も進めておりまして、あわせて今回の災害で損傷あるいは機能上改善を要する施設の修繕や改修を行ってまいりたいというふうに思います。

農林災害復旧事業につきましては、補助、起債事業の災害査定に向けて測量設計を行い、申請準備を進めておるところでございます。災害査定は9月の下旬から11月末にかけて実施をされる予定であり、件数も多く、調査や交付決定に時間を要するものもあることから、数回に分けて順次申請を行っていききたいというふうに思っております。査定を完了し、事業費が確定した後に、復旧工事の年度内発注を目指し、被災による耕作意欲の低下を招かないよう、早期復旧に取り組んでまいります。

次に、市内全域の危険箇所でございます。

市の地域防災計画の中では、地域の特性や施設の実態などを考慮した調査研究を行い、防災計画の効率的な推進を図る。また、防災関連情報の収集や蓄積に努め、防災情報を網羅したマップなどにより災害の危険性の周知を図るとされ、重点を置くべき調査研究事項として危険地域の実態把握及び被害想定が掲げられております。

風水害による危険地域としては、防災計画の資料編で、河川重要水防箇所、土石流等危険区域箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、山地災害危険地区が示されております。これらの箇所は、各戸へ配布をされましたハザードマップに記載され、周知が図られているところでございます。

ハード事業による安全対策が望ましいところではありますが、全てを実施するには莫大な費用と長い時間を要します。そのため、人命を第一とし、物的な被害も最小限に抑えられるよう、ソフト対策とハード対策を相互に補完しながら県、市、地域が連携をとりながら対応に当たるといったことが重要だというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

経済部関係の農林業被害について答弁させていただきます。

まず、農地の被害でございますが、浸水や土砂の流入のあった農地は67.3ヘクタールで、地域別に申し上げますと、勝田地域が7.6ヘクタール、大原地域14.9ヘクタール、東栗倉地域0.4ヘクタール、作東地域16.1ヘクタール、美作地域14.9ヘクタール、英田地域13.4ヘクタールでございました。河川別では、吉野川が54.8ヘクタールで全体の81.4%、次いで梶並川が6.5ヘクタールで9.7%という状況でございました。また、農業協同利用施設では、桂坪ライスセンター及び桂坪水稻育苗センターの敷地の一部が崩落するという被害が生じております。森林関係では、森林経営計画を作成した区域等においては、山林が崩落したという被害はありませんが、搬出などのために開設した作業道で36カ所が崩落するなどの被害がありました。

復旧、復興の取り組みでございますが、農林業関係の復旧支援について、勝英農業共済事務組合や関係機関と連絡をとりながら対応しております。被災農業者向けの資金融資の案内や農業用ハウスや機械の修繕、取得を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業など、補助事業の活用を進めております。なお、森林作業道の復旧については、森林環境保全整備事業などの補助事業がございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

家屋の被害ですが、浸水被害は店舗、倉庫など非住居を含め床上浸水50件、床下浸水108件です。美作市激甚災害による被災建物土砂等処理費補助金申請が14件で、完結し補助金をお支払いしているのが4件で約80万円です。補助率は補助対象額の2分の1で50万円以下です。

市内全域の危険箇所ですが、美作市防災マップには危険な場所として土砂災害警戒区域の地すべり、土石流、急傾斜、浸水実績場所、大原、東栗倉地域の美作市防災マップには大原断層帯を記載しております。

今回の豪雨災害の教訓と市民の皆様の安心・安全のため何ができるか、市民の皆様、消防団の皆様、市職員の御意見を吸い上げ、被害が大きかった他の市町村がどのような対策をとるか参考にして、よりよい防災体制を構築していきます。市民の皆様には、早い避難をしていただきたくお願いいたします。そのためには、みまちゃんネル、告知放送、講習会等で広報していこうと思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

政策審議監。

**政策審議監（春名 利亮君）**〔登壇〕

失礼します。

それでは、岩江議員の4項目め、大原断層のことについて御答弁させていただきます。

大原断層でございますが、山崎断層主部の北西部に属し、地震調査研究推進本部の資料では、最大規模でさきの熊本地震を上回り、発生確率は同程度と想定され、断層の特徴は熊本の断層と類似していると報告されております。熊本地震では、断層に沿って左右に約150メートルずつの帯状地区の被害が著しく、倒壊家屋も集中しておったようでございます。このことから、断層のほぼ真上にあると言っても過言ではない大原保育園は、美作市の子どもたちの安心・安全を預かる立場として一日も早い移転整備の実現が急務でございます。このため、旧クアガーデンを候補地といたしまして、移転新築計画を進めているところでございます。

また、断層周辺では水道、道路、鉄道といった市民生活に欠かせないライフラインの寸断が想定されま

す。その対策が最重要となってくると思います。水道関係では、他の配水区との連結や応急的な管路が布設できるような検討を進めておるところでございます。また、道路関係では、県内外からの支援活動、また物資、ボランティアの受け入れ、それから被災者の安全な移動を確保するためには、周辺道路の整備はもちろんでございますが、美作岡山道路の北部延伸、また国道429の志引峠のトンネル化などが有効との観点から、早期整備に向けた活動を推進しております。

地震に対する備えはたくさんあると存じますが、いつ発生するか予測のできない地震は大自然の脅威でございます。それに対する備えは非常に難しいことがあります。今後とも市民の安心・安全のため、想定できる対策を人命を第一として一つ一つ取り組んでまいります。

余談となりますが、私の住んでおります大原地域の西町は、地区の中央部を大原断層が横断しております。我が家の2反余りの田んぼは、ちょうど断層の真上でございます。この田んぼで1995年には大原断層のトレンチ調査が実施されました。我が家の田んぼを約3分の1、4メートルから5メートル掘り下げまして、何日も調査をされたことを鮮明に覚えております。その後、2000年に発生いたしました鳥取震災の際、その田んぼで私の父がちょうど農作業をしておりました。すると、父が申しますには、田んぼの横の川の水が突然泡立ち、何事かと思ったが、その瞬間に大きな揺れがきて、びっくりしてその場に座り込んでしまったと、そういつて話をしてくれました。そのときには幸いにも大原断層の地震ではなく、大きな被害はございませんでしたが、もし大原断層で地震が起きれば、私の住むふるさと西町も大きな被害が想定されます。他人事ではございません。身近なこととして、被害の想定はなかなか難しいものがございますが、被害を少しでも小さくできるよう努めていきたいと存じます。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、一通り答弁が終わりました。2回目の質問を。

〔15番岩江正行君「まだ済んどらん。司会者じゃないんじゃけん、ちゃんと言うて、質問出ささなんたら、議長」と呼ぶ〕

1番から4番までの答弁は一通り終わったと思っております。

〔15番岩江正行君「聞いとるがな、住宅の関係はどこや、市民部、くらし安全課は何するん」と呼ぶ〕

空き家対策は2番目の質問ですけれども。

〔15番岩江正行君「空き家対策じゃないでしようがな、今言うたがな、地震に關係して、こういうな古家住宅がたくさんあるということ言うたがな」「その対策は今言いよる、関連してくるけども、言うとするでしようがな、何聞きよんな。このパネルで言うたら、このところが古町なんで、ここへずっと、これは11時ごろの写真なんじゃと、そやけども、すんでじゃったんじゃと、ほいで古い住宅がたくさんあるの、これ、これが倒壊して被害が出たらこれどがんするん、ほいでこれ。それで、どのような対応を考えとんかという、そのふうなことを。言うとするのがようわからんやったら、もう一遍言うけどな、そこへじっと座とったんじゃいけんのじゃ」と呼ぶ〕

質問の通告では、今言われたような通告は出てないです。家屋の被害についてだけなんです。

〔15番岩江正行君「家屋の被害というて、大原断層の地震の危険性が指摘されているが、備えは万全かというて言うとするでしようが、これ」と呼ぶ〕

審議監が今お答えしたと思います。

[15番岩江正行君「それが全部じゃなかろう、審議監が全部、ほんならそれや  
っとんか、ほいで。おかしいことを言うな、これ」と呼ぶ]

一通り1回目の質問に対して……

[15番岩江正行君「勝手についたら、そんなことを言うたらだめですいうて言  
うしね」と呼ぶ]

1回目の質問に対して、一通りの答弁が今終わりました。まだ……

[15番岩江正行君「終わったというのはあんたが言いようだけじゃ」と呼ぶ]

いや、答弁が不足というんか、まだほかに、その答弁に対して質問がございましたら……

[15番岩江正行君「3回はかできんからなあ、3回はかできんから、わしが言  
いよんじゃ」と呼ぶ]

はい。2回目の質問でしてください。

[15番岩江正行君「質問があと2回じゃから」と呼ぶ]

そうですよ。

市民部長、答弁ありますか。

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

先ほど申されました大原地区の危険空き家等がありましたら、また連絡いただければ、調査していただき  
たいと思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員、2回目です。

**15番（岩江 正行君）**

2回目な。

真野部長、わしが聞きたいのは、みんなと違う方法で聞きたかったのは、河川に通水断面がきちっとあつ  
たら、河川改修の必要はない。それから急傾斜地でも、山崩れや崩壊が、そういうふうなもの起こらなん  
だらこの敷設は要らんじゃ。予防治山だったってそう、復旧治山だったってそう、ほやけん早急な、そうい  
う安全対策が必要な箇所はどのくらいあるんですかと。

川の水がどっと上がって、田んぼは越水によって大きな被害をこうむつとるわけじゃ。農林部長どこまで  
聞いたんか知らんけどもね、山の崩壊はないことはない、あるんで。山林の崩壊、これは岩崎議員も見に行  
つとる。山の上が真っ白になってしもうとる。それがじゃな、川上ダムの真上なんじゃ。あの土石流がどつ  
と川上ダムに来たら川上の地区はひとたまりもねえ、あの水が出たら。何を調査して、あんた方ここで物を  
言いよんな、おかしいでしょう。あっこは3カ所ある、それから、そのもう少し向こうに行きよつたら、大  
原梶並線が崩れてしもうて寸断されてしもうて、その土が下の山林に、大阪の難いおっちゃんのところへ  
どつと入ってしもうとるん、山がごつついとんよ。あそこの栗野地区の上の山がどがいな形になって、林  
道が崩れて、山がどういふ形になってなとんか、あんた知つとんか、見てないんでしょ。

やっぱし、自分で足で歩いてみなんだら、ここで誰に聞いたんか知らんけど、人の聞き伝えて物を言うて  
もらいよつたんじゃ、これは困るわけじゃけん。ほじゃから、道草せずに、遠回りの話をせずに、きちっと  
自分が歩いて目で確かめて、するんじゃということがなかったら。大原の下庄でシクラメンをつくつとつ  
た、あそこのところでも大変なことになつとんじゃ。農道がめげてしもうて、水路もがたがた、山陽新聞、

あんた見とらんがな、山陽新聞に載ったがな。1万鉢だったんか、シクラメンをつくれとる人が大きな大損害が出とる。ほいじゃから、水が上がらんようにしてあげたら、あつこらへん通水断面がないわけじゃから。これは、河川改修せんでも、どこか、こんなバラベツトでも1メートルか1メートル50センチあげたら、これが対応できるんじゃった、対応できるんじゃというような答弁を真野部長にもしてもらいたい。

それから、管理監、あんたらにも、やっぱしこの関係でもう少し安全についての支援者の関係について、山崎断層が動いたときにはどういような被災者が出てくるんかと、どのくらい出るんじゃという、春名君、あんたわかっとんじゃろ、どんだけの被災者が出るか、あんた山崎断層で、大原で、トレンチ調査をしたのは私のところの田んぼと言うたんじゃから、調査結果はわかっとんじゃろ。どんだけの被災者が出るんかという調査結果が出とんよ。り災世帯が何ぼで、人的被害が何ぼで、建物被害が何ぼで、こういう調査結果が出とる、あんたとこの田んぼをしたやつの結果が出とんよ、ここへ。はや忘れとんじゃろう、穴掘ったのは覚えとるというだけで。

やっぱり、市民の安全・安心を一番に考えたら、我々議論されてもらわんだら困るわけなんで、とりあえず時間がのうなってしまうよ。この辺のところ、答弁、皆お願いしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

岩江議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、洪水でございますけれど、洪水にはいろいろと想定をすることがございます。例えば、先ほど1回目のときに議員が言われましたように、庁舎付近の辺が7メートルほどつかるとか、入田のところは11メートル程度つかるとかというようなことは県のほうが発表されておりますけれど、資料としては1,000年に1回の雨、1000分の1の確率であるとか、美作地域でしたらブロックが決まっております、そのブロックの中で1,000年に1回以上の想定雨を計算してか、それ以上の雨が降っておれば、その雨を利用して計算してくださいということで、資料によりますと、小豆島のほうでかなりの雨が降っております、1,000年に1回以上の雨が降っております、その雨で今回の、今言われました浸水区域が多大なものが出ておりますけど、それが県のほうから示されたということになっております。

したがいまして、河川の通水断面ということになりますと、当然断面の広いところもあれば狭いところもございます。今回のような雨もあれば夕立のような雨もあります。今回特に、議員言われましたように、山沿い、中国山地沿いの雨がかなり降っております。総雨量で言うと500ミリ近い雨が降って、この辺は200ミリとか300ミリでおさまったんですけど、雨の降りようにも、河川の水の増水ぐあいというのも違うということでございます。

河川改修を以前申されておりましたけれど、旧作東町から大原町に、境のところの沢田の辺は河川改修が終わっております、あの辺は多分30分の1の確率でされとるんではないかと思えます。ただ、ほかのところは河川改修が終わっているというのは大変少のうございまして、金曜日にも答弁させていただきましたけれど、岡山県としては現在英田青野のところから整備をしていくというところでございます。じゃあ、何もしないのかということにはなりません。県のほうへは今回の越水箇所のことを、県のほうも調べておられますけれど、市のほうからも十分伝えて、越水対策になるようなことをしていただくよう要望したいというふうに思えます。

それから、山の災害です。

真砂土の話がございました。中国山地は、書物によりますと、何万年か前に火山が噴火してマグマが固ま

って真砂土のもとになります花崗岩ができて、花崗岩が風化すると真砂土になります。花崗岩が真砂土になるんですけど、一部風化できなかったものが大きな転石で、今コアストーンとかという名前でテレビで紹介されておりますけれど、そういう状態になっております。先ほど言われたように、中国山地沿いはずっとマグマが固まって花崗岩になって風化して、真砂土の状態がずっと山一帯にあって、その上に火山灰が積もったような状態です。

したがって、真砂土は、水を通しやすいし崩れやすいという性質があります。今回も東栗倉のほうへ田んぼの測量について行ったりしたんですけど、かなりひどく真砂土が流出しとるといようなことも見させていただきました。ただ、これにつきましてはなかなか事前に防ぐということが難しいということでございまして、人命に影響があったらいけないんですけど、災害復旧で対応させていただきたいというふうに思います。

山の災害につきましては、対象物件があるかないかというのがありまして、少なくとも2戸以上の住居ということになったり、それから山ののり面が人工のり面、いわゆる家を建てるときに裏を切って建てるかというようになると、そういう事業に当てはまらないといようなこともあります。いろいろと事例はございますけれど、防災・減災につながるように今後とも努力してまいりたいと思いますし、そういうところの情報がありましたら、伝えていただけましたら、岡山県と一緒に調査をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

〔15番岩江正行君「部長、河川改修の急傾斜地、河川改修やこうでも、今言いよるちょっと応急措置をしたり、それから急傾斜、予防治山が必要なところ、人命を守るために、そういうような箇所はどのくらいありますかということをお願いしたいんですが。ほいで、わからなんだら、わからんいうて言うたらええんじやがな。知らんのじゃあいうて言うて、知らんのんです言うたら、知っとんだつたら言わないけん」と呼ぶ〕

全体像としては、今知り得ておりません、済みません。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、山林の崩落についてでございますが、私が答弁申し上げましたのは、森林経営計画を作成した区域においては崩落がないということをお願いしました。それで、山林の崩落の対策ということで、もちろん防災関係のことは必要なのでございましょうが、経済部としましては、森林経営計画の作成してる区域を拡大していくことに取り組んで、より適正に森林が管理できるように取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、御指摘のあった現地については、私見ておりませんので、見に行きます。

それから、園芸農家の方が大きな被害を受けております。これにつきましては、先ほど被災農業者向け経営体育成支援事業というものを申し上げましたが、このほかに中小企業を対象としたグループ補助金などもございます。その選択を被災事業者のほうでされておりますが、農業者向け経営体育成支援事業につきましては、通常7割補助のところを、2割かさ上げする方法、9割補助となるように取り組むように検討を進めております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕

災害時の要配慮者は、高齢者、障がい者など、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方については、福祉避難所の利用ができる体制がとられています。今回の豪雨災害では、作東寮、作東診療所を使用しております。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「そがいな問題じゃなかろうがな言いよることは、おかしい」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

政策審議監。

政策審議監（春名 利亮君）〔登壇〕

失礼します。

大原断層の災害予想でございますが、詳しいことまでは覚えておりませんが、大原断層は兵庫県境から国道373号線の中町のほうに走り、中町を過ぎて後山が後、それから吉野川の合流地点部分を抜け、それが、先ほど岩江議員もおっしゃいました大原梶並線、それに沿って、たしか東谷のほうへ抜けておるような体形でございます。これの想定でございますが、震度は最高でマグニチュード7.7というような予想がございます。また、これの断層の特徴といたしまして、左横ずれで、ずれの大きさが2メートルから最大5メートルのようなことが文献のほうには書かれております。なので、先ほど言いましたように、大きな人家の想定数などはわかりませんが、熊本のように左右に150メートルずつの広さということになりますと、恐らく人家として100戸、200戸という数字がすぐに出てくると思います。このような方々が大変危険なところということでございます。

まずは、自助的な災害に備えた用意などの啓発活動が一番かと思えます。それから、共助ということもございますが、先ほど申し上げたように、ライフラインの確保は、これは公共団体の使命でございますので、このようなことをできる限り1つずつ丁寧に検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。3回目です。

15番（岩江 正行君）

3回目。

あのね、部長、言いたいのは、ここのところ全部〔聴取不能〕てしもうとる。ここハウスやったって、みんな流れてしもうとるんよ。ブドウやらつくった物きれいに流れてしもうとる。ここのとこに、言いよったのは、これ地図で見たら、被害の写真だけ撮ってこさせて、地図の上でメーターがすぐわかるんじゃ。ここだったら、1メートルのパラペットしたら、もう少し雨が降ってもここの農地は守れるなとか、それから急傾斜地、あんたの間急傾斜じゃなしに山のことを言うたわなあ、崩壊しとるやつ、ダムの上の山のことを言うたら、そしたら、あれは上がるう思ったけど、よう上がらなんだんじゃというて、自分が言うたらあ。ありゃ、ドローンでも飛ばしてせなんだらいいけんあというて、あんた言われたが、それ。あそこはどがいなとんな、森林計画の中に入っとらんのか、あっこよ。入っとらんことはねえぞ、あっこら辺は、やぶばっかし、森林ばっかしやから、あれ。

ほいで、あんたの言いよることはどの辺の話をしよんか。わしが言いよるのは、川上ダムの上の話をしよんじゃけん、それから西栗倉の大規模林道の両側をずっと話ししよんじゃけん。栗野のところには下に小学

校があるんじゃ、林道が崩壊しとんじゃ、ほいで山がどつと押し倒してしもうて木が倒れて、その土石流がじゃな、人家のすぐ上まで流れてきとんよ。全然あんた方見とらん、話にならん、この議会では。

それで、ここらでも、もう少しこの、前の農協の理事しょうた人がおられるんじゃけど、もう少しでここへ上がりよつたんじゃと言いよるわけよ、寝れなんだというて。これが、大原はたくさん降つとらんよ。東、西、うちの川上の奥、梶並、あつこら辺が全部、中国山脈沿いをずっと雨が降ったわけ。この水がまともになって、この上に今度は山家川の、今、この間も6月やらも説明したけども、太陽光をしとるやつの水が一遍に流れて、どつと流れてしもうて、岩崎議員のところ電話したら、うちのには水が出とらんがと言うて、ひどう出とらんがって言う。あの水がこと同じようになつて出とつたらどがいな、林野ありゃあせんで、ここら辺。湯郷の辺はここら42戸ぐらい浸水しとんでしょうが。湯郷のほうでもここぐらい床上か下までつかつとるでしようが。

ほいじゃから、平成26年の市長就任してすぐ、山本議長がしとるときに、国土交通省のほうにも議員は議員の立場から、今言いよる、こういうな危険な場所がありますよと、どがいぞお願いしたいというてやつとる。

それから、川戸の話をあんた言いよつたけどな、川戸の話というんは、もう局部改良工事というんが済んだ後だったんじゃ。ほいで、河川改修を順次すぐやってくれというて言うたら、河川改修の順番を待ちよつたら、西大寺のほうからしよつたら、うちの辺の大原の辺まで来よつたら100年かかるいうて言つたんじゃ、100年先じゃというて。そんなこつちや、おまえ、わしらが死んだ大後や。

とぼけたことを言うちやいけんでというような話の中で、今言いよるのは、私も大分あつこで議論したもんよ、国交省の課長と大げんかしたんや、あつこで。そうしよつたら国会議員の先生方が、中に入って、何かやらないけんという形の中で、川戸の川は両側にずっと、あの当時川戸から2人議員が出られとつた、それから立石の議員や、川上のもう一人、わしの同僚の議員がおられて、そこら辺と一緒に国土交通省のほうに行つたりして、話をして、したのが今の川戸と沢田のここじゃけん。動かなんたら、うちの市長、おめえ、衆議院までしとつたし、おまえ岡山の市長までしとつたんじゃから、こういうことを、国土交通省にわしらが行くまでもない、もっと力が、声が聞こえる思うんよ。やっぱし動いてもらわなんたら。

それは今言いよるあそこの、先ほど言うたけど、支援学校も必要なかもわからんけども、やっぱり人の命と暮らしを守るほうが先でしようがなと。そこが一番じゃろうがなというて言いよんよ。

ですから、あんた方もよう聞いとつてもらわなけんけど、このところに何メートルぐらい、どういふうな動きをしたん、ここにあつたらなあ、ほんまに気の毒ななあ、1メートルほどパラペットしとつたら、この家、田んぼはみんな助かつとんじゃなあ。ここら辺でもこの橋桁がなかつたら、水がずっと流れがよくなって、ここらでもなつとんじゃなあという後をこの結果が教えてくれるわけじゃ。ですから、もう少し真面目に命と暮らしを守るんじゃというような形の中で、取り組んでいただきたい。

それから、先ほど来、わけのわからん答弁、管理監がしよつたけどやな、私が言いたかつたのは、災害時の、山崎断層が起こつたときに、どういふうな形の中で弱者を、どういふうな形の中で支援が必要な世帯は何軒ぐらいあるんか、これはやっぱり把握しとかなんたら。自分が一番に逃げよつたら、これ助かれへんぞ。ほじゃから、動けん人がおるわけじゃから、自分を守ることができない人が。この人たちのことをあんたがきちつと言わにやいけんのよ、あんた。政策審議監じゃろ、あんたも、教えてあげんさいよ。乳幼児、妊婦がいる世帯、高齢者世帯、昼間は高齢者だけしかいない世帯、慢性疾患とかそういうような、糖尿病とか持って体に障がいがあるという方、こういうようなところはきちつと抑えとかなんたらいけんじゃろうがな。

いつもやがな、45分の時間が早う済めへんかと思うて、そういうなことばっかしが頭からのかんのじや、あんた方は。そういうこって、次に入ります。いや、答弁してもらってから。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

お尋ねの中で、要支援者については、ちょうどお休みのときに多分議会で話題になりました。

これは、二、三年前に要支援の可能性のある方、約1,000人ぐらい選して、対象にして個別の支援計画をおつくりいたしましょうかと。個別の支援計画をつくるためには、ある程度、住所、氏名、年齢、その他の個人情報を使っていいという許諾が要る、そういう条件があるものですから、結果として200名強の方々も個別支援計画、つまり地震が起こったときにはこういうふうにして、あるいは水害のときにはここに行こうと、その避難のときの誘導者はこうしようという、こういう計画を個別の方につくるわけでございますけれども、今回の災害においても、これをもう少し充実させる必要がある、そして時点修正をしっかりとせないかんということで、答弁を申し上げているところでございます。田んぼも守りたいと思いますけれども、まずは、おっしゃるように人命、人的被害を極力ゼロにするために、市としてはそういったところを重点的にやっつけていこうと思っておりますし、また、これはお聞きになっておられないかもしれませんが、避難所において、非常にづらい思いをされるケースがある。これは議員も御存じかもしれませんが、東日本大震災においても、震災そのもので、津波でとか、あるいは下敷きになってということでたっとい命を落とされた方もおられますけれども、避難所において、いわゆるエコノミー症候群であるとか、あるいは食事を食べられないような心理的圧迫によって、体力が減衰して命にかかわった方とかを含めて、災害関連死というんですけれども、そういうところについても目を配る必要がある。そのためにはどうしたらいいかという、やはり我々地域にはホテル、旅館が結構あるわけでございますので、こういったところの避難活用をしていくことが、そういった人たちにとっていいんじゃないかと、こういうような議論でありまして、これも市として前向きに今対応しようという準備をさせていただいてるということであります。

また、後半の部分か前半の部分かございましたように、河川についてのかさ上げについて、さまざまな具体的な場所を想定してもう動かさせていただいております。かさ上げがあるのか、あるいは堤防の補強があるのか、拡幅がいいのか等々、個別の事案に応じていろんな議論があります。見ますと、今回の水害におきましては、雨の量としては昭和38年より3日間雨量では完全に多かったわけでありまして、何とか甚大な被害は免れたと、55年ぶりの大水害でありましたけれども、昭和38年のときにはほとんどの田んぼが流されてしまいました。橋がほとんど残っていなかった、そういう思い出がありますけれども、それに比べれば先人の努力の成果だと思っておりますけれども、割合、被害の発生には大きなものがなかったわけでありまして、先人の努力には感謝をしますけれども、じゃあ我々の世代はどうするかということにつきましては、今回の災害を一生懸命に学んだ上で、少なくとも今回の雨に匹敵するものが降っても絶対大丈夫というところまで、これは、河川改修というのは改良改修が入りますので、それはやっていく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「議長、総括」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

総括。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

とりあえず、萩原市長は、就任したときには市政刷新、法令遵守、法を守らにやいけん、法いうのは何ならというて言うたら、人の命、暮らし、財産を守らにやいけん、こううたつとるわけじゃ。ほいじゃから、萩原市長はそがいうて言いよるのに、あんた方が法を守らなんだらいけんが。これ、日本の災害対策法という法律があるんじゃ、昭和36年に223号で、これ法律が施行されとるわけじゃ。住民の生命、身体、財産を地震、災害から保護することを目的とした法律なんよ。法律いうのは起きてから、結果で人が死んでから走り回る話じゃないんよ。それを早いうちに察知して、対策を練るのがあんた方の仕事、そういうことです。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員、2項目めは、休憩の後をお願いします。

これより10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

2項目めからです。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）〔質問席〕**

2項目め、空き家対策についての質問をさせていただきます。

空き家対策推進に関する問題については、私もここで3回ぐらい言わせてもろうとるかな、何か一向に前へ進むような状況ではない。岡山県にもこの前も行きました。鳥取のほうも行った。よその県のほうへも聞いてみたら、岡山市のほうじゃあ、やっぱり2分の1の補助金を使うてやっとなよ。ほいで、空き家対策特別措置法というのは、市民の生命、財産の保護、生活環境の保全、ほいで、先ほど地震の関係で、耐震の関係で言うたら、あんたは全然立てらんよ。立てらんというのは、中町のある集落の中で見てみなさいよ、あれが地震がきたときに、空き家が、持ち主があるんかないんか知らんけども、所有者がどんなにかわからんけども、あの家が倒れて、逃げよって、事故でもあったらこれは大変で。非常に地域の住環境が悪うなとる。こういうなものは早急に対応せにやいけんから、私は言いよんよ。それが、あんたそこへじっと座ったままなんじゃ。くらし安全課というのは、安全でも何でもなし、あんたの暮らしが危険なような話ばあじゃあ。もう少し市民の目線で、命を、暮らしを守るんじゃという、そういうような観点で、要所をやってもらわな困る。

それで、1番として、法令遵守について。市長はやっぱり4年前に2期目に入ったんじゃけども、法令遵守、市政刷新掲げて2期目の市政を担当してくれとるわけじゃけども、やっぱりその辺のところ、これは災害対策法をさっきも言うたろう、法律があるんよ。やっぱりその辺の法の解釈、法いうのは人の命と暮らしを守らないけんために法をつくつとるわけじゃけん、平和な社会を築かないけん。そのための法をあんた守れんような、法に尻を向けるようなことは行政マンとしては一番よくないこと。

それで、空き家対策の策定計画について。

それから3番目、管理不全な状態、老朽化が著しく危険な、そういうような状況は何軒ぐらいあるんか。

ほいで、私が調べた限りでは、全国の空き家の割合が全国平均で5.3%、岡山県で8.1%、全国で約10位。ほいで、空き家率は美作市が岡山県内で26.5%でトップ、その次が高梁市の26.3%、3番目が備前市の

22.8%、4番目が笠岡市21.4%、うちよりひどいか思うとった真庭市が5番目で19.4%、このような状況の中で、空き家全国820万戸、平成24年の調査、401自治体が空き家対策条例を制定してる、平成26年10月の発表で、そういうようになってきます。それから、空き家対策計画策定の市町村は、岡山県では岡山、津山、笠岡、久米南、美咲町、それから住環境整備、空き家対策について空き家バンクを登録されとるのは、全国で763自治体、設置済みじゃと。ほいで、約2割、276自治体が準備または今後の設置予定、このようになるわけよ。

ほいで、一番言いたいのは、事業が進まない原因は何ならといたら、あなたが仕事をする気がないんか、法を守る気がないんか、人の命と暮らしを守る気があるんかないんかということを知りたいんじゃ。

それから、管理不足の所有者の特定、所有者がいない家がどのくらいあるんか。それから、所有者がいなかったら、固定資産税はこれはどがいしよんならという問題があるでしょう。

やっぱし、空き家にならないための施策の実施について、あんたはどがいしようとしとんか。やっぱし、そのようなどころをお尋ねします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

それでは、空き家対策について答弁させていただきます。

まず、空家等対策の推進に関する特別措置法及び美作市空家等の適正管理に関する条例に基づき、管理の適正化のための通知、管理不全な状態を解消するために必要な措置を講じるよう助言、指導を行い、なお管理不全が解消されない場合は、勧告、命令を行います。最終的には、代執行となっていきます。

次に、美作市空家等対策計画についてでございますが、空き家の除去、利活用に対する国の交付金等の利用も視野に入れ、最終段階に入っております。

次に、法及び条例に基づく通知、助言、指導、勧告、代執行、罰則など実施した事例についてでございますが、市では、通知に基づき改善された空き家が45件ございます。

次に、空き家にならないための施策実施については、空き家の利活用をしていただくため、平成27年度から移住・定住のための補助制度を設けております。転入者に対しましては、みまさか古民家取得・再生補助金やふるさと跡継ぎ支援補助金、空き家の所有者に対しましては、ふるさと我が家リフォーム補助金、市内在住者に対しましては、みまさか定住中古住宅購入・改修奨励金などの制度をつくり、空き家の利活用を図っているところでございます。

議員の御指摘の古い材料の利用や移築につきましては、古民家は貴重な木材を使って建てられた建物が多く、現在では入手困難な木材などがあります。最近では、古材を取り扱う業者などあり、リフォームの材料として利活用されております。有効な手段の一つではないかと思えます。古民家を探しておられる方の公募につきましては、空き家情報バンク制度を利用し、空き家対策に取り組んでおり、岡山県ホームページ、美作市ホームページ、住まいる岡山ホームページで空き家情報を掲載しております。

次に、空き家に対する税制措置についてでございますが、通常、住宅の用に供される宅地には減額措置があり、固定資産税の税額を計算する際の課税標準額について200平米までは固定資産税評価額の6分の1、それを超えた部分を3分の1とする課税特例があります。当該空き家が適切な管理が行われておらず、倒壊など危険な状態にあり、放置できない状況にあると認められる空き家、いわゆる特定空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項に規定される除去、修繕等の措置を勧告された当該家屋の敷地については、地方税法第349条の3の2の規定に基づき、この住宅用地の課税特例の対象から除外されるこ

ととなります。なお、この除外措置による特定空き家の敷地の固定資産税額は2倍から4倍程度に増額されることとなります。また、所得税においては、租税特別措置法第35条第3項の規定により、空き家の発生を抑制することを目的に、被相続人が居住していた家屋について、相続してから3年を経過する日の属する年の12月31日までに当該相続人がその空き家、または取り壊し後の土地を譲渡した場合の譲渡所得に対し、3,000万円を特別控除する特例も設けられております。

空き家にならないための施策は非常に難しい問題ではありますが、移住・定住の促進や税の優遇措置なども周知しながら、空き家の維持管理責任についても周知、啓発していくよう、所有者の意識の醸成を図ってまいります。いずれにいたしましても、特別措置法や条例では、空き家等の所有者の責務として、空き家等の所有者または管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常にみずからの責任において適正に維持管理しなければならないと明記しております。あくまでも空き家等の管理は、所有者等の管理となりますので、今後においても所有者に適正に維持管理していただきますよう連絡をとっております。

最後に、所有者の特定でございますが、固定資産税の課税などの情報や相続関係を調査いたしまして特定しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

議長、ちょっと聞いてくれな。空き家が進まない理由は何ならというて言うるとるがな。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

申しわけありません。

進まない理由といたしましては、市内の空き家はお盆やお正月などの帰省時に墓や家の手入れなどが行われておりましたが、親世代が亡くなり、所有者が親世代から子、孫世代となり、世代が変わるとふるさとへの愛着が薄れ、家などの管理や除去への負担が大きくなり、放置されている現状だと考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

非常に自分に理屈のええような答弁じゃけども、これ、国のほうは、この前国土交通省も行ったんよ。何で国の補助金を使わんのんですかと言いよんよ。美作市が使いよるのは1件当たり30万円じゃ、補助金を出しよるのが。それが30万円じゃけども、30万円じゃないんじゃ。県が15万円出して、うちが15万円と合わせて30万円なんよ。

同じ岡山県下でも、県庁の所在地の岡山市は国の補助金が2分の1のやつを使いよんよ。ほじゃから、たくさんの制度があるんじゃけども、これどこ行ったかなって資料を今探しよるんじゃけども、とりあえず国のほうに行ったときに、民間の例として、これが国費が5分の2、地方公共団体が5分の2、民間が5分の1というような、こういうようなやつがあるんじゃな、1戸に対して、1案件に対して。それで、地方公共団体がする場合には、国費が5分の2、地方公共団体が5分の2、地方公共団体が5分の1というふうな、これグラフにすりゃあえかったんじゃけども、こういうふうなものを日本の空家対策特別措置法の中で、こ

れが平成26年施行されとるわけじゃ。

それがいまだたってこれが、今の市民の目線で、あんたは理屈のいいような答弁ばあしよんじゃけど、進まない原因というのは、今言う、帰省客がどうの仏がどうのというような話や、そうじゃなしに、あんた方の姿勢がもう一つ、一番肝心なものがないというのは、ここの住環境が物すごく悪うなつとると、先ほど言う地震のときやこうでも、こういうのが倒壊して、人の人命にも被害を負ったら大変じゃというその認識があんたらはゼロ。わしが学校の先生じゃったら0点と言うて、くるっと丸う入れないけんのじゃ、そうでしょう。なぜその辺のところかわからん、税制措置もあるんよ、税制措置も。更地にした場合にはひどう負担がかかる、固定資産税が非常に高うなると、これも高うならない方法がある。これも国土交通省で御指南を受けて帰った。なぜあんたはそういうふうな市民の目線に立った、くらし安全課の部長さんが、何でもつと住みよいまちづくりをしようとししないのか。

湯郷をしようと思ったら町並み保全事業というて、町並みの改修、津山も使うとるがな、これを2分の1かしらの、補助金じゃ。あとほうちやこうだったら、これ過疎債が100%充当できるんよ、事業によって。悪い方であっても75%補助裏が使えるんじゃ、国の補助金の後。何ぼかかるな、何でこれ使わんのんな、ほいで。市長が学校をしようだったら、市長、人の人命のほうが大切じゃけん、過疎債使うんだったらこっちのほうを先にちよつと使わせてもらえませんかということがなぜ言えんのんな、あんたは。おかしいんじゃねえんか、ほいで。そのことを私は言いたいんじゃ。

ほやから、こういうようなものを知つとんじゃろ、知つてせんのか、知らないのか、もう少し、あんたと話ししよつたら時間がかかるばっかしじゃけん、もうやめるけどな、答弁だけはくれ。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

いろいろおっしゃいましたけども、角南市民部長は一生懸命に法律の勉強もして、その上で実行する職員でございます。

具体的に言いますと、先ほど本人からはそう自慢げには答弁しなかったわけでございますけれども、当市の条例の施行状況について言いますと、その成果が出ております。たしか45件とか言ってましたけど、出ております。

次に、国の助成を活用する前提として空家対策特別措置法に基づく計画を策定する必要があつて、これがもうそろそろでき上がると、それに割合一生懸命に勉強をしてくれたわけでありまして、遅くても今年度中にはこの計画が策定されて、それに伴って各班の施策が使えるようになってくるという手はずで、彼なりに正直に頑張ってくれておりますので、よろしく御理解いただきますようお願いをして答弁いたします。

〔降壇〕

〔15番岩江正行君「どがいなん、やめたんかもう部長、どがいなん、ぴしゃつとせな」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

先ほど市長から答弁していただいたんですけども、私のほうから一言だけ申し上げます。

国の補助金等があります。それは一定地域を再開発するようなことへの補助であつたり、除去した後、例えば憩いの施設を整備といったような利活用をする補助金だと解釈しております。市民部といたしまして

は、危険空き家個々の対応をしまいりますので、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

3回目な。

部長、まんざらわしを素人のような話をして物を言うたらあかんぞ。中町東やこうでも小規模住宅改良事業、国が調査費用つけたんよ。えせ同和が邪魔してできなんだだけの話で、途中で妨害して、あんた素人じや思うて物を言うとならあかんぞ、このことをわしはずっと、いろんな事件まで起きたわけじゃから、これ。へのけなことを言うたら困るど。

次に入ります。3項目め。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、3項目めに入ってください。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

教育長とはこういうような話はしようないんじゃけど、とりあえず格差社会の是正について、暮らしを再生するということですね。

美作市は市町村合併してから、早もう13年の月日が過ぎたと、萩原市長、先ほど言うたけど、再々言いよるけども、法を遵守せにやいけん、市政刷新じゃあというな形の中で、2期目の職務に遂行されておりますが、平成17年の合併時には3万2,000人おった人口が2万8,000人ぐらいに非常に少なくなってきていると、減少していると、そういうような中で過疎化が進み、少子・高齢化社会の現状は、高齢化社会に続けている市民負担、農家所得の低迷など、こういうふうな農家所得、よう部長聞いてくれよ、あんたも関係しとんで、低迷など、お年寄りの中では将来への生活に不安を持つてる人の声を聞きます。日常生活における必要な物資を得ることもままならない社会、病院の通院と買い物難民、病院の通院等交通難民。

この間もデマンドバス200円が大原を通つたら、2人とも亡くなったんじゃ、あんたらちいとは心が痛まんか、ああいうな事故を見て、あんた調査、調査言うて、勝田はまだか思うとなら、勝田はとおにデマンドバス200円で市内を走るようにしとる。大原はしてない。そのことに、今言いよる80歳過ぎた奥さんが、津山のほうへ御主人を連れて透析の治療に通いよった。あんた心が痛まんか、それ。今免許証を返納せにやいけんような人に運転させて行きよんで、これ。年金生活者じゃ飯は食べれんのんじゃ。そのことをあんたによ言うとく、みんなあんたにかかってきとんじゃ。

それで、日常生活における買い物難民、そういうこつて、将来に希望の持てない社会、所得の格差と子どもの貧困、学校教育費、習い事、通学費、教材費等多額の負担が市民にのしかかっている、このような家庭状況は子どもの進路選択に直結する、頼れる存在になっているんか。憲法第14条は人間は生まれながらにして平等、25条は、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するとあるが、憲法の危機は人間の危機であります。文化的な最低限度の生活とは何か。市民の支払いにおける限度額は幾らぐらいなのか。少子・高齢化、貧困を生み出す格差社会とは何なのか。今一番言われとるでしょう、格差社会といわれるけど、それは何なのか、先が見えずに明日に不安を抱えていかないけんような、吹きだまりになるような、停滞してるような行政にはなつてないんか。市政刷新の法令遵守を市長が掲げとる、市政刷新、法令遵守が看板だけではならないような取り組みというのを幹部一人一人してもらわな困りますかなというところが今回の質問なんです。

ほいで、子どもの貧困と格差是正について、進路保障、学費、学習支援、ひとり親家庭の実態、所得の安定について。2番目、貧困を生み出す社会的メカニズムとは何か、我が国の将来を支える人材の育成、子どもたちの夢、人生選択の自由を奪ってはいないか、学習支援について、教育の格差、これがあるかないか。

それから2番目、いつも言うてる、あんたは、これは国のほうから通達が来とらん、部落差別解消の推進をどのように評価してるのか。これ、あんた隣保館の担当じゃろう、窓口が、隣保館は何するところなん、これについても後から問うから。

それから、エアコンと子どもの人権、きょうまでエアコンがつかなかったような、どのような調査をされたんか、前のときに言うたら、調査しよりますって言われたわけじゃけん、どのような調査をされよったんか、それを聞きたい思います。

それから、所得の格差と人権、正規雇用と非正規雇用。

それからエアコンの関係では、熱中症で5万2,819人の人が熱中症にかかって治療を受けた、その中で、死者が124人、この7月までに。それで、そういうようなデータが出とります。

それから、先ほど言うたけども、弱者に優しい公共交通、腎臓疾患なんかで月水金とどうでも病院にいかんやいけん、ほいじゃけど、ああいうような形の中で、福祉の部長に言うたんじゃけども、あんたに言うてからすぐ病院に入院したってわし言いましたよね、前のときに。一番困つとんよ。ほいで、ある〔聴取不能〕地区の人やこは、月にタクシーで行きよるけん14万円かかるというて、奥さんの年金がまるつきりタクシー一代に消えてしまよる。こういうような厳しい現実。弱者に優しい公共交通というものを市民の目線できちっと支えていけるような行政をやっていたきたい。

公的施設の予算配分については、とりあえずこれは草刈りのことを書いとんじゃけども、いつも委員会でも言うんじゃけども、勝田の運動公園には500万何万円あって、愛の村パークには、草ぼうぼうで、この間も1億円ほど投資をしてやりよる施設が草に埋もれてしまよる。これは指定管理料の中に入っとんか。これは別にうちが組まないいけないのか、それについての、時間がないから行けなんたら次でもさせてもらいますけれども、そういうようなことで、それについてのお尋ねをいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

私のほうからは、子どもの貧困と格差是正の一部分、またエアコン、学校への設置、子どもの人権についてお答えさせていただきます。

子どもの貧困ということでは、内閣府によると、子どもの相対的貧困率というのは1990年代半ばごろからおおむね上昇傾向にありまして、平成27年には13.9%となっております。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は15.6%であり、そのうち大人が1人の世帯、ひとり親世帯ですね、相対的貧困率が50.8%、大人が2人以上いる世帯が10.7%ということで、大人1人世帯の貧困率が非常に高い水準となっております。

こうした中で、本市におきましては、平成29年度に経済的理由により就学困難と認められ、就学援助等の扶助費を受けている小学生、中学生の受給率は、小学生が24.6%、中学生が23.7%となっております。市制施行以来上昇を続けております。

このような現状を背景に、本市におきましては、進路保障施策といたしまして放課後学習サポート事業や土曜日教育支援事業、これも当然無料実施でございます、子どもたち自身の夢の実現のための一助として、大学等の学費や在学中の生活費を支援するための、市民の浄財から奨学基金を設けております。また、学習

支援の一環としての就学援助費の支給を初め、遠距離通学者へのスクールバスの運行や遠距離通学補助金の交付、自転車通学者へのヘルメット購入補助金の交付など、支援対策を講じております。また、教材費等につきましても、高額にならないように、学校等にはしっかりとお願いをしているところでございます。

続きまして、エアコンでございます。

もうこの議会において何度も御答弁させていただいておりますとおり、豊田市の小学校1年生の児童が熱中症により亡くなるという痛ましい事故を受けまして、国においても学校へのエアコン設置が急務となっております。

本市では、平成26年度から子どもたちの教育環境を改善するため、学校施設へのエアコン設置を順次進めており、本年8月には中学校普通教室へのエアコン設置が完了いたしました。なお、各教室、特に高温となる上の階、例えば3階等、そうしたところの教室での室温調査というのをずっと続けております。その結果をもって、中学校の普通教室へのエアコンというのをお願いをしたわけでございます。

今後においては、小学校へのエアコン整備時期を早め、来年度に間に合うように小学校普通教室へのエアコン設置を進めるほか、先ほど熱中症というふうに言われましたけれども、子どもたちの変化に早期に気づき、的確な対処ができるよう、各学校ではしっかりと研修も行っておりますが、教職員の資質向上に取り組み、大切な命を守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

#### 保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

私のほうからは、子どもの貧困と格差是正につきまして、その中のひとり親家庭の実態、所得の安定についての御質問と、二の貧困を生み出す社会的メカニズムとは何かの項目について答弁をさせていただきます。

まず、ひとり親家庭の実態、所得の安定につきましては、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉を目的として支給されます児童扶養手当の当市の申請者は、7月末現在で288世帯となっております。また、病気やけがによって通院や入院した場合、ひとり親家庭の保護と福祉の向上を目的に医療費の助成を行いますひとり親家庭等医療費制度の受給者数は、6月末現在で215世帯となっております。これらの手当や医療費助成だけではなく、ひとり親世帯の収入増に寄与するため、資格取得や就職に必要な講座を受講する場合に、その講座の費用の一部を給付します自立支援教育訓練給付金制度や、ひとり親家庭の経済的自立により効果的な看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士などの資格を取得するため1年以上養成機関等で修学をする場合、生活費の負担軽減の観点から、給付金月額10万円ですが、これらを交付する高等職業訓練促進給付金制度がございます。

美作市におきましては、社会福祉課内に母子・父子自立支援員を1名配置してございまして、これらの制度の利用促進はもとより、児童扶養手当を受給されている方を対象に、母子自立支援プログラム——これは母子、父子の方とも対象になります——を策定し、相談支援を含め、ハローワーク等との関係機関との連携を強化しまして、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援を行っているところでございます。

次に、貧困を生み出す社会的メカニズムとは何かとの御質問ですが、これにつきましては、さまざまな要因があると思われませんが、子どもの貧困につきましては、次世代に連鎖する可能性が高く、その連鎖を断ち切ることが重要視されています。子どもの将来がそのまま生まれ育った環境によって左右されることのない

社会の実現に向け、国では教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、その対策を推進しているところです。

美作市におきましても、子どもの居場所づくり事業として、社会福祉協議会と連携しながら、生活困窮者世帯やひとり親世帯の小・中学生を対象に、学習支援や居場所の提供を行いまして、学習意欲の向上、日常生活習慣の改善、家庭以外の社会とかかわる力を育むことを目的とした事業も行っております。また、市内の社会福祉法人等連絡協議会とも連携しまして、栄養バランスを考えた食の提供、就労訓練の場の提供、生活衛生環境を整える事業など、生活困窮者世帯の支援として展開をしているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

それでは、私のほうから2番の部落差別解消推進法をどのように評価しているのか、6条の実態調査についての実施、4番の所得の格差と人権について、5番、弱者に優しい公共交通について答弁させていただきます。

部落差別解消法の第6条では、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする規定されております。

美作市といたしましては、法の規定に基づき、今後も国からの調査協力依頼があった際には、岡山県や他の地方公共団体との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための協力依頼に対しては、地方公共団体の責務として応じてまいる所存であります。

隣保館について質問がありましたが、隣保館の事業といたしましては、各種の相談事業、それから啓発及び広報活動の事業、それから教養文化に関する事業、これはいろいろな老人クラブであったり、スポーツクラブであったり、カラオケだったりすることを隣保館でされております。それから、図書館の閲覧事業もやっております。

次に、所得格差については、地域間、産業間、男女間など、さまざまな場面で生じていると言われております。女性、障がい者等に係る人権問題を起因として生じる所得格差については、人権的な観点からも改善していかなければならない重要な課題であると考えてます。社会全体の問題であり、単市のみで限界があります。

次に、弱者に優しい公共交通については、市では高齢者、障がい者、交通不便地域居住者等の交通弱者の方が買い物や通院等の移動手段を確保できるよう、交通福祉の徹底と合理的配慮により、利用者の利便の向上を図っております。

先ほど1回目のときに言われたんですが、事故で亡くなった方の話なんですけれども、悲しい出来事でございます。お悔やみを申し上げるとともに、御冥福をお祈りしたいと思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

愛の村パークについて御指摘を受けました。

愛の村パーク内の植栽地の管理につきましては、指定管理における業務の範囲内ということになっております。今回草刈り、草ぼうぼうという御指摘ですが、指定管理者に対して草刈りをするように指示をいたし

ました。そして、この管理については、適切な時期に草刈りが行われるようにしてまいりますと……。

[15番岩江正行君「農業所得の格差と言うたがよ。所得の格差と人権で、農業問題も、農業所得の安定、農家所得の安定」と呼ぶ]

当然、農林業の振興というのが経済部の努めでありますので、農業振興が、すなわち市民の所得向上につながってくるということですので、そういった振興に取り組んでまいります。〔降壇〕

[15番岩江正行君「皆、終わったか。総務部長は関係ないんか。雇用問題というのは関係ないんか。あんたのところじゃないんか、企画か」「雇用問題どころなん、正規雇用と非正規雇用の問題、書いとるんじゃけどな」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

答弁調整のため、暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

---

午前11時53分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

[15番岩江正行君「実態言わないけんのんで、実態を、格差が生み出す、どのような弊害が出てきよるか」と呼ぶ]

失礼いたします。

正規雇用、非正規雇用の賃金等の格差ということでございますけども、せんだって山本議員の御質問でもお答えしましたように、市としましては、今後国の示す方針等に基づきまして、そういうふうな格差がございましたら是正をしてみたいというふうに考えておりますし、他の自治体の取り組み状況等も参考にし、極力職員の格差ということには取り組んでいきたいと思っております。〔降壇〕

[15番岩江正行君「それ違う、あんたが言いよる答弁と、わしがここ書いとることと違うんよ。格差社会を言いよるわけじゃから、市内のことを言いよるわけじゃから、よその市町村のことを言いよるわけじゃねえんじゃけえ。うちの中じゃこういうふうな取り組みをして、これが是正していきよんじゃとか。それから、わしがこの一番初めに書いとるがな」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、2回目の質問で言ってください、まだ1回目ですから。2回目の質問で……

[15番岩江正行君「1回目の質問じゃ。あなたがきちっと議長してくれたら、わしが再々ここで言わなきゃいけないことはないんよ」と呼ぶ]

一通りの答弁は今されました。答弁が不足している分、気がつかれたことは2回目の質問でしてください。

[15番岩江正行君「1番目にわからんようなもん、2番目に言うたっていけまあがな、ほいで」と呼ぶ]

それでは、2回目の質問を始めてください。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

とりあえず、正規雇用と非正規雇用の関係、フリーターの問題、こういうふうなを生み出すような背景、増えよんか減りよんか、最近じゃあ、フリーターじゃあ、正規雇用、非正規雇用というて、高度経済、バブルが崩壊してからこういうような話が出てきだした。その辺のところもようして。

それから、時間がないけえなあ、隣保館の関係、あんたが言いよるのは違うど。これ、全隣協のあしたの隣保館検討委員会という報告書なんじゃ、これ、2007年1月じゃ。このときの隣保館第1に書かれておるのは何やと言うたら、隣保館基本事業の1番目にやらなきゃならないのは、社会調査及び研究事業いうて書いとるわけじゃ。あんたカラオケじゃあ言うて、そこら辺の、そがいな問題じゃないでしょうがな、これは。格差をのうせにやいけん、実態調査をしなければならぬ、就職率はどがいなるん、進学率はどがいなるな、貧困家庭は何軒あるんな、それがあんた方隣保館のする仕事でしょうがな。中町の中にあるというのは、ほんならそこの三倉田の中にある、勝田があるというのは何なら、ほいでこれが。あんたの言いよるような問題は、全然この基本から外れっしもとるがな、ほいで。もう少し勉強してもらわんだら話にも何にもならん、こうしても何にもならん、12月にもう一遍同じ質問をさせてもらいますから。

それから教育長ともゆっくり話をしたいんだけど、時間がないけえなあ、ほいでまた問題を先にまた言いますけれども、やっぱり貧困が生み出す、将来を担う子どもの育成を、これは国を挙げてやらないけんわけじゃから、こないなところ、しっかりとあんた方が一人一人肝に銘じてやらんだら。

それから、弱者の問題、とんでもない話じゃ、あんた、お悔やみ申しますで済まんもんじゃ。それで、ほんならあした人の命が戻ることは、戻りゃあせんもんじゃ。誰も、人にみとられて、あした欠席させてもらうんじゃけど、うちのおばが亡くなったんよ。子どもらにみんなみとられて亡くなる人、あんた方がもうちょっとその心があって、早いこと措置しとったら、事故が起こらなかつた、免許証を返納せにやいけんような年になってから、おじいちゃんを病院まで連れていかないけんような現実、この厳しい現実をしっかりと捉ええんだら、あんたのくらし安全課の仕事は私はできよらんのではないかなというふうに思います。

時間がないので、今回はこれ2回目で、3回目の総括をしたいんじゃけども、また12月にじっくりとさせていただきます。

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

終わり。

〔15番岩江正行君「終わった」と呼ぶ〕

はい。

〔15番岩江正行君「答弁も何もならん、あほらしなってしまう」と呼ぶ〕

以上をもちまして通告順番9番、議席番号15番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番10番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可いたします。

岩崎議員。

### 3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、ただいま議長の発言許可をいただきましたので、平成30年9月定例議会の私の一般質問をさせていただきます。

私は、今回の定例議会で10番目の質問でございますので、私以前に多くの議員の方が同様の質問をされております。同様の質問につきましては、でき得る限り省いて、重複を避けて質問をさせていただこうと思えますけれども、どうしても気になるところは再度同じような質問をいたしますけれども、丁寧な答えをお願いしたいと思います。

今回につきましては、3件の質問をさせていただきます。

1点目は、メガソーラー事業についてということで、2点目は美作市の安全・安心対策について、特に美作市の安全・安心については、西日本豪雨災害の検証をどうされてるのかという疑問点で、皆さんの質問とは少し内容が異なりますので、そのように考えていただきたい。それから、3点目は、市立の美作市立の特別支援学校についてということで質問を通告いたします。

それでは、1項目めの、メガソーラー事業についての質問をさせていただきます。

メガソーラー事業については、市民の要望があり、議会のたびに一般質問を私のほうがさせていただきます。地域の不満は余り解消されておりません。ただし、この議会において、メガソーラーの地域社会に対する影響評価条例が出されたということにつきまして、少しは地域の思いが市の執行部のほうへ届いてるのかなというふうに思うところでございます。

市民の思いは多種多様でございますが、私のほうにメガソーラー事業以外のまちづくりについて多くの質問をしてほしいという要望もありましたけれども、そのように今回も検討を最初の段階でしておりましたけれども、さきの議員の有志による議員報告会では、メガソーラー事業に対する質問が非常に多くございました。はっきり人数を記憶しておりませんが、五、六人の方が質問をされたということで、非常に関心が多いということで、また改めてこの質問をさせていただくというふうな気持ちで、今回質問項目に上げさせていただきます。

その中で、市民の皆さんの素朴な質問というのは、なぜ美作市に作東メガソーラーをつくるのか、市長が誘致をしたのか、認めたのか、議会の対応はどうなんだと。端的に言うと、こういうふうな感じです。理由とすれば、環境破壊が進み、災害の危険性が非常に増すでしょうと、それがわかっているのでしょうかという疑問の中で、先ほど言いましたように、なぜ認めたのだということだというふうに理解をいたしました。

その質問に対し、私はこのメガソーラー事業については、県の許可権限があります。市ではありませんということと、市は開発協定書や自然保護協定書の締結を行っております。開発協定書につきましては、議会の代表の議長が立会人で行ったなどの説明をいたしました。その説明ではなかなか納得していただかなかったというのが、先ほどの議会報告会の意見でございました。

この納得していただかなかった、私たちが説明したので、なぜ議員はそのままにしてるんだ、私も前の議会のときに質問いたしましたけれども、議会は議員の責任を放棄してるんじゃないか、執行部の責任じゃない、議会の責務を放棄してるんじゃないか、なぜならば、自分らで条例をつくってできるじゃろと。議員発議でなぜ条例をつくらぬのかという話まで、突っ込んだ指摘もありました。

私たちは、議員の代表として議長が開発協定書を締結したのであるから、私たち自身も議会の立場でその開発協定書や自然保護協定書が守られてるかどうかをチェックをしなけりゃいけないということも事実だろうと思えます。なぜならば、今の現状を見ると、協定書の内容が守られていないということが市民の方がおかしいんじゃないかと言われてる状況だろうと思えます。

具体的な質問に入ります。

おおむね土木工事が完成に近づいていると聞いてますし、現状を見てもそのように思います。今までは工事の音が耳ざわりでうるさく、工事現場の人は不愉快な思いをたくさんしておりました。発破も現在も続いているというふうに思ってます。今後のソーラーパネルの設置などが進むと思うが、基礎のくい打ちなどをされるとした場合、この音も非常に気になるところでございます。騒音など地域に迷惑がかからない工事だと思えますけれども、そのあたりを十分に注意してほしいというお願いと、工事の進捗率と今後の工事の進め方はどのようになっているのか、工事に対する問題等が地域から出てるのか出てないのか、もし出ているとすればどのような内容でどのような対策をとられているのかという質問が1番目でございます。

2番目につきましては、6月議会で泥水の対策、濁水と言われているんですけど同じ内容ですから、泥水の対策は済んでいると執行部のほうが言われました。西日本豪雨災害から10日ほどたったときに夕立が来ましたが、そのとき、それ以後、何回も雨が降っております。台風も20号、21号、それから二、三日前から警報が出て雨も降っております。その川の色はもう御存じだろうと思うんですけども、非常に山家川だけ色が違います。赤茶色を帯びたようなすごい色の泥水が流れています。どのようになっているのかと。遠くから見ると、調整池の上流部に沈砂池がないみたいに思います、垂れ流しという意味なんですけどね。これはどういうふうなことなんかと、垂れ流しであれば泥水が出るのは当たり前ですから。それから、濁流防止フェンスが設置されていない、何にも手立てをされてないように思うんですがどうなんですか。

また、自然保護協定書が事業者、岡山県美作市で締結されていますが、この協定書に基づいてどのような協議や指導、対策がなされているのか、泥水などの影響で環境破壊が進んでいると思いますけれど、どうでしょうか。自然保護協定書の中には、はっきり泥水を出しちゃいけませんよという協定項目があるんですよ。それを守られてない、これはどうなんですかと。

3番目に、メガソーラーで発電した電気を市道や県道に今送電線を埋設して、上山に送る工事をされております。現在工事が進んでいるわけですけども、電線を埋設する契約、市の土地の部分については契約があると思うんですけども、その契約内容はどういうふうになっているのか。そしてそのときに普通考えるのは、電気を走らせるわけですから、危険性があるのかなのかというふうな話をされてますし、それから道路を掘って地下に入れて、あととどおりに埋設されますよね、その部分について地盤沈下とか、それから利用価値が終わる、今で言えば発電は20年というふうに聞いてるんですけども、20年後はどうされるのかという疑問がございます。このあたりについての御回答をお願いします。

1回目の質問といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

失礼します。

岩崎議員のメガソーラー事業についての3項目にわたる御質問にお答えさせていただきます。

まず、作東メガソーラー事業の進捗状況につきましては、8月末現在の工事進捗率は全体では52.1%とお聞きしております。各項目につきましては、伐採工99.9%、調整池などの防災工89.5%、盛り土工99.9%、切り土工99.9%、緑化工32.7%との報告を事業者から受けております。

また、今後の工事の進め方としましては、調整池関係の防災工事と並行して緑化工事を行いまして、防災工事終了後の造成工事につきましては、調整池が受ける流域ごとに造成工事を行い、管理道路の設置を行った後に、架台ぐい基礎工事に進むとお聞きしております。流域によっては、架台据えつけ工事に着手してい

るとの報告も受けております。

また、地元から工事に対する問題は出ているのか、対策はどのようになっているのかとの御質問ですが、ことし7月以降の相談件数としては、河川への土砂の堆積等の相談が数件ございまして、その都度業者へ伝え、必要であれば、職員も話し合いに同席しております。

山家川に泥水が流れ込んでおり、調整池の上流部に沈砂池、濁流防止フェンスが設置されていないように見受けられるが、どのようになっているのかにつきましては、防災工事が終了後、仮設沈砂池は埋め戻すのが通常の工法ですが、防災工事終了後もしばらくの間は濁水が発生することが想定されることから、仮設沈砂池を残置させる、残す方法を検討するよう、岡山県から事業者へ指導をされております。

また、調整池内の排水管路吐口部分にて、土のうで堤を設置することにより、泥水を滞水させまして、沈砂した水を調整池へ流し込む対策も順次行っていると聞いております。

次に、事業終了後に送電線は撤去するのかとの御質問ですが、市と事業者との事業実施協定書には、撤去工事に関する積み立ての撤去対象として地中ケーブルを盛り込んでおりまして、事業終了後に埋設されたケーブルを撤去することとなっております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

それでは、メガソーラー事業の2番目の自然保護協定書と濁水についてお答えいたします。

岡山県、美作市、業者間で締結している自然保護協定では、自然保護措置として自然の破壊を防止するため、自然の改変を最小限にとどめるとともに、植生の回復、その他適切な措置を講じるものとしており、事業者は履行するものとするとしております。

自然保護に関する保全措置状況を工事中、工事完了後において当初計画した自然環境が保持されているかを調査し、岡山県に報告することとなっております。平成30年4月に報告書が提出されており、この報告書では、陸生植物、水生植物、猛禽類などのモニタリングや未採取個体の仮移植、保全措置では、ゲンジボタル、トノサマガエル、ヒラマキミズマイマイ、マメシジミ属などの希少種等が確認されている計画地及びその周辺における生息環境保全のため、仮設沈砂池等の設置による土砂及び濁水流出防止対策を行ったとの報告を受けています。

河川における濁流防止については、先ほど答弁がありましたが、事業実施協定書の担当課において対応しております。

なお、現時点で動植物について、重大な影響を及ぼしているとの報告は受けておりません。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

岩崎議員のメガソーラー事業についてということで、市道に送電線を埋設している契約内容でございます。

市道への送電線の埋設は、道路占用申請によるもので、電線として道路占用に当たります。この占用申請は、平成28年8月上旬から事前協議を行い、9月1日に行われ、9月2日に許可を出しているところでございます。

議員お尋ねの危険性についてでございますけれど、送電線には高圧の電流が流れますが、電圧について道路法令では特に規制はなく、道路の構造上、または通行に支障を及ぼすおそれなければ、特に問題はなく、断線をするようなときは、瞬時に送電が停止するというようになっております。

また、断線のおそれの御質問です。

基準に基づき、車道にあっては埋設の深さは電線の頂部と路面との距離を60センチ以上とし埋設をされることとなっております。また、管より上部約40センチに埋設表示シートを設置し、道路掘削時などに過って破損しないよう対策をとるということとなっております。また、地下水や水道の破裂などに伴う送電線への水の影響についても、心配のない材質となっております。

占用料につきましては、条例により占用料が発生をいたします。現時点での占用料は年間約100万円程度となっております。

埋設後の舗装の沈下や段差につきましては、許可条件に舗装復旧後2年以内に舗装路面が沈下、損傷した場合は、申請者が復旧することを付しており、埋設が原因でふぐあいが発生した場合は、申請者に復旧を指示することとします。なお、現在は仮復旧の状態でございますので、この後に本復旧が行われます。

最後に、ソーラー事業が終了した場合、道路占用の期間が満了、あるいは占用を廃止した場合ですが、道路法で道路の占用している工作物、物件または施設を除却し、道路を原状に回復しなければならないとあり、原則撤去することとなります。

いずれにいたしましても、不特定多数の車両や歩行者が通行する公道に送電線が埋設されている状態でございますので、道路パトロールなどの巡視、通行者や地区からの情報もいただきながら、異常の早期発見や対策、事業者への対応を行い、安全確保に努めてまいります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

私がメガソーラーの質問を、きょうが初めてであれば、納得しますと言ったら終わりなんですけど、まず1番目の分については、これはお願いのところもあります、今後の話ですから。架台の基礎工事をするときには音がしないように特に配慮してくださいというお願いですから、これはお願いだけでいいです。

それから、3番目の部分についても一応理解いたしましたけれども、市の検査というか状況をどの程度確認されているのか。というのが、なぜ、この話をするかと、普通だったらこれもわかりましたで済むんですけど、今業者の人は私たちの地域の約束事、行政との約束事を守ってくれてないわけですね。だから、特に検査のほうをやっていたきたい、そのあたりを含めて、お願いなり御回答があれば、お願いをします。

今ほかの話をしながら、なぜしたかという、私すっごく頭にきてるんです。冷静にするために順番を変えて2番目を飛ばしたんです。

というのは、ことしの6月議会の議事録も確認したんですけど、答弁では、泥水関係です、濁水は受忍の限度を超えているので業者に要請したところ、具体的な措置をとられ、5月末には顕著に減少すると、このように言われたんですよ。どんな対応をとられて、どうされたんかと、もちろんこれは少し要約して少し言葉を外してますけど、極端な話、要請じゃないでしょうという気持ちもあるんですけど、何をこの時点で見られて、このように言われてるのが、現在でも泥水が流れているのかというのを明確に聞きたい。

それで、泥水が流れてるか、流れてないかということについては、担当部長さんと言えいいんでしょうか次長さんと言えいいんでしょうか、わかりませんが、担当者は見に来られてると聞いてますし、今まで何回も会ってますし、私のほうも雨が降るたびに現場を見に行ってるわけです。それで、皆さんも見

られてる方はたくさんおられると思いますけれど、旧江見小学校の跡の横の川、吉野川、山家川と吉野川の合流地点、もう確実にわかるわけですね。それからずっと上流に上がっていくと、武田地内になるんですけど、うちの入り口、そこ通らなったら出入りできないんですけど、その橋から川上を見ると、山家川という川に支流の岩戸川という川があります。そこから泥水が流れてるのが、特にきょうらでも見えるわけです、完全に色が違うのが。それをたどって上がると、調整池です。調整池を見ようと思って遠くのほうから見ると、沈砂池がないんですよ。

誰が見ても、それはおかしいでしょうというお話で、それも今回工事をしてからだったらわかるでしょう。去年からずっと言って、最初のうちは業者の部分です、県に言います、どこどこに言います、それから職員派遣して指導します、見ますと言って、ずうっと言われてきて1年以上たってるわけですよ。1年以上たって、なおかつ6月議会には、もう先ほど言いましたように、改善しましたよという話なんです。

それが、今現在改善されてたら言いませんよ。御苦労さまでしたで終わるんですよ。されてないということになれば、先ほど言いましたような、協定書、自然保護協定書はどがいなってるんならと。ここにも自然保護協定書持ってきてるんですけど、その中にどういうふう書いてあるのか、それは読まれたとおりのことが書いてあるわけですよ、もう一個見たら、泥水のことも書いてある、泥水の対応については、どう言われたんですかね、意味合いがよくわからないんですけど、自分とこの課じゃねえ、よその課か、よその部署かどっかが対応すると、僕の言ってるのは、市の対応はどうなんですかという話なんです。

質問の内容をわかっていたらと思うんで、時間も余りなくなるので、2回目の質問といたします。

#### 議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。

岩崎議員、2回目の御質問でございます。

山家川の濁水につきましては、これまでも降雨の後には河川の濁りを確認するとともに、事業地周辺、あるいは流域を職員2名体制で調整池及び周辺道路を含めて見回りをし、現地を確認しております。先日の台風の後や9月1日の土曜日にも現地を担当課長と担当者が確認してございまして、特に濃い濁水が河川へ出ていた調整池につきましては、工事現場事務所に流出原因の確認と対策の依頼のために訪問もいたしております。ちなみに、日曜日には私も午前中現地を見て回っております。それから、きょう午前中にも担当課長が現地を見て回っております。

特に濃い濁水の出た調整池と思われるところは3カ所ございまして、9月1日ごろの濁水の流出の原因につきましては、施工業者より報告を受けてございまして、濁水の原因といたしましては、8月31日午後4時ごろに雷雨が発生し、作東メガソーラー作業所に設置してある気象観測装置によりますと、1時間に25.5ミリの降水量を確認したということでありました。調整池に堆砂する土砂の粒子が細かく、沈降までに時間を要し、これまでの降雨、また水利の関係もございまして、調整池内の水抜き及び地底に堆積した泥の撤去ができておらず、今回の雷雨により、短時間で大量に調整池に流入した水が少ない沈降時間でオリフィスから流れ出たとのことであります。

これまでの工事事業者の濁水対策としましては、事業地内は各地域に仮設沈砂池を設け、表層を流れる水が直接調整池に流れ込まないように対策をしている。調整池の底の水抜きパイプを閉塞させ、濁水を調整池内にとどまらせ、細かな粒子を沈降させた後、上水を流出させている。流域からの調整池内への排水路吐口部分に大型の土のうで堤を設置し、濁水を滞水させ、沈降後の越流した水をオリフィスから放流させてい

る。各調整池出口には、バイオログフィルターを設置し、濁りを抑えるように対策をしている。調整池の完成してないところにつきましては、仮設の沈砂池、大型土のう、バイオログフィルターを設置しているとのことでありました。

今後の対策としましては、工事業者によりますと、調整池の水抜き及び地底に堆積した土砂の撤去を行う。それからまた、バイオログフィルターについても新しいものに交換をし、ろ過能力を上げると。それから、調整池の1カ所につきましては、現在掘削が完了し堤体の構築に着手しており、排水等の構築が進めば、他の調整池と同様の対策がなされ改善が見込めるだろうということでした。

今後とも濁水対策のほか、地域の方が安心していただけるように許可権者である岡山県と連携しまして、事業者に対して対策強化をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

岩崎議員、2回目の御質問です。

電線路管の管理のお話でございます。

現時点では、地中へ埋設をする管としては、下水道管、上水道管などがございまして、そちらのほうへでき上がった後には成果図を提出するというので、それと市の建設のほうへ提出をしていただくというようになっています。しかしながら、御指摘のとおり埋設をしてしまうと上からはわからなくなるというのは当然でございます。

今後、市の検査といたしまして、写真の提出を求めたり、現場への視察を行いたいと思います。いずれにいたしましても、修繕をするということになれば、後年にわたって市民への負担も出てくるということですので、その辺のチェックをしっかりと、道路の安全管理に努めたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

いいですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい、3回目です。

**3番（岩崎 清治君）**

3回目はわかったんですけど、2回目の質問に対して答えられてないんですよ。本来だったら、立たずにここでもう一回答えになってねえと言いたいところなんですけど、改めて言います、もう一回だけあるんです。

泥水対策できてないですがなと、僕はずっと言ってきたんです。そしたら、6月議会で、できましたよと、100%じゃないでしょ、このときの表現は。先ほど言いましたけれども、泥水は受忍の限度を超えてるといふふうに業者に言うたら、具体的な措置をとられたと。それで、5月末には顕著に減少してると言われたと。僕は台風の最中のときの水については、山家川や吉野川のを見たときに、これは言えるべきぐらいの度合いじゃないと、それはわかりません。だから、言わなかった。それ以外の、以降の水についてひどいんですよ、県庁にも電話を入れました。

僕の言いたいのは、6月議会にこの答弁をされたのは、何を見て、どういうふうに確認して、どうなんだ

と。それ以後、言われたのがどうなんだと。それで、先ほど言いましたけれども、沈砂池があると言われたんじゃないけど、岩江議員がこの前の6月議会の写真を見させてもらったとき、今も残ってるんですけど、沈砂池がどこにあるんですかと、ないじゃないですかという話をしてるわけです。だから、確認されて実際見られてるんですか。

それから、そのときの写真なんですけど、色が完全に変わってるんですよ。これは、だから6月の回答のときに、受忍の範囲を超えてるという表現だったろうと思うんですよ。だから、起きたことについては僕も我慢するところは我慢しなきゃいけない、できることとできないことはあるよという意味での話の中で、もう改善されたというからには、改善されてるんですかというお話で、改善されてなけりゃあ、それ以上の指導をしなきゃいけないでしょう、対応しなきゃいけないでしょう。

それから、市民部長にしても、自然保護協定書に書いてあるわけでしょう。担当部署のことをどうのこうの言うてるわけじゃないんですよ。市としてはどうするんですか、市だけでできなったら、県を合わせてどうするんですかという話をしないと。今言われた中身、2回目はもう我慢したんですけど、1回目の中身は協定書を読んだらわかりますよ。それで、できてないから質問してるわけですから。なぜできてないかという話を答えられなきゃいけないんじゃないんですかなど。

予定の時間は、この1項目め自体は15分と思いつたんで過ぎるんで、余りしつこくやりたくないんです。だけど、本当に困ってるんですよ。

なぜこの話をするかという、さっきも言って、次の項目のときにひょっと出るかもわからんですけど、一番怖いのは災害なんですよ。それで、それも川下、川下の人が怖いんです。だけど、業者の方が信用置ける業者であったら、その心配な気持ちが緩むんですよ。だから、まず泥水をちゃんとしてくれよというお話なんです。無理なんだったら本当に法的なことも含めてでも考えるべき、もうあと一年もしたら大体終わるんですかね。終わる時期になってから動いても遅いんですけど、それは考えるべきだろうと。

この前の6月議会のときで、業者に市長のほうから言われて、業者に指導をどんどんするんだけど、なかなか聞いてくれんのかなんじゃ、現実難しいんじゃないかという話もあったんですけど、今回の条例についても効力の話は別なんですけど、精いっぱい努力せにゃいけません。執行部のほうはどうなんですか。

先ほど担当部長のほうが言われたんですけど、見て回るとしたら、誰でも見て回りますよ、僕でも見て回ってるんですから、何回も、何回も見て回ってるんですから。だけど、業者には僕の言う権限はないんで、言わないということですから、議長さんもそこにおられてお願いなんですけど、美作市議会として業者になり、市のほうなり、県庁なりにお願いをしてもらいたい。結果は泥水が流れないで危険がない状態、安全・安心な地域になればいいんです。それ以上のことは思ってるわけじゃないです。お金下さいとか、何々下さいとかという希望を持って言ってるわけじゃないんで、議長さんもお願いします、回答は議長からもらう気はございませんし、いいんですけど。

ということで、まず自然保護協定書、書いただけのもんじゃないでしょという部分、それからもう一つは、6月議会の分はどういう確認をして、どれが不備だったんだと、わかるような言葉でわかるように言ってください。それからもう一つ、沈砂池が今現在あるんですか、濁流防止フェンスが今あるんですかと。僕らはないと思って聞いてるんですよ。というのは、泥水の状況が直ってない、特に私が言いたいのは、岩戸川が直ってないんですよ、そこを聞いてるんです。

ほかのことはもういいです。我慢できることは我慢します。道路事情についても、騒音についても我慢できるところは我慢します。ただ、現状として、直ってないことだけ言うんで、そのあたりの答弁を再度お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

実は私もおととい見てまいりました。おっしゃるとおりで、確かに、先ほど写真で示されたようなむごいほどの色ではありませんが、まだまだこれはきれいだねと言うにはほど遠い水の色でありまして、心を痛められてる議員の発言はよく理解をするわけであります。

6月の時点ではかなりきつく言いまして、その後いろんな意味で改善をしたのは確かなんですが、恐らくその後の工事の進捗等によって露出面積が拡大したというようなこともあるのかなあなんて、勝手に思ってるわけではありますけれども、しかしながら、おっしゃるとおりで、今後いつまでこういう、清流が戻らない状況が続いていくのかということについては、相当真面目に考えざるを得ないと私も思っておりますが、それに対して何ができるかということについては、いろいろ今選択肢を準備しながら考えているところであります。

その選択肢の一つが今回条例提案したものなんですが、これでとめられるかということ、どうも今、現に地権者となってしまっているものについて、とめることは至難のわざであろうと思わざるを得ない。じゃあどうすんだろうかというふうなことで、6月のときにちょろっと申し上げたつもりなんですけれども、今後いろんな面での市民の負担が継続をすればしたら、それに対して、市として何らかの対応が必要であろうと思います。濁水の問題、あるいは先ほど議員からも御指摘がございましたけども、道路管理についての問題、2年間は保証をするんですね。その後の問題については一体誰が対応するかということ、市道管理者であるところの美作市が対応せざるを得ないという状況もまた、これは明らかであります。

そういったものについて、一体どうするんだ、いや、それは固定資産税が増えるからよからうという議論もあるんですけども、しかし固定資産税は御案内のとおり土地ではございません。今回の対象物は減価償却資産ですから、基本的に20年たてば0円になってしまうと。その20年たった後も、例えば濁水が出るとか、20年後に道路の掘削をせないかんというようなことになっていったらどうすりゃあいいんだというような問題も、また考えざるを得ないわけでありまして、そういった問題に対して、やるべきことというのは、なくはない。内々関係省庁にも相談を始めてるところでありますけれども、経済的措置を強化することも念頭に置きながら、できる対応はないかということを検討しておりまして、この検討の準備ができました段階では、議会にまた別途御相談申し上げる可能性もございますので、お含みいただきますようお願いいたします。

いずれにしましても、私も岩崎議員同様、心を痛めながら状況について注視をしているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。

3回目の御質問です。

沈砂池があるのか、見たのかという点でございますけれども、工事事業地につきましては、担当課職員とともに調整池付近から事業地内を確認しております。それから事業地内にも中に入りまして、見るのが可能なところにつきましては沈砂池があることを確認しておりますけれども、それ以外につきましては現地で見えておりませんので、今のところ何とも言えませんけれども、形状を事業地の中に入りまして、確認をさ

せていただいたという状況でございます。

〔3番岩崎清治君「答えてないが、6月議会の答弁の中身」と呼ぶ〕

6月議会の答弁におきましては、5月末の降雨時における濁水対策につきましては顕著な改善が見られたと答弁させていただいたかと思えます。私のほうからは、その時点での顕著な改善が見られたというふうにお答えさせていただいたかと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

まだあるよ。3回目じゃなかったらいいんじゃないけど、市民部長か。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部。

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

濁水については、先ほど企画振興部が答えたとおりでございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

自然保護協定については。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

〔3番岩崎清治君「頭が痛いね、市長、これは」と呼ぶ〕

これは、協定の構造が若干不安というのがありまして、議員もおっしゃったとおり、自然保護協定というのは、県の自然保護条例がベースになってます。協定の主体が甲乙丙と3つありまして、基本的に我々がある意味で参画立会人というようなことの丙の立場で、丙というか、地元の自治体としての協力をするということでありまして、そういう意味では、自然保護協定に基づくいろんなお願いというのは、県当局が主体になるということになります。一方で、私どもと事業者の協定書につきましては、我々が直接の協定主体となっているわけでありまして、これに基づいていうことのほうが我々としては行動がしやすいということになってます。もちろん我々としては、自然保護協定の主たる当事者であるところの岡山県であり、それから県の開発条例の所管をして許可認可をしている岡山県に対して、我々の濁水防止に対する考え方については連絡をする中で県もその根拠を県の開発条例に置くのか、あるいは自然保護条例に置くのかは別として、我々と軌を一にして、濁水防止についての要請をしていただいているということ、総合的にああいうふうに言ったんだと思っておりますので、御理解をいただきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

総括です。

**3番（岩崎 清治君）**

1つは、市長の言われることはよく理解するんですけど、理解するんですけども、ここへ自然保護協定書というのがあるんですよ。これ、市が押してあるんですよ、判こ、業者とも押してあるんですよ、県も押してあるんですよ。3者が3者対等なんですよ。そうしたら、それを何で、絵に描いた餅じゃないわけですから、守らせるように努力しなきゃいけないんじゃないかなという部分をどうしてるんかという部分が1つ

で、これは回答も何もできません、総括なんですけど。

それで、2つ目で、議会の中で、これで言うのは3回目ですよ、濁水は受忍の限度を超えるので業者に要請したところ、具体的な措置がとられ、5月末に顕著に減少してると、こう言われたんですよ。議会の発言の中ですよ。何でならと言うたら、議事録を見た中で、要約してしてしてるわけですから。それはちょっとおかしいでしょう。あのときはこうだったんじゃないけど、これこれの理由があって、こうなって、こうなったんだというんだったら理解するんですよ、僕はやけむちやを言おうとは思ってないんですけど。それが、その後の雨のとき、台風を除いてもすごい出てるんですよ。部長、先ほど言いました、出てますと言われてるんですから。そしたら、おかしいでしょう。このときに、先ほどじゃったら県に言われたから県のとおりだと、それはちょっとおかしいでしょう。もう少し心底の仕事をやってもらいたい。信用がだんだんおけんようになってくるような話になってくると、市民の人もなってくる、私も含めてなんです。そのことを言うてるわけです。

総括ですからこれ以上言うと時間もないのでやめますけれども、それは今後お願いしたい。改めて言うんですけど、これだけじゃなしに、今後も心配するからという議員の質問の中で、まずは泥水がどうなってるんかって見られてるんですよ。これはよく理解してもらいたい。それから、ほかのメガソーラーができるといううわさもあるんですけど、それなんか完全に影響する。それから、今回の条例についても影響するだろうというふうに思います。

以上で総括を終わって、次の項目に入らせていただきます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

続けて、2項目めに進んでください。

#### 3番（岩崎 清治君）

次は、表題としては美作市の安全・安心対策についてということで質問をさせていただきます。

具体的には、安心・安全対策についていろんな安心・安全対策があって、今議会でもいろんな観点から質問されてますし、地震からいろいろあるんですけども、特に私は今回につきましては風水害、特に今回につきましては水害のことについて質問のほうをさせていただきたいなというふうに思っております。その中で、特にこれは危機管理監のほうに対してなんですけれども、まず美作市が合併してからもう長くなって、その中で21年の竜巻、水害が発生しました。もちろん危機管理監は人がどんどんどんどん変わってきてるんですけども、過去の災害を参考にしながら新しい対応、対応をすべきだろう、これはもう当たり前の話で、されてると思うんです。最近は12号でしたかね、逆走台風、私もああいうふうな台風見たことないですけど、普通来るところから反対のほうから来てる、それも1回転して中国大陸でしたかね、なくなったかちょっとはつきり最後まで記憶してない、そういう台風が来たり、20号、21号については、岡山県に近いところ、兵庫県姫路とか大阪のほうを通った。その中で、いろいろな水害被害が出るわけです。前もって準備をしておけば避けられるような問題、俗に言う、今世の中で言われとるのは想定外、想定外というふうなことも出てるんですけど、例えば私の友達の者が岡山から来ての話なんかをすると、私もそう思うんですけども、総社市にあったアルミニウム工場が水蒸気爆発したと、こりゃあ災害が原因ですよ。災害が原因、水害が原因なんですけど、工場をあっこへ建てること自体がおかしいんじゃないかという議論が、今新聞紙上も含めて出てますわね、立地場所。これは人災だという話もあるし、台風21号ですかね、関空の横2キロぐらいのところタンカーがとめてあった。今、テレビでも大分言われてますけど、そのタンカー自体は関空に用事があって、関空の指揮下のタンカーみたいらしいですね。だから、関空へ行くのが目的で行ってて、ということは関空の会社がここへとめずに向こうへとめとけ言うたら、今回なかったわけです。これも人災と

一緒だというみたいな話も出てる。

それで、どんな質問をするかという、今までの想像を絶するような災害というのが今現在起きてるんですけども、7月豪雨の水害の部分のところをどういうふうに大雨について検証されたのかということを知りたい。私はもうもともと災害の中身、雨が降って、災害になるおそれのある雨をとめることは、これは絶対できません。地震もとめることはできません。減災っていうんですかね、そういう豪雨なんか起きた場合に、被害ができるだけ少なくするのが行政の務めであり、みんなの務め、もともとと言われようた自助、共助、公助の中で、めいめいの役割の中ですべきである。

危機管理監のほうにお尋ねしたいのは、この西日本豪雨についてどのような分析をされてるのかなあと。皆さん方の質問の回答の中で言われてたのが、雨量の割に被害の程度は少なかったというふうな解釈をされてる、検証されてるとまでは言わんですけど、解釈をされてるような話をされたんですけど、資料をいただいて見ましたところ、雨量そのものについては500ミリに近い勝田の奥の方で実際ありました。じゃあ、時間はどうなんだと、これ4日間の雨量ですね。72時間の3日間の雨量は400ミリ近いぐらい、100ミリぐらい違うんですけど、僕自身の思うのは長期間長雨が降った場合には、地盤が緩んで土砂災害の危険性が増すよ、ただし河川の氾濫は時間雨量が多けりゃ多いほど危険度が増す、氾濫度が増すというふうに思ってるんですけど、そういうふうな分析とか、一番最初にいただいたときに火の神と林野の河川の水位の部分がありましたね。これ2山あるんですけども、この部分、1山の間にはもう水が流れていってるわけですね。だから、総雨量というのは私はそれほど気にとめない。時間雨量が多けりゃ多いほど氾濫危険性が高い、これは私自身思ってるんですけど、そういうふうなことを含めて、7月4日から7日までの西日本豪雨について、どのような検証をされてるのかということをお尋ねしたいということと、教育委員会のほうにつきましては、萬代議員がほぼ聞かれた中身と同じになるんですけども、私は6月の最終議会に、教育長のほうから教育施設については大阪北部の地震のような危険の部分は教育施設そのものにはない、ただ通学路については今後調査するよという話がありまして、僕は非常に感心してさすがだと思ったんです。

というのが、期間が短い期間中にそれだけ調べられるというのはすごいな。それで、今回の質問の趣旨の一つは、私たち地域にいるもんで、個人の家例えばブロック塀とか、いろいろなものを直すのは非常に難しい。その中で、地域の議員としてできる限りの協力はしたいという中で質問をしようとしてたんですけど、質問、回答もありまして、その中で一番ええと思ったのが、学校任せみたいなことを言われたわけですね。それはちょっとね、僕は命を第一に考えるべきだろうと思うのに、ちょっと違うんじゃないかなと。

通学路の変更についても、慎重に慎重に考えられる、そら考えられりゃあいいけど、地震は今起きるかもわからないです。起きないかもわからないです。ということは、命にかかわる可能性のある部分は、できる限り早急に対応すべきじゃないか。お金かけてどうのこうの言うのも必要なんですけど、お金のかからない場合には通学路の変更などを早急にして、子どもの安全・安心を守るべきではないかなと。

それからもう一点あるんですけども、もう一点はいつのことだか忘れたんですけど、うちらから土居にかけて熊が発生したという放送があったわけですね。そのときに、学校の立場、教育委員会の立場、保護者の立場、これ何が起きるかわからんわけですね、起きないかもわかりません。だけど、どういう対策をとられたんかなというのが非常に気になるわけです。最初に言われたように、早期にぱぱっと手を打たれて、子どもの安全を一番に考えられたら、ああ、さすがだと思うし、極端な話、何もせずに学校任せ、教育委員会はずに保護者任せだったら、何ということを感じるだけかわかりませんが、そのあたりを含めて御説明をお願いしたい。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

平成30年7月豪雨災害の検証ですが、7月4日から7月7日、やはり多いところでは約500ミリ近い雨量が発生しております。これでよかったと思うのはダムの放流、これは被害が少なく済んだと判断しております。確かに雨の降り方が2日に分かれて山になっております。これも功を奏したのではないかと思います。

そして、危機管理といたしましては、最終的にはやはり早い避難、これがもう何物にかえてもこれが一番身を守るための安全策だと考えております。お願いします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

通学路の安全につきましてお答えいたします。

6月議会最終日におきましては、まずは教育委員会が所管をしている学校施設につきまして、特に危険なものはないと。ただ、念のために今回9月議会において、補正予算において撤去の費用をお願いをしているところがございます。また、通学路につきましては、先ほど学校任せというふうにおっしゃいましたけれども、まずは夏休み中期間をかけて地域の方と、あるいは保護者の方とともに、まずは学校のほうで点検をしていただくと。その後、美作市立小学校及び中学校の通学路の設定等に関する要綱に定める通学路安全推進会議による通学路の合同点検、これは教育委員会がまずは率先してやらなければいけないわけですが、通学路の安全というのは、今はブロック塀というのがクローズアップされておりますけれども、その前には新潟での女子児童が誘拐され亡くなるというような件、いろいろな防犯という部分も必要です。それから、横断歩道をきちんとしてほしいとかというような声もいただいております。110番の家ですね、いざというときに駆け込めるといふ、これが功を奏したこともございました。

そういうことで、通学路につきましてはいろいろな方面、警察の御協力もいただきながら、いろいろな方面から点検が必要かとは思いますが、今回はブロック塀というものがありますので、今報告が全部上がってきているわけですが、それに基づいて再度教育委員会のほうでも点検をしなければならないと考えているところがございます。

また、熊のことがございました。この情報は支所等から入りましたら、すぐに学校等にもお願いし、土居の場合は一、二度で済んだわけですがけれども、その場合は学校からバスまでの見送り、あるいはバス停から家までの送り届け、こうしたものも各学区に安全・安心パトロールというのがございますので、そちらのほうをお願いしています。長期にわたる場合には、今回も大原学区でも実施しておりますけれども、スクールバスの対応等も必要な場合には考えていかなければならないというふうを考えて対応をいたしております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

時間がないので詳しい説明はできないんですけど、危機管理監のほうについて、今の話は分析も何もしてないような話と一緒に。私、分析しておりません、わかりません言うと一緒になんですよ。というのが、ここにいただいた30年7月豪雨災害資料、これ見ただけでもいろんな想定ができるわけです。私のほうもこの災害が起きて1週間ぐらいたったときですかね、岩江議員に案内していただいて、岩江議員とこの後ろから、勝田のほうから見て、私なりに、重平議員と3人だったんですけど、私なりに今回の部分について、

時間的雨量がこのあたりすごかったんだろうとか、雨量の数字はわかりませんよ、そんなふうなことを含めて、自分のところの地域は6日の朝に回りました。それ以降1週間後ぐらいに、どこまで水が上がったんだな、どうのこうのいうことを見て回ったわけです。

今回、この質問をしたのは、少し不安があったものでした。といいますのは、市長のほうは災害の予備費の予算をしたときに言われたのは、吉野地区に関しては作東の支所から行くのが悪いから、大原のほうから今度はどういうふうな話もあったわけです。というのは、いろんなことを考えないと前に行かない話です。今回の水害については、テレビのほうでも出たと思うんですけど、西栗倉のほうが早いうちに避難指示が出たわけです。後で聞いたんですけど、それは何ならというたら、大茅にあるダムが古い、老朽化があるんで、これがいつ決壊するかわからんからということだったらいいんです。そこから2キロほどの下のほうの家に聞いたら、雨がどのぐらい降ったの言ったら、いや、越流はしてなかったと、ぎりぎりだったんですよという話も聞いたわけです。下のほうへ行ったら、ごそつと道路が陥没してるとこも見ました。見ていったわけなんですけど、建設部だったら建設部で、これ早う復旧補助事業補助金もろうて直さないけん、道路通行どめせにやいけんって言うんですけど、危機管理監に特にお尋ねしとるのは、同じような規模ができれば、市民の皆さんにどういう放送をして、どういう迅速な行動をとってもらおうかというのを常に頭の中で考えないけんわけです。だから、検証が必要なんでしょ、そしたらどういいう検証をしたんですかという話を聞いてるわけです。ただ答えがぴったりと合うから、合わんからって議論してるわけじゃないです。検証してください。一生懸命検証してください。頭の中で想像してください。そうしたら、この次に同じようなことがあったら、これとこれはこういうふうに動かにやいけんいうてみんなを指示したり、お願いしたり情報収集できるようになると思うんですよ。これをされてないからおかしいんじゃないかというのが1つです。

あと再度お願いします。それから、教育長のほうにつきましても、学校のほうに任せっきりという部分も確かにあると思うんですけど、子どもの命にかかわることですから、やはり積極的な対応をお願いしたいと思うんですけど、地域の見守りにつきましては、時間がだんだんなくなってきたので、質問を省いて省いての質問なんですけど、大阪の北部の地震のときは、見守り隊の方が亡くなられてるわけですね、御存じだと思うんですけど。私は、そういうことを聞いたかったわけですね、そういうことも含めてね。だけど、その質問を直接的にはしてないんですけど、通学路の安全というのは地域の安全でもあるんです。私はできるだけ協力しようと思ったのは、個人の財産とかというものに影響する部分については、やはり地域の中の話合いをしないと前に行かないから、協力しようかなと思った部分も含めてのお尋ねだったんです。教育委員会にしても、もう少し積極的に、私のほうも土居地区、福山地区でやってる青パトのほうも何回も回った事もありますし、そのあたりも全部知つとられると思うんですけど、そこも含めて市民の力が出ないと通学路の安全もできないわけですから、もうちょっと積極的にかかわっていただきたいなということで2回目の質問いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

先ほどとちょっと同じようになりますが、よかったことはダムの水量管理、これにより被害が少なく済みました。そして、一番よかったことは人的被害がなかったことです。これはひとえに市民の皆様がけがをしない行動をしていただいた結果です。危機管理室からもお礼を申し上げます。

今回の豪雨災害を経験し、萩原市長が答弁されましたが、支川の水位計などを含めまして、どのようなものをどこに設置すればよいか、どうすれば防災に力を発揮するのかを検討しております。美作市は豪雨災害

後、よりよい防災体制を構築するために動いていることを御理解ください。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

通学路の見回り等につきましては、皆様にも大変お世話になっていることと思います。萬代議員への御答弁でも申し上げましたように、地域の普通の市民の方の建物につきましては強制力がございません。したがって、ぜひ皆様方の協力をお願いしたいということとともに、このブロック塀につきましては、本当にいろいろな事故が起こっていることから、早急に教育委員会としても点検に回りたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

議論がかみ合わずにどうしても前へ行かないんですけど、特に危機管理監のほうへします。早目の避難、よくわかるんですよ。美作市の人口幾らですか。2万8,000切ってるわけですよ、2万7,000幾らなんですけど、その人が避難する場所がありますか、全員が。そんなむちゃな話がないんですよ。だから、避難するというのは市長も言われてたし、僕らも実感してるんですけど、夜の避難は危ない、誰も知ってる、早目の避難は知ってる。じゃあ、私自身が水害のときに、水害そのものの避難いうたら私はしないんですよ、安全なんです、我が家は。そんな家たくさんあるわけですね。だから、こういうところが危ないから、このくらい雨が降ったら早目に避難してください、極端な話、もう一個言いますよ。久賀ダムの放流をしたら危ないところは避難してくださいって言うでしょ。このあたり1時間ぐらいかかるでしょ。そしたら、放送したら間に合うわけです。右手のほうの雨が今どっど、どっど1時間雨量50ミリ降ってる、すごい、ダムももう放流しなきゃいけないと言うたら、その時点で2時間後に水が来たとしても放送すりゃあ間に合うんですよ。私は検証というのはそういうもんじゃないですかって言うてるんです。

改めて避難も含めてもう一度、嫌がらせみたいな質問なんかもわからんですけど、もうちいと考えて、できれば休憩とっていただいて、その以降に危機管理監の立場も含めて、演説会でもいいです、あなたの気持ちを皆さんに教えていただいて、こちらの方も幹部の方は全部災害対策本部に入られるわけですから、市長の指揮のもとで管理監は補佐されてるわけですけど、もうちいと危機管理を持ってやっていただきたいなということで、教育長のほうは言い出したら、お互いにこうなりますので、もうよろしいですから。あと、休憩して、できれば休憩して、そのときに演説をやっていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

休憩したほうがいいですか。休憩とりましょうか。

〔15番岩江正行君「できまあがな答弁、休憩せなんだら」と呼ぶ〕

答弁は休憩の後ということで、これより10分間休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時14分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、岩崎議員の2項目めの3回目の質問の答弁からです。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今回の災害につきましては、いろんな教訓が得られたわけであります。

まず、雨の降り方からいいますと、今回の雨の降り方は割合38年に似てまして、時間が割合かかっていったと、その中でピークが二、三度来たというようなことで、まず38年からいうと要するに55年ぶりの類似、あるいはそれより大きい規模の災害であったわけであります。ただ、これが、この500ミリがもう少し時間圧縮して降ると、まさに未曾有ということになりまして、1日で500降るって想像できませんけども、どんな雨かっていうのは、そうなると思えば全ての河川がもたなかったということは明らかでありまして、その場合において、先ほどの危機管理監が申し上げたように、その場合いってもどうしようもないんで、今までよりも広範な方々に避難を行っていただく必要があります。

それから、もう一つ議会で申し上げましたけれども、避難の問題につきましては、これは大原の方を中心として、吉野川流域の方々に対しては、平成21年であるとか昭和38年の浸水の経験がありましたんで、この浸水地域を念頭に置いて強く避難勧告をさせていただきまして、そのことも放送でも言ったつもりであります。したがって、全市的な避難勧告をしたつもりは一度もありません。浸水被害が多かったところ、海内なんかはこれはもうよくわかってるんで、みんな連れだって非常に的確な避難行動をとられましたし、大原地域においても浸水被害のあった経験のあるところは的確にされました。一方で、自宅におったら避難をしなかったかって、それはそうじゃなくて、自宅のほうが安全なケースはいっぱいあるわけですね。特に、移動中の問題も含めてみますと、自宅でしっかり身を守っていただくということが最大の避難であるケースはいっぱいあって、このことは今後の防災計画の中でももう少し明らかにしていかなければいけない。洪水の場合においては、今まで水害において被害がなかったところ及びその周辺を除けば、これは自宅等にいたことが有効な避難であるということを確認に申し上げる時期が来てるんじゃないかと思うんです。

これはどういうことかと言いますと、岡山県内でまだそこまでの意識がない地域で全的に避難勧告を出したってなると、一体どこへ行ったらええんならという問題が必ずある、それを余り続けていくと、避難勧告そのものの価値がだんだん下がってくるということが、これは市長会でも議論しましたが、だんだん今度は逆に明らかになってる。そういう意味でも、避難勧告の出し方についての勉強は十分できたというふうに思っておりますし、そのことはまた全国市長会の防災会議でも、時間があれば行って話を申し上げておきたいなと。

それからもう一個は、38年のときと違いまして、もう刻々と、例えば西栗倉では坂根の水位が見えるわけですね。坂根が見える、あるいはこっちで言うと火の神の水位がたまに飛びましたけど見える、それから雨量についても、ほぼ全ての地域で今何ぼ降ってるかというのがわかる、加えて雨雲の動きの予想が見えるということで、情報の面で本当に進歩をしていて、それを我々が使えるかどうかを試されてるなということが本当によくわかったわけでありました。

当市としては、かなり情報については、よく使いこなしたほうだったのかなと思っております。といいますのが、もし情報を使いこなせてなかったら、後山川に水位計が欲しいとか山家川に水位計が欲しいとか、あるいは川の名前は忘れちゃったけども、余野のほうか何かへ流れてくる奈義の川、そういうものについて水位計が欲しいなあなんてことが思いつくはずがないわけでありまして、そういう意味では割合情報については使いこなすことができたというふうに思っております。

それからもう一つは、これは前の答弁で危機管理監が自分で言っていましたけれども、災害弱者対策が十分

ではないなあという感覚を持ちました。避難されてる方々が寝にくいとか、まあ寝れるわけないんですけど、あんな床で、おっしゃることも含めていうと、壮健である方については、それはまあ我慢しんさいということでもやれるとしても、日常から介護を受けてらっしゃる方に、まあ我慢しんさいということとはとてもできないということのはしみじみ感じさせていただきました。

それから、災害予防との関係では、きょうの岩江議員の質問にもありましたけども、いわゆる復旧工事というものについて迅速にやるんですが、復旧の概念に必ず今起こってる災害であれば、もう起きないというレベルを確保するというを常に先人はやってこられたわけです。それがゆえに、今回の災害のときにも38年以上の雨が降ったんですが、例えば西粟倉にしても大原にしても、ぎりぎり耐えた。ただし、2回波があったもんですから、護岸が崩壊したところが何カ所か出ました。西粟倉地内もそうですが、大原でいうと川戸から赤田に行く途中の左岸あたりが、これはたしか崩落をしていたように思いますけれども、そういったところも含めて、あるいは梶並川でいっても、和田と吉の間の向こう側のところですね、ああいうところが、もうこれはむごい形です。これは38年をやったやつが劣化をしてるのか、足りなかったのかわかりませんが、まだまだ基盤のところの不十分さというものもあるし、それからもともと県も言ってます、国も言ってます、私どもも言っておりますけれども、弱いところが残っていて、それがゆえに道路が冠水して通行どめになった、それも国県道で言えば、英田、尾谷のあたりから美作町にかけてのところが冠水をいたしました。西の家のあたりですね。これはわかってた話なんです、実は。冠水するだろうと思ったらやっぱりしたと。これについては、やはり今行おうとしてる河川改修事業の早期の実現を求めるということになるだろうなあというふうに思ってます。

それからもう一点、余り議論はされてないんですけども、一、二点申し上げますと、1つは風の問題についていろいろ悩みました。特に、台風の進路によっては吹き返しといいますか、この辺で言えば北のほうからの風が吹いてくる、そうすると大変な風力になって農作物に被害が出る、あるいは住宅の屋根が飛ぶといったようなことが広戸風ということでありまして、広戸風についていうと、調べてみると日本三大悪風の一つというようなことになってるんですが、それにしても私どもの地域において風向風力に対する情報が圧倒的に不足しているということなんです。これは、実は消防長のほうにお願いをして研究しろとなってるんだよな、風向風力計の設置について検討をするよなというふうな指示もさせていただいているところがあります。

それからもう一個、ちょっと対策本部のときに議論を誰かに申し上げたんですが、広島県の災害が起きました。見ると、丸太が流れてきて橋のところにはひっかかったりなんかして、ひっかかっているうちにだんだんそれが重なって、ダムになって、水がたまって、みんなが大浸水を起こしたというのがございましたけども、そのたまって丸太を見ると、どう見てもこれは切り捨て間伐で切った丸太だというのがよくわかるわけですね。この点はどうやっていいかわからないんですけども、搬出間伐と切り捨て間伐というのはコストの面とかいろいろあるんですけども、できれば今後、場所にもよるかと思うんですけども、なるべくバイオ燃料として使うようなことも含めて、搬出して山に放置をしないことが災害対策上も意味があるんじゃないかという論点がちょっと頭の中にあるんですけども、これについて誰もまだ言ってないんですけども、時至れば農水省などに行って、こんな考えがあるんですけどどう思いますかというようなことは問い合わせはしてみたいなあと思っております。

それから、もう一点申し上げますと、今申し上げたことは私どもが災害対策本部の中で連絡をしながら考えついたことでもありますけれども、災害対策本部の中だけでこの問題を閉じちゃいけないと思っております。前回の答弁でも言いましたけども、今後市内各地で行われます行政懇談会においては、ことしは申しわ

けないんだけど必ず災害の話振って、市民の方々がそれぞれどういうふうに思ってたかとか、避難所はこれでよかったんですかというようなことをお聞きするような次第にしていかなきゃいけない。これが1点目です。

それから2点目は、国にも申し上げたんですけど、国全体としても、例えばダム管理のあり方については検証が必要だということになってますが、これは私どももお願いしましたけども、国や県の立場から検証していただいて、その情報を我々の基礎自治体にも提供をしていただく中で、より深い修繕をしたいというふうに思ってるということです。私どもとしての検証はそれなりにやってまいりましたけれども、住民の皆さんとの関係での検証、国、県の視点からの検証というのを合わせて、半年ぐらいかかると思うんですけども、次に生かしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。総括です。

**3番（岩崎 清治君）**〔質問席〕

安全・安心対策、特に危機管理室、危機管理の部分についてお願いしたいのは、今回の西日本豪雨も含めて、よく検証していただいて、市民の皆さんに正しいと思われる情報発信をしていただきたい。今回の部分についても、エリアメールを見た人から、そのままを信用していったら、ちょっと内容が違うなというふうなことも聞きました。市長がこの議会でも言われたんですけど、まず第一は命を守る、これに限るわけです。その後財産を守るというのが次に来るわけですから、命を守るだけに市として、公として何をするかというたら、正しい情報発信しかないんですよ。傘を持って行って雨をとめるわけにいかないですから、このことをよく理解していただいて、徹底的な検証をして、この次に役に立てていただきたいということで、この項目を終わります。

次に、3項目めの美作市立特別支援学校についてお尋ねをいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい、どうぞ。

**3番（岩崎 清治君）**

時間がないので、できるだけ短く質問をさせていただきます。

まず最初に私のほうが申し上げておきますけれども、私は特別支援学校は財政が許されるならば設置すべきだろうと、反対ではございません。ただし、バレンタインパークにつくることについては疑義がある、反対ですよという意味でございます。そして、この議会でも2人の方が私より前に質問されまして、全協もその前にありましたけれども、まず第一に、一番に気になっているのが、というのが先日教育長が発言された内容、私帰って、ビデオに撮ってるもので、ビデオを10回近く見たんです、教育長の場面だけずっと。一字一句頭の中へ入れようと。今、執行部の言われてることと中身がちよっと所々違うな。端的に言って、詳しい説明をお願いしたいということがまず1個目。というのが、職員数の話で言われたんですけど、僕らは45人の職員が来ますよ、その45人についてはお金も任命も全部県のほうからして、配置ですよというふうに聞いているように頭の中へ入ってるわけです。それが教育長、違いますよと、人数は45人になるとは限らん、30になるんか、44人になるんか、何人になるんか、県の次第。その中の人数を決めたらお金は県のほうから来ますよ的な話。職員採用は都合で市がせにゃいけん場合があるというふうに、概略すればですよ、というふうなんですけど、余りにもちょっと違い過ぎるなど。もしそれであれば、次からの質問も違うんですけど、回数の問題があるんで一遍に言います。

次の質問は、学校の運営。職員数、この答えが返ったら違ってくるんですけど、学校の運営についてどん

なふうに考えられてるんかと、教室などの施設には最低限どんなものが必要なんかということと、寄宿舎が何で必要なんですかと、寄宿舎がなくても我慢できないんですかという問題。何でならいうたら、金がたくさんかかるから。次に、寄宿舎をつくった場合、食事代を含めて寮の使用料を含めたら7万円ぐらいになる。この7万円は、大変個人の利用者としてはきついんじゃないかなということで、何で必要なんですかという質問です。

2番目ですわね。美作市の財政、逆のほうです、市財政のほうからいうと、これから交付税の一本算定の部分もありますし、いろんな状態、財政、たくさん要る分があります。だけど、この特別支援学校をつくった場合に、幾らぐらいお金が出せるんですかと、どっかを省いて出すわけでしょうから、どこぐらいの財源はできるんでしょうかと。その中で同じような質問なんですけど、市内の入学者数、平均で言うと7名ぐらいな数字の分があるんですけど、1学年24名の中で何名ぐらいは入りたいんかということをお聞きしたい。先日、これももう少し丁寧に説明していただきたいんですけど、アンケートをとってない、希望者確認してないという部分ですから、それはちょっとおかしいかなあというみたいな気であります。

それから、作東総合支所を含むバレンタインパークの場所に特別支援学校をつくると言われてますけれども、私のほうにも多くの反対の意見がきます、場所について。反対の運動をしようというふうな問題もありますんで、もし学校をつくった後、そういうふうな看板とかいろんなチラシとか、そういうのが残って、保護者やら本人の目に入るようではかわいそうだという気持ちもあるんで、市民の人が来てくださいよという場所にすべきじゃないかなというふうな意味合いも含めて、何でということ、もしどうしてもするのであれば、グラウンドの利用者や地域の人もみんな巻き込んで、反対者が、理想を言えばゼロの状態で作っていただきたいという思いであります。それでの質問であります。

次に、これも同じような質問なんですけど、高等学部の定員72名で作った場合に、美作市以外の人がたくさん入るような計画なわけです。今、対象者全部入れてもこれだけの方はおられません。美作市の財政を考えたときに、よその市町村の子どもさんに援助するような規模というのはいはないはずで。そういうふうな中でどうなのと。もし、どうしても同じ規模でつくりたいのであれば、県立もしくは組合立、皆さんの〔聴取不能〕組合立でつくるのか。もう一つは高等部をつくる前に初等部とか、小学生、中学生の部を最初につくるべきでないか、今苦勞されてる方がおられるわけですから、そっちをつくるべきじゃないか。ちなみに、視察に行った加西市につきましては、4万5,000人の人口です。対象者の人数の割合はわかりませんが、美作市は2万8,000切ってるんです。高等部だけで72人、向こうは17人ぐらいの方が入れられるわけです。とんでもないような数字の開きがあるんでおかしいんじゃないかなという意味で、そのあたりも含めての1回目の質問といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

冒頭の質問については、2つの部局の関係がありますので私から申し上げますが、まず私から見ると、両方おっしゃってることが、そう実は間違った問題ではないと。企画のほうが言ったことは、法令その他の規定により、あるいは県教育庁の意向が45なら45という数字をきちっと予算づけして、それを配置したいと。ただし、実際その45を確保するというのは、一体どうやったらいいのかについてはいろいろ具体的な問題がありますよと、それは市としても必ず協力をしなきゃいけないと思います。これはどういうことを言ってるかということ、実は私が最初にこの協議をしてほしいということで、代表で県当局、県の教育庁に言ったんですが、そのときに人員についてが大変大きな課題があるんですということがありまして、私どもとして、そ

これは理解をしておりますと。例えば、その辺も含めて日本体育大学が今新しく支援教育の要請もしてるわけでありまして、そういったものも含めて応援をしていただこうと思っております。それに対して県は、採用はあくまで県ですからねと、こういうことになる。我々としては、人材候補者をなるべくたくさん市としても探し出して、県の採用手続に乗せて、県が採用すればこちらに配置されるということになるという意味では、我々も相当しっかりした教育体制をとらなければいけないだろうと思っております。それを両方合わせて考えますと、人数については間違いないし、市の協力が必要であることも間違いないというふうに思っております。一方で、市が協力したからって、それは市が払うということにはならないと、あくまで県に払っていただくと、こういうことになるわけであろうかというふうに思っております。

もう一点は、じゃあ美作市立の学校に配置されたから、一生そこにいるかということ、県としては岡山県全体の支援教育人事の中で、例えば誕生寺学校との関係でお互いに入れ子になるというか、行き来が人員としてあるとか、あるいは新見にある県民の森の支援学校との関係でもというような形で交流があるみたいな、そういうことは当然考えておられるようですし、私どもとしてもそれを支援していく必要があろうかというふうに考えているということでございまして、特段の大きな差があるかということにはならないと思っておりますので、お答えいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

教員定数につきましては、先ほども市長が申し上げたとおりではございますけれども、子どもの数、子どもの入学者、企画部長心得が答弁をいたしましたけれども、定数が72、1学年24人の3学年ということですが、実際には140数人入っていると。これは、特別支援学校は障害者基本法に基づきまして、希望があればこれを受け入れなければならないということでございます。したがって、実際にふたをあけてみなければ何人来られるかわからない、少ないかもしれないし、誕生寺のように本当にたくさん子どもたちが来るかもしれない、それに応じて、必要数に応じて県は教員を配当をしてくださるということでございます。

そのあたりは、今私といたしましては、教育委員会といたしましては、やはりここを何人ということは、これは最終的に県教委が決められることとございますので、それは申し上げられませんが、定数に対しては県が県費教員として給与を負担してくださるということで、給与の払い方を混乱してらっしゃるかもしれませんが、美作市立の小学校、中学校でございますけれども、その教諭あるいは講師というような、いわゆる教員席ですね、校長、教頭、養護教諭等も含めまして、これ全て県のほうから直接給与が支払われておりますので、それと同じ形になるということとございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

失礼します。岩崎議員の御質問に御答弁させていただきます。

まず、特別支援学校の施設の管理、運営につきましては、美作市のほうが直接行います。

次に、支援学校などで整備する施設の内容についてでございますが、作東総合支所の跡の現庁舎を改修し、1階を寄宿舎、2階を校舎として整備する予定で検討しております。校舎には普通教室、特別教室、作業室、学習室、校長室、教員室、地域交流室、保健室等を整備するよう検討しております。社会貢献コースの生徒が学ぶ寄宿舎のほうにつきましては、寮室、舎監室、宿直室、食堂等を整備するよう検討しております。

次に、寄宿舎を設置する必要についてですが、県立の特別支援学校高等部を卒業する生徒の進路につきましては、学校のほうで職業自立に向けて相談支援を行っているという聞いておりますけれども、就職後において就職先との関係と諸事情により退職される生徒がいるという事実もございます。そのような生徒が生まれる要因といたしまして、集団への適応力が不足しているのではないかと考えております。社会生活や職業生活に生かそうとする社会性、生活自立の力を養うため、寄宿舎生活が必要と考え、今回寄宿舎を整備しようとするものでございます。

次に、生徒の費用負担のことでございますけれども、寄宿舎に入る生徒の毎月の負担は、現時点では授業料が400円、寄宿舎の寮費2万5,000円、給食代3万6,000円として計画しております。それから、通学する生徒につきましては、授業料400円、給食代1万円で計画いたしております。なお、保護者が負担する教育関係経費につきましては、家庭の経済状況等に応じ、国及び県が特別支援教育就学奨励費として補助する制度がございます。その対象となる経費につきましては、通学費、給食費、教科書費、学級用品費、修学旅行費、寄宿舎に入るための日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費などとなっております。

次に、市内の方の利用や運営に重点的に考えると、最初は寄宿舎などをやめて最低限の施設として整備してはというお話ですが、現在は就労による社会参加を目指す社会貢献コースのための寄宿舎を含む整備事業計画を立てております。自立を目指して利用する方々の御意見をお聞きしながら、慎重に進めてまいります。

次に、2点目の御質問でございます。

現在の収支計画につきましては、岡山県立の特別支援学校などの収支計画などを参考に算定しているところでございます。財政シミュレーションのほうにつきましては、施設整備のほうについては反映いたしておりますけれども、運営費につきましては開校後3年で黒字ということを想定しております。財政シミュレーションのほうには運営費の部分は現在に入れておりません。

収入のほうにつきましては、普通交付税、給食代、寄宿舎費等の生徒負担金を考えております。それ以外にも寄附金等も考えておるところでございます。

次に、入学者数の見込みについてでございますが、社会科保健コースにつきましては1学年2クラス16名、ものづくりコースは1学年1クラス8名で計画をしております。1学年3クラス24名となります。これは学校基本調査結果や情報などを分析し、検討を行っているところでございます。

次に、3点目でございます。

地元の意見等をお聞きしてというところでございますけれども、まず委員会の設置につきましてはこれから有識者による会議を立ち上げてまいりたいと考えております。そのメンバーにつきましては、特別支援教育、就労、福祉、地元の方、学識経験者等を考えており、これから依頼を行ってまいります。当然、議員の代表の方にも入っていただきたく、作東地域選出の議員にお願いできたらと考えております。

現在は寄宿舎を含む整備計画案を立てておりますけれども、議員の皆様などの御意見をお聞きしながら慎重に進めてまいります。

4点目のことでございます。

現在の整備計画案は通学区域を本市近隣の市町村として計画をいたしております。他市町村の生徒も対象とすることについてですが、美作市内においてもものづくりコースと社会貢献コースへそれぞれのニーズがございます。普通交付税等の収支バランスを考えたとき、市外の生徒についても料金設定等を検討した上で募集対象とするという計画にいたしております。

次に、県立もしくは組合立での学校という御質問ですけれども、まず県立の学校につきましては、平成18年

ごろからの県との特別支援学校分校についての協議や、今回の支援学校の整備計画について協議する中で、県立の特別支援学校は難しいとの回答がございました。また、平成26年に県の担当が県立の可能性として栗井小学校の廃校にも問い合わせもございましたけども、県としても難しいという回答がございました。

次に、組合立につきましては、現在組合立の特別支援学校はなく、組合立の普通科の高等学校におきましても全国で3校しかないという実例がございまして、組合立というのは難しいと考えております。また、高等部を先に整備する必要についてですが、先ほども答弁させていただいたように、特別支援学校高等部を卒業した生徒につきましては、就職後において就職先等の関係、諸事情により退職される生徒がおられます。保護者の方も危惧しているものと思っております。このような状況を踏まえまして、発達障がいへの専門的な支援により社会への参加、自立生活を目指す社会貢献コースを含む高等部を先に整備しようとしているものでございます。また、市内の会社のほうにつきましても、人手不足ということもございます。高等部におきまして、必要な人材教育を行うことによって、市内の会社のほうに対しても人手不足の解消になるのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、岡山県教育庁の協議を踏まえまして、議員の皆様へ御説明しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

1回目の回答をいただいたんですけど、理解できないことが半分以上、ほぼ理解できないような状況です。まず、教育長に再度お尋ねするんですけど、今現在72名、定数いっぱいしたら72名ですね、その半分の生徒が入ってきたら何名になるんですか、教職員のことで、子どもさんの定数が72名で、子どもさんが実際36名とした場合、幾らになる、教職員は45名でしょうか、そうじゃないか。それから、この中に各学校、私が聞いたというか調べたというか、いろんなところで聞いた範囲内ですけど、この中で寄宿舎の先生が12名おられるわけです。寄宿舎まで要らん言うたら、この人をばんと県が切られるかどうか、そのあたりも含めて、再度もう少し詳しい説明をお願いしたいと。

もう一つは、財政シミュレーションを入れてないって、2カ年は赤字ですよ。最初の分は4,500万円ほど赤字で、次の年は2,000万円赤字、これ財政シミュレーションに入れずにどうするんですか。子どもの数が、入り方が少なければ、入所者72名の半分ぐらいだったら3,000万円ぐらいの赤字になるはずですよ、教職員全部来られたとして。これはおかしいなと。

それから、全体の話なんですけど、今後検討します、今後検討しますって今話してるのと逆じゃないかと。検討した結果こうしたいんですよというのが筋道じゃないかなというふうに思います。

それから、県の部分は財政的に無理としても、組合立が何でこれが難しいんですか。市がするんと組合立がするんと同等の組織でしょ。再度お尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

入学する生徒数が減った場合ということですが、教員の定数はあくまで入学した生徒が何クラス分入学したかということになります。今、想定では3クラス、各学年3クラスということで想定されていると思います。その3クラスに対して担任が1人ずつと、こういう意味でございます。したがって、美作

市の学校をごらんになってもおわかりかと思いますが、少ない学校は1クラス、例えば10人とか20人しかいない、ですが1学年あればそこには1人の担任がついていると。しかしながら、ぎりぎりの学校では38人いても担任は1人しかいないと。これが少しわかりにくいんですが、教員定数の考え方でございます。

また、寄宿舎につきましては、これは一応特別支援学校には寄宿舎を置くものとするということがございます。しかしながら、これは置かないこともできると。なお、ちなみに岡山県立の学校の中で寄宿舎があるのは、誕生寺支援を初め、たしか2校ぐらいだったと思います。そんな多くはございません。寄宿舎の教員というのは、寄宿舎担当教員の定数がございまして、寄宿舎をなくせばその人数はなくなるということでございます。

それからもう一つですが、さっきのお尋ねで少し私、お答えができてなかったんですが、美作市で例えば特別支援学級を出ていきたい子どもがどうかということですが、これはそれぞれの子どもの行きたい学校へということでございますので、支援学級、確かに人数は増えておりますが、そこを出た子どもたちが必ず支援学校へ行くということではございません。それぞれの進路がございまして、私立の高校へ行く子どももいれば、県立の学校へ行く子どももいると、それぞれさまざまでございます。それぞれの行きたいところ、自分で選んで行っているという状況でございますので、そこは御理解いただければと思います。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

失礼いたします。2回目の質問でございます。

まず、財政シミュレーションにつきましては、現在開校後3年目で生徒が集まるものとして計画しております。財政シミュレーション初年度、2年度の数字については、現在反映させていないという事実がございます。今後、岡山県教育庁との協議などの状況を踏まえまして、収支計画であるとか財政シミュレーションを示させていただければと考えております。

それから、順番は後先いたしますけど、まず組合立のほうにつきましては、現在全国的にもそういう事例がないということで、難しいものというふうと考えております。

それから、計画が後先違うんじゃないかという御指摘でございますけども、今現在の計画は、岡山県からまず特別支援学校を設置してもいいですよという内諾をいただくための計画でございまして、今後県との協議などによりまして内容を詰めてまいり、また議員の皆様にもお示しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

しつこいようなんですけど、教育長にもう少し。学校の中では複式とか複複式とかという学校では教員の配置があります。特別支援学校、極論ですよ、極論なんですけど、1年から3年で3人ずつ入ったとします。普通だったら3人か、3、2、2でもいいですわ、8人以下に入った場合には、これは複複式にしたら1人ですが、教職員が。そういう計算で、あと8人の教員が減という意味に捉えればいかどうかという、そのあたりも含めて理解できてないんで、お願いしたい。

それから、財政シミュレーションを先につくってから学校の計画をつくるのが本当ですが。必要なお金が

これだけ要りますよりも、これをつくろうと思ったらこのくらいのお金が市のほうとしては使ってもいいかという検討して、それ以上オーバーだったら計画変更するか、中止するかというのを考えるのが普通の計画で、財政シミュレーションを今後しますというんじゃないですよ、公表する財政シミュレーションのことを言ってるわけじゃないですよ、内部の話ですよ、私の言うのは。

それから、組合立が全国でどうのこうのて、組合立と市は一緒でしょ、設立の部分は。定款をつくったり県の許可がなきゃいけないのことはわかってるんです。わかった上で言ってるんですよ。何ら言うたら、よその市町村から美作市のほうへ受けるいうたら、うち、よその市町村のために金を何十万も使うという話、これが市民が納得するかという話です。3回目です。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

組合立の話だけしときますけれども、理論的に言うとおっしゃるとおりなんです、これは議員も御案内のとおり、私どもも一部事務組合というのを何ぼか持っているわけでありまして。筆頭典型がかつての消防であります。消防につきましては一部事務組合を解消いたしまして、どうしたかという、西粟倉村との関係で事務委託を受けるということでお金を頂戴することになってます。その方式が、西粟倉村の関係でほかのいろんなところにもありまして、例えばスピーチトレーニング、STの分野についても、たしかそんな形でやっておったと思います。あるいは福祉の部分について、奈義町からも事務負担ということで負担金を頂戴しながら活動を維持するというのが、今主流になっておりまして、それは意思決定の構造が違ってることになりまして、一部事務組合ですと、そこの一部事務組合で例えば議会をつくって、ああじゃこうじゃやることになるんですが、やはりそこは美作市議会で議論する、あるいはこちらの問題として市当局がじかに担当するといったことが妥当かと思えます。

そういうこともあるもんですから、これも御案内かと思えますけれども、我々と西粟倉村でやっております老人福祉についての事務組合につきましては、今後さまざまな後処理が済めば、これを解消するという方向で動いております。そのような事情も勘案しながら、この地域でやるんだったら美作市がやって、費用負担については後でさまざまな形でお願いすべきものはお願いするというふうに考えております。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。

特別支援学校におきましては、8人の子どもに対して基本的には1人教諭を置かなければいけない、つまり1クラスの定数が8人ということでございます。この8人のクラスに、例えば定数上わけてみると2人しか入らなかつたとかという場合にも、これは1人の担当を置かなければならない。なお、高等学校はそれ以外にさまざまな自立に関する教科がございますので、少しそれよりは多くなるかと存じます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**

失礼します。3回目の質問でございます。

財政シミュレーションにつきましては、現在内部のほうも検討を行っていない状況でございます。今後内部でいろいろな条件、例えば、先ほど議員が言われましたように、集まる人数が半数であったらどうなるかと、そういったことも含めまして今後検討、作成し、議員の皆様にもお示しさせていただきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員、総括です。

**3番（岩崎 清治君）**

時間がないので、気持ちだけ言います。

この特別支援学校については、泥縄式の計画じゃというみたいな感じが今非常にしております。時間が無い上に、ほかの部分に時間を組みましたので、これで終わりますけれども、12月議会のときに改めてここを中心にやらせていただきたいと思います。

9月議会の一般質問については、これで以上で終わります。ありがとうございました。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番10番、議席番号3番岩崎清治議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後2時57分 休憩

---

午後3時08分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

岩江議員が葬儀のため退席でございます。

続きまして、通告順番11番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可いたします。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）〔質問席〕**

それでは、議長より指名許可をいただきましたので、9月定例会の一般質問をさせていただきます。

今回は1番から8番まで、真ん中の5つは彩菜茶屋ですので、実質4つの質問ということになりましょうか、それをさせていただきます。

まず、第1番目は、委員会を開かない理由を問うということですが、これは私の今までの議員経験からして、私は市議、町議、県議、また市議というふうには、変遷をして十数年議員をしておりますが、どうも今までの私の経験からして、委員会が何か非常に少ないなという思いがあってこれを聞いております。どうぞ答弁してください。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

岡本議員の御質問でございますけれども、まず最初にお断りをさせていただきますのが、私が答弁させていただいてよろしいでしょうか。

**10番（岡本 泰介君）**

よろしいですよ。

**総務部長（岡本 和之君）**

よろしいですか。それでは、答弁をさせていただきます。

常任委員会のあり方、委員会を開かない理由ということでございますけども、常任委員会は委員会での審議や調査が必要な事案が生じた場合に開催されるというふうに思っております。美作市議会委員会条例の委員会の招集を規定する第15条では、第1項委員会は委員長が招集する、第2項委員の定数の半数以上の者から審査または調査すべき事件を示して、招集の請求があったときは委員長は委員会を招集しなければならないというふうに定められております。このことから、委員会の開催につきましては基本的には委員会の自主的な御判断によるものというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

総務部長、私が答えてもいいかと了解をとられたらしいですけど、それはさておきまして、立派な模範的な回答じゃなかったかと思っております。私が何でこんな質問をするかというのは先ほど申し上げましたが、この回答の中にも、基本的には委員会の自主的な御判断によると存じている、基本的にはという言葉が入ってるということに含みがあるなというふうに私は思います。

市長は、本会議が始まれば必ず冒頭で行政報告されますし、そして最終日にはまた閉会の挨拶の前に行政報告されると、1月の間に2回も行政報告されて、それだけ市民に伝えたいことがあるんだなということは、私はいつも感じております。議員に知らせるということは議会で言ってるわけですから、市民に知らせると。そういうふうに、市長も日々皆さんにいろんなことを伝えていきたいという思いを持っておられることは私は重々よくわかっております。

そういったことを考えたときに、そしてまたこの議会でも、一般質問で教育長のほうにエアコンのことで5人質問されてるんですよ。それから、安全・安心な通学路のことなんかでも2人か3人されてると。それは前議会でも出ておりますし、私はずっと去年の6月から告知放送のことで、市民の方が非常に騒がしくなったときに委員会を開いていただいたという記憶もございます。そうしたことで、議会が招集するんだということは私はわかってるんです。委員会条例も、それは私ももちろん読んでこの質問を出してるわけでございます。そういった中で、執行部の方も議員に日々説明をしたほうがいいことがある、私は思います。議員も執行部に伝えたいこともある、そういったときに何をするかいったら、全員協議会か委員会を開くか、どちらかだと思うんです。ですから、例えばエアコンなんか、今回5人も出るようなことですから、予算が上がる前に方針を立てられてるわけですから、委員会を招集されて、こういった計画でこういうふうにやりますということを説明されてやったら、これほど質問も出てこないし、市民もよくわかる。そういったことが必要ではないかという思いがあってこの質問をしてるんです。何も委員会条例を私が知らずに質問してるわけじゃないんです。ですから、そこら辺のことを今後どうしていくか、いや、もう本会議だけでええ、一般質問でやっていきゃいいんだという思いでおられるんか、委員会もときには招集して説明したほうがいいのかをやられるんか、その辺のことを聞きたいんですよ。委員会を開かないということは、私は余りよくないんじゃないかなと。

私、県議会もたまたま4年おらせていただいたんですけど、県議会は毎月1回は必ず報告をされます。議会のある月はしませんけど。議会のない月は毎月1回必ず委員会を開いて、日ごろのことを報告されます。

それから、昔のことを言っても何ですけど、昔はもう少し執行部から委員会を開いてくれということで、

説明があったような気もしております。そういったことを考えたときに、今後ともこういった方針でいかれるかどうか、その辺のことをできたら市長にお答えいただけたら。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

おっしゃるとおり、議会ないしは委員会というのは非常に重要な情報交流あるいは意思決定の場でありまして、これを市民の観点からどう活用するかということについては、委員会条例で規定されてる以外にも工夫すべき余地があるということ、これは議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。私どもとしても、たまにそういう案件があって、委員会ないしは委員会協議会をお願いすることもございます。その頻度につきましては、これは県議会のように定例的に委員会報告をするということがなければ、これは事案の発生の度合いに応じてくるわけでございまして、その都度議長とも相談をまずした上で、担当委員会はどこにしようか、あるいは連合にしようか、全協にしようかといったことも、まずは議長と相談した上で、これからも適宜活用させていただきたいというふうに思います。

一方で、執行部のサイドにそういうことでおっしゃるのも妥当なんですけど、逆に委員の皆さん、議員の皆さんがこれはどうなってるの、どうしようか、あるいはこういう提案があるんだけどという、委員のサイドがイニシアチブをとってそういった活動をするのも、誰もこれ否定してないわけでありまして。その点もぜひ岡本議員にはお考えをいただきたいと思っております。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。3回目です。

**10番（岡本 泰介君）**

今の市長の答弁で私はよしといたします。おっしゃることはよくわかります。執行部からも言うことがあれば言っていただく、議員も要求すると、この呼吸で今後とも進めていきたい。先ほど教育長の話を出しましたけど、できるだけ市民が一番今関心を持って、市民から騒がしいなという空気を察しられたら、ぜひ委員会を開いていただいて説明してください。その前に、委員会にもできたらカメラを入れて放送もできるようにしていただきたい、そういうふうに思います。

この項の質問はこれで終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

続けて、2項目めに入ってください。

**10番（岡本 泰介君）**

次は、特産館みまさかの組織変更についてということでお伺いしております。

私は、明見というところに住んでおりまして、私の家から車で一、二分のところの彩葉茶屋がございまして。ですから、この18人の議員の中では、私が一番多分彩葉茶屋へよく買い物に行ってるという思いもあります。ですから、彩葉茶屋は日ごろからよく見ております。そういった中で、今回彩葉茶屋の問題がいろいろと出ておりまして、市民の皆さんからいろんな声が入ってきておりますので、今回は彩葉茶屋を中心に質問させていただきます。

特産館みまさかということですが、市民には彩葉茶屋が一番わかりやすいんで、これから名称を彩葉茶屋で質問させていただきますので、それは御了承いただきたいと思っております。有限会社から株式会社に変更した理由は何か、それによってメリット、デメリットはあるのかという質問でございます。

それでは、それにお答えください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

会社組織を有限会社から株式会社に変更したということでございます。主な理由は、取締役会を置くことと、監査役を置くことでございます。メリットといたしましては、取締役会を置くことによりまして株主総会を開催することなく、取締役会で会社経営における業務執行の決定をすることができるようになりました。また、取締役会を置くことにより、対外的な信用が高まるという見方もありますが、市民の方々からより信頼を得られる会社になることを期待しております。期待しておりますし、またそのように見ていただけるように取り組んでまいります。監査役は取締役とは違った立場で、会社の決算内容等監視、監督する立場の役員ですが、有限会社では置いていませんでした。

それから、デメリットとしてあえて申し上げれば、商号変更によりまして登記費用などが要したということがございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

説明をいただきましたが、私はその説明に一つも納得できるものはありません。

取締役会を置くことと監査役を置くことですかというふうなもん、こんなもん理由にならないですよ。取締役会は有限会社でもできるわけですし、取締役はおるわけですから。それから、監査役を置くことですかというて、監査役は有限会社でも、定款に監査役を置くと言入れれば、監査役を置けるんです。ですから、もうこれは理由にならない理由だと私は思います。

それから、メリットとして対外的な信用が高まる、彩葉茶屋は今、対外的に信用がないんですか。美作市内で一番信用がある会社は彩葉茶屋じゃないですか。いや、市長、笑われますけど、株主が94%美作市が持って、内部留保もしっかりしてるし、第三セクターでやってるし、市内で一番信用がある、私はそう思います。何も今さらこれ以上の信用をつける必要は一切ない。また、これ以上の信用はない、私はそう思います。

でも、デメリットは私は、今度の人事においては大きなデメリットがあると私は思います。この前、8月24日に生産者の声を聞く会というのを湯郷の文化センターで開かれましたね。私も生産者じゃないんですけど、どんな意見が出るかなと思って、私と尾高議員が行かれとったんかな、2人傍聴させていただきました。その声を聞いてメモもしておりますが、そこではこの社長人事が非常にやり玉に上がったといいますか、非常に厳しい声が出た。遠藤新社長、よくお聞きだと思わんですけど、どんな声が上がったか紹介しますね。社長の顔を見たことがない、社長になられてから2カ月余りたってるけど、社長の顔を見たことがない。飾りになってしまうんじゃないか、なぜ受けたのか非常識だ、こんな声まで出てる。非常に厳しい声がたくさん遠藤社長には出ておりました。

そういったことを考えたときに、これは新社長に対する組合員というんですか、今組合がどうかというのはまた後で言いますが、出荷者は非常に失望というか問題があるなという思いを非常に持っておられる。ですから、私はこの機構改革、特産館みまさか、彩葉茶屋の組織変更は非常にデメリットがあったんじゃないかなと。山下参与も取締役になっておられます。どうして私は山下参与がなられたんかよくわかりません。歴代の社長は農協の組合長がされたり、生産者がされたり、今度初めてですよ、美作市が社長を出す

のは今回が初めてなんです、そうでしょ、違いますか。ですから、私は生産者の信頼が今回の人事に寄せられていない、このことに対して、新社長とか市長はどういうふうに思われているかお答えください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

8月24日には、確かに厳しい言葉もいただきました。人事についてどうこう申し上げる立場でもないというふうに思いますので。まず、取締役会ですが、5人の取締役で構成をしております。当然会社の、今信用があるということをおっしゃいましたが、引き続き安定した経営となるように、責任を持って会社運営をしてまいりますし、今まで消費者にとって魅力のある直売所というような言い方をされておりましたが、出荷者にとっても魅力ある直売所、出荷者にとっても利益が得られるような直売所になるように運営をしているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

特に名指しで答えてくれということなんでお話をしますが、私どもとしては特産館みまさかに一定の騒動がございまして、その結果経営陣がいろんな形で退陣をされました。そこで、誰も彼もができるというか、野菜を中心とした当市の特産物を本店である明見と、そして箕面で売ること、その輸送をきちっと確実にやるということを含めて、日常の業務、必ずしも誰がやってもできるということではありません。

したがって、私ども株主としては、これが安定のために現に会社の中樞になってる方々にその役割を担ってほしいという要請をいたしましたところ、その方が当面いろいろ事情があるので、社長を拝命することはどうしてもできない、普通の取締役なら一生懸命に頑張ると、その間ぜひ経済部から部長を社長として出して頂いて、我々の体制が整うまで我慢してほしいんだと、こういう話がありました。それを放置すると、経営をする人が誰もいなくなっちゃうというようなことでもありましたので、嫌がる遠藤さんに無理を言って、こういうことで生産者を守る観点から、どうしても遠藤君の名前を出さざるを得なくなった、私はその任にはないと思いますが、市長がおっしゃるように生産者のために役立てるということを業務としてお示しになるんならしてあげますと、こういう実は内々の話がありました。見ておきますと、次第に会社の中の動きもできつつありますので、早晩そういった本来あるべきラインに復帰をさせねばならないだろうというふうに思っておりますが、一方で市として、私個人として言えば、選挙の公約の中で、市内の生産者の方に対する手数料の引き下げということをぜひ実現したいということも申し上げておりましたので、その目星をつけるのは、やはり市から派遣をさせていただいてる遠藤部長、社長の役割だというふうに思っておりますので、その段取りができれば、いつでもまた議論を再開をしたいというふうに思っているわけでございます。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。3回目です。

**10番（岡本 泰介君）**

嫌がる遠藤さんにやっていただいとるというふうに言われましたが、それが事実じゃないかなと思っております。彩菜茶屋の社長という仕事は、出荷者は朝は6時前からもう出荷に来てる、そんなことが何カ月も続くわけですね。そして、品物はたくさん出てくればいいんですけど、少ないときもあると、そういったと

きにいろいろと生産者の顔を見て、いろんなことを社長はお話しせにゃあいけん、そういった立場だと思うんです。ですから、社長の顔を見たこともないと言われるこの言葉は、ちゃんとしてくれんと彩葉茶屋はええぐあいにいきませんよということを暗に含んでるんだと私は思います。役場の机に座とつたんじゃ社長はできないぞということを言ってるんですよ。私はそうだと思うんです。生産者の顔を見、生産者が何をたくさん今は出てるのか、値段はどうか、そんなことを毎日毎日見とらんと、私はできない仕事だと思うんです。非常にハードな、時間的にもハードなものだなど。

ですから、私は遠藤さんは今経済部長として非常に忙しい立場にある、そういった人がそちらのほうをするとするのは、それは無理ですよ、無理。そりゃあ、聖徳太子みたいに一遍に8人も聞くような人だったらええですけど、そんな人は世の中に余りいないんですから、普通の人間ならもう無理です。ですから、一日も早く適任者を決めて、彩葉茶屋をきちっと取り仕切れる人が要る、私はそう思います。そうしないと、彩葉茶屋はおかしくなっていく、おかしくなったら、それを取り戻すのはまた大変なんです。今、こんな声も聞いているんです。ちょっと彩葉茶屋、最近店が暗くなったなど、そりゃあ主観的な話ですから、その人が正しいことを言ってるかどうかというのはわかりませんが、そういったことを私に言った人もいます。最近ちょっと彩葉茶屋の雰囲気暗いなあとか、そりゃあどうしてか私もよく分かりませんが、何ですかいうていろいろ聞いたけど、余りその人もはっきり、主観的なものをその人も持っておられるわけですから、わからないわけです。

そういったことで、ぜひ社長の人事はもっと適切な人を適材適所できちっと配置して、今しっかりやっていただいとる経営が未来永劫に続くようにやっていただきたい。もう私は明見にあるから心配でかなわんです。ぜひ、その御答弁をもう一度できたら社長にきちっと、社長いうか市長にお願いしたいな、任命権者である市長にお願いしたいと。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

お気持ちはよくわかります。加えて二、三点申し上げますと、いい面もありまして、彩葉茶屋の状況についての情報は非常に的確に遠藤さんから市当局、株主に対して与えられるようになっております。安定してるといっていますが、一方で簿外で相当の資金援助を市がしてることは確かであります。その資金援助を含めていくと、なかなか完全にひとり立ちをしてるというふうには言えない面も実はありまして、その辺の整理も若干できたらありがたいなあとは思ってるんですけども、適材適所ということではありますが、なかなか、その場所は決まってるんですけど、それにぴしっと合う方がおられればありがたいと思いますけれども、その方が適材であったとしても、適正料金でお願いできるかどうかわからないんですね、これ。割合彩葉茶屋というのは安定してる、いや、その留保もあると言うけれども、例えば通常の中小企業の社長さんと同じように、年収700万円とか800万円払ったら、これはもう完全にふらふらになっちゃうわけでありまして。そういう意味で、その辺の、一見安定をしているように見えるけれども、実はそう安定してないという財務状況を考えた上での人事を行わないと、よいことをしてあげようと思ってやった人事が、会社の負担になってしまうということが必ず起きるものですから、もし岡本議員、お心当たりがあったり、あるいは御自身でおやりになりたいというようなことがあれば、こっそりで結構ですから、薄給というか、白い球じゃないんですよ、薄いほうの薄ですけども、よければ一考する余地はございます。御案内申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。総括です。

10番（岡本 泰介君）

いや、もう総括はよろしいです。続きで次の質問に行かんと、もう時間がどどんたってるもんで。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、3項目めに進んでください。

10番（岡本 泰介君）

次の項目に行きます。

今度の機構改革ではっきりしたんですけれども、もう生産販売組合、登録生産者販売組合、登録生産者組合って言うんですか、正確にはいろいろ名前があるんですけど、組合が、生産者組合、簡単に言います、生産者組合が今回からなくなってるような形になってしまっております。へえで、この前の、先ほども言いましたように、御意見をお聞きする生産者の声で、たくさんの組合は要るんだと、復活してくれと、組合費は、後で言いますが、組合費も手を付けてくれるとかいろんな意見がたくさん出ておりました。本当に生産者組合は要らないんですか。なくても、ないほうが彩葉茶屋にとっては都合がいいんですか。そこら辺のところの答弁をお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

彩葉茶屋の生産販売組合ということで、これは会社とは別に、特産館みまさか登録生産販売組合と言われるものがござりますが、こちらの役員のほうからことし、この30年4月6日に役員全員から辞任届が提出されてまして、会社のほうへ出されたわけですけど、その辞任届に、組合の活動につきましては会社に業務を一括委任します、こういった文言がございました。一方、会社、当社といたしまして組合をどうするかということですが、会社単独で判断できる立場でもないの、対応に苦慮しているというのが実情でございます。

現在、一部の生産者の方が組合を再建すべしと、こういった意向を表明しておられると承知しております、会社としてはこのような動きを注視しつつ必要な支援を検討してまいります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

説明、答弁をいただいたんですけど、この8月1日出荷者登録約款というのが新しゅう決められたんですよね、部長。出荷者登録約款には組合のくの字も出てないんですね。対応に苦慮しとると言われるけど、つくるともつくらないとも、どういうふうに苦慮されとるんですか。意味がわからんで、対応に苦慮しとる。つくったほうがええか、つくらんほうがええか苦慮しとるんですか、つくるために苦慮しとるんですか。この苦慮の意味を教えてください。

それから、一部生産者の方が組合を再建すべしと、動きを注視しつつ必要な支援を検討してまいります、どんな支援をするんですか。そして、組合ができたときは、この出荷者登録約款を変更するんですか。そこをきちっとお答えください。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。

8月1日出荷者登録約款ということで定めておりますが、それまでは販売者登録規定というものがござ

いました。これは会社が定めておるもので、組合費の納付規定もこの会社の定めた販売者登録規定というものにございました。それを整備して出荷者登録約款と、今度会社のほうで施行いたしております。苦慮するというところでございますけど、会社と組合は当然違うものでございます。登録されとる生産者の方というのは、今1,000名を超えております。これについて組合の活動をどうしていくのかと、役員が今いらっしゃるいません。これをどういった形で動かしていくのかということを改めて会社のほうで検討しておるといってでございます。〔降壇〕

**10番（岡本 泰介君）**

いや、聞いとることが違うがな。つくるんか、つくる意思があるんか、ないんかというて聞いとんじや。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

やや議論が混乱してるんで、答弁をしていただく前に整理しときますけども、つくる意思もつukらない意思もありません。つまり、今組合というものは任意法人としてまだ存在し続けているはずなんですよ、法的には。だから、つくるのかとつかつukらないのかという質問自身が全く関係ない質問になってるんじゃないかと思えますんで、補足しておきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

正確に言えば、市長のおっしゃるとおりです。正確に言えばです。それは、しかし言いわけなんですよ、私から言えばです。組合員から言えば言いわけのように聞こえる。やっぱし会社と生産者組合は一体なんです、本来。ちょっと言い方が一体という言い方が悪いかもわかりません。運命共同体と言ったらいいか。ですから、組合も本当は会社もできたら一体でやっていくというようなもんが彩葉茶屋だと私は思ってるんです。ですから、組合費も会社が集金して、出荷の代金から差し引いたりなんかして、収納は会社がしてるんですね、代行してるんです。そういったこともやってるわけです。ですから、市長の言われることはわかるんです、組合もまだなくなってるとは言えないんです、今は。退任届を出したというだけで、それも退任届は社長に出してないんです、杉山社長に出してない、小倉支配人に出してる。業務を一括してどうのこうのっていうことが書いてありますけど、この業務という意味がどこまで含まれたものかよくわからないんですけど、要するに組合というのはまだ存在しとるけど、代表者がいないというのが本当は正確な言い方なんです。ですから、その組合の代表者をつくったり、役員をつくったりするのは、やっぱし会社がイニシアチブをとる必要も私はあるんじゃないかなという思いがあってこれを質問してるんです。あんたらあが勝手にしんさいと、それじゃあ彩葉茶屋の社長として、任命権者として、私はいかがなもんかなという思いがあります。何人かの人を集めて、組合長をつくって、組織をきっちり立て直してくださいと、そして一緒に生産はやって、私たちも一生懸命売っていきますからと、そういった形を今見せてくださいということを私は言ってるんです。どうですか、そこら辺のことは。もうほっとくんですか。自主性に任せる、あなたにお任せします、それでいいんですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

部長として答弁するよんというところでございますんで、最初に答弁しましたが、生産者の方の声をじか

にお聞きしましたね、8月24日に、議員もいらっしゃいました。その後、組合を再建すべきであったり、どういうふうにしたらいいかといったような意向を表明していらっしゃる方がいらっしゃいますので、会社としてどういう支援ができるかと、どういうふうに取り組んでいけるかということを検討していくというようにお聞きしとるいうんか、そういうふうにとると思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。総括です。

**10番（岡本 泰介君）**

では、総括いたします。

部長ね、とにかく今は宙ぶらりんの組合をしっかりと立て直して、そして生産者が喜んでさらに出荷ができる体制をしていくと、これが彩葉茶屋のためにもなるわけです。これは強いて言えば美作市のためになるという、そこを履き違えないように、冷たい対応をせずにきっちりやってください。一部声が上がるとるいうような声も聞いております、私も。ですから、突き放すんじゃなしに、ずっと一緒にやっついこう、一緒にやりましょうという態度で早く決めてください。社長をやめられん前にぜひきっちりやってください。お願いします。

それでは、次に行きます。

**議長（鈴木 悦子君）**

4項目めに入ってください。

**10番（岡本 泰介君）**

4項目めは、似たり寄つたりの質問ですが、組合費は誰のものかという、非常に単純な質問ですので、きちっと、ぱちっと答えていただけたらと思います。組合員が納めとる組合費ですね、これは一体誰のものかということですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

組合費は誰のものかということですが、有限会社特産館みまさかの定めた販売者登録規定には、毎年組合費（更新登録料）ということですが、2,000円を納めなければならないという規定が会社の定めた規定にありまして、この2,000円は会社の規定で定めておりますが、特産館みまさかの登録生産販売組合が収入をしております。この更新登録料に基づく資金が預金をされておまして、組合の運営委員全員から本年4月6日に辞任届が提出されまして、組合の活動につきまして会社に業務を一括委任しますと文言があったことから、この残余財産の権利を保全するために会社のほうが、特産館みまさかのほうがお預かりをしている状況でございます。この更新登録料、誰のものかということですが、会社の定めた登録規定によって収入されたものですので、会社のものであるということも考えられますが、この規定には手数料についても規定しているところがあり、この更新登録料というのは組合の内部活動に充てられるものだというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

一部いい答弁で、一部悪い答弁のところがあるんですけど、何でこんな質問を私がしたかというのは理由があるんですよね。それは、8月6日に代表取締役社長遠藤宏一の名前で出荷者登録約款の変更についてと

いう文書が出ております。その中ほどから、組合から引き継いだ預金、残高139万円云々につきましては、会社のシステム更新を計画しており、このシステム更新が出荷者サービスの向上につながることから、更新経費に充てさせていただきますと、こう書いてある。つまり、組合費は会社が使いますよと書いてある。これを読んだ組合員が非常に怒ってるんですよ。何でわたしが納めた組合費を会社のシステム更新に使うてくれるんな、組合員のために使うてくれえというのが組合員の気持ちです。

ですから、ここに今答弁の内容と、この8月6日に出された文書の内容とは全然違うということで、どちらを信じていいんかということなんですよ。ですから、そこら辺のことをしっかりお答えください。ちょっと一部言いますよ。更新登録料は会社の定めた登録規制によって収入されたと書いてありますが、またもう一つ組合規定にも同じようなことが書いてあるんですね、組合規定にも。御存じですか。組合規定にも登録料を毎月もらうと書いてある。ですから、2つに書いてある、どちらにも。それで、片一方は括弧書きなんです。つまり、会社のほうの規定では括弧書きになってる。組合のほうは括弧がない。ですから、私はもう更新登録料は組合のもんだと思います。

そして、歴史を、部長、聞きょうてください、ええですか、歴史を見てください、歴史を、このお金の使い方の歴史。会社のために今まで使いましたか。彩葉茶屋が平成7年から営業を開始して今日まで、この組合費を何か会社のことに充用して使いましたか。全部組合のために私は使ってる。まあそりゃ親睦のために使ったこともあるというふう聞いております。指導のために使ってる、生産を増やすためにももちろん、それがほとんどメインですけど使ってる。ですから、この書いてある内容が、こちらとこちらが違うということです。

それからもう一件。これ大事な質問です。今、たまってる組合費は幾らあるんですか。総額幾ら、それを2件お答えください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

この組合の残余財産につきまして、今回会社のほうでシステム更新をすると、このシステム更新が出荷者のサービス向上につながるのだという考えがありまして、この経費の一部にこの資金を充てさせていただいたらということをお考えまして通知を出してるような形になってるものです。ですが、先日といいますか、御意見をお聞きする会でさまざまな、はっきりそういったことに使わないほうがいいといった意見もあったと思いますので、このことにつきましては、改めて会社のほうで議論をされるものだというふうに思います。

それから、7月31日時点の残高を申し上げます。今年度の、30年度の更新登録料が加わっておりますので、333万8,912円でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

また補足しますが、遠藤部長が社長を兼ねてるものですから、立場が2つあって答弁しにくいんですが、会社のほうでどういう文書を出したかについて私どもがあれこれ言うつもりはないんですけども、先ほど遠藤部長が行った答弁は私とも協議をした上で、市としてはこう考えるべきだという、市としてのファイナルアンサーであります。つまり、市としてはいろんな諸情勢を、あるいは過去の経緯を見ると、これは組合の内部活動に充てられるべきものであるし、そういうふうに使われてきたし、約款規定上もそういうふ

うに読むことに特段の問題はないということでもあります。ただ、それを受けた会社のほうが、組合の内部活動に充てるという意味をどこまで広く解釈したかについては、我々は存じないということでもあります。

今度は、まだこれ使用されたわけじゃないんでしょ、使用された経費ではないので、今の議論も含めて会社のほうに持ち帰って考えるということ、彼は自分の口で言うもんですから話がややこしくなったというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。3回目です。

**10番（岡本 泰介君）**

今のお二人の答弁、どちらも私は納得できません。システム更新が出荷者サービスの向上につながるからという理由をどちらも言われるんじゃないけど、それ何でもですよ。どんなことをしたって出荷者サービスにつながっていくことはほとんどでしょ。システム更新は出荷者サービスにつながるいうて、そんなこと言ったら、前回のシステムをつくったときにも負担を求めたんですか。棚をつくるときに出荷者に一々あれですか、求めてるんですか。もう全部そうやってきますよ。電気代だってそうですよ、出荷者サービスに、全部広く言えば出荷者サービスですよ。そんなことをしてたらだめですよ。だから歴史を言うたんですよ。歴史で言えば、そんなものは使っていないです、過去の歴史の使い方としては。あげてみてください、過去の歴史でそんなものに使ったことがあるかないか。私はそれはないと思います。

ですから、そんなことを言ったら生産者は余計腹が立ついうんか、出荷のブレーキがかかるようなことになってくるんですよ。ちょっと気分の問題ですから、皆さん、出荷者というのは、大事なんですよ、こういうことは。そのことにもう一回お答えください。

もう一件。333万8,000円というのは、私はこれ違ってる。私の調べた金額はこうなってない。それは、例の600万円の小倉支配人が今管理してる金が入ってないんじゃないですか、これ。それが百四、五十万円あるはずですよ。私は500万円弱あると思ってる。この金額は狂ってる、狂ってるというんか間違ってる。言うてください。ここへ百三十何万円残ってるんですよ、139万残って、そしてここで出荷者の、4月の出荷者が1,000人おられる、2,000円入ったら200万ですよ。それを足したら、ちょうどこの金額ぐらいになるなあとしようたけど。もう一つ残ってる金額がある。その金額を上げてない、あなたは。私は、遠藤部長、知らんと思ってあなたは答えないんか、私はいろんな調査をしてるんだから。あれこれ、あっちやこっち行って一生懸命聞きまくって調べて、きょう質問してるんです。これは狂ってる、狂ってるというよりも少ない。あと百四、五十万円、小倉さんが管理してる金。もう一遍その辺をきっちり答弁してください。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

何度も申し上げますけども、市としては組合費は組合の内部で使うべきだという考えで統一をしてるんですが、それを会社の内部がどう判断してるかは知りませんと。ですから、基本的に議員がおっしゃってるとおり、私は過去の歴史も自分なりに調べた結果、これは組合の内部活動費であるというふうに言っておると、それをどう参酌されるかは算法2つありますけども、多分部長のほうが勝つと思います、社長よりは。ということですから、御安心をいただきたいと。

それから、数字の問題については多分調べてこにゃいかんので、この答弁の後で休憩があるかもしれません。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

できますか。

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず、システム更新に、また質問をいただいとんで〔聴取不能〕、こちらについちゃあ、今答弁されたんで、それでは残高の件でございますけど、600万円の違いというのが出てまいります。この違いと申しますのは、箕面店がオープンしたときから約5年間ですけど、運送費について美作市が補助しております。その関係で……。

**10番（岡本 泰介君）**

知っとんです。それで。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

一番最初の600万円ですね、半期分になると思いますけど、それが増資をした、美作市が会社に増資をした8,800万円の中に含まれておりました。会社の経理としては、会社と組合の両方の経理がそうですけど、600万円を組合に貸し付けた形になっております。そういう決算が、会社の決算書を見ても貸付金ということで決算がされてきまして、28年度においてだったと思いますが、これが組合から会社のほうに28年度までに返還をされとるということで、説明をされてきた残高と実際の残高が異なっているという状況にあるというふうに認識をしております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員、これ以上の答弁が必要ですか。

**10番（岡本 泰介君）**

それは違うんじゃ、全然。

**議長（鈴木 悦子君）**

じゃあ、これより10分間休憩します。

午後4時02分 休憩

午後4時13分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

6番議員の倉地議員が親族の葬儀のために退席をされております。

それでは、岡本議員の答弁からです。3回目の答弁。

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

組合費の残高について、一部の生産者の方から違いがあるのではないかと御意見については、先ほど申しあげました箕面店への運送費の経理の仕方のことが発端になると推量しております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。総括です。

**10番（岡本 泰介君）**〔質問席〕

それじゃあ、組合費は誰のものかということである申しあげましたが、システム更新のためにこれを使うということはないようにしていただきたい。なぜなら、彩菜茶屋は、特産館みまさかは、今1億3,000万円の剰余金もあります。組合費を使ってシステム更新をしなけりゃならんという状態ではない。ですから、組

合費は今までどおり組合員のために、組合の生産力増強のために使ってください。ぜひそれをお願いいたします。

では、次に行きます。

**議長（鈴木 悦子君）**

5項目めに入ってください。

**10番（岡本 泰介君）**

5項目め、先ほど来申し上げておりますシステム更新の内容はどういったものなのかと、更新費用はどの程度かかるのか、更新の事業主体は誰なのかということをお聞きいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

システム更新の内容などでございますが、株式会社特産館みまさかの平成30年度事業計画に出荷者サービスの向上、これは売り上げの見える化であるとかID番号導入等ということ、それから手数料改定のためのシステム更新作業というのを上げております。このシステム更新は、2019年10月の消費税率変更に伴う軽減税率制度に対応するためのものでもあります。彩菜みまさか箕面彩都店は、開店時に導入したシステムをずっと運用しておりまして、このシステムを更新するもので、一番最初に申し上げました出荷者サービスの向上につながるというふうに今お聞きをしております。

このシステム更新は、株式会社特産館みまさかみずからが更新をされるもので、費用は約1,900万円ということでお聞きしております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

わかりました。消費税導入が来年やられるということで、これは食品が10パーと8パーの差がつくということがこの軽減税率のことなんです。ですから、それに対処するために今やるということだと思います。先ほどシステム更新の費用に市長は使わないというようなこともおっしゃったので、私はそのことが言いたかったもんですからこの項目を入れとったわけで、そういったことがないということが大体わかりましたので、この項目はこれで結構です。

**議長（鈴木 悦子君）**

じゃあ、続けて6項目めに入ってください。

**10番（岡本 泰介君）**

市長は、選挙のときに公約として厚い冊子が出とったんですけど、それを見ますと、彩菜茶屋の手数料の引き下げを指導するというふうな文言で書かれておりました。市長はどういうふうな指導をされたのか、したのであればどういった内容になっていくのかということをお聞きしたいと思っております。それでこの質問を出しました。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

出荷の手数料でございます。引き下げ指導はしたのかということでございますが、株式会社特産館みまさかに市内の出荷者の手数料を引き下げるように求めております。0.5%程度の引き下げを検討いただいております。

ります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

この答弁を聞かれて、生産者はどのように思われたか私もまだ聞いてないんでわかりません、これから聞いてみますけれども、市内の出荷者を0.5%下げるということは、市外は変わらないということだと思んですが、0.5%という数字が出荷者に対するインパクトはどんなもんかなというのを想像したときに、んっと思われる人が非常に多いんじゃないかなと思います。もう少し何とかならんのかという思いを多分されてると思います。0.5%は何を根拠にして0.5%かというのがよくわからないんですけども、それに対して何か返答はございますか。0.5%程度下げるとい、この0.5という数字ですね、非常に私は低いと思いますので、どういったことを根拠にこの0.5を決められたのかな、まあ決められたいうて、まあ検討するんですから、まだこれが決まったというわけじゃないんですけど、それをお聞きいたします。

そして、もう一つ。0.5%を下げたら、彩葉茶屋は幾ら収入減になるんですか。それもあわせてお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

0.5%ということですが、当然会社の経営に影響が出るような数字と、そういった手数料の引き下げにはいきなりはならないと思いますので、0.5%程度ということで検討いただくと。今、これで幾ら必要になるということは、今ちょっと手元に持ってないのでお答えできませんが、よろしく願います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

あのね、0.5%だったら、私の勘ですよ、これはもう非常にアバウトな勘ですけど、大体市内と市外がどの程度あるかはっきり私もつかみ切れてないんで、0.5%引き上げると、全部市内地産、大体農産物の売り上げが7億円ぐらいですから、五七350万円、それで市外と市内を半分ずつぐらいに分ければ、大体百七、八十万円、200万円弱の減になると私は思います、0.5%下げればね、200万円弱収入が減るだろうという思いです。その額がどうかということなんですけど、出荷者は非常に失望されると思います、美作市内の出荷者は、市外の人は変わらんわけですから。またこれも失望される、どちらも失望されると私は思います。手数料というのは、そりゃ低けりゃ低いほうがええんですけど、今言ったように会社の経営もそりゃ大切ですから、経営の足を引っ張るほど手数料を下げてはいけませんし、そこをどこで折り合うかというのが社長に与えられた非常に大事なことなんですけれども、私はもうちょっと、せめて1パー、1パーでも失望されるかもわからんけど、0.5という数字にはちょっと私は納得できないですけど。

そして、市内と市外の問題ですね。勝英JA管内という考え方が1つにあるわけですね。ところが、また美作市内という考え方、この2つの考えは今までの中でせめぎ合いをしてというのが彩葉茶屋の手数料のずっと長い問題ですわね。以前は町のときだった、町外と差をつけてたけど、今は広がって勝英JA管内だったらという思いもあって、多分一律になってるんですよ。それが妥当か妥当でないか、そしてそれもあるし、0.5%が私はどうも、まあもう1パー、1パーぐらいは下げてもええんじゃないかなと、今の利益

率から見て思います。この辺については、これから引き下げを検討いただいておりますということですが、まだ決定ではないんですから、いつごろ決定されるのか、そしてこれ以上増やせる余地があるのかないのか、その辺のことを今答えられたら答えてください。決定時期。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

手数料につきましては、当然年内にはお示し、どういう言い方がいいんですかね、会社のほうで示していただいたらというふうに考えております。

10番（岡本 泰介君）

率も。

経済部長（遠藤 宏一君）

はい。率につきましても検討をいただいております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。総括です。

10番（岡本 泰介君）

もう総括になるのかな。

議長（鈴木 悦子君）

はい。

10番（岡本 泰介君）

3回目じゃねえん。

議長（鈴木 悦子君）

総括。

10番（岡本 泰介君）

総括というて、困る。市長に答えをもらわなんだ。

わかりました。総括で言います。

市長、公約で手数料引き下げを指導するということですので、ぜひ1パー以上になるように指導してください。0.5パーではどうも出荷者の方も不満足だと思います。市内、市外の件も検討はそれはしてください。市外の人にも公平にいくのか、市内だけで下げるのか。そして下げる率はもうちょっと多くというのが出荷者全員の希望だと思いますので、そこはよく考えて結論を出してください。総括です。

それでは次、7項目めに。

議長（鈴木 悦子君）

7項目めに入ってください。

10番（岡本 泰介君）

7項目めは、やっちゃえみまさかの進捗状況はということでお聞きしております。

これは、2016年10月ごろから話が出てと思います。去年、おとしぐらいから話が出て、あさのさんの作品を映画化するという話ですね。あさのあつこさんの「透き通った風が吹いて」という題の作品があるんですけど、それを美作市とゆかりの深い大谷健太郎さんのメガホンで映画化しようという話なんです。割と議員の方も知られん人も多いんじゃないかな。JAKENとかという雑誌なんかも出て、知ってる人は知ってるんですけど、これがいろいろとひもといてみますと、ことしじゅうには大体完成するようなことが書いて

てあるんですね。じゃけど、どうも世の中をずっと眺めていきようときに、全然何の話も聞こえてこんから、これ一体、もうどうなってしもうとんのかなあという思いがあって書きました。質問しております。ぜひ答えてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

やっちゃんみまさかということでございますが、このやっちゃんみまさかといいますのは、美作地域が映画の舞台、そして映画づくりサポーター募集ということで、みまさか創生実行映画実行委員会が取り組んでいるというふうにお聞きをしています。市として取り組んでいる事業ではございませんので、これ以上の答弁はいたしかねますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

みまさか創生映画実行委員会、これもある人が委員長をされてやられとるみたいで、確かに市が取り組むる事業ではない、それは私も理解しております。しかし、この宣伝ビデオを見ると市長が出ておられますね。市長もやっちゃんみまさかと言って応援をされとる。まあ市長さんはそりゃあ人気があるんですから、あちこちからいろんな声がかかったら、そういった宣伝ビデオなんかも出られるのも、それはあると思います。でも、やっぱし顔が出てる以上、市も全く何も知らんのんじゃというんではちょっといかんのんじゃなかなと。どの程度まで進んどるとか、どういった状況にあるぐらいのことは把握しとく必要があるんじゃねえかなと思って質問しております。まあ、今全然把握しとらん言われりゃあ、それまでですけど、その辺のことを経済部長が知つとる限りの話でも結構なんで、ちょっと教えていただけたらと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

再度の御質問でございますけど、先ほど答弁したとおりでございますので、よろしく願います。それから、私がみまさか創生実行映画実行委員会と申し上げましたが、みまさか創生映画実行委員会の誤りですので、訂正をお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

経済部長も何も知られんのんでしょう、市長も恐らく余り知られんのんでしょうし、誰も知らないということで、これはうまくいってないんじゃないかなということが想像されますが、できなかったらできないでしょうがないんですけど、こういったことがホームページで、美作のホームページという意味じゃないですよ、やっちゃんみまさかというホームページの中で、いまだに次々出てるとするのは余りよくないんじゃないかな、できなかったら削除していくのがいいんじゃないかなと思います。あさのあつこさんに対してどうということになってるんか私もよくわかりませんが、できないことを無理にやろうとしても無理だなという思いがありますので、今後市長も顔を出されるときは注意されたほうがいいんじゃないかと思ます。ええぐあいにいけば一番いいんですけど、うまくいかんときはいろんなことを言われるもんですから、私も気になります。やっちゃんみまさかの進捗状況を、今言ったようにどなたも御存じないということは、

ええぐあいについてないのかなという思いであります。

これ以上のことは申し上げません。終わります。

次に行きます。

**議長（鈴木 悦子君）**

それじゃあ続けて、8項目めに進んでください。

**10番（岡本 泰介君）**

次は8番目、森林環境税の活用方法はということでお尋ねしております。

これは、政府のほうは新税として設けると、そして徴収は3年ほど先になるんですけど、予算化して先食いしてもいいというふうな制度になっておって、来年から税金が出てくると、交付税というんですか、予算配分が各市町村に出てくるということですので、新税の当市への予算配分額等利用方法を市としてはどういうふうにするのかということについて、これは前にも誰か尋ねられたかな、ちょっとその辺をもう一度お聞かせ頂きたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

森林環境税の活用方法ということで、まず当市への予想配分額などについてでございますが、この森林環境譲与税の配分は、市町村が賦課徴収した森林環境税が一旦国に集められます。平成36年度から課税されますが、国全体で約600億円の税収が見込まれています。森林環境譲与税は、森林環境税の課税に先行してということですので、初年度の平成31年度は3分の1の200億円が配分の対象とされております。市町村分と都道府県分の配分割合も、初年度は80対20でございますが、市町村分の配分割合が徐々に増えて、15年目には90対10となるようになっております。つまり、市町村分は全体で初年度には160億円ですが、徐々に増えて、平成45年度には3倍以上の540億円と試算されています。平成31年度の美作市への譲与を約2,200万円と見込んでおります。

続いて、森林環境税の美作市での利用ですが、森林環境税は森林経営管理法という法律の目的を達成するための財源とするものでございます。森林経営管理法では、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、新たな経営管理の仕組みを講ずるとして、森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに、森林所有者みずからが経営管理を実行できない場合に市町村が経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行うとされています。したがって、森林環境譲与税は市が実施する森林整備等に充てることになるものでございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

これは1人1,000円というお金がかかってくるらしいですけど、日本の森林を考えたときにはこういったものもやむを得んのかなという思いもあります。そして、先ほどの説明の中で、経営管理の委託を受けて意欲と能力のある林業経営者に再委託すると。意欲と能力のある林業経営者いうたらどういふ人なんかなと。どなたも皆意欲も能力もあるあるとおっしゃられるんだと思う、意欲も能力もない人は手を上げないわけですから、その判断をどういふふうにして再委託されよのかなと。

そしてもう一つは、再委託できないときにはどうするかと言うたら、市町村が経営管理を行うと言うんで

すが、美作市がするということですけど、美作市がそういった者を雇って直営でやるということですか、これは、2本立てでいくということですか。ちょっとその辺のことをもう少し、2点ですね。意欲と能力をどういうふうに判断するのか、市町村が経営管理するということは、一体どういうことを意味するのか、この2点をお聞かせください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

この森林環境譲与税の使途につきましては、まだ具体的なことが示されておられません。この目的に合ったもので、使い勝手がいいものになるように要望していきたいというふうに考えておりますけど、意欲と能力のある林業経営者に再委託すると、意欲と能力ということですが、そういった判断基準といったものもこれからということになってまいります。

それから、市町村が経営管理を行うということでございますけど、これについても直営で行うということにはなりませんので、それなりの事業者をお願いするということが、委託して行っていただくことが考えられるのかなというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

どう言ってええんかちょっとわからんですけど、部長、まだよくまとめられてないんで、答えがちぐはぐな答えで、何が何やらわけがわからなかったんですけど、意欲と能力の判断基準はこれからだというのはまだ理解できるとしても、再委託できないものは直営とするんかというたら、いや、直営とはならないという、その矛盾したようなことを答えられておって、よく意味がわかりません。その辺のことをもうちょっと整理してお答えいただきたいと思います。

これからのことだから、もうちょっと待ってくれって言われるのはもうそれでいいですから。余り無理して、わからんことを先々答えようとせずに、わからんことはこれから、今税が決まったばあで、まだ指針も出てないし、はっきり言ってもらったらええんですから、何もかも全部抱えて、全部ええように説明しちゃうと思うようにしてください。構わんですから、私たちは。次のときも、まだ12月議会もあるし、次々あるんですから、一遍に全部私は求めとるもんじゃありませんので、その点ちょっと含めてお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

はい、お願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

まず、森林管理法の体系でありますけれども、1番目に山は全て管理をしなきゃいけないと規定するわけですね。全ての山は管理せないといけないという規定から始まっていて、そして自分で引き続き管理できるという場合には、これはもうこの法体系からは直接の対象にならない。いやあと行って、ええ山があるんですけど、私は今大阪に住んでいて、よう管理せんわなというようなときに、その山をじゃあ民間にやっても

らってよろしいですかと、こうなるわけですね。その費用については、例えばもう樹齢が50に達してるというような山で、今まで割と手入れがしてありますと、林業者が出てきて、それはうちがあと四、五年養生して、伐採して売らしようと、その間の費用等については、伐採をして売った木の代金から差し引いて残りを所有者のほうにお渡ししますからというような契約が可能です。そのときに、意欲があるかどうかについては、通常の方で言いますと、〔聴取不能〕の土地があって、その所有者から市にその方法でやってみてくれんかと言われたものについて、入札的な対応をさせていただくことが基本になっておりまして、入札に出てくる、そのときに、当然でありますけれども2つのポイントがあって、1つはその林業者という方が持つべき経験値とかなんとかつんで、ある程度の整理をすることが通常であります。例えば、その方がたまたま林業を一応やってることになってんだけど、主には土木建設業であって、河川工事は得意だけど山はやったことがないというような人はだめなんで、今までも山における、例えば間伐の施行経験がありますとか、あるいは山から木を切って売った経験がありますとかということでは、所要の条件として付することになるというのがポイントです。

一方、その山がまだ若かったり、あるいは荒れてたりするときには、何ぼ意欲と能力があっても、そういうことで思弁ができないので、そういうときには、これはもう市でやるしかないねと、誰かがやらないけん、そのかわり国が森林環境税をもってその費用を出すから、市のお金と一旦するけれども、そのお金でもって処理をしてくれということになると。その処理の仕方については、遠藤が山に登ってすることはありません。遠藤君のところの森林政策課が、どなたかの企業を雇って、請け負ってもらって、こうこうこの山については2019年何月にはこんだけの施行をしてくださいということをお願いしていくと、その前提としてそれぞれの山についての森林経営計画というものをつくっておかなければならないと、こういうことであります。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。総括です。

**10番（岡本 泰介君）**

わかりました。市長の説明もわかりました。これはいずれにしてもこれからということですので、先ほどの意欲と能力のあるというのはどういったもんか、私は市としての、独自の判断基準をきっちり定めて対応していったほうがいいと思います。俗に言う、昔から山師と言って、余りええ言葉じゃないんですけど、いろんな人がおるんですね。そういったことに鑑みて、意欲と能力のあるしっかりした人を選んで、その判断基準をつくって、そして正しい施工が行われて、美作市の山がよくなったと、きれいになったなど、災害にも強くなるというふうな姿にしていっていただきたいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上であと2分余りですけど、私の今議会の一般質問を終了いたします。どうも。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番11番、議席番号10番岡本泰介議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。  
再開は明日午前10時からです。  
御苦労さまでした。

午後 4 時47分 延会

平成30年9月11日

(第 5 号)

1. 議 事 日 程 (5 日 日)

(平成30年第5回美作市議会9月定例会)

平成30年9月11日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 (認定第1号～認定第13号、議案第66号～議案第71号)

日程第3 請願・陳情について

陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度  
政府予算に係る意見書採択の要請について

請願第3号 美作市入札制度に関する請願書

2. 出席議員は次のとおりである (17名)

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	岡 本 泰 介
11番	山 本 雅 彦	12番	萬 代 師 一
13番	山 本 重 行	14番	尾 高 誉 久
16番	日 笠 一 成	17番	内 海 健 次
18番	鈴 木 悦 子		

3. 欠席議員は次のとおりである (1名)

15番 岩 江 正 行

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (22名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	横 山 博 光
教 育 長	大 川 泰 栄	政 策 参 与	山 下 亨
政 策 審 議 監	春 名 利 亮	総 務 部 長	岡 本 和 之
危 機 管 理 監	藤 原 陽 二	市 民 部 長	角 南 良 雄
環 境 部 長	宿 野 豊 彦	経 済 部 長	遠 藤 宏 一
保 健 福 祉 部 長	江 見 勉	建 設 部 長	真 野 弘 紀
教 育 次 長	山 名 浩 二	消 防 長	皆 木 佳 久
会 計 管 理 者	山 本 和 毅	企 画 振 興 部 長 心 得	春 名 信 明
企 画 振 興 部 長 心 得	平 田 幸 春	財 政 課 長	太 田 裕 二
高 齢 者 福 祉 課 長	有 友 一 正	下 水 道 課 長	石 川 達 也
ク リ ー ン セ ン タ ー 管 理 課 長	森 元 浩 之	代 表 監 査 委 員	東 内 義 典

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
課 長	坂 元 省 吾
係 長	金 谷 裕 子

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号14番尾高誉久議員が午前中葬儀のため欠席です。それから、議席番号15番岩江正行議員が葬儀のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番12番、議席番号2番和田広宣議員の発言を許可いたします。

和田議員。

2番（和田 広宣君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。2番公明党美作市議団和田でございます。

議長の許可をいただきましたので、ただいまより9月度定例会の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、去る7月の西日本豪雨、また関西地区を中心に大きな被害をもたらした台風21号、そして先日の北海道地震で犠牲になられた方々に謹んで御冥福をお祈りさせていただきますとともに、今なお被災地で避難生活を送られてる方々の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、1項目、聴覚障がい者への配慮についてお伺いいたします。

前回、6月の定例会では、聴覚障がい者が利用されている人工内耳の体外装置サウンドプロセッサの買いかえ時の助成について質問、提案をさせていただきました。早々に萩原市長の御英断をいただき、4月から早速最大20万円の助成が開始されたと江見保健福祉部長からお聞きしました。先日、岡山市内に住む人工内耳友の会の知人にそのことを連絡したところ、友の会の方からも美作市在住の装用者の方に連絡するとのことでありました。また、美作市に対して大変感謝をしておられました。というのも、岡山県は他県に比べて大変おけているということで、買いかえ助成は総社市だけだったとのことでありました。今回美作市が助成を開始したことで、現在検討中の岡山市や笠岡市、津山市などの他の市町村の助成の促進につながるということでありました。美作市の福祉政策が近隣の市町村の政策にも影響するということを感じながら、質問、提案をこれから行ってまいります。

そこで、質問であります。本庁、各総合支所等での聴覚障がい者への対応の現状について質問をさせていただきます。

加齢による聴覚の低下は誰にでも起こり得る自然の現象だと思います。今後ますます高齢化が進み、難聴により会話が思うようにできなくなったり引きこもったりすることのないように、また高齢者だけではなく、聴覚に障がいのある方々を社会全体で受け入れるためにも、コミュニケーションの補聴援助は行政サー

ビスとして考えていく課題だと思えます。

そこでお伺いいたします。

身体障害者手帳保持者のうち、聴覚に障がいがある方は等級ごとに何人いらっしゃるかをお伺いいたします。

次に、高齢難聴者、聴覚障がい者への各窓口での対応の現状についてどのようなことに心がけておられるか質問させていただきます。

以上、1回目です。

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

おはようございます。

それでは、和田議員への御答弁をさせていただきます。

障害者手帳の等級ですが、障がいの種別とその程度によって決められることとなりますが、複数の障がいがある方はそれぞれの障がいを勘案するため、1つの障がいのみの方に比べ、重い等級になります。また、当市の障害者手帳所持者の管理台帳では、複数の障がいのある方につきましては、一番重い障がいの種別で管理をすることになるため、今回の報告では聴覚障がいのみの方と、複数の障がいがあつて、最も程度の重い障がいが聴覚障がいである方の人数となりますので、御理解いただきたいと思います。

これを前提としての人数となりますが、平成30年3月31日時点で1級が2名、2級が26名、3級が19名、4級が24名、5級の方はございません。6級が75名で、合計146名となっております。

次に、高齢難聴者、聴覚障がい者への各窓口での対応の現状についてのお問い合わせですが、現状の窓口での対応は、ほとんどの場合、どなたかが同行されての来庁であるため、同行者を介しての対応となる場合が多いですが、障がい者単独での来庁時はもとより、同行者がいたとしても当事者本人に理解していただくことが重要であると認識し、手話ができる方につきましては手話通訳士を介して対応し、できない方については筆談で対応するよう心がけているところでございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

2回目の質問です。

障がい者への配慮について、聴覚に障がいがある方は146人、複数障がいを持たれる方をプラスした数だということであります。窓口での対応は、ほとんどが介助の方が同行されるということでありました。しかし、一人で来庁した障がい者が十分な満足のいく対応をしていただけなかったということで、逆に次の機会から介助者を連れてこられるというケースも少なくないのではないかと考えるところであります。

次に、高齢者である方も聴覚の低下する時期は人によって異なり、本人の自覚より周りが先に気づく場合が多いと聞きます。そして、補聴器をつけている方は、広い場所などざわざわしている場所では無差別にあらゆる音を拾ってしまい、目的にする音が聞き取りにくいとのことであります。市の窓口などで混雑する場所において必要な会話を聞き取ることができるよう来庁していただくために、また聴覚障がい者の方々への合理的な配慮という観点から、ヒアリンググループという補聴援助を設置する自治体が増えてきているとお聞きいたしております。ヒアリンググループの認識と設置の可能性についてお伺いします。

次に、手話を使われてる方には手話通訳士で対応するとのことでありましたが、美作市障がい者福祉計画では保健福祉部のほうに手話通訳士を置くということでもありますので、本庁に来られた方には北山の保健福祉部から手話通訳士の方が駆けつけてもらえるということでもあります。時間と心の負担を考えると少し配慮が必要に感じますが、御意見をお伺いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

改めまして皆さんおはようございます。

2回目の質問でございますが、まず市民部のほうから最初にお答えさせていただきます。

市民部にも聴覚に障がいのある方が申請等に来庁されることはございます。住民票等の交付については、申請書に御記入いただくことで何を必要としているのかを把握することができます。もしも、申請内容に不備があったり、お伝えしなければいけないことがある場合には、筆談により対応をさせていただいております。御高齢の方で職員の声が聞き取りにくいという方がいらっしゃった場合には、プライバシーに配慮しながら声のボリュームを少し上げたり、耳元でお話をさせていただいたり、ゆっくり丁寧に話させていただくなど、市民の方一人一人の状況に応じた対応に心がけております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕**

失礼します。保健福祉部からということで、同行者の同行につきましては、当事者の考え方や状況にもよると思いますが、場合によっては議員おっしゃるとおりスムーズな対応が提供できなかったということも否定できないと思います。今後はプライバシーの配慮も含め、当事者の特性に応じた対応に心がけたいと思います。

次に、ヒアリンググループですが、難聴の方が補聴器をされた場合、無選別にあらゆる音が増幅されるために、むしろ聞き分けが困難で疲れるということがあります。そのような場合にマイクの音声信号を磁気誘導アンプを通し、電気信号にかえて、床などに敷設したループアンテナに送ると、ループアンテナの中で音声磁場が生まれ、この磁力を磁気コイルつき補聴器で感知し、聞こえる音声に変換するというシステムです。これにより目的の音を正確に聞き取ることができるというのですが、県内の他市での設置状況を調べたところ、窓口に設置されているところは現在のところ確認ができませんでした。ただ、講演会などでホールで使用しているところはあるとのことでした。窓口での設置につきましては、現段階ではまだその有効性がわかりませんので、今後、設置している自治体等の情報を収集し、検討していきたいと考えております。

次に、手話通訳士の対応ですが、現在のところ実際に利用されている方は事前に連絡をいただき、窓口等で待ち合わせの上、利用されているということがほとんどでございます。事前の連絡なしにその場に駆けつけての対応ということは現在のところありません。議員のおっしゃるとおり、事前に連絡のない場合は、時間的に待っていただくことになり、もし通訳士がない場合は対応できないということもありますので、できれば事前連絡をいただき、利用をしていただくということでお願いをしたいと思います。そのためにも、障害者総合支援法によります意思疎通支援事業での手話通訳士の派遣制度について、なお一層、市民だけでなく市職員も含めまして広く周知をしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員、3回目です。

**2番（和田 広宣君）**

ヒアリンググループについては、床に埋め込むタイプからカウンターに設置するタイプ等種類もいろいろあるとのことであります。また、値段や性能もまちまちのことなので、執行部におかれましてはこれからしっかり研究していただきまして、実効性が確認できた場合には県下で一番の設置をぜひともよろしくお願いいたしますします。

手話通訳士に関しましては、事前に予約が必要とのことでありました。電話での予約というのが多分無理だと思えます。市民部のほうも見回してみたんですけど、そういった案内はなかったように思われました。専用のファクス番号であるとかメールアドレス等の番号を本庁や各総合支所の目立つところに張り出している、周知のほうをよろしくお願いいたします。

平成28年度2月、岡山市の市営住宅において、耳の不自由な高齢者が火災報知機の音に気づかず、逃げおくれて亡くなったという事例があったとのことであります。当市でも市営住宅の火災報知機は設置から10年を経過しております。順次これから点検更新がなされていくと思うわけでありますが、訪問した際に耳の聞こえない方がおられるということを知った場合にどういう対応をしていくのかという考え方を、消防署の立場で消防長、住居設置者として建設部長、障がい者福祉の立場から保健福祉部長のほうから順番に答弁をよろしくお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

消防長。

**消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕**

おはようございます。

それでは、聴覚障がい者の住警器等の対応につきまして御答弁させていただきます。

まず、1つといたしまして、消防本部の聴覚障がい者の対応といたしまして、119番通報はどのようにして受けるのかということも問題になろうかと思えます。消防指令センターが開設をいたしましたのが平成24年度からです。これを機に119番通報に当たりましてはファクスでの対応ができるように今整備をして、実施をしているところでございます。

先ほど来からの住宅用火災警報器の設置につきましては、これは消防法9条の2及び美作市火災予防条例の29条の2という条項がありますが、これに基づいて全ての住宅に設置または維持をしなければいけないという法的明記がなされております。しかし、特に聴覚障がい者に対しての光警報器と、要するに音以外の警報装置の設置につきましては、法的根拠は今のところございません。

しかし、平成28年9月に総務省消防庁から光警報装置の設置に係るガイドラインの策定についてという通知文が発出されております。この内容につきましては、光を発する火災警報器、要するに火災報知機は感知いたしましたら点滅、フリッカーをする、またその警報器が感知した信号を受信する受信機、これが腕時計型の受信機がございまして、この腕時計型受信機といいますのは、当然振動をする、そして表示をしてくれるという受信機がございまして、また、一番問題になるところが就寝時の対応だろうと思えますが、この受信機につきましても枕の下にこの受信機を置きまして、その受信機が受信をすることによって振動をする、バイブレーションを起こす、気づかせる、火災であるという、そういった設置を促す内容のガイドラインになっております。

今後、消防本部、特にこの業務につきましては予防課が業務を対応しておりますが、聴覚障がい者のみな

らず災害弱者への丁寧な対応を期するために、防火対象物の関係者、この関係者といいますのは消防法上で言いますと所有者、管理者、占有者を示しているものでございます。この方々にガイドラインに沿ったさらなる指導を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

和田議員の聴覚障がい者への配慮についての2回目の質問についてお答えをさせていただきます。

聴覚に障がいを持つ方が市営住宅に入居された場合や入居者が聴覚に障がいを発症された場合の対応についてでございます。

市営住宅の火災報知機については全戸に設置しておりますが、聴覚障がい者に対する機能は現在備えておりません。現在の入居者で聴覚障がいがあるという情報は得ておりませんが、今後具体的な事例があった場合は、福祉部局の補助制度もあるようでございますので、入居者本人、市営住宅の管理者である私ども建設部、補助金の窓口の福祉と協議をいたしまして、障害者差別解消推進法を尊重し、実情に応じた対応をしていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。保健福祉部につきましては、聴覚障がい者への火災報知機の設置につきましてですが、先ほど消防長等からガイドラインに沿った火災報知機ということで、信号を送って、それを腕時計であるとか枕の下に敷くものであるとか、そういった送信装置、これが障害者総合支援法によります日常生活用具の中に含まれておりまして、美作市におきましてはその火災報知機と屋内信号装置という言い方になるんですが、そういった器具を用具の種類に定めておりますので、助成の対象として取り扱うことができます。ですので、先ほど真野部長が答弁しましたように、住宅に入られる方がありましたら、建設部、保健福祉部、また当事者の方と連絡調整をとりまして、この制度を御利用いただくという形で安心した生活を送っていただくということが可能になるというふうに考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員、総括です。

**2番（和田 広宣君）**

それぞれの答弁を聞かせていただきまして、本当に安心することができました。この質問をさせてもらったのは、僕の言い方が悪かったのかもしれませんが、消防署の予防課に電話をさせてもらったときには、消防法には必須とされていないので大丈夫ですと言われました。大丈夫というのはどういう意味かちょっとわからなかったんですけど。あと、都市住宅課に電話させてもらったときには、そういうものは個人負担になってますってことでありましたので、僕の質問の仕方も悪かったと思うんですけど、今聞かせていただきまして、安心することができました。そういった事例があった場合には、各部署でしっかりと連携をとっていただきながら、障がい者に対して優しい対応を今後とも引き続き続けていっていただくことをお願いし、次の項に移らせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、続けて2項目めに進んでください。

## 2番（和田 広宣君）

2項目め、新庁舎・美作文化センターの展望ともうもう工房跡地の有効活用について質問をさせていただきます。

平成28年10月、多くの市民の期待を込めて見守っていた新庁舎の建設は、平成31年の完成に間に合うリミットまでに建設場所が決まらないという理由で断念することとなりました。文化センターは、平成29年3月、美作市公立文化施設活性化委員会の答申で耐震性、老朽化とさまざまな理由で新築が望ましいとのことであります。その後、1年半が経過しましたが、具体的な進展はあるのでしょうか。その後の経過を答弁願います。

また、もうもう工房跡地は更地になり、高速バス利用者の駐車場として週末には50台近い利用者があるとのことあります。現在は高速バスを利用して他市へ出ていく方が中心になってるわけですが、他市から高速バスを利用して美作市に来ていただくなど、そういった工夫はどのようにお考えかお聞かせください。1回目です。

## 議長（鈴木 悦子君）

市長。

## 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

新庁舎、文化センター、もうもう工房ということですが、新庁舎につきましてはもうつき合わなきゃいけない問題だということを市民の方々も十分御理解をしておられて、一方で庁舎についての国庫補助制度がない中で唯一の助成措置が合併特例債。私どもとしましては、31年度末の事業スケジュールとの関係で断念をせざるを得なかったんですけれども、その後、合併特例債の延長を求めるといことで、岐阜市が主体になった首長連合と私どもが呼びかけたやつと2つありまして、2つの相乗効果もあって、議員立法が出て、再延長になりました。

結果として、ことしの6月の決定でありますけれども、発行期限が2024年ということで5年間延長されたということになります。その1年半何をしたかと、延長が決まるまではなかなか身動きがとれなかったわけでございますけれども、次は動かざるを得ないということです。その際、私どもとしては、これはお尋ねになった文化センターの問題も大きく関連をしてくる可能性があるということでもあります。文化センターの問題についても、実は建設の場所といったところが決め切れない形で提言がなされている。そして、先ほど申し上げたように、新庁舎についても場所の問題が決め切れないと、こういう状況がありますので、2年に1回と思ってるんですが、市民の皆さんに対する直接意見を聞く手段としての市民アンケート、この中にこの秋、盛り込んで、市民の方々の大まかな方向性を確認をさせていただきたいというふうに思っております。そのときに例えば新庁舎と文化センターを合築というのか、一体整備するというのか、そういうことによって整備費が大分減っていく、と言うのが駐車場が兼用できるわけですけども。そういった問題も含めて、合築についての意向もあわせて聞いてみるということにはせんかなというふうに思っているところでございます。これらにつきましては、市民が等しく利用する観点でありますので、全市的な課題として市民へのアンケートに付したいと思っております。

次に、もうもう工房でございますけれども、お尋ねの主体は今のところ私どもの市内に居住の方、市民の皆さんが例えば東京や大阪に行くというときに、高速バスを使って移動する。そのために一時駐車場を使うということだけれども、外から来る方はどうなんだと、こういう話ですね。

外から高速バスで来られるときに必要なのは、その後今度は駐車することじゃなくて駐車場に自分が使える車があるかどうかということなんで、そりゃもう自分の持ち物でなければレンタカーしかないわけですか

ら、レンタカーであるとかレンタサイクル、あるいはレンタルコムスといった電気自動車も含めて、二次交通の拠点を整備するという方向で、今お尋ねになった外から来られる方々の利便性確保、そしてそれが当市のさまざまな場所にあります観光施設へのにぎわいの誘導ということに寄与するんじゃないかなろうかということで、基本構想の前提である方針を定めさせていただいて、それをもって基本構想をつくって、道の駅という形にしていくことになろうと思うんです。道の駅に認定されますと、たしか整備について、国道の場合には国、あるいは県道の場合には県が土地の取得から支援をしていただけるということになりますので、構想ができた段階で土地の取得をします。そのときにできれば国・県の支援を取得費に対しても入れ込んでいく必要があるというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

2回目です。

方向性のほうは理解することができました。

萩原市長の選挙公約の中で、本庁舎の耐震化工事の実施と将来の本庁舎の建設に備えての合併特例債の延長の要請とありました。先日の11番議員への答弁にもありましたように、合併特例債が延長されたことにより、美作市庁舎整備検討市民委員会の建議に踏まえることによって、旧美作町内の利便性の高いところへの移転が妥当であるとのことでありました。同時に耐震化工事のなくなった現庁舎は、現在でも震度6弱で倒壊の可能性があるということでもあります。少しでも早く新庁舎へ移転し、行政本部、防災拠点、災害対策本部としての安全を確保する必要があると思います。緊急度について少し御答弁をお願いいたします。

また、美作市公立文化施設活性化委員会の答申の中では、文化センターの新築場所は現在の建て直し、勝田ひまわりドーム隣接地、先ほど市長がおっしゃられたように、新庁舎と一緒に建てるということがありました。文化センターについてはアンケートをとるということでありましたので、ハード面については新庁舎の位置がある程度決まった後のほうが正確な市民の意見は聞けるのではないかとこのように考えます。昨年秋の豊国地区の行政懇談会で市民の方から、美作市都市計画を作成し、新庁舎、文化センター、図書館、福祉施設等を1カ所にまとめたほうが市民の利便性を向上させるためにはよいのではないかとこのように御意見が出ました。そのとき萩原市長は、その意見を称賛され、都市計画というのは県に伺いを立てる必要があるので、市独自で早くやったほうがいいのではないかっていうふうな答弁をされたように記憶しております。また、場所的には美作インター付近であるとか、利便性が高いところを中心になってくたろうという答弁をされました。そのときに会場が少しざわめきまして、振り返りますと皆さんの顔がぱっと見開いて、きらきらと輝いて、希望に満ちたような顔をされていたのを記憶するところであります。さっき質問しました緊急度また建設候補地について、具体的なことがもう少し答弁できるのであればよろしく願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、緊急性についてですが、今回の議会ですと岩江議員の質問の中に水防法が一昨年でしたか改正をされて、水防計画の前提となるところの水防想定を見直す動きがあつて、全県的に本当にやらなきゃいけないんですが、なぜか美作市の一部が先行的に県の見直しの対象となつて、数十年前の小豆島に降った台風か何かのときの大雨を基準にして、河床からでございますけど7メートルという想定があり得るというような話がありました。私もびっくりしまして、その情報を取り寄せまして、分析をしたんですが、市内の平

地はほとんどだめだと、こういうような話でありました。ただ、この想定に示された区域というのが市内全域ではなくて、先ほど言いましたように一部しか提示をされてないもんですから、ほかのところはどうなんだと、このあたりはわかるんですがね、どうなんだということがはっきりしないというような状況でありました。

この点から2つのことを申し上げますけれども、1つはこの間の7月の災害も含めて水害との関係での議論で言うと、50分の1ですか、建設部長的に言うと、常にあるということになっているわけでありまして、水害との関係で言うと緊急度はちょっと高まっている感じを持っております。地震との関係は、これはわかりません。とにかく1000分の1ぐらいではありますけれども、いつ起こるかわからない形であります。若干緊要性が高まっているという認識とともに、もう一つは場所が今申し上げたようにその水防との関係で言うと、より限定性が高まっているというような気がしているということだと思います。

そこで、この辺の考え方をもう少し整理をしないといけないので私案ということで申し上げますけれども、文化センターについての場所を中心としたアンケートがあり、合築の可能性についての市民意向の打診があったときに、あわせて大ざっぱな意味での新庁舎の位置についての市民の皆さんの意向を確認をすることもあるかもしれません。例えば定性的な議論として、洪水等あるいは土砂崩れ等の災害に対して、安全な場所を選考するのか、それとも日常の足回りがいい場所を選考するのかというようなことですね。そういった議論をした上での意見聴取をあわせて行うということもあり得るのかなとは思っておりますことを付言をして、お答えにいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

答弁いただきました。市民に広いアンケートをとりながら調整しながら、本当に40年、50年先まで市民に愛されるという意味で、老若男女、子どもたちがいつでも集まってこれるようなスペースをつくっていただくことを希望しまして、今お話を聞かせていただいてまして、本当にますます近づいてきたんだという思いがします。2024年3月が合併特例債の期限だと聞きました。あと6年を切ったというような状況になります。建設はゆっくり3年ぐらいかけてじっくりしていただいたほうがいいと思いますので、少しでも早く、できれば今年中にでもある程度の方向性を出していただければ未来につながっていくのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移らせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、3項目めに進んでください。

**2番（和田 広宣君）**

3項目め、防災についてであります。

他の議員から質問と提案が多くあり、ほとんど理解することもできましたので割愛させていただきます。僕のほうからは市民のほうから要望もありました河川監視カメラについてのみお尋ねさせていただきます。

今回の西日本豪雨災害の際には、多くの方がみまちゃんネルのデータ放送やスマホの美作市公式アプリで河川監視カメラをごらんになったと思われます。前々から言われている、夜間見にくいであると水位がわかる目印設置を改善していただきたいとの意見もたくさんありました。それとは別に、設置場所が少し偏っているのではないかとという意見がありました。梶並川流域は、21年災との関係があるのかもしれませんが、

極端に少ないとのことであります。久賀ダムから林野までの間、勝田浄化センターの1台のみということがありましたので、設置場所はどのような基準で設置されているのでしょうか。過去の越水した箇所や、今回、河川氾濫危険水位を超えた檜原の火の神等への設置はできないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕**

河川監視カメラは、平成21年度に中川、滝宮、万善、白水、栗井中の5カ所に設置し、その後増設してきました。設置場所については、平成21年当初から市民の皆様の御意見を聞きながら設置場所を決めてきました。

河川監視カメラについては、市内各地で変更や新設の要望があり、全体的見直しを検討しており、御意見を参考とさせていただきます。河川監視カメラ及び水位計も含めて、どのようなものを設置すれば災害に強くなるか検討いたします。また、岡山県が平成30年度水位計設置予定箇所が2カ所あり、後山川で後山地区と山家川で土居地区です。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

2回目です。

カメラの設置場所は、相談、研究しながら変更、新設していただくとのことであります。過去に越水した場所、内水がたまり始める場所、また流水断面、堤防の高さが基準に達していない箇所の危険度の高い順に研究をしていただいて、適所への配置をよろしくお願いいたします。

また、県により水位計が2カ所新たに設置されるとのことでありますが、現在何カ所くらい設置をされているのでしょうか。

先日、萩原市長が言われたように、県の水位計のデータは一目で河川の状況が把握できるとも便利なものであります。しかし、県の防災ポータルサイトで見ることとなりますので、御年配の方には気軽にはいえないと思います。

そこで、県の防災ポータルサイトでは河川監視カメラが岡山県下全部張りつけてありまして、美作市の河川カメラのボタンを押しますと美作市のホームページにつながって、美作市の河川監視カメラが見れるような形になっております。そういったことを利用して、みまちゃんネルのデータ放送から、また美作オンラインの災害のカメラとか水量等のデータがあるところ、その下に貼りつけていただいて、ワンクリックで岡山県の水位計を見れるようにすれば、皆さんがまたいろいろと御利用していただけるのではないかと思いますので、研究のほうをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。2回目です。

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕**

現在、岡山県の水位計は6カ所、大原、林野、梶並、火の神、川北、奥、そしてことしの後山と土居地区で8カ所になります。

ホームページ等の提案ありがとうございます。今後検討してまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

総括です。

河川監視カメラ、水位計のデータ表示の情報発信を充実させるように、ぜひ研究のほうをよろしくお願いたします。そういった情報を発信することによって、危機管理監のおっしゃられてる早い避難をすることにつながると思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして9月度定例会の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号2番和田広宣議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番13番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可いたします。

青山議員。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので私の一般質問を始めます。

質問の前に、まずは7月に起きた豪雨災害を初めとした各災害で被災された方にお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げます。

そして、執行部職員の皆様におかれましては、都度の災害対応、特に7月の豪雨災害においては夜を徹しての対応、翌朝そのまま不眠で対応された方も多くいらっしゃいました。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、質問を始めます。

今回の私の質問は全部で6つあります。1つ目が、災害時の避難所について、2つ目が避難所での高齢者、障がい者、外国人への対応について、3つ目が災害情報の連絡手段について、4つ目が通行どめ情報について、5つ目が災害ごみの収集について、6つ目が河川カメラについてです。

それでは、1つ目から始めます。

災害時の避難所についてですが、避難所が遠く、避難所に行くことを危険に感じると。避難所がいつどのように選定されたかというのを質問します。

例えば湯郷の避難先はみまさかアリーナになっていたんですが、7月の豪雨災害においてあの雨の中、高齢者は避難所まで行く手段がないという声もありましたので、避難所の選定がどのようにされたかというところをまず質問します。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕

避難所については、平成27年1月、美作市防災会議にて見直し決定しております。そして、美作市地域防災計画に記載しております。避難所の開設は、基本的に各地域に1つ程度として限定した開設をしています。ただし、交通規制でたどり着けない等を配慮して増設している地域もあります。急な対応ですぐに行けないことがないように、明るいうちに早目の避難準備等の発表を心がけていきます。避難することで危険が及ぶ場合は、近く of 安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難するようにしていただきたいと思います。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

避難所においては、平成27年1月に見直しをしたということですが、美作市内において平成21年以降、大きな災害がなかったことも関係してるのかもしれないんですが、市民と避難所に関する意識が大きくずれてるんじゃないかなというのを今回感じました。

特にきのう市長がおっしゃっていたこともあるんですけど、避難所がその人の避難する場所という意識が市民の方は強いと思うんですね。そうではなくて、この人は避難所に避難するべき、この人は自宅が一番安全というような、どこがその人にとっての避難所かっていうのを強く意識してもらう必要があるのかなというふうに感じました。そういったところにおいては、自主防災組織ですとか自治振において、その地区内で避難するべき場所、地震のときはどこ、豪雨災害のときはどこということところをあらかじめ話し合っておくことが必要かなと。その上で避難所に避難しなければならないところが出てきたら、ここを避難所にするべきというような流れで避難所を決定するべきなのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、早く避難をしてくださいという話はあるんですが、災害が起こるたびに避難がくれたという話をよく聞くと思うんですけど、早く避難してくださいと呼びかけるのも大事だと思うんですけど、何で避難がくれるんかというところも強く意識しておく必要があるのかなと。避難がくれることについてのメカニズムとしてよく言われてるのが、正常性バイアスという言葉があるんですけど、皆さん聞かれた方も多いは思うんですけど。一般的なイメージとしては、災害に直面した際には人々は慌てふためいてパニックになるのではないかと想像する人が多いと思います。しかし、実際にはパニックになるケースは少なく、むしろその逆で、危険なのに焦らずに、どうせ大丈夫だろうと過小評価して逃げおくれることがあります。そもそも正常性バイアスとは何かというのを簡単に言うと、災害など目の前に危険が迫っていても、正常な日常生活の延長線上の出来事と捉えて、自分は大丈夫、まだ大丈夫、どうせ大したことないなどと考えてしまう人間の心理的な傾向のことを正常性バイアスと言います。ですので、避難するに当たって、自分の中にも避難を妨げる何かがあるというのを皆さん知っておくべきなのかなというふうに思います。

このような状況においては、被災地の住民がうまく逃げるためには、率先避難者というのが重要になってくると。率先避難者とは、災害時に自ら率先して危険を避ける行動を起こすことができる人のことを言うそうです。ですので、こういった知識を身につけることも必要かと思しますので、広報みまさかですとかみまちゃんネルでそういった災害対策の特集を組むですとか、こういったことも対策の一つとして考えられるのかなというふうに思います。

そして、あとは防災意識を高めるということも一つ避難を早くするための有効な手段かなと思うんですけど、防災意識を高めるためには訓練ですとか講習、こういったことが一般的だとは思いますが、例えば7月の先日の豪雨災害で自主防災組織において模範的な行動をとられた組織においては、11月の顕彰式典で

表彰するですとか、あとはみまちゃんネルでどういう対策をとったかというところをインタビューをして、放送して、皆さんに知ってもらおうとか。ちょうど「あなたの出番です！」というふさわしい番組がありますので、まさにあなたの出番ですだと思うんですね。こういった美作市独自の対策も一つ防災意識を高める効果があるかなと思います、どうお考えでしょうかというところを2回目の質問とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

さまざまな論点がありますので、私から答えられるところをお答えして、もし不足があれば危機管理監が答えると思いますが。

避難と災害の対応っていうのがありまして、早目の避難がとても大切というのは、実は土砂災害なんですよ。土砂災害について言うと、地震による土砂災害は、これ地震の関係なんでちょっと除きますけども、降雨による土砂災害というのは割とリードタイムがあって、事前にこれは危険度があるなど。土砂災害の警戒レベルが1、2、3ぐらいになると、これはもうぜひ避難をしてくれというふうなことになるんですけども。これは、避難を早目にすることがとても肝要で、かつこの場合には土砂災害の警戒区域もほとんどわかってますので、その地区の方々に対して近くの避難場所に、それがなければ先ほどおっしゃったような大規模な所でも結構なんですけども避難をしていただくということになります。

一方、洪水被害につきましては、地形的な問題が若干絡むんですけれども、真備のように実は周りを川で囲まれていたと。そして、堤防の決壊、すなわち水没というような地域、東京にもございますし、大阪にもそういうのがあるんですが。幸か不幸か私どもの地域においては必ずしもそういった、ごく一部はないことはいないんですが、大ざっぱに言うとそういうところが余らないということが言えます。その辺も勘案しながら避難対策を行いますと、簡単に申し上げますと、かつて水没や床上浸水になったことがあるところについては早目の避難が重要で、その他のところについては土砂災害を除けば自宅の中でしっかり安全を確保することが大切な方法になってくると。地震については突然の話ですんで、ほとんどが事前に早う避難せえなんてことを言ったところで意味がないわけでありまして、地震については起こったときになるべく自分の周りの中で一番安全なところへ即座対応するというように尽きるわけでありまして、その辺の対応であるとか、あるいは何回も言いましたけども、災害時における弱者の方の対応であるとか、それをきめ細かくやったほうがいいと思ってるんです。

平成27年のときに私も担当しましたが、そのときはおっしゃるとおりで、21年の経験はそれなりに生かしたつもりでありますけれども、全国的な流れというのがあって、固定観念と言ってもいいんですが、体育館というのは避難所であるとか、大体そういう固定観念の中で判断がされた可能性が今振り返ってみてあるなと思っております。そういう意味では、当市について言うと、災害が起こって、避難勧告が出ると、どっかのホテルの前に避難所っていう看板が出るといったほうがよっぽど市民のアメニティーは高くなっていくわけでありまして。そういったことはほとんど考慮ができなかったわけですね。

今回について言いますと、例えば城山中学校あたりの地域で言いますと、旧城山中学校、あそこにコミュニティハウスがありますけども。あれが水害のときの避難場所になってるんですが、余りにも川が近過ぎて、これは今回見直しをして、別のコミュニティハウスをお願いを、壬生でしたかね、したんですけども、そういった個々の適宜の問題もまだ残っている等々で、全体として時間を見ながら見直しをすべきところがあるということで危機管理監にはお願いをしているというような状況であります。

それから、いろんな議論があるわけでありまして、今おっしゃったことについては全体としてよく

理解ができる御指摘だというふうに思っております、今後の災害対策の際にぜひ生かすべく、研究をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

総括させていただきます。

執行部におかれましても、今回の災害において見直すべきポイントがあるというところは共通認識として持っているとしますので、今後も引き続きよろしく願いします。

続きまして、2つ目の質問に行きます。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めですね。

1 番（青山 慶君）

2項目めの質問です。

避難所での高齢者、障がい者、外国人への対応についてですが、避難所での高齢者、障がい者、外国人への対応について何か規定されてるかというところを質問します。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕

当市においては、市内で高齢者社会福祉施設を運営されている社会福祉法人等と、その運営している施設を災害時の要配慮者の福祉避難所として利用することに関して協定を締結し、現在のところ市内6カ所の入所施設で高齢者、障がい者など、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方について、その福祉避難所の利用ができる体制がとられています。

なお、福祉避難所については、美作市福祉避難所設置・運営マニュアルにより運営され、その中で要配慮者の特性ごとに配慮事項も盛り込まれており、マニュアル自体昨年の3月に策定しております。今後は各関係機関とも連携し、マニュアルに沿ったより具体的な訓練を実施し、今後の災害に備えたいと思います。

外国人の方への対応としては特にありませんが、一般財団法人自治体国際化協会のホームページに災害時における外国人支援のためのツールを公開しており、外国人の方に対応することとなれば活用していきたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

2回目の質問です。

まず、福祉避難所について今年度利用実績があったかということ、福祉避難所を利用する対象の方が全て知っているかということについて質問します。

また、外国人の対応につきましては、既に外国人の住人もかなりいらっしゃいますと、特にベトナムの方が多く住んでいらっしゃいますということ、美作市が観光地というところもあり、たまたま旅行者が来られてるときに被災にあうかもしれないということを鑑みると、今この時点で外国人に対する対応というのは必要でないかと考えますがいかがでしょうかという点について質問します。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

美作市の福祉避難所は6カ所あり、ケアサービスセンターかつた、老人ホームやすらぎ荘、老人ホームみまさか園、老人ホーム作東寮、作東診療所、ロマンシティあいだ、そのうち7月豪雨災害における福祉避難所への避難者の方は作東寮へ3名、作東診療所へ4名となっております。今後、要支援者の避難所として市内のホテル等の宿泊施設の活用、また現在指定の福祉避難所の運営、周知等の構築に努めてまいりたいと思います。外国人の方への情報提供は検討していきたいと思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

福祉避難所の利用者は今年度もあったというところで、利用する対象の方が全て知り得るように周知のほうはしっかりとお願いします。

また、外国人の対応につきましては、先日の豪雨災害でも英田の避難所のほうに英語圏の方が避難してこられたんですけど、どうしてその避難所に来れたかというのと、その外国人の方が隣の人にスマートフォンで翻訳機能を使って避難所はどこかというふうに聞いて、たどり着けたらしいんです。でも、聞ける人がいなかったら避難所にたどり着けなかったわけですから、住民がもういる以上、外国人への対応というのは必須ではないかと思います。総括のつもりでしたが、3回目の質問ということで。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

外国人の方の場合には、おっしゃるように言葉の壁をどう乗り越えるかというのが一番大きいんですが、これは恐らく美作市だけの対応じゃなくて、例えばヤフーなんていう総合情報サイトがあって、災害のときにはがんがん立ち上がって、避難勧告がどこに出てるかとかいろんな案内がされるわけでありまして。

国に対するお話になってくるんですけども、国として今後、2020年にオリンピックを迎える、そのときに台風が来ないという保証は全くないわけでありましてから、そんなことも含めて外国人に対する災害情報の提供について少なくとも総合的な情報サイトであるとか、あるいは日本語の情報サイトの英訳版が瞬時にできるとか、それができておれば別にこちらでごそごそ翻訳するっていうようなことにもならないわけでありましてから、そういったことをお願いをするべき時期に来てるかなと思っております。

もう一点は、そうはいつでも我々でできることがあるかということでもありますけれども、私どものホームページの中に避難所の情報が入ってますね、たしかね。ああいったところを少なくとも多言語で見えるようにしておくっていうことは、これはできることの一つ。そこが開設されてるかどうかまで詳しいことは出せないとしても、美作市における避難所っていうのは基本はこんなところにありますということを表示する、そしてさらに困ったときにはここにメール頂戴ねっていう話を載つけるぐらいをしとけば、ちょっとは前進できる可能性があるわけでありまして。日本人の方の場合、旅行者なんかでもちゃんと日本語話せるんで。この間も実はそこの市民センターのところには鳥取の方が、湯郷Be11eのジュニアだったかな、子どもさんを連れてきたんだけど、帰れなくなりましたと。国道も高速道路もみんな通行どめと。どうしたものでしょうかというんで、畳の部屋で寝てらっしゃいましたけども、そういう方も来られる。こういうときにはほとんど何の問題もないんですけども、そしたら外国人の場合はどうするか、差し向きはまずは英語かなとは思いますが、ベトナム人の方の場合には地域に根っこが若干ありますんで地域との対応ができる。純

然たる旅行者との関係で少し対策を強化することが日本全体としても大変重要かと思う。したがって、まずはこれについては差し向き市長会を通じて全国レベルの話に持ち上げていきたいと思っております。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

青山議員、総括です。

**1 番（青山 慶君）**

先ほど心強いお言葉をいただいたと思われましたので、しっかりと御検討のほどをよろしく申し上げます。

続きまして、3項目めの質問に行きます。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい、どうぞ、3項目めに進んでください。

**1 番（青山 慶君）**

災害情報の連絡手段についてですが、災害情報の連絡手段はどのように規定されてるか、連絡内容と連絡媒体、ホームページには記載しないのか、みまちゃんネルとの連携はどのようになっているか。ホームページに記載がないので、実家が美作市にある市外の人が状況を把握できないですとか、みまちゃんネルに表示されてる情報が遅いですとか内容が薄いという苦情がありましてこういう質問をしております。

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

災害時、市民の皆様への避難情報の周知は、告知放送、美作市一斉メール、美作市公式アプリみまさかオンライン、ケーブルテレビのデータ放送、NHK等テレビのデータ放送、エリアメール等を活用しております。市のホームページの掲載は現在行っておりませんが、それぞれの取得ページには防災情報について記載しております。みまちゃんネルにつきましては、避難所情報や気象情報を掲載してもらうように情報提供を行っています。今後の掲載のあり方については、随時相談していきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

青山議員。

**1 番（青山 慶君）**

2回目の質問です。

みまちゃんネルにつきましては、7月の豪雨災害のときはそういった情報がなかったと思いますが、それ以降掲載するようになったということですね。

今後もみまちゃんネルでは災害情報を継続して流していただきたいんですが、平成30年度のみまちゃんネルの事業計画の中に災害報道をするというような情報が盛り込まれていたと、これは今年度の災害が起こる前に既にこういった計画が立てられているというところがありますので、これについては大いに期待しておりますのでよろしく申し上げます。また、市民からも災害報道番組をつくったらどうならという声もありましたので、市の動きと市民の要望も一致してると思っていますので、実現に向けて大いに期待しております。

次に、ホームページについてなんですけど、災害情報をまず、今、災害が起きて避難所が開設されてるところがどこか通行どめがどこってというのが掲載されてない状態なんですけど、これはホームページでも掲載するべきということと、あとは1カ所に災害情報ページというのをつくって、そこに全て必要な情報は載せるというような対応をするべきかなと思います。避難所ですとか通行どめ情報、警報注意報、あと水位カメラですとか役に立つ外部リンクですね、岡山県の災害ポータルサイトも大いに役立つと思いますの

で、そういった災害に必要な情報を1カ所にまとめて、探さなくてもいいようにしておくことと、ふだんから常設しておくべきだと思います。災害が起きてないふだんについては、災害情報はありませんというふうな記載をしておけばいいのかなというふうに思います。ホームページにつきまして、先ほども申し上げたとおり市外の人でも見れると、海外からのアクセスを遮断してなければ海外からも見れると。特に実家が美作にあるとかという人については、大いにこういった情報は役立つと思いますし、例えば美作市に高齢の両親が住んでいて、外から指示をすることもできると思うんですね。また、テレビの放送のように時間を待たなくても、見たいときにすぐ見れるというようなメリットもありますし、SNSで情報を共有しやすいというメリットもありますので、ホームページについてはぜひ災害対策の専門ページをつくるべきと考えますが、どうお考えでしょうかというところを質問します。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、みまちゃんネルですが、もちろん私どもの意見をお伝えしますし、この場面もみまちゃんネルで放送されてますんで、みまちゃんネルの方は見てるに違いないと思いますが。まず、会社の経営として一体どうなんだということは、私どもは勝手にはできません。したがって、とりあえずきょうの御質問を契機として、災害報道についてみまちゃんネルとしてはどんな考えで今後おやりになるのかということを経主である市当局にレポートしていただいて、それをまた御披露をする中で議論を進めていきたいと思っています。

それから、ホームページにつきましては外国の方も含めて活用すべき重要なツールだという点については全く同意をいたしております。したがって、災害対策についての基本情報についてホームページで対応することは拡大をしていこうと思ってるんですが、ホームページ情報のリアルタイム性については、これはどこまでできるかっていうのがなかなか難しいんですね。それ用の職員が現場で対応してるとかという状況になったときに、一体そこができるかどうかについて、実際その災害対策の指揮をとってる身としては難しい問題もあるかなと。みまちゃんもそうかもしれません、少ない人数でやってる中で、徹夜でじゃあその取材をするのかっていうとできない可能性もあるんですが。その辺、人員の配備の問題も含めて若干の制限があると思いますが、いずれにしてもみまちゃんについては今後の災害報道のあり方についてレポートしていただく、それからホームページについては災害対策基本情報を多言語で提供できるように工夫をするということをやります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

総括します。

みまちゃんネルについては事業計画にも書いてありますので、大いに期待しておりますということをもう一回申し上げておきます。

ホームページにつきましては、リアルタイム性のことも確かにホームページの更新作業というのがありますのでそういった課題はあるかと思うんですが、これは課題をクリアしてでも対応すべき問題だと思いますので、ぜひとも前向きな御検討をお願いしたいと思います。

では、続きまして4項目めに行きます。

**議長（鈴木 悦子君）**

4項目めに進んでください。

1 番（青山 慶君）

4 項目めです。通行どめ情報です。

7 月の豪雨災害のときに私もみまさかオンラインでたくさんの通知を受け取ったんですが、文字情報だけだとどうにもどこが通行どめになってるのか見づらいというところがありまして、今後改善の余地があるかどうか、今どのように執行部のほうでお考えかというところを質問します。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕

通行どめの情報について、文字だけではわかりづらい、改善の余地はあるかとの御質問ですが、現在通行どめにつきましてはみまさかオンライン、ホームページ、データ放送で文字による情報提供をさせていただいているところですが、今後市民の皆様がわかりやすい情報提供について、他の市町村の状況等を調査し、関係部署とも検討していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

検討していきたいということで前向きな回答をいただいたと思っておりますので、よろしくお願ひします。簡易でもいいので地図で表示しないと、先日のような7月の豪雨災害のときほど情報量があると、どこが通行どめになってるのかわからないですね。ですので、前向きによろしくお願ひします。

続いて、5 項目めに入ります。

議長（鈴木 悦子君）

はい、どうぞ、5 項目めに入ってください。

1 番（青山 慶君）

5 項目めです。災害ごみの収集についてですが、市民への周知方法とクリーンセンターへの搬入困難者の対応はどのようなになっているかを質問します。

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（宿野 豊彦君）〔登壇〕

失礼いたします。御質問の災害ごみの収集について、市民への周知、クリーンセンターへの搬入困難者の対応はどのようなになっていたのかについてでございますが、まず市民への周知につきましてはこのたびは美作市告知放送、みまちゃんネル及び美作市ホームページにて受け入れの日時、搬入方法等について周知いたしました。

次に、クリーンセンターへの搬入困難者の対応についてでございますが、一般廃棄物は美作クリーンセンターへの持ち込みを基本にしており、このたびの災害ごみについてもクリーンセンターでは搬入の対応は行いませんでした。しかしながら、搬入困難者の対応については、今後の検討課題と考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

2 回目の質問です。

まず、周知方法についてなんですが、住民の方から情報が少な過ぎてどうしていいんかわからんという声があったんですね。なので、ホームページとみまちゃんネル両方で、申請書を今回提示して、災害ごみを持ち込むルールになっていたと思うんですけど、そのルールを明記するべきだと思います。今回でいえば、申請書を印刷して記入します、区長さんから判子をもらいます、その後自分で申請書を持ってきてくださいという流れだと思うんですけど、その流れを書いておかないとなかなかわかりづらい、私もちょっとわかりづらいと思いましたんで、ぱっと見て直感的に行動できるぐらいわかりやすくする必要があるかなと思いますので、そこは御検討をお願いします。

搬入困難者への対応についてなんですけど、そもそも今、搬入困難者に対する方法の説明がない状態なんですね。搬入が困難な方はこうしてくださいという説明がないので皆さんお困りになると思うんですよ。ですので、いろいろな災害パターンがあるので今こうだという決めはできないかもしれないんですけど、原則でも構わないのである程度の行動指針といいますか、ガイドライン的なものは制定しておくべきかなと思います、事前にですね。それは何かというと、例えば各自治区で助け合って持ち込んでくださいなのか、災害直後はクリーンセンターも持ち込みが多くて、対応がすぐにできないと思いますので、少し落ちついてきたら実費負担で市が回収に行くとか。これは私の考えなんですけど、何かしらある程度対応を決めておかないと、どうしていいかわからないというのが正直なところだと思いますんで、何かしら対応を決めておくべきと考えますが、いかがでしょうか。2回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

基本的に全くおっしゃるとおりだと思っておりまして、今回の経験を踏まえて、そういった対応の基本方針というものを作成をしたいと思っております。

私的に申し上げますと、全国の災害の起こった地域の実態を見ますと、クリーンセンターって最終処理場に自分で持ち込めって言うところは一個もありません、これ。それは無理だし、来てもらっても処理できないですから。ですから、基本的に災害時の対策っていうのは、地域ごとに中間集積場を地元の御理解を得た上で指定をして、そこまで悪いけど住民の方々が持ってきてくれと。以降は公共である市役所がとっていきます、市役所がとれないときは自衛隊が来るんですけども。そういう中間的なところへ置いてもらって、そこは自助共助の世界で頼みますわという、それ以降はもう市役所がノーチャージで全部やりますっていうのが、多分日本全体を通して見たときには普通のあり方だと思います。恐らく真備のごみもノーチャージでとってるはずであります。自衛隊がちょっと収集料を出せといった話は聞いておりません。ということですので、その辺を基本にしていく。このことは搬入をする市民の方々の負担を軽減するだけじゃなくて、コストの軽減をすることができるというメリットがあるとともに、変な話ですけども、災害ごみと称してそうじゃないものが混入するリスクも、実は地域の力でそれを抑えるという効果もあるというふうに聞いておりまして、その辺を基本としてやっていくことが妥当かなと私自身は考えておりますが、今も聞いてらっしゃるんで、その辺をベースにした基本的な要綱みたいなものが近々できるというふうに考えてるところでございます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

環境部長。

**環境部長（宿野 豊彦君）**〔登壇〕

失礼いたします。周知の方法につきまして市民の皆様から搬入方法等の情報が少ないという声があったと

いうことですので、今後におきましては議員御指摘のとおり手順を画面に表示するなど、誰が見ても周知内容が丁寧でわかりやすいものになるようにしたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

いずれにしても、決めがないことであたり説明が足りないというところが大きな問題だと思いますので、しっかりと御検討をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、次、6 項目め、どうぞ。

1 番（青山 慶君）

では、6 項目めの河川カメラです。

河川カメラについてですが、これまでも多々出てきましたが、夜になると見づらいですとかという声がありまして、改善ができないか、また設置場所の過不足についてはどのように考えてるかを質問します。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕

同じような答弁になって申しわけございませんが、河川監視カメラにつきましては市内各地で変更や新設の要望があり、全体の見直しを検討しております。皆さんの御意見を参考とさせていただきます。河川監視カメラ及び水位計も含めて、どのようなものを設置すれば災害に強くなるか検討いたしております。また、岡山県が平成30年度水位計設置予定箇所が2カ所あり、後山川で後山地区と山家川で土居地区です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

2 回目の質問です。

過不足についてどう考えてるかというところを聞きたかったんですが、答弁いただけなかったので、私のほうから私はこう思ってるというところをお伝えしようと思っております。

まず、これまで、きょうも和田議員がおっしゃってたとおり、勝田地域は少ないですね。というのは、和田議員がおっしゃったとおりなんですけど。吉野川につきましても、入田から南は水位カメラないんですね。吉野川の入田から南というと、地区でいうと位田、安蘇、鳥淵、下山、青野が西側で、東側ですと樫村、尾原、尾谷、福本、小原、天神、奥とかなり多くの地区にまたがっているんですけど、その吉野川に今水位カメラがないというところは大きな問題かなと私は考えておりますので、その件について見解はどうでしょうか、質問します。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（藤原 陽二君）〔登壇〕

御意見ありがとうございます。

水位計等の設置場所のバランスについては、検討していきたいと思っております。申しわけございませ

ん。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

御検討をよろしく願いますなんです。きのう、萩原市長は水位カメラについて設置の有効性について自信がないような答弁をされてたと思うんですけど、市民の側は水位カメラがあることによって川を見に行く人が少なくなったという声がありまして、これ大いに市民の命を守ることに役立つと思うんですね。ですので、水位カメラを設置することにつきましては大いに意味があると思いますので、ぜひとも前向きな御検討をお願いしたいと思います。特に美作市は岡山県の中でも水位カメラの設置台数はかなり群を抜いておりまして、岡山県のホームページを見ても右上のほうに緑色が集中してるような、もうぱっと見ですぐわかるような状態になっておりまして、これは市民の安全・安心を守ることに大きく役立っていると思いますので、御検討をよろしく願います。

また、3回目の質問の中でこれまでの総括的な質問になるんですけど、今回の災害においてかなりたくさん課題が出たと思います。私から見ると、今の危機管理室の体制ではちょっと稼働が足りないんじゃないかなというところもあり、またこういった災害が起きたときに迅速に短期間で対応しておかないと後手後手に回ってしまうおそれがあると思いますので、これは市長にお伺いしたいんですけど、私は危機管理室を増員してでも今回の改善は早期に検討して、対策を立てるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

これからさまざまな対策をいろんな形で具体化していくに当たり、業務量とそれから遂行程度をよく見ながら、必要に応じて対策をとっていくというぐらいの答えをさせていただくことで御勘弁をいただきたいと思います。

1点、私も総括的にお答えを追加させておきたいのは、議員がいろいろおっしゃっていただいたこととはとも参考になっております。先ほど答弁を若干控えたんですけども、11月3日の顕彰式典には災害関係の人は多分含まれるだろうと思いますが、私どもがひょっと把握してない可能性がありますので、この地域というふうなことがもしありましたら、お申し出を追加で結構ですのでいただければと思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

総括です。

今回、災害における課題がたくさんあったということなんです。課題がたくさんあるということはそれだけ伸びしろがあるということですので、ぜひとも前向きに考えていただいて、早期に改善を図っていただきたいと思います。

また、今回の災害において市民の方からもお褒めの言葉をいただいております。クリーンセンターについてはクリーンセンターの災害ごみの申請手順はわかりづらかったけどクリーンセンターの現地は非常にわかりやすかったという声があったり、あとは今回川沿いに田んぼがある方で電柵が流されたところも幾つかあったと思うんですけど、早期に電柵の改修の対応もしてもらったと非常に感謝してるという市民の声も承

っておりますので、この場で披露させていただきます。

それでは、以上で私の質問は終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番13番、議席番号1番青山慶議員の一般質問を終了いたします。

これより1時まで休憩をいたします。

午前11時45分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

14番尾高誉久議員が出席をされております。

それでは続きまして、通告順番14番、議席番号9番金谷のり子議員の発言を許可いたします。

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）〔質問席〕**

議長より許可をいただきましたので、平成30年9月議会金谷のり子一般質問を始めます。

平成に入って30回目の夏が終わりました。そして、平成に最後の夏でございます。そして、秋になりましたが、本日も雨によって延期されておりました中学校の体育祭が行われ、平成最後の中学生の闘志を燃やした運動会が開催されております。立て続く災害に天皇陛下皇后陛下両陛下は夏の静養を取りやめ、被災地を見舞いたいと強く希望されていると聞いておりますが、譲位まであと8カ月を切りました。天皇陛下は昭和8年生まれ、私の母と同年で、くれぐれもお体に気をつけていただきたいと思っております。そして、市内を初め災害に遭われました皆様にお見舞い申し上げます。

今回の一般質問で私は5項目の質問を考えております。災害対策について、自主財源について、中小企業、小規模企業の振興について、幼児教育について、小学校、中学校の普通教室エアコンの設置と管理についてでございます。

初めに、災害について質問でございますが、昨年の9月にも多数の議員から災害に対する質問が多くありました。そして、ことしの9月では私で10人目でございます。それぞれ丁重に丁寧に答弁をいただき、今後の備えになると思います。私もしゅんせつ推進と河川内の立木対策についての質問を考えました。

昨年の答弁に、県の所管であり、権限移譲がない限り無理であり、財源制度の研究をするとのことでありました。ことし7月の豪雨のように日本のどこでも水没する可能性があるということは、国、県、地方自治体が協議し、早急なる対応が必要と国民全員が考えているのではないのでしょうか。その後、どのように進んでいるのかお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

金谷議員の災害対策についてということで答弁をさせていただきます。

今議会で今までに答弁をいたしましたとおり、美作市では倉敷市で発生したような大規模な堤防の決壊や越流による家屋への被害は少なかったものの、水位上昇による低地部の排水が不能となり、敷地内が冠水し、床下や床上に被害が発生をしております。また、これらの状況を目の当たりにして、堤防より低地の地域の不安が増大したということになっております。

岡山県ではこれまでも年に数カ所しゅんせつや河川整備が実施されておりますが、このたびの災害を受けて美作地域の吉野川や梶並川で樹木の伐採除去が進められており、さらにこれまでに要望が出されている市内20カ所についてもしゅんせつが実施されると聞いております。これらが実施されれば、抜本的な防災効果までは得られなくとも、洪水の流下能力の向上が期待され、冠水区域や未改良箇所への減災効果が見込まれるところでございます。今後も各地区からしゅんせつなどの要望が多く寄せられると予想されますので、それらを受け、市としても引き続き県に強く要望をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、河川の財源の関係の話ですけれど、議員お尋ねの河川内の樹木伐採やしゅんせつを推進するための財源確保として県からの権限移譲はできないか、河川法上ということですけど、河川法上では難しいということでございます。ただし、現在市のほうで進めております都市公園の関係で、その区域が都市公園ということで県のほうと話がまとまればそういうことも可能であるというふうに考えておりますので、今後県と話を進めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

2回目の質問でございますが、財源移譲は難しいが都市公園の関係で財源をつくれるかもしれないという答弁でございました。どちらにしましても財源がかかりますので御苦労はあると思いますが、ぜひ進めていただきたいと思っております。

7月豪雨後に市民の方からの要望で私もこの質問を考えました。10人の方、皆さんそうだと思うんですが、その後、梶並川、滝川の樹木の伐採除去をしているところがたびたび目に入ってまいりまして、気がついておりました。県がこのたびの災害を受けて、今までの要望に対し実施したとのことですが、しゅんせつの20カ所の箇所はどこであるのか、それを教えていただきたいです。

それからまた、台風22号が発生したということで3日ほど前には心配いたしました、日本には近づかない可能性であるということで安心いたしました、前回の21号は関西で大阪湾岸や和歌山県、神戸などで高潮による浸水の被害、それから関西の8府県では約160万8,000戸が停電し、原因は強風による電柱の倒壊が相次いだ、電線が切れたり電柱の変圧器に飛んできたものが当たり、故障したとのこと。それから、2日後の6日の時点でも31万6,000戸が停電したまま。そして、7日にもまだ約5万戸が停電しておるということで、その原因としまして倒木により現地に行けないということが報道で流れておりました。この被害は強風と高潮なんです、そのことで皆さんもそろそろ記憶が薄れてくるかと思うんですが、2004年の台風21号、23号が岡山県の東を通過したときに瀬戸内海沿岸に50年ぶりの大規模な高潮、岡山県北部に暴雨風をもたらした、従来の広島風の地域よりも広く、津山を含む東西の地域で家屋や大規模な倒木の被害をもたらした災害、広島風、もう14年たっております。どこもかしこも倒木だらけで、自然の猛威を恐ろしく感じたのは私だけではないと思いますが、暴風警報を発生する目安は市町村単位で、過去の暴風災害の調査結果を踏まえて基準が設定されると聞いておりますが、美作市ではどのようなになっているのでしょうか。

それから次に、市が災害発生の際の各自の状況を把握するために監視カメラがございまして、それだけでは情報がまだまだ足りないということ、真備のほうでの教訓もあると思いますが、情報収集のやり方、伝達は誰がどのようにしていくのかということをお尋ねします。

それから、災害後の被害状況の迅速な把握と情報収集と、それを把握するためにどのような仕組みになっているのかということをお尋ねします。

それから、真備で堤防の決壊が確認された堤防8カ所のうち、少なくとも2支流の2カ所は市が当エリア

に避難指示を出す1時間以上前に決壊したということが複数の住民の証言でわかったようですという、これも報道からの情報ですが、4河川の堤防決壊については国も岡山県も倉敷市もいつ決壊したのか時刻を特定できなく、職員が異常な水位を目視したが、いずれも決壊が確認できたのが夜が明けてからであったと、これは新聞報道がありました。緊急時の情報収集のあり方、伝達方法や被害状況の把握の手段の取りまとめは大切なことであり、マニュアル化されているのかどうか、この5つの質問をいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

金谷議員2回目の御質問です。

しゅんせつの20カ所の具体的な場所ということです。

岡山県が実施しておりますので、岡山県から聞いたところによりますけれども、東粟倉地域で後山川を東吉田で、大原地域では吉野川を下庄から宮本と古町の2カ所を、川上川の桂坪から川上を、勝田地域では梶並川の真加部、余野、久賀、梶並の4カ所、作東地域では吉野川の山手から五名と鯉の2カ所を、山家川は白水を、美作地域では吉野川の三倉田、湯郷、それから三倉田から林野へかけての3カ所、梶並川は檜原下と栄町の2カ所、曾井川は北山で2カ所を、海田川は海田を1カ所、英田地域では尾谷川を尾谷で、それぞれ施工業者も決まり、準備が進められております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（藤原 陽二君）**〔登壇〕

暴風警報を発表する基準についてですが、警報は重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけるものでございます。勝英地域は气象台から発表される暴風警報の基準としましては風速が毎秒20メートル以上の非常に強い風が吹くおそれがあるときに発表されることとなっております。気象情報に注意して、天候が悪化してからの避難は大変危険ですので、早目に避難していただくことが必要だと考えます。また、市長の答弁もございましたが、広戸風による危険もありますことから、どのような風速計がよいか研究をしているところでございます。

次に、災害発生した際の情報収集、伝達についてですが、災害時における情報収集は市民の皆さんの安全確保と即時対応など、防災活動を円滑に、かつ的確に実施する上で不可欠であります。災害の発生が予想される場合や災害が発生した場合においては、災害対策基本法の規定に基づき美作市災害対策本部を設置、職員は災害関係情報の収集を行います。災害発生の際は市民の皆様、消防団の皆様からの通報が重要であり、通報があれば関係部署への伝達を行い、現場への即時対応のための職員を配置して対処していくところでございます。災害発生の際は非常に重要でありますので、異変を感じたら市役所や消防署へ通報していただきたいと思っております。なお、大雨などで危険な状態のときは必要以外の外出は控えてください。災害直後の通報等のシステムにつきましては、今後構築してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員。3回目です。

**9番（金谷のり子君）**

3回目です。西日本豪雨の災害の翌日なんですが、地区を回らせていただいて、区長さんのところにまぎりました。そうしましたら、区長さんの中で県の職員であった方は、市の関係のことは市へ言いました、県に関係することはもう把握されていて言いましたというふうにはすばらしく対応されていた区長さんもおら

れました。それから、ほかの地域の区長さんは、電話があったけど詳しくは言ってないんだというふうに、ようわかりませんと言われたりいろいろだったんですが、区長さんにその任務はないと思うんですが、情報を集めるために区長さんにお電話をされたのかなと私はそのときに思ったんですが、職員の方だけで把握するというのはなかなか難しいと思うので、それは決め事ではなく、区長さんにお電話されたということによるいいわけなんでしょうか。一つそれが質問です。どのようにして情報収集されるか、把握されるか、被害の状況をというところなんです。

あと、広戸風ですね。これは、今回の2つの台風がもしそれていて、幾らか進路が違えば、大阪ですごい風が吹きました、関西のほうで、それが本当は岡山県で広戸風に、あれぐらいの規模のものが来ていたらなかったかもしれませんし、本当に恐ろしかったかと、高潮も同じことだと思いますので、今後広戸風対策といいますか、市民もその辺もまた忘れたころになりますので、徹底しないといけないと思わせていただいたんですが。私の娘が大阪でマンションの5階におりまして、ガラス窓を突き破るようなものは飛んではこなかったんですが、ニュースを見ますとカーテンを閉めていたのに隣のビルがばらばらと崩壊して、コンクリートが突き破ってマンションの部屋に入ってきて、ガラスが飛散したというようなニュースも聞きましたし、高いところに住んでいる人はより危なかったのか、低いところにおれば安心なのか、そういうふうなことの注意もこれからしていかないといけない、台風の規模もいろいろですので、その点についてもう少し詳しく御説明いただいたらと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

どこまで詳しくなるかですが、災害後の情報収集については区長さんあるいは自治会長さん等の協力は当然我々としても期待をさせていただいてますし、現実問題として地区の長いきたりの中で区長のところに情報が集約されて、それが我々のところに伝わってくる量が圧倒的であります。ただし、それだけではないわけでありまして、1つ、2つ端的な事例を申し上げますと、例えば私のところにじかに来たケースもあります。あるいは、今回の災害でいえば林野あたりの水害の状況についていうと、議員が非常に素早く情報を収集をされて、こちらにつないでいただいたと、議員の皆さんの動きも大変なものがありました。せんだつての議論の中にもあったように、川上ダムのところまで行ったんでしょ、崩落現場のところを見に行ったという話がありましたけども、そういった活動についても大変な意味深い情報収集、議員の皆さんが18人、支所が5つですから、目としての議員の方々の情報収集っていうのは、我々としても強く期待をしております。

2番目に、災害後の情報については必ず点検をします、これは。復旧のこともありますし、それがどういう制度に当てはめることができるかといったこともありますんで、必ず担当部署のほうから現場に行き確認をするんですが、実は現場に行きうろろうしてる時に新しい情報が入ってくることも間々ございます。そのときには臨機に新しい情報に基づいて現場の確認を追加的に行うといったような対応もさせていただいております。一方で、今は主に建設部的な話なんですけども、当然でございますけども、農林業の被害についてはこのほかに農業関係の共済がございますね。共済にも当然災害情報が入ってまいりますんで、そのあたりからの情報収集っていうふうなこともまたあるわけでありまして。ただ、全般的に申し上げますと、事前情報については一つは全国的な規模で行われている気象情報の収集、提供、警報の発令等に関する気象庁の情報、岡山県の若干付加的な情報、こういったものがまずあって、そして私どもでいうと目視をするためのパトロールがありまして、これもやってきております。例えばこれについては消防が随分やってくれてます

し、消防団の方々にその役割をお願いすることもあります。それから、何度も出ましたけども、水位計であるとか監視カメラであるとかっていう機械計測情報っていうのも結構重要になってきているわけですが、これに先ほどからずっと言われてる住民の皆さんからの、あるいは議員の方々からの直接情報というのが全体として絡まってきて、それを我々のところで総括をして、なるべく早く判断をして、次の行動に移していくというのが情報の流れの全体だというふうに思っているところであります。

そういうことでございますけども、実はお尋ねの中にごさいました風については、例えば目視情報といってもきつかったぐらいで終わるんでわかんないんですね、これ。雨量については、市内に恐らく10カ所以上の雨量計っていうのが国のものも含めてありまして、割合正確に今こんだけ降ってるんだとか、1時間前の雨量はこんなもんだったというのが市内全域で割とわかってくるんですが、風については実は実際の情報源が今のところ今岡しかないんですね。したがって、我々としても、例えば先ほども20メートルになると警報を出すんだっていう話がありましたけども、20メートルぐらいになりそうだとすると警報なんだけども、その前に瞬間最大風速で実測で10メートルを超えると、これは20メートルの可能性が非常に高いですよ。実測で10メートルになると、これはやばいなということを僕ら思うんですが、実測するポイントが非常に少ない。かつ、広戸風との関係でいうと、どちらかというと市の西部のほうが広戸風の可能性は高いわけですね、ごらんとおり。そこに観測地点がないんですね。したがって、私も思っているのは、おっしゃったように平成16年でしたかね、あのときも21号、のときを含めて県内全域に大変な風の被害が出ました。風倒木があらゆるところで発生をしたんだと思いますけども、市内を見ますとあそこが風倒木だったんだなというのがいまだ残ってるわけでありまして、例えば東栗倉地内であるとかいろんなところに風倒木の跡がありますけれども。したがって、例えば東栗倉にも風速計があったほうがええなあとか、当然勝田にもあったほうがよかろうなあとか、そう思いますし、それから今後のことを考えると高原のあたりですかね、メガソーラーのところにもあったほうがいいだろうなというふうなことも思います。そういうことを念頭に置いて、市内数カ所に自前の電子計測型の風速計を設置して、我々としても補完ができることにする。つまり、国、県、住民情報が基本なんですが、市としての独自情報という意味では監視カメラがある、電子的には、それに若干この地域特性を考えると、風速情報、風向情報というものを独自にチャレンジしておくのが妥当かなというふうに考えておりますので、またよろしく御支援を賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員、総括です。

**9番（金谷のり子君）**

総括です。

いろいろな質問をさせていただいて、いろいろわかったこともたくさんありますし、今後も災害が起こらないように市民を挙げて協力していきますので、頑張ってまいりたいと思います。

それから、次の質問に入らせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい、どうぞ、2項目に進んでください。

**9番（金谷のり子君）**

次は、2番目に自主財源について御質問させていただきます。

昨年、私もわからないなりに財源についての質問をさせていただいて、今回2回目なんですが、苦手意識を持たず、させていただけばいただくほど勉強になっていくなあとってチャレンジをしておりますが、合

併以降のさまざまな努力により財政の健全化をされてきました。美作市は中山間地域であるために依存財源の割合がどうしても多くなるわけで、財源の獲得に奮闘しながらさまざまな削減にも取り組んでこられ、健全化をなし遂げてきたということだと考えますが、しかしながら今後の人口減少と少子・高齢化社会、2025年問題、2035年問題など今後の美作市を見据え、少しでも体力をつける努力、すなわち自主財源を増やす努力も継続して行う必要があると思います。

そのような中で、過去4年間で自主財源の増の取り組みはどのようなことをされてきたのでしょうか。その成果はどうだったのでしょうか。今後の新しい取り組みについてはどのように考えているのでしょうか。その3点質問させていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

失礼いたします。金谷議員の自主財源についての御質問でございます。

まず、最初の過去4年間に自主財源増の取り組みをしてきたかという御質問ですが、自主財源、これに相對するものが依存財源ということになります。この区分は、その収入の調達に自己の権能に基づいてなされるか否かという調達の拘束性を基準とした分類でありまして、自主財源には地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入がございます。

過去4年間の自主財源が増となる取り組みについてでございますが、主なものを申し上げますと、下水道使用料の料金統一、ケーブルテレビ使用料の暫定料金の廃止、基金の運用方法見直しによる財産運用収入の増、ふるさと納税の推進による寄附金の増、そして定住促進団地整備による住宅使用料の増などでございます。また、29年度決算において市税が大きく伸びております。これは、大原地域で稼働しておりますメガソーラーへの固定資産税が本格的に賦課されたことによるものでございます。こちらの事業につきましては、環境への負荷がかからぬよう、また事業内容に対して市が発言できるように開発協定を結び、運用が開始をされているというものでございます。

次に、依存財源とはなりますが、市道の積極的な認定、都市公園整備を行うなど地方交付税の積極的確保にも取り組んでるところでございます。

また、歳出の削減につきましても取り組んでおりまして、下水道処理施設の統合、IP方式からFM方式への告知放送の切りかえ、電力会社の見直し、指定管理者による観光施設の運営など、歳入、歳出全般にわたって財政の改善に取り組んでまいりました。

そして、その成果ということでございますけれども、金額の大きなものを申し上げますと、地方交付税の収入増が7,800万円、市税の収入増が5,300万円、基金運用収入の増が4,800万円、下水道使用料の収入の増が4,600万円、ケーブルテレビ使用料の収入増が4,300万円、観光施設への繰出金の減が4,000万円、情報通信基盤事業の通信費等の削減が3,700万円、電気代の削減が3,400万円、ふるさと納税の増が2,400万円、これらは全て単年度の効果でございます。合計いたしますと4億円を超える額となり、大きな成果が出てるといふふうに思っております。

そして、今後の取り組みということでございますが、大きなもので期待をいたしておりますのは、現在、作東地域で進められているメガソーラーによる固定資産税の増と入田の定住促進団地が供用開始されたことによる住宅使用料の増というものでございます。また、上水道料金と簡易水道料金の不公平感ということがございますが、以前から指摘されておりますので、統一に向けて検討する必要があるものではないかというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、2回目です。

9番（金谷のり子君）

2回目の質問をさせていただきます。

答弁いただいた内容は、自主財源の中で地方税のうち、市税の増収が25年度比較で5,300万円の増であるとの答弁です。そこで、平成25年は31億5,000万円、平成28年は30億1,900万円、29年はこれから数字が出てくるんですが、1億8,400万円ぐらいは増になるのではないかと。その要因とそれ以外の取り組みの今後について伺います。

それから、基金の運用収入が4,800万円とのことですが、28年度比較はどうか。それから、29年はこれから決算でございますが、どうであるのかなと思っております。

それから、下水道収入の増が4,600万円の比較ですね。

それから、ケーブルテレビの使用料の増が4,300万円、ふるさと納税の増が2,400万円で、平成25年が41件だったんですね。平成26年が66件、それから平成27年が381件、平成28年が930件と伸びてきてます。そして、29年は何件ぐらいあったのだろうか、金額は幾らだったのかということも思っております。

それから、平成26年の返礼品は餅と果物だけだったんですね、その2種類だけだったんです。そのときに私が議員になったばかりだったんですが、大阪在住の夫の姉から指摘を受けまして、ふるさと納税したいんだけど、2種類だけだよってということで一般質問させていただいて、日笠議員もそのときにされたのを記憶しておりますが、翌年には改善にすぐに取り組み、多くの方からの寄附をいただけるようになったのかなと思っております。ただ、まだまだ改善すべきことがあると思いますので、寄附の金額も大切でございますので、美作市の魅力をアピールする画面となるので多くの人に見ていただき、金額もですが件数が伸びていけばいいかなというふうに思っております。そのことについていかがでしょうか。

それから、定住促進団地の整備による住宅使用料の金額と増収についてももう少し詳しく教えてください。

それから、自主財源の取り組みの質問ですが、地方交付税が7,800万円増ということで、依存財源についても答弁いただいたんですが地方交付税、それから電気代の削減もされて、これは削減ですね、それから情報通信基盤なども削減されて3,700万円などいろいろ答弁いただきました。そして、全ての自主財源の増の金額は幾らであったのか。依存財源の増は答弁いただいた7,800万円の交付税とのことなんですが、26年から合併算定替えですかね、直後の基準財政需要額の推移、一本算定額の見直し後の金額など交付税は複雑に計算があるということも聞いております。その辺を詳しく説明していただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

自主財源について2回目の御質問でございます。

市税が平成28年度と比較し、1億8,000万円伸びている要因についてでございますが、一番大きなものは固定資産税の償却資産の伸びでございます。1億3,000万円でございます。個別の数字を申し上げることはできませんが、大原地域で稼働しております大規模発電設備が大きく影響をいたしております。また、固定資産税の家屋も2,000万円弱でございますが伸びております。これは、企業が大きな建物を建設したこと、住宅の新築が多かったことなどが影響しているものと思われま。

新たな取り組みについてでございますが、市税の確保については人口増と市内経済の活性化が基本となっ

てくると思われます。各部署において地方創生を軸に各種の施策を展開しております。今年度末には作東産業団地の1区画が契約できると聞いており、引き続き人口増と地域活性化につながる施策を実施してまいりたいというふうに考えております。

そして、基金利子でございますけれども、平成28年度の基金利子と比較をいたしますと約2,500万円増えているということでございます。運用方法を外国債券等に変更いたしまして、その効果が出ているものでございます。

次に、下水道使用料の収入増ということでございますが、これは処理区で異なっていた料金を平成28年10月に統一したことによるものでございます。

そして、ケーブルテレビ使用料4,300万円でございますが、これは基本コース月額1,000円、BS、CSコース1,400円と規定されている使用料を暫定的に平成26年度末までそれぞれ400円減額しておりましたが、平成27年度から条例の本文どおりの使用料としたことによるものでございます。

そして、ふるさと納税への取り組みでございます。平成29年度のふるさと納税につきましては、1,010人の方から1,096件、2,824万3,000円の寄附をいただいております。今年度8月末現在のふるさと納税の寄附金額でございますけれども、1,133件、2,333万円と、昨年の同時期に比べまして件数では48.7%の増となっております。今年度は返礼品の種類を51種類から91種類に増やし、商品の充実に努めた効果が出ているものというふうに思われます。議員のおっしゃるとおり市ホームページ等で市の魅力発信を行いながら、今後も引き続き美作市をPRできる商品開発に努めるとともに、寄附件数を増やすことで、貴重な自主財源であるふるさと納税の今年度の目標金額であります3,000万円の確保ということに近づけていけるものではないかというふうに考えております。

それから、定住促進団地整備による使用料の金額でございますが、平成29年度には真加部と北山の定住促進住宅計120戸を供用開始し、その決算額は家賃収入が2,000万円、維持管理費が1,400万円、差し引き600万円となっております。平成30年度から入田の160戸を順次供用開始しておりまして、さらに効果を生むものというふうに考えております。

また、自主財源増の総合計でございますけれども、市税、基金運用収入、下水道使用料、ケーブルテレビ使用料、ふるさと納税、定住促進住宅使用料、以上合わせまして2億2,000万円程度となるものでございます。

依存財源の交付税7,800万円の増額は、都市公園の面積を順次拡大し、163.8ヘクタールに36万3,000円の単位費用を掛けますと6,000万円、市道の積極的認定を行いまして面積で17万6,000平方メートル、延長で29キロ増加しております。これらの基礎数値が伸びたことにより1,800万円の増収というふうになってございます。一本算定につきましては、美作市のように面積が広大な自治体では支所、消防署、出張所、保健センター等が本庁から離れた場所には必要であるということで加算措置が段階的に行われているものでございまして、これは今回の質問でお答えした効果額とは別のものでございます。この見直しが行われる前は美作市では24億円合併により効率化、減額ですね、されると見られていたものが、約11億円まで圧縮されております。つまり、13億円改善されたというふうになってございます。

今回お答えをした自主財源の効果額のうち、交付税に影響があるものは市税のみでございます。増収分の75%は基準財政収入額に算入されますので、その分、交付税が減額されます5,300万円の4分の1、1,300万円が実質的な効果額というふうになると思われます。その他の基金運用収入、使用料収入については、純粋に歳入の増加となり、都市公園、市道につきましては基準財政需要額の増額となりますので、交付税の増の要因となるものでございます。

なお、今回の答弁につきましては、各部署にまたがっておりましたので、各部署から答弁案をこしらえたものを私がまとめて答弁をさせていただきました。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員、3回目です。

**9番（金谷のり子君）**

3回目の質問させていただきます。

財政で一番心配しておりました一本算定による地方交付税の減でございますが、約11億円まで圧縮され、これからの財政も幾らかでございますが安心できるというふうに思っておりますが、29年決算もこれからでございます、数字については決算書で確認させていただきたいと思っております。市税が増えたら多少交付税が少なくなるということでございますが、市が努力していただいているのに交付税をまた減らすというようなことは残念なことで、美作市のような中山間地域ではぜひ緩和を国のほうもしていただきたいなど、この答えを聞いて思ったわけでございますが、最近注目されております市税を増やすためにクラウドファンディングとかそういったことの寄附も注目してみてもいかがかと思えます。

それから、真加部と北山の雇用促進住宅が2,000万円の家賃で維持管理費が1,400万円かかっておりますが、600万円の差額ということでございますが、それだけそこに入ってきた人口が増えているということだと思いますので、これについて若い人が入ってきて、市外から何人ぐらい入っておられるのかというところがすぐわかるようでしたら質問させていただきたいと思えます。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

真野部長から答えると厳密な答えになりますからざくつと言います。

半分半分ぐらいがたしか市内、市外の区分じゃなかったかと思っているところであります。そういう意味では、市外からだけが効果だったというんじゃないで、市外流出がとまったところが大きいと思うんです。具体的に言いますと、私どもの市外流出のこの辺に住んでる人で一番多かったのは勝央町なんですよ、御出身だったはずですが、勝央町との関係では、今たしかこの数カ月連続して当市への流入超過になっておまして、そこにおいては随分な効果があったんじゃないかなと思えます。

それから、その前の御質問があったさらなる自主財源の追求ということなんですけれども、市税の中で法定税、例えば市民税でありますとか固定資産税であるとかっていう法定税については、基準財政収入額への算定がございます。一方で法定外税っていうのがあって、市が独自にいろいろ工夫をして、税を取ることができなくはないんですが、その法定外税については基準財政収入額の外に置かれるということになっておまして、ここに若干の研究の余地があるということはこの前から幾つかの答弁でほのかに申し上げるところでございます。また成案ができましたときには御相談をさせていただくことになろうかと思えます。

以上です。〔降壇〕

〔9番金谷のり子君「クラウドファンディングについて」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

これにつきましては、どなたかの答弁の中でも申し上げましたけれども、クラウドファンディング型のふるさと納税の検討も市としてやっていきたいと。そのときにはしっかりと目的を定めないとできません

ので、そのときに申された例でいうと、障がい者教育とか、あるいは自然保護とか、それも若干のプロジェクト性があったほうがファンディングとしてやりやすいもんですから、何か具体の動きをやる段になったときに、こういうことがあるんだけどよろしくっていうようなことをクラウドファンディング型のふるさと納税としてやってみたいなと思ってるところであります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

9 番（金谷のり子君）

総括させていただきます。

財政について昨年に続いて2回目でございますが、市の努力と、それから市民の方も努力についてよく理解していただけたかなと思いますし、私自身も理解を深められて、この質問をさせていただいてよかったと思っております。

それから、北山と入田はまだ入っておられないんですかね、雇用促進に若い人が半分ぐらい入っておられるかなということで、流出だけでなく外に出られる方がとどまっていたら、そこに若い人が住んでるということは、本当によかったなと思っておりますので、ますます市内にとどまっていたら、美作市が活性化していく、元気になっていくということを心より思っております。

それでは、3番目の質問に入らせて……。

議長（鈴木 悦子君）

3項目めは休憩の後にしていただきたいと思えます。

これより10分間休憩します。

午後1時52分 休憩

午後2時02分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、金谷議員、3項目めから進めてください。

9 番（金谷のり子君）〔質問席〕

3項目めの質問は、中小企業、小規模事業者の振興についての質問でございます。美作市の自主財源を支えている中小企業、小規模企業について質問します。

事業所数は幾らか、市内業者のうち中小企業、小規模企業者は何割であるか、就業人口のそれは何割となるのかということと、事業所数の規模と従業員数、個人事業所数、個人事業の総売り上げ、年商別の事業所数等を質問させていただきます。

そして、人口減少と少子・高齢化の中、地域を支えている事業所の現状はどうであるか。

この中小企業、小規模企業を成長させることが地域経済の活性化につながり、私たちの暮らしも豊かになります。今後の取り組みをどのように考えているのでしょうかということと、4番目に岡山県の中山間地域である新見市は、中小企業・小規模企業振興条例を7月7日に公布しました。ほかにも総社市、岡山市、津山市が制定しているようですが、どのように考えておられますか。1回目の質問です。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、美作市の事業所数などでございますが、平成28年岡山県統計年報によりますと、美作市内の事業所数及び従業員数は、農林漁業以外で1,401事業所、1万1,849人となっております。市内で多い事業所の業種でございますが、卸売業、小売業が351事業所、1,769人、建設業168事業所、967人、宿泊業、飲食サービス業161事業所、1,250人、製造業161事業所、2,751人となっております。製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の従業員数は市内の従業員数の約半分、48.7%を占めております。

次に、地域経済を支える事業所の現状ということでございますが、市内にはニッチな分野に特化した戦略で市場シェアを大きく獲得している企業がございます。こういった企業の頑張りが地域経済を支えていると思っておりますが、人手不足が深刻で、外国人労働者の受け入れが拡大しております。また、経営者の高齢化と後継者不足などで事業承継問題が喫緊の課題となっており、みまさか商工会の事業計画の重点項目の一つに事業承継と創業の促進というものが掲げられています。美作市では設備投資に係る新たな固定資産税特例が設けられたことから、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を6月に策定して、設備投資を支援しております。

次に、振興条例等の必要についてということでございますが、美作市では中小企業、小規模企業だけでなく、地域産業の振興及び育成、産業活力の再生を図るため、各種条例、規則、要綱などで個別に対応しております。今後も効果のある支援を行っていくことが重要だというふうに考えています。

御質問の中小企業・小規模企業振興条例は、いわゆる理念条例と呼ばれるもので、行政や地域の基本的な考え方、姿勢などを明示するものだと思います。条例の必要性や内容について各方面の御意見を伺いながら検討してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

#### 9番（金谷のり子君）

中小企業、小規模企業の振興について2回目の質問です。

長年のデフレと人口減少により、日本中の地方都市が苦境に立たされています。事業所の廃業や若者の流出が続く中、美作市が発展し続けるためにはお金や人材などの流出を防ぎ、できるだけ市内で循環させる一方で、逆に地域外の資源を市内に流入させることが必要と考えます。

新見市では地元企業を対象にアンケート、県外視察、学習会等、調査研究を重ね、議論を重ね、本年2月に素案が完成、6月定例議会に提出されました。今まで声に出せなかった思いをまとめ、地域を支える地場産業としての誇りと責任を表示したものになっているそうです。5条では、そこで働く人が生きがいや働きがいを実感できる職場づくりに努めるものとなっているそうです。それから、9条では教育機関の役割に児童・生徒及び学生に対し、中小企業者、小規模企業者の事業活動が市の発展に貢献していることへの理解を深めるように促し、一人一人の勤労観、職業観の形成及び地域の将来を担う人材育成に努めるものと明記されています。この条例は、官民協働のものと振興施策の実施に当たり必要な財政上の措置を講ずるとなっています。新見市長はこの条例に基づき積極的に施策を推進し、地方創生を実現するそうです。どのように考えられますか。

そして、入札制度についてもお尋ねさせていただきたいと思っております。

大企業単体による参加方式を排除して、設計、金額に応じ、JV方式を採用すること等は法律的に可能かどうか。

それから、美作市指名委員会に当たり、あり方について、内容について質問させていただきます。

市内業者での地産地消の環境を整えるには何が必要なのか。

そして、先日の8番議員の質問の中に、20年、30年後に生き残れるIT企業の誘致の話もありましたが、私も同感です。それにプラスいたしまして県北にない企業の誘致を、そして岡山県にも存在しないような企業がどこかにないのでしょうか。例えばコンサルの会社などは県内にあるのでしょうか、ないのでしょうか。そういったことも誘致の的にしていただければいかかと思ひまして、質問いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

まず、この条例のことでございますが、この小規模企業等の振興条例に関しては、その多くにおいて市の責務にとどまらず、中小企業者、小規模事業者自身の努力のことや中小企業に関する団体や大企業者、金融機関、教育機関の役割、それから市民の努力などの規定が定められておりまして、制定に向けては全体的な機運の醸成を図っていくことが必要だというふうにしております。

次に、県北市町村にない企業をという御質問でございますが、IT関連企業の誘致など工場以外の働き場所を確保する取り組みが必要になってくるというふう感じております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

失礼いたします。金谷議員の入札そして指名委員会という御質問でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

入札参加の条件につきましては、地方自治法施行令167条の5第2項では、入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、当該入札に参加する者の事業所の所在地、またはその者の当該契約に係る工事等についての経験もしくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めることができるとされておりまして、地域要件などの入札参加資格を制限するということは可能であります。しかしながら、ここで言う適正かつ合理的に行うため特に必要があるときというのは、かなりの制限があるものと思われまして、またこれを行うことによって不利益をこうむる事業者の方が発生するということも想定されます。そのことから、指名資格の制限ということにつきましては、相当慎重な判断を求められるものであるというふうにて考えております。

次に、JV方式の採用ということでございますけれども、既に当市でも実施をいたしておりますが、美作市契約規則では、対象工事として分割施工が困難であり、かつ大規模なものと、特殊工法の高度な技術を要する工事と定められております。また、国土交通省からは共同企業体の在り方についてという通知が出されておりまして、活用の基本方針として、「公共工事の発注は単体発注を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は技術力の終結等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめるものとする」とされておりまして、当市では、これらを踏まえまして、工事ごとに選定について判断をしているというところでございます。

そして、美作市指名委員会のあり方という御質問ですが、美作市契約規則の第8条に定められております入札参加資格に関する事項、指名競争入札の指名に関する事項、指名停止処分に関する事項など所掌事務につきまして適正に処理することであるというふうにとらえて考えているところでございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員、3回目です。

**9番（金谷のり子君）**

条例については検討をしたいとのことですが、市民の皆様そして市とともにしっかりとした検討が必要と考えます。そして、意見を吸い上げ、皆さんでつくっていただくような条例が一番かと思いますので、私自身も協力したいと考えますので、そのときはお力をおかしいただけるでしょうかということです。

それから、指名につきましては指名入札、いろいろな難しい問題も法的なこととかいろいろあると思いますので、ここでは突っ込んだ質問は差し控えようと思うんですが、今後に向けていろいろな検討が必要かと思えます。地産地消、市内で循環していくような仕組みも必ず必要と考えますので、今後の課題としてここでこの質問は終わらせていただこうと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

今の質問、私も頑張るという話は、場合によっては議員提案ということを含んだと思いますけれども、そういうときにも当局としても十全な協力をいたしますし、またアイデアとして地産地消に絡む国の考え方があります。中小企業庁のほうでは官公需における中小企業者の受注の確保に関する法律というのがあって、その中には計画を定めて、地元へ落ちるようにすることを地方公共団体にもやんわりと求めてるんですけども、そういったものをどう条例に生かしていくかなどについても議論があろうかと思えます。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、続けて4項目めに入ってください。

**9番（金谷のり子君）**

4項目めは、幼児教育について質問させていただきます。

30年4月に幼児教育の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂が全面的に実施されております。特にどのようなところが改訂されたのか、美作市ではどのように進めておられるのか質問させていただきます。

そして、先日、2階の森林計画のところへ足を運んだときに、「ぐりーん・もあ」という公益社団法人国土緑化推進機構の2018年夏号の冊子をいただいて帰りました。そして、読みましたところ、教育評論家の尾木直樹さんの自然体験に対する思いが載っておりました。脳は幼児期から8歳くらいまで、特に四、五歳のころに豊かに発達します。この時期に五感をフルに使った原体験をすると脳の前頭連合野が活性化して、学んだ知識や技術を社会や生活の中で活用するための思考力、創造力、共同性といった脳科学、つまりHQというそうです、人間力指数というものが鍛えられると書いてありました。そのような体験が後の学びに生かされていくことが知られてきたということで、ぜひとも乳幼児に自然の中で五感を刺激する体験をごく日常の園の中で雑木林のようなスペースを増やし、芝の上をはだしで歩き、バッタを追いかけ、カエル、オタマジャクシ、クモ等自然が身近に感じられるスペース、そういったものを各園につくればいいなと読ませていただきました。

私の4歳になったばかりの男の子の孫がおりますが、たまに来ては裏の田んぼでオタマジャクシをすくい、そしてザリガニをとり、バッタに目を輝かせます。暗くなってきても外に出たいと言いますが、朝早く起きて行こうねと諭して、私も忙しいんですがHQを鍛えてやりたいと思ってつき合っております。でも、たまにでございます。毎日しうちの家に行ったら日常的にそういったことを体験できるであろうと思うのですが、来たときだけでございます。

市では、園の施設整備指針より自然環境や樹木に関する部分の抜粋についてどのようにお考えでございま

すか。そして、多様な自然体験や生活体験が可能となる環境整備を現在の園にどのように対応し、今後新しくできる園にはどのように計画を配置されますか。質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

今回幼児教育の大切さというものに御注目いただきまして、御質問本当にありがとうございます。

今回、先ほど議員がおっしゃいました3つの幼稚園教育要領、保育所保育指針、そしてこども園の教育・保育要領、この3つが同時に全て改訂されました。これは、幼児教育で育みたい資質能力の明確化、そして小学校との円滑な接続、現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しなど保育内容の整合性、この3つのもので、かつては保育指針と幼稚園教育要領というものは違っていたわけですが、現在は全て目指す方向をそろえるということで改訂が行われたものでございます。

この中で本市におきましては、特に小学校以降の基礎となる幼児教育を大変重要だと考えておりまして、改訂実施前の平成28年度から教育委員会に指導保育士や就学前教育のアドバイザーを配置して、教育要領、保育指針の改訂についての研修や美作市保幼・小・中接続カリキュラムの策定、そして実施など幼児教育の充実、向上に取り組んでおります。これ実際のカリキュラムでございますが、これを園そして小学校には全ての教員、保育士に配付をいたしまして徹底を図っております。これ手づくりのものでございます。

そして、幼児教育はさまざまな環境を通して行う教育というふうに言われておりまして、幼児期の身体的な発達や感性を育てるために自然環境を整備することや自然と直接触れ合える機会を設けることはとても重要なことだと考えております。本市の幼稚園、保育園、こども園ではそれぞれの園によつての違いはありますけれども、例えばドングリやイチョウ、桜、もみじ、クローバー等の季節を感じられる植栽や草花、これを教材として活用したり、それから園の中にあります花壇や畑では季節の花や野菜を植えたりするなど、子どもが関心を持って世話や観察ができる保育というのを行っております。近くのビオトープなどへ観察に行くとか、近くの畑に行くとか、さまざまなことを行っております。

現在は教育要領、保育指針、施設整備指針などをもとに「思わず遊びたくなる自然環境～大好きみまかさか～」をテーマに、子どもたちの育ちにつながる環境の見直しを行っており、また今後新たに整備される園においてもより有用な環境整備が図れるように研究に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

2回目の質問に入らせていただきます。

教育長より説明していただきました就学前教育アドバイザー、指導保育士を配置、美作市保幼・小・中接続カリキュラムの策定、実施をすることおっしゃいましたが、そういうところをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

そして、最近の脳科学の分野から、脳の前頭連合野の活性、五感をフルに使った体験の重視が大切である、このことから専門家のアドバイスは重視すべきかと考えます。保育指針改訂の中で発達障がいと障がい児に対することがどのように載っているのでしょうか。あるようでしたら、どのようになっているかお答えください。

そして、美作市でも発達障がいの割合が多いという報告を受けておりますが、幼児期の発達障がいのグレ

ーゾーンの対応や保護者の相談に対する窓口、美作市の対応についてお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

まず、接続カリキュラムの詳細ということでございますが、これ1枚物でございますが、この中で例えばかかわる力という分類の中では、人、自然、物、事にかかわろうとする、つまりいろいろな自然の生き物などにかかわろうとする力で、それは実際具体的には5歳ではどんなことをするのかというようなことが書いてあります。そして、それが今度は小学校の入学後はどのような例えば教科に結びつくのかということがわかりやすくまとめてあるわけでございますが、幼稚園、保育園は遊びや生活を中心とする幼児教育でございます。小学校に入学すると教科等の学習を中心とする小学校教育ということで、教育の内容や方法は大きく異なります。大きなギャップがございます。

このような状況の改善を図るために、幼稚園、保育園、認定こども園では小学校への就学に向かう準備段階としてのこの、アプローチカリキュラムというふうに申しますが、それを策定し、本年はその計画の施行に取り組んでおります。園そして学校では、こういう計画というのをそれぞれの全部の学校でおつくりいただきまして、これをもとに取り組んでいるところでございます。そして、小学校では入学してくる児童がスムーズに学校教育になれるように園での育ちを踏まえた計画、いわゆるスタートカリキュラムを策定し、来年度からの実施を目指しております。ことしは試行的にということでございますが、この保幼・小・中接続カリキュラムの充実、向上のための支援を就学前教育アドバイザー——この就学前教育アドバイザーは小学校の元校長であり、幼児教育等にも精通した方をお願いしておりますが——と指導保育士が担っております。

この教育要領、保育指針では、発達障がいという書き方はしてないんですが、障がいのある子どもへの指導につきましては、障がいのある子どももない子どもとともに学ぶのだという、それぞれの子どもにそれぞれに必要な支援を考えてやりましょうということが書いてございますが、それに伴いまして本市ではまずは3歳から発達検査を行い、そして発達課題に応じた指導内容や指導方法の工夫、そして園生活全体を通してのインクルーシブ保育、つまり障がいのある子どももない子どもとともに学んでいく保育、そしてそれぞれの子どもの個別の指導計画の作成ということが求められており、それを美作市ではもう既に取り組んでおります。また、在園する子どもの中で特に支援が必要な子どもについては、平成28年度から保健福祉部、誕生寺支援学校、津山みのり学園と連携し、巡回相談を実施しております。これについては、後ほど保健福祉部のほうから詳しくございますが、また、本市独自の取り組みといたしましては、保護者の理解と協力のもと、言語聴覚士と指導保育士の連携によることばの教室を実施するなど、それぞれの子どもの発達に合った支援につながる、グレーゾーンも含めましてそういう必要を感じている子どもたちにはそのような支援を行っているということでございます。

また、先ほど尾木直樹氏の前頭前野のお話もございましたが、こうした能力は、今、幼児教育では非認知能力という言葉方をしております。つまり、知能検査等でははかれない能力ということで、例えば目標に向かって頑張る力、うまく人とかかわる力、感情をコントロールする力、こうしたものが、今、前頭前野では大切なものというふうに脳科学者の間では言われていると。これを受けまして、この力というのは実は、皆さんお聞きになっておわかりのように、これが幼児教育のみならず、今、小学校でも対話的な深い学びというふうに言っておりますが、将来の大きな力につながるというふうに言われております。これは、さまざまな遊びの中で培われているものでございまして、よく保育士は遊び込むという言い方をいたします、一生

懸命夢中になって遊ぶ。その夢中になって遊べると、そしてその遊びの中でいろいろな工夫をする、いろいろな状況を考えて取り組んでみる、そうした力が今度は小学校へ入学したときは学びに向かう力、一生懸命勉強する力ということになっていくというふうにつながっておりますので、今、就学前の教育ではこの非認知能力、こうしたことにつながるための保育というもので、まずは遊びと、遊び込むと、一生懸命遊ぶという中でどのように指導していくかということを経験しているところがございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。私のほうからは、御質問の最後にありました幼児期の発達障がいグレーゾーンの対応、保護者の相談に対する窓口と美作市の対応についてというお尋ねについてお答えをさせていただきます。

美作市の発達障がいに対する対応につきましては、保健福祉部では平成28年度に発達支援センターを立ち上げ、保健師、臨床心理士、保育士、教諭等の職員によりその対応を行っております。乳幼児期におけます発達障がいの早期発見は重要であり、幼児健診で臨床心理士の相談の機会を設けるなどし、お子さんの特性を早期に的確に捉え、支援に結びつけるようにしております。そして、発達支援が必要な子どもさんに対しては、場面ごとの行動を子ども一人一人に適した方法で身につけさせ、できることをだんだんと増やしていく目的で発達支援教室を開いております。個々の子どもが持つ力を伸ばしながら、できることを一つずつ増やし、その子なりのレベルに合わせてサポートをするとともに、家庭でどのように接したらいいのか、子どもの力をどうやって伸ばせばいいのかなど、保護者への相談支援も同時に行っております。

先ほど教育長のほうから説明もありましたが、また保育と教育が連携協力をしまして、子どもたちへ一貫した支援を行うことが重要であることから、幼稚園、保育園への巡回相談を実施し、子どもの様子を見た上でカンファレンスを心理士、保育士、保健師等で行い、定期的な情報共有を行うことで適切な支援を支援者間で共有することに努めております。さらには支援が薄くなる学齢期に保護者が相談でき、子ども自身の対応について学べるとともに、子ども自身の社会性や自己肯定感を育てる場が必要であることから、小学校2、3年生及び5、6年生を対象にした小学生発達支援教室の開催も行っているところであります。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員、3回目です。

**9番（金谷のり子君）**

教育長の答弁をいただきまして、本当に美作市はすごいなと思っております。ますますこのまま続けていただきまして、遊び込む、私も遊び込むことだけはやってきたので、今でも勉強をさせていただいている日々でございます。

それから、保健福祉部長と教育長のセットでいただければ、幼児教育は本当にすばらしいものになっていくと私もこの質問をさせていただいて思いました。

そして、幼いころから発達障がい等の不安のある保護者の方の対応や子どもたちの対応をしていただくと、中学卒業ぐらいには改善できるのではないかとことを思わせていただきますし、その後の支援高等学校、そういったこともございますが、その必要性がないぐらいに小さいときからかかわっていけばというようなことも思わせていただきました。これ総括とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、続けて5項目めに入ってください。

**9番（金谷のり子君）**

5項目めは、皆さんが質問されました小学校、中学校普通教室のエアコン設置と管理についてでございます。

これにつきましては、前議会で市長が小学校の普通教室につけますということをおっしゃいましたので、ああ、よかったと私も思いまして、その後のことについての質問を考えておりました。

まず、エアコンがつかましても、その使用方法ですね。温度の管理とか使用方法、そういったことがどのようにされているのかということでございます。そして、決断された小学校普通教室の設置の計画は進んでいますかということなのですが、これについてはもう何回も御答弁なさってるのでよろしいかと思いたいで、管理の方法についてだけ質問させていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

今議会6人目のエアコンについての御質問ということで、皆様に応援いただいているということで本当にありがとうございます。

御質問のこの管理という部分でございますが、実はこのエアコンの使用温度、暖房等につきましては、学校環境衛生基準に定めがございます。皆様の御記憶があるかもしれないんですが、例えば教室の温度が10度以下になったらストーブつけていいですよみたいな、私なんかはそれですと育ってきた、小学校時代はストーブがありましたので、岡山は中学校にはストーブとか暖房、冷房器具は一切ございませんので、小学校はストーブがございましたので、部屋の温度が10度以下に下らないかなってということだったんですが、これが実は昭和39年にございまして、冬は10度以上、夏は30度以下ということが定められておりますが、ことしになりましてこれが改められました。冬は17度以上、夏は28度以下ということで、その間に保つものとするということになっております。望ましい温度の基準ということが大きく見直されました。現在はこの基準により運用をしております、これはもう4月には学校のほうへ通知しておりますので、もう今ついている学校についてはこの28度になったらスイッチを入れましょうということです。現在、中学校は全中学校でエアコンがついておりますが、この基準で今使用しております。運用についてはこういう形でしております。ただ、電力ということが心配になってまいりますので、デマンド等もつけさせていただいておりますが、この使用についても、今、各学校と教育委員会でどのようにすればよいかというのを研究いたしまして、各学校に通知しようとしているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

2回目でございます。

エアコンの温度の改定があったということで、17度以上、28度以下ということでございます。私自身は年のせいもありますがエアコンは苦手でございます。直接当たると頭が痛くなってきます。もう冷え過ぎて、足先が冷えてまいります。でも、子どもは大丈夫なのかな、どうなのかなってというのがちょっと心配なんですよね。家にあるようなエアコンは直接ぱっと一方に来ますが、学校についているようなエアコンは四方に出るようなものなんでしょうかね、どういうものなのかなよくわからないんですが。室内の温度が場所によっ

て違うと困るので、今扇風機があると思うんですね。なるべく上に向けて風をしていただいて、扇風機で室内を風で回す、体感温度というのはすごく涼しく感じますので、直接当たるところの子が寒くないようにとか、そういうことも管理の一つ、気にしていただけたらと思っております。扇風機の併用で幾らか電気料もどうなるのかわかりませんが、どのようにお考えでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

お母様としての細やかなお心遣いからの御質問だと思いますが、実際に今つけておられますところでは扇風機との併用ということは既にやっております。また、風向等も気をつけているところでございますが、エアコンの電気使用量というのは、設定温度によって随分大きく変わることですので、28度にすれば節約にもつながるし、これで寒過ぎるということもないのかなというふうに思っております。これからの話ですが、実際にどんどん使うようになれば、部屋の温度を見て、先生方にも、例えば体育が終わって暑いときには少し下げないといけないでしょうし、落ちついてくればちょっと上げるとかというような細かい配慮もお願いしないといけないかなというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

春休みにつけられる可能性がまだ決まってないと思うんですけれども、4月にことは暑い日もございました、5月には夏日もございます、そういうことを考えていろいろな予算づけもしていくと思いますので、来年は子どもたちも涼しく勉強ができるなどと思って、期待しております。

これで平成30年の9月議会の一般質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号9番金谷のり子議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番15番、議席番号5番中山忠明議員の発言を許可いたします。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔質問席〕

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより平成30年9月議会の一般質問をさせていただきます。

今3時少し前ですが、眠たくなりますので、これからが本当に眠たくなると思いますから、おもしろくない話ではございますが、しっかり聞いていただきたいと思います。しかし、寝られるのは自由ですから、寝られる方はしっかり寝てください。ちょっと目が悪いんで眼鏡をかけさせていただきます。

その前に、本年、日本列島の各地を次から次へと襲ってきては甚大な被害を、そして大きな爪跡を残し、

多くのたつと命を奪いました。この場をおかりいたしまして、亡くなられた方々に心から御冥福を申し上げますとともに、被災された方々の一日も早い復興を願ってやみません。

岡山県で今までなかったような西日本豪雨災害についての、皆さん御存じだろうと思いますが、被害状況は、2018年9月3日18時現在、総務省消防庁の発表の集計では、死者221人、行方不明者9人、負傷者421人、そのうち重症71人、軽症347人、程度不明3人でございます。家屋の全壊6,296棟、半壊1万508棟、一部損壊4,379棟、床上浸水8,937棟、床下浸水が2万545棟でございます。計5万665棟でございます。公共物の被害は11棟ございまして、その他非住宅被害、公共物ですけど193棟となっております。そのうち岡山県内での死者は、倉敷市真備で51人、総社市4人、笠岡市2人、井原市2人、鏡野1人でございます。今回、岡山県は始めて以来の甚大な被害を受けましたが、我が美作市においては床上、床下浸水、道路の通行どめ、田畑また崖崩れなどいろんなさまざまな被害が出ておりましたが、事はまことに残念でございますが、行政の手際のよい処理で床上浸水、床下の部分では2日、3日ほどで片づけられたことはただただ敬服しておるところでございます。

私は思ったよりも早く片づいたことに気をよくして、甚大な被害のあった倉敷市真備町のボランティアに総勢18名で行くことができました。高校生1名、中学生2名、小学生4名が参加してくれたことは、今後子どもたちの何かの力になることだろうと確信しておるところでございます。私たち18名の有志がカレーを300食、そうめん150食、飲み物500缶、飲み水500リッターなどなどでたくさんの方々が協力していただいたからこそ倉敷市真備町まで行ってこれたのは疑いもない事実であります。私たちは倉敷市真備町川辺という地域で川辺小学校の校長であります本多さんとお話をして、岡山県議会議員の江口さんたちスタッフの協力を得まして、ボランティアという汗をかいてきました。尾高議員もお忙しい中を快く賛同していただき、この場をおかりしてお礼を申し上げます。また、山下亨さん、堂良行さん、旅館協同組合の峯平社長、内海事務長、ありがとうございました。そして、野田英樹さん家族一同、暑い中を本当にありがとうございました。そして、野田の樹潤ちゃん、ありがとうございました。ちなみにはるな愛が当日来て、いろいろとブログなりに出してくれておりました。美作市の本多小夜子さんとかいろいろな方々の協力があったことであります。この場をおかりしてお礼を申し上げます。

さて、時間は少しずつですが過ぎていきます。今もこの時間はもう返ってきません。時間はこの世に生をうけ、日々の営みをしていくこの世の生き物の、私たちも含めてですが、同じように今の時間は過去へとなくなっていきます。

そこで、きょうの一般質問へと移らせていただきます。

これから岡山湯郷Be11e、サッカーのことを少しお尋ねしたいと思います。いましばらく御清聴のほどをよろしくお願いします。

この湯郷Be11eが美作の地に女神が舞いおるごとく出現したのは今から17年前であります。2001年であります。そこで、今現在、湯郷Be11eが置かれている立場ということにささか湯郷Be11eのファンの方も少々不満を持っております。どうしてか。別に成績が下がったからではないと思います。勝負はときの運で、勝ち負けをやっているわけですから、連敗、あるいはもっとさんざんな結果になることはあると思いますが、今の湯郷Be11eは何かどこに行っているんでしょうかというふうな感じさえ私は受けております。

今回、湯郷Be11eについて、1番、Be11eと美作市の関係、2番、美作市が補助金として3,200万円を出しているが、これらの使用はどうなっているのか。平成30年9月現在の湯郷Be11eのサッカー界での成績と今後の行方。そして、補助金をいつまで、助成金ですか、出していくのか。余りお金の

ことは言うつもりはありません。しかし、この3番については余り聞きたくない、私のほうが出しておきながらこの場で言うべきではないと今ちょっと反省しておるところですが。現在のBe11eと美作市の関係。当時は美作市が全面的にバックアップして強力な相互関係を築いていたと思うんですが、現在、美作市がBe11eとの間に何も言えない状態が続いておると聞いておりますが、3番だけを除いて、1番、2番、4番、湯郷Be11eに3,200万円以上出しているが、湯郷Be11eが存続している間はこの補助金を出し続けるのかは、3番と4番が同じようなので3番を削っていただいて、1番、2番、4番でお聞きしたいと思います。

それから、湯郷Be11eの理事のほとんどが、大変これお叱りを受けることなんですけど、サッカーを知らない私はここに書いております。私もサッカーは余りよく知りませんが、足で蹴って、手以外は使ったらだめだという程度のことしかわかりませんが、サッカーの指導者あるいは経験者、そしてチームの支援体制ができる人材を起用することが大事であると思っております。美作市民の大事な宝である湯郷Be11eにしっかり応援ができるような体制をとっていただけるのは、物が言えるのは市ではないかと思しますので、そこら辺のをごをよろしく願います。

#### 議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼いたします。中山議員の質問に御答弁させていただきます。

まず、第1点目の岡山湯郷Be11eと美作市の関係につきましては、平成13年に岡山湯郷Be11eが結成されて以来、運営母体を育成するという観点から協力、支援を行ってきたものと認識いたしております。

市としてのかかわりにつきましては、結成当初から平成26年ごろまでは旧美作町長の時代を含めまして美作市長が代表者となっていた時期もございます。結成当初から平成21年度までは事務局、試合運営の面で、平成22年度から平成28年度の途中までは試合運営の面で協力しております。NPO法人、一般社団法人と組織が強化なものとなるにつれまして、運営についての独立性が向上しているものと思っております。

次に、2点目の市が岡山Be11eへ交付しております補助金の使途につきましては、補助金のうち、2,200万円につきましては、旧美作町時代から続く運営費への補助金でございます。残り1,000万円につきましては、早期に1部リーグへ復帰するため、選手、コーチの獲得、チームを強化させるための合宿の遠征費用等に充てるものとして平成29年度から支給しております。

次に、補助金の支給についてでございます。

補助金につきましては、運営経費とV字の上乗せというのがございます。岡山湯郷Be11eは地域の宝でございますので、引き続き岡山県と一緒にやりまして継続して支援する必要があるというふうに思っております。

なお、補助金の交付決定に当たりましては、美作市補助金等交付規則の規定に基づき、事業計画、収支計画等を審査し、決定しております。補助金の交付要綱の制定を行うことにより、より具体的な成果目標を定めることを検討すべきではないかというふうにも考えておるところでございます。

それから、運営経費につきましても2,200万円につきましては、先ほども言いましたように引き続き支援を行ってまいりたいというふうに考えております。また、V字回復のほうの補助金1,000万円につきましては、平成29年度から2年での予定でございます。

次に、4点目の岡山湯郷Be11eについてでございます。

岡山湯郷Be11eは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立されました一般社団法人でございます。理事は現在4名おられ、うち1名は女性とお聞きしております。理事の役割につきましては、一般社団法人の定款の定め及び総会または理事会での議決によりまして業務を執行されているものと認識しております。市といたしましては、直接または公式に一般社団法人である岡山湯郷Be11eの人事に関与することはできないと考えておりますが、議会での議論の内容につきましては岡山湯郷Be11eに対して伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

2回目の質問に入ります。

ちょっと内容を変えていきたいと、ずばっといきたいと思います。現在の湯郷Be11eのリーグの中の位置ですね。1軍におるんか2軍におるんか、そこら辺のとこと、これがまず1点。

それから、先ほど平田部長心得が言われたように、何も物が言えないような関係になっておるというんですが、一般社団法人とはどういうことか説明してもらえますか。

以上、2点です。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

失礼いたします。まず、岡山湯郷Be11eのチームの置かれている位置、立場といいますのは、まずなでしこリーグでいいますと2部リーグでございます。1部、2部、もう一つ下のカテゴリーのリーグがありまして、今現在3部リーグ体制の2部に位置しております。成績につきましては、残念ながら今10位、最下位というふうな状況になっております。

それから、一般社団法人につきましては……

〔5番中山忠明君「2部リーグのこれじゃろう」と呼ぶ〕

今、2部リーグで第10位の成績でございます。

それから、一般社団法人につきましては、先ほども言いました国の法律に基づいて、国の認可とかそういう手続は要らないんですが、定款等を定めまして、法務局のほうに登記をすることによって認められる団体でございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

一般社団法人といいますのは、もともとからいいますと民法法人というのがありまして、公益法人ということもありました。これは、民法の規定に基づいて所管の省庁が決めて、所管の省庁の認可において設立されておりました。所管の省庁が都道府県であったような場合もありますけれども。その結果として、当該法人と所管省庁の結びつきが余りにも強過ぎるといふ批判があつて、そこの規定を全面的に改正をして、別途法人法を形成をして、役所との関係を透明性のあるものに改善するとともに、もう一個ありまして、一般社団法人の中で特に公益性の高いものについては一定の認可をもらって、税制上の優遇措置を講じてもらう

一方で、公益活動に、過半だったと思いますけど、一定割合以上のお金を使っていくということで構成をされたわけでありまして。したがって、こういった法人についての関与については、さまざまな実定法があるとともに内部統治機構が主たる関与を行う。公益的な法人になりますと、公益性に基づいてどこかの規制がかかっていくわけでありまして、B e l l eについてはそのところについてはかなり自由なほうの一般社団法人として組成をされています。

しかしながら、私どもとしましては、この議会における議員の御議論なども伺う中で、先ほどちょっと部長心得が言いましたけれども、今私どもの補助金交付規則という補助金交付について一番上位の規則でもって規制をしてるわけでありまして、その規則ですと例えば成果目標であるとか人的構成について予算の支出を根拠として是正の要請ができるかということは一切書いてないわけでありまして。一方で、その他の重要な補助金につきましては、それぞれの補助金について要綱を定めまして、その要綱の中で一定の成果っていうものをうたい、その成果との関係で一定のその関与ができるという構成をとっております。B e l l eに対して伝統的にそういうことは一切なくに上げ切りという形になったものですから、なかなか単刀直入に申し上げて公式な発言で是正勧告ができるというようなことにはならない、そういうことになっておりますが、その点を議会の御議論も伺いながら、今後改めるべきは改めると。しかし、補助としてはぜひ継続をしていきたいというのが私どもの基本的立場であるということでございますので、補足をさせていただきます。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

中山議員、3回目です。

#### 5番（中山 忠明君）

一般社団法人、営利を目的としない非営利とはどういうことかということ、役員にまた配当しないということらしいんで、お金をもうけないとか利益を上げないとかということではなしに、利益が上ればそれを適正な運営に使うということをこういうもんには書いております。だから、会社というのは利益があれば株主に配当する。一般社団法人は非営利事業団体という、利益が上がっても配ってはいけないんだということの違いなんで別段、岡山湯郷B e l l eができたときからファンが物が言えない、何か関係が薄くなるような、まして一昨年は福元、宮間、このすばらしい選手がいろんなことがあったにせよ喜んで去っていったようには思わない部分があります。そういうことは過去のこととしても、これからいろいろと漏れ聞くに当たり、スポンサーをもうやめたいとか、例えば山田養蜂場が、真意は知りませんが、できれば山田養蜂場に行って聞いてきたいと思うんですけど、やめるんじゃないんかとか、マルイさんがもう今期で引くんじゃないんかとかというような、うわさにすぎないんですけど。しかし、現実に小さいとはかなりやめられておるのが事実だと思うんです。私も昨年わずかですけども会員になりました。だけど、別段何かそれによって気持ちがつながったというふうなことはなかったように思うんです。ただ、なってくれてありがとう、応援だけしてねというような何かさっぱり系みたいな感じで、美作のせっかくここにつくって応援してる、湯郷ではおかみの会というものがありまして、そこもしっかり応援しております。みんなの宝をこれから楽しい応援ができるようにしていく責任はこの市にあると思いますんで、くどくどは言いませんが、簡単に1部リーグ奪回のために1,000万円、しかし今季でもう3部に落ちようかとしておるんですけど、それじゃあ、もう一度お金が要るとか要らないとかの話をどうやって市のほうに言うてくる、議会としたりどういうふうに対処していいかわからないんで、そのところを市としてこれからどういうふうに携わってきたいんか、いくんかということ、その1点だけを説明していただきたいと思います。

#### 議長（鈴木 悦子君）

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

これからお答えすることは、市で正式に議論をして決裁したということじゃなくて、今の時点における私の個人的な思いでありますけれども、御参考までに申し上げますと、まずBe11eの今の経営陣の方々が、監督であるとかGMであるとか会長という主たる方々がどう現状認識をして、何を改善をして、何が課題に残っていて、次はこうしたいんだという思いがあるはずだと思ってるんです。それをどこかの場で、できれば議員の皆さんも含めて聞かさせていただくということなしには、なかなかこれが動かないという気が私はしておりまして、そこで虚心坦懐な議論をみんなでするところから始めることが必要かなと思っております。加えて、予算的な問題としましては、先ほどちょっと言いましたように、なかなか手の出しにくい制度になってることについてどう思うかと。多少なりとも市として正式に関与ができる形にするには、補助金について別途のしっかりした交付要綱をつくって、その上で人事については事前に相談してねというふうなことを書けるようにしていくというふうなことも考えていく。

それからもう一つは、これはそう簡単な話じゃないんですが、議員のお尋ねの中にあつた重要なポイントとして、喜んで進んでというか、気持ちよく応援できるようなコミュニケーションっていうのがとても大切であることは、これは他のチームの状況を見ても明らかであります。そのことは恐らく今のBe11eの広報の方々も意識をしてやってらっしゃるとは思いますけれども、さらに他のチームの広報体制のことなども勉強していただきまして、それがゆえに必要な資金援助っていうのがあれば、それは別個取り上げて考えていくぐらいの積極的な気持ちを市としても持つべきではないかなとは思ってることは、先ほど言いましたように、これはあくまできょうの質問がそこへ転んでいくことを想定しない中で市の中で協議をした上での発言じゃなくて、私が今個人的に考えてることをお話ししたという留保をつけてお答えにさせていただきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

中山議員、総括です。

**5番（中山 忠明君）**

これはいい方向に行っていただくことを心から念じて、そして湯郷Be11eのファンの方が遠方からでも来れるように頑張っていていただきたいと市の執行部の方々にお願いして、この項を終わらせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

じゃあ、続けて2項目めに進んでください。

**5番（中山 忠明君）**

今回、もうもう工房の今後についてとかということでお尋ねしたいんですが、これはもうずっと重複して、内海副議長が先陣を切って聞かれたことはもう十分承知の上であえてひとつ、執行部の方々の気持ちはわかっておりますが、私も気になって寝れんわけじゃないんですけど、しょっぱな内海副議長がこれを見せられたと思うんですけども、これは前々市長の折につくったんじゃないんかと思うんですけども、これも一つの今回ここに来るまでの基本の部分だとは思ってます。だから、現在はもう更地になって何にもありません。これは内海副議長にお借りしたもので、ここでもうしましますけど、市長にこれをしっかりやっていたと。

〔「はあ」と呼ぶ者あり〕

いやいや、これじゃないんですよ、この計画ですよ。これじゃない、これはもうしましますよ。二度と

日の当たらんとこじゃなしに、日の目を見んようにばっと押さえといて、丁寧に内海副議長にお返しいたしますんで、新しい考えでぜひ市長、進めていっていただきたいと思います。それで、市長、もうほんならこれをささんようにしますんで、それでよろしいでしょうか、お願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

そりゃあ、取り扱いについては内海副議長にお返しになっていただいて、内海家の冷蔵庫かどっかにきちっとおしまいいただければと思います。

私どもとしましては、いずれにしても財政的な面も含めてその計画ではなくて、しっかりとした国・県の補助が得られる形で対応していくつもりでございます。その際、御質問があればと思っておったんですが、内海さんもおっしゃいましたけど、トイレについては日本一でも安くはどうかは別として、ここに来なければ使えないトイレと、たった一つの花ってあるじゃないですか、一番じゃなくてもあなたの花は美しいって言う。そんなような気持ちで重要な設計の一部として対応したいと思っております。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

それでは、まだ時間はあるんですが、次の予定もありますんで、ここで私の9月の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番15番、議席番号5番中山忠明議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後3時34分 休憩

午後3時44分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

中山議員の質問で一般質問は全て終了いたしました。

東内代表監査委員が出席をされております。

先ほどの質問の中で中山議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

先ほど私が県会議員の江本さんを間違いまして江口さんと申しあげましたので、訂正をさせていただきます。よろしいですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

先ほど中山議員より訂正がございました。これを許可いたします。

**日程第2 議案質疑（認定第1号～認定第13号、議案第66号～議案第71号）**

#### 議長（鈴木 悦子君）

それでは、日程第2、「議案質疑（認定第1号～認定第13号、議案第66号～議案第71号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うこととなっております。

なお、議案質疑は一般質問化しないようお願いいたします。

質疑の発言につきましては、先般お手元に配付しております発言通告順により議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

それでは、認定第1号「平成29年度美作市一般質問決算の認定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

失礼しました。ちょっと手間取りまして。けさ私が出かけるときに家内が、時たまテレビを見ておるんでしょう、ボタンをあなたしてますかと、背広のボタンをしますかと。ひょっとして私が質問してるのに見てなかったのかどうかわかりませんが、これは非常に雰囲気が悪いんじゃないかなということの家内が感じたんだと思います。私は先ほどボタンをいたしましたので、それはさておきまして、これから通告に基づきまして議案質疑をさせていただきます。

私は今議会でも一般質問させていただいたんですが、岡野さんの質問は少しずつかたさがとれてやわらかくなった、だけどもまだまだ足りんと、市民によくわかるように質問しろと、こういうことを言われましたので、この議案質疑にもその市民の方の趣旨に沿いますようわかりやすくさせていただきたいと思います。

まず、最初でございますが、歳入の14ページの款1項の1のところの市民税をお開きいただきたいと思えます。14ページです。

私が最初お尋ねしておりますのは、予算現額と調定額との乖離をどう分析するかと。予算現額といいますのは、この表にありますように、当初予算に補正を加えた後のものを予算現額と言います。そして、調定額というのはどういったものかと申しますと、歳入に関する予算といいますのは、歳出と違ましてそれをオーバーしてもいいわけでございますが、増えたものについて行政当局のほうでこれだけ入るだろうという決定を、支出負担行為をするものを調定額と申します。

質問の2つ目でございますが、じゃあ、調定額と収入済額の乖離をどう分析するかということなんですが、調定額は先ほど申し上げましたとおりです。収入済額といいますのは、調定額のうちにどれだけ実際に入ったかという額とお考えいただいたらいいと思います。

そして、3つ目でございますが、先ほど申し上げました予算現額と調定額、収入済額の関係をどう分析するかということでございます。

そして、4つ目ですが、不納欠損額が出た理由をお尋ねいたします。不納欠損額と申しますのは、読んで字のごとで、納めることができなくて入らないものとして決めた額のことを言うわけですが、これがなぜ出たかということをお聞かせいただきたいと思えます。

そして、収入未済額が出た原因ということでございますが、この収入未済額と申しますのは行政のほうでこれだけ入るんですよといった決めた額から実際に入った額を引きます。そうしますと、14ページにありますように、不納欠損額と収入未済額が出てまいりますので、調定額から収入済額を引いたものがイコール不納欠損額プラス収入未済額となります。わかったように説明をしたつもりでございますが、テレビを見ていらっしゃる方はなかなかわかりにくいかもしれませんが、これ以上わかりやすく説明するというのは無理でございますので、御勘弁いただきたいと思っております。

それがまず歳入の市民税についての質問でございます。数字は非常にかた苦しいので、行政のほうで御理解いただきたいと思っております。

続きまして、同じ14ページの固定資産税、款2でございますが、これにつきまして同様の質問をさせていただきます。つまり、予算現額と調定額の乖離をどう分析されたか。そして2つ目は、調定額と収入済額の乖離をどう分析するか。そして3つ目は、予算現額、調定額、収入済額の関係をどう分析するか。そしてその次は、不納欠損額が出た理由は何か。そして最後に、収入未済額が出た原因は何かということでございます。

大きく分けまして、今度は次の同じ歳入でございますが、18ページをお開きいただきたいと思っております。

款13項1でございます。つまり、使用料でございます。この款の中には使用料、手数料あるんですが、使用料のみについてお尋ねをいたします。数字を申し上げますと、3億7,443万1,375円でございますが、これは文教厚生 の所管のものも含まれますので、この文教厚生 のものを除いたものにつきまして、これに係ります不納欠損額と、それから収入未済額、収入未済額は3,191万8,858円ですが、これについてお尋ねするんですが、まず不納欠損額についてはその内容と原因、それから先ほど申し上げました収入未済額につきましては、その内容となぜ未済額になったかという原因、そして大事なことです、これをどのようにして確保していくかということをお尋ねいたします。

続きまして、歳出に参りますが、39ページをお開きください。

款12項1、項1でございますから総務管理費の不用額でございます。小さい文字なんであれですが、1億899万円余、この数値につきましてなぜこの不用額が出てきたかという内容と原因でございます。これも文教厚生 の担当常任所管がありますので、それは議案質疑できませんので、それを除かせていただきます。ただ、先ほどの歳入の使用料につきましても、1円まで細かいものまでというわけには、今回は割愛をさせていただきますが、できれば500万円以上ぐらいを担当部署のほうでお答えいただければありがたいかなと思っております。

続きまして、同じ歳出でございますが、48ページをお開きいただきたいと思っております。

目の11の節の1ですね、報酬でございます。どういった報酬かと申しますと、広報審議会委員報酬というものでございます。これにつきまして、3万円が支出済みになっているんですが、不用額が2万円出ております。この理由と、それから先般私どもが5党派8人の議会報告会をやりましたときにこういった御意見がございました。広報は毎月楽しく読まさせていただいておるんですが、内容を見てみると、編集された方が行政に携わっている方々がほとんどであって、どうしても市民目線の視点が欠けてるんじゃないかと思うと、これを何とか皆さんしてほしいという要望が参加者の中からございました。

#### 議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、ちょっと一般質問化してますので、この内容についてだけにしてください。そういった市民の声とかそういうことはいいです。岡野議員がここだけは聞きたいというところだけお聞きになってください。

4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長、私は議員必携を毎日読んでるわけじゃないんですけど、ページは忘れましたが、議案質疑を有効にするものであれば、それは討論にならないと、ページは忘れましたが書いてあります。ですから、私がなぜこの審議会の資料、額の少ないものを聞くかということは、議案質疑にとって非常に重要だと思いますよ。私は心がけております、言われなくても。

議長（鈴木 悦子君）

そうなんですけど、冒頭に議案質疑の前に一般質問化しないようにということを申し上げていると思いますので、よろしく願いいたします。

4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

ですから、一般質問化しておりませんということを主張してるんですが、できるだけ気をつけたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

はい、よろしく願います。

4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

それじゃ味もそっけもありませんよ、質問が。それじゃ困ると思いますけどね、執行部が。

それはそれとして、次に行きましょう。

次の歳出、52ページをお開きいただきたいと思います。

営業活動費の同じく報酬ですね。総合戦略推進会議委員会報酬7万円の支出済額ですが、これに不用額が30万5,000円出ております。この理由はなにか。そして予算額、これは関連でございますので、37万5,000円は一体どのような計画をしていたのかということをお答えいただきたいと思います。それから、支出済額7万円の開催内容なんですけど、一体何をしたのかと。その3点でございます。

続きまして、質問の7でございますが、53ページをお開きいただきたいと思います。

そこの営業活動費の中の負担金補助及び交付金の中にあります7番目のは960万円なんですけど、美作市自治創生事業補助金960万円は何のために補助をしたのかということと、どういった効果があったかということをお聞きしたいと思います。

同じく、その下の欄でございます美作市教育施設等誘致補助金700万円、これにつきまして何のためにどういったものに補助をしたのかということと、その効果をお聞きいたします。

続きまして、下のページ、54ページをごらんいただきたいと思います。

みまさか創生費の中の19節の負担金補助及び交付金でございますが、支出済額は3,597万8,175円でございます。右の備考欄をごらんいただきたいと思います。9事業ございますが、何のために補助をしたかということと内容とそれぞれの補助事業の効果を教えていただきたいと思います。

それから、今度はぐっと飛びまして、77ページをお開きいただきたいと思います。

衛生費の不用額でございます。つまり、款4の衛生費でございます。金額は1億7,181万4,658円でございますが、もちろんこの中にも私の担当の文教厚生委員会所管がありますが、それを除いたものについて、その内容と、なぜこの不用額が発生したかを教えていただきたいと思います。金額につきましては、先ほど500万円と申しましたが、ケース・バイ・ケースなんですけど、それをめどに大きいものをお教えいただけたらありがたいかなと思います。

続きまして、98ページをお開きいただきたいと思います。

目の5消費者行政推進費、その中の支出済額は151万6,110円でございます。内容は、消費者行政でござい

ますので、ちょうど図書室の入り口に時たま看板がかかっているんですが、3点お聞きします。1つは、どういったことをされたか、29年度。そして、どういった相談内容であったか。そして3つ目は、恐らく長くやっていたらっしゃると思うんですが、どういった実施効果があったかということをお教えいただきたいと思ひます。

続きまして、質問の12番目でございますが、歳出の100ページをお聞きいただきたいと思ひます。

目8の大芦高原国際交流の村管理費、支出済額は1億823万1,904円でございますが、この管理の実態、そして2つ目はその課題が何かということと、その課題に対してどういった対策を立てられてきたのか、この3つをお聞かせいただきたいと思ひます。

続きまして、同じく歳出ですが、101ページから102ページにかかっていますが、目の15でございます。現代玩具博物館管理費、支出済額は3,183万5,670円でございます。これも同じように3つございますが、管理の実態、課題、そしてその課題にどういった対策をとってこられたかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

今度はずっと飛びますが、138ページをお聞きいただきたいと思ひます。

一般会計の締めでございます。実質収支に関する調書、実質収支額9億575万円でございます。この金額がどうして生じると思うかといいますか、どういった数字の積み重ねでできたかということをお聞かせいただきたいと思ひますので、それをお教えいただきたいと思ひます。

そして、142ページをお聞きいただきたいと思ひます。

財産に関する調べの中で、141ページに(5)の出資による権利というのがございます。それはページ141ですが、142ページをごらんいただきたいと思ひます。その合計欄の決算年度中の増減のところには△3,004万円というのがございますが、これは基金が歳計現金が減ったものなんです、この金額がどこに収入をされてるかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

そして、最後の質問、16番目でございますが、144ページの財産に関する調べの中の合計の内訳でございます。現金の欄の決算年度中の増減を見ていただきたいと思ひます。△ですから、7億2,173万円減っておりますが、これはどうしてこういうふうになるかという内容をお聞かせいただきたい。もう一つは、有価証券、決算年度中の増減は9億601万2,000円ですが、これも同じくなぜこの財産の調べの中からどのようにして出るかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上が認定第1号に関する質問でございます。よろしくお願ひいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

それでは、平成29年度美作市一般会計決算の市民部所管分について説明をさせていただきます。

14ページの市民税、固定資産税の予算額と収入額、不納欠損、収入未済額についての御質問ですが、個人市民税は現年課税分で予算額8億2,511万2,000円、調定額8億8,484万6,753円、収入済額が8億7,465万1,991円であります。

まず、予算額につきましては、市民税、固定資産税を含め、歳入予算の税収の歳入見積もりにおいては過大見積りに厳重に注意し、確実な見込み額を計上することとされております。個人市民税の予算額については、景気の動向、前年度の1人当たりの税額状況、人口及び就労人口の減少見込み等の要因を加味し、積算しております。過大見積りに厳重に注意した推定見積りの結果、最終的な調定額は収入済額に対して93.2%の予算額となっております。

収入済額 8億7,465万1,991円は、調定額に対して98.85%の収納率でありました。個人市民税の納税義務者は1万679人であり、収納率は平成25年度が98.3%、26年度が98.5%、27年度は98.4%、28年度は98.88%と推移しており、28年度に対して29年度は0.03%収納率が下がりましたが、収納率はこれまで引き上げてきておりますので、御了解いただきたいと考えております。

収入未済額は収納率の問題でありまして、特別徴収による年金、給料からの収納はほぼ100%であり、普通徴収分の市民税について収納率の引き上げとなるよう、さらなる対応が必要と分析し、認識しております。

不納欠損については、滞納繰越分のうち地方税法に従い収納の見込みのないものを不納欠損しております。美作市の場合、小さな自治体であり、納税者の生活状況はほぼ捕捉できる状況でありますので、収納できるものは可能な限り収納しておりますが、生活状況等により収納ができないものを法令に従い不納欠損したものでございます。

収入未済額が出た原因についての御質問ですが、収入未済額は賦課額である調定額に対して収納できた金額を引いて、さらに不納欠損で処分したものを差し引いた金額を翌年度に繰り越すこととなります。全額収納できれば滞納繰越額は発生しませんが、なかなか厳しい状況であり、現年度分で収納し、少しでも滞納繰り越しとならないように努力しております。

次に、固定資産税についての御質問ですが、状況は市民税と同様であります。過大見積りに厳重に注意した推定見積りの結果、最終的な調定額は収入済額に対して93.0%の予算額となっております。収入済額17億2,589万2,426円は、調定額に対して97.6%の収納率でありました。調定額、収入済額ともに大原地区でのメガソーラーへの課税が始まったことが主な要因であります。固定資産税の収納率は、平成25年度は94.7%、26年度が95.4%、27年度が96.1%、28年度が97.4%と推移しております。28年度に対して29年度は0.2%収納率が上昇しておりますが、収納率が引き上げとなるさらなる対応が必要と分析し、固定資産税も現年度分のうちに手当てして、税がたまる前に納付するように納税勧奨を行い、収納率の引き上げに努力しております。固定資産税の不納欠損は、市民税と同様に税法に従い処理しております。収入未済額は収納率が上昇すれば減少しますので、現年分で収納し、滞納繰り越しとなる金額を少しでも少なくする方針で対応しております。

以上、市民税、固定資産税についての予算、調定、収納済額、不納欠損、収入未済額についての原因と分析であります。

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

ページ18、款13項1使用料の不納欠損額並びに収入未済額についてでございます。

不納欠損額でございますけれども、内容と原因ということです。不納欠損額6,000円につきましては、退去した元入居者の住宅使用料でございます。現在、債権者は大阪に在住しております。電話に対して債権を認めるものの、支払いが実行されないという状況です。退去から相当期間が経過しても履行されず、債権金額が少額で、取り立てに要する費用に満たないと認められることから、地方自治法施行令第171条の5第5号の規定により、平成28年8月30日に徴収停止を行ってまいりました。その後、徴収停止から1年が経過をし、なお履行させることが困難であることから、美作市債権管理条例第4条第1項第3号及び美作市債権管理に関する条例施行規則第2条の規定により、平成29年10月13日に債権放棄を行い、不納欠損としたものでございます。

次に、収入未済額の内容と原因と確保の対策でございます。

収入未済額でございますけれども、住宅使用料及び駐車場使用料の現年度分……

〔4番岡野鉄舟君「ページを教えてください」と呼ぶ〕

ページ19の1です、目6です。済いません。

まず、債権者数が119名おられます。三月以上を滞納している現入居者が47名で、全入居者の9%に当たっております。やむを得ず使用料が支払えない状況になる原因といたしましては、転職や退職による収入の変動、事故や病気、進学等の一時的な出費などさまざまありますが、住宅に困窮する低額所得者などに対して賃貸する住宅であることから、それらの影響が大きいものであるというふうにうかがえます。しかし、家賃は市営住宅を適正に維持管理するための必要な財源であり、入居できない方もおられる中で公平性の観点からも滞納には厳しい対応も必要と考えております。適正な債権管理を行うには、まず新たな滞納の発生を抑制することが重要であるため、口座振替や生活保護受給者の代理納付の推進を行っているところでございます。滞納の状況になる人に対しては、本人及び連帯保証人へ文書による督促、催促のほか、来庁指導や電話、訪問により、その収入状況や事情を十分に把握し、場合によっては福祉部局との協力をし、分割納付など、きめ細やかな対応に心がけているというところでございます。一方、悪質な滞納者に対しては、裁判所を活用した法的措置として明け渡し訴訟のほか支払い督促、即決和解などにより滞納家賃の抑制に取り組んでいるところでございます。今後とも入居者などの状況に応じて住宅使用料の適切な債権管理に努めていきたいというふうに思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

あと各部局にまたがりますけれども、基本的にここの使用料のところの部分について、先ほど建設部長が説明した住宅分というのが一番大きいんですね。例えば収入未済額でいうと、全体として使用料でいきますと3,190万円ですが、そのうちの3,100万円が住宅の現年過年ということになっております。その他につきましては、生活の窮迫、突然の収入の悪化とかいろんな個別の事情において、例えばケーブルテレビの使用料が払えなかったとかという方々が市内に散見することは、ある意味じゃやむを得ないことと考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

失礼いたします。4番目の御質問、総務管理費の不用額ということでございます。

総務部の所管いたしますもので500万円以上残っておりますのが……

〔4番岡野鉄舟君「39ページですね」と呼ぶ〕

39ページです。次に、42ページをごらんいただきたいと思うんですけども、一番下の財産管理費、こちらで需用費が927万3,000円不用額として上がっております。このうち管財課に係りますものが333万7,000円ございまして、これは公用車の修繕費、そして公用車の燃料代が残っているものでございます。原因につきましては、見込み計上をしていたために残ったものということでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

失礼します。同じく4項目めの総務管理費の不用額でございまして、企画の所管につきましては44ページの企画費でございまして。

予算残額が1,193万4,259円でございます。これにつきましては、主に地域おこし協力隊事業の不用額が約930万円程度出ておまして、この原因につきましては昨年12名の隊員がおまして、就任2年目の隊員につきましては、協力隊事業の予算執行に当たっては事業計画書を事前に提出していただいて、執行しておるんですけども、平成29年4月採用の5名につきましては、その計画を予算に反映できていなかったためにこういう残が出ております。今後は協力隊員の予算執行を適正にするよう担当課としても反省のもとに指導してまいるといふことでございます。

それから、次の2つ目でございますけれども、48ページの情報政策費でございます。

残額としましては1,924万4,540円となっております。これは、ケーブルテレビ事業ですとか情報基盤整備事業の予算でありまして、ケーブルテレビ事業につきましては約690万円の予算残、それから情報基盤事業につきましては約910万円の予算残となっております。この両事業ともに支障木の伐採ですとか機器の移設費用を予算上組んでおまして、その中で役務費の支障木伐採手数料、それから機器移設、ケーブル機器撤去等の手数料、それから修繕費の断線、機器修繕等が予算残として残ったということでございます。あわせて、みまちゃんネルへの管理委託料につきましても不用額が245万円ということになっております。

それから、もう一点ございまして、53ページでございます。

みまさか創生費でございまして、予算残額が2,243万660円となっております。この中で主なものは工事請負費が339万4,912円の不用額ということで、これは工事の入札残、それから備品購入につきましても370万円余りの予算残が出ております。そして、一番額として大きいのは、54ページにございまして19番の負担金補助及び交付金の612万825円でございます。この費目の中ではみまさか創生にかかわる9事業を実施しております。当初9事業を計画しておりましたけれども、中には執行できなかったもの、それから補助事業もこの中にございまして、想定していた件数よりも補助申請が少なかったなどの理由によりまして予算残が出ておるといふ状況となっております。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

では、49ページをお願いいたします。

総務費の交通運行費ですが、1,503万円の不用額のうち、主なものについて説明をさせていただきます。

市営バスの維持管理費として需用費のうち消耗品ですが、夏、冬用タイヤの交換を予定しておりましたが、交換の必要がない車両が発生したため、197万8,000円の不用額が生じました。修繕料は、車検や定期点検以外大きな修繕などがなかったことにより232万8,000円の不用額が生じました。負担金補助及び交付金のうち、タクシー利用補助金は作東地域と要介護1以上の方を対象として実施しましたが、登録者及び利用回数が当初想定していた利用を下回ったことなどが原因により707万3,000円の不用額が生じました。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

それでは、企画振興部の所管でございまして、5番から9番となります。

まず、5番につきましては、48ページの広報審議会委員報酬について、不用額2万円とメンバーはというお尋ねです。

不用額2万円につきましては、当初予算として委員報酬1名当たり5,000円掛ける5名掛ける2回分の5万円を計上しておりました。しかしながら、昨年度、広報審議会委員として6名の方を委嘱しまして、会議につきましては1回の開催でしたので3万円の支出となり、2万円の不用額が出てるということでございます。

次に、メンバーにつきましては、美作市広報審議会設置条例第3条第1項に基づきまして、美作市自治振興協議会副会長、元美作市報道委員会正副委員長、委員、それから美作市愛育委員会会長、それから自治振興協議会会長、以上6名の方を委嘱しているものでございます。

それから、6番目の52ページ、総合戦略推進会議の委員報酬の不用額、予算額、支出済額の開催内容という3点でございます。

予算額37万5,000円と不用額30万5,000円の理由につきましては、日当5,000円掛ける25名掛ける年3回の開催を予定して、当初予算に37万5,000円を計上しておりましたが、平成29年度は1回のみで開催で、当日の報酬を支払う対象者は14名でございました。それによって支払いが7万円ということで、不用額の30万5,000円が生じたというものでございます。

当日の会議の内容といたしましては、平成28年度の美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業実施に係るKPI、重要業績評価指標の効果検証について、創生総合戦略の改正についてなどが主な議題となっております。

続きまして、7番目の53ページの美作市自治創生事業補助金でございます。

960万円でございます。これは地域の将来の合意形成及び地域の課題解決のための持続的な取り組みが活発化する活動13件を支援するために補助金を交付しております。

効果としましては、地域の課題解決のため、持続的な取り組みに対し、補助金交付を行い、昨年度は16団体から申し込みをいただき、13団体への交付を行い、年々申し込みも増えてきておまして、地域活動が活発になっている成果だと考えております。

それから、次の8、美作市教育施設等誘致促進補助金700万円でございます。53ページとなります。

この補助金につきましては、若者の夢や個性を伸ばし、活力ある地域づくりを目的として、市内に教育施設等を有するNODAレーシングアカデミーへ学校としての施設運営費として700万円を補助しているものでございます。

効果としましては、通年の生徒に加え、平成29年度より短期集中トレーニングコースを開設し、小・中高校生や社会人の11名が60回を超える実習走行などを行っておりまして、うち1名がスーパーFJレースに参戦もしておるといところでございます。

それから、9番でございます。54ページ、みまさか創生費の19の負担金補助及び交付金3,597万8,175円でございます。この9事業の内容と効果というものでございます。

まず1つ目は、女子7人制ラグビー祭事業補助金312万6,682円がございまして、自衛隊体育学校女子ラグビー班の合宿を実施し、この合宿期間中に女子7人制ラグビーの交流会を行っております。この大会に出場しました10団体12名、総勢186名が湯郷温泉の旅館等に宿泊したことによりまして、宿泊費や飲食など地元への経済効果にもつながっております。

それから、スポーツアカデミー支援事業補助金151万2,944円につきましては、国際的な活躍が期待できる選手の育成やスポーツ振興を目的としたスポーツアカデミー事業を立ち上げ、アカデミーの周知や会員募集

を行っております。主な事業としましては、サッカーをしながら英語を学ぶスポーツアカデミーを開催してるところでございます。

それから、農作物販路拡大推進会議補助金136万1,192円、これにつきましては全国的レベルの販路開拓に有効な商談会へ参加し、ブースの出店や試食の提供などにより生産物のPRを行っております。また、他府県の農業者の生産や販売方法などの情報収集を行うとともに、バイヤーと交渉し、新たな販路を開拓するものでありまして、これらに係るブース代や出品費用などを補助しております。補助対象者は農作物販路拡大推進会議というものでございます。効果としましては、もち麦では1社契約で1社商談中、ピオーネにつきましては名古屋の市場へサンプルを出品しております。加工品の芋けんぴを2社契約、それから生鮮野菜は1社契約、アスパラは商談中、ジビエは1社契約との効果も出てまいっております。

次に、欧州剣道チームと剣道大会交流事業補助金379万857円でございます。宮本武蔵ブランドによるシティプロモーション事業としまして、前年度ベルギーで行ったトップセールスによりまして、お通杯に欧州から欧州剣道連盟会長を初め18名の方に参加していただきました。あわせて、その方々に市内をスポーツ観光を組み合わせた市内観光ツアーも実施しております。外国人選手及びチームのお通杯参加に要する費用の支援につきましては、移動費、宿泊費、大会参加費、市内観光費用などございまして、参加した外国人は17カ国51名ということでございます。

それから、スポーツキャンプ誘致岡山美作実行委員会補助金528万1,000円でございますが、2020東京オリンピックにおけるホストタウンであるベトナム国から女子サッカーナショナルチームの合宿の受け入れを実施しております。合宿は8月1日から12日の間に行われまして、選手24名、スタッフ8名の合計32名の参加がございました。経費の内訳としましては、国内の移動及び宿泊費並びに親善試合等の経費となります。

それから次に、生産基盤強靱化支援事業補助金970万7,500円でございます。生産基盤強靱化支援事業は、地域の中心経営体が農業を継続するため、省力化につながる機械や施設などを導入、改良するための経費3分の1を補助するものでございまして、上限300万円ということで補助事業を実施しております。

続きまして、観光振興協議会補助金162万円でございます。これにつきましては、観光組織改編につきましてコンサルタントへ業務を委託し、旧町村にあった各観光協会等の意見集約と新組織の集約について各観光協会の意思統一を図りまして、商品開発などの持続可能な地域の方向性を決定しているものでございます。

次に、中小企業支援事業補助金185万2,000円につきましては、中小企業を支援するために展示会等費用に補助、また動画作成費用に補助をしております。自社ブランドを展示会に出展するための経費を2社に補助、また工業系の2社に対し、海外向けPR動画と商品紹介動画の作成に補助、それから医療系1社のPR動画作成に対しても補助をし、合計3社の補助を行っております。

続きまして、地域活力創生事業補助金772万6,000円でございます。この事業につきましては、3つの補助に分かれておりまして、1つ目の事業がスタートアップ支援の補助として新規創業新築等に係る工事費を5事業者に補助をしております。2つ目は、活力アップ個店支援の補助としまして販売促進活力ある経費、例えば店舗等の改修につきまして6事業者に補助をしております。3つ目の事業持続化支援補助につきましては、新製品等の開発及び経営合理化にかかわる経費としまして、備品等の購入について6事業者に補助をしておるものでございます。

企画振興の関係につきましては、9番まで、以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

それでは、79ページをお開きください。衛生費でございます。保健衛生総務費でございます。

〔「79ページでしょう」と呼ぶ者あり〕

79ページの4の衛生費、1保健衛生費、目の保健衛生総務費。

〔「77ページの⑩の衛生費の中の」と呼ぶ者あり〕

あっ、ここですね。77ページ、ごめんなさいでございます。77ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の中の79ページにある節の20の扶助費でございます。

不用額821万8,180円のうち、821万7,537円は、乳幼児及び児童・生徒医療費の不用額でございます。この扶助費につきましては、29年度の当初予算では前年度の実績に過去の伸び率等を乗じて積算し、予算計上しておりました。平成29年度の扶助費の実績は、支払い件数については28年度に比べ、276件減少し、対象者数は96人減少しております。支払い件数、対象者ともに減少したことにより約820万円の不用額が生じました。

以上です。失礼します。

**議長（鈴木 悦子君）**

環境部長。

**環境部長（宿野 豊彦君）**

10番の歳出、77ページの款4の衛生費の1億7,181万4,658円の不用額のうち、環境部所管分は1億3,982万1,169円でございます。この主なものでございますが、85ページをお願いします。

85ページの上から4行目の項2の清掃費の目3クリーンセンター建設費の節15の工事請負費の不用額が9,954万1,120円でございます。その内容でございますが、クリーンセンター最終処分場の造成工事を完了後、建設工事を一般競争入札により入札を施行しましたが、3回目の入札によりやっと落札者が決定しまして、最終的に契約を議会に上程できましたのが3月定例議会の最終日となり、一連の工事の入札執行に伴う差額について減額補正が間に合わなかったために不用額となったものでございます。

次に、同じく85ページの項3水道費、目2簡易水道費、節28繰出金の不用額が1,878万2,000円でございます。これは、備考にあります運営費繰出金の不用額で、内容としましては1月から3月の破裂が多い時期であり、緊急時に対応するための予算を持っていましたが、結果的に漏水事故や機械の故障による緊急修繕が少なかったために不用額となったものでございます。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

それでは、⑪の98ページをお開きください。

商工費の中の目の消費者行政推進費でございます。

151万6,000円の実施内容、相談内容、実施効果についてでございますが、この品目では消費生活相談や啓発活動を行っています。まず、消費生活相談ですが、消費者相談に関する資格を持つ相談員が月3回相談窓口を設け、消費者から相談を受け、対応しておりました。相談の内容は、訪問販売、通信販売、電話加入販売、架空請求などで、年間40件の相談に応じております。クーリングオフなどの説明、対応を行いました。

次に、啓発ですが、高齢者を対象に特殊詐欺防止に対する注意喚起をするために、70歳以上の世帯に郵便はがきの送付や悪質商法撃退カレンダーを老人大学などで配布しました。また、小・中学生を対象に消費者

教育啓発ファイルや高校生などを対象とした消費者教育冊子啓発物品の配布を行いました。最近、自宅に消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせはがきが届いたと持参される方が多くなったことから、啓発の効果があらわれたのかなと考えております。特殊詐欺の手口は年々巧妙になってることから、今後とも消費生活相談、告知放送、ホームページ、みまちゃんネルなどで啓発を行うとともに、的確な相談に応じるよう努めます。これは、効果があったかどうかはつきりは出ませんけれども、岡山県内の7月までの特殊詐欺の認知状況は、対前年71件の減、4,960万円の減の状況となっております。美作警察署管内では8月末までの状況は、1件で30万円の被害ということで確認しております。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

それでは、12番、歳出の100ページ、大芦高原国際交流の村管理費について、管理の実態などについてなどについて答弁させていただきます。

市の直営で正職員1名、また嘱託職員を配置して管理運営を行っております。29年度は一時休業をして、男女の大浴場の天井修理を行いました。また、大広間でのレストランの営業再開を準備し、大広間でのレストランを営業再開をしております。課題でございますが、歳入歳出を比較いたしますと、6,596万8,000円の不足ということでございます。工事請負費及び備品購入費を除いた経常的な部分では、4,299万4,000円の不足となっております、これを削減していくことが課題だと考えております。また、施設が老朽化しております、機械設備の計画的な更新を図っていくということも課題となっております。また、対策ですが、特に休業した期間も利用しまして、県南、近県への営業活動を行いました。また、グラウンドゴルフ場などを利用した誘客に取り組みました。

それから次に、13番、現代玩具博物館管理費についてでございます。

これも管理の実態ということでございますが、直営ということで嘱託職員を配置して運営しております。課題でございますが、歳入歳出を比較すると558万8,000円の収支不足ということで、備品購入費を除いた経常的な部分では551万8,000円の不足となっております、これを削減していくことが課題であると思えます。そして、そのほかでは販売収入の確保ということで、なかなか難しいんですが、いかに売れるものを置いて、販売収入を確保していくかということが課題だと感じております。また、対策のほうでは営業活動ということで、県南、近県等の中小企業旅行取扱業者にも営業をして取り組みを行いました。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

失礼します。14番目でございます。138ページ、実質収支額9億575万円、この金額がどうして生じるかということでございます。

歳出はその額を超えて支出することができないので、余裕を持たせて計上し、また歳入は確実なものを計上するというのは予算の大原則でございます。その結果、歳入は予算を超えて収入し、歳出においては不用額が生じております。このことにより実質収支が生まれているということでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

15番、どうぞ。

**総務部長（岡本 和之君）**

15番の財産に関する調書で年度中に減額となった、どちらに入っているかということでございますけども、まず一番上の東粟倉特産物販売有限公司、これは出資金でございますけども、これにつきましては会社のほうが清算結了に伴いまして出資による権利2,700万円を減じたというものでございます。

それから、その次のページの142ページでございます。

減額の33万1,000円ですけども、こちらにつきましてはまことに申しわけないんですけども、平成14年3月31日をもって岡山県明るい長寿社会財団が解散をいたしております。それに伴いまして、解散されまして社会福祉協議会に統合いたしております。それに伴いまして、合併前の市町村が出捐しておりました金額33万1,000円が本来であれば以前に減額しておくべきだったものが昨年わかりまして、ここで訂正をさせていただくというものでございます。

次に、担い手育成財団への出捐金の増でございます。

〔4番岡野鉄舟君「増はいいよ」と呼ぶ〕

増はよろしいですか。

〔4番岡野鉄舟君「要するに一般会計等で普通会計で歳入したもので」と呼ぶ〕

わかりました。

それでは、次が岡山県中小企業研修情報センターの出捐金の減35万6,000円でございますが、こちらも先ほど申しましたのと同様でございます。平成13年3月31日にこの研修情報センターが解散いたしております。その後は岡山県産業振興財団へ移行しております。そのときに出捐金の削減をしておくべきものできていなかったというものでございます。

そして、減額300万円、湯郷鷺湯温泉の預託金でございます。こちらにつきましては、三友荘が公衆浴場営業の廃止届を提出しております。それに伴いまして湯をいただく権利、このようなもので300万円預託しとったんですけども、それが300万円返ってきたというものでございまして、収入いたしておりますのは16財産収入、それから1財産売払収入、4預託金返還金、1預託金返還金に300万円収入をいたしております。

〔4番岡野鉄舟君「後から見ますから、何ページですか」と呼ぶ〕

30ページでございます。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

会計管理者。

**会計管理者（山本 和毅君）**

失礼します。それでは、16番の144ページの合計の内訳ということで、まず現金7億2,173万円減の内容について御説明いたします。

これは、定期預金などにより運用していたもののうち、金利の低いもの、また満期が到来したものを有価

証券、いわゆる債権による運用に変更したため減となっております。一方、有価証券ということで9億601万2,000円の増ということでございますが、これは先ほどの現金を活用いたしましてこの債権を運用したということで、運用益を確保するために新たに債権を購入したということでございますが、債権とこれは債権の利子分も含まれておりますので、金額が相違しとると思います。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

一通り答弁がありました。

ここで10分間休憩をいたします。

午後4時54分 休憩

午後5時04分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、岡野議員、2回目の質問です。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

2回目の質問をさせていただきます。

何ぼにも頭がついていかんとかあれなんですけど、質問させていただきます。

まず、市民部長、私がこの市民税と固定資産税について、自主財源の中で重要な税なんですが、なぜこんな細かい話をさせていただくかという、敵は本能寺じゃありませんけど、実質収支額のところの総括をするためにできるだけわかりやすくするための材料として僕はしております。

まず、市民税も固定資産税もそうなんですが、3つ目の質問で予算現額と調定額と収入済額の関係をどう分析するかということをお尋ねしてるんですけど、ダイレクトにお答えがなかったんですが、私なりに若干その前に数字を知ってるんですけど、予算現額は例えば市民税であれば約10億2,500万円です。ところが当初予算は9億6,700万円なんです。収入済額を幾らかといいますと、100万円単位でいけば11億円です。この差を見ますと、当初予算の乖離でいえば1億3,700万円なんです。これはもう部長、頭にインプットされておりますから、私が言うてもははんとおわかりになると思うんですが、同じ見方をしたときに、予算現額じゃありませんよ、当初予算、収入済額で1億5,300万円なんです。この市民税とそれから固定資産税を合わせると約2億円になるんですね。もうこれ28年度比で見ても、大体これぐらいの差があったんですが。僕はこの市民税と固定資産税で聞きたいのは、予算編成をするときに、つまり収入済額が今申し上げたように市民税は約1億4,000万円、固定資産税は約1億5,000万円高いんですけど、できるだけ実質収支額を少なくしていくということ。つまり、標準財政規模に対する比率でいえば、大体3%ぐらいが健全な財政運営と言われてるわけです。それをするためには、ずっと恒常的にこの予算の編成をやっていくと直らないと思います。

そこで質問なんですが、もう少し当初予算のときに、例えば1億円とは言いませんが8,000万円ぐらいを過去の実績を見ながら計上していくということを財政当局とも総合的な中で相談をされるべきだろうと思います。質問ではありませんので、これは私の一方的な考えかもしれないので。そうしないと、総務部長が入りと出の説明をされましたが、このところをしっかりと押さえておかないと実質収支額は少なくなっていくと思います。それでなくても、工請で不用が、工事ができなくなった場合は繰越財源になるので、そ

これは除かれるんですが、繰り越しがない場合でも不用が出てまいります。それを相殺すると約9億円近くになるわけですが、入りと出でね。これは、予防とは言いませんが、私の考えを述べさせていただきます。質問ではありません。細かく分析をしていただきましてありがとうございました。

次に、土木使用料、建設部にお聞きしますが、質問は入居の際の契約はどうなっているのかということをお聞きします。

何でかと申しますと、誰でも民間の、あるいはそうじゃなくても、入居する場合はいろいろ契約を交わしたりするんですが、債務不履行があったときにどうなのかというあたりが嚴重にあるはずなんですね。ただ、うちの〔聴取不能〕の場合はないんじゃないんですけど、この契約条項がどうなっているかというのが一つと、それからこれだけの収入未済額が出て、いろいろとその原因としては退職があったり転職があったり厳しい対応されてるというんですが、実際そうされてみて何か課題があったと思うんですけど、それはどんなところだろうかということをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、営業活動費の52ページの総合戦略推進会議です、平成29年度は1回のみというんですが、これこそ地方創生が始まって三、四年になるんですが、1回では非常に寂しいと思います。どうして1回だけになったのか、企画していたものがどれができなかったのかということをお聞かせいただきたいと思いません。

それから、次の53ページの美作市自治創生事業補助金の960万円の支出済額でございますが、これもう少し詳しく教えていただけますか。例えば1件当たりの補助が100万円であったら何件とか、特にユニークなものがどういうものがあったかというあたりをお聞かせいただきたいと思いません。

続きまして、今度は次の54ページの負担金補助及び交付金の中で、全部お聞きはいたしません3点ほどお聞きします。1つは、女子7人制ラグビー祭事業補助金ということで、新聞でも何回か見たことがあるんですが、どういう効果があったかという。確かに市内のラグビーを愛好する人たちの交流があったといえはそれだけになるんですが、補助金を出す場合はそうじゃなくて、もっと先に向かってどのような補助があったかという、そういう検証をしなければいけないと思うんですが、そのラグビー、サッカー事業についてお聞かせいただきたいと思いません。

それからもう一つは、私も高校まで剣道をしておったんですが、欧州剣道チームと剣道大会交流事業補助金、剣道のことは少しわかりますので、具体的にやった後どういうフォローアップをして、どういう効果があったかということ具体的に教えていただきたいと思いません。

続きまして、ページは飛びますが、98ページ、消費者行政推進費。質問いたしますのは、被害がなかったとは思いますが、具体的に高齢者の方で特殊詐欺に遭ったとかというのが皆無なのか、1件ぐらいあって、どういう結果であったかというあたりをもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思いません。

続きまして、100ページ、大芦高原国際交流の村管理費なんですが、この議場に代表監査員もいらっやいます。52ページに指摘をされているのを拝見をいたしましたんですが、この代表監査員の指摘に基づいて市長といいますか、担当部局はどういう検証と反省をしたかと。50ページなんですが、大芦高原国際交流の村の経営実績は平成29年度においても大幅な欠損6,597万円が生じていると。温泉やバンガローだけでなく、野外運動施設、水上ステージもあり、それぞれの施設の維持管理に係る経費と事業量等を調査分析した上で抜本的な経営改善を図ることということで、これは59年度の監査意見書なんですが、平成28年度も続いていたと思うんですが、28年度の監査意見書を拝見しておりませんが、ことしだけではないと思いません。この監査意見書を受けられて、議会に付されてるわけなんで、これをどういうふうにして、今後されようかということをお聞きをいたします。

それから続きまして、138ページ、先ほど申し上げました実質収支額です。私は昨年の4月に議員にならせていただいたんですが、それ以前もこの決算を少し拝見をしております、実質収支額が非常に多い。多いときには10億円を超しております。ことしの29年度は標準財政規模に対する比率は約7%です。これ通常は大体3%ぐらいが健全な財政運営をしてと言われておりますが、若干下がっておりますが7%から8%ぐらいの間あるということは、冒頭市民税と固定資産税のところでも申し上げましたが、私の実質収支がなぜこうなったかというのを総務部長にお聞きませんが、私なりに考えてることを言わせていただきますと、一つは……。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員、質問ですから、御自分の御意見はいいと思います。控えてください。

**4番（岡野 鉄舟君）**

じゃあ、お聞きしましょう。もう少し詳しく収入と、それから歳入全体と、それを見て、実質収支額がこのようなになったのはなぜかということを再質問させていただきます。先ほど御答弁されたのはそのとおりなんで、それじゃあもう少し分析のしようが足りないと思います。

続きまして、142ページ、三友荘の預託金ですね、300万円返ってきて、引き上げているんですが、財産売払収入、30ページにということで、これはわかりました。もう一点わからなかったのが、額は少ないんですけど、聞き漏らしたかもしれないんですけど、中小企業研修情報センター出捐金35万6,000円が△で戻っておりますが、聞き漏らしたかもしれないんですけど、どこへ入ったかということをもう一度、中小企業情報センターの出捐金35万6,000円、僕が恐らく聞き漏らしたんでしょう。

それから、最後のページ、144ページですが、管理者に御説明いただいたんですが、現金のところの△7億2,173万円、これ△なんですけど、債権に運用したということなんですけど、この中でどこに行くと見ればいいのかというのを教えていただきたいと思います。

以上、済いません。

**議長（鈴木 悦子君）**

今言われたところだけで、言われなかったところはいいんですね。

[4番岡野鉄舟君「よろしい」と呼ぶ]

はい、わかりました。

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

まず、収納率が29年度は94.7%だったわけですけど、大体95%前後で推移しております。したがって、その分が滞納でたまってくるということにはなっておるんですけど、先ほど言いましたように、生活の困窮の方々もおられるということで滞納が増えているということです。今は連帯保証人を立ててやっておりますので、そちらのほうへの、当然、今、文書でもやっておりますけれど、強化をして、納入していただくように働きかけていきたいというふうに思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

失礼します。それでは、岡野議員のまず6番目の52ページの総合戦略会議の報酬の件の、なぜ1回の開催なのかという御質問でございます。

この会議につきましては総合戦略の改定を議論しております、14名の方に先ほど申し上げましたけども

出席いただき、議論をしていただいております。美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる各施策の重要業績評価指標、KPIを照らしながら、平成28年度の進捗状況を精査、検証するとともに、これまでの取り組みをさらに進化させていくために議論をしていただいております。その効果を見直し、戦略の見直しに時間を要したこともございまして、年に1回の開催で議論をしていただいたということでございます。

それから、7番目の53ページの美作市自治創生事業補助金960万円の内訳と申しますか、主な事業といたしましては、これは100万円を上限に補助をさせていただいております、例えば地域住民が活動できる場所として多目的広場の整備を2件されております。それから、間伐材等を利用したトレッキングコースの整備1件、それから樹木の植栽伐採の実施による環境整備等の観光客増加を目指した取り組みが1件、それから地域住民の健康維持や交流を深める憩いの場整備ということで、囲碁将棋ですとか軽スポーツを活用したものが2件、それから堆肥の製造や耕作放棄地、荒廃農地整備による伝統野菜等の生産ということで2件、以上13件の事業を採択し、補助金を交付しているものでございます。

それから、9番目の54ページの負担金補助及び交付金3,597万8,000円の9事業のうち、まず女子ラグビー祭事業補助金につきましてでございますが、この大会を通じまして美作市及び湯郷温泉それから美作ラグビー・サッカー場がスポーツの拠点としての知名度アップにつながったと思っております。それから、女子ラグビー、それも7人制というスポーツの競技力の向上ですとか地域における盛り上がり、それからスポーツの振興といった面にも効果が出ておるかと思っております。なお、東京、埼玉、京都、大阪、兵庫、三重、高知、徳島、愛媛、岡山から関係者、それから選手を含め206名の方に参加をさせていただいております。

それから、欧州剣道チーム等剣道大会交流事業補助金でございます。

剣道を通じまして海外の方と国際交流の場として美作市、それから宮本武蔵生誕地周辺、武蔵武道館の知名度アップにつながっておりますし、本年の10月開催予定のお通杯の参加にも引き続き各国からの参加も予定されております。また、ベトナムですとか韓国につきましては人数を大幅に増員されまして、継続した参加が見込まれております。引き続き宮本武蔵ブランドの国際化につながっていくものであると、そういう事業であると考えております。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

それでは、11番の消費者行政推進費の特殊詐欺の件数でございますが、美作市内としては把握しておりませんが、美作……

〔「ページをもう一度言って」と呼ぶ者あり〕

98ページです。

美作市内では特殊詐欺の件数は把握してないんですけども、美作警察署管内では8月末までに1件ありまして、30万円の被害が出ております。ちなみに岡山県全体では54件と聞いております。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

12番の大芦高原国際交流の村についてでございます。

経営内容の調査分析につきましては、まだまだ取り組んでいかなければならないことが多くありますが、

現時点でございますが、まず管理体制、これをよく検討して経費の削減ができないかということ。それから、平成29年度からインターネットの利用ですね、宿泊予約サイトによりましてバンガローの宿泊予約をできるようにしました。内容についてはなお検証が必要ですが、宿泊収入は220万円程度増加しております、手数料のほうも70万円程度かかっておりますけど、そういう状況がありました。それから、兵庫県南部などに営業活動を行いますと、雲海さん営業をされてたんですかというような声があるということで、平成25年に一時休館したことについての影響は脱してない部分があるのかなと感じておまして、営業を強化していく必要があるというふうに思っております。それから、あとは周辺施設、体育施設がございます。野球場、テニスコートなど、これらを活用した集客を図っていきたいというふうに思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

失礼いたします。実質収支比率の精査でございます。

担当課に確認をいたしましたところ、実質収支比率については今回の議会で監査委員の意見を付して報告した健全化判断比率4指標ができたときに、公債費比率、起債制限比率などとともに、その指標は決算統計の検収調書からは削除されているということでございます。担当課で使用いたしております地方財政小辞典平成10年版では、経験的におおむね標準財政規模の3から5%が望ましいという記述があったようでございますが、最新の平成23年版ではその記述は削除されておるということでございまして、現在は余り重視する指標ではないのかなと考えております。しかしながら、その指標は平成28年度の7.2%からはわずかですが改善されておまして、29年度では6.6%というところでございます。また、多くの比率が出るというのは、その原因でございますけども、美作市の場合、3月補正を最終補正予算といたしております。その数値を締めますのが1月の上旬ということでございまして、数値の精度ということにはなかなか限度があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

もう一つ。

**総務部長（岡本 和之君）**

失礼しました。岡山県中小企業者研修情報センターの出捐金のことでございますけども、この団体は平成13年3月31日に解散しておまして、岡山県産業振興財団へと発展的に移行したというものでございます。その過程で残余財産は新しい財団に寄附をされているということから、全てその時点で本来であればどこにも収納せずに消滅しているべきものであるということでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

会計管理者。

**会計管理者（山本 和毅君）**

2回目の御質問でございますが、現金7億2,173万円がどこへ歳入されたというところでございますが、これは現金を債権にて運用したということでございますので、この決算書にはほかのどこには上がってくることはないかと思えます。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

2回目の答弁が終わりました。3回目です。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

48ページの情報政策費の中の広報審議会委員という、この質問ですが、春名部長心得にお聞きしますが、民間人を入れたほうが非常に幅広い美作市の意見を入れた広報紙になるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがですかというのが3回目の質問です。

それから、54ページ、負担金補助及び交付金の中の、2回目にすべきだった質問かもしれないんですが、この9つの補助事業の中で5年を越えてるものが少なくとも一つはあると思うんですが、それはどれでしょうということと、その越えてるものについて、補助金というのはいつものべつ幕なく出すもんじゃないかと、大体目的を達したら、呼び水的な効果をしたらやめるとというのが補助金なんですが、そういったものがあると思うんですが、いかがですかという質問です。

続きまして、100ページ、大芦高原国際村の管理費ですが、同じく監査委員の意見書の中の49ページにこういった指摘がございました。これはこれから質問するんですが、その5番目のところに支出命令書等の作成遅延に伴う支払い遅延についてということで、1行目のところに平成29年度における例月出納検査において支払い遅延が発生している状況があったという、この事例なんですが、私が仄聞をしたところ大芦高原村ではないかということがあったんですが、まずこれが事実かどうか。もし、そうであれば、なぜこういったことが起きたのか。監査委員はこの意見書の冒頭のところで内部統制という言葉を使われまして、職員がいろいろ横の情報交換、縦の報・連・相をやることによってうまく組織をするようにということと内部統制と僕は理解してるんですが、そのあたりのことをお聞かせいただきたいと思います。

それから、実質収支については、私の討論になってしまいますのでやめますということです。

以上です。

#### 議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（春名 信明君）

失礼します。岡野議員3回目の御質問で、5番の48ページの広報審議会の委員についての御質問でございます。

民間人というお話ですけれども、こちらとしては条例に基づきまして……。

〔11番山本雅彦君「違うわ、それは、一般質問じゃ、そりゃ、委員の選定やこうは」と呼ぶ〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

民間人を入れるお考えはあるかということだけに答えてください。

#### 企画振興部長心得（春名 信明君）

はい。民間人は既に委員さんの中に入っていたらとと考えております。

〔「誰ですか」と呼ぶ者あり〕

自治振興協議会の会長さんですとか民間人の方に6名なっていております。

それから、9番でございまして、54ページの9事業の中に5年以上の事業があるのかという御質問ですけれども、この9事業につきましては国の地方創生の予算を活用したものでございまして、5年以上の事業はございません。ただし、それぞれの事業におきましては、それぞれの交付金の要綱ですとかに事業の終期を定めておるという状況でございます。

以上でございます。

〔4番岡野鉄舟君「それはあると思うよ、5年を越えてるものは、ぱっと見た

だけでフィーリングでわかりますわ」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

監査意見書の49ページ、支出命令書等の作成遅延ということでございますね。これ内容を読みますと、各課ということですので、大芦高原温泉国際交流の村に限ったことの指摘ではないと思いますが、大芦高原国際……

[市長萩原誠司君「俺が答える」と呼ぶ]

はい。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

支払い遅延というのは、かつても幾つかの部局で発生をした実情がございまして大変残念に思っておりますが、大体のケースは御担当をされている職員が支払い書その他を抱え込んで身動きとれない状況になったことが後から露見をして、みんなでわっさわっさ処理をするということになっております。そういう意味で、内部統制というのはどういうことかといいますと、本来払われるべきものが払われてないことについても、例えば会計課において事前に把握をして、これは普通払われてるんだから払えよというふうなことを言うシステムをつくるというふうなことで前から議論をしてるところでございます。

以上であります。

議長（鈴木 悦子君）

これで岡野議員の質疑は終わります。

[4番岡野鉄舟君「長時間にわたりありがとうございました」と呼ぶ]

続きまして、通告順番2番……

[10番岡本泰介君「議長、動議があります、議事進行に関して動議があります」と呼ぶ]

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

議長、これを全部きょうやられるんですか、全部やられるんなら何ほでも延刻してもらっていいですけど。どうせ途中で切るんなら、もう岡野議員が切りのええとこで終わられたんですから、あとはあしたにして、あした議案質疑の日がとってある、そしてあさっては予備日もある、そんなとこで、こんなにもうみんな疲れてるのに次々次々やっていくのは私は反対です。皆さんによく諮って、ここで打ち切ることを私は申し上げます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

認定第1号だけは終わらせたいと思います。それで、先ほど延刻を諮りましたが、皆さんしてもいいということですので。

10番（岡本 泰介君）

議長、どこまでするかということも言わずに延刻しとるわけですから、私はその延刻に賛成はしましたけどいつまでもだったら、これ全部やるんならいいですよ、全部やる延刻なら12時でも1時でも2時でも何時

でもやるんですけど、どうせあしたになるんでしょう。ちゃんとやるんですか、これを。あしたがあるんでしょう。どこで切ったっていいじゃないですか。全部やるんならやってください。

議長（鈴木 悦子君）

落ちついて発言してください。

10番（岡本 泰介君）

落ちついております。

議長（鈴木 悦子君）

そんなに大きな声を出されなくてもよく聞こえておりますから。

10番（岡本 泰介君）

大きい声を出さんと聞こえません、皆さんに。

〔「岡本議員に賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

認定第1号だけ済ませたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔3番岩崎清治君「今言われた部分を賛否とりましょうや」と呼ぶ〕

じゃあ、岡本議員のほうから、ここで認定第1号の途中ですけども岡野議員で終わればいいという御意見がございました。

ここでお諮りをいたします。

認定第1号だけは本日済ませたほうがいいのかと思われる方の起立をお願いいたします。認定第1号だけ。認定第1号を全部済ませて、認定第2号になって時間がどれぐらいかかるかわかりませんが、認定第2号から明日入りたいと思います。ですから、認定第1号だけを本日終わらせたいと思いますけども、これに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数ということで、認定第1号だけを終わらせたいと思います。

〔「全部やってください」と呼ぶ者あり〕

それでは、続けます。

続きまして、通告順番2番、議席番号15番岩江正行議員の質問ですが、本日岩江議員が欠席となっております。発言の通告をした者の欠席については、会議規則第51条第4項により、その通告の効力を失うこととなっておりますので、以上で岩江議員の議案質疑を終了いたします。

続きまして、通告順番3番、議席番号12番萬代師一議員の発言を許可いたします。

萬代議員。

12番（萬代 師一君）〔質問席〕

私は2項目についてだけの質問でございます。明確な答弁をお願いいたします。

大阪滋慶学園につきましては、これまでもいろいろ補助金のあり方については質問をさせていただきました。決算ということでございますので、その成果ということでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

53ページ、款2項1目37、19節美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金8億3,983万2,000円、これにつきましては28年度執行で1億円でございます。この本年度執行額についての内訳をお尋ねをいたします。

次に、2点目といたしましては、この項でございますけれども、各学科の定員数と現在の在学の生徒数及び従事者数等を教えていただきたいと思っております。従事者数につきましては、地元雇用が何人おられたかということもあわせてお願いをいたします。

次に、学生の寄宿舎ということで整備をなされました。民間及び市直営でもやっております。施設別の定員数と現利用者数を教えてください。

次に、②といたしまして、ページが飛びますけれども、成果表350ページの下段から2つ目のところでございます。看護師等養成学校誘致事業、金額が8億4,003万1,000円、この内訳をお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（平田 幸春君）

失礼いたします。53ページの質問でございます。決算書では54ページになります。美作市スポーツ医療看護専門学校建設費補助金8億9,832万円についてでございます。

これは、本年4月に開校いたしました美作市スポーツ医療看護専門学校の校舎建設に対する補助金でございます。建築費、電気、空調、給排水設備、外構の工事費の校舎建設費及び設計監理とグラウンド整備の費用を補助対象としております。

定員のほうにつきましては、看護学科が40名、介護福祉学科が30名、柔整スポーツトレーナー学科が30名となっております。入学者につきましては、済いません、細かい数字が違ってたら申しわけないんですけども、看護学科が32名、柔道整復学科が7名となっております。

それから、寄宿舎のほうでございますけれども、定員につきましては100名が入れるような寄宿舎となっております。そのうち現在二十数名が入るとするというふうにお聞きいたしております。

それから、学校のほうの教職員の数につきましては、40名近い教職員の数になっております。そのうち、約10名まではいかないんですけども、地元の方が雇用されるとするというふうにはお聞きいたしております。

それから次に、2番目の決算書350ページのことについてでございます。

こちらのほうも事業費といたしましては8億4,003万1,000円の金額になっておりますけれども、先ほど答弁いたしましたように、専門学校の校舎建設に対する補助金が主なものとなっております。この補助金は、岡山県北東部圏域等における看護師、介護福祉士等の養成を促進し、地域医療の維持向上を目指すとともに、若者定住等による地域活力の創造を図るため、美作市スポーツ医療看護専門学校等の校舎建設に対する補助金でございます。期待しております効果は、市内在住の学生の新たな学びの場の確保、それから専門学校の学生と地域の方が交流を行うことによりまして、地域の活性化につながるものが上げられます。また、今後学生が増えることによりまして、大原地域を中心とした新たな起業が興ることも期待しております、地域が活性化されるものという思いや、また新たな雇用が生まれてくることを期待いたしております。

以上でございます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

#### 12番（萬代 師一君）

議長、1点目の8億3,983万2,000円の内訳を教えてくださいということを言うとります。内訳といいますと、それぞれの項目でどのくらいになったのかということをお答えいただきたいと思っております。

それから、成果表の350ページ、金額が8億4,003万1,000円、主なものとしては滋慶学園の建設工事費と

いうことでございますけど、ここで数字に19万9,000円の差異が出てますね。これを尋ねとんですよ。私がかこの内訳を教えてください言うたら、そこのことを尋ねよるんだなと御理解いただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）

答弁漏れでございました。申しわけありません。

まず、建築の本体工事の金額でございます。まず、当初の部分におきましては8億9,964万円、これは全額補助対象経費といたしております。それから、追加工事といたしまして2,451万6,000円、このうち補助対象経費は311万7,867円でございます。それから、設計監理委託料でございます。2,419万2,000円、補助対象経費は全額でございます。それから、構造計算、適正判定料ほか手数料、こういったものがございます。355万8円でございます。これは、補助対象とはいたしておりません。それから、備品関係では実習機器、工具、図書、こういったもので約1億8,000万円ほどの金額がございますけども、こちらのほうは全額補助対象といたしております。工事費全体につきましては、11億1,308……。

〔12番萬代師一君「議長」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

私のほうは8億3,983万2,000円の内訳を教えてくださいとお尋ねしております。その内訳だけを教えてください。全てを言われますと頭が混乱します。

〔企画振興部次長平田幸春君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

わかる。

企画振興部長心得（平田 幸春君）

はい。まず、本体工事のほうで補助対象経費8億9,964万円でございます。

〔12番萬代師一君「平田さん、本年度だけの8億9,900万円というたらちょっと難しいのであれば、28年度に執行した1億円も合わせた金額でもよろしいですから」と呼ぶ〕

わかる範囲になりますけども、29年度になります。工事請負費につきましては8億1,500万円、設計監理業務委託料として725万8,000円。済いません、訂正させていただきます。やはり2カ年で説明させてもらうほうが。

まず、2カ年の合計金額で説明させていただきます。

工事請負費が9億1,564万円でございます。それから、設計監理委託料のほうは2,419万2,000円で、これに平成28年度で1億円の補助、それから29年度で8億3,983万2,000円の交付を行っております。

それから、差額のほうでございます。15万円ほどの差額が生じておりますけども……

〔12番萬代師一君「19万9,000円、数字だけははっきり明確に」と呼ぶ〕

支出済額19万9,000円ほど出ております。需用費、こちらにつきましては学校訪問、それから先進地視察、そういったことで行ったところの手土産代であるとかコピーとかそういった事務用品、そういったものの支出がまず消耗品として12万8,350円、それから公用車等を使っております、そういった燃料費で5万5,451円、それから学校の中に古い消火器がございまして、その処分の手数料1万5,120円、需用費と役務

費で19万9,000円。これは、全体事業費の中でございまして、こういったものは市が扱つとる金額でござい  
ます。滋慶学園に対する補助にはなっておりません。準備室の費用でございまして。

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

立ったら1回になるんですけど、ここの成果表の350ページは字句をもう一回確認してください。看護師  
等養成学校誘致事業ということでやられとることだから、先ほど言われたものも入ってくると。今言わ  
れた金額は19万9,000円だというふうに理解すればよろしいのでしょうか。わかりました。数字につきまし  
てはわかりました。

それから、2遍目の質問にさせていただきます。

平田部長心得のこういう数字は覚えておられますか。1人当たり20平米、看護学科が40名、この3学  
年、単価については12万3,100円、その2分の1が補助になります。これは、あなたが私どもに説明をして  
いただいた内訳でございまして。その合計金額は1億4,772万円になります。この金額は国の補助金でござい  
ます。名称とすれば、看護師等養成所施設整備事業交付金でございまして。先ほどの28年度予算執行され  
るときにこの金額についてどのような協議がなされたのかお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）

萬代議員の2回目の質問でございまして。

看護師等の整備交付金のほうにつきましては、私が当時営業課のほうを担当しておりましたときには、国  
の補助金としてこのような制度がございました。その後、岡山県と協議する中で、細かいことはわかん  
ないんですけども、この交付金がなくなったということで私のほうも理解いたしまして、財源につきま  
してこの交付金がなくなったということになっております。

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

この補助金につきましては、この補助金交付要綱の第4条の中に補助金の額の中に事業主体、要は大阪滋  
慶学園が補助申請をして得る国及び県、宙でやっておりますんで全くそのとおりの字句とは違う思  
うんですけど、があった場合は、市の補助金からこれを控除して支払うという文言が条文の中に  
ございまして。それで、あなたの説明であれば、県のほうと協議したらこの補助制度がなくな  
ったと。初めて私聞きました。事実なんですか。今まで企画振興部長ということで森分さん  
それから池田さん、大森さんがおられましたね。池田さんと私はこのことで何回も一般質問  
等でも議案質疑でもやっています。初めてこの補助制度がなくなったと言われるんです  
けど、それは事実なんですか。

議長（鈴木 悦子君）

答弁調整のため休憩いたします。

午後5時56分 休憩

午後6時11分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**

失礼いたします。済いません、私の説明が誤解を生じております。私のほうが補助金がなくなったと言ったのは、現在補助金がなくなっておりまして、それを前提に話をさせていただいて、大変御迷惑おかけしました。

当時といたしましては補助金交付要綱がございまして、この事業は事業主体、今回でいいますと滋慶学園のほうから岡山県を經由して国のほうに申請するという手続になります。ですが、当時の建設スケジュールがございまして、本年4月に開校するといったスケジュールに合わせていきますと、国に対する要望、スケジュール等違うことになって、事業主体である滋慶学園のほうも補助金を断念したという経緯がございまして、これは、今まで答弁したとおりでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

補足しますと、今、次長が話をしたとおりの説明を、私も補助金の交付をお願いをし、そしてそれがうまくいかなかったときに、当時の企画振興部長から聞いたので、そんなことを言われても困るよと、とにかくどっちが問題なのか知らないんだけど、まず岡山県にぜひ国に対して進達をして、そして事情説明をして、その辺が緩くなるようにお願いしてくれないかということを行った記憶がありまして、県から出向して部長ですから、県にまず言っていたんですけども、県からの答えはそれは無理だと、難しいんだという答えが返ってきて、その間何日かありましたが、しょうがないけど滋慶大丈夫かと言ったら、しょうがないですねというふうなことで断念に決定したという経緯があったというふうに記憶をしております。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上でございます。

〔12番萬代師一君「一言ぐらいよろしいか、議長」と呼ぶ〕

質問ですか。

〔12番萬代師一君「いや、質問じゃねえ」と呼ぶ〕

萬代議員。

**12番（萬代 師一君）〔質問席〕**

さっきも平田部長心得がおっしゃられたけど、1億4,770万円の補助金を断念して、被害をこうむるのは滋慶学園じゃないんですよ、美作市なんですよ。そういうような説明して、さも滋慶学園が補助金をもらわなんだという表現をされるけど、その被害者は美作市なんです。だから、予算執行のときにそういうこともよく加味して、どのような協議をされたんですかというお尋ねをしたところでございます。私の3回の質疑の回数を超過しました。終わります。納得はしておりません。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、通告順番4番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可いたします。

**10番（岡本 泰介君）〔質問席〕**

私は簡単な質問でございます。

農業振興費の目ですが、88ページの中段よりちょっと上のところに農林産物生産奨励助成金が30万6,000円とわずかですけど上がっております。これは一体何に使って、どんな成果があったかを教えていただけたらと思います。

それから次は、監査意見書の結びのところです。ページは47から48にかけてのところなんですけど、特に48ですね、ほとんど。審査意見書のところに総括意見の②の一番最後のほうに、職員が取り組む業務の目的を再認識し、職員個々の責任の所在を明確にすることによりモチベーションを高め、積極的に職務に精励できるようにするためにも、今から内部統制はどのようなものか、またそれを強化するためにはどのような点を改善したらいいのかなどを、幹部はもとより職員全員で広く理解し、実践することというふうに書いてあります。この監査意見書が出てくるということは、代表監査の方が来られてるんですけど、監査委員としてはどういう事例でもってこういうことを感じられたのかということをお聞きしたいと思います。

続いて、3番目は48ページのそのすぐ下に随意契約について書いてあります。随意契約理由の根拠について不十分なものが見られたと。その事例はどういうものなのか教えていただきたい。

それから、今度は49ページの審査意見書の⑧なんですけど、各種団体の補助金のところに後段に、特に多額の繰越金が生じている団体に対する補助金支出については、その適否を十分検討すること。どこが多額の繰越金をたくさん持っているのか、私たちにはここではわからないんで、どういったところがそういった例に当たるのかを明確に教えていただきたいという思いでございます。

以上、4点の御説明をお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

まず、経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、88ページの農業振興費の補助金であります農林産物生産奨励助成金30万6,000円でございます。

美作市内で農林産物の生産販売に取り組む3団体に対して補助金を支出しております。まず、雲海棚田農園、こちらに18万円、武蔵の里楽市楽座生産組合に対しまして9万円、上山営農組合、こちらは上山といいますが、こちらにも土居にあります上山でございます。上山営農組合に3万6,000円を支出しております。効果などございますが、雲海棚田農園ではイベントの資材費や農業体験用の資料費などに、それから武蔵の里楽市楽座生産組合では新聞の折り込みチラシの宣伝広告費ということで、販売促進に効果を上げております。それから、上山営農組合につきましては、優良農家の視察研修費に使われておりまして、生産技術の向上に効果があったということでございます。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**

岡本議員から3点の質疑をいただいております。

まず、1点目の内部統制の確立についてという項目でございますが、47ページから48ページにかけて書いておりますけども、内部統制の確立についての47ページの一番下のところに、平成29年6月9日、地方自治法の一部改正法が公布され、その第150条では「都道府県知事及び指定都市の市長は」というふうに書いてあります。これは平成32年4月1日施行ということになっておりますが、美作市はこの政令指定都市には該当しないんですけども、これを受けて必ずしなければいけないということではないんですけど、内部統制の強

化を入れなさいということで昨年の監査資料からこの項目を上げております。今、岡本議員からお話がありました事例ですね、特段の事例というのはございません。そういった観点からこの項目を継続して記載させていただいております。

ただ、1点、この場をかりて少しお話をさせていただきたいと思うんですが、市の職員の提案制度です。従来から提案制度というのがあるように聞いておりますが、調べてみますと平成25年10月、現萩原市政になる前ですけども、そこから現在まで職員からの提案が一件もないというふうにお聞きしました。これは、どうということかといいますと、一般企業におきまして、こういう提案制度というのは報奨制度を設けたり社員からの提案をどんどん受け入れて、企業の経営合理化を図るということで、従業員個人の経営の参加意識を高めるというふうな目的を果たしていると思います。大いに活用されているというふう聞いております。残念ながら当美作市におきましては、せっかくの提案制度がありながら職員がそれを利用していないという現実、それからまた幹部の方がそれを推奨しないという、こういった現実になっております。5年間も提案がゼロということは、職員の中に何を提案しても取り上げてくれないとか、幹部の人が聞く耳を持たないといったことが起こり得るのではないかとこのように思います。職員の声が届いていないというふうにも受け取れます。こんなことから、職員一人一人が前向きに職務に当たることができる風通しのよい職場づくりや、先ほど岡野議員からも話がありましたが、支払い遅延といったミスを少なくするためのチェック体制の強化を図るようにしてほしいということで、今回も意見書に出させていただきました。また、別の観点からいいますと、市の表彰制度としましては、現萩原市政になった年から課、係単位での表彰を年末に行っておられます。これは、職務遂行に当たり顕著な成績を上げた課や係について各部長が推薦し、市長が決定するということにより表彰しているというふう聞いております。職員の士気を高めるためにも大変よい制度だと思っておりますので、継続していただけたらと思います。

それからもう一点、支払い遅延についてですが、先ほど会計管理者からお聞きしたんですが、支払いの権限は今、部長、課長に委ねられております。これを会計管理者にも引き上げるということで、会計の規則を一部改正するというところでお聞きをいたしました。この支払い遅延が会計サイドからもチェックができるというふうなこれからの内部統制について高めていっていただきたいと思っております。

それから、2点目の随意契約の件ですけども、これは決算審査の際に随意契約の締結状況表というのを提出を受けます。その際の理由欄に記載してあった理由に不備があったということでございます。この理由については、支払い決議の際にも契約内容を記載しております。随意契約が認められる理由は、契約の性質、または目的が競争を許さない、緊急の必要により競争入札に付することができない、競争に付することが不利と認められると、それから最後に予定価格が少額の場合に2以上の者から見積書を徴集して随意契約する、この4つの随意契約を認められる項目があるんですけども、この理由欄に記載する場合に契約の内容、それから競争入札ができない理由、つまり随意契約でなければならない理由を明確に記載しなければならないにもかかわらず、単に緊急事態のため随意契約をしたとか、契約金額が少額のためとか、契約の性質が競争を許さないとか、そういった形式論のみの理由を記載しておりました。こういったことの是正をお願いしたいということで指摘をさせていただいております。

それから、3つ目の49ページの各種団体への補助金の多額の繰越金、この団体につきましては補助金を支出している団体の決算書を随時点検させていただくわけですけども、繰越金が補助金の支出額とほぼ同額かそれを超えた繰越金の団体が見られました。これは、個別事案ということでございますので、私のほうから団体名を申し上げることはできませんが、今後支出をするに当たって、繰越金をよく見て、検討していただきたいということで指摘をさせていただいております。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

ありがとうございました。

先ほどの農産物生産奨励助成金の3団体について説明と成果のことをお聞きしたんですけど、文言にこだわるわけじゃないんですけど、この生産物を生産するために出すお金じゃないものを今言われましたよね。楽市楽座の販売促進というのは生産物奨励になるんですか。間接的にはなるかもわかりませんが、直接生産物を増やすための奨励金ではないですね。私はそう思いますけど。部長、どう思われます。楽市楽座は物を売ってるところですね、彩菜もありますけど、同じような性格のところですけど。物を売ってるところに……。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員、それは岡本議員の思い、意見ですね。

**10番（岡本 泰介君）**

言い方変えます。使用方法をこれは間違っていると私は思いますが、部長はどう思われますか。この9万円の楽市楽座に対する、これは生産物奨励助成金ではない、私は間違ってる。ただ単に、議長、説明したらいいんですか、内容を。間違っても何でも説明したら終わりですか。そんなもんじゃないでしょう、決算のことというたら。いいか悪いかもあるわけですから、適正か適正じゃないかもあるわけですから。私はそう思いますが、部長、答えてください。

それから、代表監査員の東内さんにいろいろとお答えいただきありがとうございました。1項目めのことはわかりました。わかりましたというても、監査委員の説明は理解いたしました。それでは私は市長にお伺いしたいんですけどね。今、監査委員のお話を聞かれて、市長はどういうふうに思われたのかな、感想でも結構ですからおっしゃってください。5年も提案がゼロだったとか風通しがちょっと悪いんじゃないかとかいろんなことを今言われたんですけど、市長はそのことを聞かれてどういうふうに思われたかなということがあります。

それから、2番目の随意契約のことも同じです。理由にならない理由が書いてあったということですので、今後市長としてはどういうふうに捉えていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

4番目の団体名は申し上げれないということですので、それは了といたしますが、監査委員の指摘はしっかり受けとめて、今後監査委員の指摘に対して執行部当局はどういうふうに対応をとられるのか、そのことをお知らせください。

以上、再質問をいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

生産奨励助成事業という名称についてでございます。

美作市地域農林水産業振興事業補助金交付要綱というのがございまして、その中に美作市農林産物生産奨励助成事業ということで規定をしております。生産技術の向上、それから販売促進を目的として活動する団体を支援するといったことで、そういったことが生産の奨励につながるものであると思いますので、直ちに名称がどうかと……

[10番岡本泰介君「はっきり言うてくれ、はっきり」と呼ぶ]

交付要綱にあるとおりの名称であります。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

まず、提案制度であります、これはいろいろ議論がありますが、実態を見ておられますと市長室に来てこういうふうにするだけかどうかということもあります。そして、もう一つ重要な点は、月に1件ぐらいあるんですが、こんなふうにしたらこうやって制度がよくなるからという起案が実は上がってくるんですよ。それから、その起案をいろいろなルートで見て、オーケーするとか、若干疑問に思うときには説明に来ていただいて、議論をして、前に行かせるとか行かせないとかと、こういうことになるわけであります。

その辺を含めていったときに、会社で行ってる提案、賞金つきみたいなものをやるだけが提案ではないと思います。役所の場合の提案というのは、今申し上げたようにやりたいことがあれば、最終的には民主主義ですから、文書の形で提案が上がってくる。その前に相談ということで、いろんな人がこういうことを考えたがどうだろうかというふうなことでやるケースがそれなりにあるのではと思います。私もこの町だけじゃなくてほかのところも知っておりますけども、全般的に提案でもってやっているという提案受け付け型でやってるっていうのは多分2000年代の前半までがピークであったのかなあと、こんな感じを今持っておりますが、重要な御意見として風通しのよさの確保についてはさまざまな形で取り組んでいかなければならないと、こう思っております。

以上です。

それから、もう一個の随意契約型のところについて、個々にこちらに上がってこない案件がほとんどなんで、なかなか区別、具体の意見は言えません。したがって、全般的に言いますと、随意契約というのは制限的であるべきだというのが自治法の中でも当然うたわれております。であるがゆえに、個別に随意契約理由が自治法上、限定列挙されてるわけですね。それらの適合性については、余り軽く見ないでしっかりと実質のある話をすべきだという監査意見は、まことに妥当であるというふうに思っております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、3回目です。

10番（岡本 泰介君）

わかりました。もう交付要綱に記載してあるから、別にこれは問題ないということでもいいんですね。後で交付要綱をまた見せてください。

それから、市長は今、風通しのこととか起案があるとかいろいろと言われてるけど、現実には提案がないというふうに監査委員は感じられとるわけですから、ここは謙虚に市職員からどうしたら意見が出てくるかなということをよく考えていただいて、改善をしていく必要があるというふうに思います。トップダウンじゃなしにボトムアップも大切にしてください。それをお願いしておきます。

それから、随意契約については限定されていると、今後考えていかなければならないと言われたんですけど、どういうふうに考えられていくんか、言われることが余りにも具体的でないんで、4つの理由をしっかりと明記するようにするとか、改良されることをもう一つ具体的にきちっと言っていただければ私は納得するんですけど、その辺はどんなでしょうか。契約に関して、随意契約。

議長（鈴木 悦子君）

政策審議監。

**政策審議監（春名 利亮君）**

私この4月から政策審議監のほうをやらせていただいとんですけれど、私のほうにも起案がたくさん参ります。その中に随意契約もあるようでございます。どうしても随意契約が必要な場合もあるようですが、先ほど監査委員がおっしゃったように、随意契約の理由を簡単に期間が必要であるとか値段が安いとかというように書いてある場合があるようでございます。これについては、なぜ期間が足らなくてこういう事態になったのか、また安いものであってもどういう経緯であったのかということをもたまたま逐次説明を求めたりしながら、随意契約に適正な処理ができるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

[10番岡本泰介君「終わります」と呼ぶ]

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、通告順番5番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

**3番（岩崎 清治君）〔質問席〕**

それでは、私が通告しておりますのは、53ページ、54ページのトータルで言えば4件、個別に言えば3件なんですけれども、議長が特に一般質問化しないようにと言われてますけれども、少しだけ質問の趣旨を話をしないとわからないと思うんですけど、もともと決算書については地方自治法の施行令の中で様式を決められてまして、その中で成果表も様式としては入っているというふうに思ってるんですけど、それで間違いないと思うんですけど。その中でなぜそうなってるかといったら、決算書の数字を見て、内容を見ようと思ったら、成果表を見たらわかるよというふうにされる中で自治法の施行令にこういうふうな様式が入ってるというふうに私は理解しております。

特に今回の部分については、NODAレーシングだと思うんですけど、字がちよっと小さいんで、美作市教育施設等誘致促進補助金700万円、あとも一緒なんですけど、成果と課題ということで質問してるんですけど、この部分についてはNODAレーシングであれば議会で何回も議員の一般質問があったわけです。私のほうも気になってるのが、もともと5年間でしたかね、1,000万円の債務を組んで、それが事情があって700万円にしましたよ〔聴取不能〕予算組んでないわけです。成果表を見ると、はっきり言うのと読んだだけでわからん、大したこと書いてないわけですわ。こういう事業をしました。極論を言うと、補助金を出すのが成果ですか、違うんですよ。だから、こういうふうな補助金でこういう意味でことは出しましたけど、課題としてはこういうふうながありますよというぐらいなのは書いてほしい。書いてないんで説明をするという案件です。1回で答えて、ぴしっと理解したら、二度と言いません。

次は、滋慶学園の話です。先ほどの萬代議員と同じ質問なんですけど、350ページ、19万9,000円を私は違うところをメモ書きもしてるんですけど、成果表の中でいけば事業費として8億4,003万1,000円上げてますよというんですけど、その事業費の横のところ、350ページなんですけど、補助金を交付したと書いてある。事業をしただったらわかる。補助事業でこれこれを出しましたと。事務費としてこれこれ使いましたよだったら私は理解するんです。補助金出したっていうと、さっきの答弁は全然違いますし、それから一般質問の中、1億数千万円のお金が安くなったら市の損ですよと、もともとの契約はこうですよということがあられるわけです。そこも含めて成果表に書くべきだし、成功してるんだっいたらいいんですよ。ただし、希望もありますわ。今1学年しか入ってないですわ。来年、再来年にいっぱい入る可能性があるわけ。そしたら、地域の活性化になるんですけど、先ほど地域の活性化になりますよ、ことしだけというて8億円まで使ってるんですかっていう疑問が生じるわけです。だから、ありのままの成果と課題を書くべきじゃないかなと

いうふうに思います。

次なんですけど、同じような意味合いなんですけど、次のページで交流拠点施設、これはもう議会の予算の中でさんざん議論して、結果的に愛の村のほうはされたわけですよ。そしたら、それが成功だったか課題があるんか、失敗とは言えませんから、課題としてはこういう課題があるんかというのは、これは書くべきじゃないかと。

その次に、成果表に全然書かれてないんですけどこぶしの里、こぶしの里はお金使われてるはずですよ。それも100万円、200万円じゃないですよ。そしたら、書いて、これは今後どうするんだというのは、これは書く必要が。何のための成果表なんですか。ほとんど同じような内容なんですよ、僕の質問としては。だから、前段で自治法の施行令はこうなってるでしょう、こうなってるでしょう、失敗は失敗、失敗とは執行部は書けんですけど、課題はこうなんですということを言わなきゃいけない。特にこの4点についてわかるような説明をしていただいて、ひょっとしたら成果表をちょっと訂正というのもあり得るんかもわかりません。これは言っていないでいいんですけど、実は監査意見書にもこのことについて触れられてないですね。だけど、もう少し、議会のときになれば議長なり委員長なりが議員の発言を今後検討し、行政に役立ててくださいとかいろんなことを言われてるんですけど、そりゃもう何にも役立ってないですよ。結果だけでも書いてもらいたい。失敗したとは執行部は言われないでしょうけど、そのあたりを成果として、課題として何があるんか、成功だったら成功でいいんです。そのことを書いていただいて、こっちが理解する。建物をつくったんで終わったんでは仕方ないという意味で、納得したらこれで終わります。納得しなければ終わりません。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

自治法の流れの中でこの成果説明、内容説明っていうやつが付されてるのは、まさに議員がおっしゃったとおりの背景があるというふうに私も理解しております。ただ、これが制度として完全にまだ定着をしてない、我々の中でも実は発展途上の感じがあります。今お話を伺っておりますと、この内容説明の中にもう少し課題についても触れるべきだろうというのは、私としては全くそのとおりでというふうに思っております。今後全般的にこういうものの書き方について、担当はこれ会計課だったと思いますけれども、どこだったっけ。会計課のはずだけだね。

〔「会計課は調整をするんです」と呼ぶ者あり〕

会計課が調整しております。調整をしてる担当が全般的な調整をするんですから、つまりこの部局については課題が書ける、この部局については書けてないときには案文を突き返して調整をするのが調整ということなんで、会計課の内部統制コントロールの一つの大きなポイントだというふうに私は今の御発言をいい方向でサジェスションだというふうに理解をしまして、今回は出してますんで難しいんですが、改善するように努めさせていただきますんで、よろしくをお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

これから私がどんどんしゃべると、答えがもらえてないっていうふうなことで、もういつまでたっても終わらなくて、それは余りにも大人げないという気持ちの中で、一つだけお願いをされるようでしたらこれを終わろうと思うんですけど。決算特別委員会がございます。そのときに今言った4項目について、この文章

じゃない部分で本当の成果と課題をいただいて、説明をいただけるようであれば、それを了としてきょうは終わろうと思うんですけど、どんなでしょうか、市長のほうから一言。

〔市長萩原誠司君「わかりました」と呼ぶ〕

それでは、終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第1号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

大変遅くまで御苦労さまでした。

午後6時45分 延会

平成30年9月12日

(第 6 号)

1. 議 事 日 程 (6 日 日)

(平成30年第5回美作市議会9月定例会)

平成30年9月12日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案質疑 (認定第2号～認定第13号、議案第66号～議案第71号)

日程第2 請願・陳情について

陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度  
政府予算に係る意見書採択の要請について

請願第3号 美作市入札制度に関する請願書

2. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	岡 本 泰 介
11番	山 本 雅 彦	12番	萬 代 師 一
13番	山 本 重 行	14番	尾 高 誉 久
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
17番	内 海 健 次	18番	鈴 木 悦 子

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	横 山 博 光
教 育 長	大 川 泰 栄	政 策 参 与	山 下 亨
政 策 審 議 監	春 名 利 亮	総 務 部 長	岡 本 和 之
危 機 管 理 監	藤 原 陽 二	市 民 部 長	角 南 良 雄
環 境 部 長	宿 野 豊 彦	経 済 部 長	遠 藤 宏 一
保 健 福 祉 部 長	江 見 勉	建 設 部 長	真 野 弘 紀
教 育 次 長	山 名 浩 二	消 防 長	皆 木 佳 久
会 計 管 理 者	山 本 和 毅	企 画 振 興 部 長 心 得	春 名 信 明
企 画 振 興 部 長 心 得	平 田 幸 春	教 育 総 務 課 長	宮 前 聖
健 康 づ くり 推 進 課 長	山 下 富 貴 子		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
課 長	坂 元 省 吾
係 長	金 谷 裕 子

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 議案質疑

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「議案質疑」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うこととなっております。なお、議案質疑は一般質問化しないようお願いをいたします。

質疑の発言につきましては、先般お手元に配付しております発言通告順により、議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

それでは、認定第2号「平成29年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

おはようございます。

それでは、私は、通告してまず国民健康保険税の決算についての御質問のほうをしたいと思います。

質問の要旨ですけれども、国保の税を中心に、清算後の入れた実際の数字はどうなんだと、それに対してどういうふうな運営ができてるかということをお尋ねしたいということですが、少しだけこの部分の中身を説明しますと、一般会計というのは歳入があって歳出を決めていく。ただし、国保とか介護については歳出のほうを中心に考えて歳入の金額を決めていく、これが条例になっているということがあるんで、そのうちで私の今回の質問については、歳出が残ったことについては一切問う気はありません。歳入のほうを中心に、特に先ほど言いました、歳入でも税を中心にお尋ねしていることです。

もう少しつけ足すと、ことしの部分、まあ30年度ではないんですけど、29年度まで過去数年間、3年間ほどで国保税率を上げられたんか下げられたんかというのを、ちょっとわからないんで教えていただきたいこともつけ加えて、担当部のほうがどのような分析をされているのかということを中心に話をさせていただきたいです。その中で、ここの決算の数字を教えてください。だから、特に1点目にお尋ねをしている決算書の数字ではない数字というのが、概算精算があるので出てくるだろうと思うんです。それが国保税にどれ

だけ影響してるか、繰越金にどれだけ影響してるかというのが非常に重要になるんで、そのあたりは特に忘れないように説明のほうをお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

皆さん、改めておはようございます。

平成29年度美作市国民健康保険特別会計決算について説明させていただきます。

御承知のとおり、国保特別会計は収入に応じて支出を抑制するということはできず、支出にあわせて予算を組まなければなりません。医療費が増加していく場合、その歳入不足を補うためには保険税の引き上げか財政調整基金の取り崩しにより賄うことになっております。しかしながら、保険税の引き上げは被保険者への直接の負担増となるため、財源不足の場合は財政調整基金を取り崩し、財源とする予算編成を行っております。これも基金がある場合でございますが、平成29年度の保険税については、過大見積もりにならないよう一般被保険者分で4億9,809万9,000円としておりましたが、決算額では5億4,885万円余りとなりました。

国保には、各種の国庫助成が行われるところでございます。その中枢をなすのが療養給付費等負担金でございます。この補助金につきましては、その算出方法に基づき予算を計上しております。2月の編成申請において、その年度に交付される額の概算額をシステムから算出した額に基づき申請いたします。市単独で見込みを立てて交付を受けるものではございません。概算であるため翌年度清算となり、7月ごろに額が確定し、年度末に返還をしております。平成29年度につきましても、前年度繰越金が3,282万8,749円でございますが、そのうち1,965万829円が返還金となっております。この返還額につきましては、当初予算時に見込めるものではないため、実績報告等による額確定に基づき繰越金等により返還することになります。

歳出の約64%を占める保険給付費につきましては、慎重にその額を導き出していかなければなりません。29年度の当初予算の段階では、28年度の決算見込み額を実績より算出し、これに過去の5年間の伸び率の平均を乗じて予算計上しております。決算を目前に控えた12月には、今後の支払いについて見込みを立ててまいります。4月から11月までの支払い済みの額から1カ月の平均額を出し、年度末までの支払い予定額を推計いたします。その額と年予算額とを比較いたしまして、29年度予算においては補正を行いました。結果として療養給付費、療養費、高額医療費につきましては決算合計額25億5,311万5,203円に対し、約4%の1億761万797円の不用額が生じております。保険給付費につきましては、新たな感染症の発生など予期しない増加に対処するために幾分か余裕を持った予算編成をした結果、最終的に1億5,081万円余りの繰り越しになっておりますが、そのうち約5,000万円から6,000万円程度の返還金があるのではないかと考えております。結果的に基金繰入金が全額不用となりましたが、国保会計の運営上はまあよかったのかなと考えております。

それから、税を上げたかどうかということでございますが、最近では上げておりません。何年度から過去に上げたことがあるかというのは、ちょっと調べたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

改めてなんですけれども、実質収支に関する調書の中で1億5,000万円と出てるんですけども、先ほど言われたのは少し理解しづかったところあるんですけど、五、六千万円このうちに返還金が生じるという

内容であるのであれば、先ほどもう一個言われた、7月ぐらいに確定する、もう確定してるんじゃないですかね。まだされてないんですか。

そのあたり1点と、一つは最近税をつつかれてないということであれば、分析についてはちょっと違うんじゃないかねという気がするんですけど、税の平準化という観点からすれば結果オーライという考えになるんでしょうけど、どうしても気になるのは国民健康保険税、当初予算にされた数字から全然つつかれてないんですね。で、結果的に5,500万円ほど予算よりも余分に入ってるわけです。一方では、先ほど言われた、よく知っとられると言われたように、お金がなかったらどっかからか借りてくるわけにいかないんで、そのための基金があるわけです。その基金を当初予算されております。で、補正も何回もされてるわけです。この3月補正でも、基金を1,000万円繰り入れて増額されたわけです。ということはどういうことなんですかということもあるわけです。そのあたり触れられてないんですけど、多分これを見ると当初予算があって財調の繰り入れを2回以上されてる、まあ2回かもわかりませんが、されてるわけですね。で、結果的にいうと繰り入れゼロですよ。で、残って使わなんだからよかったって、そりゃ使わなんだらよかったです。片方では、税を、きのうの話なんですけど最大限確実な数字って言われてるんですけど、もう調定が出るわけです。過去数年間の収納率掛けたら金額出るわけですね。で、100万円台までぴったり一緒だとおかしいじゃないかとは言わんわけですね。5,500万円も予算よりも残ってですよ、足らんからというて財調組んで、その部分がゼロっていうのは、それは考え方についてはおかしいんじゃないかね。予算のつくり方はどうされてるん。私たち議員は、予算書しか見えないわけです。先ほど言ったような実質収支なんかにしても5,000万円、実際は1億5,000万円じゃけど、五、六千万円の金が本来返さなきゃいけないのだと、実際の単年度はこうなんですよっていうのも聞かなきゃわからないわけです。その中でどういうふうな運営をして、結果的によかったか悪かったかという話があるわけ。過去3年間の部分の決算数字をある程度見させてもらったんですけど、3年前ぐらいが一番医療費が大きくて、もうそれこそインフルエンザでも出たら金額増えるのはわかるんですよ、わかった上で聞いているわけですから、その上でずっとして、まあ来年以降については県内の一本化になるんで余りしつこくは聞きませんが、もう少しちゃんとした予算をしていただきたいな。そうしないと私たちわからないもんでということで、再度。

1つは、なぜ国保税が5,500万円も予算よりあるのに補正増をしてないのか、そのない部分を財調の繰入金に全部頼ってるわけですよ。そのあたりは予算のつくり方、決算じゃないとわからないもんで、おかしいんじゃないでしょうか。まあほかの極端な調整交付金とか協働事業交付金なんかの金額が余分に入ってきてるんですけど、五、六千万円も赤字っていうことは、返さなきゃいけないということは30年度予算見たときにはわかるもんで、それはもういいんですけど、税と財調の繰入金の部分をどういうふうに判断して、予算を決算に近い、まるで近いんじゃないかですよ、多少でもひつつくようなことをしなかったかという質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

税が当初から補正されてないという質問でございますが、おっしゃるとおりでございます。確かに、補正をしたときに基金の繰り入れをもって充当しております。確かに言われるようにそういうふうにする方法もあったかと思えますけれども、安全策というんではないんですけども、基金の繰り入れを選択させていただきました。今後はそういったことも加味して考慮していきたいと考えております。

それから、額の確定をしていないのかということでございますが、これはまだ確定しておりません。

それから、途中の基金については基金をやはり減額する方法もあったかもしれませんが、今回の

場合は1月ごろの予定を立てましたので、なかなかその辺も加味できなかったということでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

もう3回目でこれで終わるんですけど、一つは仕事として考えられるのもいいんですけど、みんな国保が高い、高いって言ってるわけですね。その中でどうしてもこれだけのお金が要るっていうのはわかるんです。結果オーライじゃいけないのですよ、途中経過もみんなが理解できるような計算方法なり一生懸命していただきたい。今の部長さんの答弁では、まあ足らなったら基金の繰り入れだけしときさえすりゃあええ。もちろん税収のほうは、これは増えないですよ。収納率は別ですよ。税収を決めるときには条例をつつかにやいけん。だから、条例をつついた時点でもう税収大体決まるわけですね。それができるだけ収入に近い部分になれば、基金の繰り入れも少なくなる。で、余分なお金が要る場合はわかりますよ。わかる範囲内なんですけど、ある程度びしっとしていただかないと、その分析も含めてですよ、予算も含めてびしっとしていただかなければ信用度が低くなるんですよ。そのことを今回もう一回再度検証していただいて予算のほうをお願いしたい。そうすれば決算と一緒にひっついてくる。内容について再度監査委員さんにお尋ねしようかなと思いましたが、部長さんの答弁である程度理解しましたので、通告はしておりますけどよろしいですから。

以上で終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。ございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

歳入で款1項1目1節の4、5、6、滞納が出とんじゃけども、市民生活にどのような影響が出てこういうふうな滞納が出てきょんか。その生活実態をどういうような形の中で把握されとんかね。これ、滞納が出ましたで放つとんか、放ってしまうんか。そうではなしに、この滞納が出よう原因の究明だけはきちっとしとかにやいけん思うんです。どのように把握されとんか、その辺のところについて質問をいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

滞納については、全額収納ということはなかなか厳しい状況ではありますが、個々の状況、それからそういったものを精査しまして、極力納めていただくように勧奨しながら電話で連絡したり、そういうことをしております。

[15番岩江正行君「そがんこと言ようりゃせんがな」と呼ぶ]

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

あんた、いつも絡み合わんじゃ、あんたと話がな。背景を言ようるわけじゃ、わしは。こういうようなものを生み出すような、滞納を生み出すような、どこに原因があるんならということをお願いよんじゃ。あん

たは市民部じゃけん、税金から何から皆わかるでしょうが。生活困窮者が多くなってきょうとということ  
は、滞納が出てきよんじゃろ。それとも、あつて払わんのんか。払えんような状態の人がどのような状況に  
あるんか、市民の。それをこれから住みよい期待の持てるまちづくりをするのがあんた方の仕事じゃろうが  
な。そうじゃろう。それをなくして美作市の行政はない。言ようことがわからんか、通じんか、日本語  
が。答弁。

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

所得に対して資産等もありますが、そういったものに国保税をかけております。よって、所得の少ない方  
については減額措置があり、そういったことで軽減しておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

その社会的背景、滞納になる社会的背景ということですが、そういった方につきましては社会福祉課、保  
健センター、社会福祉事務所のほうにいろいろと御相談もありますし、私たちがいろいろとアウトリーチを  
しながら、生活に困窮されてる方の支援というものを行っております。就労のあっせんであつたり各種制度  
の活用であつたり、そういうことをお勧めしたりして、どうしてももうこれ以上困難ということであれば社  
会的な救済措置もござひますので、そういったことも勘案しながら市民の方の支援を行つてまいりたいとい  
うふうを考えております。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

それはわかるんで。あんたの言ようのはわかる。そのような支援をしてまいりたいというのはわかるん  
だけど、わしが言ようのはこういうような背景をだからきちつと、成果表じゃから、これね。生み出すよ  
うな要因は何ですかと、原因は何ですかというて言うたら、あんた見とんじゃろう。何件ぐらいあるんな  
ら、これ件数として。それが今言ようる、仕事のがうなつたんか、会社が倒産したんか、その辺のところの  
実態だけはきちつと把握しとかなんだら、当初予算組んでしょうがな。その辺のところの考え方というの  
は、あんたはもうとんでもない方向の答弁するんじゃ。そういうこつて、わからんのんだつたらわかる人に  
今度のはかわつてもらわんだら、こんなことばつかりしよつたら美作市の進歩も発展もない。

そういうようなことで、終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

他に質疑はござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第3号「平成29年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

岩崎議員。

### 3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

介護保険についての御質問をさせていただきます。

介護保険については、私のほうも去年質問をいろいろさせていただいて、計画よりも金額のほうが多いという話は聞いてまして、本来はもう少し少なくてよかったんだよということを聞いておりますので、それが何でという深いことは聞いてもどうしようもないんで聞かないんですけど、まず第6期が終わりました、6期の介護保険計画が。で、新しい計画をつくって動いてるわけなんですけど、先ほどの国保会計のときの質問と同じなんですけど、スパンは3年。個々は1年の単年度ですけど今回は3年のスパンの話になると思うんですけど、3年間の収支決算したときに、私自身がしたときには繰越金の関係と基金の増減の関係で計算をしたら、1億7,000万円強の金が多かったのかなというふうに数字的に思うんですけど、実際に一人頭にすれば、単年度なんですけど、幾らぐらい金額が多かったというのが一つお伺いしたい。

で、計画との差異。介護保険の事業計画をつくられてますよね。で、サービス料がありますよね。その部分がどこが少なくて、特に1個か2個でいいですから、どこが少なくて事業計画が違ってこのお金が残ったんだということを教えていただきたいです。もう国保と内容的にはほぼ同じような内容なんです。細かい説明はしませんが、部長さん、わかりますね、これだけの説明すれば。

### 議長（鈴木 悦子君）

江見保健福祉部長。

### 保健福祉部長（江見 勉君）

一人頭幾らぐらい多かったのかということでございますが、3カ年の平均の金額が、第6期の計画額は一人頭6,450円ということでございます。3期の平均の実績に合わせた月額に直すと5,920円程度になろうかと思っておりますので、530円程度が多かったということになるかと思っております。

それから、大きく計画額と実績額が乖離、まあ乖離というほどでもありませんが、どうしても事業計画3カ年を見通しての計画になりますから、計画の差異が出てしまいました。大きなものの要因につきましては、地域密着型の小規模多機能介護施設というものがございまして。梶並と豊野にこの計画に関する期間の中で建設があったわけですが、それぞれ計画を立てたときと、それから実績、事業を実際に始められた時期に、これに差異が生じてしまったと。2年とか1年半とかというような形でその計画がおくってしまったので、それを計画の中では当然計画計上しておいたものが給付費が実際にはゼロになってしまったという理由でございまして。

それからもう一つ、同じく地域密着型の認知症の対応型の通所介護というのがあります。認知症の方が通われるデイサービスですが、これが計画を立てたときは3事業所あったんですが、これが実際の計画を運営している中では1事業所ということで、事業所が減ったということでございまして。認知症の通所事業所ということで報酬単価も高いと思っておりますが、それが通常の実業所のほうへ流れたということで差異が生じたんじゃないかなという分析をしております。

### 議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

### 3番（岩崎 清治君）

もう決算で終わったのでしつこく言う気はないんですけど、今現在払ってる人と3年後に基金を使って次のときに安くなるという人が、人が違う可能性があるわけです。わかりますね、言ってる意味が。だから、特に慎重に、国保もなんですけど慎重にお願いしたいと、計算を含めて。それが事業計画でしょうし、まあこのくらいだったといういいかげんな計算じゃなしに、いいかげんにされてるとは言いませんけど、ちょっと

と慎重にしていただかないと、私も介護保険も払ってますし、私の同級生なんかもおい、高いな、初めて払い出したんだけどという声が多く入ってくるわけですよ。何に比べて高いんか安いんか、ほとんどの人わからないんです。まあ仕方がないんですかなと私は言うんですけど、計算基礎を知ってるか知ってないかによっては違う。ただ、希望的観測の数字の中をやっていただきたいくないというのが本音の希望なんで、お願いをして終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第3号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第4号「平成29年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第5号「平成29年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第6号「平成29年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第6号の質疑を終了いたします。

次に、認定第7号「平成29年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第7号の質疑を終了いたします。

次に、認定第8号「平成29年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第8号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第9号「平成29年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第9号の質疑を終了いたします。

次に、認定第10号「平成29年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、認定第10号の質疑を終了いたします。

次に、認定第11号「平成29年度美作市水道事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第12号「平成29年度美作市病院事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、認定第12号の質疑を終了いたします。

次に、認定第13号「平成29年度美作市下水道事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

どうも年をとりますとせつちちなところがありまして、御容赦いただきたい。

きのう家内が、帰りますと、ちゃんとボタンをはめてよかったと。きょうもあさってもあしたもしなさい

と、こう言われましたんで、びしっとボタンをしております。

じゃあ、本論に入ります。

下水道会計決算書の7ページ、ちょっとお開きいただきたいと思います。

これもテレビを見ていらっしゃる方に、専門的な部分がありますので、若干説明を加えさせていただいて質問させていただきたいと思います。

そのところをごらんいただきたいんですが、予算現額補正後の数値ですが、1億6,450万円ございます。それに対しまして決算額は8,073万3,240円と。その乖離が1,774万円ぐらい出るわけでございますが、執行率は計算をしてみますと約49.1%になります。なぜ私が疑問に思うかという今回の質問は、資本的収入の5ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

その第4項の負担金があるんですが、予算現額は195万8,000円で、ところが決算額を見ますと負担金はゼロでございます。事業を、建設改良をやる場合に当然負担金が伴ってまいりますので、これからいけば約半分ぐらいは比例的に考えても負担金は入っているはずなんですが、なぜ負担金がゼロなのかというのが質問でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

宿野環境部長。

**環境部長（宿野 豊彦君）**

まず、事業の建設改良費の1億6,450万円で決算額8,733万240円ありまして、繰り越しが6,600万円、これは湯郷の管の更新を行っております。それとあと、5ページのこの負担金でございますが、公共ますの取り付けの負担金の収入を予定しておりましたが、認可とかいろいろな関係でちょっと28年度に取り付けの公共ますの賦課ができておりませんで、それを今年度行っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

よろしいですか。

〔4番岡野鉄舟君「了解」と呼ぶ〕

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで認定第13号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第66号「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

それでは、通告内容に基づきまして何点か質問させていただきます。

第1点目は、今の時点で条例を提案する理由、背景など、これをお答えいただきたいと思います。

そして2つ目は、第2条をごらんいただきたいわけですが、ここにいろいろな太陽光発電設備とか大規模太陽光発電設備建設事業、事業区域、地権者、地域住民等という定義がございますが、その中で2項目めの大規模太陽光発電設備事業の中に、事業区域内に設置される太陽光パネルの公称最大出力の合計が1メガワット以上となっているんですが、この点の1メガワット以上の場合には大体その区域面積がどのくらいになるのかというのが2つ目の質問でございます。

そして、3番目でございますが、条例制定の基本理念を第1条に設けるべきではないかというのが私の思いでございます。条例を第1条から最後まで、第14条まで見ていただきますと、第1条に目的があるんですが、冒頭最初の質問させていただきましたように今回条例を上程されているんですが、市長の思いとすれば全国に名を誇れるような評価条例をしたいという思いがあると推測をいたしますので、ならばこそ基本理念を例えば目的の次に置かれたらいいのではないかと思います、その辺の考えをお聞きいたします。

そして、4つ目の質問ですが、届け出が第5条でございますが、その前に事業者の説明会の実施を、第1条を設けるべきではないかと思っております。後の条文の中で説明会の報告をするというようなことがあるんですが、それではちょっと不十分だと思います。この辺のお考えを聞きたいと思っております。

そして、第8条に美作市総合戦略推進会議の意向を聞くという項目があるんですが、昨今の新聞等を見ておりまして、行政でやるだけでなく有識者の意見を聞くということがやはり事業者にとっても公平、それから地域にとっても影響の少ないようにといったことを考えたときに、やはりメンバーの構成が非常に重要だろうと思っておりますが、いろいろ質問する前に、現在の美作市総合戦略推進会議のメンバーをお聞きしたいと思っております。

そして、第11条に勧告、これ私が一番早く通告を出しておりまして、その晩職員の方が差しかえてほしいということで持ってこられて助言が入ったんですが、きのうの空き家条例のことで部長が言われた中に、ホップ、ステップ、ジャンプじゃありませんけども助言があったら次には指導がある、そして勧告があると。これは非常にフォーマルな行政推進の上のステップだろうと思うんですが、私はこの第11条に助言を入れるべきだと思いますが、そのあたりのお考えを聞きたいと思っております。

最後に7番目でございますが、附則のところ、附則はちょうど5ページですが、適用区分のところですが、ここの解釈を慎重にする必要があると思っております。読まさせていただきますと、執行部において既に当該事業に係る工事が開始されている事業のうち、市との協定、その他の必要な対策を行っているとして、市長が特に認めるものについてはこの条例の規定は適用しない。何が言いたいかと言いますと、2行目の最後にあります、市長が特に認めるものということが非常に裁量が広くて、ある意味事業者にとっても非常に財産権を侵害する場合も考えられます。ここで聞きしたいのは、市長が特に認めるものというのは今現在どういうものを想定しているのかということですね。それをお聞きしたいと思っております。

以上、7点でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員、6番目の第11条のところ、助言を入れるべきと言われたんですが、指導。

**4番（岡野 鉄舟君）**

ごめんなさい、指導です。失礼しました。助言、指導、勧告と、ホップ、ステップ、ジャンプと。

**議長（鈴木 悦子君）**

わかりました。

春名企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

岡野議員の御質問でございます。

議案第66号美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例につきまして、6項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、今の時点で条例を提案する理由、背景などでございますが、太陽光発電は地球温暖化防止に有効であるといったプラスの側面がある一方で、住環境に与える影響や将来における廃棄物処理などのさま

さまざまな課題があることも事実でございます。市議会におかれましても、たびたび議論がなされてきた経緯がございます。一つの原因としましては、明確な法的基準が示されていないことが上げられるために、市独自の条例案を提案させていただいております。

次に、2番目の、太陽光発電設備の1メガワット当たりの面積という御質問ですが、国の基準で試算いたしますと約2ヘクタール弱というところでございます。

それから、3番目につきましては、条例制定の基本理念を第1条に設けるべきではないかという御質問ですが、本条例案は大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価が適切かつ円滑に行われるために手続その他の所要の事項を規定し、実効性を確保するための条例とさせていただいております。そのため、基本理念は不要と考えております。

4番目ですが、届け出の前に事業者の説明会の実施を1条設けるべきではないかということですが、第5条の届け出書類の中に、説明会を行ったことを証する書類の提出を義務づけております。

それから、5番目です。美作市総合戦略推進会議のメンバー、有識者はいるのかという御質問ですが、委員の総数は26名でございまして、産業界の関係者、それから学校関係、官公庁の関係、労働組合、それから金融機関、言論報道関係、それから地縁に基づく団体を代表する方、女性の意見を代表する方、それから市議会のほうからと、それからその他市長が認める方を委嘱しております。県会議員の方もいらっしゃいます。

それから、6番目の、勧告の前に指導が必要ではないかということですが、第11条で勧告を行う前に助言を行うこととしておりまして、第9条では評価書を作成した際には意見を述べることでできる旨の規定も設けております。

それから、7番目の、附則の適用区分、解釈についてでございますが、施行日において既に工事が着手されている事業のうち、特に市との協定、必要な対策が行われているものにつきましては本条例を適用しないということを規定させていただいております。

#### 議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

2回目でございます。

第1点目ですが、今心得から説明がありました。それはもう議員の皆さん誰でもわかりますし、答弁は推測できます。私が一番念頭に置いてるのは、私も議会で質問しなかったんですけど、作東のメガソーラーのあの課題なときに、全国の環境省のいろいろな事例なんかを見る中で、なぜやろうと考えたのか、これっぽっちも思わなかったのか、例えばその辺を反省して今回やるんだというその趣旨の答弁が本来の今制定する理由になると思いますが、後追いで言うという、そういうもんじゃないと思いますよ。

そこで質問でございますが、ちょうど環境省が平成28年4月に、インターネットで検索したんですが、太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集というのがあります。それで、市長も含め、心得が見られたかどうかわかりませんが、そこの中にどういったものがあるかといいますと、つまり条例というのは御承知のように憲法では法令の範囲内で制定するというので、規制については罰則を設けるかどうかということはいろいろその目的、程度、規制の程度等で条例が優先する場合もあるんですが、本件に関しては上位の法律がないんですが、これをちょっと紹介をさせていただきますと、環境影響評価条例、これに基づいてやっている都道府県と市町村、それから2番目に環境保全、緑地保全等に関する条例、そして3番目に景観条例でやっている市町村、そして4番目に再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する

る条例ということでやっている市町村があるんです。つまり、太陽光に包括しなくてもこういった条例でできるというところもありながら、そして事業者と財産権の保障と地域の環境調和、地域の安心・安全との調和をやっているところがたくさんあるわけです。

そこで質問なんです、岡山県の27市町村の中で太陽光発電に関する規制条例を制定するところがございしますが、その状況を教えていただきたいといいますか、把握をされているかということが質問でございします。そして、もしあれば、私が今4つの全国の取り組み事例を言いましたが、そのどのタイプになるかということが第1番目の質問に関する2回目の質問です。

そして、定義、第2条の解釈ですが、今ちょっと数字を心得が言われましたんですが、私が国のこの太陽光に関する条例の中で、もう全然メガヘルツというのが想像もできないんですが、これで見ますと1メガヘルツで……

〔「ヘルツじゃなからう、ワット」と呼ぶ者あり〕

ごめんなさい、1メガワット。それで1.57ヘクタールと統計上あるんですよ。それで、心得の言われた数字は法外もなく面積が広いですよ。この棒グラフの中で見るんですけど、1.57ヘクタールというと1万5,700平方メートルです。12の2乗が144ですから、恐らく四角平方でいえば125平方メートルぐらいです、面積的にはね。だから、今心得の言われた面積は、物すごい乖離がありますよ。ですから、定義をちゃんとこの中で決めておかないと、今私が質問しただけでも、素人である私が違うんじゃないですかという疑義が出てくる。ほんなら、市民の人が問い合わせがきたときに、えっ、それはおかしいんじゃないかと、専門家の人が答えたときには答えになりませんよ。恥をかくだけです。ですから、今の1メガワット、これが本当にどのくらいかというのを改めてお答えいただきたい。

そして3つ目、基本理念は必要ないと、味もそっけもない答えなんです、私は冒頭申し上げましたね。今1番目の質問とも関係しますが、市長はこの条例を岡山県の27市町村よりも全国にも先駆けてやりたいという思いがあるはずですよ。そうすると、だからこそ基本理念は目的の第2条ぐらいに設けたらどうかと、そう言ってるわけで、2回目の質問に対して、ああ、必要ありませんという味もそっけもない返事であれば、それはそれでいいでしょう。2回目の質問です。

そして4番目の、説明会の実施は今言われましたが、後の条文の中で開いたら報告してもらおうとかあるんですが、これではいけないというのはなぜかといいますと、条例は法律と同じように非常に事業者を規制するわけです。財産権の、物すごくひとえのところに行くわけですよ。一方で地域の住民の方々の財産もあるし、環境もある。そうすると、事業者と行政が調和する中ではやはり説明会を義務づけるという条文が必ず必要です。ですから、今おっしゃられたような後追いで報告を求めるということは非常にぬるいと思えますが、改めて説明を求めます。

そして5つ目、総合戦略推進会議のメンバーいろいろと聞かれましたが、これは私でさえ1メガワットというのがわからんわけですよ、どういうものか想像もできんわけですよ。太陽光がどれほど地域に影響を与えるかということは、やはり有識人が入ってませんね。つまり、大学の先生ですよ。ないしは研究所の専門的な人が入って、やはりこれは業者が言うのはおかしいと、こういったメンバーが入らなければいけません。美作市の地方創生事業をやるだけならば、今おっしゃられたようにいろいろな方が入っていらっしやいますから、それはそれでいいでしょう。しかし、本件に関しては極めて専門的な知識が必要であると思えますので、このメンバーではだめです。そういうことで、2回目の考えをお聞きいたします。

そして6番目の、勧告の前に、つまり助言と指導、そして勧告、これはもう常識ですよ。つまり、こうすべきじゃないですかとそういう助言をした後、あなたこうしなさいよというきつい、こんなことを、もし心

得が事業者であったときに、非常に腑に落ちない、おかしいと思われますよ。僕が事業者であっても、要するに助言があつて、だんだん物事を相手に説明するときには厳しくなっていくわけですよ。災害でも指示だけがあつたんじゃあ、そりゃあ皆さんは困りますよ、つまり義務的な指示だけでは。やはりその前に緩やかにこうすべきでしょうと、しなさいよという勧告があつて本来です。こういった行政指導を行う場合も、助言があつて、それから指導があつて勧告です。まあ本件に関しては罰則はないんですけど、これはやはり必要だと思ひます。

最後の附則については、いろいろと意見がかみ合わないと思ひますので、つまり自由裁量の部分が多過ぎる。やはり羈束裁量的にやらなきゃいけないんで、質問なんですけど、今であれば助言と勧告だけなんですけど、ガイドラインというのは絶対必要ですけど、つまり何に基づいて事業者を助言をしたり勧告するんかということ。これは、私が事業者であっても、そんな思ひつきで言われたら困りますからね。心得、それはちょっとおかしいんじゃないですかと言つたときに、行政としては、いやあ、ああのこの、すつたもんだ言つたつて、それはもうだめですよ。

そこで質問は、ガイドラインを今定めていられるのかどうか。定めていないとすれば、今後ガイドラインを定めるつもりがあるのかどうか。

以上、7点になろうと思ひますが、もう一度2回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

これより10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、2回目の質問の答弁からです。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

それでは、7つのうち幾つか私のほうからお答えしますが、まず当然こういう条例をつくるときに、我々としては先行している条例を全て点検をいたします。そして、まあ私自身がやるかどうかは別として、私自身としては県内のものは知っております。真庭市がやってみて、これは真庭は特殊事情がある。蒜山という国立国定公園内の中の景観地域があつて、そこについての効力を有する条例ということで、私どもとしてはちょっととり得ないタイプであります。

条例のタイプはいろいろあります。これは影響評価条例という位置づけでありますけど、その中でいろんな工夫がされております。見た目よりは難しい条例でありまして、当市の職員、スタッフが大変よく勉強してくれた。時間はかかったけども、本当によく頑張ってくれたおかげで、かなりいろんな法令の網の目をくぐり、あるいは活用しながら微妙なバランスの上にてできている条例であつて、時間がかかったことは申しわけないけれども、職員の努力は本当に多しなきゃいけないというふうにしておるようなタイプの条例です。

それから、基本理念は、これは趣味の問題だと思ひます。これが一番だとは、このことではございませぬ。ほかにもいろんな方々が勉強されて、そしてそれをまた出してこられるわけでありまして、議員のお考えと私の考えは若干違ひます。控え目にやるというのが我々の流儀だと思ひていただきました。

い。

それから、ガイドラインにつきましては、先ほど若干お話ししましたが、当市の職員がさまざまな法令の網の目の中を非常によく勉強してやってるわけでございまして、その法令の中には実はガイドラインが含まれているというふうに考えております。

**議長（鈴木 悦子君）**

春名企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

私のほうからは、まず1メガワット当たりに必要な面積ということでございますが、先ほども申し上げたとおり、国の基準で試算をしております、議員おっしゃったのが1.57ヘクタール、私が申し上げたのは約2ヘクタール弱ということで、1.96ヘクタールが事業区域としては必要であろうということでございます。

それから、説明会を義務づけるべきという御意見ですけれども、条例の中で説明会を行ったことを証する書類の提出を義務づけておりますので、その観点から義務づけておると考えております。

それから、会議のメンバーに専門家等の有識者を入れるべきではということでございますが、議員のおっしゃることもごもっともですので、検討させていただきたいと思っております。

それから、指導、助言、勧告で指導を入れるべきではということでございますが、届け出ですとか評価をしていく中で、その内容を公表し、意見を述べるとしてあります。その中で行ってまいりたいと思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

審議会についての次長の発言はちょっと訂正をさせていただきますが、専門性とおっしゃいますけれども、別に電気事業についての専門性とか、あるいはメガヘルツとかメガワットについての専門性は一切これ必要ありません。住民の方々への影響あるいは経済的影響は我々が計算をしますけど、市として損か得か、住民の方々が同意していらっしゃるのかいらっしやらないのかと、そういうことを判断するのに、常識は必要だと思いますけれども、電気工学の専門性は必要ありません。

**議長（鈴木 悦子君）**

2回目の答弁が終わりました。

3回目です。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

聞きっ放しの質問になりますので、後は担当常任委員会にお任せ、お願いをせざるを得ないわけですが、何点か質問いたします。

まず1点目の、26市町村の中では真庭市ということですが、この真庭市については先般の新聞でも出ておりました、私も承知しております。真庭市は、御承知のように蒜山という観光地域がございますので、やはり違った条例を制定されているというふうに思っております。つまり、例えばその観光地域については事業をしてはならんと、こういうことをされております。

そこで質問でございますが、その真庭市と同じように抑制地域を設けられる考えはないだろうかということが1点です。ケース・バイ・ケースですが、そうすると、財産権との絡みもありますが、やはりちょっと頑張ったほうがいいのかないかなという思いがございます。

そして、基本理念ですが、質問いたしません、市長は私のほうが控え目だと言われまして、私が控え目でないような感じなんです、そうじゃなくて、何回も申し上げますように、まあ趣味の差でいいんですよ、私はやはり全国に誇る条例をつくりたいという思いが市長にはあるだろうなと老婆心ながら思ったわけで、なおかつ基本理念を定める必要がないと思うのかどうかということです。

それから、附則の関係でガイドラインのことを言われましたが、これは今市長は法令の中に、つまり条例の中にガイドラインが含まれていると言われたんですが、ガイドラインとして1冊のものをつくる必要があるのでないかというのが私の質問です。極めて羈束裁量的に近い、自由裁量的でないものを、できるだけ事業者の人にも納得していただくためには、それは私は必要だろうと思います。まあそういったことで、3回目の質問でございます。

それから、面積は2ヘクタールですね。私が聞き間違えていたと思います。まあ2ヘクタールであれば2万平方メートルですから、14.5の2乗ぐらいですから大体納得はできます。

それから、説明会は、後の条文の中で報告が義務なので今がオーケーだろうと思うと言われましたが、ここを改めて質問までする気はありませんが、私はやはり1条を設けるべきだという考えです。質問はいたしません。

審議会ですが、やはり私と市長は違いますね、考え方の基本が。それはなぜかという、幾ら今の26人のメンバーがおられたとしても、必ず環境負荷の問題とか、これはどうなのとか、生殖体の問題とかいろいろ出るわけです。その26人のメンバーの方では、失礼ですけども地域の経済とかそういったことでは、それは大学の教授よりも素晴らしいでしょうけど、やはりそのところが、構成メンバーをこのままこれをすぐそこに流用するというとはいけないと思いますが、改めてそのお考えをお聞きます。

そして、今のその助言、指導、勧告ですが、やはりホップ、ステップ、ジャンプです。これがやはり必要です。何回も申し上げますように、事業者にとってみたら唐突な行政指導は非常に迷惑ですし、困惑します。そこが私は必要だと思いますが、それをやはり設けるべきだと思いますがいかがでしょうかというのが最後の質問であります。

以上、3回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

やや御主張が討論をされているように伺っておりますので、あえて本当はお答えする必要もないかとは思っておりますが、幾つか申し上げますと、例えば理念のところにつきましては、これは実は非常に手続的な条例でありまして、その手続をしっかりとすることというのが重要なものですから、そこへ理念的なものを余り入れるというのはそぐわないという立法感覚が私どもにはあります。基本法でありますとか、それからきのう話題となった中小企業の基本条例とか、そういったものときには理念的なものを入れるという法令的な傾向がありますけれども、手続法令の中に理念を入れ込むというのは、私どもが勉強させていただいた立法論からいうと、申しわけないけれども外れているということを、まあどうしても言えとおっしゃるんで申し上げますけれども、そういうふうにしていただければいいかなと思っております。

それから、審議会につきましては、何度も申し上げますけれども、この条例案をごらんになった限りにおいて、具体的に判断をする項目というのが大体書いてございます。その書いている内容との関係でいうと総合戦略会議が最も妥当であるし、これは当市が持っている審議会の中で一番幅広い専門家が集まってくる会議であります。そういう意味では妥当な判断を頂戴できるものというふうには思っております。

いずれにしても、御意見があることはよくわかりましたけれども、お答えは既にいたしておりますので、それでもってよろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

〔4番岡野鉄舟君「いや、もう3回目で終わりました。いや、させていただけるんですか」と呼ぶ〕

いやいやいや。

〔4番岡野鉄舟君「じゃあ、終わりにします」と呼ぶ〕

続きまして、通告順番2番、議席番号14番尾高誉久議員の発言を許可します。

14番（尾高 誉久君）

議案第66号の議案質疑を始めます。

岡野鉄舟議員が環境省の自治体の取り組み事例を紹介されたので、ちょっと補足しますと、大体太陽光の発電の導入実態というのは平成27年10月末時点で約96.5%、非住宅が81.9ということで、先ほども質問されておりました1メガワットに対して敷地面積は約1.57ヘクタールというふうになるのは、ただし敷地面積は1.57掛ける出力規模プラス0.4432という、非常に数式の上で出しても、表現としては1.9幾らに部長心得が訂正されたの、それも2ヘク弱、2町弱という表現でいいんじゃないかと私は思いました。

それよりは、自治体による対応は岡野議員が先ほど環境保全云々言われましたので、これは条例以外の条例による対応なんです。環境影響評価条例以外の条例による対応、それで環境評価条例における太陽光の発電の取扱状況は、太陽光発電事業を対象事業に位置づけている自治体がある。それから……。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員、発言中で申しわけないですが、1番から順番に質問をしてください。

14番（尾高 誉久君）

いや、だから順番ですけど、太陽光というものを理解しないとイケないから。太陽光というものを皆さん理解してないんですから。単にこれを言うのに……。

議長（鈴木 悦子君）

そのことは、尾高議員が説明することじゃないと思います。

14番（尾高 誉久君）

説明することじゃないけど、こうですかということ聞きよんですよ、さっきの答弁されたから。電気工作物の新設や、それから面積開発の位置としての位置づけがあるから、それだけじゃないんですよと岡野鉄舟議員言われたから、それじゃあ、それをもとに入りますから。

議長（鈴木 悦子君）

はい、質問してください。

14番（尾高 誉久君）

まず、第1条はこれは目的ということで、そうでしょうというふうに考えております。というのは、今までにも市民皆さんから土居の問題も当然ありましたけん、美咲町の問題等々で、また規模の小さい太陽光においては、いつこの条例で制約ができるんだというようなことの要望がたくさんありました。早くこの条例ができないかなと思っておりましたら今議会で上程されたということで。

第2条の中における定義は、太陽光発電設備電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法というものをもとに、この条例の位置づけができていると思います。で、第2条第3項に規定する

再生可能エネルギー発電設備のうちということですが、第2条第3項に規定があると思うので、そのところをもう少し砕いて、同条第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備を言うということを説明していただきたい。

次に、1メガワット、だから1メガワットをもって規制するという事は、1メガワット未満のものについては規制がない。そのことについてはもう規制がないんですかということをお尋ねします。

それから、事業区域としては、これは特措法の第9条の規定による経済産業大臣の認定にかかわる太陽光発電事業ごとの一団の土地で構成される区域のうち市内のものをいう。この市内のものをいうというのが、次の2回目に質問しようかと思うて、もうあっさり言いますと、美咲町があって美作市があるというときに、これは、日本は一つですから、先ほども上位法がないことを言われてましたけど、早く国がこの方向性を今出そうと検討会、検討会。検討会しているということは前へ進んでないんですね。それと、県のほうにおいてもこういう形というものを、県土保全条例があるように、この太陽光の問題は大変な問題になってるんで、県が動かなければいけない。その点でこの美作市がより早く動いたことは、私は評価してる。ただし、市長は、要するに県境を越えたり市町村の境界を越えていく場合、メガソーラーが境界を越えての制限をするのには近隣町村との一体性というものを持たす必要が要るんじゃないかなと私は考えております。

次に、地域住民とは何かという位置づけがなされております。それから、事業区域に隣接する土地または建物云々ということで定義がなされております。市の責務、そのこともあります。この辺のことは、読んである程度理解できました。

事業者の責務、そして届け出。届け出という中で非常にこれは大事なところがあるのは、例えば排水施設の第5条の4号、排水施設の設置等、土砂等の流出及び崩壊を防止する措置の内容がわかる資料、その他事業が市の自然環境に与える影響及びその対策にかかわる書類。そして、その上の3号においては、事業が市の観光産業にもたらす影響を示す資料、事業により雇用を得、または失うものの数、勤務体系等がわかる資料、その他地域住民等の経済活動に与える影響及びその対策に関する書類ということで、非常に市民に直結したことを届け出なさいよということを行って、市民からの意見聴取を行うということで、そして戦略会議という中でこの評価の実施を行う。

また、助言及び勧告を行うというのは先ほどの答弁等でわかりましたが、私が一番聞きたいのは、第12条で通報というのがあるんですが、読んでみますと、市長は前条第2項の規定による勧告を、2項は、市長は前項の規定による助言を受けた事業者が正当な理由なく当該助言に従わない場合には、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。その勧告に従わない場合には、当該勧告の内容その他必要な事項を関係機関の長、この関係機関の長というのはどなたのことを指して関係機関の長に通報すると言われていのかということ、非常にこの方が立派な方で大変な影響力持つんだなということ、1回目の質問とします。

#### 議長（鈴木 悦子君）

春名企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（春名 信明君）

それでは、尾高議員の御質問でございます。

まず、第2条の定義の中の(1)の同条第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備というところでございますが、これにつきましては国の、先ほど申し上げました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定された太陽光、風力、それから水力発電設備のうち太陽光発電設備を本条例の案の対象としておるものでございます。

それから次の、1メガワット未満は対象になるのかならないのかということでございますが、1メガワット未満につきましては対象にならないということでございます。

それから、同じく第2条の第3号(3)の事業区域の御質問ですが、事業区域につきましては美作市内を限定しておりまして、事業区域内に設置される太陽光パネルのみをワット数の算定基準とすることで、太陽光パネルのほとんどが市外にあるような事業につきましては本条例の対象からは除外しております。

それから、第12条の通報先ということでございますが、これは国の法に基づきまして経済産業大臣ということになります。

**議長（鈴木 悦子君）**

春名次長。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

まず先に、関係機関の長、通報先でございますけれども、経済産業大臣ということが国の法律で決まっております。

それから、届け出につきましてですが、第5条の第3号と第4号についてございまして、これらの書類の提出先につきましては担当課となります企画情報課ということでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

尾高議員。

**14番（尾高 誉久君）**

ちょっと部長心得、私が言いたかったのは、土居で大変な濁りが出るんだとかというようなことがあることについて、この中に明記されていることが対応を即しとする形だからすばらしいと。

まさかトップに当たる方が経済産業大臣という形になるのはまあそうなのかも、実際には大臣が対応はしなくても、官僚の方が対応するのか、そうだろうと思うんですけど、それは第9条のところにも再生エネルギーの特措法でみずからが維持し及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を、特定契約により電気事業者に対し供給する事業を行おうとするものは、再生可能エネルギー発電設備ごとに経済産業省令で定めるところにより再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画を作成し、これも経済産業大臣の認定を申請することができるとなつて、うちでも市長に出しますけど、先決でもって各担当部長がやる場合もありますし、そういう意味でトップは経済産業大臣であるならば、ますますこれは、国と市とのキャッチボールもいいですけど、せっかくなにも県議がおられることで、県議を通じるなり、三角形でもって国と県と市で、市町村でもってトライアングルを組んで前へ進めたらいいなと思います。

ただ、部長心得、私が言ったのは、ほとんど美咲町にそのエリアがあればいいんですけど、またいだ場合ですね。またいだときに片方は制約を受けるんだけど片方は受けられないようなことがあってはいけないので、これからのそれが課題ではないかなというふうな思いで質問したんですが、どうでしょうか。

**議長（鈴木 悦子君）**

どなたが答えられますか。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

地方自治の原則の一つでありますけれども、利益を与えたり不利益を与えたりすることを含む条例について、その適用範囲を原則当該市町村に限るとというのが、これが通常の常道になってまして、それをあえて外すと余計ややこしくなるということが生じるので、こういう配慮をしたままであります。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員、3回目です。

14番（尾高 誉久君）

ということは、ますますもって、先ほども出ました県の役割というものが大切ではないかと思いで、県に我々も働きかけにやあいけないんじゃないかなと思いますし、執行部のほうもそういう一刻も早い、この条例が全国で共通な条例となるように、要するに類似的な地形にあるもの、またいろんな取り巻き、環境によってその条例が本当に効力を発する条例になることを願って、この議案質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番3番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可いたします。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、私のほうから質問のほうさせていただきますけれども、第1条から最後の第14条までと書いてあるんですけど、まあ私が出したということになるんですけど、全般として書いてるんで、飛ばしますし、一旦聞かれたことについては外して質問します。

まず、第5条の中に、これ意味合いが少しわからないんですが、当該事業に着手しようとする日の90日前という表現があるんですけど、これは工事着手なのか申請の着手なのか、どういう意味合いでとるのかというのが一つです。

第5条の第1項を全部というか、はっきりわかるのもあるんですけど、例えば具体的に言うと第1項の4号の中に、排水設備の設置等、結局泥水対策等のことを書いてあるわけなんですけど、書類の審査に関する、影響を及ぼすその対策に関する書類ということになってるんですけど、書類というのではっきりわかるんですね。といいますのが、まあ後でも言うんですけど、今回の作東のメガソーラー部分についても書類では泥水出さないよと書いてあるわけですね。それが出てる。だから、工事の中では、詳しい工事がわからないんですけど、泥水は出さないような工事するって言うてるんですけど、それどうなんかな。書類だけで本当にわかるのかなという部分で、私専門的じゃないんで、現実を見たときに違うんじゃないかなと。それは現場を見てどうのこうのというのは次の項目にあるんですけど、ちょっとそのあたりの説明を、どういうふうにして審査するんかという部分を教えていただきたいなど。

それで、書類上、まあ第11条からになるんですけど、書類上でいいよ、これでいいよという部分をつくられたらもうオーケーなんでしょうけど、実際と違う場合の部分については、まあ少し書いてあるんですけど、あと立ち入りもできるようになってますし通報もできるんですけど、何かもう少し、全体の条文じゃなくてもいいんですけど、全体のイメージを教えていただきたいなという気がします。もう何条どうのこうのというのは、それほど詳しく聞く気がないです。

それから、この附則の中なんですけど、本条例の施行日から90日を経過する日までの間に事業に着手しようとする者、まあ実際はないのかもわからんんですけど、言葉だけで。逆に言うと施行日以前の部分については、これは半分言えば訴求適用的な表現ですよ。で、一つ言えば不利益な部分ですよ、業者さんから、相手方から。不利益を訴求適用はできないという大原則があるんですけど、そこにひっかかるんかひっからないんかという気がするんですけど、この条文からいうとそのあたりちょっと教えてみてください。

最後に、まとめとして、1メガワット2ヘクタールというふうに説明受けたんですけど、今の法律的、条例的な部分をいうと、市のほうに関しては面積だけでいったら開発事業の調整に関する条例っていうのがあ

と思うんです。それとの関係性。それから、10ヘク以上であると県の開発になると思うんですよ。そこに行くには自然保護協定や開発協定というのが要ると思うんです。それとこの条文との関係性。このあたりを総括的に教えてもらいたい。というのはなぜかという、今は県条例の中で作東メガソーラー開発してるわけです。自然保護協定も開発協定もしてるわけです。で、その中に泥水対策も乗っかってるわけですね。この条例は、私たちの地域は、この条例の部分の皆さんには話してないんですけど、私自身は今までより一歩進んでるから、地域の環境保護については進んでるから、賛成なんです。けども、そのあたりで、極端な話、抑止力があるというのはあるんですけど、例えば通報のときに、市長がこれに従わんなら通報しますよっていったら、市の開発事業の調整に関する条例の中で市の権限ですよ、一応。そしたら、市の立場としては、市長同士なんですけど受けた場合にどうするか。今でもできるはずだと思うんですけど、今現在でも、面積が市の許可の範囲内であれば。そのあたりがどうなんかな。いい条例をつくってもらいたい、抑止力にしてもらいたい、地域の環境保全してもらいたいという気持ちの中でお聞きしたい。だから、条例全般をお聞きしたいという意味での質問です。最後には全般の話でいいんですけど、さっき言った当該事業に着手しようとする90日前がどうのとか附則の問題とか、そういうことを含めて全体の話をお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

まず、全体論でいいますと、先ほど尾高議員がお尋ねになったように、関係行政機関の長というのは経済産業大臣であると。したがって、ガイドラインたるべき法律が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法ということになります。この法律はもちろん、いわゆる再生可能エネルギーを促進する法律ではありませんけれども、ブレーキ部分がありまして、先ほどの第9条に承認、認定だったか承認だったか、まあ認定だったかな、認定という言葉があって、認定があると当然、認定の変更と取り消しがあるんですね。取り消しについていうと、明確な条例違反があった場合には取り消すことができると書いてあるんですよ。そこへ接続するというのがこの条例の一番のポイントです。ですから、届け出は重要で、届け出をしないとこれは即違反なんです。だから、書類を出してくれというのは大変重要な抑止力になる法形式をとってます。

それからもう一個、開発行為に絡む規制との関係ですが、一般的にはこの条例と開発行為に絡む規制については並立をします。両方がそれぞれの法目的に従って動いていくんですが、一個だけ重要なポイントは、一定の面積以上あっても、かつて開発行為が進んでいる場合には開発行為飛ばすことができるんですね。それも原始的に対応できるという意味ではかなり革新的なものが入っているというふうに考えておきまして、その辺よく考えてくれた職員には本当に感謝をいたしておるところであります。

私からは以上であります。

**議長（鈴木 悦子君）**

春名企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

それでは、まず1点目の、第5条の90日前の判断ですけれども、条文の中にも当該事業に着手しようとする日の90日前という表現をさせていただいております。工事着手がその事業着手と考えております。

〔3番岩崎清治君「もう一回はっきり言って、聞こえない」と呼ぶ〕

済みません、工事着手を90日前にさせていただくということです。

〔3番岩崎清治君「そのことを聞いてるんです。工事とは何ぞやということを

聞いてる」と呼ぶ]

それから、第5条の4号ですか、書類でございますけれども、評価基準を定めましてその書類を審査させていただくということにさせていただいております。

それから、附則の2の施行日の関係でございますが、90日を仮に過ぎた場合には速やかに届け出をしていただくという指導をしてみたいと考えております。助言をしてみたいと。90日を過ぎた場合には指導、助言をしてみたいと考えております。助言をしまして、勧告をしてみたいということで条例案を出させていただいております。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

市長のお話を言うと、この条例が公布になったときに、この条例に反した場合は経済産業大臣ですね、国のほうへ言ったらメガソーラーの許認可はとめられるかもわからないので、効力が非常に大きいということ言われたわけですね。それはわかりました。そしたら、すごい効力大きいわけです、内容はちょっとどうかってというのは別で。

もう一つは、はっきり答えられてないんではっきり言っていたきたいんですけど、当該事業に着手しようとする日、この日は工事を始める日か、もしくは申請書を、例えば開発協定書を含めてメガソーラーの部分を含めて出された日かどちらですかという質問をしたわけですよ。もとの基準日がね。ただ話がたっただけは、話じゃそりゃ基準日じゃないわけでしょうから、工事が始めるか、工事関係なしに書類を出したか出してないかということを知りたいわけです。

その部分と、これは後の部分は市長の言われるようにこの事業について条例違反だっぺんと出されたら工事がとまるという話になった場合ですよ、すごいとめられたら業者さんからいったら不利益ですから、市のほうはすごい助かるんですけど、その場合に例えば附則の2項、3項においては、特に3項なんかにおいては、これはちょっと意味合いがわからないんですけど、3項はちょっと違うかな。今ある作東メガソーラーの部分が、もう対象にはならないですよ、普通この条例の。対象にはならないんですけど、さっき言った90日の部分によっては2項は対象になるわけですね、この附則の2項は。90日以内の部分だったら工事を始めてるか申請をしているかの部分は対象になるわけです。そしたら遡及適用の対象になるわけです、この文章からいうと。そこについて、2項について、経過措置ですから、部分についてはこれは条文については少しおかしいんじゃないかなとこう思うんですけど、これは法制担当の総務部長のほうから答えていただいたほうがいいですかね。僕は、これの文章を見る場合には遡及適用になると思うんですけど、そのあたりの解釈。

2つだけ。市長はもうよろしいですから。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

遡及適用にならないように書いたつもりだとは聞いてます。かつ、そのことについては、実はこの辺の部分については一定程度国の法制機関とも連携をとって詰めたというふうにも聞いてますので、もう一度念のために確認はしますが、激しい遡及適用はないという立法意思があることは明確に申し上げさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

春名企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）

第5条の90日前までにといいますのは、工事着手という意味でございます。

〔3番岩崎清治君「工事着手」と呼ぶ者あり〕

さようでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

最後にですけど、現実に関工工事着手をされてるところが、現実というか今月いっぱい、条例が通る公布の日の前から90日を経過する日までじゃから、もう着手してあるのかどうかということ、現実に関ね。今月末ぐらいに2ヘク以上の部分で工事を着手される可能性のあるところがあるんかないんかっていうことだけ教えてください。なけりやあもう関係ねえですから。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

済みません、私が把握をしている限りでいいますと、市内で新たな太陽光発電をしたいという動きがある地域が4カ所ですかね、ありますけれども、そのいずれもがこの条項でもって影響を受けるようなスピードで動いていくとは当局としては考えておりません。

3番（岩崎 清治君）

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑をお受けしますが、ありますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

ちょっと2点ほど。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、1点だけです。通告者以外は1点です。

15番（岩江 正行君）

これに対するの質問しょんじゃからえかろうが。これに対するの質問だったら、ひっくるめての話だったらええんじゃろ、ほんなら。言論そこまで規制するんか、議会が。議長がそこまで規制するんかというんじや。

議長（鈴木 悦子君）

私が規制しとんではありません。ルールですから。

15番（岩江 正行君）

私じゃねえ、私いつも早うしまおうしようるがな。何を言よんなら。ええころなことを言うな、ここは言論の府でしょうがな、いつも言うけども。

議長（鈴木 悦子君）

通告者以外の方は1質問です。ルールに従ってください。



よんのは、わしも聞いとります。まあ、そういうこつて、答弁は部長。法ばあつুক্তたつていけまいがという話をしょんじゃ。経済産業省のほう行って聞くんで、わしは。うそを言よつたら。つুক্তた者の責任で、これだつたらきちつとしときなさいよつて言よんじゃから。

**議長（鈴木 悦子君）**

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

岩江議員の2回目の質問に対する答弁からです。

春名企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

本条例案につきましては、今のところベストなものであると考えております。国、県、地域住民の皆さんを初め関係者との約束事が守られるよう努力してまいります。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

完璧な資料というこつちやな、これ。私はいろいろと、岩崎議員も尾高議員も指摘したんじゃけども、あんたが完璧じゃと言やあ完璧なんじゃろう。じゃけど、もし被害が出たときには、いつどのような形の中で出てくるやらわからんのじゃけども、これについては責任のある回答しとかなんだら困りゃへんかなと思うんですが、まあ先ほど来これに違反した場合については、岩崎議員の答弁の中で、経済産業大臣のほうに言うたら認可か許可か知らんけど取り消すようなことを言われたんじゃけども、これも早いうちに経済産業大臣のほうにお伺い立てて、経済産業省のほうに行って確認したいと思います。

まあ、そういうことで終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで議案第66号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第67号「美作市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

条例の1ページでございますが、そこの第2条の定義のところ、改正後のところなんです、(1)のところ、いわゆる地域活力向上地域とはということで地域再生法云々かんぬん、法第5条第4項第5号イに規定すると、こうあるんですが、つまりその改正前の第5条第4項第4号と、今私が申し上げました改正後の

姿と、どういうふうになるのかということをお聞きしたいと思います。実際インターネットで地域再生法を見てみたんですが、なかなかこの条文が難しいところなんで、ここを平易に御説明いただきたいと思ます。

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

地域活力向上地域が今回2カ所になりまして、1カ所は産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺地域であったものが、もう一カ所増えまして、地方活力向上地域の中で集中地域のうち人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域となっております。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

皆さんわかりました、今の説明が。どうも私は理解力がないと思うんですが、地方再生法の第5条第4項第5号ですね、これ部長読まれましたか。地域における福祉、文化その他の地域再生に関する事業活動の基盤を充実するため云々かんぬんというところで、それだけしかないわけですよ。今御説明あったことの中では、ここの改正前の(1)というのを今申し上げましたように、第5条第4項第4号と、それとその改正後の第5条第4項第5号イというところの、この今僕が地域再生法申し上げたところと全然リンクしないじゃないですか。そこを僕は単純に表現だけをお聞きしてる、もちろん内容もそうなんですけど、今の御説明じゃわかりませんよ。

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

申しわけありません、私の勘違いでございました。違うところを見ておりました。

条ずれになっていると聞いておりますけれども、ちょっとそれ以上のことは理解していません。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

その条例を行政として上程されてるんですよ。通告はないにしても、ちゃんと想定質問は5つや6つぐらいしとかれるべきでしょう。だから、今の答弁はわからんということですか。そうであれば、いけませんね。わからんじゃ済みませんとみんな言うとられますんで、何とかしてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

答弁調整のため暫時休憩をいたします。

午後1時06分 休憩

午後1時22分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

岡野議員の3回目の質問に対する答弁からです。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

この改正につきましては、基本的に当市において何も変わることはありません。改正の背景は、国から県を通じて条ずれに伴う訂正をしてほしいと、こういうことになってます。

ちなみに、お尋ねのあった法の第5条第4項第4号というのは3大都市圏以外の地域であって、地域活力を充実しなきゃいけない地域ということで、まあうちのようなところなんですけど、そういう意味でこの新しい第5条第4項第5号イというのは同じことを書いてあります。なぜ同じことを書くのに条がずれたかといいますと、3大都市圏に近いところでこの法律を我々にも使わせてくれという要望があったもんですから、その準促進地域というのをつくったもんですから、それを入れるためにイとロに分けたということのようございまして、何ら内容的変更はありませんので、よろしく願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで議案第67号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第68号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号14番尾高誉久議員。

**14番（尾高 誉久君）〔質問席〕**

議案第68号、非常に長い条例のタイトルでございます。ページ数にしても50ページでございます。私が質問している内容を読み上げます。

共生型地域密着型サービスについて、サービスとはどういうことか。介護医療院というのはどういうことか。何がどのように変わるのかという質問であります。よろしく願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

それでは、3つの項目についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の共生型地域密着型サービスについてということですが、今まで障がい者が65歳になって介護保険の被保険者となった場合に、介護保険優先の原則、これは障がい福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにあれば介護保険サービスの利用が優先されるという原則がありますが、これの原則のもと、それまで利用していた障がい福祉サービスの事業所を利用できなくなるケースがありました。そのため、このたびの介護保険法の改正により、介護保険または障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるサービスとして共生型サービスという名称を使い、新たに創設をしたということございまして、これによりまして、障がい者が65歳になっても、それまで利用していた障がい福祉サービス事業所が共生型のサービスの指定を受ければ、引き続きその事業所を利用することができるということございまして。

それから、介護医療院ということございまして、平成18年の医療保険制度改革により廃止決定がされた

介護療養型医療施設の新たな転換先となる施設が介護医療院ということでございます。経過としまして、平成18年の医療保険制度改革におきまして、療養病床につきましては医療と介護の役割を明確化する観点から、医療の必要性の高い方は医療療養病床、それから介護の必要性の高い方は老人保健施設へということの方針が出されましたが、介護療養病床につきましては平成23年度末で廃止ということが決定されました。しかし、介護療養病床から介護老人保健施設等への転換が進んでいない等の理由により、設置期限を平成29年度まで延長することとなっておりますが、再度経過措置として6年間延長ということになっております。

なお、この介護医療院の条例に関することですが、直接今回の改正に影響するものではなく、その施設の人員基準でありますとか運営基準というものを考える場合に新たにその介護医療院という施設区分が創設されたものですから、その区分をそれぞれの基準の中に盛り込んだ、入れていったということでございます。

それから、3つ目の何がどう変わるかということですが、共生型サービスの対象となるのは訪問介護、いわゆる訪問ヘルプサービスです。それから通所介護、デイサービス事業、それからショートステイ、この3つのサービスということでございます。美作市が施設の指定権者でありますサービス事業所は、これら3つの中での通所介護事業所のうちの地域密着型の通所介護事業所ということになりますので、障がい福祉サービス事業者が美作市内に18人以下の定員による通所介護事業所、いわゆるデイサービスを開設しようとした場合に、今回の条例改正により共生型事業所としての登録が可能になるということでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

尾高議員。

**14番（尾高 誉久君）**

それで、障がい福祉サービス事業所としては、児童発達事業所または放課後等のデイサービス事業所を除いた場合は、これは美作にはないと思いますが、そのためにいきいきゆうゆうとか大原のえーるだとかというものを基準該当サービスという形でされたように思いますが、ちょっとその辺を教えてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

議員御指摘のとおり、美作市内に障がいの通所介護事業所、いわゆるデイサービス、障がい者の方がございませんので、そういった方の対応を行うために今おっしゃったとおり基準該当という制度を使いまして介護保険施設に障がい者の方が通所していただいて、そのサービスを提供していただくことをやっております。その制度も現状としては残りますし、新たにこういった介護保険制度の中で新たな制度が設けられたということでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

尾高議員。

**14番（尾高 誉久君）**

それで、先ほど部長が言われましたように2017年度末で廃止されることになっていた介護療養型の医療施設、美作地域に2病院あるということで、これが6年延長になって2024になりますかね、6年ですかね、ということで、そういう延長になったということで国のほうも非常にいろんな手当てをしている。その一つが介護医療病院ということだと思うんですけど、部長、全くそういう可能性というものはないんですか。最後に聞きたい。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

これも議員御指摘のとおり、市内には2つの病院が介護療養型の医療病床を持たれております。今担当のほうから確認している情報では、そのうちの一つの病院が今年度転換の方針だというふうに、介護医療院に転換の方針だというふうに聞いております。

**14番（尾高 誉久君）**

終わります。わかりました。

**議長（鈴木 悦子君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑をお受けします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで議案第68号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第69号「美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビン設置及び管理運営に関する条例の廃止について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号12番萬代師一議員。

萬代議員。

**12番（萬代 師一君）〔質問席〕**

それでは、議案第69号美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビン設置及び管理運営に関する条例の廃止につきましてお尋ねをいたします。

まず1点目といたしましては、条例を廃止する理由、そしてその背景をお尋ねをいたします。

2点目といたしましては、運営協議会の処遇についてお尋ねをいたします。こちらにつきましては、開設当初は十数の個人または団体で構成された運営協議会というものが設立されまして、物品の販売及び地元産を使った加工品等を販売して、来場者へのおもてなしに伴いまして、また地域の活性化に大いに役立っていたところでございます。現在では、その協議会の規模も大幅に縮小をされていると聞いております。しかし、大会ごとに営業はしているということでございます。運営協議会との協議はなされたのか。そして、構成員もしくは代表者の方との了解は得られているのか。そして、得られているとした場合、どのような内容で了とされているのかをお尋ねをいたします。

次に、3点目といたしましては、設立当時の補助金適化法について、これを廃止もしくは廃止することによっての問題は生じないのか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビンというものがございます。平成5年度に英田町が岡山国際サーキットの敷地内に整備したものでございます。つまり、現在は株式会社岡山国際サーキットという会社が所有している土地にある施設でございます。

整備した当時、英田町それから英田町商工会及びこの施設を利用される方々で味楽留キャビン運営協議会を組織されまして、サーキットでのレースの開催時に飲食物などの販売を、現在もされております。

まず、条例を廃止する理由でございます。これ以前、一度でございますが、平成25年1月に岡山国際サーキットのほうから市に対して、スーパーG Tレースという大きなレースが年に1回開催されておりますが、そのレースの主催者のほうから、サーキットのメインストリート上段のエリアに常設のトイレが少ないという指摘を受けておまして、味楽留キャビンを利用してトイレを整備したいのだがというような相談が一度ありましたが、そのままになっておりました。ことしの6月になりまして、改めて岡山国際サーキットのほうから御相談がございました。その内容は、スーパーG Tレースは2日間の開催で約3万人のレースファンが訪れる大きなレースであるが、トイレが整備できないと来年のレースの開催ができないと、主催者のほうからそういう方針を伝えられてるということで、味楽留キャビンを改修してトイレを整備したいと。で、改修については岡山国際サーキットのほうで行いたい。改修の内容は、施設の一部をトイレに改修して、運営協議会使用する販売スペースは確保するというものでございました。これを受けましてサーキット、それから運営協議会、それから美作市と、この3者で協議を重ねまして、この施設を岡山国際サーキットが自己資金で改修して、改修後も運営協議会が引き続き利用するという合意に達しております。このため、この味楽留キャビン、この施設を岡山国際サーキットのほうに譲渡しまして、トイレ設置を含む改修工事をサーキットのほうで行っていただくということで、今回この条例を廃止するものでございます。

次に、運営協議会の処遇でございますが、施設を市からサーキットに譲渡後、引き続き同じ条件で運営協議会が施設を使用できるよう覚書を締結することにしております。この覚書を締結することについて、株式会社岡山国際サーキット、それから味楽留キャビン運営協議会、美作市、この3者で確認書を交わしております。

それから、補助金適化法の関係でございますが、施設の完成から既に25年が経過しております。国庫補助金はこの施設は受けておりませんので、この法には関係ございませんが、建設時の財源に県補助金を受けております。これについては財産処分などの手続は不要ということでございます。また、過疎債を充当しておりましたが、償還は終了しておまして、財産処分等の手続には該当しないということでございます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

#### 12番（萬代 師一君）

わかりやすい説明をいただきました。

1点だけお尋ねしておきます。

施設については譲渡してサーキットのほうで費用を持って改修すると。運営協議会については従来どおりの運営ができるということでございますけれども、その中で覚書を取り交わすということでございます。当然今まででしたら市の施設、まあ底地はサーキットの底地ですけど市の施設で運営協議会が販売しとったと。今度はサーキットの施設を間借りして販売するというところでございます。当然そこについてはテナント料というようなことも発生するかもしれませんが、従来どおりということで、よろしく仲介の労をとっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

#### 議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番2番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

#### 6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

ただいま萬代議員の答弁で詳しく御説明をいただきましたので、私のほうからはあえて聞くこともないんですが、条例の中では使用する場合に市長の許可を受けなければならないというようなことがうたわれてたんですが、今度は国際サーキットの所有になるということなんで、その辺の使用に対するそういった許可と

かというものはきちっと国際サーキットのほうとで契約していただけるということでもいいんでしょうか。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

従来どおり使用ができるということで進めてまいります。そういう従来どおり使用できるということになっておりますので、よろしく申し上げます。

**6番（倉地 重夫君）**

どうもありがとうございました。

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、通告順番3番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可します。

**1番（青山 慶君）〔質問席〕**

議長、萬代議員と倉地議員の質問の回答で、私の疑問は解消いたしましたので、私の質問はいたしません。従来どおりということにより申し上げます。

**議長（鈴木 悦子君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

形態は今までどおりなんだけでも、今の話を聞きますと所有権が変わると、譲渡するということですが、タブレットでもあればすぐその法令を調べられるんですが、今部長が言われたその無償で譲渡するという、それについては第96条の議会の議決は要るのか要らないかが今ちょっと自信持っておれないんで、これはどう整理をされておりますか。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

無償で譲渡するとは申し上げておりません。普通財産にしまして有償譲渡ということになります。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

それは失礼しました。

それでは、その有償であっても、普通財産に変えて譲渡する場合でも、これは議会の議決が要るかどうか、この辺はいかがですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

金額的に必要がございません。

**議長（鈴木 悦子君）**

よろしいですか。

ほかには質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで議案第69号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

通告内容に従いまして質問させていただきます。

最初の質問でございますが、9ページ、歳入のところをお開きいただきたいんですが、地方交付税を1億9,282万4,000円今回補正をするということなんですが、今回財源補正をする理由をお聞かせいただきたいと思っております。

2つ目でございます。11ページをお開きください。

その臨時財政対策債、△の1,026万8,000円になっておりますが、今議会で減額補正をする理由をお聞かせください。

続きまして、歳出でございますが、12ページをお開きください。

その款2項1目37、19節の負担金補助交付金ですが、地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金についてなんですが、これはふるさと融資になるわけなんですが、第1点目は誰がどこから金を借りるかということが1点目。2つ目ですが、誰が誰に連帯保証をするのか。3つ目、その連帯保証に対して今回補助する理由。具体的にはそれがポイントになろうと思っておりますが、そのところをわかりやすく御説明いただきたいと思っております。

続きまして、13ページの修繕料がございます。観光施設費のところなんですが、431万1,000円、どこを修繕するのかという単純な内容についての質問でございます。

それから、続きまして、14ページの災害復旧費に係るところでございますが、14、15。14ページは農林水産業施設災害復旧費3億2,409万5,000円、そして15ページの公共土木施設災害復旧費では4億5,080万円補正があるわけでございますが、一般質問の中でのる答弁をいただいていることと重なるところもあるんですが、簡単でいいところは簡単にさせていただいていいんですが、ポイントは内容と箇所、そして今後の復旧スケジュール。特に今回この復旧スケジュールの中で関心がありますのは、現在査定をされてない部分が出てくる可能性もあります。そういった場合にどのようなことになるのかというあたりも含めた上で御答弁をいただきたいと思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

岡野議員の御質問の1番目と2番目についてお答えをさせていただきます。

まず、地方交付税1億9,282万4,000円の増、そして臨時財政対策債の1,026万8,000円の減ということでございますが、いずれも平成30年度の額が確定したということでございまして、その差額をここで補正させていただくものでございます。今回の補正予算は、災害復旧費がほとんどでございます。総額2億1,957万4,000円の一般財源が必要となってまいりました。災害復旧費については財政調整基金を財源とすることが考えられますけども、7月末に確定をいたしましたこの地方交付税を優先して使わせていただくということ

でございます。よろしくお願いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**

失礼します。岡野議員の3番目の質問でございます。

まず、1点目の誰がどこに連帯保証するかということで……

[4番岡野鉄舟君「誰がどこから金を借りるか」と呼ぶ]

まず、市が地域創造資金、地域総合整備事業財団のほうの資金を受けまして、起債としてまず借り受けま  
す。その借り受けた資金を市が株式会社ショウワコーポレーションのほうに貸し付けを行います。それか  
ら、誰が連帯保証するかという質問でございますけども、ちょっとこれは金融機関のほうから名前を伏せて  
くださいという申し出がありまして、ちょっとお名前は控えさせていただきたいんですけども、市内の金  
融業者が連帯保証をするというふうになっております。

それから、補助金の目的でございますけども、民間事業者等が地域総合整備資金を借り入れる際に必要な  
民間金融機関等の連帯保証に係る保証料の負担を軽減することによりまして、民間事業者の活動が活発にな  
り、地域振興にもつながると、そういった目的で補助をするものでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

観光施設費の修繕費でございます。3施設ございますが、作東バレンタインホテルの防火扉の修繕、これ  
1件で13万7,000円、それから武蔵の里五輪坊の修繕が空調系のタンクの修繕、それから玄関ドアの修繕な  
ど3件で98万4,000円、愛の村パークの修繕が浴室の排気ファンの修繕、屋根の雨漏りの修繕、水道送水管  
の修繕など5件で319万円となっております。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

それでは、歳出です。14ページ、款11項1の農林水産業施設災害復旧費3億2,409万5,000円の内容と箇所  
についてでございます。

7月豪雨災害で被災をいたしました農地、農業施設、林道などの復旧に要するものでございまして、農地  
災害の復旧費では補助事業の査定設計書作成委託料96件分と小災害復旧事業の測量設計委託料34件分、合わ  
せての測量設計委託料として6,300万円を計上しております。同じくそれらの工事費といたしまして1億  
3,544万5,000円としております。

次に、農業用施設災害復旧費でございます。補助事業の査定設計書作成委託料16件分と小災害復旧事業の  
測量設計委託料として1件分を測量設計委託料として2,030万円、同じくそれらの工事費として補助事業、  
小災害合わせて工事費9,015万円を計上しております。

次に、林地林業用施設災害復旧費として、補助事業の査定設計書作成委託料270万円、同じく3件分の工  
事費といたしまして1,100万円を計上いたしております。これらに加えて、復旧事業に伴い用地取得が必要  
になる箇所がのり面の崩壊などにより想定されますので、土地購入費として100万円、立木の補償費として  
50万円を計上させていただいております。

続きまして、歳出の14ページから15ページにかけて、款11項の2の公共土木施設災害復旧費4億5,080万

円でございます。内容と箇所については、これも同じく7月豪雨の災害でございまして、市道や河川などの公共土木施設の復旧事業に要する費用でございます。補助災害復旧事業の査定設計書作成委託料73件分と単独災害復旧事業の測量設計委託料30件分の測量設計委託料8,180万円と、並びに先ほど申しました建設の補助事業、単独事業での工事費3億6,700万円を計上いたしております。これらに加え、復旧事業に伴い用地取得が必要になると想定される箇所がございます。大きなのが崩れているというようなことがあって、買収をしたいというふうに思っておりますので、購入費として100万円、流木補償で100万円を計上させていただいております。

なお、件数につきましては今後の調査や詳細を詰めていく上で若干の変動は生じるものと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、今後の復旧スケジュールでございます。

これまでの一般質問の答弁の中でも説明をさせていただいておりますとおり、補助災害の復旧事業では9月3日の週を皮切りに災害査定が始まっており、11月末までに数回に分けて申請を行っていききたいというふうに思っております。また、単独、小災害につきましても11月にヒアリングが予定をされております。それらの準備もあわせて行っているところです。通行どめの解除を待つ市道も多くあります。また、今後の豪雨により未災箇所への影響も心配されますので、少しでも早い復旧の完了を目指し、事業決定後となります、査定は全部受けるということになりますけれど、今年度中に受けた分は今年度中の発注に努め、市民の安全や生活環境の保護に努めたいというふうに思います。

〔4番岡野鉄舟君「臨時財債についても答えたということになっとなんてですね、部長は」と呼ぶ〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

まず、臨時財政対策債について簡単な質問からさせていただきます。

これは、いわゆる赤字地方債なんですけど、思い出していただきたいんですけど、交付税が例えば30年度もあれば、あと次年度もあります。今回30年度で臨時財政対策債を発行するんですけど、この臨時財政対策債は交付税の外と思われませんか、交付税のうちと思われませんか。これ単純な質問です。それが臨時財債についての質問でございます。

それから続きまして、いわゆる地域総合整備資金貸付連帯保証補助金なんですけど、これふるさと財団融資を整理をして、今聞きながら整理したんですけど、ふるさと財団がいろいろ条件を調べてショウワコーポレーションに貸してもいいですか、ほんなら美作市が議会に起債を上程しますよということで可決されているものに対して美作市が金融機関から金を借ります。それをショウワコーポレーションに貸し付けるわけなんですけど、で貸し付けたものはショウワコーポレーションは元金は返ってくる、利子については交付税措置と一般財源部分は、利子部分ですよ、それは美作市が負担するというあれなんですけど、どうも今答弁をされた、誰がどこから借りたというのを金融機関名を教えてくださいと言っとなんてじゃなくて、今僕が言いましたよね、ふるさと融資の起債の流れを。美作市金融機関から借りる、ショウワコーポレーションに借りる、で今回の連帯保証は誰がする分に対して出すんですかということをお聞きしたい。最後の御説明ではわからなかったということです。後の方も質問されておりますので、よろしくお聞きします。

それから、災害についてお聞きします。

農林と土木を足しますと約7億7,400万円になりますね。この7月の、日には忘れましたが、臨時議会

で財政調整基金を崩して1億円の予備費を補正しておりますね。まあこの予備費についても意見があるんですが、この場では述べないとして、それを加えますと約8億7,400万円になるんですが、現時点における災害復旧費のトータルは8億7,400万円ということでもいいのですかというのが建設部長に対しての2回目の質問です。どなたでもいいです。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

岡野議員の御質問の臨時財政対策債、交付税のうちか外かというふうな御質問だと思います。私の認識がちょっと間違ってるのかもしれませんが、本来国が交付税として支出する部分が、その年度に予算がないと、交付税がないということで、その不足する部分について自治体に借入れをするように、それが臨時財政対策債だというふうに思っております。後年度に償還に当たっては全て国が面倒見てくれるというふうなものであるというふうな認識をしております。

それから、予備費の関係……。

**4番（岡野 鉄舟君）**

予備費はよろしい、8億7,400万円がその災害復旧費になるんかということですか。どなたでもいいです。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

議員御質問のとおり、私も同じように、今回出させていただく災害対策費と、それから既に予備費でほぼ1億円使わせていただいております、1億円を。それはもう災害に充てたものでございます。ただ、工事をするものと、それからその他に、例えば交通費が必要になってまいっておりますので、そういうものにも充てさせていただいた全てのものを足すとそういうふうになるというふうなことになるかと思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**

連帯保証は、市から借り受けたショウワコーポレーションに対する市内の金融機関の連帯保証でございます。ですから、連帯保証は市内の金融機関がショウワコーポレーションに対して債務を保証しますといった形でのものがございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目です。

後は担当常任委員会にお任せするんですが、まずその臨時財政対策債、それは赤字地方債であるということは部長が言われたとおりで、私もそう認識をしております。大事なことは、これは交付税の外かうちかといったのは、発行する現在ではそれは外ですよ。私が聞いたかったのは、将来的に国が、本来であれば交付税として美作市に出さないものを、美作市さん借金をしてくださいよと、元利償還は100%みますよということなんですけど、そのあり方を僕は聞いたつもりなんですけど、私はこういう理解をしております。前借りということもおわかりだろうと思うんですが、前借りということであれば、要するに将来的に今10の交付税があって、ずっと交付税が10であれば、その内数になるんですから、要はここがやはりだまらかしの部分

があるんですけど、私はなぜ今回その実質収支額が約9億円ぐらいある中で臨時財政対策債を5億円まで発行しているかという疑問があるわけです。だから、1,000万円ちょうどの減りぐあいは、これは理論上のものであって、僕がここで聞きたいのは、実質収支が9億円ぐらいあるわけですから、臨財債は極端に言やあその3分の2ぐらいにやってもいいわけですよ。わかりますか、僕の。そこのところを質問しますよ。なぜ実質収支額があるのに減額補正をもっと増やしてやらないのかという私の質問です。3回目の質問です。

それから、連帯保証に関することですが、なぜ美作市が連帯保証をするその保証料に対して補助金を出さなきゃいけないんですか。どうも腑に落ちないというか、素朴に考えてわかりません。

それから、3点目ですが、今予備費に関して総務部長が答えられました。私がなぜその予備費の額をあえて災害復旧の内数かと聞いたのは、29年度で当初の予備費の3,000万円に対して3,000万円補正しておりながら、不用額で3,000ちょっとぐらい出てるわけですよ。だから、今おっしゃられたようにその予備費を十分に使い切れるんですなという質問です。3回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

最後の3点目につきましては、議会冒頭にお話をさせていただきましたけれども、予備費があったおかげで、まあほとんど使いましたけれども、いろんな事業が進んだということを申し上げたつもりでございます。わかりましたか。

〔4番岡野鉄舟君「ならばいいです」と呼ぶ〕

したがって、追加した予備費についてはほとんどもう使い果たしたということを上上げたことを申し上げておきます。

それから、1点目の臨財債につきましては、まれに国が割り振ってきた臨財債を全額発行しないケースが世の中に多分あるだろうとは思いますが、一般的にいうと臨財債が割り当てられたときにはそれを全額発行して予算化しております。これは地方自治体としてのある種の慣行というふうに呼んでいいわけですが、なぜそうかということについては、多分地方自治体では心理的な状況があって、現に臨財債の金額確定を目の前でしておりますと、これに対する交付税が来ることっていうのを強く予想できるわけですね。大体そのとおりに返ってきてるんですけど、これが架空の臨財債ですと何やわからんようになってしもうて、どうなってくるんだっていうことについて将来不安が若干あるという心理状況が一般的な原因かなとは思っておりますが、実態運用はほとんどのところが全額発行すると、うちだけじゃなくてどこでも発行するというふうになっていることを申し添えさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**

補助金をする目的とか理由ですが、先ほども答弁させていただきましたように、民間事業者等が地域総合整備資金を借り入れる際に必要な民間金融機関等の連帯保証に係る保証料の負担を軽減することによりまして、民間事業者の活動が活発になり、地域の振興につながるということでございます。これにつきましては、特別交付税として財源の75%が交付されることになっております。その財源も活用しながら補助制度を設けるものでございます。

**4番（岡野 鉄舟君）**

まあ、担当常任にお任せします。バトンタッチします。

議長（鈴木 悦子君）

これより10分間休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時18分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番2番、議席番号12番萬代師一議員の発言を許可いたします。

12番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、15ページの現年の災害復旧費、そちらのほうで17の公有財産購入費、22の補償補填及び賠償金が予算計上されております。この理由についてお尋ねをいたします。

議長（鈴木 悦子君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

萬代議員の15ページの土地購入費と補償費でございます。これは、災害復旧工事に伴い用地取得が必要となった場合の土地購入費を計上させていただいているもので、例えば地すべりとかのり面崩壊などにより道路災害で被災が道路区域を越えて民有側に及ぶなど、復旧工法や道路の安全上、民地側も含めた施工が必要というようになった場合に土地を購入するものです。それから、そこに流木等があればそれを補償するということで計上をさせていただいております。件数としては10件余りを想定しております。

12番（萬代 師一君）

わかりました。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番3番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可します。

10番（岡本 泰介君）〔質問席〕

それでは、補正の質問をさせていただきます。

まず、9ページの農作物鳥獣害防止対策事業県補助金が570万円と高額な減額になってるんですけど、この理由をお聞かせください。

次は、13ページの款6項2目2節19の、これも農産物鳥獣害防止対策事業補助金で899万円、約900万円ほど支出しておりますが、この設置場所と規模はどういったものでしょうか。何か所かに分かれとったら、それも教えてください。

それから、歳出の13ページ、地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金4万4,000円、これは先ほども、金額は違っておりましたが出ておりました。岡野鉄舟議員のほうから出とったことと関連していると思います。これは先ほど来ちょっと問題になってるんですけど、以前このふるさと融資のときの議論の中ではこういった議論は全然なかったと思います。4分の3じゃ、4分の1じゃというようなことはわかっておるんですけど、その中で連帯保証補助金を出すということは、どういったことによってこういうものが生じてくるのかちょっとわかりませんので、そこを丁寧に、よくわかるように教えてください。

4番。これは修繕料、修繕場所はどこかと。これはさっき出ましたね。これはよろしいです。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、農業関係の防護柵の関係で質問をいただいております。これ1番と2番が関連しますので、まず2番のこの歳出の農作物鳥獣被害防止対策、防護柵設置事業補助金ですが、これは当初予算に899万円を追加しまして、総額で6,474万円とするものでございます。100%国庫補助の事業で取り組んでいるものの部分の増額でございますが、その歳入のほうのこの1番ですね、農作物鳥獣被害防止対策事業県補助金、こちらの内示額が5,004万3,000円ということで、当初予算に比べまして内示額が570万7,000円少ないということになりました。そして、先ほど言いました歳出との差額が生じるわけですけど、これについては新しい補助金でございます。その予算書の説明欄の2つ下を見ていただいたらと思いますが。

[10番岡本泰介君「ちょっと待って、何ページかな」と呼ぶ]

9ページでございます、9ページの歳入の15、2、4、1、そちらに2つ下に中山間地域所得向上支援対策事業県補助金というのが1,469万7,000円ということで新たに財源として得られることになりまして、この2つの補助金を合わせて先ほど言いました歳出合わせて6,474万円に対応するというものでございます。どちらも資材費について100%補助ということになっております。

それから、設置場所と規模ということですが、市内9地区において、総延長が3万1,500メートルということになっております。

それから、3番の地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金4万4,000円ということで、こちらはその地域総合整備資金を借り入れている株式会社ショウワコーポレーション、まあ対象事業は本社工場の増築ということで、融資額は2,100万円だったものについて、その連帯保証料の全額を補助するものでございます。30年度分について全額補助するものです。

それで、この仕組み、ふるさと融資のほうから少し申し上げますと、このふるさと融資といいますのは民間事業者が設備投資をする際に、そのうち過疎地域においては45%を市のほうからの借り入れということで、無利子で借り入れて事業を行うことができるということで、全体として事業費に対しては45%の利子の軽減が図られるような事業でございます。この事業の実施に当たっては、ふるさと財団というところが調整をしております、その事業の貸し付け実行の審査であるとか、それから償還についてもこの財団のほうで行っております。だから、事務の流れとしては、ふるさと財団のほうで貸し付けの実行について許可をいただいて、貸し付け自体は市債を借り入れて市のほうが民間事業者に貸し付けをします。ですが、民間事業者はその償還を行うのにふるさと財団へ決まった額を毎期、償還表に従って償還をされるようになります。まあ、この辺は無利子なんですけど。それで、そのふるさと財団から市のほうが償還をしていただくということになって、そのときに償還をふるさと財団が受けるので、貸し付けの実行について民間の金融機関の連帯保証が必要になって、その保証料が発生しとるということがございます。今まで美作市ではその45%以内の融資を行うということで利子の軽減を図ってききましたが、実際民間事業者のほうは毎年連帯保証料の負担が金融機関に対して発生していたということで、今年度から補助要綱を設けて、その部分について補助するということにいたしましたので予算計上させていただいております。貸し付けを行ったものの、その民間事業者には無利子ですが、金融機関に対しては有利子で市のほうが借り入れてるんで、その利払いと、それから民間事業者に対する連帯保証料の補助金を出した場合はその75%について特別交付税に算入されるということになっております。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

部長、お忙しいんでしょう。多分お忙しい。ふるさと融資のパンフレット、もう一遍引っ張り出してよく見てください。今おっしゃったようなことは書いてありません。私も見ております。45とか75とか、そういう数字はあってるんですけど、仕組みそのものはおっしゃったようになっておりません。まあ、それはいいです。この4万4,000円と余り関係ない。全然関係ないことはないのか。

市長ね、執行部の皆さんも、この前回のふるさと融資の説明されたときに、仕組みはいろいろと私もわかりましたし勉強もしましたんで、それで4分の1、4分の3、そして交付税算入、そういうことはわかってるんです、私たち。それはわかってるんだけど、何でここで出てくるかということが私たちはわからないんですよ。あのときにそりやおっしゃっていただきゃあええんですよ、また連帯保証料後から出てきますと。そんなこと一切おっしゃらなかったですよ。おっしゃったのは、2億8,000万円近いお金を融資して、たった百何十万円の金利負担で済むんですと、そういう説明だけだったんですよ。今ごろになってこんなもんが出てくるから私たちは問題にするわけです。それを私たちは言ってるんですよ。岡野さんもそうです。誰が誰にとって、何でこんなもんが今出てくるのかという素朴な疑問から発生しとる質問なんです。それをよくわかってもらわにゃいけません。だから、変な答えばかりするんですよ。

これ、30年分が4万4,000円で済むんですか。そこら辺のことももう一度はつきりおっしゃってください。30年分が、償還全部済んでしまうまでが4万4,000円の保証料で済むんか、ここでこれつきりということですね。もう一つの、これは岡野さんの質問じゃから余り関係ないとはいえ、93万8,000円。この辺のこととはつきり答えんとだめですわ、皆さん。わかるように。ぜひそれを答えてください。

それから、さっきのもう一つの鳥獣害のほうなんですけど、お金が五百何万円減額して1,400万円に振りかわったようなこと、そういう内容の言い方だったんですけど、これ題目が全然違うんですけど構わんのんですかね、これ。片一方が中山間地域所得向上支援対策事業県補助金ですから、鳥獣害とは書いてないんじゃないけど、鳥獣害にもこれは利用しなさいという意味ですか。そこを言わんとだめですよ、あなたは。もうちょっとわかるように言ってください、私たち頭悪いんですから。お願いします。大事なことを落とすんじゃない。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、その中山間地域所得云々という事業名ですが、有害鳥獣の防護柵に使えるものですので、こちらの補助金を活用いたします。

それから、連帯保証料の補助金につきましては、平成30年度において民間事業者が保証を受けている金融機関等に対して支払う保証料でございますので、だんだん償還表で元金の償還が進みますと保証料の額自体が計算で減ってまいりますので、今回の場合ですと5年償還ということで聞いてますので、あと4年間保証料が、補助金が生じてくるというものでございます。

[10番岡本泰介君「5年先に出てくるんか」と呼ぶ]

返済期間、毎年そういう補助金が生じるものでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

さっきの答えとちょっと違いますよ。30年分というような表現があったですよ。まあそれはほかの意味で30年分だということかも分かん。要するに、これから次々毎年毎年出てくるということですね。その金額

は変わってくるかも、金額が下がってくるから保証料も変わってくる、そういうことですね。

ですから、さっきもまた同じようなことになりますけど、それを前もってちゃんと言うとかにやいかんですよ。前には、安う安うつくって言ったんですよ。百何万円の、さっきと同じこと言いますけど、2億8,000万円弱の起債に対して4分の3は交付税算入で4分の1が市が負担だと。百数十万円、金額は今はっきり覚えてません。もうそれで済むんですという話で、こんなもん後から後から出てくると誰も思っていないです。だから、私たちは不信感持つんですよ。

以上で終わります。まだ次の人がおられますから。

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、通告順番4番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可します。

**6番（倉地 重夫君）**〔質問席〕

私のお尋ねしとる件数については岡野議員の質問でお答えいただいているので、代表箇所、差し支えない範囲でお教えいただければと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

倉地議員の災害復旧に伴う工事建設の代表箇所ということでございます。

まず、農林関係では現在のところ田んぼが107件でありまして、後山、深山農地、今回特に勝田、東栗倉が大きな災害を受けてるわけですが、そういう農地がございます。畑が23件、合計130件でございます。

それから、農業用施設でございますけれど、ため池、美作地区でいいますと引谷池、頭首工、井堰でございます、井堰が完全になくなったというようなのもございまして、代表的なものとしては東栗倉の宮の前井堰でございます。

それから、林道については3件ございまして、全て言いますと東栗倉地区の青野野原線、大原地区の黒谷線、大原地区の濡谷線ということで、合計で150件というふうになっております。

それから、公共災害でございます。代表的な路線といたしましては、市道では市道美作地域の畑沖栄町線、東栗倉地域の深山線、勝田地域的那岐山線など58件でございます。これは道路でございます。河川につきましては、勝田地域の美作川、東栗倉地域の東谷川など45件を復旧する予定としております。早期復旧に努めてまいりたいというふうに思います。

**6番（倉地 重夫君）**

どうもありがとうございました。

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、通告順番5番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

**3番（岩崎 清治君）**〔質問席〕

私のほうは、先ほどから質問がありました地域総合整備資金貸付連帯保証補助金という部分なんですけれども、今お二方の話を聞いて質問の内容がごろっと変わったんです、頭のイメージの中ね。で、非常にひどいなって感じがするのが、この貸付金の予算のときにいろんな方が討論されたわけですよ。賛否があったわけですよ。で、この名称見るだけだと貸し付けの、例えば中小企業なんかの貸し付けやりますよね、その一番最初みたいな金額があったもんで、イメージが全然違うんですけど、改めてなんですけど、今遠藤部長が言われた、この金額が年々残高が下がってくりゃあ下がってくるんですけど、毎年要るんですね。下が

るのは下がるんですよ。要るんですねっていう部分の質問と、ごめんなさい、最初からのちょっと、これがなぜ要るかという部分を説明してください。

それから、金額的に下がってくるんだけど何年間要るといふ。僕の聞いているのは93万8,000円のほうですから、下がってくるんですね。

それからもう一つなんですけど、これ出す根拠。交付税が入ってくるから出しますという話じゃないんですよ。補助金交付要綱か、もしくは地域総合整備資金の貸付金要領ですかね、市の分がありますよね。その根拠に基づいて交付されてるんかどうか。私ちょっと違う観点で考えよったんで、それ見てないんですよ。今でも例規集がありやあ見れるんですけど、例規集ここにはないもんで、そのあたりをちょっと丁寧に教えてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後2時38分 休憩

---

午後2時55分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、岩崎議員の1回目の質問に対する答弁からです。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

まず私のほうから、ふるさと融資の仕組み構造について、先ほど岡本議員からも違うとろうがという話がありましたけども、それも含めて前提としてお話をいたしますが、ふるさと融資は事業者に対して市が起債をしてつくったお金をふるさと財団経由で貸している、こういう仕組みになるんですね。で、ふるさと財団が何をやるかという、そうやって経由する、まあ事務と言ってましたけども、事務の内容で一番大きいのは回収義務なんですよ。回収しなきゃいけないと。そして、回収したやつを市に返してくると、こういう非常に危険なリスクを伴うところをやっているもんですから、したがってそのふるさと財団としては連帯保証を銀行からとってくれと、こういうふうに言っていると。ところが、なかなかそれに対して民間の事業者の方々が抵抗感もあるので、総務省の財団ですから総務省との関係で自分たちのリスクを軽減するためにもぜひこれに対して、いわゆる我々の親分なんだから、特交を出すことによって地方自治体に対して協調してこの保証料について軽減するようにやってくれと、こういう折衝があったというふうには見られております。

そのことを背景として、当市が久しぶりにこのふるさと融資を活用するに当たっては、その後ちゃんこの制度は使ってくれよという要請があったものでございますので、その要請に基づいてこの当該補助金の交付要綱等をひな形を頂戴して作成をして、今回初めて上程をさせて頂くと、こういう流れになっていることをまず全体論として答弁をさせていただきました。

もう一回言いますと、ふるさと財団に資金の回収という大変大きなリスク要因が生じる。そのリスク要因を軽減するために、しっかりとした銀行の連帯債務保証を求めている。そして、それを求めた上でその連帯保証が割と高額になることを考えたときに、それを軽減する必要があるというふうに見て、総務省と共同でこの制度をつかって、そして総務省と共同で当市を含めてさまざまな活用自治体に対して債務保証料の負担の4分の1を面倒を見なさいというような要請をして、それに基づいて当市としても本件を動かしている

と、こういうことでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**

ふるさと融資の資金の流れにつきましては、今市長が説明したとおりでございます。保証料の額につきましては、私の今回しとる分につきましては15年償還になっております。償還期間が2億7,900万円に対して15年間で償還するという形になっておりまして、それが元金均等償還という形になっております。保証料につきましては、15年間発生します。で毎年少しずつ減ってくるという形で、最初は保証料が多くて最後15年目になれば少なくなるという。それで、総額といたしましては約615万円ぐらいの金額になります。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員の質問ですから、お静かにお願いします。

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）〔質問席〕**

根拠をお尋ねしたんですけど、言われてないですね。会議場ですからそのまま言いますが、貸し付けの中に根拠があったんか、補助金交付要綱があったんかという部分をお尋ねをいたします。

もう一点は、先ほど岡本議員の質問の中に、交付税で4分の3入ってきますよという話がありました。一つは、聞き間違いじゃないと思うんで改めて尋ねるんですけど、普通交付税だったらすぐ信用するんですよ。特別交付税だから信用置けないんです、はっきり言わせてね。入ってくると言われるならば、入ってくるような省令か政令かよくちょっと忘れちゃったけど、分を定額の部分、特別交付税の中でも病院事業債なんかは必ず申請どおり入ってきます。全体の金額のどうのこうのじゃないです。この金額がどこに入るのというのを教えてください。で、確実にわかっているところであって私どもが見た場合に理解すれば入ってくるのは理解できるけど、その他の資金の中に入ってくるんだったら、特別交付税で入ってくるという言葉と言われるほうが疑問があるんです。俗に言う特別交付税ってのは、つまみ交付税って表現されてる人もおられるんです、私はそこまでは言いませんけど。だから、特交のどこどこに入ってくる、それはもう確実に入ってくるっていうんであればそうですし、そうでないんだったらおかしいじゃないですかと思いますので、その2点をお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**

まず、補助金についてでございます。美作市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱をつくっております、これは平成30年3月につくっております。交付は平成30年4月1日から施行するというふうにしております。

それから、特別交付税の部分ですが、ちょっと今手元に資料がないので、ルール部分で入るのかその他一般で入るのかというのはちょっと調べさせて、後で報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

岩崎議員の特別交付税に入っているかどうかと、確実に入るのかという御質問でございます。先ほど申さ

れました決まり等を書かれたものについては手元にちょっとございませんけども、財政課のほうに確認をとりましたら、せんだってこの交付税の算定根拠ですけども、調査がございまして、その中できちっと報告をさせていただいておるといふふうに言うておりましたので、それを信用しているというところでございます。

〔3番岩崎清治君「ルール分だということ」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

じゃあ、特別交付税の部分、ルール分だということであれば、その部分の省令か政令の部分を少し見せてください。後で結構ですから、今はよろしいです。

それから、この予算、もとの予算を通すときに、けんけんがくがくと議員の中で議論があったわけですね。交付税が入ってくるから、この金額が市の持ち出し分だからいいでしょという議論もあり、逆に言えば市民の納得がいくんかという議論もあったわけですね。その上に600万円の上、端数は別として600万円として200万円ほどの白い金額要るわけですね。いや、200万円じゃねえ、百何十万円か。ごめんなさい、すぐ暗算ができなかった。百何十万円の金要るわけですね、市の財源がね。その部分をなぜ最初から言ってくれないのかと。俗に言う後出しじゃんけんという言葉があるわけですね。これは困りますね。このことは、もう言っても終わりですから、終わったことですから。ただ、今後については本当に十分注意してください。最初から計画されてるんだったら言われにやいけんし、計画されてないのに今回するといふたらおかしいと思います。もう答えがもらえるような答えじゃ、されませんか。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

これは多分悪気があったわけではないと思います。先ほど部長心得のほうからも答弁が出ましたけども、要綱の制定がことしの3月ということでありまして、御覧のとおりことしは議会が前倒しになっておりまして、選挙があったということもありまして前倒しになっていて、恐らくその間に、国との関係でこりゃ要綱つくらにやいけんなという議論があったものと想定をいたしております。

3番（岩崎 清治君）

ないですから、終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番6番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可します。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長の発言の許可をいただきましたので質問させていただきます。

13ページの教育費、小学校費の設計監理委託料と、同じく小学校費及び中学校費の工事請負費につきまして、その内容を教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

山名教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

それでは、青山議員の1番から3番についてお答えをさせていただきます。

まず①、13ページの小学校費の設計監理委託料413万円でございますけれども、これは一般質問でもござ

いましたけれども、小学校の普通教室にエアコンを設置するための設計に係る委託料ということでございます。

続きまして、②と③でございます。お尋ねの工事請負費でございますけれども、大阪北部地震の発生によるブロック塀の倒壊事案を受けまして、安全・安心な教育環境の整備の観点から、一定年数が経過しているブロック塀の撤去及び補強工事を実施するものでございまして、小学校費の119万6,000円につきましては東栗倉小学校のプールにあるブロック塀を撤去し、新たに目隠しのフェンスを設置するものでございます。また、中学校費の188万5,000円につきましては、勝田中学校の自転車置き場のブロック塀の撤去及び補強、また英田中学校のテニスコートの壁打ち用のブロック塀の撤去及びプールにあるれんが塀を撤去し、新たに目隠しフェンスを設置するための工事費でございます。

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けますが、ございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

先ほどずっと皆さんの話も聞きよったんやけど、地域総合整備貸付事業連帯保証補助金の関係で、これシヨウワコーポレーションの部長とも話したことがあるんですよ。と申しますのは、滋慶学園の当初の生徒数が680言よった。今度は360って言い出した。非常に少のうなってきた。それからまた、そがいしょつたらまだだんだんだんだん少のうなかって、今回の生徒数というのは30ほどじゃということで、部長さん、あんたとこ大きなものがあつこへ建ちようるけども採算とれるんかなって言うたら、非常に心配なんじゃつというて。非常に心配なんじゃついうやつをうちが保証しとるわけじゃな、これ。ほいで、全部で6億円ぐらいじゃ、この工事な。この6億円の中で自己資本というんが55%要るんか、自己資本が。であと45%はこっちが保証しとんでしょう。じゃけど、これだけだったらまだええけども、あそこももう3億円から上のお金を自己資本出すというていうたら、ちょっと厳しゅうなりょんじゃねえか。これほどお金貸すというていうたら、保証協会にしてもどこにしても内容を一番に見るわけじゃ、内容。ほんで、10年だったら10年でこれで採算がとれるんか、とれんのか、これ安全なんか、大丈夫なんか。ほれで、これはちょっと厳しいなと思つたら連帯保証人をつけてきなさいと、こういうふうにするわけじゃ。1人じゃ無理だから2人つけてこいと、こういうふうにする。こういうふうな形の中で、今はその利用者が、あそこのとこでちょこちょこ生徒とも話しするんじゃけども、16人ぐらいじゃと、入ったのがな。ほんで7月にもう一棟建つて言よったよな、ことしの。それがちょっと延期しとるらしいです。ほいで、来年度に向けて生徒がどっどっどっどっ入ってくるんだつたらそれはええけども、東栗倉の愛の村、ここでもあれだけの部屋をつくつとつて、1人おつたんじゃけども、1人の子どもがあそこのとこで車を事故してどこやらへ行って、今度は佐用へ行ったんかどこへ行ったんか知らんけど最近全然おらんようになってしもうたと。この予算つけるときに、今言ようるあつこへついたらどえらい効果がありますというような質問された人もおられるんじゃけども、まあよう現実を見てもらわなんだからな。

その中で、今言ようるこの特例債の関係、ふるさと財団も行ったんですよ、実際のことは。誰かいい人が

おったら借りれんかなと思うて行ったんよ。私が借りたいというのは、牛の関係で使えんかと思うて行ったんよ。これじゃあないんよ。耕作放棄地がたくさんできようから、牛を飼うたりするのに資金提供してもらえんかというような形の中で行ったんよ。まあそれは牛のほうはだめじゃということなんで、ああそうですかというて帰ったんですが、とりあえずこれほんまに大丈夫なんかと。あんたら簡単げに何百万円じゃ、600万円じゃ300万円じゃというというような話されようるけどね、これ保証ですからね。ほんならまるつきりこれが元がめげてしもうたら、どないなるん、これ。払えんようになったら。これ2億8,000万円の話じゃないんですよ。6億円からあつこへ投資しとるわけじゃから。6億円金入れて、それを元金を払うて、全部返していこう思うたら1年間にどのぐらいな利益上げていかにかいけんというのは、あんた方試算しとんかな。これだったら市が保証しても楽じゃなというような形の中でしとんだつたらええけども、私が営業担当でここを営業しとんじゃというような、どがいな営業しとんか知らんけど、その辺の中身をちょっと聞かせてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

多分、岩江議員の誤解だと思います。本件について、金融機関が保証しておりますけれども、市が保証しているものではありません。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

とりあえず、市が保証しとらんけんというて、保証金としてここへ載せとんじゃろ、これ。これ保証金じゃねえんか。連帯保証料の補助金じゃろ。連帯保証でも一緒じゃがん、これな。保証は保証じゃ。元が飛んでしもうたらこれどがいするんならという話じゃ。市が責任がねえですかということと言よんよ、私が言いたいのは。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

何度も言いますが、金融機関が連帯保証しているので、元が飛んだら金融機関がその連帯保証債務を実行する必要があります。市は関係ありません。

終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

市がそういうふうな、銀行が保証しとんじゃけんというて、銀行も何やらのうまいお話に乗ってお金を出しとる。ほいじゃけど、見てみなさいよ。滋慶学園の寮にするということであつと融資を貸しとんでしよう。そうじゃねえんかな。現実には生徒が16人で、採算がとれるんかということを開いよんですよ。そこを連帯保証についての補助金を、何で危ないような橋を渡るようなとこに、ただ1万円でも10万円でも金を払わにかいけんのんですかということを開いよんじゃ。そのことを言よんじゃ。何でもべらべらべらべら言うて、あその部長さんも非常に不安なんじゃというて言うとな、ショウワコーポレーションの部長さんが。生徒が来んだら不安なんじゃというて。不安なんじゃというて、市が絡んで話を保証するような事業させとつ

てな、それは銀行が保証しとんじゃけえうちは関係ありませんというような問題じゃないでしょうか。うちが融資したんか、うちの10億円からの金を出して滋慶学園をやっとして、それに対しての寮の話でしょうか。責任のある回答をしてもらわんと、困る。えぼの話ばあしたんじゃ。

**議長（鈴木 悦子君）**

重平議員、足を机の中に入れてください、下に。

答弁ありますか。

[15番岩江正行君「答弁なかったらよろしいけん、やめんさい、早う」と呼ぶ]

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで議案第70号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第71号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号1番青山慶議員。

**1番（青山 慶君）**〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので質問をします。

10ページのシステム改修委託料のシステム改修の内容を質問します。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

このシステム改修の内容といたしましては、高額介護サービス費の見直しと利用者負担割合の見直しであります。その見直しに対応させるために介護保険システムの改修を行うものです。

高額介護サービス費の見直しにつきましては、高額介護サービス費のうち1割負担者の一月の限度額を3万7,200円から4万4,400円に引き上げるものです。また、利用者負担割合の見直しとは、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割にする内容のものです。

**議長（鈴木 悦子君）**

よろしいですか。

**1番（青山 慶君）**

ありがとうございました。

**議長（鈴木 悦子君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けますが、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで議案第71号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

## 日程第2 請願・陳情について

**議長（鈴木 悦子君）**

日程第2、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしておりますので、付託表のとおり所轄の委員会に付託いたします。

なお、請願第3号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

青山議員。

**1番（青山 慶君）〔登壇〕**

それでは、請願第3号「美作市入札制度に関する請願書」でございます。

要旨は2つありまして、1つ目が美作市発注工事の指名入札案件について。こちらは、指名入札案件は毎年限られており、市内に支店のみを有する納税義務のない指名業者に落札されていると。美作市発注の指名工事は、美作市内に本店を置く業者への指名発注を徹底いただきますよう請願いたしますといった趣旨の内容が書かれております。

2つ目につきましては、同じく美作市発注工事の一般入札案件についてでございます。こちらは、6月末に行われた美作市発注の一般入札が、単体による大手企業により落札されまして。落札金額は設定金額の59.6%と破格に低く、美作市内業者の中では到底応札できない金額となった。大手企業は、工事によって得られる施工実績を用いて、ほかの地域にてその実績により受注し、利益を捻出することができ、美作市内業者は施工実績を使用し、ほかの地域に応札することが現状できない状況であり、大手企業との方向性が全く違い、美作市発注の工事でありながら下請けですら困難な状況であります。

美作市内の工事は、市内業者の手により行える地産地消の環境を整えていただきたいといった趣旨のことが書かれております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は26日午前10時からです。  
御苦労さまでした。

午後 3 時19分 散会

平成30年9月26日

(第 7 号)

1. 議事日程（7日）

（平成30年第5回美作市議会9月定例会）

平成30年9月26日

午前10時開議

於議場

日程第1 文教厚生委員会委員長の中間報告について

日程第2 認定第1号～認定第13号、議案第66号～議案第71号、陳情第5号、請願第3号（委員長報告、質疑、討論、採決）

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
8番	安	藤	功		9番	金	谷	の	り	子
10番	岡	本	泰	介	11番	山	本	雅	彦	
12番	萬	代	師	一	13番	山	本	重	行	
14番	尾	高	誉	久	15番	岩	江	正	行	
16番	日	笠	一	成	17番	内	海	健	次	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

7番 重平直樹

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	萩原誠司	副市長	横山博光
教育長	大川泰栄	政策参与	山下亨
政策審議監	春名利亮	総務部長	岡本和之
危機管理監	藤原陽二	市民部長	角南良雄
環境部長	宿野豊彦	経済部長	遠藤宏一
保健福祉部長	江見勉	建設部長	真野弘紀
教育次長	山名浩二	消防長	皆木佳久
会計管理者	山本和毅	企画振興部長心得	春名信明
企画振興部長心得	平田幸春	管財課長	岸本正人
作東総合支所長	横林義和	英田総合支所長	赤堀卓司
大原総合支所長	野村慎恵		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾崎功三
課長	坂元省吾
主任	青木志保

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

9月12日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号7番重平直樹議員が体調不良のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

本日午前9時30分から議員控室において、議長、委員、政策審議監出席のもと、議会運営委員会を開催し、日程の追加について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

去る9月19日に委員会付託案件の審議のために開催された文教厚生委員会終了後に改めて開催された文教厚生委員会について、委員長から、今議会において中間報告を行いたいとの申し出がありました。本日の日程に文教厚生委員会委員長報告を追加し、日程第1とすることといたしました。

以上で議会運営委員長の委員長報告といたします。よろしくをお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、文教厚生委員会委員長の中間報告について日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

## 日程第1 文教厚生委員会委員長の中間報告について

議長（鈴木 悦子君）

それでは、日程第1、文教厚生委員会委員長の中間報告についてを議題といたします。

文教厚生委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、文教厚生委員会委員長の中間報告を受けることに決定しました。

それでは、金谷委員長。

9番（金谷のり子君）〔登壇〕

おはようございます。

文教厚生委員会中間報告をいたします。

去る9月19日、本会議より付託を受けた審議案件終了後、引き続き文教厚生委員会、教育委員会所管分を

開催し、委員全員出席のもと、執行部より萩原市長、横山副市長、大川教育長、山下政策参与、春名政策審議監のほか、担当部長以下、関係職員が出席し、教育委員会から新大原保育園にかかわる中間報告がありましたので、報告を申し上げます。

前回の文教厚生委員会以降の経過報告では、6月1日に大吉保育園、6月20日に大原保育園において後援会役員会に対し、クアガーデン跡地を新保育園の建設地としたい旨を、及びその際には両園の統合を検討したい旨の説明を行い、おおむね了承を得ている。また6月23日には讚甘地区自治会に、7月26日には大原地域4地区の会長に対し、同様に説明を行い、讚甘地区における総合的な活性化の意見はあるものの、おおむね了承を得ているとの説明がありました。

報告に対する質疑では、委員から、今後大原保育園と大吉保育園の保護者に対しての合同説明会が行われるのかと質疑があり、執行部より、今両園に投げかけており、日時が決まれば合同説明会を行うとの答弁がありました。

また、委員から、東栗倉幼稚園の扱いはどのようになるのかとの質疑があり、執行部より、現在認定こども園化の研究をしている、その結果により東栗倉地区にも説明を行いたいとの答弁がありました。

他の委員から、新保育園の建設にあわせ、大原保育園と大吉保育園の統合を行うよう進めていくのかとの質疑があり、執行部より、保護者からもこの機会にという声が多くあり、統合の方向で進めているとの答弁がありました。

また、委員から、いつぐらいをめどに取りかかるのかとの質疑があり、執行部より、ことしじゅうに場所を決定し、来年度の予算要求に向けて進めたいとの答弁がありました。

また、英田においてもニーズがあるがとの質疑があり、執行部より、まずは大原に取り組み、解決すれば向かって話ができればと考えているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

以上で文教厚生委員会委員長の中間報告を終わります。

## **日程第2 認定第1号～認定第13号、議案第66号～議案第71号、 陳情第5号、請願第3号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、日程第2、「認定第1号～認定第13号、議案第66号～議案第71号、陳情第5号、請願第3号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、9月12日に各常任委員会及び決算特別委員会に付託となっております。いずれも各常任委員会及び決算特別委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

安藤委員長。

**8番（安藤 功君）**〔登壇〕

おはようございます。

それでは、平成30年9月美作市議会定例会総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月14日金曜日、午前10時から美作市役所4階議員控室において総務委員全員出席、執行部より萩原市長、横山副市長、山下政策参与、春名政策審議監、各担当部課長以下、関係職員出席のもと、総務委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第66号「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の制定について」、議案第67号「美作市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、そして議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」の3件でありました。

これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について順次御報告を申し上げます。

まず、議案第66号「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の制定について」では、委員から、第6条に市民の意見を徴するとあるのは市民全体に意見を徴すると考えてよいのか、また地元住民が賛成で地元以外の住民から反対が出た場合はどういう対応が想定されますかとの質問がございました。

執行部より、意見は市民全体から徴します、上流の地域住民が賛成でも下流の地域住民から環境についてその影響が心配であるから反対であると意見がある場合でも、この条例が通れば地域外住民でも意見を言うことができるとの答弁でございました。

また、委員より、作東のメガソーラーでは市と事業者で協定を結んでいると思いますが、この条例が制定されることによって条例が協定にかわるものなのか、それとも条例は条例、協定は協定で今までどおり条例とは別に協定を結ぶのかとの質問がありました。

執行部より、並列で行くようになるとしますので、県土保全条例の関係で市町村と協定を結ばないといけないというような内容がございますので、条例は条例で行きますし、他法令は他法令で動いていきますので、実施協定も結びますとの答弁でございました。

他の委員より、実効性を確保するために罰則規定をなぜ設けないのか、また規則に様式を定めていないが、それはどうなっているのかとの質問がございました。

執行部より、この条例の場合には根本的に認定の取り消しまで持っているもので、特定の取り消しが行われた瞬間、罰則を適用する根拠がなくなり、認定が妥当に行われていて、かつそれが通ってしまうと、これもまた罰則を適用する根拠がなくなります、上位法で認定の取り消しの規定がある以上、罰則を規定する必要がなくなる、また様式については市としては規則に様式を載せなくてもいいようになっており、様式については別途定めていますとの答弁でございました。

他の委員より、第2条の事業区域が活動範囲とあるのはどの範囲となるのか、また本会議では第5条の着手は工事着手であるとの答弁でしたが、一概に工事着手と言わないで、そのあたりの運用をきっちりされたほうがいいのではないかととの質問がありました。

執行部より、範囲は隣接または隣接に近い地域住民または水系的に直接つながっている地域住民といった範囲となる、また運用をきっちりしていくために第5条の着手は工事着手と決めていますとの答弁がありました。

他の委員より、対象事業が広域にわたる場合は美作市の条例以外に他市町村の条例、県や国の法令が絡んでくる、この条例が法令等に抵触していないか確認します、また事業が広域にわたる場合隣接市町村では許可が出たが、美作市がクリアできないので事業の実施が難しいというような苦情が出てきた場合どのような対応をするのかとの質問がありました。

執行部より、本条例はあくまでも開発許可を出すとか、そういう条例ではありません、認定をされている手続がちゃんとできているか、住民に対しての影響がどうかというようなことを評価した上で問題があればそれを勧告等するという条例となっております、県土保全条例等、他の条例とは並列して事務手続を進めさせていただきます、また条例はそれぞれの市町村が制定しており、美作市の区域内においての条例が他と違うことについてはその立法に係る必要性をどう考えているかという観点の違いであり、条例が違っていたからといって問題であるとする地方自治は成り立ちませんとの答弁でありました。

また委員より、第8条に美作市総合戦略推進会議に意見を求めることができるかとあるが、意見を求めない場合はどういった場合を想定しているのかとの質問がありました。

執行部より、基本的には意見を求める方針ですとの答弁でございました。

次に、議案第67号「美作市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」では、委員より、美作市は対象となるものがあるのかとの質問がありました。

執行部から、平成30年度までに岡山県内に移転してきた企業を1社のみ把握しています、工場は対象外になっているなど、特定の業務施設が対象ですとの答弁がありました。

他の委員より、固定資産税の不均一課税の改正内容をかいつまんで言うとどういうことかとの質問がありました。

執行部から、美作市にとっては制度が2年延長されることです、東京23区から美作市に本社機能を移転した場合と美作市において本社機能を拡充する場合に税の不均一課税が受けられることとなりますとの答弁でありました。

他の委員より、美作市独自の項目はあるのかとの質問がありました。

執行部から、他市町村においても同様の改正になりますとの答弁でありました。

次に、議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」の総務部所管分では、委員から、土居のブロック塀の場所はどこか、固定資産台帳の更新は何年に1度行うものかとの質問がありました。

執行部より、美作市土居250番地-1、JAの前の空き地で、延長14メートル、高さ1.5メートルのブロック塀の補強です、また固定資産台帳の更新は毎年行うものですとの答弁でありました。

他の委員から、補強の仕方はとの質問がありました。

執行部より、塀に直角の控え壁を設けるものですとの答弁でありました。

他の委員から、その空き地は放課後児童クラブの子どもが遊んでいないかとの質問がありました。

執行部より、御指摘のとおりで本来なら撤去しても構わないのですが、子どもたちがボールを当てて遊ぶということもあり、福祉部からの希望もあることから、今回補強するものですとの答弁でございました。

他の委員から、臨時財政対策債の減額の理由について教えてくださいとの質問がありました。

執行部より、平成30年度の普通交付税の確定に伴い、臨時財政対策債の限度額が決定いたしました、臨時財政対策債の予算計上は昨年度の決算額と同額程度と見込み、端数処理をしたものを予算額としておりましたが、当初予算額との差が生じたため補正予算を行うものです、財政状況に余裕がある場合発行しないことも考えられますが、それは基準財政需要額が高過ぎるという意思表示とみなされるおそれがあるので、美作市は全額借りることにしていますとの答弁でありました。

次に、企画振興部所管分では、委員から、地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金の対象となった融資の据置期間と償還期間はそれぞれ何年か、保証料率は何%か、保証契約の日付はいつか、融資の期日はいつか、あと補助要綱を提出してくださいとの質問がありました。

執行部より、償還期間は15年、据置期間はなく、元金均等償還になっている、保証料の率は0.3%である、保証契約の日付は平成30年5月25日、融資の期日は平成30年5月25日であるとの答弁でありました。

委員から、美作市が保証したのかとの質問がありました。

執行部より、金融機関が保証しているとの答弁でありました。

委員から、保証した期日と融資した期日が同日であるが、これは金融機関とショウワコーポレーションがするのではないかと質問がありました。

そのときに私のほうから、事業の流れを順を追って整理して説明してもらったほうがいいと判断をさせていただきまして、執行部に説明を求めさせていただき、執行部より、事業の流れについて説明がございました。

委員から、この保証に関しては去年の12月定例会で担保については民間金融機関の連帯保証が必要で、保証料が別途必要となると答弁している、貸付金額や利率、利息のことは言われているが、保証料のことは言われていない、なぜこれが今出てくるのかとの質問がございました。

執行部より、昨年12月議会の会議録、委員会における担当課の説明、そういったものを見直しました、委員が言われているとおりの保証料について市が補助を行うといったような話は出ておりません、当時の担当にも確認しましたが、当時補助金交付要綱が定まっていなかったため、総務委員会、議会の場においてはまだ定まっていないことを申し上げることはできないという判断のもとであったとの答弁でありました。

委員から、保証料の補助の額が615万円の4分の1くらいと言われたが、615万円という算定根拠は間違いないか、保証契約は毎年するのか、金額は変わるのかとの質問がありました。

執行部より、最終的には金融機関から幾らになったという請求が来て確定するものでございます、今試算しているのが0.3%で、単純計算して615万円くらいになる、保証料は毎年要る、保証契約は1回限りであるとの答弁がございました。

他の委員より、保証料というのはずっと15年間続くけれども、契約というのは1回限りであるかとの質問がありました。

執行部より、そのとおりであるとの答弁がございました。

他の委員より、補正予算案に何の説明もなしに金額だけ載せたことが議論を生むことになっている、うまく運営ができるようにシナリオを立てて対応していただきたいとの指摘がありました。補助に関しては各自治体の判断でやるべきかどうか差異が出てくると思うが、総務省のスタンスはどうかとの質問がありました。

執行部より、今後は注意して説明させていただきたい、総務省は平成27年度に制度改正して交付税をつけますということになっておりますので、積極的な運用を図ってもらいたいという趣旨の考えと理解しているとの答弁でありました。

他の委員より、借り受けの流れ、返済の流れ、全体事業費や保証料などがどう流れていくのか、何年続くのかといったものをいただけないでしょうかとの意見がありました。

執行部より、後日改めてお配りさせていただきたいとの答弁がございました。

以上、全議案の質疑を終えた後、総務委員会へ付託された議案について討論、採決に入りました。

議案第66号「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の制定について」では、委員より、改良すべき点があるが、よりベストなものにしてほしい、今の協定の締結済み地区に対しても補完している、安心の面でよい条例である、運用しながらよいものにしてほしいとの賛成討論がありました。反対討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、議案第67号「美作市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」の企画部所管分では、委員より、今になって出てきたこと、融資が決まっていたはずなのに内容を説明していないので反対するとの反対討論がありました。また、説明不足であるが、国も進めているので賛成する、会社や地元の活性化になる、有意義に使われるので賛成するとの賛成討論がありました。採決の結果、賛成多数により可決されました。

次に、議案の審議終了後、執行部同席のもと、本会議において本委員会に付託された請願の審査に入り、請願第3号「美作市入札制度に関する請願書」について委員に意見を求めたところ、委員より、表現についてはいろいろ意見もあるものの、事業者の提出した請願書の趣旨は理解できる、しかし建設業協会として統一したものでもないため調査研究のため継続審査とすべきとの意見がありましたので、継続審査について採決を行い、全員賛成で継続審査とすることに決定いたしました。

以上、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたしました。執行部におかれましては審査の過程で出された意見や要望を十分考慮し、事務事業の執行に当たられますようお願いし、総務委員会の委員長報告とさせていただきます。御審議のほどよろしくお祈りを申し上げます。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

中山委員長。

#### 5番（中山 忠明君）〔登壇〕

美作市議会産業建設常任委員会の中山忠明、これから平成30年9月美作市議会定例会、産業建設委員会の委員長報告をいたします。

去る9月18日、午前10時より美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員、なお委員については1名欠席で、執行部からは、市長、政策参与、政策審議監及び各担当部長以下、関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案につきまして慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論となった点について御報告申し上げます。

まず、議案第69号「美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビン設置及び管理運営に関する条例の廃止について」では、委員より、土地所有者や光熱水費の支払いについて質問があり、執行部より、土地の所有者は株式会社岡山国際サーキットであり、施設の光熱水費は岡山国際サーキットが負担をしている、市は管理費を負担していないとの答弁がありました。

委員より、施設の使用料を取っていないのか、建物を譲渡すると使用料が発生しないのか、また市の立場はどうなるのかとの質問があり、執行部より、運営協議会という団体が使用しているが、使用料は取っていないし、今後も発生しない、これまで同様に使用できるよう確認書を交わしている、また今後使用に関して覚書を交わすが、市の立場は立会人となるとの答弁がありました。

次に、議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、建設部所管では、委員より、災害箇所数の把握状況についての質問があり、執行部より、報告した箇所数は市の調査や地元からの情報により話しているものであり、今後詳細を詰めていく中で件数が若干変わる可能性もある、災害査定は11月までであるので、新規の情報があれば教えていただきたいとの答弁がありました。

委員より、地元からの情報は正確に届いているのかと質問があり、執行部より、災害発生後の被害状況は短期間で国や県へ報告することが求められていることもあり、早期の把握に努めたが、市民からの情報や申請が滞りなく処理できたかについて反省すべき点もある、このたびの災害対応については反省点や改善すべ

きことを検証したいと考えている、例えば被災箇所の報告や申請に関すること、災害復旧制度等の情報を市民にお知らせすればトラブルも少なくなるものと思われる、これらのことを反省材料の一つとして次に生かしていきたいとの答弁がありました。

委員より、災害復旧になぜ用地補償費が必要かとの質問があり、執行部より、基本的に公共土木施設災害復旧は官地内で実施することになる、被害が民地に及んでいる場合など、工法により施工範囲が民地に入るときは用地買収が必要となるので計上させていただいた、またその土地に立木があれば補償することになるとの答弁がありました。

委員より、農林施設災害について地権者が災害申請することを認識できない可能性、また全体に周知できていない可能性についての質問があり、執行部より、災害については県への報告期限が短期間であるため、申請制度である以上は全体を把握することは難しい、改善策としては災害復旧の制度、申請方法等について周知する方法を考えていきたいとの答弁がありました。

委員より、用地補償の件について質問があり、執行部より、林道災害に伴うものであり、施設を復旧するには官地であることが基本となるので、計上させていただいたとの答弁がありました。

委員より、起債の交付税措置について質問があり、執行部より、農林補助災害については95%であるとの答弁がありました。

次に、経済部所管では、委員より、観光施設費の修繕料について、指定管理料を払っているが、10万円以上のものは市が全部出すのかとの質問があり、執行部より、協定書の中に協議の上10万円以上は市が行うとなっているとの答弁がありました。

委員より、愛の村パークの露天風呂の水がなかったが、また草刈りができていないがとの質問があり、執行部より、この夏湧水ということで自家水源の水量が減少したが、何とかしのいだように聞いている、露天風呂のことは確認する、草刈りについては支配人へ指示しているとの答弁がありました。

委員より、観光施設費の役務費を計上した理由は何かとの質問があり、執行部より、今年5月に愛の村パークの温泉施設と原水タンクの検査を受けた際指導があり、循環浴槽配管洗浄手数料を計上しているとの答弁がありました。

また、別の委員より、手数料を市が負担することについて他の類似施設と同様でなければならない、よく確認するようにとの意見がありました。

委員より、地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金について、お金を返すときの経費に見えるので、詳しい説明をとの質問があり、執行部より、民間事業者に資金を貸し付けるが、貸付金を回収する地域総合整備財団、ふるさと財団が連帯保証人を求める、その連帯保証人になるのが金融機関であり、貸し付けを受けた民間事業者は金融機関に対して毎年借入残高に応じて保証料を支払う、その保証料について市が補助するとの答弁がありました。

委員より、一般的に会社がお金を借りて金融機関が連帯保証をした、その金融機関が保証協会などに再保証をしてもらった分を支払うのであればわかるが、もう少し丁寧に説明してほしいとの質問があり、執行部より、ふるさと財団が審査するが、財務が安定している企業を選んでいる、金融機関に保証料を出すことになっているのは民間企業への融資制度ができたとき民業圧迫論があったことが背景にある、返済が滞ったときふるさと財団に回収義務があるため、地元の金融機関を念頭に保証してもらおうという制度ができた、またなぜ再保証を保証協会に求めないかという、そこまでやるリスクがないことと、金融機関が利益を確保すること、そのような制度であると感じているとの答弁がありました。

委員より、昔は金利が高かったが、今は低い、利率より高いように見える、民間が民間に借りたほうが安

く借りることができる、市が保証料を補助するのであれば、この部分の保証料が高いか安いということになるとの質問があり、執行部より、優良な企業が借り入れの金利より高い保証料を払うということは金融機関にもうけが生じる、市が保証料の25%を持ち、国が特別交付税によって75%を持ち、金融機関のもうけ部分を国が払っていて、若干のリスク部分を自治体を持っているという役割分担と考えているとの答弁がありました。

委員より、合併前のこの制度では連帯保証料の補助まではしていなかった、新しい制度であるのかとの質問があり、執行部より、日本の金融市場がゼロ金利になったという金融情勢が背景にある、特別交付税になったり、いろいろと進んでいったのではないかと考えている、役に立っているのではないかと思うとの答弁がありました。

委員より、市民の感情論として金利相当分を民間事業者が払っていたが、今はゼロだから少くくらは民間事業者が出すべきではないかという感情論も出ていることも事実との意見がありました。

全議案の質疑終了後、本会議において産業建設委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第69号「美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビン設置及び管理運営に関する条例の廃止について」及び議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上、産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

金谷委員長。

**9番（金谷のり子君）**〔登壇〕

文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る9月19日、午前10時から美作市役所4階議員控室におきまして文教厚生委員会を開催し、委員全員出席のもと、執行部より萩原市長、横山副市長、大川教育長、山下政策参与、春名政策審議監のほか、担当部長以下、関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。

付託の議案は、議案第68号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」、議案第71号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の3件で、審査に当たっては執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。その審査の主な内容について御報告申し上げます。

議案審査については、まず保健福祉部所管から審議を行い、議案第68号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」では、委員より、共生型地域密着型サービスの内容と、なぜ共生型サービスを始めるのか、また市民にとってプラスになるのかとの質疑があり、執行部より、共生型サービスは1つの事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組み、障がい福祉事業所の指定を受けていれば介護保険事業所の指定も受けやすくなり、逆の場合も同じである、これは障がい福祉サービスを利用している人が65歳になると介護保険優先の原理があり、なじみの事業所でサー

ビスを受け続けることが難しいという問題があったため、これを解消するために創設されたもの、定員18人以下の地域密着型通所介護などが市に指定権限があるため条例に定める必要がある、選択肢が広がったため市民にとってプラスになるとの説明がありました。

委員より、共生型を始めるに至った経緯については65歳になると自動的に介護保険にかわる、介護保険は利用料を払うが、障がい福祉サービスは利用料がかからない、利用者負担がかかるから自動的に切りかえることはしないで障がい福祉サービスを使えるようにするのだと理解しているが、いかがかとの質疑があり、執行部より、そのような事例を取り沙汰されたこともあるが、障がい福祉サービスも所得によるが原則1割負担となっている、本改正の基本的な考え方としてはサービス利用者の利便性等に配慮をした制度の改正と認識しているとの説明がありました。

委員より、介護療養型医療施設と介護医療院についての説明を求める質疑があり、執行部より、介護医療院は現在の介護療養型医療施設の廃止が決まっており、その転換先としての新たな施設で、医療と長期的療養が必要な高齢者が利用できる、現在当該施設の介護医療院への移転や増床が検討されており、市民の選択肢は広がると説明があった。

委員より、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内にある特定施設に関して午後6時から午前8時までの間において当該施設等の職員をオペレーターとして当てることのできるなどの条項のうち、時間の制限がなくなっているが、その意義と理由はとの質疑があり、執行部より、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において午後6時から午前8時までの間、同一敷地内にある特定の施設の職員であればオペレーターとして当てることのできたが、その基準を緩和して、いつでも当該施設の職員であればオペレーターとして当てることのできるようになったとの説明がありました。

委員より、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は介護・医療連携推進会議を今回の改正で開催頻度が3カ月に1回以上から6カ月に1回以上になっているが、状況把握が手薄になるのでは、また指定認知症対応型共同生活介護施設において身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催する項目が新設されているが、これらとの絡みはどうかとの質疑があり、執行部より、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における基準緩和の一つとして、介護・医療連携推進会議の開催頻度を少なくすることにより介護職員の事務軽減につながる、指定認知症対応型共同生活介護事業所において新設された身体的拘束等の適正化のための検討委員会の開催については、現在2カ月に1回開催することとされている運営推進会議を利用しているとの説明がありました。

委員より、指定療養通所介護事業所の利用定員が9人から18人に拡大された理由はとの質疑があり、執行部より、定員を増やしてニーズに対応する、門戸を広げたと説明がありました。

委員より、大原病院について質疑があり、執行部より、介護保険料に影響しないようにすることが一番の方針との答弁がありました。

また、委員より、障がい児童について新たにつけ加えたのか、目的はと質疑があり、18歳以下は児童福祉法の対象、その事業所が通所介護共生サービス事業所としてサービスを提供することが新たに可能となったと説明がありました。

次に、議案第70号「美作市一般会計補正予算（第4号）」については、委員より、社会福祉費のアンケートについて大学と民生委員・児童委員に協力していただけるということだが、その役割は。また報償費が計上されていないが、市としての負担はないのかとの質疑があり、執行部より、今回のアンケートについては困難層の発見と原因の分析、その後の支援方法の構築を目的とし、美作市と大学が共同して行うものであり、アンケートの配布、回収、集計まで美作市が行い、その後の分析等を大学が中心となり行うこととなっ

ている、大学側にも助成金がついており、分析以降の費用については大学側が科学研究費の助成事業として行う予定である、また民生委員・児童委員についてはひきこもり支援について昨年度から取り組んでいただいております、今回はアンケートの啓発活動に協力をさせていただく予定である、調査終了後は就労支援など民生委員・児童委員が取り組み可能な部分について支援をお願いすることになるとの説明がありました。

また、委員より、今回の集計結果をどのように活用するのかとの質疑があり、執行部より、大学と共同で支援計画を立て、民生委員・児童委員協議会等関係機関を交えた支援ネットワークを構築できればと思っていると説明がありました。

次に、議案第71号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、委員より、なぜ介護保険に基金があるにもかかわらず一般会計から繰り入れるのかと質疑があり、執行部より、給付費については基金の繰り入れも可能であるが、職員の給与や事務費については一般会計から繰り入れるというのが通常の介護保険の予算の組み立てであるとの説明がありました。

次に、教育委員会所管分に移り、議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」については、委員より、他の部署の事業では設計監理委託料と工事請負費が同時に計上されているが、小学校8校の普通教室へのエアコン設置に伴う設計監理委託料は補正予算として計上されているにもかかわらず工事請負費が同時に計上されていないことについて説明を求められ、執行部より、エアコン設置についてはエアコンの取り付け費のほかにキュービクルなど関連設備の変更が必要な場合もあるので、まずは設計し、金額を確定させた後に補正予算として提案し、承認されれば3月から4月に工事を行い、完成させたいと考えているとの説明がありました。

また委員から、議会閉会后にエアコン設置の工事請負費を追加上程するべきとの要望があり、他の委員からも賛同との意見がありました。

続きまして、全議案の質疑終了後、本会議において文教厚生委員会へ付託されました議案及び陳情について、討論、採決に入り、議案第68号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」、議案第71号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の3議案は、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、陳情第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について」では、委員から、昨年においても採択されたが、政府において対応されていないので、今回は賛成しないとの意見がありました。討論はなく、採決の結果、賛成多数により採択されました。

以上、文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

青山委員長。

#### 1番（青山 慶君）〔登壇〕

ただいまから決算特別委員会の委員長報告をいたします。

去る9月12日、本会議終了後、議員控室におきまして、委員全員出席のもと、決算特別委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

この9月定例会で付託を受けました平成29年度の決算、認定第1号から認定第13号の審査につきまして、協議の結果、継続審査といたしました。

決算審査につきましては、議会閉会中に特別委員会を開催し、12月定例会までに審査を終了する予定であります。

以上で決算特別委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

以上で各委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。

初めに、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

何点が質問させていただきます。

まず、美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例についてでございます。

私は過日の議案質疑におきまして7項目3回までおおむね大体20回ほど質問したわけでございます。執行部のこの条例に対する意気込みは私は非常に感服をしておりますが、私はずっとこれまで勉強してきた観点から見ますと、〔発言の削除〕でございます。

そこで、質問なんですが、全員賛成ということですが、どのような理由で賛成になったかということを変更して質問させていただきます。

続きまして……。

〔市長萩原誠司君「止めてください。〔発言の削除〕というのは」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ちょっと待ってください。

**4番（岡野 鉄舟君）**

説明をいたしますが、いいですか、その根拠を。

**議長（鈴木 悦子君）**

先ほどの私も気がつきました。〔発言の削除〕というどういう意味なのか、説明をしてください。

**4番（岡野 鉄舟君）**

それは、〔発言の削除〕というのは御承知のようにドジョウをすくうときの網のことで穴があいてるんですが、今回私は附則までを見ましたときに事業者から見たときに非常に有利な条例であるということですね。御承知のように去年の3月に資源エネルギー庁がガイドラインを制定しております。そこを平たく言えば、ありていに言えばどういったことが書いてあるかと言えば、事業者である営業の自由、つまり財産権と地域と社会がうまく調和できるようにやるべきだということがずっと最初から最後まで書いてあります。これは条例のよりどころでございます。これはやはり後からも機会があれば説明をいたしますが、そういった

条例にないということで〔発言の削除〕ということなんです。具体的に言えば……。発言していいですか、討論的になりますが。

議長（鈴木 悦子君）

いや、岡野議員、〔発言の削除〕というその言葉自体、言葉の表現自体がこういう本会議の議場で不適切じゃないかなというふうに思うんですが、それで、ちょっと待ってください。

〔15番岩江正行君「〔発言の削除〕 言よんじゃ」と呼ぶ〕

岩江議員、静かにお願いします。

〔15番岩江正行君「〔発言の削除〕 と言よんじゃがな」と呼ぶ〕

静かにしてください。

安藤委員長の報告に対するの質疑ですから。

4番（岡野 鉄舟君）

いや、ですから、それを安藤委員長が答弁しやすいように私がイントロを言ってるわけじゃないですか。そう言わないと安藤委員長答えられませんわ。それは平たく何もしなかったですというふうにオウム返しに言うてしまうようになる、だから私は説明をして、理路整然としとるわけです。

議長（鈴木 悦子君）

もう少し質問を簡潔にしてください。

4番（岡野 鉄舟君）

いや、ですから、私はいろいろと議案質疑をした、勉強した結果、〔発言の削除〕であるにもかかわらず……。

議長（鈴木 悦子君）

暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

ここで岡野議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

いろいろな思いが強かったせいか、ちょっとランオーバーしたかなというところで、先ほど今回上程されている議案第66号が〔発言の削除〕であるというふうに断定的に言いましたが、その部分は謙虚に取り消しをさせていただきたいと思います。後刻の質問の中で言いかえをするなり、工夫をいたしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

わかりました。

ただいま岡野議員より〔発言の削除〕であるという発言に対して発言の削除の申し出がありました。

これを許可してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員の〔発言の削除〕という発言は削除することになりました。

それでは、岡野議員。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

改めて質問させていただきます。

美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例についてでございます。全員賛成ということでございましたが、私はさきの議案質疑におきまして本条例のできる限り細かい部分を7項目にわたりました。総務委員会では、にもかかわらず全員賛成ということだったんですが、改めて総務委員長にお聞きしたいのは、どのような理由で賛成になったかということをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問項目を変えますが、請願第3号の「美作市入札制度に関する請願書」についてお聞きいたします。

先ほどの委員長報告では趣旨は理解できるが請願は協会としてしたものではない、だから継続になったんだという説明がございました。私は今回の委員長報告に対する質疑も事前に勉強しておったわけですが、同じ趣旨の請願はないかなと思ひ、合併後の議事録をずっと見ておりました。そうしますと、平成24年8月にこういう請願を見つけ出すことができました。地域建設業の振興及び地方公共団体中小企業対策充実に関する請願書というものでございます。事務局をお願いをしまして、その請願書と、それから議事録も一応見させていただきましたが、そのときの請願者は、論点になっておりましたのが、団体、法人、個人が請願者であるかということだったんですが、結論的に即決で多数決で採択となっている経緯がでございます。今回は出されております請願につきましては、市内の会社の代表の方がされているわけでございますが、誰が請願者になったかという論点と、同じように地域振興を元気にすべきだという趣旨は同じであろうというふうに私なりに思っておりますが、ここで疑問なのは、同じような形態の請願、つまり請願の趣旨であるにもかかわらず、平成24年8月が即決で採択されているわけですが、今回は委員長が先ほど報告されましたように継続となったというふうな報告がございましたが、その同じような趣旨であるにもかかわらず、そこで質問なんですが、そこで質問ですが……。

#### 議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、もう少し端的にお願いします。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

できるだけ私は丁寧にわかりやすい……。

#### 議長（鈴木 悦子君）

いや、平成24年8月の請願とかはこの議会では関係ないと思いますので。

〔15番岩江正行君「関係あるけん言よんじゃがな」と呼ぶ〕

岩江議員、静かにしてください。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

議長、聞いてください。一応そのことは言いましたが、議長、質疑がどういうふうにやられるべきかということとはもう少し大局的に、議長、我慢をして聞かれなきゃいけませんよ。そこで、質問ですが、請願者と、それから願意、請願の趣旨が似ているわけですが、今回の継続審査になった理由は何ですかということをお聞きしたいと思ひます。まず、質問は総務委員会関係が1点、そして請願に関する質問が1件、第1回目の質問です。

#### 議長（鈴木 悦子君）

安藤委員長。

#### 8 番（安藤 功君）

それでは、2項目というふうに思いましたけど、まず議案第66号の、なぜ賛成になったか、理由をという

ことでございますが、先ほど委員長報告でも申し上げましたとおりなんですが、ただお断りしておきたいのは、私の個人的な意見は述べられませんので、あったこと事実だけしか述べられませんので、御承知おきをいただきたいと思えます。先ほどの報告にもありましたように66号の条例に関しまして中身について罰則等を設けられることはできないのかとか、様式をもっと定めておかないといけないのではないのかとか、いろんな意見も出ました。意見が出た中で、最終的に改良すべき点があるけれども、よりベストなものに今後して行ってほしい、今の協定の締結地域に対しても補完をしているので、安全面でよい条例である、運用しながらよいものにして行ってほしいという御意見をいただきながら全員賛成ということになりました。総務委員会ではそういった趣旨の内容でございました。

それから、請願に関してなんですけれども、先ほど岡野議員が言われた平成24年8月の請願というのは、中身に関して私承知をしておりませんので、そのことに関して御答弁は何もできないんですけれども、先ほど委員長報告で申し上げましたとおりに出てる請願に関しては趣旨は総務委員メンバー皆さんよく理解をされて、趣旨というのはよくわかるというようなことはお話に出ておりました。ただし、法的なことも踏まえてもう少し総務委員会としても調査研究したほうがよりよいものになるんじゃないかということで、継続審査ということで今後協議したいということで、全員賛成に継続審査ということになりました。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

では、2回目の質問をさせていただきます。

議員必携を引き合いに出させていただきます。私はいつもかつも議員必携を見とるわけじゃないんですが、これで5回目ぐらいかなと思うんですが、そこに請願の委員会審査では、まず紹介議員から請願の内容とその理由を聞いて、質疑、討論、表決の順で行うとあるが、この手続を踏まれたのでしょうかというのが2回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務委員長。

**8番（安藤 功君）**

私が事務局長とも相談をさせていただいたんですけど、教えていただいたんですけど、継続審査という声が上がった場合は、まず継続審査についての総務委員会で採決を行って、それによって継続審査が認められたならば、そのまま継続審査ということが有効になるというふう聞いております。というふうな進行の仕方をさせて、全員賛成という結果をきょう報告させていただきました。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

それは今安藤委員長報告されましたが、議員必携の正しい理解ではないと思えますね。そのことについてあれやれ議論しますと、質疑でなくなりますのでやめますが、3回目の質問をいたします。

同じ議員必携の中、275ページ、きょう5回目見たときに、朝見たんですが、紹介議員の紹介とは、請願の内容に賛意を表し、議会への橋渡しをすることである、請願の内容に賛同できない議員がその紹介議員になることは許されないのは当然であると思えます。委員会の中には紹介議員の方おられますが、議員必携の根本的な指針に反するのではないかと思います。委員会としてはどう正されましたか、というのが3回

目の質問です。

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

紹介議員が総務委員会に確かにいらっしゃいました。ただ、その時点で紹介議員は個人的に考えられた上でそういう態度を表明されたんであろうというふうに思いますので、私がここでその議員に対して御意見を申すことは差し控えさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

議案第66号ですか、太陽光の関係じゃな、これ、地域社会に対する影響評価の条例、この条例について何かもう少し踏み込んだやつが書かれてないんじゃないかということなんで、今磁気の話についてこの前市内の人から電話がございました。美作市の作東に国内最大と言われるメガソーラーが工事はもう最終段階ぐらいになっておるが、このことについてどのように検証されて、委員会の中で議論されているんかということ、これ電磁波の関係、家庭の中にほとんどの家がレンジがあると思います。このくらいな大きさの中で中に前の扉のときに網を張っとんじゃな、ずっと。あれは何ならというて言うたら、人間に悪影響を及ぼしたらいけんから、電磁波が健康によくないから、ああいうふうなことしとんよ。それを美作市については、あそこの英田のほうに向けて10キロにわたって地下ケーブルを入れとん。この地下ケーブルでもそれなりの措置を講じとんだったらええけども、その措置を講じずにケーブル入れとるということになったら、これあの上は歩道は2キロぐらいあるんでしょ、それから市道が2キロぐらいある、全部で4キロぐらい市道と歩道との関係であるんでしょ、地下ケーブルは。これからするにしてみても今の現在のやつを検証しながら、このことについて総務委員会で議論したんか議論してないんか。これうちの子どもにネットで出してくれやというて言うたら、ネットでちょっと出ただけでもこんだけの資料があるんじゃ、電磁波について。このことについて全然議論がなされてなかったんかどうしたんかということが1点。

それと、最近自然災害、地球温暖化の影響かということ、自然災害で、ここの場合は広島風というて、これパシフィコ・エナジーが出しとる資料がございまして。これは津山が風速10分、津山が20、奈義が34、今岡というたら武蔵の辺が12、このようなやつをパシフィコ・エナジーが出しております。発表しております。それで、最近このような20じゃ、30じゃというような話じゃなしに、この前の台風21号、関西方面を中心に甚大な被害が出とる。船があおられて関西空港に行くとこの橋をどんと当たってめげて、大変な被害出とんじゃけども、これについて今あるパネル、大原にしとるやつは割合栗野地区にしとる太陽光の基礎というのは頑丈なやつをしとる。頑丈なやつをしとるのは何ならというたら、コンクリを何ぼのボリュームか知らんけど、行ったことはないけんわからんけど、あの式のときに行たんじゃけども、大きなコンクリを入れとる。それで、それボルトで20も入れとるから、これは少々の風が来てもこれは大丈夫じゃなというような感じはします。もし災害が起きたときにこの被害の状況に応じて、古民家がトタンふいとるところが屋根が飛んで、被害に遭うたというところも聞いておりますし、きのう津山へちょっと用事があって行ったりしました。そないしたら、奈義のほうの人が来られとって、奈義のほうも太陽光が飛んできて、〔聴取不能〕周辺のところもちょっと被害が出とんじゃという話。それから、この前聞いた話じゃけども、備前から三石へ向けてのこれも太陽光がとんでもない被害をこうむるとと。この被害が地域に悪影響を及ぼしたときのこの

補償費の関係、今のこのパシフィコ・エナジーがここへ青野と、これ作東のやつ最大の風速の関係を書いとんじゃけども、瞬間風速やこうだったら、津山が50メートル、奈義が51メートル、今岡26.7メートルというて書いとんじゃけども、これ以上の風が吹いて、今台風22号か、来ようるやつが中心の最大風速が70メートルというて言よん。とんでもないことになる、自然災害というのは予期せんわけですか、いつどんな風が吹くというのは。完全なものにしとかなんたら。それで、作東はどがいしょんなというて言うたら、作東は皆くいを打ちようというて言うんじゃな、くいを。くいを打ったらやわらかいところはぷすつと入る、岩盤のところは入らん、くいは。そしたら、風圧によってぱつと飛んでしもうて周辺の被害が出たら、これどがいするんなどいうような、このような作東の現状を検証しながらの議論はされたんか。先ほど来、4番議員がざる法じゃということで、何か知らんけど言われたけども、やっぱし市民の安全・安心というのはそのためにこの条例が必要であるんだったら、今ある日本最大の今言ようる作東にメガソーラーやつとるのに、そこの一つの電磁波の検証もしとらん、地下ケーブルを入れて、それをどがな形の中でオーケーされたんか知らん、完全なものにしたんか知らんけども、何か知らんけど、黒いパイプの中に線が入っておりますよということとはちょっと聞いとん。そんな形の中でほんまに市民の安全・安心が要るんか。それは一番やかましゅう言われとる、これが議論されてんかされてなかったんか。

それから、自然保護協定の関係、これがゴルフ場するんでも自然保護を残さにやいけん、全部むいてしもうたらだめじゃということで、開発するところの何%ぐらいは自然を残しましょうということになつとんじゃけども、これらについてもここの中に載っておりません。

それと、歩行者の、今言ようる、これ建設業法の中で建設工事公衆災害防止対策要綱という土木集、これは建築法は建築であるんじゃ。このような中身を建設業法ではどうなつとんならというような話があったんかなかったんか。先ほど来、何か知らんけど、委員長さんの条例と他法令と並列して使うんじゃというて言ようけども、他法令というのはどの何を言われたんか。他法令というのは何を指して他法令というて言われとんか。法律もたくさんあるわけじゃから、環境保全法もあるし。たくさん法律があるわけじゃから、どねなところ向いて言われたんか。ええころの形の中で、それは今言ようる、私市民の安全・安心のためには必要なことはせにやいけんと思うとんですよ。せにやいけんと思うとんじゃけども、これが一旦つくて、また皆さんがこれを可決した場合には、附帯決議でまたここですぐ出されるのか。それだったら、私もその辺のところ議論して、十分時間があるわけですから、会期もあるんじゃし、ここの中で議論して、本当の市民の目線で安全・安心のための条例をつくるんだったら、私も賛同します。けれども、形だけじゃなしに、なぜ作東のメガソーラーがもう最終段階に入った今ごろまたばらんと出してきたんか。市民が困った、困ったと言ようる時分にもう少し早う出すとか。結果言うても仕方ないんじゃけど。これ見ようたら、建設工事災害、総則第1章、ここで土木工事の施工に当たって当該工事の関係者以外の第三者、以下公衆と言う、に対する生命、身体及び財産に関する危険並びに迷惑、以下公衆災害という、ものを防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とするというて書いとる。こういうなものは皆さん書いたものはもう目を通しとんかな。通さずにわしがちょこちょこ落書きしたような形の中で、はい、ほんならそれをしましょうというて、こんまい判を押しても責任ができるんじゃ、これな。ほじゃから、他法令というのは何を他法令というて言うとか。その辺のとこのやっぱしお話を聞かせていただきたいと思います。とりあえず電気がないということは北海道の地震でそれは大変なことです。ほじゃけども、同じつくるんだったら安全・安心な形の中でこれがもう100%完全なんじゃというようなものをつくって、条例をつくって、あ、やっぱし美作市は違うなど。よそのやつを見させてもろうたんじゃ。よそのは詳しく書いとる。ほじゃから、執行部が出したやつをそこで、今言ようる、これど

うじゃというて、ああ、わかりましたというて、はい、全員で賛成しましたというようなこっちゃなしに、もう少し人の命と暮らしと財産と、守らにゃいけん責務が我々にはあるんじゃという、その辺のところでどのような議論されたんか、聞かせていただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

これより1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

岩江議員の1回目の総務委員長に対する質疑についての答弁からです。

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

それでは、質問にお答えをしたいというように思います。

まず、電磁波についての議論をされたのかということで質問をしていただきましたが、その電磁波については議論はしておりません。

それから、2つ目の作東メガソーラーの現状を検証しながら議論をしたのかにつきましては、先ほど私の委員長報告でも申し上げましたので、繰り返しになるかとは思いますが、委員会において、作東メガソーラーでは市と事業者で協定を結んでいると思うが、この条例が制定されることにより条例が協定にかわるものなのか、それとも条例は条例、協定は協定で今までどおり条例とは別に協定を結ぶのかという趣旨の質問がございまして、執行部より、並列で行くようになると思うので、県土保全条例の関係で市町村と協定を結ばないといけないというような内容があるので、条例は条例で行くし、他法令は法令で動いていくので、実施協定を結ぶとの答弁がございました。

それから、自然保護協定について条例に載っていないが、議論はされたのかにつきましては、本委員会におきましては特に議論はございませんでした。

それから、建設工事公衆災害防止対策要綱につきましては、当委員会では議論はございませんでした。

それから、先ほども出ておりました他法令についてなんですけれども、総務委員会の議論の中では地方自治法、県土保全条例、美作市環境保全条例、美作市開発事業の調整に関する条例といった法令についての執行部より発言がございましたが、中身についての詳しい議論にはなっておりませんでした。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

議論せずにこれ可決しとるとというのは、総務委員会というのは議論せん総務委員会なのか、やっぱし議会というのは十分本会議、委員会の中で議論して、本会議に皆さんの前で委員長報告して、それについてまた足らん分については、今言ようこの間も附帯決議じゃというて言われようたけども、附帯決議して実のある法令をつくらにゃいけんわけじゃけども、報酬は皆さん同じようにもらいよんじゃけども、議論せずにここで委員長報告じゃというような、これはちょっと聞きづらいんじゃけども、これ、委員長、2016年1月19日、これずっと姫路市の西部の住宅地、自宅から10メートルの距離がある太陽パネルにより自宅の2階に

反射の光が差し込み、室温が上昇して、子どもに物すご夏反射して影響があるというようなことを書いてるわけ。これは今新聞が言うわけでも、これを掲載して、これパシフィコ・エナジーという会社がこれを配つとるわけ。皆さんのところも配つとろ、これ。した場合について、この反射鏡の関係、角度についたら何度が一番理想なんか、住宅のあるところについたら何度にするとかというような、議事を1日で済ますんじゃないしに、時間がなかったら、予備日もあったんじゃから十分議論せにやいけんでしょう、これ。市民の安全・安心じゃと言いながら、どこが安全・安心なのか、ちょっとおかしいなというような感じするんじゃないかも。それで、福井県のほうから大阪のほうに関西電力が高いとこ鉄塔通つとる。鉄塔通つとんじゃけども、私にある人が言いました。あの高いとこ、ほとんど山のとこへ通つとるといって、山の高いところ、人家のないとこないとこ選んで通つとんじゃと。それは何を意味するんか。それをやっぱ議論せんなら、英田の場合には地下に入れよんじゃろ。子どもがそこ毎日上、歩道というたら通るんでしょ、通学で。市道の許可を簡単に出してしもうとる市の姿勢というんがようわからん、これも。それと、送電線の関係なんじゃけども、大原の場合は3万240キロワット、作東の場合は240キロワット、8倍の電気を送りよん。それを作東のやつを検証もしたらんというような、この辺の一番大事な問題、これも検証したらん問題もおかしいし、それから先ほど来、風水害の関係、これらでもパネルが飛んで被害が起きたら誰が補償するんかという、補償料をもらうんだったら、年々積み立てるんだったら、そのお金の保管区分はどこにするんか、こういうなやつもきちっとしとかにやいけんと思うんじゃけどもね。それから、分水嶺の関係、他の町村でメガソーラーしとる、その分水嶺によって水はどこに流れよんかというたら美作市へ流れてきよんじゃ。これらはどこに言うたらえんな。こういうな場合についちゃ、2市、3市をまたがってこういうな設備をすることについての、これについてはどこに言うていくんか。それから、許認可の取り消しの要件としてはどうなるんだというようなことを言われたときに、許認可は取り消しはすることができるというて言うわけ、中身が、それこそさっきはざるの話をしたけども、仏つくって魂の入らんような法律をしたってええことにならんのですよ。本当に市民の命と暮らしと、それが大事など言うんだったら、もう少し中身を再検討して、これを今言う、今度次の紹介議員が、青山君が建設業の地場産業の育成で紹介議員になって出した。出したもんまでがこれ継続審議に賛成しとる。地場産業育成してくださいというて出した人までが継続審議じゃ、それをね……。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員、発言中で申しわけないですが、委員長報告に対して。

15番（岩江 正行君）

委員長報告にしとるがな、それ。

議長（鈴木 悦子君）

端的に質問をしてください。

15番（岩江 正行君）

端的に、ごとと言いんさんな黙って聞け、そこで。

議長（鈴木 悦子君）

そういうもんじゃありません。ルールに従ってやってください。

15番（岩江 正行君）

あんたはね、言うことがおかしいんじゃ。どっち向いて物を言よんですか。

議長（鈴木 悦子君）

ルールに従って言ってます。

15番（岩江 正行君）

ルール、そがなルールがありやあせん。

議長（鈴木 悦子君）

あります。

15番（岩江 正行君）

ありやあせん、あんたが言ようだけじゃ。

議長（鈴木 悦子君）

ルールに従って委員長報告に対しての質問をしてください。

15番（岩江 正行君）

委員長、言うたがな、入札の制度の言うた、あなたにも相談あったんでしようがな。あんたは議長までしとんだったら。

議長（鈴木 悦子君）

そういうことは今ここでは関係ございませんので。

15番（岩江 正行君）

関係ないことないがな、条例〔聴取不能〕。

議長（鈴木 悦子君）

委員長報告に対して質問してください。請願はまた議案第66号とは違いますので。

15番（岩江 正行君）

ほじゃから、それらでも今言ようる継続審議しとるわけじゃから、これらでももう少しわからんのんだったら、継続審議ということもなかったんじゃないんかと、あったんじゃないんかということをおもうと思うて言ようる。それで、反射鏡の問題はそう、それから補償金の問題についても、それから分水嶺についても、これについてやっぱし気温が上昇して人体に非常に子どもたちに影響があるということになるんだったら、この条例をもう少し実のある条例にして、することが我々に課せられた責務じゃないかと思うとるから、私が言よん。これについてどう考えられとんか、そのことについて、答弁。

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

先ほどの御質問で、作東のメガソーラーに関しての傾斜鏡、今後できる太陽光に関してもそうなんでしょう、傾斜鏡であるとか、分水嶺であるとか、そういったことも総務委員会では議論をされておられませんので、御報告、御答弁できません。

それから、先ほど総務委員会に対して議論やっとなかというようにこと言われておりましたけれども、御意見は御意見として真摯にお受けとめをさせていただきますし、しかしながら総務委員会でもしっかりと真面目に議論はさせていただいたつもりでございます。最終的にこの条例に関しては運用しながらよりよいものに今後もして欲しいという賛成討論もいただいて、総務委員会では了として全員賛成というふうになったと、繰り返しになりますけれども、そういった御答弁しかできません。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

何ぼ言うてもこのれんに腕押しみたいな話になるんで、もうやめますけれども、とりあえず議論されとらんようなものをこの最終の議会で委員長報告でして、議論されてないことに賛否をしてくれということについては、私は今回は賛成はできません。

終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

中山議員の委員長の報告の中で愛の村パークのことでちょっと若干質疑をさせていただきます。

6,300万円ぐらいから5,300万円ということで指定管理を共立がされているわけですが、私はちょうど3日前に現地視察ということはないんですけど、あそこのバイキングと、それから周りを散策をしました。委員長報告の中では草刈りについて支配人に指示してるんだという執行部からの答弁があったと言われましたが、私が現地に百聞は一見にしかずで見に行った感じの上で、産業建設委員会としてどういう議論を指定管理の状況についてされたかということをお尋ねしたいわけですが、実際委員長あそこへ行かれたかどうか存じませんが、草刈りはとんでもない虎刈りのような状況、それから遊具のあたりは葛というんですか、葉っぱの大きいつたがずっとなつて、のり面はもうわやくそ、それでそれから第4駐車場あたりも草がもう生えっ放し。それで、ちょうど私がへりを散策しようとする、これマムシが出るんじゃないかなというぐらいに、子どもがああたりに入ったときにこれはマムシにかまれたらどうするんなどという状況も実際私も行って体験をしたんですが、さてその質問の本論に入りますが、産業建設委員会として執行部の答弁はあったような報告なんですが、現実に指定管理料を5,300余万円払ってるんですけど、十分な管理ができてないという体験を私は担当常任ではありませんが、しております。そのあたりをどのように考え、審議をされたかということをお聞きしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

委員長報告でしたとおりですけど、その答弁ではどうも能がないようなので、一言、二言答弁させていただきます。

まず、私も4番議員と同様に委員会が済んでから少し見に行きました。4番議員の言われるように私は草刈りについて詳しくはないんです。というのが、町内の河原を掃除してももう虎刈りみたいなことしかようせんような人間なんで、しかし草というのは夏の間ずっと乾燥して雨が少なかった分だけ雨が降ると勢いを増して何倍も伸びると聞いております。しかし、見る人については、これは刈ってはおらんとかというように、いろいろな思いもございましょうが、現実には幾らか刈っておったように思います。それが私が草刈りについてはそのくらいにしておきます。

それから、この管理料を美作市が払っております。そのことについていろんなことの執行部からだけの投げかけで答弁をしておるわけではございませんが、これからまたいろんなことを考えながら委員会をしてい

きたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

あそこのちょうどベランダから見た全体の面積が約2ヘクタールぐらいあると思うんですね。指定管理料の話を、やはり委員会ですから、どうやって管理をしてるかというのが、執行部は当然のごとく、議会もそれはやはりチェックを議論を通じてしなきゃいけないと思うんですが、非常に指定管理料がひょっとして多いんじゃないかなという感じもしております。したがって、あれだけの2ヘクタールを草刈りをしようと思うと、私も素人ですけど、約1,500万円ぐらいかかるんじゃないかなという、私も草刈りもしますから大体えらさはわかるんですが、思います。そうすると、5,300万円の中の1,500万円としたときにもう少しチェックを、監視体制をやらなければいけないと思います。

そこで、質問ですが、そういった状況を素人である私も感じているわけなので、その指定管理料を踏まえた共立の愛の村の管理についてどういった議論というか、指摘といいますか、されたかをお伺いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

どうぞ。

5番（中山 忠明君）

4番議員の言われたことを踏まえまして、肝に銘じて今後の管理運営をきちっとさせたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

今岡野議員が言われたことは、指定管理料について審議をしたかしないかということだったんで、してなかったらしてなかったというふうに言ってくださったらいいと思います。中山議員の思いはここでは言う必要はないと思いますので、その辺よろしくお願いします。

5番（中山 忠明君）

指定管理料についての議論は断片的に、いわゆる今言うた草刈りについてとかというようなことで、一つの根幹については一切ありませんでした。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、よろしいですか。

〔4番岡野鉄舟君「よろしいです」と呼ぶ〕

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで産業建設委員長に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

〔4番岡野鉄舟君「議長、4番、動議」と呼ぶ〕

もう少しありますので、ちょっと待ってください。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑ですが、決算特別委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、決算特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認め、決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

〔4番岡野鉄舟君「議長、4番、動議」と呼ぶ〕

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

動議を提出いたしたいと思います。その内容でございますが、議案第66号「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の制定について」でございます。

若干その辺を言わせていただきますと、要望の骨組みだけを最初申し上げますと、今議会上程されている条例を撤回していただいて、新たにいろいろ議論が出ております、そういったものを再度検討していただき、会期を延長できる方法もあります、それから改めてやる方法もいろいろあると思いますが、市長がかねがね言うておられますように全国に誇れる条例を、先ほど岩江議員もおっしゃられました、全国に誇れる議案を美作市としてもつくったほうがいいという、そういった話があったと思いますので、先ほど申し上げましたように動議の要件は、本条例議案第66号を撤回して、新たに再提案をされることを要望いたします。その理由をお話をさせて……。以上の動議を提出いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

暫時休憩いたします。

午後1時21分 休憩

---

午後1時32分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

岡野議員。

どうぞ。

**4番（岡野 鉄舟君）**

どうもいろんな思いが熱いせいか、先ほどの動議の手順を間違っておりましたので、その発言を取り消していただきたいと、まず思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

じゃ続けて、岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

改めて動議を出させていただきますが、議案第66号の条例を撤回を要望する動議を提出いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

ただいま岡野議員から議案第66号の撤回を要望する動議が提出されました。

この動議に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

それでは、議案第66号の撤回を要望する動議を議題といたします。

これより提出者の説明を求めます。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

本件の条例につきましては……。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員、こちらで。

**4番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕**

重ねて御迷惑をおかけしております。

では、先ほど動議を提出させていただきましたが、その提案の理由を述べさせていただきます。

私は先般の議案質疑におきまして7項目の議案質疑をさせていただきました。その内容は第2条の定義から附則に至るまで広範囲にわたるものでございますが、私はいろいろと県内の他市、そして他県の市の今回の条例をいろいろと比較検討した結果でございます。それらの条例をずっと比較しながら見てまいりますと、昨年の3月に資源エネルギー庁が太陽光発電に関するガイドラインを策定しております。そして、本年の4月であったと思いますが、改訂をされておりますが、そこの中には企画立案から工事の施工、そして運営管理、そして最後は償却資産の耐用年数が過ぎた後の取り除きとございますか、処分に至るまでいろいろな規定がなされております。そこで、私が感じましたのは、営業者である発電事業者と、そしてそれに協力する地域の方々、地域との調和をどのようにしてするかということであったと思います。そこで、資源エネルギー庁が言っておりますのは、地域との共生ということを書いております。これはひとえに先ほど申し上げました財産権の保障ということと、環境をどのように調和するかということであったと思います。では、このガイドラインがどういった位置づけにあるかなと私なりに思ってみますので、全国では独自の条例を制定しているところもあります。そして、そうでなく既存の景観条例とか、そういった条例を基本にしながら、発電事業者、発電事業との調和をどうやっていくかという、いわゆる地方公共団体が条例を制定する指針になるものと考えております。そういった思いがありましたので、先ほど申し上げました、私は議案質疑、そして先ほど委員長報告に対する審議内容をいろいろとお尋ねしたわけでございますが、これらを総括してみますと、本条例の中でどうしてもなくてはならない、いわゆる資源エネルギー庁が言っております地域との共生をやるためにどうしても条例になくてはならない条項が抜けていると私はかように思っております。具体的に例を挙げれば、極めて規則事項の話になりますが、2条の定義、そして届け出前の説明会の実施、そしてガイドラインに基づく指導をし、そして助言、勧告をするんだということがどうしてもステップとしては必要になると思うんですが、当市の条例においてはその指導が抜けておったり、そして一番我々議会としてその重きを置かなければいけないのは、先ほど岩江議員が委員長報告の質疑の中で言っておられました。それは既存の今のメガソーラー事業をやっている方々に不利益な遡及的な処分を犯してはならないんですけども、私も実際仄聞をしておりますが、実際のパネルを建てるときにその端がやわらかい軟弱なところと岩盤と、いろいろあるんじゃないかと思いますが、その差では今回のような豪雨、そして台風が来ますと、必ずと言っていいほどそのパネルが飛んでいき、そして被害が及ぼされたりすることが多分にあると思います。そういったことを不利益処分でないにしても、そこまでの配慮を具体的に言えば、附則の条項の中でももう少し工夫を条文をしながら、届け出のところその附則から返るような、そういった

た条文構成があつてしかるべきかなというふうに考えております。

以上、いろいろと申し上げたいことがあるわけですが、今回撤回を要望する動議の提案理由とさせていただきます。どうかこのあたりのことを本市の条例が都道府県のみならず、1,000余団体の市町村の模範となりますようなことを皆さんも願っていらっしゃると思いますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます、私の提案理由とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

説明が終わりました。

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、本件の委員会付託省略についてお諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づく委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、議案第66号の撤回を要望する動議については、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、本件に賛成の方の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対の討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成の方の討論ございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

先ほど来、言うたから、ちょっと控えとこうかなと思うて控えとんですけども、賛成の立場から討論させていただきます。

何と申しましてもこの条例というのは市民の安全・安心をモットーとする条例でなくてはならないわけでございますから、先ほど来、建設工事公衆災害防止対策要綱の中にもそのように市民の生命、身体及び財産に関する被害並びに迷惑をかけないようなというふうな、こういうふうな形の中を目的の中で一番にうたっております。ですから、私はその条例が反対じゃというんじゃなしに、もう少し中身のある条例をつくるということについては、私も提案者と同様賛成でございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

金谷議員。

9番（金谷のり子君）〔登壇〕

4番議員のおっしゃることもとてもよくわかりますし、いろいろつけ加えることも多々あるかもしれませんが、私はここで条例をまずは制定いたしまして、いろいろなことがあるようでしたら、もっと研究して、議員発議でぜひ条例の改正ということで持って行っていただければ一番よろしいかと思ひまして、とりあえずここで条例をつくるということに賛成ですので、反対させていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

後からこの条例不備があった場合は訂正していけば、正しい、いいものに直していけばいいんじゃないかというふうな、今意見がありましたが、一旦こういった条例がありますと、やっぱり開発業者というのはこの条例をもとに開発をする、設計とかいろんなことをしていくと思うんです。だから、やっぱり最初から完全な形、市民の安全・安心を守るための制度をきちっと担保された条例にする必要がある、この立場から岡野議員の動議に賛成いたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

この条例は不備はあるのかもしれませんが、しかし現実には今この条例によって雇用も安泰になったり、また作業、太陽光をするに当たり慎重になって進むものと思います。ですから、私は反対の意見でございませぬ。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。  
尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

私も産業建設委員長同様、天網恢々疎にして漏らさず、粗い網であっても非常にこれは厳しい網だなど、他の法令と県土保全条例等と重なり合ってこれから市民が望んでいた条例ができると、非常にこの段階までまとめた幹部職に敬意を表しながら、反対という、これに賛成で、今の考え方には反対という討論でございます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決いたします。  
議案第66号の撤回を要望する動議について、賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。したがって、議案第66号の撤回を要望する動議は否決されました。  
それでは、もとの議事に戻ります。  
続きまして、討論、採決に移ります。  
討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第1号「平成29年度美作市一般会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第1号「平成29年度美作市一般会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第1号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第2号「平成29年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の

申し出についてお諮りいたします。

認定第2号「平成29年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、認定第2号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第3号「平成29年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第3号「平成29年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第3号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第4号「平成29年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第4号「平成29年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第4号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第5号「平成29年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第5号「平成29年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第5号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第6号「平成29年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、本案につきましては、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第6号「平成29年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第6号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第7号「平成29年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、本案につい

て会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第7号「平成29年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、認定第7号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第8号「平成29年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第8号「平成29年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、認定第8号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第9号「平成29年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第9号「平成29年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、認定第9号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第10号「平成29年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第10号「平成29年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、認定第10号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第11号「平成29年度美作市水道事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第11号「平成29年度美作市水道事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第11号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第12号「平成29年度美作市病院事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第12号「平成29年度美作市病院事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、認定第12号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第13号「平成29年度美作市下水道事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第13号「平成29年度美作市下水道事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第13号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、議案第66号「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の制定について」、討論に入ります。

まず、反対討論からです。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

今回上程されております美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例に対しては、制定しようとする心意気には賛成でございますが、る申し上げておりますように必要な項目が抜けており、条例の体をなしておらず、この条例には反対でございます。

御承知のように太陽光発電は平成24年7月、固定価格買取制度が導入されて以来、再生可能エネルギーの主要電源として導入量が増加してはおりますが、土砂災害などの自然災害による市民生活への影響、動植物の生息地の破壊などによる生態系への影響、また景観への影響などが顕在化しております。

一方で、太陽光発電事業に対し、直接的な設置規制ができる法規制がないことが原因となり、各地で地域社会と太陽光発電事業者とのトラブルが発生しております。平成28年10月、国会において太陽光発電の設置のあり方についての質問がなされ、これに対して安倍総理大臣は、認定事業者が長期、安定的に再生可能エネルギー発電事業を実施することが重要であり、そのためには周辺住民の理解を得つつ事業を行うことが重要である、今後ガイドラインを策定する、また地域との共生の観点についても言及する旨の答弁がなされたところでございます。これを受けて、平成29年3月、資源エネルギー庁が事業計画策定ガイドラインを作成いたしております。このガイドラインは、地方公共団体が条例を制定する場合のよりどころになるものであり、この中には発電事業の企画立案から設計施工、運用管理、撤去及び処分までが細かく規定されております。一連の規定の中で終始配慮すべきとされているのは、太陽光発電事業者が事業の開始前に地方公共団体に相談することや、地域住民への事前説明を行うことにより地域との共生を図ることとでございます。条例はこのガイドラインに沿ってされるべきものであります。

では、今回上程されている美作市の条例案がこのガイドラインと照らし合わせたときにどこが問題なので

しょうか。私はさきの議案質疑において7項目について3回までの質問をいたしました。条例提案の理由、背景、第2条の定義、条例制定の基本理念の新設、届け出に先立つ説明会の実施の新設、美作市総合戦略会議メンバーの専門性、助言及び勧告の前に指導を入れること、附則3の適用区分の解釈の7項目でございます。

このうち、基本理念の新設については、市長は、趣味の問題であるという答弁でございました。私の趣味との差なので、よしといたしましょう。問題は次の5点です。これらは趣味の問題として済まされるものばかりではありません。

1つ目、2条の定義の項目でございます。美作市で決定的に漏れがあるのは、2条において以後の条文にある事業者の定義がないことです。当市の条例案を比較検討するために平成27年1月に制定済みの真庭市、そしてこの9月5日に上程されている備前市の条例、他県の条例を入手をいたしました。これらと当市の条例を比較してみると、事業所の定義があるだけでなく、他の定義でも丁寧かつ具体的でございました。

そして2つ目、届け出に先立つ説明会の実施規定がないことでございます。私の議案質疑に対する答弁は、届け出の際に説明会を行ったことを証する書類を添付するようにしている、だから必要ないんだと、こういった答弁でした。これにどこが問題あるのでしょうか。これでは事業者に危機感がありません。資源エネルギー庁のガイドラインで最も重視されているのは、何回も申し上げておりますが、地域との共生をするために地域への事前説明であります。作東のメガソーラー事業で欠けていたのはこの地域への事前説明の実施がなかったことではないでしょうか。

そして3つ目、事業者から出された届け出内容の審査に当たる有識者のメンバーです。地方創生事業を検討するのであれば、この地域性を勘案したメンバーでよいでしょう。審査に際して美作市総合戦略推進会議の26人のメンバーを当てるとなっておりますが、発電事業の専門性を審査するメンバーの構成になっていないと私は思います。

そして4つ目、第1条では、発電事業者が必要な義務を履行しない場合に助言及び勧告をできるとなっておりますが、助言及び勧告の前に指導が必要だと思えます。つまりどういったことかと申しますと、助言と勧告だけでは余りにも隔たりがあります。事業者が恐らくハトが豆鉄砲をくらったような気分になるということです。他の市の条例を見ても指導、助言及び勧告とあります。これがごく普通のスタイルであります。事業者にとっても当然の思いでありましょう。

そして5つ目、抑制区域の指定がないことです。多くの関係法令で指定されている、例えば森林の区域、地すべり防止区域、鳥獣保護区、景観計画区域、土砂災害計画区域などの区域では発電事業の実施を禁止するという除外区域の指定がございません。太陽光発電につきましては、上位規定がない上にこれらの関係規定でも太陽光発電に対する規制条項はありません。また、法令の範囲内で条例を制定できるという現憲法下の規定においても罰則を設けることはなかなか難しいという議論がなされております。条例で太陽光発電を禁止する抑制区域を設けることは事業者の財産権を考慮しても可能なことでございます。

そして、6つ目でございます。これが問題でございます。条例の施行日に既に工事が実施されている場合の扱いです。紛れもなく作東メガソーラーに対する扱いでございます。提案されている附則の第3の適用区分では、読み上げますと、施行日において既に当該事業に係る工事が開始されている事業のうち、市との協定、その他必要な対策を行っているとして、市長が特に認めるものについてはこの条例の規定は適用しないとなっている問題点でございます。何が問題かと申し上げますと、必要な対策を行っているとの判断が、市長、つまり行政のみが判断するようになっており、地域住民の判断が入らず、客観的な判断が入る余地がないということでございます。作東メガソーラーは現に工事中です。地盤が軟弱なところ、岩盤のところがあると

聞き及びます。先ほどの動議の提案理由でお話をしましたが、パネルの橋脚を建てるわけでございますが、岩盤に建てた橋脚よりも軟弱な地盤に建てた橋脚のほうが台風、大雨などで飛んだり、崩れたりする可能性があります。協定書だけでこの対策が十分ですかということです。さきの一般質問であつたと思ひますが、岩崎議員が言われました。協定書があるのに現実に泥水が出るといふ現状をどう考えていくと、こゝういふ発言をされました。ここのところが問題なんです。以上の現状を考えますと、私は3の適用区分は次のようになるべきであらうと考えます。この条例の施行の際に、現に太陽光発電設備事業に着手している者に対するこの条例の適用については、第5条、これは届け出なんです、第1項中、当該事業に着手しようとする90日までとあるのは、速やかに、とすゝるとして、協定書を締結して、そして事業に着手している事業者に対しても新たに届け出義務を課すことによつて、これ以上、事故の発生といひますか、トラブルの発生を少なくする必要があるのではないかと思ひます。

以上のように問題点が多い条例でございます。企業の財産権といふ観点も重要ですが、ガイドラインが細かく指摘しているように発電事業には地域との共生が求められております。このことを考えますと、この条例は非常に不備が多い条例でございます。とにかくあつたらいいといふ、そういったものではございません。今倉地議員が言われましたように事業者はこれを金科玉条にすることによつて行政に対していろいろな届け出もします。そのときに行政がこれでもない、あれでもない、こゝういつたときに、ここにちゃんと法令と法律を私は遵守していると、こゝういつた論理が通る、法律の恐ろしさはこゝういつたところにあるんです。発電事業者を指導、助言及び勧告するといふよりも、むしろ私は事業の進出を保障するものであるといふても過言でないと思つております。地域との共生を拒むものでございます。非常に残念であります。

#### 議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

岩崎議員。

#### 3番（岩崎 清治君）

私のほうから賛成といふ立場の中でさせていただきます。

私はこの席に来させていただいてから、作東メガソーラーについて常に議会の一般質問ごとにやってきました。今回も含めて6回やってきた。その中で2回ほどなんですけれども、市独自の条例をつくつて、一定の規制をするべきじゃないかといふ中で、今回条例が出てきたといふことについては、少し前進したなと、その前進した部分については、例えば市長がずっと言われた最終処分撤去費用を明文化してるとか、市民に対する意見説明とか説明会のこと、これは今までのことに書いてなかった。これを書かれてるといふことについては評価をいたしたいなといふふうに思ふんですけれども、先ほど反対といふ中で言われました定義については、一つも入ってない。これは非常に残念だなといふこともございますし、特に地域の中では泥水の問題がすごく出てるんですけれども、今の条例で今の規約、協定書でこれは泥水を出していいといふことは一つも書いてないわけです、県にしても何にしても。今の分のできる部分を再度書いてある、できないと同じようなもんなんですけど、今の作東の部分で泥水を出さないようにしていただきたいといふ気持ちなんです。今できると思つてるんです、私はね。先ほど反対の意見の中で言われましたけれども、作東のメガソーラーについても、この条例の適用をしる、これは法律上はできないと私は思つて、不利益の遡及適用はできないといふのが私自身の解釈ですので、これはおかしい。岡野議員の言われてることについては少し疑問があるなと思ふんですけれども、特に5条の中に、当該事業に着手しようとする日の、90日までに書類を出しなさいよといふ明言がしてあるんですけれども、議案質疑のとき私のほうから質問をしたんですけど、そのときの答弁なり、きょうの委員長答弁では、工事着手の90日と言われたんです。ほかの開発協定書は並

行にやると、同時進行にやるよという話がした場合、作東のメガソーラーを基準に考えた場合に4月に工事を着手しまして、3月の中旬か2月ぐらいに許可が出た、県の開発許可です。工事を着手するのは4月とした場合に3カ月前というたら年度いっぱいまでにこれを出せばいいんですけど、市の条例に基づいて出せばいいんですけど、協定書は県のほうから指導がすごく来て、たしか2回か3回来たと思うんですけど、県の開発申請を出す約1年前の申請書に市と事業所との協定書をつけてくださいというのが県のやり方なんです。それをつけてなくて、私の記憶では6月ぐらいに県のほうからその書類をつけなさいよというんで市に来た。9月ぐらいにもう一回来て、11月ぐらいに来て、12月か11月の終わりにつけて出したという経過があるわけですね、作東メガソーラーに関してはね。そのことを思えば、事業着手じゃなしに申請書に合わせるべきじゃないかなという気はするんですけど、そういうことを考えた場合にいろんな中に不合理があります。これは先ほど言いましたように岡野さんの言われるところはよく私理解してて、本来はそれを言うと反対の意見をしなきゃいけないんですけど、今まで何とか条例をつくってほしいといったこともありまして、今回は賛成に回るんですけども、ぜひとも早急に内容を再度調査していただいて、改正をお願いしたいということをお願いをして、賛成の討論といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

反対の立場から討論をさせていただきますが、委員長に対する質疑で言うたことなんですけど、この起工者のほうから出とる資料の中に午前9時16分に温室は52.2度を記録しましたと、事業者はパネルは15度に設計しており、反射光は天空に逃げると説明していたという言ようんじゃけども、このパネルのこの角度、52度というて、部屋の中の52度というたら大体小さい子だったら、お年寄り熱中症になるかな。こういうことがこの条例案の中には全然出とらん。うとうとらん。

それと、先ほど来、3番議員が言われようりましたけども、沈殿の関係なんかでも、県のほうにも再々行かせてもらいました。そしたら、この政務調査費の関係で、何々言うたか詳しく書けというて言うん。詳しくいうのは太陽光発電の作東のメガソーラーの関係の中の市民の安全・安心についての調査研究に行とるわけじゃから、そこの中で、河川管理者に濁り水を出しますよというて、谷川だったら河川管理だったら市でしょう。それを出して流してとるということ、これまた大変じゃな。これ先ほど来から言ようる公衆災害防止対策要綱の中では直に流したらだめですよというてうとうとるわけじゃ。うとうとんじゃけども、しないわけ。それから、前にも言った、一般質問の中でも言うたんですけども、〔聴取不能〕で泥が流さんような方法というのはこの自然保護協定書の中に書いとんよ。あんた方が判を押しとる。前の議長さんも判を押しとる。そこの中に途中流さんような方法は義務づけがこれこれしなさいよということを書いとん。そじゃけど、守ってない。判は市長さんの判も押しとる。ほじゃから、何ぼ仏つくっても魂が入ってなかったら、困るし。それから、やっぱし明文化きちっとしとったら、あんた言ようるけど、こうじゃないんですかと、条例の中でこうとうとんじゃないんですかとと言えるわけよ。

それがこれ温度が反射鏡の関係で15度、15度で家の中へ52.何度になってというて、これ会社が出しとんじゃ。ほれで、こういうような問題を今訴訟しとんじゃというようにも書いております、訴訟になっておるというて。それが土居の古い工業団地のほうの向こうへ向いたひら、あれは15度じゃ45度じゃない、45度以上のものが向こうへ向いとるわな、集落のほうに。とんでもない光が行くんじゃないんかと思うん。これらについてはどがいにか考えられとんかなという感じは、疑問を持つ。

それから、磁気の関係、これらでも市道に4キロも地下にパイプラインを通して電線走らしょんじやと、それについても非常に私は大変な問題じやと思うん。さっきも言うたけども、関西電力が福井から大阪へ電気引くのにも非常に問題が出て、どこを通すんというたら、もう山の人家の少ないとこ少ないとこ通って鉄塔建てたんじやと。あの鉄塔も高いのは今言よう理由があるから鉄塔を高うしとんですからね。何で1メートルほどのとこを、レンジの話をしたやつやこ、みんな人の命を暮らしを守らないけん美作市議会がこのレンジのことをぜひ、小さい部屋の中でもそういうふう安全・安心の品物、どこの家庭でも今使いうるわけじやけども、そのことについてやこは全然皆さん考えとんかどがいなんか知らんけど。この文書をつくったときに、議会に出す資料をつくったときに委員会で議論したときに何でせんのかなと思うてね。こんだけ大きな問題になつとる問題についちゃ、全然どこの要綱の中に書いとんか知らんけど、どっこも書いとらん、見てみる限りでは。ほじゃから、私はこの条例が反対じやと言ようんじやないんじや。条例やっぱし法が人を守るわけじやから、法というのは人の命と暮らしを守るための法じやとか条例つくるわけじやから、そのことについては反対しょんじやない。中身が不備なと言うん。仏つくっても魂が入ってなかつたらだめじやという言ようわけですから、これについては私は反対でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

先ほどの動議のときにも発言いたしました。まずはこの条例を制定しまして、今後いろいろなことが出てくると思いますので、そこは改正していくようにまず仏をつくって魂を入れていきたいというふうに思いますので、賛成いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

いろいろ前段の討論の中でこの条例の内容が市民の安全・安心、暮らしを守る立場から不備な点が非常にたくさんあると、そういう思いからそれをやっぱり、せっかく条例をつくるのであれば、今まで討論の中で指摘された内容をしっかり吟味されて、そういったものを取り入れられた条例にするべきだと思います。差し当たってすぐこの条例が決まって、それを待ってて開発をしようとする事業者が待ってるわけじやありませんので、しっかり時間をとって、内容の充実した条例にしていくべきだという立場から反対いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

賛成の立場で討論をさせていただきます。

その前にこの条例案が今定例会に上程されたわけでありますけれども、私は個人的にはもう少し早くできなかったのかなという思いでございます。先ほど岩江議員も討論の中でおっしゃいましたが、あの作東のメガソーラーの協定書のときも立ち会いは立場上いたしましたけれども、これがないと業者には物が言えないという、そういう部分があったので、私は立ち会いたしましたけれども、それよりもさらにこの条例は両方相まって進んでいくと有効にこれが機能するというふうに私は思います。

ともあれ、これは総務委員会で十分な審議もされたようでございます。まして、その総務委員会で全員の方が賛成をされたと委員長報告でお聞きをいたしました。私はその総務委員会の委員長報告を尊重すべきであるというふうに思いますし、また先ほどから皆さん御意見ございますように確かにこの66号のこの条例案は完璧ではないと思います。しかし、それはこれからこの条例がランニングしていく中でいろんな状況が生まれてくる、その都度改正できるものはしていくべきであるというふうに思っております。そういった意味で先ほどから賛成討論の方の意見がございましたが、まずはこの条例を制定をして、そしていち早くそういった状況に対応できる体制をつくっておくべきであると、このように思うわけでございます。

以上のような点から私はこの66号については賛成としたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

討論がないようでございますので、終結をし、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、議案第66号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第67号「美作市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号「美作市地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第67号は委員長の報告どおり可決されました。

これより10分間休憩します。

午後2時23分 休憩

---

午後2時33分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、議案第68号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、議案第68号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第69号「美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビン設置及び管理運営に関する条例の廃止について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございませんか。

中山議員。

〔「賛成ですよ」と呼ぶ者あり〕

**5番（中山 忠明君）**

いやいや、賛成の討論ですよ。何か御不満でも。

〔「御不満ありません」と呼ぶ者あり〕

私は賛成の立場から討論いたします。

この施設のある岡山国際サーキットではスーパーGTレース、スーパーフォーミュラカーレース、F1ロードマラソンなど、大きなレースやイベントが開催され、多くの観客が訪れています。スーパーGTレースの主催者からトイレが足りないとの指摘を受け、岡山国際サーキットがこの老朽化した施設を譲り受け、改修するという事です。また、施設を使用している運営競技会は今後も今までどおりに使用できるということです。施設を改修することにより販売コーナーもリニューアルされ、大きなレースが開催されるサーキットにふさわしいものとなります。この施設を岡山国際サーキットが改修し、来シーズンも岡山国際サーキットで大きなレースが開催され、多くの観客が集まり、リニューアルオープンした施設を御利用になることを期待して、私の賛成討論とします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号「美作市英田特産物加工販売所味楽留キャビン設置及び管理運営に関する条例の廃止について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、議案第69号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

私は反対の立場で討論させていただきます。

まず、なぜ反対するかという理由ですけれども、1番の理由は、ふるさと融資の保証料のことでございます。これは委員会でも私も言いましたが、なぜ今になって出てくるかということが非常に私は腹立たしく思っております。前々回ですか、12月議会だったですか、2億7,800万円の金利負担が幾ら要ると、160万円ですか、それが要るんだと、それを認めてくださいということで、そのときも大きな議論になったと思います。そのときには一言も保証料の話は出ませんでした。保証料というのはもうそのときに要するという事はほぼわかっていたんじゃないかと思えます。なぜなら、平成27年から保証という制度、保証料を市が4分の1負担してもよいという条例というんですか、ふるさと融資の規約の中にそれがもう盛り込まれているわけです。その規約の中では連帯保証料の補助を行う場合はというふうに書いてあります。つまり保証というのはしてもいいし、しなくてもいいというのがこのふるさと融資の制度だと思うんですけれども、そのときにもう美作市は連帯保証をすると、保証料を払うということは私はもう腹の中では皆さんは決められていたんだと、執行部の方は決められていたと思えますが、当時の部長もそのことには一言も触れられておりません。私も議事録を何度か読み返してみましたが、利子の補給のことだけで、そのことは一切触れられておられない。そして、後からこういうものを出してくると、補助要綱をつくるまで待ったんだというような説明もありましたが、私はそれはいいわけだなと思えます。今度の予算には多額の災害復旧が計上されており、本来ならば賛成しなければならないという思いもあったんですけれども、どうしてもこれには私は我慢できない。その思いで私は反対させていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

複雑な賛成討論をいたします。反対討論的な賛成討論をさせていただきます。

まず、営業活動費の地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金と企業誘致推進費の地域総合整備貸付金連帯保証料補助金4万4,000円、前は93万8,000円ですが、なぜかと申しますと、私は議会に出ていないときではございますが、滋慶学園の債務負担行為が決定されております。そのときは10億円ということで、一つの大枠のフレームをつくったわけでございますが、その後の予算審議をずっと見てまいりますと、そのフレーム

が崩れてしまうというか、一体債務負担行為の予算を議決したものを何と心得るかという、もうあきれ返ったような状況がありました。私が昨年議会に出させていただきました後もこの議論、この考え方はおかしいというのを持っております。

今大原の滋慶学園の寮のところ、あそこにショウワコーポレーションがつくっておられますが、寮に入っている方は16名と、そして愛の村パークのところにも1名入っていた学生さんももうどこに行ったかおられないといったような状況です。今回はふるさと融資の関係なんです、保証料をずっと償還期限が過ぎるまで払っていかねばいけないということがある中で、私は一番理屈に合わないと思うのは、ふるさと融資という制度ができて、地域を活性化するんだというその建前が既に崩れてしまっているというこの現状をしかと考える必要があります。そういった意味で営業活動費のこの補助金と企業誘致推進費の補助金は先ほど岡本議員が反対理由で言われましたが、その理由プラス、私は滋慶学園そのものに採算がとれないものをあえて何で債務負担行為も、起債をしてまで出したのかという非常に今の頭に残っておりますし、私はもう間違いだったと思っておりますが、その普遍的な滋慶学園に係る民間に対するふるさと融資であります、一体この後10年以内の補助金交付要綱と、いろいろな規定もあります、一体どうなるんだろうかという思いがございます。そういった意味でどうなろうとも保証料は10年か15年は払っていかなくちゃいけないということになるんですが、ある部長は特別交付税でなるんだということを言われましたが、岩崎議員も言われましたが、つかみだという議論も、私も県で事務をしておりましたから、特交のあやふやなところもあります。あのルール分の省令をちゃんと見てください。そういったあやふやなところもあります。そういったことで、この予算の70号の中には私が賛成できないものもあるんですが、じゃあなぜ消極的な賛成をするかということは、おわかりように災害の予算です。予備費も含めば約8億円ぐらいなんです、この予算は何をさておいても優先させなければいけない。本来私は減額修正を提案しようと思っておったんですが、総合的に考えて今回は諦めざるを得なかったわけでございますが、その減額修正をした場合のいろいろな修正動議との過程の中で最終的には原案に戻りますので、そこでじゃあ災害がある予算をどうするのというまた局面に袋小路のようなところに出くわしますので、私は今までは滋慶学園に反対しておりましたし、じゃあ岡野議員はこの連帯保証料賛成なのかと思われても困りますので、反対だという理論を言いつつも、災害があるので、私はこの予算には賛成をいたします。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論はございますか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

私も岡野議員と一緒に、今回の豪雨被害、大変な被害が出て、これが普通だったらいつも反対と言っとんじゃけども、これが非常に苦しいような賛成せにゃいけんのかよ。というのが、ちょっとこれ大原のあそこのショウワコーポレーションの寮、あれ見たら生徒が16人じゃというんじゃな。また16名が減ったんかもわからん。愛の村おった人が一人もおらんようになってしもうたというん。それで、あそこの泊まっとった子が車で帰ろうて、あつこのとこで野菜つくりようる人の車のところへんと追突して、事故して、それから佐用へ行ったんかどこへ行ったんか、おらんようになってしもうたんじゃというようなことで、生徒は一

人もおらん。事業投資するときには消費する立場から物を見るわけじゃ、消費する立場から。それを消費する立場からちょっと銀行行って聞かないけんと思うて、それで銀行行きました。銀行行ったら支店長おらなんだ。ほんなら、代理がおるんかというたら、代理もちょっと留守しとって、融資担当の人にほんならかわりますからというて、ほんならちょっと話聞いてもらえるか、わしもちょっと納得できないんじゃというような形の中でお話をさせていただきました。企業にせえ、銀行にせえ、もうどこも利益追求するんじゃが、あんたところがこれ保証しとるといよんじゃが、何のメリットがあって保証しとんならというて言うたら、うんというてもう物をよう言わんようになってしまうわけじゃ。物をよう言わんというておかしいがなと言うたんじゃ。保証するというて言うたら、あんたと銀行というのは人のお金を預かって、それをまた人に貸して利ざやでもうけてしょうる銀行なんでしょうと、それおかしいがなと、県の融資制度を借っても、保証協会の保証もろうてきなさい、保証協会へ行ったら、今度は保証協会が2人の保証人をつけとかというてもう厳しい縛りをするわけじゃな。ほじゃけど、あんたと全然メリットないのに、あんたんとこのメリットを教えてくれというたら、メリットが、うんというてよう言わんわけじゃ。メリットないのにこれ保証するというのはどがいにも納得いかん。わしこの議会で今言ようる災害が出とるけん賛成せにやいけんし、あんたんとこがうんというて言よつたら反対せにやいけんし、困るがよというような話をして帰ったんじゃけども、どっちにせえ、市民の方にこのテレビの前でよう聞いてもろうとかにやいけんから説明しよんじゃけども、何でそこの銀行が保証したんかということがわからんの。どっどどど100人のところが半分でも入っとなんじゃというんだつたらわかりますよ。ほれで、市が1億円近い金をかけてしたとこはもう一人もおりゃあせん、生徒が。下の屋根ふいたところについちゃまだ部屋があのままというようなことで、どがいにも納得しがたいような、これはほじゃけど、賛成せにやいけんと思うて、今そういうなぐあい条件つきの賛成というのはないんじゃけども、とりあえず災害を一日も早う被害遭われた人たちの早う何か対策してあげにやいけないうことで、賛成をさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

私はこの6月末から7月にかけての猛暑について小学校に早急にエアコンを設置してほしいという要望書を市のほうに上げさせてもらいました。それに基づいてということにしておきたいんですが、小学校費、委託料で413万円、小学校へエアコンつけるための設計とか、そういうことの費用ということで予算計上されております。来年暑くなるまでに必ずエアコンが役に立つような取り組みをしていただくことを期待いたしまして、賛成討論とします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号「平成30年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、議案第70号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第71号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号「平成30年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第71号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、陳情第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名〕

**議長（鈴木 悦子君）**

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案につきましては、議長は不採択と採決いたします。

以上です。

続きまして、請願第3号「美作市入札制度に関する請願書」について、委員長から本案については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りをいたします。

請願第3号「美作市入札制度に関する請願書」について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

御苦労さまでございます。

9月定例会の閉会に当たりまして、恒例に基づきまして一言御挨拶を申し上げます。

御案内のとおりことしは7月の災害を申し上げるまでもなく、災害の年のような方向で動いております。本定例会の開催中におきましても、たしか初日の9月4日には台風21号がやってくるというんで、議会ができるかどうか、若干心配もあるような状況でありまして、そしてこれがまた私どもにじかに来ることはなかったとって喜んじゃいけないと思います。大阪方面に甚大な被害を与えました。高潮が発生をして、強風の中で高潮と、それからタンカーの事故で関西国際空港が使用不能と、復旧に何日もかかるというような、

本当ですか、これはというような災害にもなりました。そして、その災害が去ったと思ったら、これも議会でほとんど全ての議員の方が質問の前に心からの哀悼の意を表し、あるいはお見舞いを申し上げるとおっしゃいましたが、6日の北海道胆振地方の中東部の地震、これも震度7の大地震となって、土砂崩れとともに、やや想定外だと思いますが、全道停電と、北海道電力の全ての電源が停止するという事で、広範囲に予想を超えた被害が生じた。この場をかりまして、議員の方々もおっしゃいましたが、相次ぐ災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

そして、我々はまだまだ災害に対して気を抜くことはできません。非常に強い勢力に発達した台風24号、どっちへ向かっているのか、なかなか微妙なところもあるんですが、先ほどからの情報を拝見しておりますと、10月頭に本州に接近ないしは上陸をする可能性も否定をできないというようなことであります。きょうの議論にもありました広戸風の被害を予想せざるを得ないコースをとるかもしれません。我々としても市民の方々ともども対応にぬかりがないようにしていかなければなりません。

こういった関係でこの議会では本当に多くの議員の方々が災害についての重要な提案を含む御質問を頂戴をいたしましたわけでありまして。例えば情報の伝達というようなことで申し上げますと、みまちゃん、一生懸命に災害報道を拡充をさせていただいてますが、今後も避難所情報などの提供に加えて、データ放送枠のデザインの改善、変更、あるいは迅速性の改善というようなことで、注意喚起情報等の提供も行いたいという申し入れが書面においてあったわけでありまして、これはまさに議会の権能が発揮をされたということでございますし、また河川監視カメラにつきましても、我々としても使えるものは何でも使おうという精神のもとに暗視がきく赤外線カメラがコスト・ベネフィットがどうなんだということも検討するように指示をしております。また、要支援の被害者の方々についてのホテル避難を含めた避難所のあり方などについては、議会でもさまざまな議論をし、こちらのほうとしてもいろんな考え方も提示をしましたが、昨日から始まりました本年度の行政懇談会、昨日は巨勢地域で行われましたけども、ここにおいても地域の避難所のあり方などについての議論もさせていただきましたが、今後も各地域で丹念にそれぞれの地域の避難体制のあり方などを市民の方々ともども点検をしていこうというふうに思っておりますので、それぞれの御地元の行政懇談会へは、もしお時間が許せばお顔を見せていただければと思います。

また、災害関連以外でも貴重な御意見を頂戴いたしました。特に私が御意見として大変に貴重なものであったと思いますのは、地方自治法第233条5項、こういったものがないんですが、決算の資料の中に数字だけじゃなくて、いわゆる成果説明をつけなさいよと、こういう条項なんでございますけれども、これにつきましては、我々今まで法律どおりにはやっておったわけでございますけれども、今後の課題であるとか目標であるとか問題点であるとか、そういったことについてもやはりきちっと書くべきじゃないかという提案でございました。会期中に既に起案をしているはずでございますけれども、全国の各市に先駆けてというか、県内で恐らく初めてでございますけれども、その方向で会計規則を見直し、次の会計年度からは各項目について、あるいは大項目でまとめるかもしれませんが、成果だけじゃなくて、その問題は何かと、さらにどこを目指してんだという課題についてもなるべく明確に記載するように市としての正式な体制をとらせていただくことといたしました。恐らく自治の進展に大きな意味があると考えます。

また、一般質問の際に市民部長から若干途中経過で最終段階になっているという発言がありましたが、空家等対策計画、これにつきましては、9月13日付で私が決裁をさせていただきます、完了をいたしました。あとはどういう助成を頂戴するかというこの助成論のほうに結びついていきます。

また、南部産業団地につきましては、この会期中に地権者の方との折衝がございまして、取得の見込みが立ったということで、土地開発公社において用地の取得に着手をするという決定をいただいております。

ところで、いつも頼りにしている、あるいはそれぞれの災害のときに本当に一生懸命に力を発揮をいただいている消防団でございますが、当市の美作市消防団につきましては、全国のあまたある消防団の中で最高の栄典ということでございます。日本消防協会の特別表彰まといと、まといの本物を授与していただくことになるんですが、その受賞に向けて必須の段階でございますが、9月20日に集団行動の審査会というものをやっていただきました。実はこれも災害で延びたんですけれども、いただきました。私が聞いてるところでは大変よくできたと、県の方々、審査の方々もそうおっしゃっておられるので、まず間違いはないんですけども、審査会を通して、子どもが期待をしているまといを獲得をしていただけるものと思います。これからは消防団の皆さんには今回の審査会で示されたような高い団結力、士気というものを維持をしていただきながら、今議会でもあったようにドローンでありますとか、あるいは災害のときのさまざまな支援についての、例えば機能別消防団の導入なども含めて、ますますの発展を期待をさせていただいているところであります。

今後の若干の行事の幾つかをお話をさせていただきますが、今週末金曜日の28日から10月7日、日曜日ですが、10日間、ことしも自衛隊体育学校の陸上班、競歩と中長距離ということで、去年よりも参加のチーム、あるいは参加の種目拡大をして、その上で合宿が開催をされるわけでありまして、体育学校の誘致へ向けてのそこはかたない期待を持つわけでございますが、5月に中国で開催された世界競歩チーム選手権というのがございまして、団体優勝、個人準優勝に参加をした、あるいは勝ち取った勝木さんという陸上の選手おられるんですが、この選手を初めとして我が国を代表する選手が何人か参加される予定でございます。期間中には広報でも申し上げておりますが、ウォーキングクリニックなども開催をしたいというふうに考えております。ぜひ市民の方にも参加をお願いしたい、そう思います。

10月14日はお通杯です。第17回になります。ことしは人数は毎年600人ぐらいなんですけど、海外7カ国、30人程度、あるいはこの場で言っているかどうか、宮家からの御参加もあつたり、あるいは岡山県当局からも相当高位の方々は何名か来られるなど、ますます毎年毎年ですが、盛り上がり拡大をしているところでございます。どうぞ御期待いただきたいと思っております。

終わりになりますが、この年がこれ以上災害なく過ぎることを切に期待し、そして今や刈り入れの時期になった稲穂が少しの晴れ間を待っております。ぜひとも農家の方々にとってもよい天候めぐりが来ることを期待し、最後になりますけれども、議員皆さん、そして市民各位の御健勝を御祈念を申し上げて、当議会の御挨拶いたします。まことにありがとうございました。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

平成30年第5回9月美作市議会定例会の閉会に当たり、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

皆様には9月4日開会以来、本日までの23日間にわたり、御熱心に御審議を賜り、適切な御決定によりここに全議案を議し、閉会する運びとなりました。市長を初め、執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を尊重していただき、市勢発展、向上のために、より一層の御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、先般の6月定例会でも御報告をいたしましたけど、今9月定例会で行われた一般質問につきましても、準備が整い次第、ネット配信いたしますので、ホームページでごらんください。

それでは最後になりますが、昨日は十五夜でございました。もちろん本日はいざよいでございます。きょうのお天気ですと、お月さまが見えるかどうかというお天気でございますけれども、月々に月見る月は多いですけれども、今月の月はより美しいと言われておりますので、どうぞ雲の間から少し見えるお月さま

をお月見をしていただき、ひとときの感傷に浸ってみてはいかがでしょうか。いよいよ10月、朝夕の気温の差が激しくなります。どうぞ皆さん、御自愛いただき、御健勝にてお過ごしいただきたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。

今定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成30年第5回9月美作市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時09分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成30年9月26日

美作市議会議長 鈴木 悦子

会議録署名議員 青山 慶

会議録署名議員 和田 広宣

そ の 他 資 料

一般質問【平成30年第5回（9月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1	17番 内海健次	1. 平成30年7月6日の豪雨災害について	<p>①7月6日西日本に停滞した梅雨前線に大量の水蒸気が流れ込んで豪雨となり、大きな災害が西日本で発生した 特に岡山県での大規模な被災をもたらしたこの度の災害について、当市の状況はどうか</p> <p>②現時点でこの災害をどのように捉えているか また少なからず課題があると思うが、どのようなものがあつたか その課題や経験を今後どの様に生かすべきと考えているか</p> <p>③災害復旧事業について、今後どの様なスケジュールで復旧が進むのか</p>	部 長	61
		2. もうもう工房跡地が全て解体され、これからの姿を市民が期待しているが	<p>①もうもう工房の跡地が全て解体された工事期間中、高速バス利用者の駐車場確保は市民の皆様から感謝の言葉を頂いております 今後は、インターを中心とする跡地利用が重要な課題であろうと考えます そこで、現在の水路、農道の廃止又は移動について</p> <p>②高速バス停までの進入路について</p> <p>③トイレ設置の考え方は</p> <p>④インターを含めたロケーションを美作市の発展にどう展開していくのか 遅くとも2020までには決定してもいいのではないかと</p> <p>⑤その他、考えられる事は</p>	市 長 部 長	70
		3. 住宅宿泊事業法（民泊新法）が本年6月15日施行された	<p>①住宅宿泊事業法（民泊）が新しく本年6月15日施行された 旅行者らを泊める民泊である 届け出が都道府県となっているが美作市の届け出の状況は把握できているか</p> <p>②今後、既存のホテル、旅館、民宿等の兼ね合いについて市としての考え方は</p> <p>③新法についての考え方と指導について（展望も含む）</p>	市 長 経済部長	72
		4. 成人年齢等民法の一部を改正する法律施行に向けて	<p>①本年6月13日成人年齢を20歳から18歳に引き下げ女性が婚姻できる年齢は16歳から18歳へ引き上げ大人の定義が変わる事になっていく 施行は2022年4月1日である 選挙権年齢と合わせ積極的な社会参加の展開について 4年先までの啓発活動計画はできているのか</p> <p>②関連22法との事務への影響はできているのか</p> <p>③その他、考えられる事は</p>	市 長 政策審議 監	75
2	16番 日笠一成	1. みまちゃんネル告知端末機の利活用について	①設置場所について	担当部長	78
		2. 水害予測時における市指定避難場所について	①気象庁等信頼性の高い情報に基づく迅速・的確な避難行動について	危機管理 監	79

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		3. 観光事業の支援について	①西日本豪雨の影響で観光客が減少していると言われる観光事業者の支援について	市 長	81
3	4番 岡野鉄舟	1. 人口減少化を見据えた上水道事業について	①水道施設の内容について (H29) (1)施設の種類と数 (2)管路の種類と総延長 ②過去5年間(平成25年度から平成29年度の各年度)の決算状況について (1)留保資金の年度末累計(H25~H29) (2)資本的支出の額(H25~H29) (3)計画給水人口(H29) (4)現在給水人口(H29) (5)年間総配水量と総有収水量(H29) ③将来的給水人口をどのように見るべきか(2020年、2025年、2030年、2035年、2040年について) ④H25からH29の収益的収支と資本的収支の推移をどのように分析するか ⑤将来的に水道事業経営に予想される課題は何か、またこの課題にどのように対処するのか	市 長 環境部長	83
		2. 特別支援教育の学校制度について	①小・中学校における特別支援教育の現状 ②日体大は、何故特別支援学校の美作市誘致を止めたのか ③美作市立特別支援学校について (1)規模・内容 (2)美作市のニーズ (3)設置の必要性 (4)設置場所 (5)財源	市 長 教 育 長 企画振興 部長心得	86
		3. もうもう工房跡地について	①土地開発公社の整備の現状と見通し ②市の今後の施設等整備スケジュールについて (1)土地の取得時期 (2)施設の整備内容の決定手続き (3)整備内容 (4)財源	市 長 経済部長	94
		4. 教育行政について	①新学習指導要領の移行期間中における小学校の外国語学科教育について (1)現状 (2)課題 (3)今後の取組 ②小・中学校のエアコン設置について (1)小・中学校のエアコン設置の現状 (2)今後の取組	教 育 長	100
4	12番 萬代師一	1. 野田レーシングアカデミーについて	①開校時からの運営状況の推移について(事業計画、生徒数、スタッフ体制) ②今後の運営方針について(協議内容) ③補助金について(総支給額及び年度ごとの内訳) ④教育施設等誘致促進補助金交付要綱について ・補助対象経費について ・スポーツアカデミー支援事業補助金について ⑤認定技能教育施設登録要綱について(第4条第1項及び第3項の実施状況) ⑥施設の貸付料について	市 長 担当部長	105

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		2. 通学路の安全確保について	①ブロック塀の安全対策に関する文科省及び 県教委の点検結果の市の状況及び指導内容 について ②文科省及び県教委の指導への本市の取り組 み状況について ③民間のブロック塀への対応について (調査及び補修工事等への補助制度を創設 する考えは)	市 長 教 育 長 担当部長	110
5	11番 山本雅彦	1. 特別支援学校設立準備について	①県との協議はどこまで進んでいるか ②高等支援学校の概要について ③設置場所について	市 長 担当部長	119
		2. 災害対策について	①西日本豪雨による、美作市の被害と復旧状 況について ②河川の浚渫や立木対策について ③吉野川、大還橋下の井堰について ④ドローンの導入計画の有無について ⑤災害に対する備蓄品について ⑥耐震診断補助金について	市 長 担当部長	125
		3. 観光振興について	①西日本豪雨による市内の事業者への影響は どうか ②その影響で市内でも風評被害が出ていると 聞く、市としての支援策は考えられないか	市 長 担当部長	130
		4. 産業団地について	①南部産業団地構想の状況はどうか ②その他の産業用地の状況は	市 長 担当部長	133
		5. 安定した人口に向け て	①美作市における働き方改革とは ②住みたい美作市への取組	市 長 担当部長	134
		6. 学校教育について	①幼児教育無償化に対する、本市の考え方 ②スクールロイヤーについて	市 長 教 育 長	138
6	8番 安藤 功	1. 市内の保・幼・小・ 中学校におけるの暑 さ対策について	①市内小学校のエアコン設置についての検討 はその後どうなっているか ②体育・部活動、その他の活動について	市 長 教 育 長	141
		2. 災害に強いまちづく りについて	①西日本を中心に襲った今回の7月豪雨の被 害状況 ②被害を最小限に食い止めるための現在の課 題と、今後の対応について ③麓に集落や、主要道路、主要建物等がある 山の斜面や、土砂災害などを誘発する恐れ のある耕作放棄地等に対して今後の整備や 対策をどのように考えるか	市 長 担当部長	145
		3. 美作市の人口減少対 策について	①Iターン、Jターン、Oターン、孫ターン について	市 長 担当部長	153
		4. NHKのど自慢につ いて	①7月8日に予定されていたのど自慢につ いて	市 長	157
7	6番 倉地重夫	1. 今回の豪雨災害につ いて当市の豪雨災害 の対応について	①市の提供資料により被災状況が報告されて いるが、現在の状況及び、その対応状況に ついて教えて下さい	市 長 担当部長	159
		2. 市民の暮らしている 身近な地域の危険箇 所について	①各家庭に地域の防災マップが配布されてい ますが、自分の住んでいる地域における危 険箇所などが、十分に市民の皆様と共有で きているのか		167
		3. 避難指示などの告知 について	①避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避 難指示（緊急）と段階的に発令されるが、 その内容が対象者に正しく理解されている のか		169
		4. 防災訓練、教育につ いて	①防災教育など、定期的に取り組まれている が、その内容は		170
		5. 危険箇所の改修や改 善について	①昭和38年水害、21災害など集中豪雨に よる災害の発生頻度が増している水害が起 こるたびに浸水被害の発生する地域に対す る対策は十分行われているのか		172

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		6. ふるさと納税について	①先日、県下全市町村のふるさと納税額が発表されたが、このことについて市ではどのように思われましたか	市 長 担当部長	175
		7. 小学校、普通教室へのエアコン設置を求める	①先般、要望書でも提出いたしましたが、小学校の普通教室へのエアコンの早期導入を求めます		177
8	7 番 重平直樹	1. 暑さ対策	①エアコン整備について ②運動会の時期について	教 育 長	178
		2. 市道維持管理	①道路パトロールについて ②水路掃除等の状況について ③パトロール中、異常が有った時の対処について	建設部長	180
		3. 河川水位カメラ	①河川水位カメラの改善について	危機管理 監	183
9	15番 岩江正行	1. 西日本豪雨災害の教訓と災害に強い町づくりについて	①被害実態 (イ) 河川氾濫、越水、浸水、堤防の決壊 (ロ) 山の崩落 (ハ) 農林業被害 (ニ) 道路（通行止め） (ホ) 家屋の被害は ②復旧、復興の取組について ③市内全域の危険箇所 ④大原断層の地震の危険が指摘されているが備えは万全か	市 長 副 市 長 教 育 長 政 策 審 議 監 企 画 振 興 部 長 経 済 部 長 総 務 部 長 建 設 部 長 危 機 管 理 監	186
		2. 空家対策について	①空家対策特別措置法、法令遵守について ②空家等、対策計画策定について ③管理不全な状態、老朽化が著しく危険な空家の市内における現状 ④条例に基づく指導、勧告代執行、罰則など実施した実例について ⑤空家にならないための施策実施について (イ) 再利用か、改修、古材料利用、移築 (ロ) 古民家を探している方の公募について (ハ) 事業が進まない原因究明 (ニ) 財政支援措置について (ホ) 税制措置 ⑥管理不足空家の所有者の特定		198
		3. 格差社会を是正し、暮らしを再生	①子どもの貧困と格差是正について (イ) 進路保障 (ロ) 学費、奨学金 (ハ) ひとり親家庭の実態、所得の安定について (ニ) 貧困を生み出す社会的メカニズムとは何か (ホ) 我が国の将来を支える人材育成、子どもたちの夢、人生選択の自由を奪っていないか (ヘ) 学習支援について ②部落差別解消推進法をどのように評価しているのか (6条) 実態調査についての実施は ③エアコン設置と子どもの人権 ④所得の格差と人権 非正規雇用、正規雇用、フリーター、パート ⑤弱者に優しい公共交通 ⑥公的施設の予算配分について		202

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
10	3番 岩崎清治	1. メガソーラー事業について	①事業の進捗率・工事の進め方 ②自然保護協定書と泥水等の対応 ③市道に送電線を埋設しているが契約内容は	市 長	208
		2. 美作市の安全・安心対策について	①西日本豪雨における検証は ②教育関係における安全対策は		217
		3. 市立特別支援学校について	①運営の方法 ②運営費用と利用者数 ③議員への説明が不足しているのではないか ④作東総合支所を含むバレンタインパークの場所について現利用者等の意見・作東地域を含む意見の集約 ⑤特別支援学校全般		224
11	10番 岡本泰介	1. 常任委員会のあり方について	①委員会を開かない理由を問う	市 長	231
		2. 特産館みまさかの組織変更について	①特産館みまさかを（有）から（株）に変更した理由はなにか それによってメリット、デメリットはあるのか		233
		3. 彩葉茶屋の生産販売組合について	①彩葉茶屋の生産販売組合は本当に不用か ご意見をお聴きする会での生産者の声をどのように生かすのか		237
		4. 彩葉茶屋生産者組合の組合費について	①組合費は誰のものか		239
		5. 彩葉茶屋のシステム変更について	①更新の内容は 更新費用はどの程度かかるのか 更新の事業主体は誰か		243
		6. 彩葉茶屋の出荷手数料について	①市長公約の引下げ指導はしたのか したのであれば内容は		243
		7. やっちゃんみまさかの進捗状況について	①今年度の完成を目指していると公表されているが、現在の状況を問う		245
		8. 森林環境税の活用方法は	①新税の当市への予想配分額と利用方法はどのようになるのか		247
12	2番 和田広宣	1. 聴覚障がい者への配慮について	①本庁・各総合支所等での聴覚障がい者への対応の現状について	保健福祉 部長 市民部長	252
		2. 美作市の都市構想について	①新庁舎・文化センターの展望と、もうもう工房跡地の有効活用について	市 長 総務部長 経済部長	257
		3. 防災について	①水位カメラの適所への増設と支流危険個所の浚渫	危機管理 監 建設部長	259
13	1番 青山 慶	1. 災害時の避難所について	①避難所が遠く、避難所に行くことに危険を感じる 避難所が、いつ、どのように選定されたか	危機管理 監	261
		2. 避難所での高齢者、障がい者、外国人への対応について	①避難所での高齢者、障がい者、外国人への対応について 何か規定されているか	危機管理 監	264
		3. 災害情報の連絡手段について	①災害情報の連絡手段は、どのように規定されているか（連絡内容、連絡媒体）（H.Pには記載しないのか、みまちゃんネルとの連携はどのようになっているか）	危機管理 監	266
		4. 通行止め情報について	①逐次、みまさかオンラインでも連絡されていたが、文字だけではわかりづらい 改善の余地があるか	危機管理 監	268
		5. 災害ゴミの収集について	①市民への周知方法、クリーンセンターへの搬入困難者の対応はどのようになっているか	危機管理 監 担当部長	268

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		6. 河川カメラについて	①夜になると水位が見づらい、改善できないか また、設置個所の過不足についてどのように考えているか	危機管理 監	270
1 4	9 番 金谷のり子	1. 災害対策について	①県の管轄である河川の浚渫、河川内の木々の切除について	市 長 担当部長	272
		2. 自主財源について	①過去4年間での自主財源増の取り組みをどのようにしてきたのか ②その成果はどうであったか ③今後の新しい取り組みについてはどのようにしますか	市 長 担当部長	276
		3. 中小企業・小規模企業の振興について	①美作市の事業所数、携わる人口、事業所規模、従業員数、本市事業所の総売り上げ、年商別の事業所数、業種等について ②人口減少と少子高齢化の中、地域経済を支える事業所の現状は ③美作市中小企業・小規模企業振興条例等、官民協働での振興の必要について	市 長 担当部長	281
		4. 幼児教育について	①30年4月に幼児教育の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂が全面実施されています 特にどのような所が改訂され、美作市はどのようにすすめていますか ②園の施設整備指針より、自然環境や樹木に関する部分の抜粋について、どのように考えていますか 多様な自然体験や生活体験が可能となる環境整備を現在の園にどのように対応し、今後新しく出来る園にはどのように計画と配置を考えますか	市 長 教 育 長	284
		5. 小学校、中学校普通教室のエアコンの設置と管理について	①6月議会で市長からの小学校普通教室にエアコンの設置の決断をされました 中学校の設置状況と使用温度等管理はどのようになっていますか 小学校普通教室の計画はどのように、進んでいますか	市 長 教 育 長	288
1 5	5 番 中山忠明	1. 湯郷ベルについて	①ベルと美作市の関係 ②美作市が(県300万)補助金として3.200万円を出しているが、これらの使用はどうか ③平成30年9月現在の湯郷ベルのサッカー界での成績と今後の行方、そして補助金をいつまで出していくのか ④湯郷ベルに3.200万円以上の補助金を出しているが、湯郷ベルが存続している間は、この補助金を出し続けるのか 1千万円を一部リーグ奪回という事で出していると聞くが、どの用途はあるのか ⑤理事の殆どが、サッカーを知らない、又知っていてもサッカーとは足でけるという程度だと聞いております、サッカーの指導者あるいは、経験者、そしてチームの支援体制が出来る人材を起用することが大事であると思う、美作市民の大事な宝である「湯郷ベル」に美作市民の代表として提言出来るのか	市 長	290

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		2. もうもう工場の今後について	①美作市の玄関として整備されたが、現在、マルナカ側にある、高速バス乗り場を「もうもう工場側」に作るべく「ネクスコ西日本」との話の準備と予定等をお聞きしたい ②費用等について明らかにされたい ③マルナカ側高速バス乗り場の変更計画はあるか ④美作市全域のバス運行中心のターミナルとして、もうもう工場跡地に作り上げる計画はあるのか ⑤「道の駅」という計画があると聞いているがお聞きしたい ⑥岡山県一番の「トイレ構想」を作っていくのか、それとも二番で良いと考えているのか 又、計画はあるのかお聞きしたい	市 長	294